

第 1 回群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会

資 料

- 1 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告
(令和 5 年 4 月 6 日)
- 3 群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- 4 最低賃金審議会令(第 6 条第 5 項、第 7 項抜粋)
- 5 群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程(令和 2 年度～令和 5 年度)
- 6 最低賃金の改正決定について(諮問)写
- 7 「要請書」
北関東ユニオン
- 8 意見書(群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取)
 - (1)「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」
群馬県労働組合会議
 - (2)「2023 年度の最低賃金額の審議にむけた意見書」
生協労連 コープネットグループ労働組合
 - (3)「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」
群馬県医療労働組合連合会
 - (4)「最低賃金の改善を求める意見書」
群馬県自治体一般労働組合
- 9 生活保護法
- 10 生活扶助基準額(令和 2 年 10 月改定反映)
- 11 令和 5 年度生活保護基準額表(群馬県)
- 12 群馬県級地別人口(令和 2 年国勢調査データによる)
- 13 北関東三県比較対照表
 - (1) 年度別地域別最低賃金の比較表
 - (2) 新規高卒者初任給の推移(企業規模 10 人以上)
 - (3) 標準生計費の推移(一人世帯)
 - (4) 有効求人倍率の推移(パート含む)
 - (5) 都道府県(各県庁所在都市)別消費者物価指数の推移
- 14 毎月勤労統計調査 令和 4 年分結果確報
厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
- 15 消費者物価地域差指数 - 小売物価統計調査(構造編)2022 年(令和 4 年)結果 -
総務省統計局統計調査部
- 16 令和 3 年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果、概況
厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
- 17 第 1 回目安に関する小委員会配付資料 抜粋 中央最低賃金審議会資料
- 18 第 2 回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料
- 19 第 3 回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料
- 20 第 4 回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料

群馬地方最低賃金審議会 群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和5年7月20日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	高橋 徹	(株)上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷口 聡	高崎経済大学教授
	米本 清	高崎経済大学教授
労働者代表	新井 和成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	木間 裕治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	鷲澤 猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五十嵐 亮二	(一社)群馬県経営者協会専務理事
	池畠 美穂	パッケージ池畠(株)代表取締役
	宇井 正典	アサヒライズ(株)代表取締役社長

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年の目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
広島	80.5
滋賀	80.3
栃木	80.2
群馬	79.6
宮城	79.4
山梨	78.9
山梨	78.6
三重	78.6
石川	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山形	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
岐阜	76.1
徳島	75.4
福井	74.6
新潟	74.3
和歌山	74.0
愛媛	73.4
島根	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.4
高知	71.1
鳥取	71.1
秋田	71.0
鹿島	69.7
宮崎	69.6
青森	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する群馬県最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の専門部会の委員(以下「委員」という。)から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見

を聴くことができる。

(会議の議事)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

- 第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第9条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止するものとする。

(雑 則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和3年7月27日から施行する。

最低賃金審議会令（第6条第5項、第7項抜粋）

- 第1条 （名称）省略
- 第2条 （組織）省略
- 第3条 （委員の推薦）省略
- 第4条 （臨時委員の任命等）省略
- 第5条 （会議）省略
- 第6条 （最低賃金専門部会）
 - 第1項～第4項 省略

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項 省略

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

- 第7条 （庶務）省略
- 第8条 （雑則）省略

附則 （省略）

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金	
6月30日 (火) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・435回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月2日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室)	・440回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)	6月30日 (木) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・446回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月4日 (火) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・452回本審(地域諮問) ・ 全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月28日 (火) 16:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階小・大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)	7月27日 (火) 16:30 ~ 1階共用会議室 (予備 8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)	7月26日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)	7月27日 (木) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(中間報告)
7月31日 (金) 14:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室)	・436回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)	7月29日 (木) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・441回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)	8月1日 (月) 16:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・447回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)	8月2日 (水) 15:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・453回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・ 全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・ 地域部会(基礎調査説明)
8月7日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階小会議室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・437回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月6日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・442回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	14:00 ~ 1階共用会議室 8月12日 (金) 14:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・448回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月9日 (水) 9:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・ 地域部会(最低賃金額審議) ・454回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)
8月25日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室)	・438回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月24日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・443回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月30日 (火) 9:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・449回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月25日 (金) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・455回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)
特定最低賃金		特定最低賃金		特定最低賃金		特定最低賃金	
月日 () 開催せず	・特定合同部会	月日 () 開催せず	・特定合同部会	月日 () 開催せず	・特定合同部会	月日 () 開催せず	・特定合同部会
10月2日 (金)	・特定部会 (鉄鋼) 14:00 ~ 1階共用会議室	10月5日 (火)	・特定部会 (電気) 10:00 ~ 1階共用会議室	10月5日 (水)	・特定部会 (電気) 9:15 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月2日 (金)	・特定部会 (機械) 14:45 ~ 1階共用会議室	10月5日 (火)	・特定部会 (輸送) 11:00 ~ 1階共用会議室	10月5日 (水)	・特定部会 (輸送) 10:45 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月9日 (金)	・特定部会 (電気) 9:30 ~ 7階大会議室	10月5日 (火)	・特定部会 (機械) 13:30 ~ 1階共用会議室	10月6日 (木)	・特定部会 (機械) 9:15 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月9日 (金)	・特定部会 (輸送) 10:15 ~ 7階大会議室	10月7日 (木)	・特定部会 (鉄鋼) 13:30 ~ 1階共用会議室	10月6日 (木)	・特定部会 (鉄鋼) 10:45 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月23日 (金)	・特定部会 (鉄鋼) 9:30 ~ 7階大会議室	10月19日 (火)	・特定部会 (電気) 13:30 ~ 1階共用会議室	10月24日 (月)	・特定部会 (鉄鋼) 9:30 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月23日 (金)	・特定部会 (機械) 10:30 ~ 7階大会議室	10月19日 (火)	・特定部会 (輸送) 14:30 ~ 1階共用会議室	10月25日 (火)	・特定部会 (輸送) 9:30 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月27日 (火)	・特定部会 (電気) 16:00 ~ 1階共用会議室	10月22日 (金)	・特定部会 (機械) 13:30 ~ 1階共用会議室	10月28日 (金)	・特定部会 (機械) 13:30 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月30日 (金)	・特定部会 (輸送) 13:45 ~ 1階共用会議室	10月28日 (木)	・特定部会 (鉄鋼) 13:45 ~ 1階共用会議室	10月28日 (金)	・特定部会 (電気) 14:45 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・特定部会
10月30日 (金)	・439回本審(特定報告) 15:00 ~ 1階共用会議室	10月28日 (木)	・444回本審(特定報告) 15:00 ~ 1階共用会議室	10月28日 (金)	・450回本審(特定報告) 15:30 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・ 回本審(特定報告)
11月20日 (金)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月16日 (火)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日 (火)	・本審(異議申出なく開催なし)	月日 ()	・本審(異議申出)
3月2日 (火)	・(特定意向表明) 文書通知に代替	3月11日 (金)	・445回本審(特定意向表明) 9:30 ~ 群馬県市町村会館	3月3日 (金)	・451回本審(特定意向表明) 13:30 ~ 1階共用会議室	月日 ()	・ 回本審(特定意向表明)



群勞発基 0704 第1号
令和 5年 7月 4日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡 殿

群馬労働局長
加藤 博人



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和 55 年群馬労働基準局最低賃金公示第 8 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

2023年7月13日

群馬労働局長
加藤 博人 様



使い捨ては許さない！誰でもどこでも安心して
働ける職場と生活できる賃金を！

北関東ユニオンネット共同

交通ユニ

執行委員長

要請書

貴職の労働行政に対する取り組みに敬意を表します。労働基準行政等について下記の通り要請します。

記

1. 解雇等雇用契約について

- ① 使用者の意図的な解雇や違法解雇が多発している現状を踏まえ、「解雇の金銭解決」等の動きに対し、労働基準監督行政の原則を堅持すること。
- ② 障がい者雇用について、法定雇用率の現状を明らかにすること。また未達成企業の公表等、100%雇用に向けた施策を講じること。

2. 賃金について

- ① 現行の最低賃金時給895円をただちに1,000円に引き上げること。さらに早急に1,500円に引き上げること。
- ② 賃金不払いについて、刑事罰が付帯されていることを明確にし、悪質な企業に対しては、厳正に対処すること。
- ③ 未払い賃金被害に遭っている労働者の立場を十分斟酌し、監督にあたること。
- ④ 最低賃金審議会の全審議会を公開とすること。

3. 労働保険制度の事業者不服申し立てについて

- ① 「基発0131第2号通達」を撤回すること。
- ② 労災保険におけるメリット制度を廃止すること。

4. 労働実態について

- ① サービス残業の摘発件数を明らかにされたい。
- ② 外国人技能実習生制度を悪用した劣悪な労働実態がある。現場視察等を強化し、

制度の適正な運用を指導するとともに、労働法を遵守させること。

- ③ 過労死・過労死自殺等については、労災認定を速やかに決定されたい。
- ④ 様々なハラスメントについて相談が寄せられていると思うが、相談件数等を明らかにされたい。あわせて鬱病の割合を明らかにされたい。
- ⑤ 業務を起因とする鬱病等の精神疾患について、早急に労災認定を行うこと。
- ⑥ シルバー人材センターの請負、委任業務に従事する場合、最低賃金法は適用されないが、最低賃金法が適用になるよう、上申されたい。

5. アスベスト対策について

- ① 群馬労働局管内の労基署における石綿による疾病の労災認定件数及び石綿健康被害救済法による遺族特別給付金の給付件数を明らかにすること
- ② 厚生労働省が発表した石綿による疾病の労災認定事業場に対し、労働者・退職者の石綿健康被害の補償・救済に積極的に取り組むよう指導すること。
- ③ 2022年度の石綿除去工事届出件数及び作業計画届の件数を明らかにされたい。
- ④ 2022年度の健康管理手帳（石綿）新規交付件数と累積交付件数を明らかにされたい。

6. 労働行政全般について

- ① 監督官の増員等、適切な行政指導ができる体制をつくること。
- ② 外国語に対応できる人員を配置すること。
- ③ 個人情報開示請求に対し、あまりにも黒塗りが多い。開示基準を改正すること。
- ④ 労働相談員に、社会労務士を採用しているが、その実態を明らかにすること。

以上

2023年7月14日

群馬地方最低賃金審議会 御中

前橋市本町3-9-10

群馬県労働組合会議

事務局長

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円の実現をめざすこと、及び全国一律最低賃金制度創設と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

1. 4月の消費者物価は、総合指数で前年当月比3.5%上昇し、生活必需品（基礎的支出項目）では4.2%も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス3.0%（2023年4月）、13カ月連続で減少となっています（厚生労働省・毎月勤労統計調査）。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来8年ぶりで、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられてきている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年の最低賃金の改定にあたって、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の物価上昇率を上回る大幅な引き上げを求めるものです。

2. 現在の最低賃金には、2つの大きな問題があります。

一つは、あまりにも低額であること、二つには、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまっただけです。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間



らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国 27 都道府県で4万8千人を超える人たちの協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円(税込み)・時間額1,500円以上(月150時間換算)必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。【表1】これに比して、群馬県の最低賃金額895円は6割にも満たず、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円の実現をめざすことを強く求めます。

海外に目を向けると、オーストラリア1,959円、スウェーデン1,717円、アメリカのワシントン州では2,069円になっています【表2】。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、一年で3回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金(平均)は低水準にあり、旧C・Dランクの多くの地方は韓国(990円)の最低賃金よりも低い水準となっています。

3. 最低賃金の二つ目の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

2022年の改定では、最高額の東京都が1,072円、最低額の10県は853円で219円(20.4%)もの格差があります。【表3】に示しているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2022年には219円と格差は2倍以上に広がっています。しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円(税込)、時間額1,500円以上(月150時間)必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています【表4】。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、

その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。219円(20.4%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

4. 最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるのでしょうか。明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

自由民主党内につくられている最低賃金一元化推進議員連盟が、2021年5月25日に当時の菅総理大臣に「最低賃金制度のあり方に関する提言」を行いました。その中では「支払い能力」という概念は他の国には見られない要素であり、またその概念は極めて曖昧であり、この要素が最低賃金引き上げの抑制要因として機能してきたと推察される」と述べられています。「極めて曖昧」な概念で審議するのではなく、明確な根拠を示したうえでの審議が必要です。

5. 最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均で1,000円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均1,000円」は、2010年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020年までに全国平均1,000円を目指す」としていたもので、すでに3年も遅れているものです。私たちの要求である全国一律1,500円以上とはほど遠い状況が続いています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金1,500円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

6. 群馬地方最低賃金審議会は、2022年8月12日の「群馬県最低賃金の改正決定について(答申)」において2021年に引き続き、中小企業支援について言及し、「中小企業の賃上げのための環境整備、及び、直接的、即効的、かつ、手続きの簡素化された支援策をさらに拡充することは労使共通の要望である」と労働局長に答申しました。私は、2年続けて答申に最低賃金引上げのための中小企業支援策の要望を盛り込んだことを高く評価するものです。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,000円以上に引上げ、1,500円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

以上

表1-a 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名 自治体名 性別	青森県		秋田県		岩手県		山形県		宮城県		福島県		茨城県		東京都		長野県			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
消費ランク	D	D	D	D	D	D	D	D	C	C	D	D	B	B	A	A	B	B		
消費支出	179,522	182,825	181,425	183,708	186,717	186,717	46,605	47,242	47,242	47,242	47,242	47,442	47,442	41,967	41,967	179,804	176,884	183,113	184,772	
食費	46,583	47,235	46,605	47,226	47,242	47,242	34,000	37,000	37,000	35,000	36,000	36,000	36,000	36,458	36,458	44,361	35,858	41,333	33,976	
住居費	33,000	35,000	34,000	35,000	37,000	37,000	10,687	11,614	11,614	11,608	10,903	10,903	7,546	7,546	6,985	6,780	7,298	7,114	40,635	40,635
水道・光熱	10,406	10,687	10,687	11,608	11,614	11,614	3,841	3,932	3,932	4,150	3,893	3,893	3,365	3,365	2,540	2,703	4,542	4,937	7,114	7,114
家具・家事用品	4,066	3,841	4,321	4,150	3,932	3,932	6,901	7,144	7,144	7,709	6,506	6,506	8,440	8,440	6,806	5,302	7,522	7,406	4,937	4,937
娯楽・雑費	6,885	6,901	6,131	7,709	7,144	7,144	2,690	2,682	2,682	2,682	2,617	2,617	1,002	1,002	1,009	2,885	1,026	2,934	2,934	2,934
保健医療	2,604	2,690	2,682	2,682	2,636	2,636	36,114	36,057	36,057	36,103	36,234	36,234	32,481	32,481	12,075	12,075	29,359	31,799	31,799	31,799
交通・通信	36,114	36,057	36,057	36,103	36,057	36,057	19,988	19,988	19,988	19,988	19,988	19,988	28,534	28,534	25,577	25,613	26,393	26,393	26,393	26,393
教養・娯楽	19,988	20,286	20,286	20,286	20,105	20,105	20,105	21,696	20,257	20,257	20,123	20,123	22,708	22,708	23,189	20,316	25,225	25,225	30,638	30,638
その他	20,138	20,072	21,696	20,257	20,105	20,105	52,555	52,686	52,686	53,041	53,531	53,531	55,177	55,177	51,938	51,938	53,999	53,999	53,999	53,999
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	52,686	52,686	18,200	18,600	18,600	18,300	18,300	18,300	17,900	17,900	17,900	17,900	17,600	18,300	18,400	18,400
予備費	17,900	18,200	18,600	18,300	18,600	18,600	201,025	205,317	205,317	199,525	202,008	201,813	197,810	195,947	197,704	194,454	201,413	203,172	203,172	203,172
最低生計費(月額・税等抜)	197,422	201,025	199,525	202,008	205,317	205,317	253,580	252,566	252,566	260,006	255,344	253,987	251,124	249,642	249,642	246,362	254,912	256,571	256,571	256,571
最低生計費(月額・税等込)	249,534	253,580	252,566	260,006	252,566	252,566	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960
年額(税込)	2,994,408	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	3,042,960	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702	1,702	1,687	1,674	1,664	1,642	1,699	1,710	1,710	1,710
月150時間換算	1,664	1,691	1,684	1,733	1,720	1,684														

表1-b 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名 自治体名 性別	岐阜県		岐阜市		岐阜市		岐阜市		岐阜市		岐阜市		岐阜市		岐阜市		岐阜市		岐阜市	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
消費ランク	C	C	A	A	B	B	C	C	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D
消費支出	176,737	177,656	173,494	170,953	175,940	169,919	180,404	186,105	183,688	184,283	187,077	191,848	179,439	182,095	187,077	191,848	183,688	184,283	187,077	191,848
食費	44,572	37,640	43,727	35,097	44,206	35,856	40,333	33,993	45,423	37,054	42,735	35,785	41,266	33,200	42,735	35,785	45,423	37,054	42,735	35,785
住居費	38,000	38,000	48,000	48,000	46,000	46,000	35,417	35,417	33,000	33,000	39,000	39,000	36,458	36,458	39,000	39,000	33,000	33,000	39,000	39,000
水道・光熱	7,874	8,690	6,699	6,699	7,301	6,841	7,273	11,491	8,710	10,360	7,566	7,877	8,764	10,424	7,566	7,877	10,360	7,566	7,877	8,764
家具・家事用品	3,053	3,109	3,790	3,693	3,972	4,477	4,032	4,297	5,247	4,226	4,226	4,226	3,851	3,851	4,226	4,226	5,247	4,226	4,226	3,851
娯楽・雑費	7,748	5,752	8,756	8,249	5,594	4,308	6,275	7,701	6,638	8,223	4,478	8,896	5,021	3,339	4,478	8,896	6,638	8,223	4,478	3,339
保健医療	1,501	4,591	4,107	6,513	2,106	2,163	1,094	2,352	1,506	868	2,348	3,574	1,142	3,643	1,506	868	2,348	3,574	1,142	3,643
交通・通信	34,993	32,953	13,469	13,567	17,702	16,431	33,384	33,384	37,467	35,923	36,302	36,142	33,794	33,794	37,467	35,923	36,302	36,142	33,794	33,794
教養・娯楽	20,390	20,680	25,553	25,604	29,512	29,558	25,454	25,547	26,070	25,781	26,635	26,635	25,177	25,177	26,070	25,781	26,635	26,635	26,635	25,177
その他	18,391	26,241	21,011	24,021	19,547	24,275	26,842	31,923	21,657	31,367	23,873	28,545	33,209	33,209	21,657	31,367	23,873	28,545	33,209	33,209
非消費支出	53,422	54,157	54,157	50,492	50,492	50,492	50,107	50,107	47,711	47,711	53,037	48,977	48,977	48,977	47,711	53,037	48,977	48,977	48,977	48,977
予備費	17,700	17,700	17,000	17,000	17,500	16,900	18,600	18,600	18,300	18,400	18,700	19,200	17,900	18,200	18,300	18,400	18,700	19,200	19,200	18,200
最低生計費(月額・税等抜)	194,337	195,556	190,794	187,953	193,440	186,819	198,404	204,705	201,988	202,683	205,777	211,048	197,339	200,295	201,988	202,683	205,777	211,048	211,048	200,295
最低生計費(月額・税等込)	247,759	248,778	244,951	242,110	243,932	237,311	248,512	254,812	249,699	250,394	258,814	264,085	246,316	249,272	249,699	250,394	258,814	264,085	264,085	249,272
年額(税込)	2,973,108	2,985,336	2,939,412	2,905,320	2,927,184	2,847,732	2,982,132	3,057,744	2,996,388	3,004,728	3,105,768	3,169,070	2,955,792	2,991,264	2,996,388	3,004,728	3,105,768	3,169,070	3,169,070	2,955,792
月150時間換算	1,682	1,659	1,633	1,614	1,626	1,582	1,687	1,699	1,665	1,669	1,725	1,761	1,642	1,662	1,665	1,669	1,725	1,761	1,761	1,662

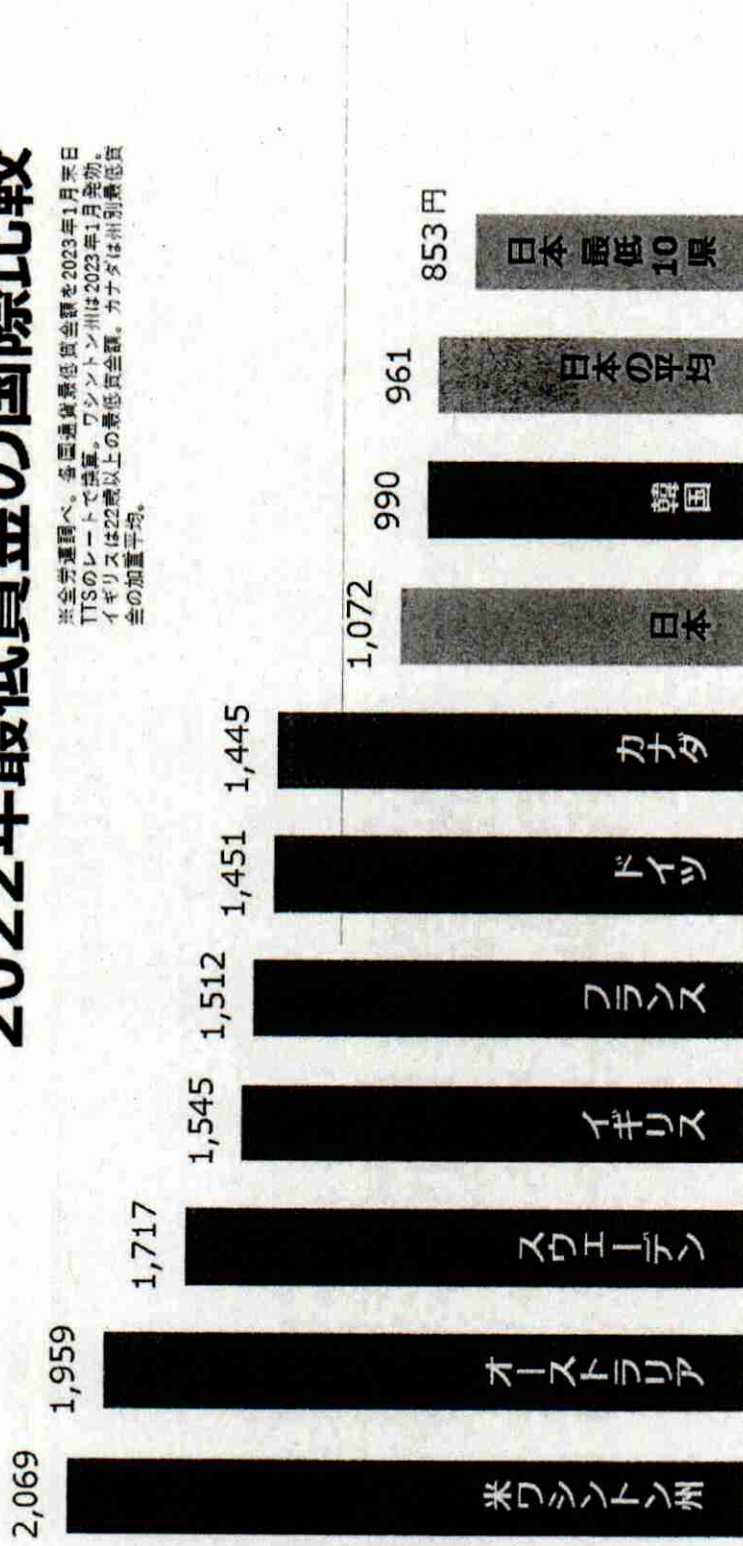
(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由献金費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料。

2022年最低賃金の国際比較

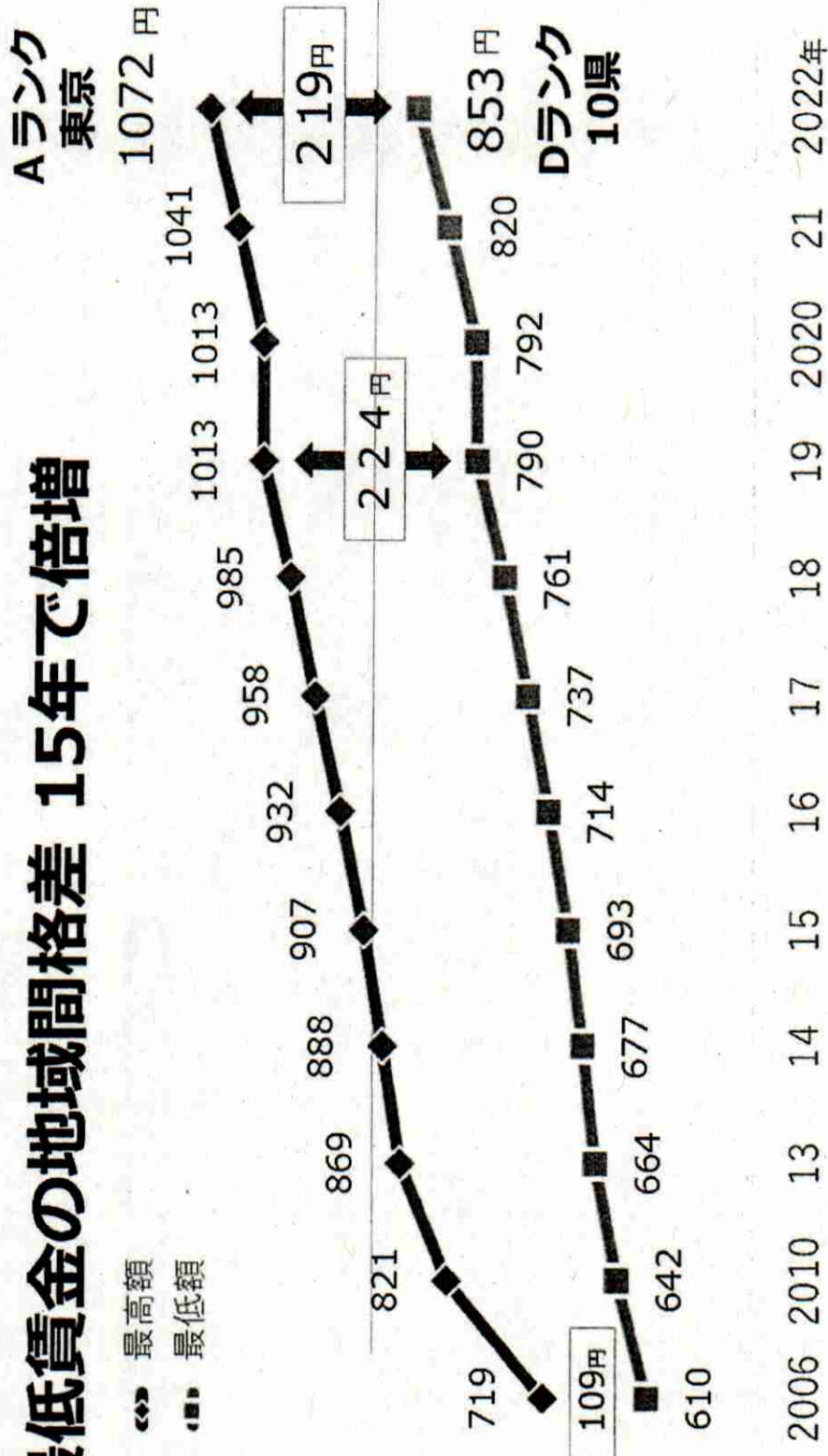
※全労連調べ。全国通貨最低賃金を2023年1月末日
TYSのレートで換算。ワシントン州は2023年1月発効。
イギリスは22歳以上の最低賃金額。カナダは州別最低賃
金の加重平均。



単位：円

最低賃金の地域間格差 15年で倍増

◆ 最高額
■ 最低額



2006 2010 13 14 15 16 17 18 19 2020 21 2022年

2023年7月12日

群馬県最低賃金審議会 御中

さいたま市南区南本町 1-16-9
フォーラム南浦和 4F
生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長

2023年度の最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く従業員で組織する労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。日本社会から格差と貧困をなくすために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消を求めています。どこでもだれでも1日8時間働けばまともに暮らせる社会にしていくには、最低賃金は全国一律で1,500円以上にしていく必要があると考えています。今年度の群馬県の最低賃金額の改定に際し、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2023年度の最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

このため2022年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであり、昨年中央最低賃金審議会では、A・Bランク31円、C・Dランク30円という過去最高の引き上げ目安額が答申され、22道県の地方最低賃金審議会では目安額を1~3円上回る額で決定した地方もあったものの、群馬県では目安額通りの30円の引き上げで決定し、最賃額895円となりました。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のためには、過去に例がなくとも検討すべきと考え、今年1月には、群馬労働局長あてに「2022年度内最低賃金額再改定の要請書」を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めて、2023年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えます。

関東で一番低い群馬県の最低賃金では労働力の流出も大きな問題としてあります。群馬県から東京に働きに出る目的の一つには、より高い賃金を求める願いがあることを受け止めていただきたいと思えます。群馬県で働く労働者の生存権を保障してください。

2. 生協職場の従業員の暮らしの実態

コロナ禍に続く急激な物価上昇から生協職場で働く従業員の暮らしも非常に逼迫しています。以下にこの間あがっている声を紹介いたします。

「新型コロナの収束も見通せない中で物価が上昇し、日々の生活がどんどん苦しくなっています。切り詰められるものにも限界があります。」

「食費を節約するために値引きシールの貼ってある商品を選んで購入しています。賃金アップで食べたい商品を選んで買えるようにしてほしい。」

「入職して30年ずっとコープで商品を購入してきました。本当はコープで買いたいのですが出費を減らすには食品の質を落とすしかありません。」

「4人家族で回転ずしなどへ外食に行くと1回で2,000円から3,000円出費が増えています。もう外食は無理です。子どもの将来のための貯金もできません。」

「配達中のお昼もお弁当は買えないので、コンビニのおにぎりで我慢しています。」



「体が動くうちは生協で働きたいと思っていますが、高齢のため体が厳しいです。でも医療費を出す余裕が無いので、病院には行かずだまし、だまし働いています。」

3. すべての人の最低生計費を保障する最賃制度の確立を

全労連とその加盟組織は最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度にしていく運動に取り組んでいます。全国一律の最低賃金制度を求める要求は、科学的根拠に基づくものです。全国各地で1ヶ月の生活に必要な費用を調査する最低生計費試算調査を実施し、その結果から、全国どこでも単身20代が普通に暮らしていくために必要な費用は、月額約23万円(時給換算で1,500円~1,700円)程度であることが明らかになっています。

私たちが長年、最低賃金の全国一律制の実現を求めてきた結果、最低賃金を全国一律制度にしていこうという声が、様々な団体や国会議員の間でも広がってきています。私たちが毎年取り組んでいる全国一律最賃制を求める国会請願署名の紹介議員も2022年は104人、2023年は121人と、増えてきています。

中央最賃審議会の目安協議会では、今年10月の改定から3ランク制へと変更することを決めましたが、私たちが求めている全国一律制に照らせば、この変更はまだ不十分なものです。

全労連では現在、全国一律の最低賃金制度にしていくために、最低賃金法を改正していく4つのポイントについても、国会議員との合意形成を進めようとしています。全労連が考える最賃法改正の4つのポイントとは、「公務員への適用」「中央と地方の各審議会の役割整理」「決定要素からの事業の支払能力削除」「中小企業支援策の国への義務づけ」です。今年度の最賃審議会での議論でも、上記の経過を踏まえた検討がなされることを期待します。

4. 最低賃金の引き上げは、中小企業支援策とセットで

現行の最低賃金法の問題点の一つは、最低賃金の決定要素の一つに「事業の支払能力」を挙げている点があります。憲法が保障する生存権が「事業の支払能力」に左右されるようなことはあってはならないと考えます。また、この間生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いは持っています。大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。

中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく政策的な中小企業支援が必要です。現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由からあまり活用されていません。全国の中小企業にあまねく効果が行きわたるような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するべきと考えます。

5. 開かれた議論をお願いします

各地方最賃審議会では、広く意見を求め、審議会での議論の内容を公開していく方向で、少しずつ改善が進んでいます。鳥取地方最低賃金審議会においては2008年以降「完全公開」「意見聴取の実質化」「傍聴の自由化」を確立させ定着させています。隣の埼玉地方最低賃金審議会では、2019年度の審議会から意見書提出者が意見陳述できる時間を設けるようになり、今年度の審議会では意見陳述について昨年までの倍の時間を確保する方向で準備されています。

群馬の最賃審議会でも、専門部会を非公開とすることが今年も確認されてしまいましたが、議論の過程の透明性や公正性を高めるための改善を進めていただくことを要望します。

以上

2023年7月14日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様
群馬地方最低賃金審議会委員 各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [REDACTED]

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち、群馬県医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、医療現場で働く労働者の賃金・労働条件の大幅改善が必要と考え、賃金改善にむけての取り組みをすすめています。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下新型コロナ）拡大により、医療・介護・福祉職場は過酷な労働実態となっていますが、専門職にも関わらずそこで働く労働者の賃金は、社会的な役割に見合わない低賃金に据え置かれています。

政府が打ち出したケア労働者の賃上げについては、ほとんどが手当対応であり、政府が宣言する額には及ばない状況です。そもそも対象となる職種や施設について限定的であり、職場に差別と分断を持ち込む結果となっており、さらに慢性的な人員不足が新型コロナの拡大に追い打ちをかけ人員不足となり、過酷な労働実態に拍車がかかっています。

看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとして政策では、給付対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。

自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った看護師に対する政策では、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。介護職員に対しては、補助対象は介護施設に勤務する介護職員のみであり、医療機関等で勤務する介護職員は賃上げ対象から外されています。在宅診療に重要なケアマネージャーや訪問看護師など対象外になった職員からは、不満の声が多く、ケア労働者全体の賃上げが強く求められています。

診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

毎年の地域最賃で働かされているケア労働者が多くいます。これでは生活が出来ず、家族を養えず、子育てができないために離職せざるを得ない状況が続いています。

まずは、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げすることが、人手不足の解消



の一步です。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

<参考>

医療業・看護師・介護職・保育士と全産業の賃金推移（2023年4月）

	全産業		医療業(医師除)		看護師		介護職		保育士	
	所定内額	労働者数	所定内額	全産業差	所定内額	全産業差	所定内額	全産業差	所定内額	全産業差
2001年	306,486	20,332,090	272,299	-34,186	281,300	-25,186	213,308	-93,178	219,900	-86,586
2002年	303,555	19,559,680	268,195	-35,360	282,600	-20,955	217,472	-86,083	224,400	-79,155
2003年	303,031	19,364,820	268,752	-34,279	277,000	-26,031	212,200	-90,831	220,800	-82,231
2004年	302,363	21,097,610	271,715	-30,648	279,200	-23,163	207,088	-95,275	217,100	-85,263
2005年	302,325	20,451,690	275,893	-26,432	279,200	-23,125	198,140	-104,185	212,000	-90,325
2006年	301,982	20,197,400	277,038	-24,944	282,600	-19,382	200,023	-101,959	211,200	-90,782
2007年	301,533	18,910,280	277,584	-23,950	279,600	-21,933	199,275	-102,259	210,800	-90,733
2008年	298,766	19,970,810	281,747	-17,019	286,800	-11,966	202,300	-96,466	209,100	-89,666
2009年	293,819	18,854,360	281,534	-12,285	281,200	-12,619	200,220	-93,599	211,400	-82,419
2010年	296,200	19,718,190	282,845	-13,355	286,900	-9,300	201,305	-94,895	211,400	-84,800
2011年	296,800	19,522,130	284,139	-12,661	289,800	-7,000	202,902	-93,898	212,900	-83,900
2012年	297,700	23,415,210	288,354	-9,346	291,800	-5,900	204,962	-92,738	208,200	-89,500
2013年	295,700	22,432,800	292,611	-3,089	291,300	-4,400	205,521	-90,179	207,400	-88,300
2014年	299,600	22,156,540	290,155	-9,445	295,600	-4,000	207,741	-91,859	209,800	-89,800
2015年	304,000	22,406,500	295,077	-8,923	295,700	-8,300	210,492	-93,508	213,000	-91,000
2016年	304,000	23,069,790	297,316	-6,684	299,300	-4,700	214,980	-89,020	215,800	-88,200
2017年	304,300	22,721,960	295,358	-8,942	299,600	-4,700	219,945	-84,355	222,900	-81,400
2018年	306,200	21,224,500	296,928	-9,272	298,300	-7,900	226,291	-79,909	232,600	-73,600
2019年	307,700	22,181,420	300,322	-7,378	302,400	-5,300	229,476	-78,224	238,000	-69,700
2020年	307,700	27,650,230	307,135	-565	296,900	-10,800	235,335	-72,365	238,700	-69,000
2021年	307,400	28,210,870	308,064	664	300,600	-6,800	230,440	-76,960	244,000	-63,400
2022年	311,800	27,906,740	314,411	2,611	306,200	-5,600	237,900	-73,900	255,500	-56,300

※2020年より「看護職」は職種別3表「職種(小分類)性別決まって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間給与その他の特別給与額(雇員計)(役員者を除く)」を使用
 ※「介護職」は2019年まで「ホームヘルパー」と「福祉施設介護員」の合計試算/2020年以降「訪問介護従事者」と「介護職員(医療・福祉施設等)」の合計試算
 ※【出典・参考資料】2023年分 厚労省「令和4年賃金構造基本統計調査」



2023年 7月14日

群馬地方最低賃金審議会長

谷口 聡 様

群馬県前橋市本町3・9・10

群馬県自治体一般労働組合

執行委員長

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法で「労働者の生計費を考慮して」と定められており、全労連の最低生計費試算の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。地域間格差の解消に向けて、最低賃金の抜本的な引き上げの審議をお願いします。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金を大幅に引き上げて賃金水準の底上げが必要です。円安や物価上昇に対応するため最低賃金の改善による地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済の確立が今こそ最重要課題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告で「ランク区分の見直し」が報告され、A,B,Cの3ランクとなりますが、地域間格差の解消には触れていません。

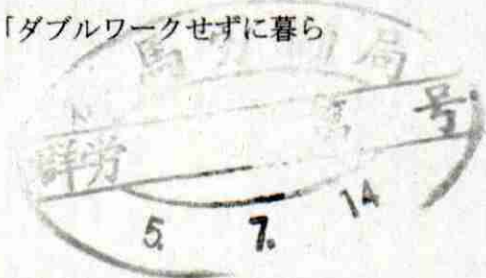
群馬の最低賃金「895円」に対して東京は177円、埼玉は92円、栃木は18円、茨城は15円の格差が生じており、関東で群馬だけが800円台にとどまり、毎年格差が拡大しています。昨年の地方最賃審議会では格差是正のため目安に上乘せした県が増加しました。今年はランクの見直しがあり、格差是正に向けて大幅な最低賃金引き上げが必要ではないでしょうか。

私たち群馬県自治体一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者により組織しております。

自治体非正規職員の賃金は、2022年の県内全自治体の調査によると群馬県最低賃金895円に対して、一番低い時給は最低賃金より低い866円（1自治体）、同額の895円（5自治体）、897円（17自治体）であり、900円台は13自治体でした。これが自治体非正規職員が最低賃金に近い低賃金で働かされている実態です。

公務労働者の賃金は長年にわたり低賃金が続くなか、苦しい生活を抜け出すためには最低賃金の大幅な引上げ以外にありません。

現行の最低賃金では「8時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮ら



せる賃金」とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果では全国どこでも大差はなく、25歳男性の1人暮らしでは月額22万円～27万円で月150時間換算で1,441円～1,772円と時給1,500円は必要です。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間額1,000円以上引上げ、生計費原則に基づき1,500円を目指すことを強く求めます。

毎年、審議会の傍聴に参加していますが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

下記の事項について早期に実現の向けてのご尽力をお願い致します。

記

- 1 群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、今年も意見書に基づいて意見陳述を行えるようよろしくお願いします。
以上、意見書を提出します。

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 保護の原則（第七条—第十条）
- 第三章 保護の種類及び範囲（第十一条—第十八条）
- 第四章 保護の機関及び実施（第十九条—第二十九条の二）
- 第五章 保護の方法（第三十条—第三十七条の二）
- 第六章 保護施設（第三十八条—第四十八条）
- 第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条—第五十五条の三）
- 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四—第五十五条の六）
- 第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七—第五十五条の九）
- 第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条—第六十三条）
- 第十一章 不服申立て（第六十四条—第六十九条）
- 第十二章 費用（第七十条—第八十条）
- 第十三章 雑則（第八十一条—第八十六条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（この法律の解釈及び運用）

第五条 前四条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

（用語の定義）

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章 保護の原則

（申請保護の原則）

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範囲

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助

八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(生活扶助)

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 移送

(教育扶助)

第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二 義務教育に伴つて必要な通学用品

三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(医療扶助)

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

(介護扶助)

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

九 移送

2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

(出産扶助)

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(生業扶助)

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
 - 二 死体の運搬
 - 三 火葬又は埋葬
 - 四 納骨その他葬祭のために必要なもの
- 2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。
- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
 - 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第四章 保護の機関及び実施

(実施機関)

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
 - 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。
- 3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。
- 一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）居宅介護を行う者
 - 二 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）
 - 三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）介護予防を行う者
- 4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
- 5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。
- 6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。
- 7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。
- 一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。
 - 二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。
 - 三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。
 - 四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

(職権の委任)

第二十条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

(補助機関)

第二十一条 社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

(民生委員の協力)

第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(事務監査)

第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

- 2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内に行わなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(報告、調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年

法律第百四十一号) 第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第二十九条の二 この章の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第五章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設(同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第三十二条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。
- 3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

- 2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。
- 3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

(生業扶助の方法)

第三十六条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

- 2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。
- 3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

(葬祭扶助の方法)

第三十七条 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

- 2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

(保護の方法の特例)

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

第六章 保護施設

(種類)

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設
- 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
- 5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。
- 6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

(保護施設の基準)

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 保護施設に配置する職員及びその員数
 - 二 保護施設に係る居室の床面積
 - 三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設)

第四十条 都道府県は、保護施設を設置することができる。

2 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 保護施設を設置した都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、現に入所中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮小し、若しくは休止することができる。

4 都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置)

第四十一条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

- 一 保護施設の名称及び種類
- 二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況
- 三 寄附行為、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 取扱定員
- 六 事業開始の予定年月日
- 七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- 八 経理の方針

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

- 一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。
- 二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。
- 三 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。

4 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める条件を附することができる。

5 第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止)

第四十二条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(指導)

第四十三条 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

第四十五条 厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。

- 一 その保護施設が第三十九条第一項の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。
- 三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すことができる。

- 一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。
- 二 その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。
- 四 正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日（同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。
- 五 第四十一条第五項の規定に違反したとき。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(管理規程)

第四十六条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び方針
 - 二 職員の定数、区分及び職務内容
 - 三 その施設を利用する者に対する処遇方法
 - 四 その施設を利用する者が守るべき規律
 - 五 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
 - 六 その他施設の管理についての重要事項
- 2 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。
- (保護施設の義務)

第四十七条 保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。

- 2 保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たり、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。
 - 3 保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。
 - 4 保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。
- (保護施設の長)

第四十八条 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

- 2 保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができる。
- 3 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。
- 4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

第七章 医療機関、介護機関及び助産機関

(医療機関の指定)

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(指定医療機関の義務)
- 第五十条** 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。
(変更の届出等)
- 第五十条の二** 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
(指定の辞退及び取消し)
- 第五十一条** 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (診療方針及び診療報酬)
- 第五十二条** 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。
(医療費の審査及び支払)
- 第五十三条** 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。
(報告等)
- 第五十四条** 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。
(介護機関の指定等)
- 第五十四条の二** 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。
- 2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

- 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第四十九条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

- 2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。
- 二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金

（就労自立給付金の支給）

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省

令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認められたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

(進学準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

(報告)

第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業

(被保護者就労支援事業)

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章 被保護者の権利及び義務

(不利益変更の禁止)

第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(届出の義務)

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
（費用返還義務）

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第十一章 不服申立て

（審査庁）

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

（再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条 削除

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十二章 費用

（市町村の支弁）

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用
イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ 第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

- 三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に所在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
- 四 その設置する保護施設の設備費
- 五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用
- 六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用
- 七 この法律の施行に伴い必要なその人件費
- 八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（繰替支弁）

第七十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

3 町村は、その長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

二 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一

四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金及び進学準備給付金の四分の一

（都道府県の補助）

第七十四条 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

2 第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。

一 厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。

二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不相当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。

三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（準用規定）

第七十四条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三

二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金及び進学準備給付金の四分の三

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

2 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることことができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

（損害賠償請求権）

第七十六条の二 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（費用等の徴収）

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行ふものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

（返還命令）

第七十九条 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。
- 二 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。
- 三 保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。
- 四 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したとき。

（返還の免除）

第八十条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

第十三章 雑則

（後見人選任の請求）

第八十一条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(保護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第八十三条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

(厚生労働大臣への通知)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

(実施命令)

第八十四条 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(大都市等の特例)

第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

(保護の実施機関についての特例)

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第八十四条の五 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第八十四条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。

(生活保護法の廃止)

2 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。
- 4 この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。
- 6 この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。
- 7 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(読替規定)

- 8 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。
- (国の無利子貸付け等)
- 9 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 10 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 13 都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 14 第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸付金の貸付けを受けた保護施設」と、「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

(介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例)

- 15 第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行っている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行っている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

(日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例)

- 16 当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

附 則（昭和二五年五月一五日法律第一八二号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年四月一日法律第一一六号） 抄

- 1 この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年五月三一日法律第一六八号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。
- 3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附 則（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二八年三月二三日法律第二一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一一五号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

- 3 この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一二日法律第一四八号)

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律 (昭和三一年法律第四百七十七号) の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。) 又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律 (昭和三一年法律第四百七十七号) 附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則 (昭和三一年一月二〇日法律第一七九号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附 則 (昭和三三年一月二七日法律一九三号) 抄

この法律は、新法の施行の日 (昭和三十四年一月一日) から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て (以下「訴願等」という。) については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三八年七月一一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法 (昭和三十五年法律第百号) 第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附 則 (昭和三九年六月三〇日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三九年四月一四日法律第一九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年五月一八日法律第三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定 (昭和三十九年度の特例に係る規定を除く。) は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担 (当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。) 若しくは補助 (昭和三十九年度以前の年度にお

る事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 3 この法律による改正後の法律の昭和六十年年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生活保護法等の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行つている市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

- 2 第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つている市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月一日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一七日法律第一二四号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年六月七日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年一二月一二月法律第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二條から第三十四條まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地とする。次項及び次条において同じ。）を有する被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四條の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五條の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2 前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五條の二の規定を適用する。

第十九条 この法律の施行の際現に第十四條の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第三十四條の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護法第十五條の二第四項に規定する施設介護（附則第二十一条において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託

して行っている場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によって定めるものとする。

第二十条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行われている被保護者であつて、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

第二十二条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。（罰則に関する経過措置）

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一七年一一月七日法律第一二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三、第一百六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百四十四条並びに第一百五十一条及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百一条、第一百十二条、第一百三条及び第一百五十五条の規定 平成十八年十月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条 附則第七十八条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十一条 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

3 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百一十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第二〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

2 第四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）附則第十三項において「一部改正法」という。）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、新生活保護法附則第十一項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、新生活保護法附則第十三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市等を除く。次項において同じ。）又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一十一条、第一百一十一条の二及び第三百十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三百十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに
行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三百十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一一六号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一〇日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。)、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定(「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。)並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。))及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三十七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手續、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の前日である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附 則 (平成二三年五月二日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の指定の手續は、施行日前においても行うことができる。

第二十三条 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三条、第一百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第九十九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百一十八條の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九條、第一百七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四條、第一百七十八條、第一百八十二條（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一条から第五十三條まで、第五十五条、第五十八條、第五十九條、第六十一条から第六十九條まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百条、第一百二条、第一百五條から第一百七條まで、第一百二十條、第一百七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法（附則第二十三條第二項において「新生活保護法」という。）第三十九條第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百二十三条

2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年一月四日法律第一二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二十四年六月二七日法律第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十四年九月五日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百十条、第百十一条、第二百七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月二六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十五年一月二七日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年一月二三日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（平成二十五年一月二三日法律第一〇四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定 公布の日

二 第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日

三 第二条の規定 平成二十七年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(申請による保護の開始及び変更に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の生活保護法（以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。）第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

(調査の嘱託に関する経過措置)

第四条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧法」という。）第二十九条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例による。

(指定医療機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十九条（附則第十六条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号。次条第一項において「旧道州制特区法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている病院若しくは診療所（旧法第四十九条の政令で定めるものを含む。）又は薬局は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条（附則第十六条の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（次条第一項において「新道州制特区法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所（同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項の申請をしないときは、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

3 第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項中「六年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）附則第五条第一項の規定により第四十九条の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第四十九条の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。

(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

(助産機関等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項（同条第四項（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その申請をすることができる。

(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

第九条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第二項各号若しくは第三項各号（これらの規定を同条第四項（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第二項各号（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

(就労自立給付金に係る施行前の準備)

第十条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができる。

(費用等の徴収に関する経過措置)

第十一条 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

3 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた介護療養型医療施設について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十二条の十二、第一百五十二条の二十二第一項及び第一百五十二条の四十五の改正規定、同法第一百五十二条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十二条の四十六及び第一百五十二条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十二条の四十八を同法第一百五十二条の四十九とし、同法第一百五十二条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七条、第一百八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百四十一条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第二百五十三条並びに第七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九条から第八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の

二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定
平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三号施行日の前日（附則第十四条第一項の場合にあっては、当該特定市町村の同項の条例で定める日）において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。）であつて附則第十一条に規定する者に相当する者であつた者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法（次項及び次条において「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地）を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。）の手續その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年六月三日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定 平成三十二年四月一日

五 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成三十三年一月一日

(進学準備給付金の支給に関する特例)

第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

(保護の実施機関についての特例に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

(費用の徴収に関する経過措置)

第四条 第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「(平成十年法律第四十六号)」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月一〇日法律第四一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日
- 二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 令和二年十月一日
（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則（令和三年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和三十七年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和三十七年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二から五まで 略

- 六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項及び第百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項及び第百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第百十三条の三第二項及び第百十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百十四条の二第二項及び第百十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

別表第一(第二十九条関係)

一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による給付の支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)による留守家族手当の支給に関する情報 四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
四 国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)による地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)による職業転換給付金の支給に関する情報 四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)による給付金の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)による就職促進給付金の支給に関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)による給付金の支給に関する情報
五 税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第四百九条の規定により青色申告書に添付すべき書類(事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。)に関する情報
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報

	三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報
十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報
十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報
十二 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十四 総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報
十五 その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報
備考	厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 内閣総理大臣 三 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣 四 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 五 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 六 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣
別表第二（第五十四条の二関係）	
その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第四十一条第一項本文の指定 同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護保険法第七十一条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

	介護保険法第七十二条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十の二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十の二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十の二において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十の二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十の三第一項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十の五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十の二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

置する町村	の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条
都道府県	第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項(第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項(これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第三項(これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項(第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
市町村	第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項(第七十八条第四項において準用する場合を含む。)及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・ 1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・ 1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・ 1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・ 1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・ 1 人	2,630	11 月から 3 月まで

(冬季加算地区区分)

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

令和5年度

生活保護基準額表(2級地-1・前橋市、高崎市)(令和5年4月~)

第1類

Table with columns: 年齢, 基準額①, 基準額②. Rows include age groups from 0~2 to 75~.

減率

Table with columns: 世帯人員, 率①, 率②. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with columns: 世帯人員, 基準額①, 基準額②, 冬季加算V区(注), 期末一時扶助. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上1人増すごとに.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

Table with columns: 区分, 入院患者, 介護施設入所者, 県内救護施設(注). Rows include 基準額, 冬季加算, 期末一時扶助費, 介護施設入所者加算.

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with columns: 世帯人員, 床面積, 家賃、間代、地代等(月額), 敷金等の上限, 契約更新料の上限, 住宅維持費(年額). Rows include household sizes from 1人 to 7人以上.

教育扶助

Table with columns: 区分, 基準額. Rows include 基準額, 学級費, 学習支援費, 教材代, 給食費, 通学のための交通費, 災害時等の学用品費の再支給, その他.

その他の扶助

Table with columns: 区分, 基準額. Rows include 出産扶助, 葬祭扶助, 生業費, 技能修得費, 高等学校就学費, 基本額(月額), 学習支援費, 教材代, 授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。), 入学料, 入学考査料, 通学のための交通費, 入学準備金, 就職支度費.

【基準生活費の算定】
A+B+C
A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、合計額②をAとする。
B 経過的加算額(別紙1~3)
C 地区別冬期加算額
※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

障害者加算

区 分	在 宅	入院・入所
(2)のア	24,940円	22,310円
(2)のイ	16,620円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

R5.7.1～
15,220円
12,760円**児童養育加算**

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区 分	在 宅	入院・入所
児 童 1 人	17,400円	19,350円
児 童 2 人	21,800円	20,910円
1人増すごとに	2,700円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊 婦 加 算	妊娠6ヶ月未満	9,130円
	妊娠6ヶ月以上	13,790円
産 婦 加 算	8,480円	
在宅患者加算	13,270円	
放射線障害者 加 算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再 生	1組	14,200円以内
	新 規	1組	20,800円以内
平 常 着	1人		14,600円以内
新 生 児 用 品 等	53,500円以内		
入 院 時 寝 巻 等	4,500円以内		
紙 お む つ 等	21,700円以内		
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)			32,300円以内
	[特]		51,500円以内
暖 房 器 具			24,000円以内
	[特]		62,000円以内
冷 房 器 具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入 学 準 備 金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費			128,000円以内
	[特]		180,000円以内
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記その 他のために必要な額

【級地区分】

- 2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)
 3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)
 3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和5年度

生活保護基準額表(2級地-1・桐生市)

(令和5年4月~)

第1類

Table with 3 columns: 年齢, 基準額①, 基準額②. Rows include age groups from 0~2 to 75~.

減減率

Table with 3 columns: 世帯人員, 率①, 率②. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 基準額①, 基準額②, 冬季加算V区(注), 期末一時扶助. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上1人増すごとに.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

Table with 4 columns: 区分, 入院患者, 介護施設入所者, 県内救護施設(注). Rows include 基準額, 冬季加算, 期末一時扶助費, 介護施設入所者加算.

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 家賃、間代、地代等(月額), 敷金等の上限, 契約更新料の上限, 住宅維持費(年額). Rows include household sizes from 1人 to 7人以上.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分, 小学校等, 中学校等. Rows include 基準額, 学級費, 学習支援費, 教材代, 給食費, 通学のための交通費, 災害時等の学用品費の再支給, その他.

その他の扶助

Table with 3 columns: 区分, 基準額. Rows include 出産扶助, 葬祭扶助, 生業費, 技能修得費, 高等学校就学費, 基本額(月額), 学習支援費, 教材代, 授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。), 入学科, 入学考査料, 通学のための交通費, 入学準備金, 就職支度費.

【基準生活費の算定】

A+B+C

A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、合計額②をAとする。

B 経過的加算額(別紙1~3)

C 地区別冬期加算額

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

障害者加算

区分	在宅	入院・入所
(2)のア	24,940円	22,310円
(2)のイ	16,620円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

R5.7.1～

15,220円

12,760円

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	加算額
		10,190円

母子加算

区分	在宅	入院・入所
児童1人	17,400円	19,350円
児童2人	21,800円	20,910円
1人増すごとに	2,700円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊婦加算	妊娠6ヶ月未満	9,130円
	妊娠6ヶ月以上	13,790円
産婦加算	8,480円	
在宅患者加算	13,270円	
放射線障害者加算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再生	1組	14,200円以内
	新規	1組	20,800円以内
平常着	1人	14,600円以内	
新生児用品等	53,500円以内		
入院時寝巻等	4,500円以内		
紙おむつ等	21,700円以内		
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)	32,300円以内		
	[特]	51,500円以内	
暖房器具	24,000円以内		
[特]	62,000円以内		
冷房器具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入学 準備金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費	128,000円以内		
[特]	180,000円以内		
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和5年度

生活保護基準額表(3級地-1)

(令和5年4月~)

第1類

Table with 3 columns: 年齢, 基準額①, 基準額②. Rows include age groups from 0~2 to 75~.

減率

Table with 3 columns: 世帯人員, 率①, 率②. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 基準額①, 基準額②, 冬季加算V区(注), 期末一時扶助. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

Table with 4 columns: 区分, 入院患者, 介護施設入所者, 県内救護施設(注). Rows include 基準額, 冬季加算, 期末一時扶助費, 介護施設入所者加算.

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 家賃、間代、地代等(月額), 敷金等の上限, 契約更新料の上限, 住宅維持費(年額). Rows include household sizes from 1人 to 7人以上.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分, 小学校等, 中学校等. Rows include 基準額, 学級費, 学習支援費, 教材代, 給食費, 通学のための交通費, 災害時等の学用品費の再支給, その他.

【基準生活費の算定】

A + B + C

A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、合計額②をAとする。

B 経過的加算額(別紙1~3)

C 地区別冬期加算額

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

その他の扶助

Table with 3 columns: 区分, 基準額. Rows include 出産扶助, 葬祭扶助, 生業費, 技能修得費, 高等学校就学費, 基本額(月額), 学習支援費, 教材代, 授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。), 入学科, 入学考査料, 通学のための交通費, 入学準備金, 就職支度費.

障害者加算

区分	在宅	入院・入所
(2)のア	23,060円	22,310円
(2)のイ	15,380円	14,870円
(3)	14,850円	15,220円
(4)	12,450円	12,760円
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	10,190円

母子加算

区分	在宅	入院・入所
児童1人	16,100円	19,350円
児童2人	20,200円	20,910円
1人増すごとに	2,500円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊婦加算	妊娠6ヶ月未満	7,760円
	妊娠6ヶ月以上	11,720円
産婦加算		7,210円
在宅患者加算		11,280円
放射線障害者加算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再生	1組	14,200円以内
	新規	1組	20,800円以内
平常着		1人	14,600円以内
新生児用品等			53,500円以内
入院時寝巻等			4,500円以内
紙おむつ等			21,700円以内
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4~9月)	冬季(10~3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)			32,300円以内
	[特]		51,500円以内
暖房器具			24,000円以内
[特]			62,000円以内
冷房器具			62,000円以内
移送費			交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)
入学準備金	小学校等		64,300円以内
	中学校等		81,000円以内
就労活動促進費	月額		5,000円
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費			128,000円以内
[特]			180,000円以内
家財保管料	[特]月額		14,000円以内
家財処分料	[特]		必要最小限度の額
妊娠定期検査料	[特]		必要最小限度の額
除雪費	[特]		33,000円以内

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

- 2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)
- 3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)
- 3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和5年度

生活保護基準額表(3級地-2)

(令和5年4月~)

第1類

Table with 3 columns: 年齢, 基準額①, 基準額②. Rows include age groups from 0~2 to 75~.

減減率

Table with 3 columns: 世帯人員, 率①, 率②. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 基準額①, 基準額②, 冬季加算V区(注), 期末一時扶助. Rows include household sizes from 1人 to 10人以上.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

Table with 4 columns: 区分, 入院患者, 介護施設入所者, 県内救護施設(注). Rows include 基準額, 冬季加算, 期末一時扶助費, 介護施設入所者加算.

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 家賃、間代、地代等(月額), 敷金等の上限, 契約更新料の上限, 住宅維持費(年額). Rows include household sizes from 1人 to 7人以上.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分, 小学校等, 中学校等. Rows include 基準額, 学級費, 学習支援費, 教材代, 給食費, 通学のための交通費, 災害時等の学用品費の再支給, その他.

その他の扶助

Table with 3 columns: 区分, 基準額. Rows include 出産扶助, 葬祭扶助, 生業費, 技能修得費(高等学校就学費を除く。), 高等学校就学費, 入学料, 入学考査料, 通学のための交通費, 入学準備金, 就職支度費.

【基準生活費の算定】

A + B + C

A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、
合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、
合計額②をAとする。

B 経過的加算額(別紙1~3)

C 地区別冬期加算額

※月末満切り捨て後、
10円未満端数切り上げ

障害者加算

区 分	在 宅	入院・入所
(2)のア	23,060円	22,310円
(2)のイ	15,380円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

R5.7.1～

15,220円

12,760円

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区 分	在 宅	入院・入所
児 童 1 人	16,100円	19,350円
児 童 2 人	20,200円	20,910円
1人増すごとに	2,500円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊 婦 加 算	妊娠6ヶ月未満	7,760円
	妊娠6ヶ月以上	11,720円
産 婦 加 算	7,210円	
在宅患者加算	11,280円	
放射線障害者 加 算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再 生	1組	14,200円以内
	新 規	1組	20,800円以内
平 常 着	1人		14,600円以内
新 生 児 用 品 等	53,500円以内		
入 院 時 寝 巻 等	4,500円以内		
紙 お む つ 等	21,700円以内		
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)			32,300円以内
	[特]		51,500円以内
暖 房 器 具			24,000円以内
	[特]		62,000円以内
冷 房 器 具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入 学 準 備 金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費			128,000円以内
	[特]		180,000円以内
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記その 他のために必要な額

【級地区分】

2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

群馬県級地別人口(令和2年国勢調査データによる)

	市町村	人口	2級地 1合計	3級地 1合計	3級地 2合計
2級地-1	前橋市	332,149	811,567		
	高崎市	372,973			
	桐生市	106,445			
	(小計)	811,567			
3級地-1	伊勢崎市	211,850	861,038		
	太田市	223,014			
	沼田市	45,337			
	館林市	75,309			
	渋川市	74,581			
	藤岡市	63,261			
	富岡市	47,446			
	安中市	54,907			
	草津町	6,049			
	みなかみ町	17,195			
	大泉町	42,089			
	(小計)	861,038			
3級地-2	みどり市	49,648			
	榛東村	14,216			
	吉岡町	21,792			
	上野村	1,128			
	神流町	1,645			
	下仁田町	6,576			
	南牧村	1,611			
	甘楽町	12,491			
	中之条町	15,386			
	東吾妻町	12,728			
	長野原町	5,095			
	嬭恋村	8,850			
	高山村	3,511			
	片品村	3,993			
	川場村	3,480			
	昭和村	6,953			
	玉村町	36,054			
	板倉町	14,083			
	明和町	10,882			
	千代田町	10,861			
邑楽町	25,522				
(小計)	266,505				
	総数(人)	1,939,110	811,567	861,038	266,505
	構成比(%)		41.85%	44.40%	13.74%

(令和2年10月1日現在の市町村の境域による)

北 関 東 三 県 比 較 対 照 表

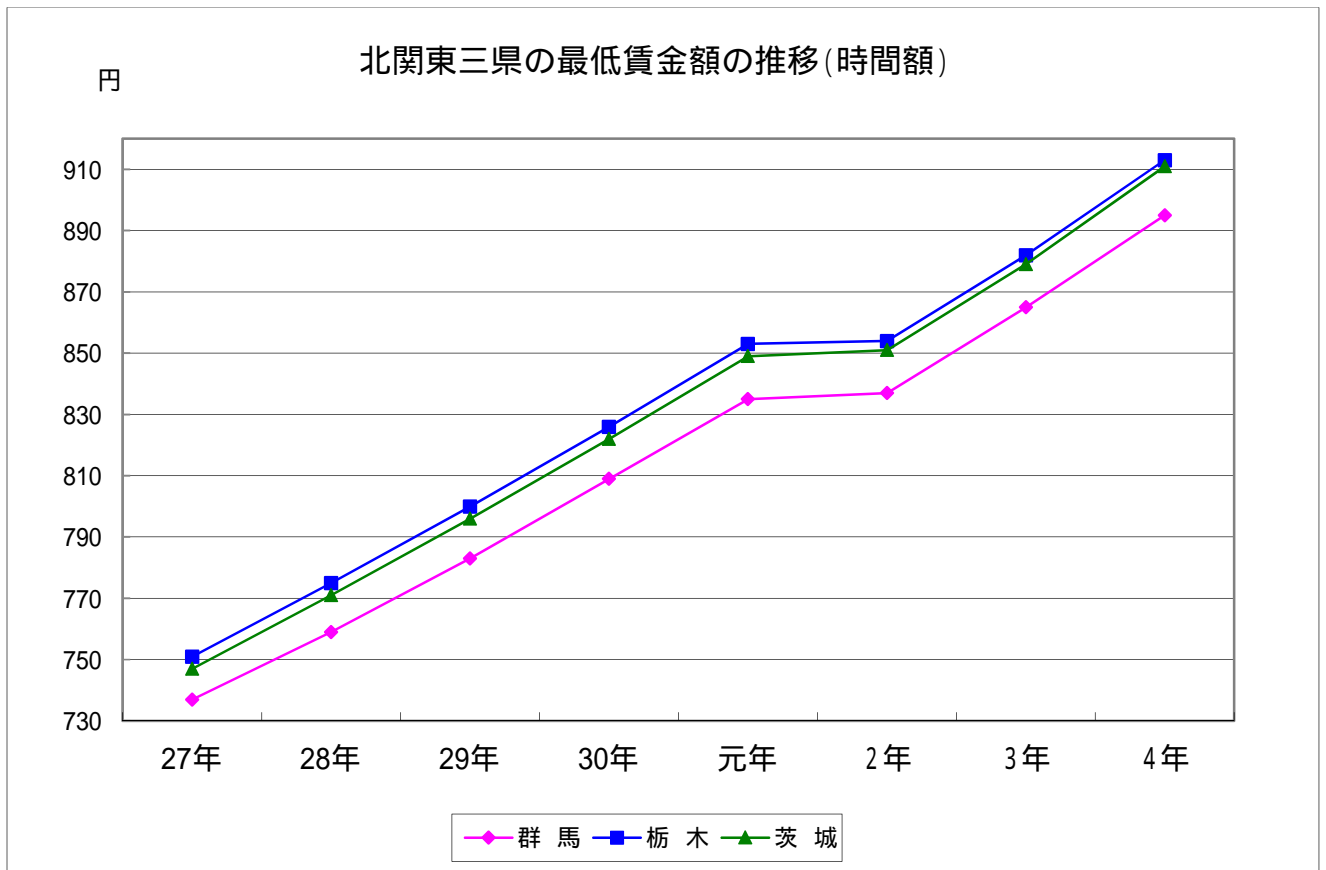
令和5年7月27日

群馬労働局労働基準部賃金室作成

(1) 年度別地域別最低賃金の比較表

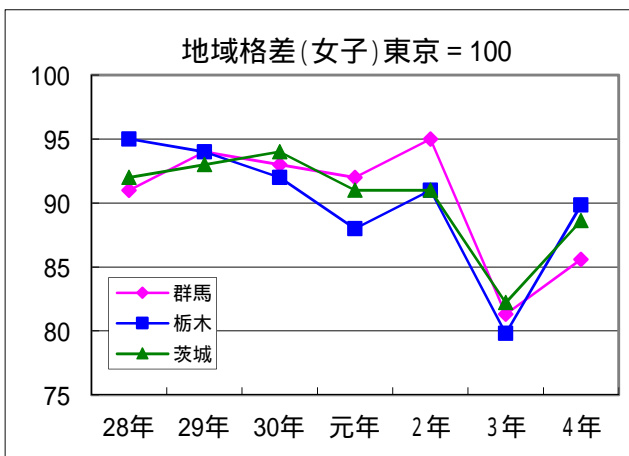
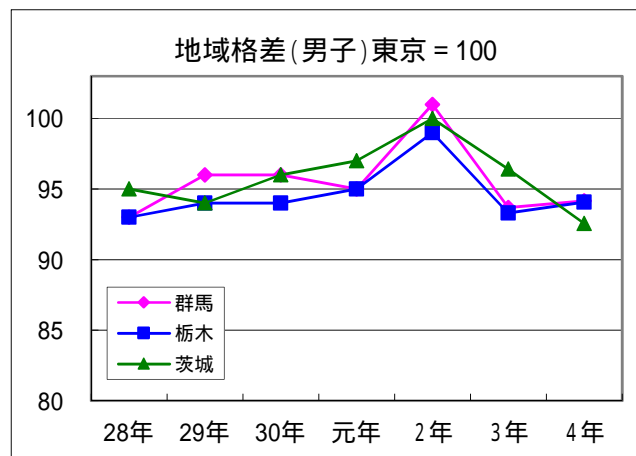
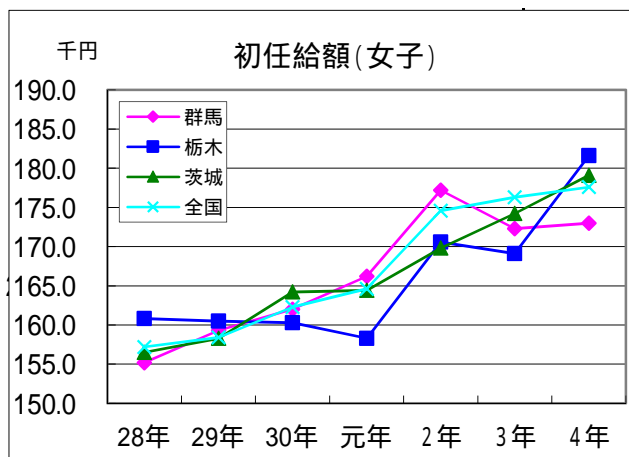
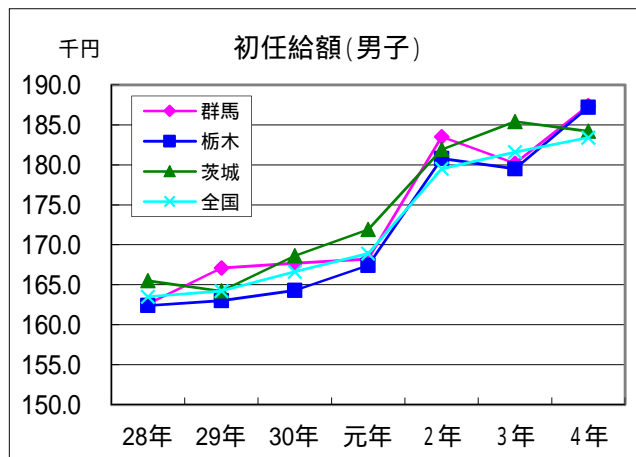
(単位:円)

県名	年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
	目安額								
群馬	日額								
	引上げ額								
	時間額	737	759	783	809	835	837	865	895
	引上げ額	16	22	24	26	26	2	28	30
	発効日	10/8	10/6	10/7	10/6	10/6	10/3	10/2	10/8
	群馬との差(時間額)								
栃木	日額								
	引上げ額								
	時間額	751	775	800	826	853	854	882	913
	引上げ額	18	24	25	26	27	1	28	31
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差(時間額)	14	16	17	17	18	17	17	18
茨城	日額								
	引上げ額								
	時間額	747	771	796	822	849	851	879	911
	引上げ額	18	24	25	26	27	2	28	32
	発効日	10/4	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差(時間額)	10	12	13	13	14	14	14	16



(2) 新規高卒者初任給の推移【企業規模10人以上】

男子	初任給額 (千円)	年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
		群馬	162.6	167.1	167.7	168.2	183.5	180.2	187.4
		栃木	162.4	163.0	164.3	167.4	180.8	179.5	187.2
		茨城	165.5	164.2	168.6	171.9	181.9	185.4	184.2
		全国	163.5	164.2	166.6	168.9	179.5	181.6	183.4
	地域格差 (東京 = 100)	年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
		群馬	93	96	96	95	101	94	94
		栃木	93	94	94	95	99	93	94
		茨城	95	94	96	97	100	96	93
女子	初任給額 (千円)	年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
		群馬	155.2	159.3	162.0	166.2	177.2	172.3	173.0
		栃木	160.8	160.5	160.3	158.3	170.6	169.1	181.6
		茨城	156.5	158.3	164.2	164.4	169.8	174.2	179.1
		全国	157.2	158.4	162.3	164.6	174.6	176.3	177.6
	地域格差 (東京 = 100)	年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
		群馬	91	94	93	92	95	81	86
		栃木	95	94	92	88	91	80	90
		茨城	92	93	94	91	91	82	89



資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

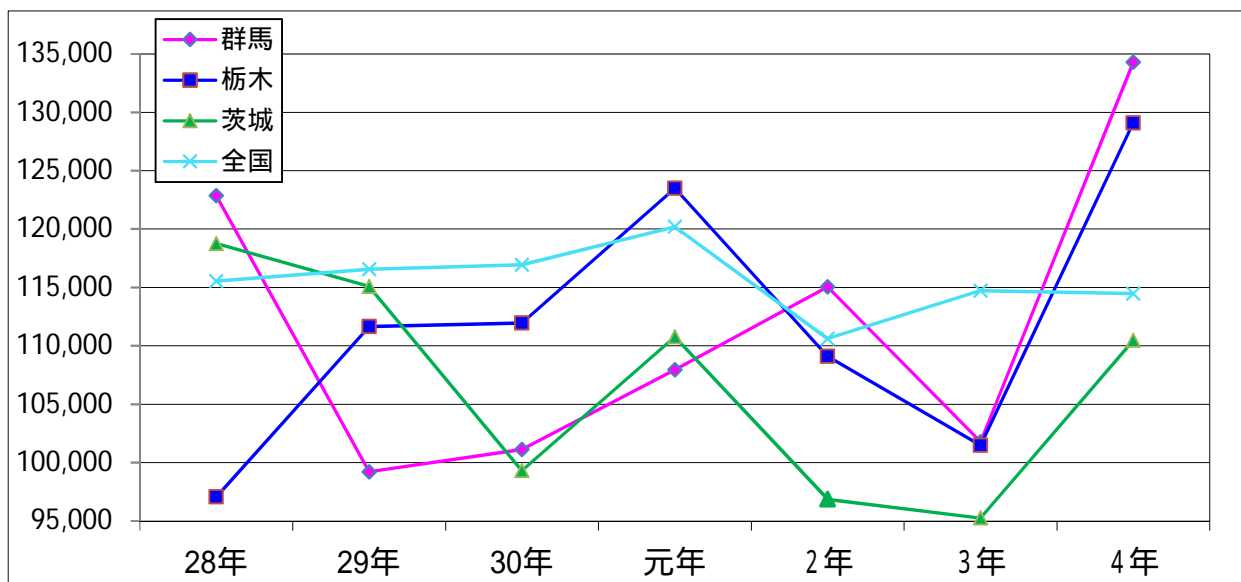
令和2年調査より、「新規学卒者がいた場合に記入する方法から新規学卒者が抽出された場合に集計に変更」、「通勤手当等を除いて記入する方法から通勤手当等を含んで集計に変更」となっている

(3) 標準生計費の推移【一人世帯】

(各県庁所在都市)

(単位:円)

年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
群馬	122,850	99,210	101,110	107,960	115,050	101,790	134,300
栃木	97,071	111,660	111,959	123,483	109,107	101,476	129,091
茨城	118,755	115,084	99,315	110,768	96,857	95,244	110,475
全国	115,530	116,560	116,930	120,190	110,610	114,720	114,480

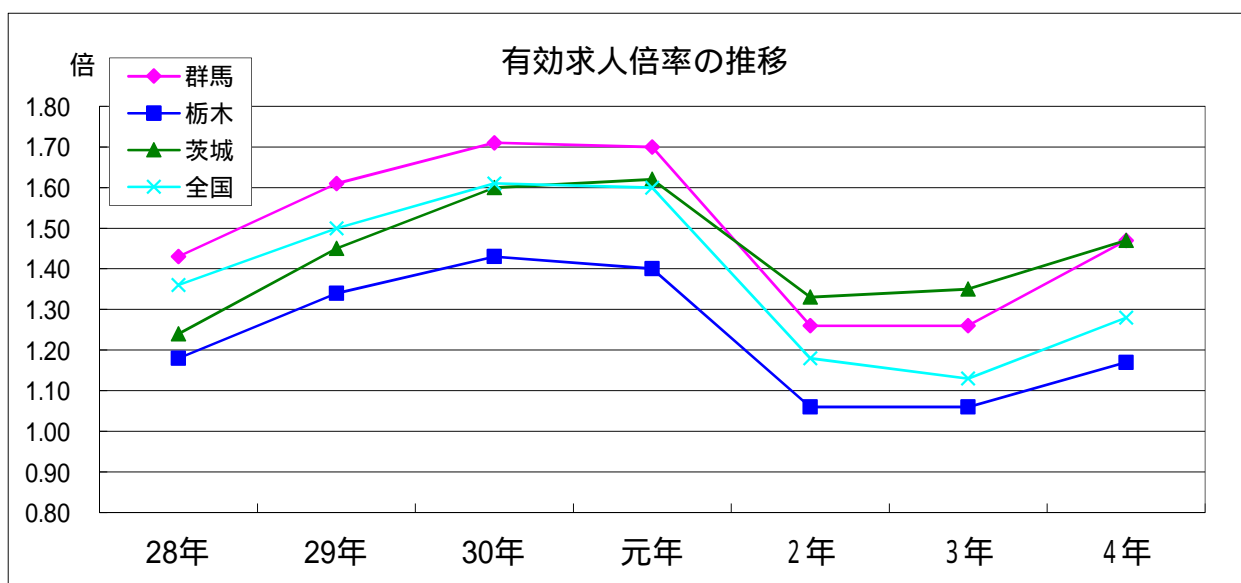


資料出所: 人事院、各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」

(4) 有効求人倍率の推移【パート含む】

(単位:倍)

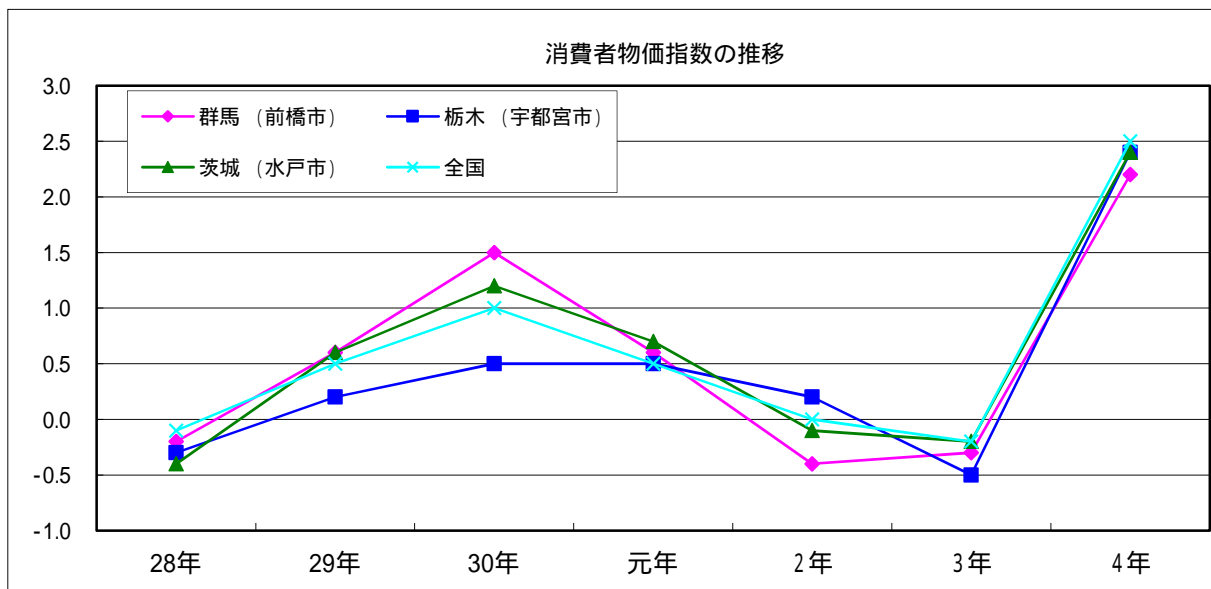
年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
群馬	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26	1.26	1.47
栃木	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06	1.17
茨城	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35	1.47
全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28



資料出所: 各労働局、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

(5) 都道府県(各県庁所在都市)別消費者物価指数の推移

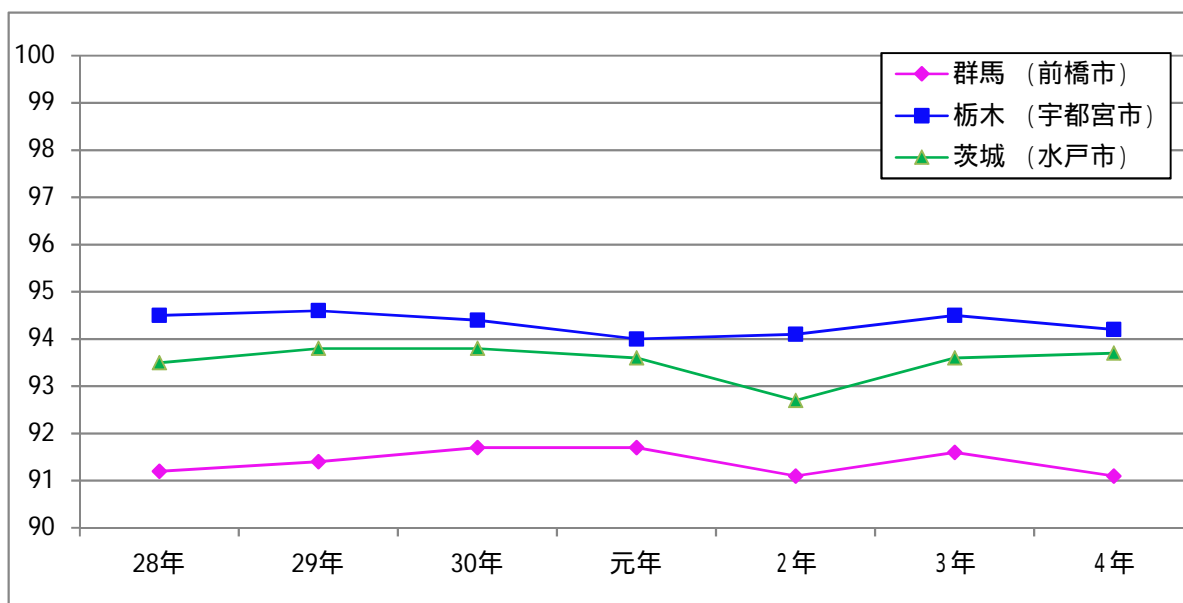
対前年上昇率 %	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
群馬 (前橋市)	-0.2	0.6	1.5	0.6	-0.4	-0.3	2.2
栃木 (宇都宮市)	-0.3	0.2	0.5	0.5	0.2	-0.5	2.4
茨城 (水戸市)	-0.4	0.6	1.2	0.7	-0.1	-0.2	2.4
全国	-0.1	0.5	1.0	0.5	0.0	-0.2	2.5



消費者物価地域差指数

〔 総 合 〕
東京都区部 = 100

	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
群馬 (前橋市)	91.2	91.4	91.7	91.7	91.1	91.6	91.1
栃木 (宇都宮市)	94.5	94.6	94.4	94	94.1	94.5	94.2
茨城 (水戸市)	93.5	93.8	93.8	93.6	92.7	93.6	93.7



資料出所: 総務省統計局「消費者物価指数」を加工

令和2年までは「平成27年 = 100」、令和3年からは「令和2年 = 100」とした数値による。

令和5年2月24日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

毎月勤労統計調査 令和4年分結果確報

(前年と比較して)

- 現金給与総額は325,817円(2.0%増)となった。うち一般労働者が429,051円(2.3%増)、パートタイム労働者が102,078円(2.6%増)となり、パートタイム労働者比率が31.60%(0.32ポイント上昇)となった。
 なお、一般労働者の所定内給与は318,846円(1.3%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,242円(1.6%増)となった。
- 就業形態計の所定外労働時間は10.1時間(4.6%増)となった。
- 就業形態計の常用雇用は0.9%増となった。

(事業所規模5人以上、令和4年確報)

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
		前年比(差)		前年比(差)		前年比(差)
月間現金給与総額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	325,817	2.0	429,051	2.3	102,078	2.6
きまって支給する給与	267,461	1.4	345,210	1.6	98,956	2.5
所定内給与	248,529	1.1	318,846	1.3	96,131	2.3
(時間当たり給与)	—	—	—	—	1,242	1.6
所定外給与	18,932	5.0	26,364	5.1	2,825	13.1
特別に支払われた給与	58,356	4.6	83,841	5.2	3,122	3.1
実質賃金						
現金給与総額	—	-1.0	—	-0.7	—	-0.4
きまって支給する給与	—	-1.6	—	-1.4	—	-0.5
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	136.1	0.1	162.3	0.2	79.6	1.0
所定内労働時間	126.0	-0.3	148.5	-0.3	77.4	0.8
所定外労働時間	10.1	4.6	13.8	4.8	2.2	9.7
	日	日	日	日	日	日
出勤日数	17.6	-0.1	19.4	-0.1	13.8	-0.1
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	51,342	0.9	35,120	0.4	16,223	2.0
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
パートタイム労働者比率	31.60	0.32	—	—	—	—
入職率	2.05	0.09	1.46	0.08	3.34	0.11
離職率	1.98	0.05	1.47	0.06	3.09	-0.01

注1：前年比(差)は、単位が%のものは前年比、ポイント又は日のものは前年差である。

※1 調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。

※2 毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL(厚生労働省ホームページ)にも掲載しております。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL(政府統計の総合窓口(e-Stat))に掲載しております。

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=000001011791>)

付表 前年比(%)、前年差(ポイント)の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

年月	賃金									(注2) 実質賃金 (総額)	(参考) (注3) 消費者物価 指数	労働時間				常用雇用	
	現金給与総額		きまっ て支給 する 給与	所定内 給与			所定外 給与	特別に 支払わ れた 給与	総実労働時間				(注4) パート タイム 労働者 比率				
	一般	一般		一般	(注1) パート 時間当	製造業			所定内 労働 時間			所定外 労働 時間		製造業	製造業		
平成27年	0.1	0.5	0.3	0.6	0.3	0.6	1.4	0.6	-0.7	-0.8	1.0	-0.3	-0.3	-1.0	0.1	1.2	0.74
平成28年	0.6	1.0	0.2	0.5	0.3	0.6	1.5	-0.5	2.5	0.8	-0.1	-0.6	-0.4	-1.5	-1.7	1.2	0.22
平成29年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.4	0.5	0.6	-0.2	0.6	-0.2	-0.4	1.1	3.1	2.5	0.06
平成30年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	0.2	1.2	-0.8	-0.8	-1.5	1.5	1.1	0.19
令和元年	-0.4	0.3	-0.2	0.5	-0.1	0.6	2.7	-0.8	-1.0	-1.0	0.6	-2.2	-2.2	-1.9	-8.5	2.0	0.65
令和2年	-1.2	-1.7	-0.7	-1.1	0.2	-0.1	3.9	-12.1	-3.6	-1.2	0.0	-2.8	-2.0	-13.2	-20.7	1.0	-0.40
令和3年	0.3	0.5	0.5	0.8	0.3	0.4	0.8	3.9	-0.8	0.6	-0.3	0.6	0.4	5.1	14.1	1.2	0.15
速報→ 令和4年	2.1	2.3	1.5	1.6	1.2	1.3	1.6	5.0	5.1	-0.9	3.0	0.1	-0.3	4.6	6.1	0.9	0.29
確報→ 令和4年	r2.0	2.3	r1.4	1.6	r1.1	1.3	1.6	5.0	r4.6	r-1.0	3.0	0.1	-0.3	4.6	r6.2	0.9	r0.32
令和3年1月～3月	-0.3	-0.8	-0.1	-0.4	0.5	0.2	2.8	-6.9	-7.0	0.1	-0.6	-1.5	-1.3	-6.6	-5.5	0.6	-0.48
4月～6月	1.0	1.0	1.4	1.4	0.5	0.6	-2.3	13.8	-0.9	1.8	-0.9	4.5	3.4	19.1	32.6	1.5	0.32
7月～9月	0.5	1.1	0.6	1.2	0.0	0.6	1.3	7.4	0.0	0.7	-0.2	0.0	-0.5	7.3	27.9	1.4	0.37
10月～12月	0.0	0.5	0.3	0.7	0.0	0.3	1.6	3.5	-0.4	-0.5	0.6	0.1	-0.2	4.1	9.2	1.1	0.37
令和4年1月～3月	1.5	1.5	1.1	1.2	0.9	0.8	1.6	4.5	9.4	0.5	1.0	-0.3	-0.6	4.3	10.7	0.6	0.12
4月～6月	1.5	1.9	1.4	1.6	1.1	1.4	1.2	5.1	2.5	-1.2	2.9	0.2	-0.2	5.3	5.1	0.8	0.49
7月～9月	1.7	2.0	1.5	1.7	1.3	1.4	1.1	5.2	2.8	-1.7	3.4	1.1	0.8	5.2	4.0	1.1	0.39
速報→ 10月～12月	3.3	3.5	1.7	1.9	1.4	1.6	2.2	5.3	7.2	-1.2	4.6	-0.7	-1.1	3.7	4.8	1.1	0.17
確報→ 10月～12月	r2.9	r3.2	r1.6	1.9	r1.3	1.6	r2.3	5.3	r6.2	r-1.7	4.6	-0.7	r-1.2	3.7	r5.1	1.1	r0.26

注1：パート時間当は、所定内給与(パートタイム労働者)を所定内労働時間(パートタイム労働者)で除して算出している。

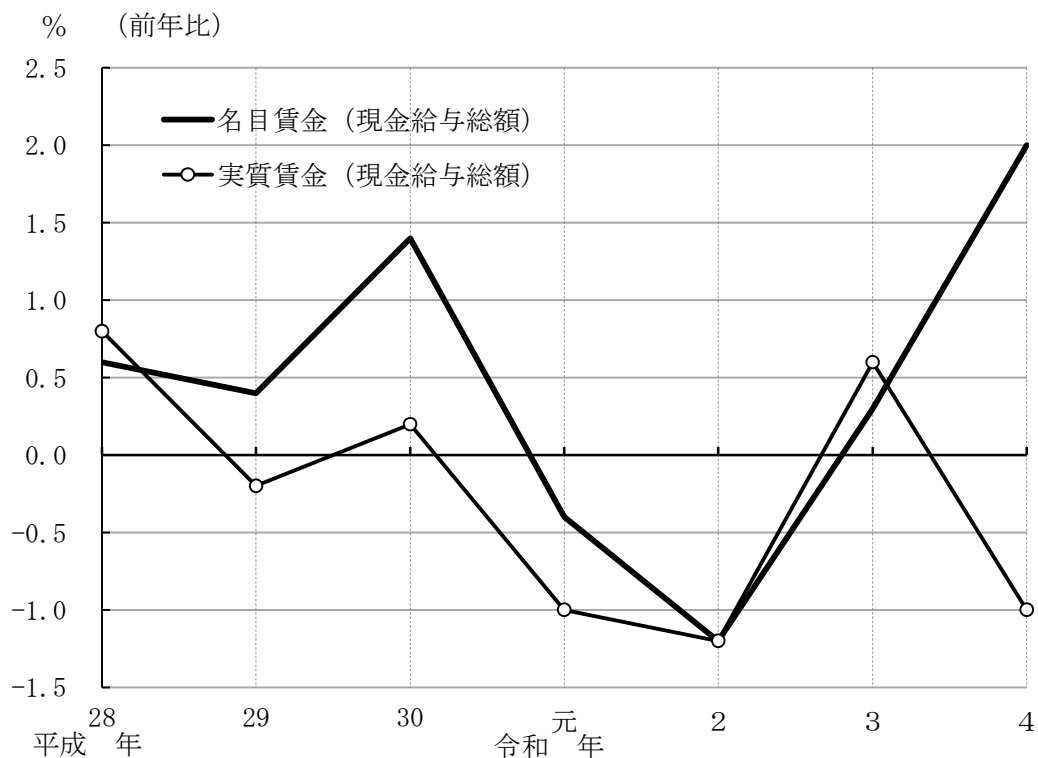
注2：実質賃金(総額)は、現金給与総額指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

注3：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年比を掲載している。

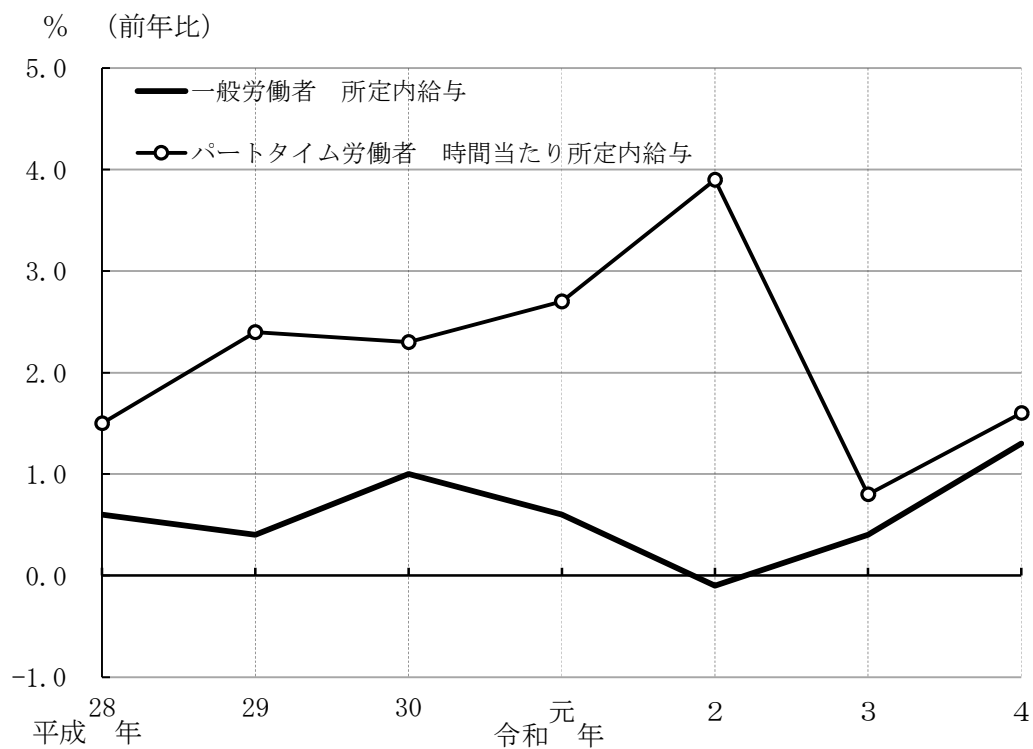
注4：パートタイム労働者比率は、前年差(ポイント)の推移となっている。

注5：rは速報から確報時に改訂(revised)された値を示す。

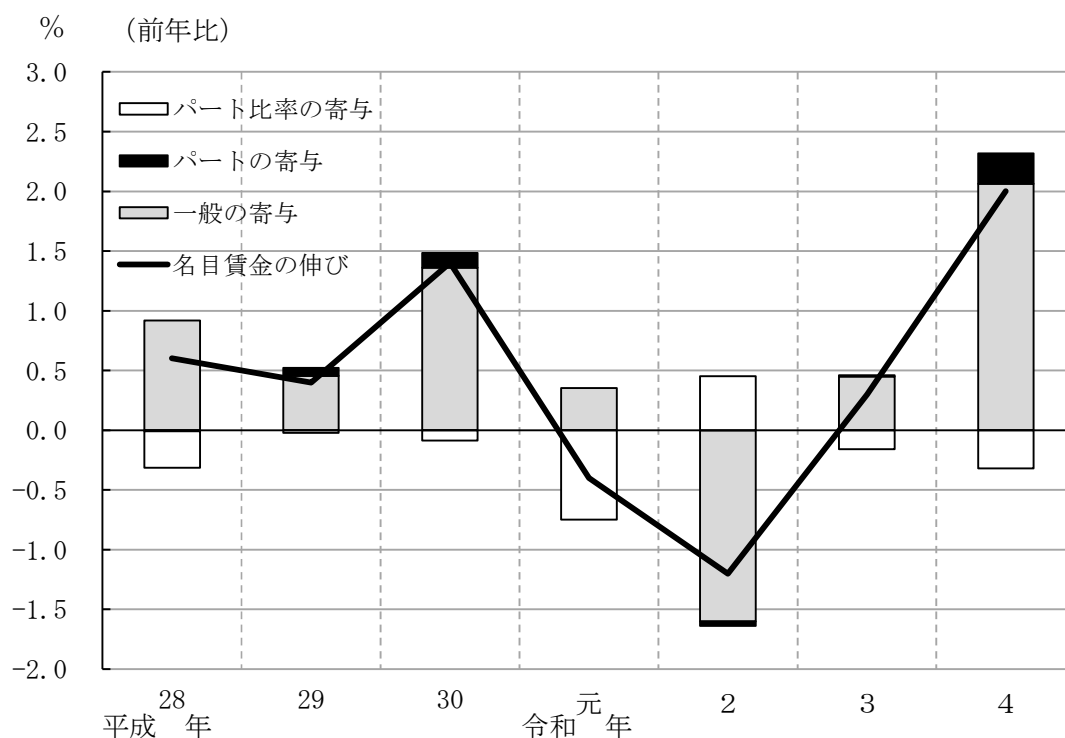
1-1図 賃金の動き 労働者全体



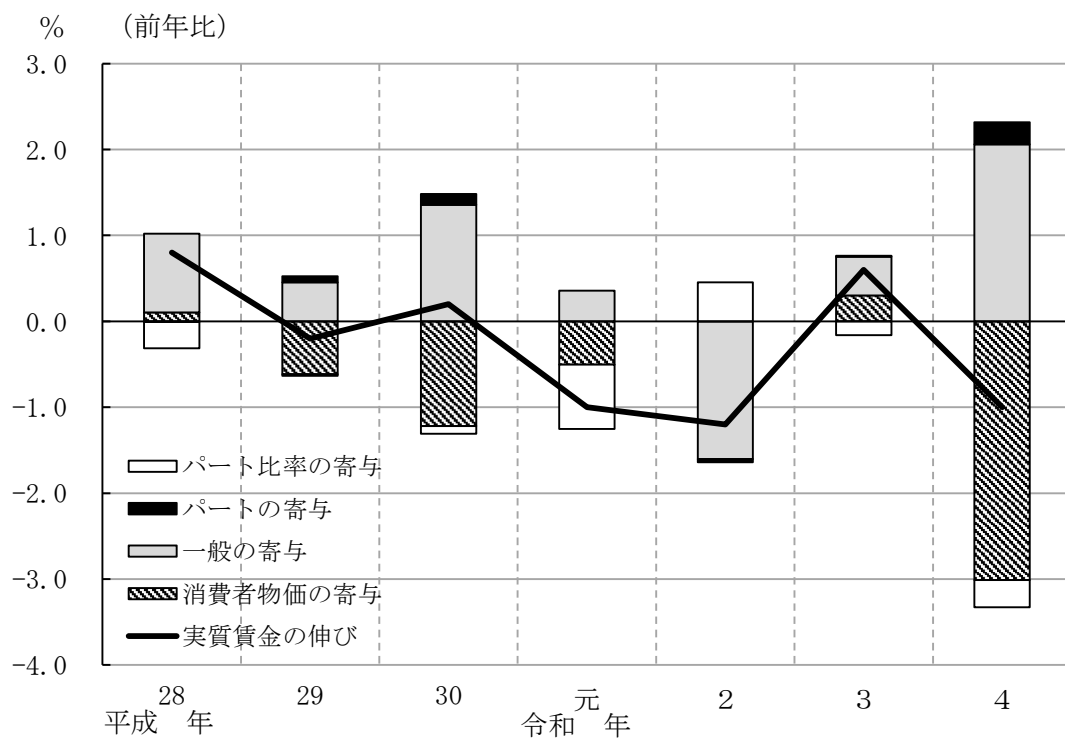
1-2図 賃金の動き 一般労働者とパートタイム労働者



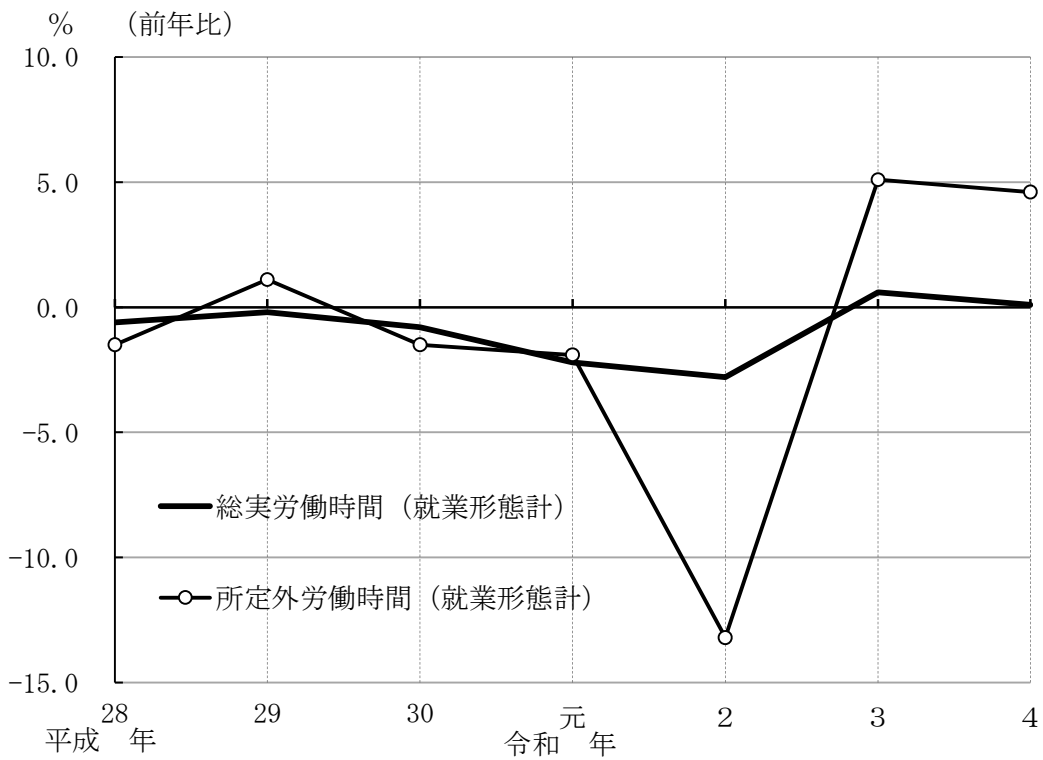
1-3図 名目賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解



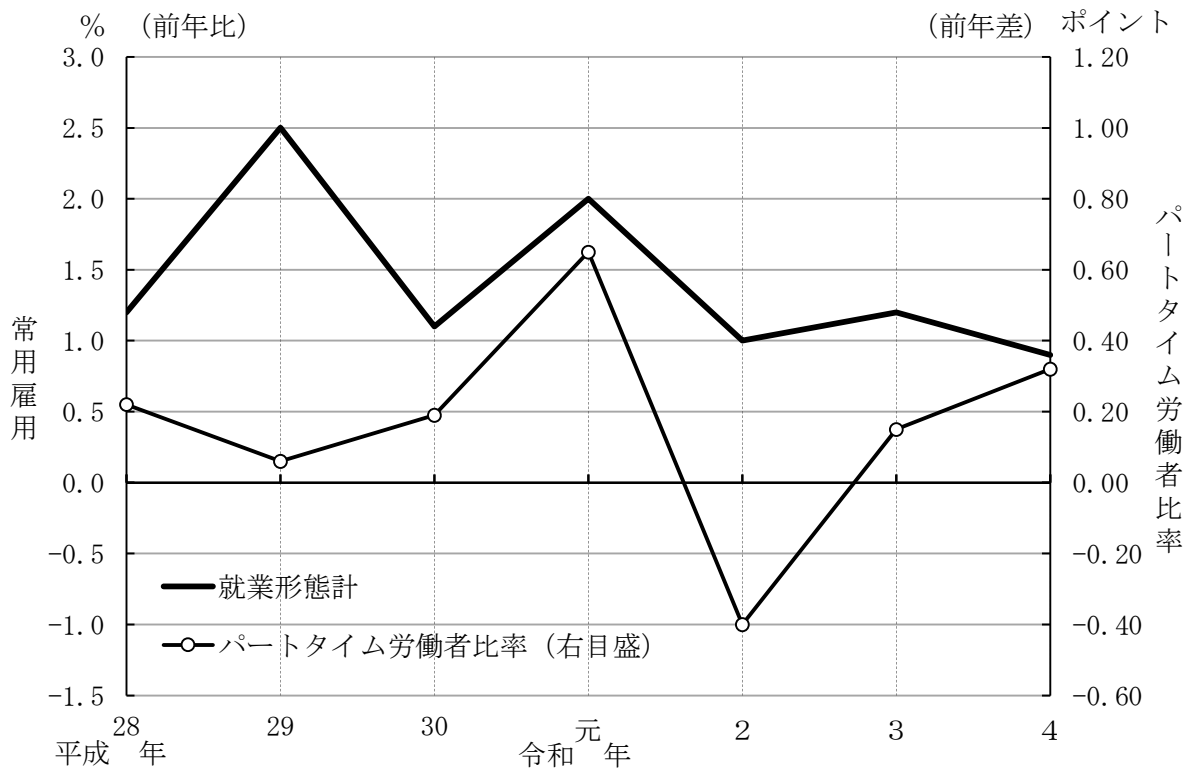
1-4図 実質賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解



2図 労働時間の動き



3図 常用雇用、パートタイム労働者比率の動き



統 計 表
第 1 表 月間現金給与額

(事業所規模 5 人以上、令和 4 年確報)

産 業	現金給与総額								特別に支払われ た給与	
	前年比		きまって支給 する給与		所 定 内 給 与		所 定 外 給 与			
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
就業形態計										
調査産業計	325,817	2.0	267,461	1.4	248,529	1.1	18,932	5.0	58,356	4.6
鉱業、採石業等	451,294	4.9	359,799	3.8	336,578	4.9	23,221	-9.4	91,495	9.1
建設業	431,562	3.7	351,927	2.1	326,245	2.1	25,682	2.5	79,635	11.4
製造業	391,169	1.7	310,366	0.6	280,261	0.2	30,105	3.4	80,803	6.0
電気・ガス業	556,322	-2.9	437,719	-1.1	387,252	-1.3	50,467	-0.2	118,603	-8.8
情報通信業	498,722	2.3	384,656	0.8	351,956	0.7	32,700	1.9	114,066	8.0
運輸業、郵便業	362,988	5.3	306,516	3.5	265,581	3.7	40,935	2.1	56,472	15.8
卸売業、小売業	293,213	1.7	240,990	1.4	228,806	1.0	12,184	7.9	52,223	2.9
金融業、保険業	481,234	0.9	364,835	0.8	340,238	0.7	24,597	2.7	116,399	1.4
不動産・物品賃貸業	393,991	3.9	311,519	3.5	291,189	3.2	20,330	6.8	82,472	5.5
学術研究等	488,868	4.2	376,145	1.2	349,211	0.9	26,934	4.7	112,723	15.4
飲食サービス業等	128,899	9.9	121,499	9.1	115,208	7.4	6,291	52.6	7,400	27.6
生活関連サービス等	215,857	3.7	196,302	2.1	187,596	1.3	8,706	24.8	19,555	24.2
教育、学習支援業	372,131	1.3	291,537	1.4	284,832	1.3	6,705	6.0	80,594	1.0
医療、福祉	302,143	1.9	257,422	1.9	242,729	1.6	14,693	8.6	44,721	1.4
複合サービス事業	369,057	0.2	291,092	0.4	274,156	0.0	16,936	7.8	77,965	-0.4
その他のサービス業	268,445	1.6	234,295	2.0	215,850	1.8	18,445	5.2	34,150	-1.2
一般労働者										
調査産業計	429,051	2.3	345,210	1.6	318,846	1.3	26,364	5.1	83,841	5.2
鉱業、採石業等	458,941	5.0	365,600	3.9	341,926	5.0	23,674	-9.5	93,341	9.1
建設業	451,103	4.0	366,781	2.4	339,605	2.4	27,176	2.8	84,322	11.9
製造業	432,535	1.7	339,814	0.5	306,002	0.2	33,812	3.3	92,721	6.2
電気・ガス業	576,474	-2.5	452,858	-0.8	399,821	-0.9	53,037	0.3	123,616	-8.4
情報通信業	525,458	3.5	403,523	1.8	368,872	1.6	34,651	3.0	121,935	9.5
運輸業、郵便業	408,530	5.2	342,007	3.3	294,784	3.6	47,223	1.9	66,523	15.9
卸売業、小売業	435,225	1.8	346,470	1.4	326,892	1.0	19,578	8.4	88,755	3.1
金融業、保険業	522,199	0.9	392,392	0.6	365,100	0.5	27,292	2.5	129,807	1.5
不動産・物品賃貸業	477,055	4.8	371,652	4.2	346,174	4.0	25,478	7.5	105,403	6.6
学術研究等	529,488	4.5	404,911	1.4	375,131	1.1	29,780	4.9	124,577	15.6
飲食サービス業等	310,039	11.5	280,246	9.8	260,376	7.6	19,870	49.3	29,793	29.0
生活関連サービス等	323,351	4.5	287,635	2.1	273,358	1.1	14,277	25.9	35,716	26.9
教育、学習支援業	514,863	0.3	395,515	0.7	385,764	0.6	9,751	5.6	119,348	-0.6
医療、福祉	392,919	1.6	328,367	1.8	307,456	1.3	20,911	8.6	64,552	0.7
複合サービス事業	416,782	0.7	323,876	0.8	305,257	0.4	18,619	8.6	92,906	0.0
その他のサービス業	335,105	1.0	287,391	1.4	262,952	1.2	24,439	4.0	47,714	-1.6
パートタイム労働者										
調査産業計	102,078	2.6	98,956	2.5	96,131	2.3	2,825	13.1	3,122	3.1
鉱業、採石業等	151,596	34.5	132,448	25.2	126,956	21.7	5,492	253.0	19,148	231.2
建設業	127,150	1.6	120,534	1.8	118,130	1.6	2,404	13.9	6,616	-3.1
製造業	127,580	2.8	122,722	2.8	116,235	2.3	6,487	10.5	4,858	4.2
電気・ガス業	174,361	-3.7	150,780	-4.3	149,026	-3.6	1,754	-36.7	23,581	0.0
情報通信業	131,121	-0.7	125,255	-1.1	119,384	-1.6	5,871	9.4	5,866	7.0
運輸業、郵便業	125,003	2.1	121,052	2.1	112,975	2.3	8,077	-1.0	3,951	1.1
卸売業、小売業	99,123	1.3	96,829	1.3	94,750	1.3	2,079	2.0	2,294	2.9
金融業、保険業	153,540	5.1	144,399	6.0	141,363	5.5	3,036	32.4	9,141	-6.1
不動産・物品賃貸業	105,785	1.2	102,876	1.7	100,411	1.4	2,465	11.1	2,909	-12.0
学術研究等	140,425	0.2	129,385	-1.0	126,867	-1.2	2,518	11.4	11,040	17.5
飲食サービス業等	74,000	4.6	73,387	4.8	71,211	3.9	2,176	48.3	613	-13.9
生活関連サービス等	95,919	1.7	94,396	2.1	91,906	1.7	2,490	17.8	1,523	-14.5
教育、学習支援業	95,244	0.9	89,829	0.4	89,033	0.5	796	-9.5	5,415	11.1
医療、福祉	123,539	2.9	117,837	2.6	115,379	2.5	2,458	7.0	5,702	10.2
複合サービス事業	148,551	-0.6	139,619	-0.7	130,460	-0.9	9,159	2.4	8,932	1.1
その他のサービス業	112,428	6.5	110,025	6.6	105,611	6.0	4,414	23.2	2,403	0.5

注：産業名については、最終頁の利用上の注意 4) を参照。

第2表 月間実労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上、令和4年確報)

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数	
			所定内労働時間		所定外労働時間			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年差	
就業形態計	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	136.1	0.1	126.0	-0.3	10.1	4.6	17.6	-0.1
鉱業、採石業等	160.0	-2.5	148.9	-2.4	11.1	-3.8	20.2	-0.1
建設業	163.5	-1.1	149.7	-1.2	13.8	0.0	20.0	-0.3
製造業	156.6	0.4	142.2	0.0	14.4	6.2	18.8	0.0
電気・ガス業	154.0	-0.8	139.5	-0.9	14.5	-0.2	18.5	-0.2
情報通信業	156.1	-1.5	140.4	-1.7	15.7	1.2	18.5	-0.2
運輸業、郵便業	165.0	0.9	142.4	0.7	22.6	2.4	19.2	0.0
卸売業、小売業	130.6	-0.2	123.2	-0.5	7.4	4.2	17.8	-0.1
金融業、保険業	144.5	-1.1	132.5	-1.5	12.0	2.7	18.1	-0.3
不動産・物品賃貸業	146.0	-0.6	134.8	-0.5	11.2	-1.9	18.5	0.0
学術研究等	153.2	-0.3	139.6	-0.2	13.6	-0.7	18.5	-0.1
飲食サービス業等	89.5	7.0	84.8	5.6	4.7	43.8	13.9	0.3
生活関連サービス等	123.7	3.8	117.5	3.1	6.2	16.4	17.1	0.5
教育、学習支援業	121.1	0.1	111.4	-0.4	9.7	5.1	16.0	-0.1
医療、福祉	129.4	-0.7	124.4	-1.2	5.0	10.3	17.4	-0.3
複合サービス事業	146.1	-1.2	137.2	-1.6	8.9	7.3	18.5	-0.4
その他のサービス業	138.1	0.7	127.4	0.2	10.7	6.1	17.8	-0.1
一般労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	162.3	0.2	148.5	-0.3	13.8	4.8	19.4	-0.1
鉱業、採石業等	161.2	-2.7	150.0	-2.5	11.2	-4.1	20.3	-0.1
建設業	168.4	-0.9	153.8	-1.0	14.6	0.6	20.3	-0.3
製造業	164.3	0.5	148.4	-0.1	15.9	5.5	19.2	0.0
電気・ガス業	156.4	-0.6	141.2	-0.7	15.2	0.6	18.7	-0.2
情報通信業	161.0	-0.9	144.5	-1.2	16.5	1.9	18.8	-0.2
運輸業、郵便業	177.5	0.7	151.6	0.5	25.9	2.3	19.9	0.0
卸売業、小売業	162.6	0.1	151.2	-0.3	11.4	5.9	19.6	-0.1
金融業、保険業	149.9	-1.1	136.7	-1.5	13.2	1.7	18.4	-0.3
不動産・物品賃貸業	163.0	-0.3	149.1	-0.2	13.9	-1.1	19.5	-0.1
学術研究等	160.6	-0.1	145.6	0.0	15.0	-0.6	19.0	-0.1
飲食サービス業等	168.5	8.3	154.9	6.2	13.6	40.5	20.0	0.8
生活関連サービス等	162.8	2.2	153.2	1.4	9.6	15.9	20.1	0.4
教育、学習支援業	155.7	-0.9	141.3	-1.3	14.4	4.4	18.7	-0.4
医療、福祉	156.1	-1.0	149.1	-1.4	7.0	10.0	19.4	-0.3
複合サービス事業	154.2	-0.8	144.7	-1.2	9.5	7.7	18.9	-0.3
その他のサービス業	159.9	0.4	145.9	0.0	14.0	4.9	19.2	0.0
パートタイム労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	79.6	1.0	77.4	0.8	2.2	9.7	13.8	-0.1
鉱業、採石業等	112.3	16.5	106.0	12.5	6.3	178.0	15.9	-0.2
建設業	88.1	-1.4	86.4	-1.7	1.7	23.7	14.5	-0.2
製造業	108.0	0.7	102.9	0.4	5.1	7.2	16.5	0.0
電気・ガス業	107.5	-1.1	106.6	-0.5	0.9	-44.1	15.8	-0.2
情報通信業	88.8	0.8	84.9	-0.5	3.9	34.3	13.9	-0.3
運輸業、郵便業	100.1	0.8	94.4	1.3	5.7	-5.3	15.5	-0.1
卸売業、小売業	86.7	-0.9	84.9	-0.8	1.8	-7.1	15.3	-0.2
金融業、保険業	100.5	-1.0	98.3	-1.5	2.2	25.8	15.9	-0.2
不動産・物品賃貸業	87.0	0.2	85.2	0.3	1.8	-9.8	14.9	0.3
学術研究等	90.0	-1.9	88.3	-2.1	1.7	11.4	14.2	-0.2
飲食サービス業等	65.7	4.3	63.6	3.3	2.1	36.3	12.0	0.0
生活関連サービス等	80.0	7.0	77.7	6.9	2.3	19.9	13.7	0.7
教育、学習支援業	54.1	1.2	53.5	1.1	0.6	-6.7	10.6	0.1
医療、福祉	77.1	-0.5	75.9	-0.6	1.2	7.5	13.4	-0.3
複合サービス事業	108.6	-2.3	102.7	-2.7	5.9	6.7	16.7	-0.7
その他のサービス業	87.2	2.1	84.2	1.4	3.0	23.4	14.7	-0.1

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

第3表 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上、令和4年確報)

産 業	労働者総数				入 職 率		離 職 率	
	前年比		パートタイム労働者比率		前年差		前年差	
			%	ポイント				
就業形態計	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	51,342	0.9	31.60	0.32	2.05	0.09	1.98	0.05
鉱業、採石業等	12	-11.7	2.61	0.45	0.87	-0.32	1.67	0.49
建設業	2,734	2.1	6.05	0.38	1.27	0.04	1.24	0.07
製造業	7,695	-0.8	13.57	0.12	1.10	0.06	1.10	-0.04
電気・ガス業	244	-0.4	5.03	0.46	1.31	0.13	1.41	0.07
情報通信業	1,595	0.0	6.81	1.33	1.73	0.26	1.67	0.22
運輸業、郵便業	3,041	-1.4	16.06	-0.29	1.41	0.11	1.51	0.09
卸売業、小売業	9,551	-0.7	42.25	0.02	1.84	-0.01	1.87	0.03
金融業、保険業	1,359	-1.8	11.10	0.09	1.65	-0.12	1.91	0.09
不動産・物品賃貸業	847	2.7	22.32	0.65	1.81	0.04	1.76	-0.09
学術研究等	1,561	0.5	10.43	0.18	1.41	0.04	1.32	-0.06
飲食サービス業等	5,125	7.5	76.77	-0.89	4.43	0.44	3.94	0.04
生活関連サービス等	1,620	-0.1	47.28	-0.06	2.75	0.28	2.67	-0.14
教育、学習支援業	3,314	-0.9	34.05	-0.78	2.58	-0.20	2.47	-0.16
医療、福祉	7,881	2.5	33.71	-0.11	1.76	-0.02	1.64	0.03
複合サービス事業	400	-5.8	17.79	0.49	1.66	0.13	2.10	0.40
その他のサービス業	4,362	1.8	29.95	-0.01	2.86	0.25	2.73	0.25
一般労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	35,120	0.4	—	—	1.46	0.08	1.47	0.06
鉱業、採石業等	12	-12.0	—	—	0.64	-0.53	1.69	0.50
建設業	2,568	1.7	—	—	1.14	0.05	1.15	0.07
製造業	6,651	-1.0	—	—	0.91	0.06	0.93	-0.03
電気・ガス業	232	-1.0	—	—	1.25	0.12	1.37	0.08
情報通信業	1,486	-1.4	—	—	1.59	0.23	1.59	0.25
運輸業、郵便業	2,553	-1.1	—	—	1.24	0.10	1.35	0.12
卸売業、小売業	5,515	-0.8	—	—	1.39	0.02	1.44	0.06
金融業、保険業	1,208	-1.9	—	—	1.70	-0.10	1.93	0.11
不動産・物品賃貸業	658	1.8	—	—	1.73	0.10	1.55	-0.15
学術研究等	1,399	0.3	—	—	1.23	0.05	1.12	-0.09
飲食サービス業等	1,189	11.6	—	—	2.54	0.32	2.64	0.17
生活関連サービス等	854	0.0	—	—	1.96	0.23	2.02	-0.05
教育、学習支援業	2,186	0.3	—	—	1.64	-0.09	1.67	-0.05
医療、福祉	5,224	2.8	—	—	1.46	0.06	1.38	0.05
複合サービス事業	328	-6.2	—	—	1.62	0.11	2.08	0.42
その他のサービス業	3,056	1.8	—	—	2.43	0.23	2.37	0.26
パートタイム労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	16,223	2.0	—	—	3.34	0.11	3.09	-0.01
鉱業、採石業等	0	6.5	—	—	10.37	7.09	0.87	-0.11
建設業	165	8.7	—	—	3.31	-0.15	2.61	-0.06
製造業	1,044	0.0	—	—	2.29	0.02	2.19	-0.09
電気・ガス業	12	9.4	—	—	2.39	0.23	2.12	-0.26
情報通信業	108	24.1	—	—	3.68	0.41	2.86	-0.50
運輸業、郵便業	488	-3.1	—	—	2.28	0.15	2.33	-0.09
卸売業、小売業	4,035	-0.6	—	—	2.44	-0.06	2.46	0.00
金融業、保険業	151	-1.0	—	—	1.32	-0.19	1.75	-0.07
不動産・物品賃貸業	189	5.7	—	—	2.09	-0.21	2.50	0.13
学術研究等	163	2.3	—	—	2.92	-0.13	3.02	0.12
飲食サービス業等	3,936	6.2	—	—	5.00	0.49	4.34	0.03
生活関連サービス等	766	-0.2	—	—	3.63	0.34	3.40	-0.22
教育、学習支援業	1,129	-3.0	—	—	4.42	-0.35	4.03	-0.32
医療、福祉	2,657	2.3	—	—	2.34	-0.18	2.15	-0.03
複合サービス事業	71	-3.1	—	—	1.78	0.15	2.16	0.29
その他のサービス業	1,307	1.6	—	—	3.86	0.31	3.57	0.25

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

時系列表第1表 賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業	卸売業, 小売業	医療, 福 祉 社
	前年比		一 般 労 働 者		パートタイム労働者		前年比	前年比	前年比
	%		%		%		%	%	%
現金給与総額									
平成27年	99.1	0.1	98.4	0.5	98.5	0.5	0.4	-0.2	0.2
平成28年	99.7	0.6	99.4	1.0	98.4	-0.2	0.7	1.9	0.8
平成29年	100.2	0.4	99.9	0.5	99.1	0.8	1.5	0.5	1.5
平成30年	101.6	1.4	101.4	1.6	100.4	1.3	1.8	3.8	-1.8
令和元年	101.2	-0.4	101.8	0.3	100.4	0.0	-0.3	-1.4	0.3
令和2年	100.0	-1.2	100.0	-1.7	100.0	-0.4	-3.4	0.1	0.2
令和3年	100.3	0.3	100.5	0.5	100.1	0.1	2.0	2.1	-1.0
令和4年	102.3	2.0	102.8	2.3	102.7	2.6	1.7	1.7	1.9
令和4年 1月～3月	87.2	1.5	86.2	1.5	97.9	1.9	0.4	0.9	1.1
4月～6月	105.9	1.5	106.3	1.9	103.8	2.7	1.1	0.8	1.0
7月～9月	97.5	1.7	97.5	2.0	102.9	3.6	2.1	1.9	2.3
10月～12月	118.4	2.9	121.0	3.2	106.2	2.2	2.5	2.9	3.2
きまって支給する給与									
平成27年	99.3	0.3	98.6	0.6	99.1	0.5	0.4	-0.1	0.9
平成28年	99.6	0.2	99.1	0.5	98.9	-0.2	0.5	1.0	0.7
平成29年	100.0	0.5	99.6	0.5	99.7	0.9	1.1	1.0	1.3
平成30年	100.9	0.9	100.6	1.0	101.0	1.2	1.4	2.6	-1.4
令和元年	100.7	-0.2	101.1	0.5	100.9	-0.1	-0.1	-0.5	0.1
令和2年	100.0	-0.7	100.0	-1.1	100.0	-0.9	-2.2	0.4	0.2
令和3年	100.5	0.5	100.7	0.8	100.1	0.2	1.8	1.4	-0.1
令和4年	101.9	1.4	102.3	1.6	102.6	2.5	0.6	1.4	1.9
令和4年 1月～3月	101.0	1.1	101.5	1.2	99.4	1.7	0.9	0.4	0.8
4月～6月	102.3	1.4	102.3	1.6	103.6	2.8	0.5	1.7	1.6
7月～9月	101.9	1.5	102.2	1.7	103.5	3.6	0.2	1.7	2.4
10月～12月	102.5	1.6	103.2	1.9	104.0	2.0	0.5	1.8	3.0
所 定 内 給 与									
平成27年	98.3	0.3	97.6	0.6	98.2	0.5	0.1	-0.1	1.2
平成28年	98.6	0.3	98.1	0.6	98.1	-0.2	0.6	0.7	0.7
平成29年	99.1	0.5	98.6	0.4	99.1	1.0	0.9	1.0	1.3
平成30年	99.9	0.8	99.5	1.0	100.4	1.4	1.3	2.8	-1.4
令和元年	99.8	-0.1	100.1	0.6	100.4	0.0	0.7	-0.9	0.2
令和2年	100.0	0.2	100.0	-0.1	100.0	-0.4	-0.2	1.1	0.8
令和3年	100.3	0.3	100.4	0.4	100.3	0.3	0.6	1.4	-0.3
令和4年	101.4	1.1	101.7	1.3	102.6	2.3	0.2	1.0	1.6
令和4年 1月～3月	100.6	0.9	100.9	0.8	99.5	1.6	0.2	0.2	0.6
4月～6月	101.9	1.1	101.9	1.4	103.5	2.5	0.4	1.3	1.3
7月～9月	101.5	1.3	101.7	1.4	103.4	3.3	0.1	1.4	2.1
10月～12月	101.8	1.3	102.4	1.6	103.9	1.8	0.2	1.5	2.5

時系列表第2表 労働時間指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業	卸売業, 小売業	医療, 福 祉
	前年比		一 般 労 働 者		パートタイム労働者				
	%	%	%	%	%	%			
総 実 労 働 時 間									
平成27年	106.9	-0.3	105.1	0.1	112.1	-1.0	0.3	-0.3	0.1
平成28年	106.3	-0.6	105.0	-0.1	110.3	-1.7	-0.3	-0.3	0.0
平成29年	106.1	-0.2	105.1	0.0	108.7	-1.4	0.4	-0.8	0.0
平成30年	105.2	-0.8	104.4	-0.6	107.6	-0.9	0.0	-0.6	-0.4
令和元年	102.9	-2.2	102.7	-1.7	104.8	-2.6	-2.3	-1.9	-2.3
令和2年	100.0	-2.8	100.0	-2.6	100.0	-4.7	-4.1	-1.3	-1.0
令和3年	100.7	0.6	101.0	1.1	99.3	-0.7	1.8	0.6	0.0
令和4年	100.8	0.1	101.2	0.2	100.3	1.0	0.4	-0.2	-0.7
令和4年 1月～3月	97.8	-0.3	98.2	-0.2	97.0	0.2	0.7	-0.4	-1.4
4月～6月	102.3	0.2	102.6	0.3	102.0	1.7	-0.3	0.1	-0.7
7月～9月	101.0	1.1	101.2	1.1	101.3	2.4	1.3	0.3	-0.2
10月～12月	102.0	-0.7	102.8	-0.5	101.0	-0.2	0.0	-0.9	-0.6
所 定 内 労 働 時 間									
平成27年	106.0	-0.3	104.1	0.0	111.5	-0.8	0.2	-0.2	0.2
平成28年	105.5	-0.4	104.1	0.0	109.7	-1.7	0.0	-0.5	0.0
平成29年	105.2	-0.4	104.1	-0.1	108.2	-1.3	0.2	-0.7	-0.1
平成30年	104.4	-0.8	103.4	-0.6	107.2	-1.0	-0.2	-0.8	-0.4
令和元年	102.0	-2.2	101.7	-1.7	104.4	-2.6	-1.6	-2.0	-2.4
令和2年	100.0	-2.0	100.0	-1.5	100.0	-4.2	-2.3	-0.8	-0.5
令和3年	100.4	0.4	100.6	0.6	99.5	-0.4	0.7	0.5	0.1
令和4年	100.1	-0.3	100.3	-0.3	100.3	0.8	0.0	-0.5	-1.2
令和4年 1月～3月	97.1	-0.6	97.2	-0.7	97.0	0.0	-0.1	-0.6	-1.8
4月～6月	101.8	-0.2	101.9	-0.2	101.9	1.2	-0.7	-0.3	-1.2
7月～9月	100.5	0.8	100.6	0.7	101.2	2.1	1.0	0.1	-0.7
10月～12月	101.0	-1.2	101.7	-1.0	100.8	-0.5	-0.5	-1.1	-1.1
所 定 外 労 働 時 間									
平成27年	119.6	-1.0	117.3	-0.1	137.9	-4.9	0.1	-0.9	-2.7
平成28年	117.8	-1.5	115.8	-1.3	133.9	-2.9	-1.7	2.5	0.3
平成29年	119.3	1.1	117.8	1.9	127.9	-4.9	3.1	-0.3	1.6
平成30年	117.5	-1.5	116.3	-1.2	125.1	-2.3	1.5	1.0	-0.6
令和元年	115.1	-1.9	115.0	-1.2	121.9	-2.4	-8.5	0.7	-0.2
令和2年	100.0	-13.2	100.0	-13.0	100.0	-18.1	-20.7	-10.6	-13.0
令和3年	105.2	5.1	106.2	6.2	93.7	-6.4	14.1	3.6	-0.8
令和4年	110.0	4.6	111.3	4.8	102.8	9.7	6.2	4.2	10.3
令和4年 1月～3月	107.9	4.3	109.7	4.7	95.2	4.7	10.7	3.6	9.9
4月～6月	110.1	5.3	111.3	5.9	104.8	17.4	5.1	7.9	8.9
7月～9月	108.0	5.2	108.9	5.2	103.2	7.9	4.0	3.5	11.1
10月～12月	114.1	3.7	115.6	3.9	108.0	9.3	5.1	2.0	10.8

時系列表第3表 常用雇用指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業	卸売業、 小売業	医療、福 祉
	前年比		一般労働者		パートタイム労働者		前年比	前年比	前年比
		%		%		%			
平成27年	92.6	1.2	93.7	0.1	90.0	3.4	-1.1	1.2	2.1
平成28年	93.7	1.2	94.6	1.0	91.7	1.9	-0.8	1.3	2.2
平成29年	96.0	2.5	97.0	2.5	94.0	2.5	0.5	1.6	2.3
平成30年	97.1	1.1	97.5	0.6	96.3	2.4	0.4	1.3	-0.8
令和元年	99.0	2.0	98.4	1.0	100.3	4.2	1.0	1.2	2.4
令和2年	100.0	1.0	100.0	1.6	100.0	-0.3	0.3	0.5	1.8
令和3年	101.1	1.2	100.9	0.9	101.6	1.6	-1.2	1.1	2.5
令和4年	102.0	0.9	101.3	0.4	103.6	2.0	-0.8	-0.7	2.5
令和4年1月～3月	100.8	0.6	100.4	0.3	101.5	0.9	-1.5	-0.5	2.7
4月～6月	102.0	0.8	101.7	0.0	102.5	2.3	-1.2	-0.7	2.5
7月～9月	102.5	1.1	101.7	0.5	104.4	2.5	-0.4	-0.8	2.7
10月～12月	102.8	1.1	101.4	0.6	105.8	1.8	-0.4	-1.0	2.3

時系列表第4表 パートタイム労働者比率

(事業所規模5人以上)

年 月	パートタイム労働者 比率	
	前年差	
	%	ポイント
平成27年	30.41	0.74
平成28年	30.63	0.22
平成29年	30.69	0.06
平成30年	30.88	0.19
令和元年	31.53	0.65
令和2年	31.13	-0.40
令和3年	31.28	0.15
令和4年	31.60	0.32
令和4年1月～3月	31.36	0.12
4月～6月	31.30	0.49
7月～9月	31.68	0.39
10月～12月	32.04	0.26

時系列表第5表 労働異動率

(事業所規模5人以上)

年 月	入 職 率		離 職 率	
	前年差		前年差	
	%	ポイント	%	ポイント
平成27年	2.14	0.09	2.03	0.05
平成28年	2.15	0.01	2.04	0.01
平成29年	2.15	0.00	2.04	0.00
平成30年	2.11	-0.04	2.02	-0.02
令和元年	2.16	0.05	2.06	0.04
令和2年	1.97	-0.19	1.98	-0.08
令和3年	1.96	-0.01	1.93	-0.05
令和4年	2.05	0.09	1.98	0.05
令和4年1月～3月	1.51	-0.01	1.91	0.04
4月～6月	3.21	0.23	2.62	0.01
7月～9月	1.74	0.14	1.76	0.08
10月～12月	1.74	0.01	1.64	0.06

時系列表第6表
実質賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	現金給与総額		きまって支給する給与	
	前年比	%	前年比	%
平成27年	101.3	-0.8	101.5	-0.7
平成28年	102.0	0.8	101.9	0.4
平成29年	101.9	-0.2	101.7	-0.1
平成30年	102.1	0.2	101.4	-0.3
令和元年	101.2	-1.0	100.7	-0.8
令和2年	100.0	-1.2	100.0	-0.7
令和3年	100.6	0.6	100.8	0.8
令和4年	99.6	-1.0	99.2	-1.6
令和4年 1月～3月	86.5	0.5	100.2	0.1
4月～6月	103.8	-1.2	100.3	-1.4
7月～9月	94.5	-1.7	98.7	-1.9
10月～12月	113.2	-1.7	98.0	-2.9

注：実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の
帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

時系列表第7表
時間当たり給与（パートタイム労働者）

(事業所規模5人以上)

年 月	時間当たり給与	
	円	%
平成27年	1,069	1.4
平成28年	1,085	1.5
平成29年	1,111	2.4
平成30年	1,136	2.3
令和元年	1,167	2.7
令和2年	1,213	3.9
令和3年	1,223	0.8
令和4年	1,242	1.6
令和4年 1月～3月	1,244	1.6
4月～6月	1,233	1.2
7月～9月	1,240	1.1
10月～12月	1,251	2.3

注：時間当たり給与は、所定内給与を
所定内労働時間で除して算出している。

用語の説明

- 1) 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。(平成30年1月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要)
- 2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者をいう。
- 3) 一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。
- 4) 入職(離職)率とは、前月末労働者数に対する月間の入職(離職)者数の割合(%)である。なお、入職(離職)者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。
- 5) 現金給与額について
賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
 - ・ **現金給与総額**：以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。
 - ・ **きまって支給する給与(定期給与)**：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
 - ・ **所定内給与**：きまって支給する給与のうち次の**所定外給与**以外のもの。
 - ・ **所定外給与(超過労働給与)**：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
 - ・ **特別に支払われた給与(特別給与)**：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的の事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ② 支給事由の発生が不定期なもの
 - ③ 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等)
 - ④ いわゆるベースアップの差額追給分
- 6) 実労働時間数、出勤日数について
労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
 - ・ **総実労働時間**：次の**所定内労働時間**と**所定外労働時間**の合計。
 - ・ **所定内労働時間**：労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
 - ・ **所定外労働時間**：早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
 - ・ **出勤日数**：業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

利用上の注意

- 1) 毎月勤労統計調査の公表値については、特に断りがない限り、以下の数値に基づくものである。
 - 【平成15年12月分以前】
毎月の集計結果
 - 【平成16年1月分～平成23年12月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、時系列比較可能な指数を作成するために推計した「時系列比較のための推計値」
 - 【平成24年1月分～令和元年5月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った集計値
 - 【令和元年6月分以降】
毎月の集計結果
※ 令和元年6月分から令和2年5月分までの前年同月比（差）は、500人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。
- 2) 統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、事業所規模5人以上、常用労働者（パートタイム労働者を含む。）に関するものである。
- 3) 「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。四半期の場合、「前年比」、「前年差」は、前年同期と比較している。
- 4) 産業名で、「鉱業、採石業等」、「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。
- 5) 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 6) 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。
令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 7) 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。
従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 8) 常用雇用指数及びその増減率は、令和4年1月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（平成28年経済センサス活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。
また、平成16年1月分から平成23年12月分の公表値には「時系列比較のための推計値」を使用しているが、令和4年1月のベンチマーク更新時に、平成24年1月分以降の指数が「時系列比較のための推計値」から作成された母集団労働者数と整合するよう、指数の改訂を併せて行っている。
なお、令和4年1月のベンチマーク更新に伴い、令和4年の賃金と労働時間の前年同月比には一定の断層が生じている。
(参考) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20220405.pdf>
- ※ 1月は30人以上規模の事業所について入替え前後の両方の事業所を調べており、令和4年1月に標本の部分入替え、ベンチマーク更新等を行った際の新旧事業所の結果を比較したところ、現金給与総額では1,065円(+0.4%)、きまって支給する給与では1,517円(+0.6%)の断層が生じている。
- 9) 最新年の速報値は、1月～11月分結果確報及び12月分結果速報に基づき作成している。

毎月勤労統計調査の結果の公表時刻は、速報、確報共、原則8時30分です。

今後の公表予定				
	速報	備考	確報	備考
1月分	3月7日		4月7日	
2月分	4月7日	年末賞与	4月21日	
3月分	5月9日		5月23日	年度平均
4月分	6月6日		6月23日	

消費者物価地域差指数

—小売物価統計調査（構造編）2022年（令和4年）結果—

総務省では、地域別の物価を明らかにすることを目的とし、小売物価統計調査（構造編）において、消費者物価地域差指数[※]を毎年作成しています。

この度、2022年（令和4年）の結果を取りまとめたので、公表します。

※各地域の物価水準を全国の物価水準を100とした指数値で示したものであり、全国平均を基準（=100）とした指数を、地域別（地方10区分、都道府県、都道府県庁所在地及び政令指定都市）に作成したもの

1. 「総合」の物価水準（2ページ）

- 物価水準が最も高いのは東京都（104.7）で10年連続、次いで神奈川県（103.1）、一方、物価水準が最も低いのは宮崎県（96.1）で5年連続、次いで群馬県（96.2）
- 物価水準が最も高い東京都と最も低い宮崎県との比率は、1.09倍と2021年と同率
- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い宮崎県及び群馬県は「食料」が最もマイナスに寄与

2. 10大費目別の物価水準（5ページ）

- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が極めて高く、次いで「教育」も高くなっている
- 物価水準が低い宮崎県は「住居」が低く、群馬県は「教育」が極めて低くなっている
- 「住居」は、東京都が香川県の1.60倍で比率が最も高い
- 「交通・通信」は、東京都が愛知県の1.05倍で比率が最も低い

※本資料の注意事項

消費者物価地域差指数における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。

1. 「総合」の物価水準

- 物価水準が最も高いのは東京都で10年連続、物価水準が最も低いのは宮崎県で5年連続
- 物価水準が最も高い東京都と最も低い宮崎県との比率は、1.09倍と2021年と同率
- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い宮崎県及び群馬県は「食料」が最もマイナスに寄与

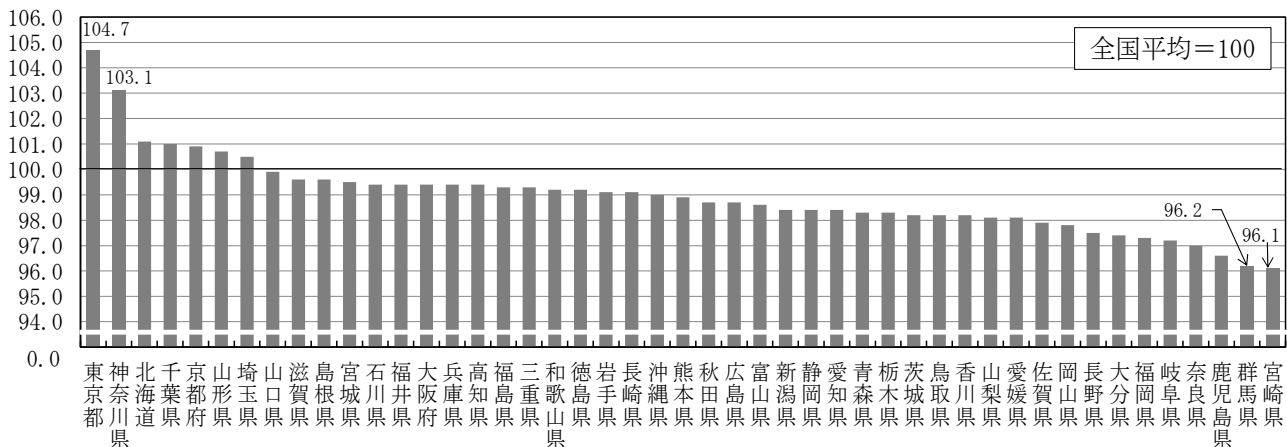
(1) 都道府県の物価水準

2022年（令和4年）平均消費者物価地域差指数（全国平均=100）の「総合」を都道府県別にみると、東京都が104.7と最も高く、次いで神奈川県（103.1）などとなっており、小売物価統計調査（構造編）の調査を開始した2013年（平成25年）以降、10年連続で同様の傾向となっている。

一方、最も低いのは宮崎県（96.1）で、次いで群馬県（96.2）などとなっており、宮崎県は5年連続で最も低くなっている。

（図1、別表1）

図1 消費者物価地域差指数（総合）（都道府県）



次に、物価水準が最も高い東京都と最も低い宮崎県との比率をみると、1.09倍（ $104.7 \div 96.1$ ）となっている。これは、2021年（令和3年）の比率1.09倍（ $104.5 \div 96.2$ ）と同率となっている。

なお、指数が100（全国平均）以上の7都道府県のうち、4都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）が南関東の地域となっている。

（表1）

表1 消費者物価地域差指数（総合）の推移（都道府県）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
指数	最も高い	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7
	最も低い	96.1	95.9	96.4	95.9	96.2	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1
	比率	1.09	1.10	1.08	1.09	1.09	1.09	1.09	1.10	1.09	1.09
都道府県	最も高い	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
	最も低い	宮崎県	宮崎県	群馬県 宮崎県	群馬県	群馬県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
指数が100以上の都道府県の数		8	9	11	11	12	8	9	8	10	7

注) 消費者物価地域差指数は、年次ごとに全国平均に対する当該地域の物価水準を相対的に表すものであるため、指数値の変化は、当該地域における物価水準の時系列変化を表すものではない。

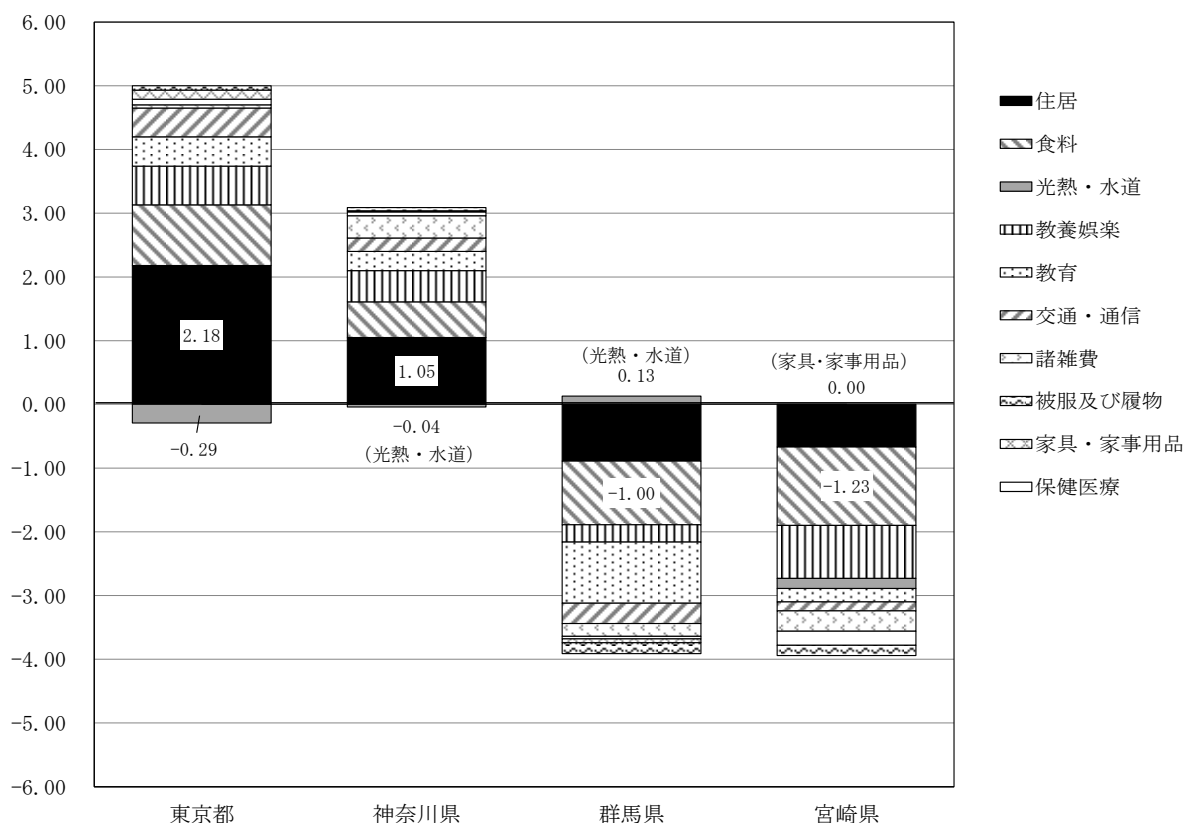
(2) 都道府県の全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度

物価水準が高い東京都及び神奈川県について全国平均（100）との差（総合）に対する内訳として10大費目別寄与度をみると、いずれも「住居」（2.18及び1.05）が最もプラスに寄与しており、逆にマイナスに寄与しているのは「光熱・水道」（-0.29及び-0.04）のみとなっている。

一方、物価水準が低い宮崎県及び群馬県では「食料」（-1.23及び-1.00）が最もマイナスに寄与しており、逆にプラスに寄与しているのは、群馬県では「光熱・水道」（0.13）のみとなっている。宮崎県ではマイナスに寄与していない費目は「家具・家事用品」（0.00）のみとなっている。

(図2) (全都道府県分は別表3及び別図)

図2 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（東京都、神奈川県、群馬県及び宮崎県）



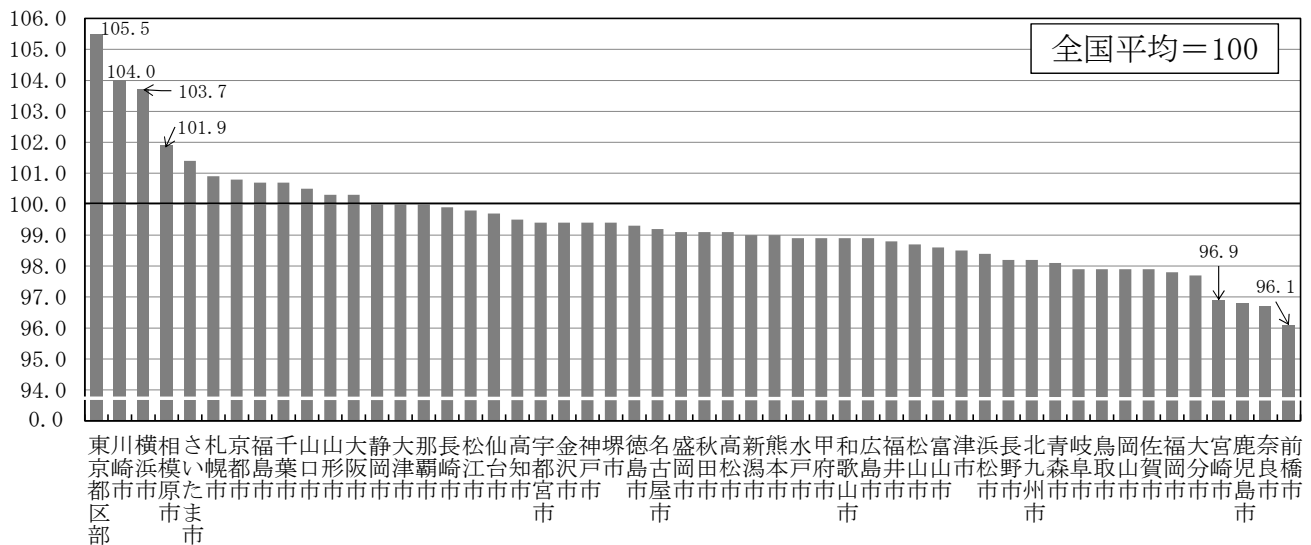
(3) 都道府県と都市の物価水準の傾向

都市^(注)別にみると、物価水準が高い東京都及び神奈川県では、東京都区部105.5、川崎市104.0、横浜市103.7及び相模原市101.9といずれの都市も物価水準は高く、一方、物価水準が低い群馬県及び宮崎県では、前橋市96.1及び宮崎市96.9と両都市とも低くなっており、都道府県と都市の物価水準はほぼ同様の傾向となっている。

(図3、別表2)

(注) 都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）を指す。

図3 消費者物価地域差指数（総合）（都市）



2. 10大費目別の物価水準

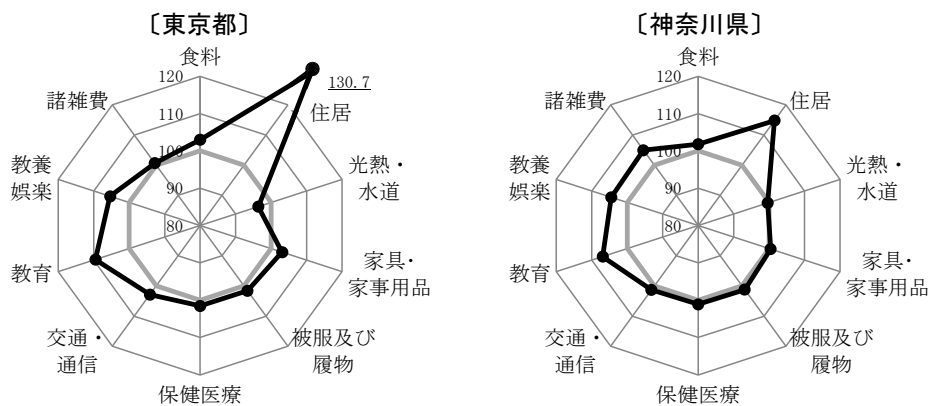
- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が極めて高く、次いで「教育」も高くなっている
- 物価水準が低い宮崎県は「住居」が低く、群馬県は「教育」が極めて低くなっている
- 「住居」は、東京都が香川県の1.60倍で比率が最も高い
- 「交通・通信」は、東京都が愛知県の1.05倍で比率が最も低い

(1) 都道府県の10大費目別消費者物価地域差指数

「総合」の物価水準が高い東京都及び神奈川県について、10大費目別に物価水準をみると、「住居」が極めて高く、次いで「教育」も高くなっている。

(図4-1、別表1)

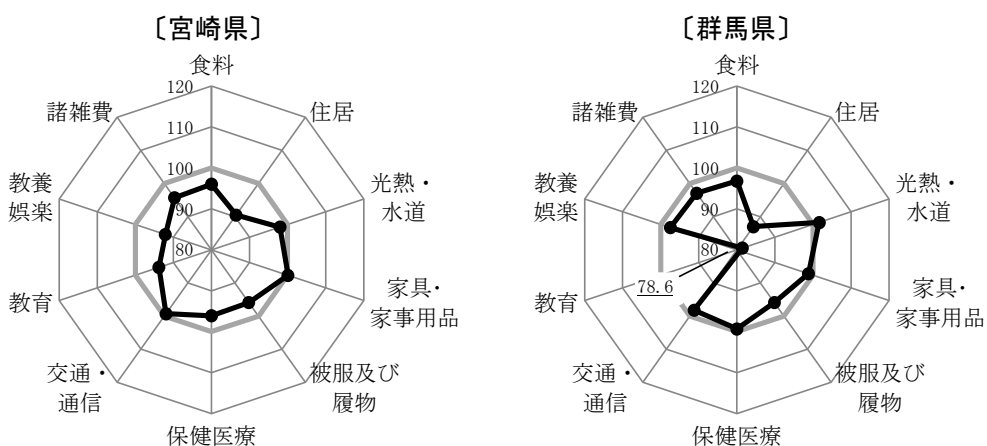
図4-1 10大費目別消費者物価地域差指数（東京都及び神奈川県）



一方、「総合」の物価水準が低い宮崎県及び群馬県をみると、宮崎県は「住居」が低く、他の費目も全般的に低い傾向となっており、群馬県は「教育」が極めて低く、次いで「住居」も低くなっている。

(図4-2、別表1)

図4-2 10大費目別消費者物価地域差指数（宮崎県及び群馬県）



次に、各10大費目において物価水準が最も高い都道府県及び最も低い都道府県について、10大費目別に物価水準をみると、以下のとおりとなっている。

(図4-3、別表1)

図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数(都道府県)

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
食料	<p>【沖縄県】 他の費目と比べても「食料」が最も高い。一方で「住居」は特に低い。</p>	<p>【長野県】 他の費目と比べると「食料」は低い、「教育」及び「住居」は更に低い。</p>
住居	<p>【東京都】 他の費目と比べても「住居」が極めて高く、「教育」及び「教養・娯楽」も高い傾向にある。</p>	<p>【香川県】 他の費目と比べても「住居」が極めて低く、「教育」も低い傾向にある。</p>
光熱・水道	<p>【北海道】 他の費目と比べても「光熱・水道」が特に高い。一方で「住居」は特に低い。</p>	<p>【大阪府】 他の費目と比べても「光熱・水道」が低い。一方で「教育」は極めて高い。</p>

図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
家具・家事用品	<p>〔福井県〕 他の費目と比べても「家具・家事用品」が最も高い。一方で「住居」は特に低い。</p>	<p>〔沖縄県〕 他の費目と比べると「家具・家事用品」は低いが、「住居」は更に低い。</p>
被服及び履物	<p>〔石川県〕 他の費目と比べても「被服及び履物」が高い。一方で「住居」は極めて低い。</p>	<p>〔鹿児島県〕 他の費目と比べると「被服及び履物」よりも「住居」の方が低い。</p>
保健医療	<p>〔福井県〕 他の費目と比べると「保健医療」よりも「家具・家事用品」、「食料」及び「教育」の方が高い。</p>	<p>〔宮崎県〕 他の費目と比べると「保健医療」よりも低い費目が、「住居」など6費目ある。</p>
交通・通信	<p>〔東京都〕 他の費目と比べると「交通・通信」よりも高い費目が、「住居」など5費目ある。</p>	<p>〔愛知県〕 他の費目と比べると「交通・通信」よりも「住居」及び「家具・家事用品」の方が低い。</p>

図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
教育	<p>〔和歌山〕 他の費目と比べても「教育」が極めて高い。一方で「住居」は特に低い。</p>	<p>〔群馬県〕 他の費目と比べても「教育」が極めて低く、「住居」も低い傾向にある。</p>
教養娯楽	<p>〔東京都〕 他の費目と比べると「教養娯楽」は高いが、「住居」は更に高い。</p>	<p>〔宮崎県〕 他の費目と比べると「教養娯楽」よりも「住居」の方が低い。</p>
諸雑費	<p>〔神奈川県〕 他の費目と比べると「諸雑費」は高いが、「住居」は更に高い。</p>	<p>〔沖縄県〕 他の費目と比べると「諸雑費」は低いが、「住居」は更に低い。</p>

(2) 都道府県の10大費目別比率

10大費目別に物価水準が最も高い都道府県と最も低い都道府県との比率をみると、「住居」が1.60倍（＝東京都（130.7）÷香川県（81.6））と最も高く、次いで「教育」（1.58倍）、「光熱・水道」（1.27倍）などとなっている。

一方、比率が最も低いのは、「交通・通信」の1.05倍で、次いで「保健医療」の1.06倍などとなっている。

比率について、2021年の結果と比較すると、「総合」は1.09倍と同率となっている。10大費目別にみると、「教育」（0.05ポイント）、「被服及び履物」（0.03ポイント）、「光熱・水道」（0.02ポイント）などで拡大している。一方、「住居」（-0.02ポイント）、「交通・通信」（-0.01ポイント）は縮小している。

(表2)

表2 10大費目別比率（都道府県）

(全国平均=100)

10大費目	指数（2022年）				比率		
	最も高い都道府県		最も低い都道府県		2022年	2021年	差（2022年-2021年）
総合	東京都	104.7	宮崎県	96.1	1.09	1.09	0.00
食料	沖縄県	105.3	長野県	95.5	1.10	1.09	0.01
住居	東京都	130.7	香川県	81.6	1.60	1.62	-0.02
光熱・水道	北海道	114.7	大阪府	90.6	1.27	1.25	0.02
家具・家事用品	福井県	104.1	沖縄県	93.3	1.12	1.11	0.01
被服及び履物	石川県	108.6	鹿児島県	92.1	1.18	1.15	0.03
保健医療	福井県	101.8	宮崎県	96.1	1.06	1.06	0.00
交通・通信	東京都	102.9	愛知県	97.6	1.05	1.06	-0.01
教育	和歌山県	124.5	群馬県	78.6	1.58	1.53	0.05
教養娯楽	東京都	105.4	宮崎県	92.1	1.14	1.13	0.01
諸雑費	神奈川県	105.0	沖縄県	91.1	1.15	1.15	0.00

別表 1 10大費目別消費者物価

都道府県	総合		家賃を除く総合		食料		住居		光熱・水道		家具・家事用品	
	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位
北海道	101.1	3	102.0	3	101.9	8	85.7	38	114.7	1	101.7	10
青森県	98.3	31	99.3	25	98.0	38	87.6	34	110.0	5	101.6	11
岩手県	99.1	21	99.6	22	97.8	40	92.7	20	111.2	2	98.8	27
宮城県	99.5	11	99.7	19	98.2	36	96.3	6	103.4	16	101.8	9
秋田県	98.7	25	99.2	26	98.9	29	85.7	38	107.3	11	100.5	17
山形県	100.7	6	101.1	4	102.3	6	96.3	6	110.4	3	96.5	43
福島県	99.3	17	99.8	15	99.2	27	90.9	24	108.6	7	100.5	17
茨城県	98.2	33	98.6	36	98.1	37	95.2	15	108.0	8	95.3	45
栃木県	98.3	31	98.7	34	98.9	29	87.2	35	100.8	24	102.9	4
群馬県	96.2	46	96.8	47	96.8	45	87.0	36	101.6	19	98.8	27
埼玉県	100.5	7	100.1	10	98.4	33	108.9	4	96.2	43	102.6	6
千葉県	101.0	4	100.5	7	100.3	19	111.6	3	101.7	18	101.9	8
東京都	104.7	1	102.8	1	103.0	3	130.7	1	96.4	42	103.1	3
神奈川県	103.1	2	102.4	2	101.8	9	114.8	2	99.6	29	100.4	19
新潟県	98.4	28	98.7	34	100.1	23	86.4	37	99.2	33	96.6	42
富山県	98.6	27	99.0	30	101.6	11	93.9	19	98.3	34	98.9	26
石川県	99.4	12	100.1	10	102.7	4	82.7	46	99.6	29	98.2	34
福井県	99.4	12	99.8	15	103.6	2	88.0	32	94.5	45	104.1	1
山梨県	98.1	36	98.6	36	98.8	31	95.0	17	100.8	24	99.0	25
長野県	97.5	40	98.0	42	95.5	47	88.1	31	105.4	13	98.1	35
岐阜県	97.2	43	97.8	43	97.7	41	83.0	45	97.8	36	95.7	44
静岡県	98.4	28	98.6	36	97.9	39	95.8	9	100.2	27	102.3	7
愛知県	98.4	28	98.8	32	98.4	33	94.6	18	99.4	31	97.3	38
三重県	99.3	17	99.7	19	100.7	16	95.4	12	101.2	22	98.6	32
滋賀県	99.6	9	99.9	13	99.0	28	95.3	14	96.2	43	102.9	4
京都府	100.9	5	100.7	5	100.9	14	101.0	5	97.0	39	97.1	39
大阪府	99.4	12	99.5	23	99.3	26	95.6	11	90.6	47	99.1	23
兵庫県	99.4	12	99.5	23	100.3	19	95.7	10	94.3	46	100.9	14
奈良県	97.0	44	97.6	44	97.1	43	84.1	42	97.5	38	98.7	30
和歌山県	99.2	19	100.0	12	100.2	22	88.8	29	96.7	41	98.0	36
鳥取県	98.2	33	99.1	28	101.7	10	83.1	44	107.1	12	96.8	41
島根県	99.6	9	100.2	9	102.4	5	87.7	33	110.3	4	97.1	39
岡山県	97.8	39	98.4	40	100.0	24	84.0	43	104.2	14	98.0	36
広島県	98.7	25	99.1	28	101.5	12	88.8	29	103.8	15	95.0	46
山口県	99.9	8	100.7	5	102.3	6	96.1	8	108.7	6	100.9	14
徳島県	99.2	19	99.8	15	101.1	13	92.6	21	101.5	21	99.8	21
香川県	98.2	33	99.2	26	100.4	18	81.6	47	100.8	24	104.0	2
愛媛県	98.1	36	98.9	31	100.3	19	85.3	41	102.6	17	101.4	12
高知県	99.4	12	99.9	13	100.7	16	95.2	15	99.8	28	99.1	23
福岡県	97.3	42	98.3	41	97.4	42	89.5	28	99.3	32	98.5	33
佐賀県	97.9	38	98.8	32	96.9	44	91.6	23	107.4	10	98.8	27
長崎県	99.1	21	99.8	15	99.9	25	92.1	22	107.9	9	100.8	16
熊本県	98.9	24	99.7	19	100.8	15	95.4	12	97.6	37	99.3	22
大分県	97.4	41	98.5	39	98.8	31	85.6	40	101.1	23	101.2	13
宮崎県	96.1	47	97.0	46	96.0	46	90.5	26	98.0	35	100.1	20
鹿児島県	96.6	45	97.1	45	98.3	35	90.6	25	96.8	40	98.7	30
沖縄県	99.0	23	100.3	8	105.3	1	89.9	27	101.6	19	93.3	47

地域差指数（都道府県）

（全国平均＝100）

被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		都道府県
指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	
106.9	3	101.5	2	100.6	9	93.1	25	99.1	12	101.5	5	北海道
103.4	6	98.7	37	99.4	26	92.5	30	95.6	36	94.1	45	青森県
98.1	31	100.7	11	100.0	19	90.6	34	98.6	15	97.5	34	岩手県
99.3	23	101.0	7	100.0	19	92.7	27	100.2	7	101.5	5	宮城県
100.9	16	98.8	33	99.9	21	84.5	44	98.7	14	100.3	13	秋田県
93.6	46	97.3	45	101.4	2	101.6	11	97.0	24	97.0	37	山形県
101.8	11	99.1	29	100.1	18	94.5	22	94.7	41	100.7	11	福島県
96.9	37	98.7	37	97.7	46	93.0	26	97.5	19	97.9	32	茨城県
107.3	2	99.7	23	98.8	35	97.5	14	94.6	42	99.8	19	栃木県
95.9	40	99.3	26	98.2	43	78.6	47	97.5	19	97.1	36	群馬県
104.4	5	100.1	18	100.6	9	97.5	14	102.7	3	101.5	5	埼玉県
97.7	35	99.7	23	99.4	26	96.8	17	101.9	4	100.2	15	千葉県
101.6	14	101.5	2	102.9	1	109.5	5	105.4	1	100.7	11	東京都
101.2	15	101.1	5	101.3	3	106.9	6	104.5	2	105.0	1	神奈川県
102.9	8	99.3	26	99.2	29	92.6	28	99.3	11	99.4	23	新潟県
100.0	20	101.1	5	98.9	33	80.5	46	95.4	38	101.4	9	富山県
108.6	1	100.3	13	98.5	41	103.5	8	97.2	22	99.8	19	石川県
100.2	18	101.8	1	100.3	14	103.5	8	93.7	44	98.3	30	福井県
98.3	28	98.8	33	99.8	23	87.9	40	96.9	25	96.7	40	山梨県
99.7	21	98.8	33	100.9	5	87.5	41	98.2	16	98.9	28	長野県
99.3	23	98.8	33	100.8	6	91.7	33	97.5	19	100.3	13	岐阜県
99.0	25	100.3	13	100.5	12	85.4	43	99.4	10	97.0	37	静岡県
97.8	33	100.2	16	97.6	47	99.5	12	100.1	9	100.1	17	愛知県
98.6	27	98.2	44	100.4	13	95.4	21	96.9	25	99.4	23	三重県
98.0	32	99.0	30	100.6	9	115.1	4	96.4	30	104.6	2	滋賀県
96.8	38	98.4	40	101.3	3	115.7	3	101.6	5	102.9	3	京都府
98.2	29	99.3	26	100.7	8	120.8	2	101.0	6	99.7	21	大阪府
101.7	12	98.7	37	98.6	40	104.9	7	100.2	7	101.5	5	兵庫県
97.4	36	98.9	31	99.1	31	96.8	17	99.0	13	98.2	31	奈良県
98.2	29	100.9	9	100.8	6	124.5	1	95.7	35	97.4	35	和歌山県
103.2	7	98.4	40	98.7	37	89.4	37	93.9	43	97.8	33	鳥取県
95.8	44	100.0	21	99.9	21	96.0	19	95.0	39	98.4	29	島根県
99.7	21	100.8	10	98.0	45	88.8	38	95.5	37	99.5	22	岡山県
95.9	40	99.5	25	99.8	23	97.6	13	96.1	33	97.0	37	広島県
99.0	25	101.2	4	98.8	35	84.2	45	96.0	34	99.0	25	山口県
102.4	10	98.3	43	98.4	42	95.8	20	96.9	25	99.9	18	徳島県
95.8	44	98.4	40	100.3	14	92.5	30	96.3	31	102.7	4	香川県
100.9	16	100.2	16	99.0	32	88.4	39	97.1	23	96.4	42	愛媛県
102.5	9	101.0	7	100.2	17	93.6	24	96.6	29	100.8	10	高知県
96.3	39	100.3	13	98.7	37	92.6	28	98.1	17	99.0	25	福岡県
101.7	12	100.1	18	100.3	14	89.5	36	93.5	45	99.0	25	佐賀県
106.7	4	100.1	18	99.7	25	87.0	42	95.0	39	96.6	41	長崎県
100.2	18	100.6	12	99.2	29	90.5	35	96.8	28	100.2	15	熊本県
95.9	40	97.1	46	98.9	33	103.2	10	96.2	32	94.0	46	大分県
95.9	40	96.1	47	99.3	28	93.8	23	92.1	47	95.7	43	宮崎県
92.1	47	99.8	22	98.1	44	96.9	16	93.0	46	95.2	44	鹿児島県
97.8	33	98.9	31	98.7	37	91.8	32	98.0	18	91.1	47	沖縄県

別表2 消費者物価地域差指数（総合、家賃を除く総合及び食料）（都市）

（全国平均＝100）

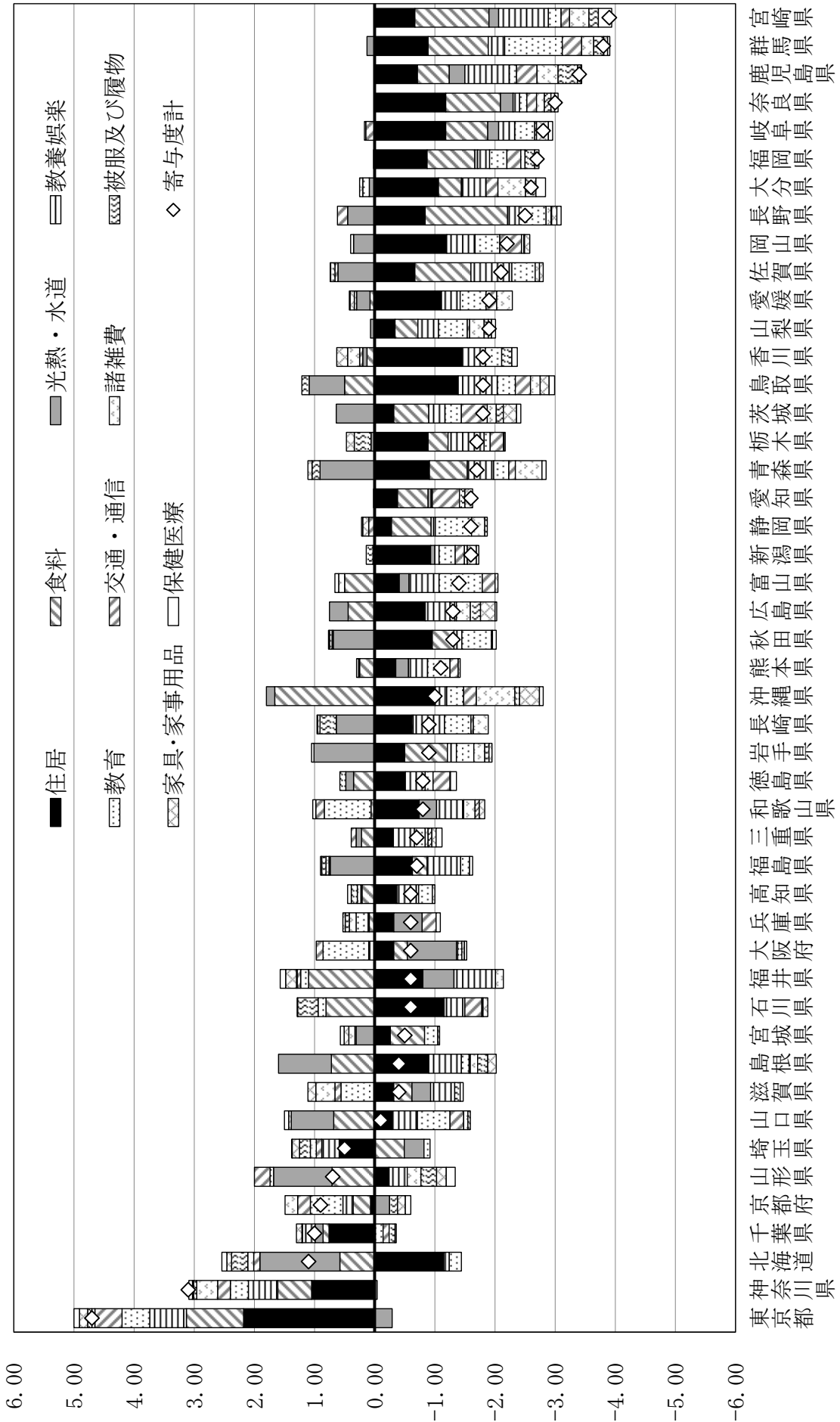
都市		総合		家賃を除く総合		食料		都市		総合		家賃を除く総合		食料			
		指数	順位	指数	順位	指数	順位			指数	順位	指数	順位	指数	順位		
都道府県庁所在市	札幌市	100.9	6	101.8	4	102.8	7	都道府県庁所在市	神戸市	99.4	20	99.4	31	99.9	30		
	青森市	98.1	42	99.0	37	98.8	39		奈良市	96.7	51	97.3	51	96.8	51		
	盛岡市	99.1	26	99.5	27	98.8	39		和歌山市	98.9	31	100.0	18	100.5	25		
	仙台市	99.7	18	99.8	22	98.6	41		鳥取市	97.9	43	98.9	39	101.5	16		
	秋田市	99.1	26	99.5	27	99.4	35		松江市	99.8	17	100.3	13	102.9	6		
	山形市	100.3	11	101.0	9	101.9	12		岡山市	97.9	43	98.3	48	100.5	25		
	福島市	100.7	8	101.1	8	102.2	9		広島市	98.9	31	99.2	36	101.7	13		
	水戸市	98.9	31	99.3	34	96.9	50		山口市	100.5	10	101.3	6	103.3	2		
	宇都宮市	99.4	20	99.9	21	100.5	25		徳島市	99.3	24	100.3	13	103.0	5		
	前橋市	96.1	52	96.7	52	97.0	49		高松市	99.1	26	100.0	18	101.4	18		
	さいたま市	101.4	5	101.3	6	99.2	37		松山市	98.7	36	99.5	27	100.7	22		
	千葉市	100.7	8	100.8	10	101.4	18		高知市	99.5	19	100.0	18	101.0	20		
	東京都区部	105.5	1	103.2	1	103.2	3		福岡市	97.8	47	98.6	45	97.7	47		
	横浜市	103.7	3	102.9	2	102.0	11		佐賀市	97.9	43	98.6	45	97.5	48		
	新潟市	99.0	29	99.4	31	101.5	16		長崎市	99.9	16	100.2	15	100.6	24		
	富山市	98.6	37	99.0	37	102.2	9		熊本市	99.0	29	99.8	22	100.1	29		
	金沢市	99.4	20	100.1	17	102.8	7		大分市	97.7	48	98.9	39	99.9	30		
	福井市	98.8	35	99.4	31	103.1	4		宮崎市	96.9	49	97.8	49	98.3	45		
	甲府市	98.9	31	99.5	27	100.7	22		鹿児島市	96.8	50	97.5	50	98.4	43		
	長野市	98.2	40	98.8	43	96.2	52		那覇市	100.0	13	100.8	10	106.1	1		
	岐阜市	97.9	43	98.5	47	97.8	46										
	静岡市	100.0	13	99.8	22	99.1	38										
	名古屋市	99.2	25	99.3	34	99.3	36		政令指定都市	川崎市	104.0	2	102.5	3	101.7	13	
	津市	98.5	38	98.9	39	98.4	43			相模原市	101.9	4	101.6	5	101.6	15	
	大津市	100.0	13	100.2	15	99.9	30			浜松市	98.4	39	98.7	44	98.5	42	
京都市	100.8	7	100.6	12	100.9	21		堺市	99.4	20	99.6	26	99.6	34			
大阪市	100.3	11	99.7	25	100.5	25		北九州市	98.2	40	98.9	39	99.8	33			

（注）都市とは都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）のことである。

別表3 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）

都道府県	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
北海道	0.58	-1.15	1.33	0.08	0.27	0.08	0.10	-0.20	-0.09	0.10
青森県	-0.63	-0.91	0.91	0.07	0.13	-0.07	-0.11	-0.25	-0.44	-0.44
岩手県	-0.71	-0.50	1.01	-0.05	-0.07	0.04	0.00	-0.29	-0.15	-0.18
宮城県	-0.57	-0.26	0.31	0.08	-0.03	0.06	0.00	-0.22	0.02	0.10
秋田県	-0.36	-0.96	0.69	0.02	0.04	-0.06	-0.02	-0.49	-0.13	0.02
山形県	0.71	-0.24	0.97	-0.16	-0.26	-0.15	0.26	0.06	-0.30	-0.23
福島県	-0.24	-0.63	0.74	0.02	0.07	-0.05	0.02	-0.15	-0.56	0.05
茨城県	-0.58	-0.32	0.64	-0.22	-0.12	-0.07	-0.43	-0.27	-0.27	-0.15
栃木県	-0.33	-0.89	0.06	0.13	0.28	-0.02	-0.22	-0.10	-0.60	-0.01
群馬県	-1.00	-0.89	0.13	-0.06	-0.17	-0.04	-0.32	-0.96	-0.27	-0.20
埼玉県	-0.49	0.59	-0.33	0.12	0.18	0.01	0.09	-0.10	0.29	0.10
千葉県	0.10	0.76	0.13	0.09	-0.10	-0.02	-0.10	-0.14	0.21	0.01
東京都	0.95	2.18	-0.29	0.14	0.07	0.09	0.45	0.46	0.61	0.05
神奈川県	0.56	1.05	-0.04	0.02	0.05	0.06	0.21	0.30	0.49	0.35
新潟県	0.03	-0.93	-0.07	-0.15	0.11	-0.04	-0.15	-0.27	-0.07	-0.05
富山県	0.50	-0.41	-0.16	-0.05	0.00	0.06	-0.21	-0.72	-0.50	0.10
石川県	0.81	-1.15	-0.05	-0.08	0.34	0.01	-0.28	0.13	-0.30	-0.02
福井県	1.10	-0.80	-0.52	0.18	0.01	0.09	0.06	0.13	-0.69	-0.13
山梨県	-0.38	-0.34	0.07	-0.05	-0.07	-0.07	-0.04	-0.48	-0.34	-0.24
長野県	-1.37	-0.84	0.45	-0.09	-0.01	-0.07	0.17	-0.45	-0.19	-0.08
岐阜県	-0.70	-1.18	-0.18	-0.20	-0.03	-0.07	0.15	-0.33	-0.27	0.02
静岡県	-0.66	-0.28	0.01	0.10	-0.04	0.02	0.09	-0.60	-0.07	-0.22
愛知県	-0.51	-0.38	-0.05	-0.13	-0.09	0.01	-0.45	-0.02	0.01	0.00
三重県	0.22	-0.31	0.09	-0.07	-0.06	-0.10	0.08	-0.18	-0.35	-0.05
滋賀県	-0.30	-0.32	-0.31	0.13	-0.09	-0.05	0.10	0.56	-0.40	0.32
京都府	0.29	0.07	-0.25	-0.13	-0.13	-0.09	0.21	0.54	0.17	0.21
大阪府	-0.22	-0.32	-0.82	-0.04	-0.07	-0.04	0.11	0.76	0.10	-0.02
兵庫県	0.09	-0.32	-0.47	0.04	0.07	-0.07	-0.23	0.20	0.02	0.11
奈良県	-0.91	-1.18	-0.21	-0.06	-0.11	-0.06	-0.16	-0.12	-0.11	-0.13
和歌山県	0.06	-0.74	-0.29	-0.09	-0.07	0.05	0.14	0.78	-0.45	-0.19
鳥取県	0.50	-1.39	0.59	-0.15	0.12	-0.09	-0.25	-0.30	-0.65	-0.16
島根県	0.72	-0.90	0.88	-0.14	-0.17	0.00	-0.02	-0.13	-0.54	-0.12
岡山県	0.00	-1.20	0.35	-0.09	-0.01	0.05	-0.36	-0.41	-0.47	-0.04
広島県	0.44	-0.84	0.31	-0.24	-0.17	-0.03	-0.03	-0.08	-0.41	-0.23
山口県	0.68	-0.29	0.71	0.04	-0.04	0.07	-0.23	-0.54	-0.42	-0.07
徳島県	0.35	-0.51	0.13	-0.01	0.10	-0.10	-0.28	-0.13	-0.33	0.00
香川県	0.13	-1.45	0.07	0.18	-0.17	-0.09	0.05	-0.27	-0.39	0.20
愛媛県	0.08	-1.11	0.22	0.07	0.04	0.01	-0.18	-0.43	-0.31	-0.26
高知県	0.21	-0.35	-0.02	-0.04	0.10	0.06	0.02	-0.23	-0.36	0.06
福岡県	-0.79	-0.87	-0.05	-0.07	-0.16	0.02	-0.23	-0.29	-0.20	-0.07
佐賀県	-0.93	-0.67	0.61	-0.06	0.07	0.01	0.05	-0.39	-0.68	-0.07
長崎県	-0.02	-0.62	0.64	0.04	0.27	0.01	-0.04	-0.44	-0.52	-0.25
熊本県	0.25	-0.35	-0.21	-0.03	0.01	0.03	-0.14	-0.37	-0.32	0.01
大分県	-0.38	-1.06	0.09	0.05	-0.17	-0.16	-0.20	0.11	-0.41	-0.46
宮崎県	-1.23	-0.67	-0.16	0.00	-0.16	-0.22	-0.14	-0.21	-0.83	-0.32
鹿児島県	-0.53	-0.71	-0.26	-0.06	-0.32	-0.01	-0.34	-0.12	-0.74	-0.35
沖縄県	1.66	-1.01	0.14	-0.33	-0.08	-0.06	-0.21	-0.28	-0.19	-0.64

別図 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）



参考 小売物価統計調査（構造編）の概要

（１）調査の目的と沿革

物価構造については、2007年（平成19年）まで5年ごとに全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきた。このことから、全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として、小売物価統計調査に盛り込み、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止することとした。

小売物価統計調査（構造編）は、地域別、店舗の形態別等の物価を明らかにすることを目的とし、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の三つの調査の種別を設け、2013年（平成25年）1月から実施している。

その後、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査については、調査の改善・効率化及び内容の充実のため2021年（令和3年）12月の調査を最後に中止し、民間データを用いた分析に移行している。

（２）地域別価格差調査の概要

目的	主として都道府県別消費者物価地域差指数を作成
調査地域	動向編調査地域(167市町村)以外の91市 [※]
調査月	奇数月
調査品目	57品目(58銘柄) 店舗や地域により価格差が見られるもの、ウエイトの大きいもの等の条件を満たす品目を選定

※ https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.html に掲載

調査市の名称及び区域は、2019年6月25日現在による。

（３）調査価格

各品目の代表的な価格を調査するという観点から、調査店舗で消費者に販売している通常価格を調査することとしているため、短期間（7日以内）の特売価格や棚ざらい、在庫一掃セール等の特売価格は調査しない。

（４）集計に用いた価格

集計に用いた価格は、地域別価格差調査の価格及び当該年の動向編で調査した価格である。なお、一部の品目については、モデル式により算出した価格を用いている。

詳細は、https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/est_2020.pdf を参照

（５）結果の公表

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、原則として調査年の翌年の6月までに公表する。ただし、消費者物価指数の基準年の集計結果については、基準改定に伴う公表が完了した後（9月頃）に公表する。

〈問合せ先〉



総務省統計局

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 : (03) 5273-1179

E-mail : w-bukka@soumu.go.jp

- ・小売物価統計調査（構造編）ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/index.html>

- ・この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/gaiyou.html>

- ・政府統計の総合窓口（e-Stat） <https://www.e-stat.go.jp/>
- ・結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。メールニュースのお申込みは、統計局ホームページ (<https://www.stat.go.jp/>) から。
- ・本調査の統計データを引用又は転載する場合には、出典（総務省「小売物価統計調査（構造編）結果」）の表記をお願いします。
- ・引用又は転載した場合は、審査発表係まで御連絡ください。



政府統計

報道関係者 各位

令和4年11月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官 野口 智明
室長補佐 富永 哲史
雇用構造第二係
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7613)
(直通電話) 03(3595)3145

令和3年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果

厚生労働省では、このほど、令和3年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」は、パートタイム・有期雇用労働法(※1)の施行後の状況を明らかにすることを目的としています。今回の調査は、全国の事業所から約29,000事業所、このうち5人以上の常用労働者を雇用する事業所で働くパートタイム・有期雇用労働者(※2)から約23,000人を無作為抽出し、令和3年10月1日現在の状況について実施したものです。有効回答率は事業所調査で51.9%、個人調査で57.1%でした。

また、事業所調査では、約29,000事業所のうち本社等である約18,000事業所に対して企業全体の状況を調査し、このうち有効回答である8,964事業所の回答を集計したものを公表します。

※1 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

※2 この調査の「パートタイム・有期雇用労働者」とは、常用労働者(期間を定めずに雇われている者または1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者)のうち、企業に直接雇用されている労働者で、次の①～③の労働者をいう。

- ① 期間を定めずに雇用されており、かつ1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された正社員に比べて短い労働者(無期雇用パートタイム)
- ② 期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている正社員に比べて短い労働者(有期雇用パートタイム)
- ③ 期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている正社員と同じ労働者(有期雇用フルタイム)

【調査結果のポイント】

〔事業所調査〕

- 1 企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況
パートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業の割合は75.4%であり、そのうち「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は27.1%、「有期雇用フルタイムを雇用している」企業は23.2%となっている【6頁 表1】
- 2 パートタイム・有期雇用労働法の施行による待遇の見直し^(注1)
正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業のうち、同法が施行された令和2年4月(中小企業は令和3年4月)以降のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の間「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応した企業の割合は28.5%、「待遇差はない」28.2%と合わせて6割近くとなっている。また、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った」企業については、見直した待遇の内容は「基本給」が45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が35.3%となっている【15頁 表14、表15】

(裏面に続く)

〔個人調査〕

1 現在の就業形態を選んだ理由

就業形態、男女別にみると、「有期雇用フルタイム」の男では「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が44.4%と最も高い割合となっており、それ以外では「自分の都合の良い時間(日)に働きたいから」が最も高く、「無期雇用パートタイム」の男では66.6%、女では58.4%、「有期雇用パートタイム」の男では44.2%、女では56.9%、「有期雇用フルタイム」の女では28.1%となっている。【19頁 図2、20頁 表19】

2 自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」パートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識は、パートタイム・有期雇用労働者計でみると「賃金水準は低く、納得していない」が45.0%と最も高くなっている。【25頁 表25】

3 自身と正社員との待遇の相違についての説明要求の有無及び結果^(注2)

令和2年4月以降(中小企業の場合は、令和3年4月以降)の自身と正社員との待遇の相違の内容や理由について、「説明を求めたことがある」パートタイム・有期雇用労働者は15.1%であり、そのうち「説明があり納得した」割合は79.7%である。【28頁 表28】

4 今後の働き方の希望

今後の働き方の希望については、いずれの就業形態も「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も割合が高くなっており、「無期雇用パートタイム」では77.8%、「有期雇用パートタイム」では69.7%、「有期雇用フルタイム」では57.7%となっている【31頁 表31】

詳細は別添概況をご覧ください。

(注1) 働き方改革関連法(「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号))により、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の相違及び差別的取扱いの解消を目的として、パートタイム・有期雇用労働法(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号))が改正されました(令和2年4月1日施行。中小企業の適用は、令和3年4月1日。)

主な改正のポイントに正社員とパートタイム・有期雇用労働者との均衡待遇・均等待遇の確保があります。

- 1) 「均衡待遇」の内容 ①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止(パートタイム・有期雇用労働法第8条)
- 2) 「均等待遇」の内容 ①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱いを禁止(パートタイム・有期雇用労働法第9条)

(注2) 労働者に対する待遇に関する説明義務

- 1) パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合に、待遇の内容・理由、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を行うことを義務付け(パートタイム・有期雇用労働法第14条第2項)
- 2) パートタイム・有期雇用労働者が説明を求めたことを理由として、解雇等の不利益取扱いをすることを禁止(パートタイム・有期雇用労働法第14条第3項)

令和4年11月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 富永 哲史

雇用構造第二係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7613)

(直通電話) 03(3595)3145

令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

目 次

調査の概要.....	1
結果の概要.....	6
〔事業所調査〕.....	6
1 企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況.....	6
2 パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由.....	7
3 手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用及び教育訓練.....	8
4 パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度.....	10
5 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の状況.....	11
6 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況.....	12
〔個人調査〕.....	16
1 パートタイム・有期雇用労働者の属性.....	16
2 現在の就業形態を選んだ理由及び就業調整.....	19
3 利用できる福利厚生及び教育訓練.....	23
4 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無及び賃金水準.....	24
5 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況.....	26
6 会社や仕事に対する不満・不安.....	29
7 今後の働き方.....	31

令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1.html>)

調査の概要

1 調査の目的

パートタイム労働者及び有期雇用労働者について、企業における雇用管理の状況、待遇や働き方を把握し、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム・有期雇用労働法」という。）の施行後の状況を明らかにして、パートタイム労働者及び有期雇用労働者に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び調査客体

(1) 範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

ウ 事業所

次の（ア）又は（イ）に属する事業所

（ア）事業所における産業分類（以下、事業所産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所。

（イ）組織全体の主な事業の内容による産業分類（以下、企業産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する企業等に属する事業所（単独事業所又は本所である事業所に限る。）。

エ 労働者

上記ウ（ア）の対象となる事業所に就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者。

(2) 調査客体

ア 事業所調査

（ア）上記（1）ア、イ及びウ（ア）に属する事業所から事業所産業分類、事業所規模別に無作為に抽出した事業所。

（イ）上記（1）ア、イ及びウ（イ）に属する事業所から企業産業分類、企業規模別に無作為に抽出した事業所。

イ 個人調査

上記ア（ア）の事業所調査の対象の事業所において就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者から、就業形態別に無作為に抽出した労働者。

3 調査客数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 29,416 事業所

(調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 17,675 事業所)

有効回答数 15,263 事業所 有効回答率 51.9%

(有効回答数 15,263 事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 8,964 事業所)

(2) 個人調査 調査対象数 22,974 人 有効回答数 13,114 人 有効回答率 57.1%

なお、有効回答数 13,114 人のうち、就業形態が「無期雇用パートタイム」の労働者は 2,750 人、「有期雇用パートタイム」の労働者は 4,024 人、「有期雇用フルタイム」の労働者は 6,340 人。

4 調査の対象期間及び実施期間

令和 3 年 10 月 1 日現在の状況について、事業所調査は令和 3 年 9 月 24 日から 10 月 15 日までの間に、個人調査は令和 3 年 10 月 18 日から 11 月 30 日までの間に実施した。

5 調査事項

(1) 事業所調査

以下のイ〜クの事項については企業全体（組織全体）の状況を単独事業所又は本所である事業所に対してのみ回答を求めた。

ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する組織全体の常用労働者数規模、事業所の常用労働者数

(イ) 就業形態・性別常用労働者数

(ウ) パートタイム・有期雇用労働者数のうち定年後、継続雇用している常用労働者数

イ 雇用管理の状況等

(ア) 企業の主要産業

(イ) 雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態

(ウ) パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由

(エ) パートタイム・有期雇用労働者の人事異動の実施状況

(オ) パートタイム・有期雇用労働者の役職者の種類

(カ) 就業形態別、基本給決定の際に考慮した内容

(キ) 就業形態別、教育訓練の実施状況

(ク) 就業形態別、手当・各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況

ウ 正社員への転換制度

(ア) パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度の有無、その基準

(イ) パートタイム・有期雇用労働者から正社員に転換する際の雇用形態

(ウ) 過去 3 年間における正社員への転換希望者、転換者の有無

(エ) パートタイム・有期雇用労働者を正社員へ転換する際に支障となる点

エ 待遇の説明

(ア) 令和 2 年 4 月以降（中小企業の場合は、令和 3 年 4 月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への待遇の雇入れ時等の説明

(イ) 令和 2 年 4 月以降（中小企業の場合は、令和 3 年 4 月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への正社員との待遇差に関する説明の有無及び説明方法

オ 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理状況

(ア) 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無、基本賃金、役職手当、賞

与、退職金の支払の有無及び算定方法

(イ) 正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合

カ 職務、人事異動等の有無や範囲が正社員と同じパートタイム・有期雇用労働者の有無

キ パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識

ク 令和2年4月（中小企業の場合は、令和3年4月）に施行された「不合理な待遇差の禁止」に対応するための見直しの有無及び見直し内容

(2) 個人調査

ア 個人の属性

(ア) 性、年齢

(イ) 最終学歴又は在学の状況

(ウ) 正社員として働いた経験の有無

(エ) 配偶者の有無、配偶者の就業状況等、配偶者の昨年の年収階級

(オ) 同居家族の有無及び同居家族の続柄

(カ) 主な収入源

(キ) 現在の就業形態

(ク) 現在の会社における勤続期間

(ケ) 1週間の出勤日数、1日の所定労働時間

(コ) 令和3年9月の残業の有無、月間残業時間

イ 働いている理由、現在の就業形態を選んだ理由

ウ パートタイム・有期雇用労働者の労働条件等について

(ア) 給与形態

(イ) 令和2年（1年間）に現在の就業形態で働いて得た年収

(ウ) 雇用保険の加入の有無、社会保険の種類別加入状況

(エ) 過去1年間の就業調整の有無及び就業調整の理由

(オ) 現在の職種

(カ) 役職の有無及び内容

(キ) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無、正社員と比較した場合の賃金水準についての意識

(ク) 教育訓練（OJT）の状況

(ケ) 教育訓練（Off-JT）の有無及び内容

(コ) 利用できる福利厚生

(サ) 利用できる休暇制度、休暇取得のしやすさ、休暇取得がしにくい理由

(シ) パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識

(ス) 採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇についての説明状況

(セ) 令和2年4月以降（中小企業で働いている場合は、令和3年4月以降）の正社員の待遇との差についての説明の要求の有無及び結果、説明を求めたことがない理由

エ パートタイム・有期雇用労働者の仕事についての考え方

(ア) 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容、賃金についての不満・不安

(イ) 今後の働き方の希望

(ウ) 正社員になりたいと考える理由

(エ) 正社員になった場合に希望する制度

6 調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票は、厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査客体事業所に郵送し、調査客体事業所が厚生労働省に郵送又はオンラインで回答。

(2) 個人調査

回収した事業所票から厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査客体となる労働者数を算出し、事業所調査の客体事業所に調査客体となる労働者の抽出と個人票の配布を依頼。調査客体労働者が厚生労働省に郵送。

7 調査機関

(1) 事業所調査 厚生労働省－民間事業者－報告者

(2) 個人調査 厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

8 利用上の注意

(1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。

(2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

(3) 表章記号について

① 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

② 「－」は、該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。

③ 「*」は、サンプルの少ないものであるので注意を要する。

④ 「…」は、調査をしていないことを示す。

(4) 事業所調査について、本概況には、調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所からの回答に基づく結果を掲載しており、企業にかかる調査結果となっている。そのため、事業所にかかる調査結果である平成28年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果とは接続しない。

(5) 個人調査については、今回調査の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の定義と、平成28年調査の「パート」の定義とは一致しない。そのため、平成28年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果とは接続しない。

9 主な用語の定義・解説

〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

(1) 常用労働者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(2) 就業形態

ア 正社員

常用労働者のうち、パートタイム・有期雇用労働者を除いた正規雇用の労働者をいう。

(短時間正社員を含む。)

イ パートタイム・有期雇用労働者

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の就業形態の労働者をいう。

ウ 無期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

エ 有期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

オ 有期雇用フルタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）と同じ労働者をいう。

カ パートタイム

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の就業形態の労働者をいう。

キ パート（平成28年パートタイム労働者総合実態調査）

「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」において、正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者（短時間正社員は含まない）をいう。

(3) 教育訓練

ア OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。

イ Off-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいう。

結果の概要

〔事業所調査〕

1 企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況

パートタイム・有期雇用労働者の雇用状況を見ると、「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業は75.4%となっている。「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業について雇用している就業形態（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は27.1%、「有期雇用フルタイムを雇用している」企業は23.2%となっている。

企業産業別にみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」企業では「宿泊業、飲食サービス業」が81.2%、「有期雇用パートタイムを雇用している」「有期雇用フルタイムを雇用している」企業では「複合サービス事業」が66.7%、68.1%とそれぞれ最も高くなっている。

また、企業規模別にみると、いずれの就業形態においても、企業規模が大きくなるほど雇用している割合がおおむね高くなっている。（表1）

表1 企業産業・企業規模、雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態別企業割合

（単位：％）令和3年

企業産業・企業規模	全企業		就業形態（複数回答）			パートタイム・有期雇用労働者を雇用していない	不明	
			無期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用フルタイムを雇用している			
総企業数	(100.0)	100.0	75.4	51.4	27.1	23.2	24.6	0.0
企業産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	(0.1)	100.0	47.8	22.3	11.8	25.7	52.2	-
建設業	(13.1)	100.0	38.0	23.2	7.6	12.2	62.0	-
製造業	(14.7)	100.0	76.8	52.4	28.7	31.3	23.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.1)	100.0	67.1	16.9	40.2	49.2	32.9	-
情報通信業	(2.3)	100.0	67.2	24.2	30.5	43.3	32.8	-
運輸業、郵便業	(4.3)	100.0	56.6	34.7	27.3	23.9	43.4	-
卸売業、小売業	(19.6)	100.0	83.2	57.6	29.8	21.4	16.8	-
金融業、保険業	(0.7)	100.0	66.8	30.4	37.8	37.3	33.2	-
不動産業、物品賃貸業	(2.2)	100.0	67.9	32.7	38.1	36.9	32.1	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	(4.3)	100.0	64.8	38.2	26.6	30.1	35.2	-
宿泊業、飲食サービス業	(9.6)	100.0	97.4	81.2	22.2	12.6	2.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	(3.8)	100.0	84.4	65.1	27.5	20.6	15.6	-
教育、学習支援業	(2.6)	100.0	91.5	50.6	55.2	23.6	8.5	-
医療、福祉	(15.7)	100.0	87.8	66.0	30.1	21.1	12.2	-
複合サービス事業	(0.1)	100.0	87.7	33.1	66.7	68.1	12.3	-
サービス業(他に分類されないもの)	(6.7)	100.0	75.8	40.1	35.9	35.1	24.0	0.2
企業規模								
1,000人以上	(0.4)	100.0	99.1	65.7	90.4	88.7	0.9	-
500～999人	(0.5)	100.0	99.0	54.7	87.1	84.2	1.0	-
300～499人	(0.8)	100.0	99.0	50.6	80.7	81.8	1.0	-
100～299人	(4.0)	100.0	96.7	43.8	74.6	73.9	3.3	0.0
50～99人	(5.8)	100.0	92.1	48.3	55.6	54.0	7.9	-
30～49人	(7.7)	100.0	85.4	49.0	41.4	34.9	14.6	-
5～29人	(80.7)	100.0	71.7	52.2	20.1	16.1	28.3	0.0

注：1) ()は、「総数」を100とした企業産業、企業規模ごとの割合である。

2 パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由

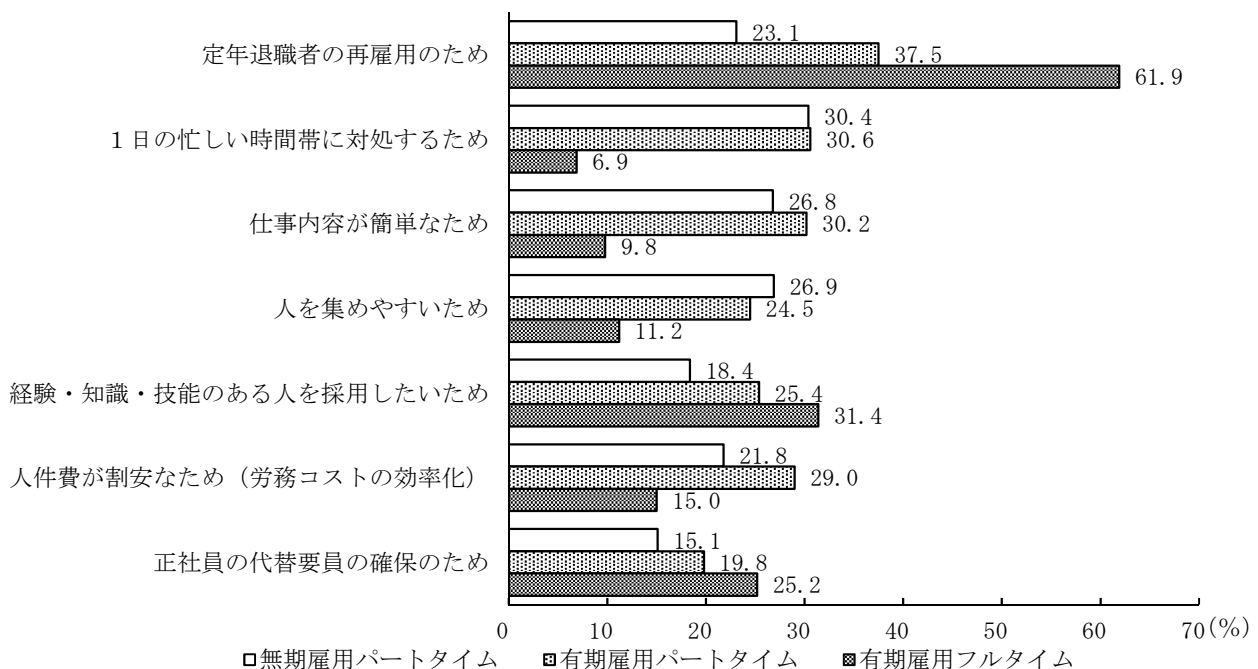
正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業について、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイム」では「1日の忙しい時間帯に対処するため」30.4%、「人を集めやすいため」26.9%、「仕事内容が簡単なため」26.8%、「有期雇用パートタイム」では「定年退職者の再雇用のため」37.5%、「1日の忙しい時間帯に対処するため」30.6%、「仕事内容が簡単なため」30.2%の順に高くなっている。「有期雇用フルタイム」では「定年退職者の再雇用のため」が61.9%と6割を超え、次いで「経験・知識・技能のある人を採用したいため」31.4%、「正社員の代替要員の確保のため」25.2%の順に高くなっている（表2、図1）。

表2 就業形態、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由別企業割合

(単位：%) 令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	当該労働者を雇用する理由（複数回答）													
		学卒等一般の正社員の採用、確保が困難なため	人を集めやすいため	家庭の事情等により中途退職した正社員の再雇用のため	定年退職者の再雇用のため	正社員の代替要員の確保のため	仕事内容が簡単なため	人件費が割安なため（労務コストの効率化）	システム化によって比較的簡易な業務が増加したため	1日の忙しい時間帯に対処するため	一定期間の繁忙に対処するため	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	経験・知識・技能のある人を採用したいため	その他	不明
無期雇用パートタイム	100.0	16.0	26.9	10.1	23.1	15.1	26.8	21.8	3.9	30.4	12.2	11.5	18.4	9.8	10.4
有期雇用パートタイム	100.0	13.8	24.5	9.7	37.5	19.8	30.2	29.0	6.2	30.6	16.5	12.9	25.4	10.7	5.5
有期雇用フルタイム	100.0	15.2	11.2	5.9	61.9	25.2	9.8	15.0	1.3	6.9	6.5	6.1	31.4	10.6	6.6

図1 パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由別労働者割合（複数回答）
（正社員と当該労働者を雇用している企業=100） 令和3年



3 手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用及び教育訓練

(1) 手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用

手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している割合をみると、いずれの就業形態についても「通勤手当」が60.7%、73.3%、78.1%と最も高くなっている。

また、正社員との比較でみると、いずれの就業形態においても、「給食施設（食堂）の利用」「休憩室の利用」「更衣室の利用」などの福利厚生施設の利用については正社員と比べて9割程度、「通勤手当」は8割程度、「法定外の休暇（夏季冬季休暇や病気休暇など）」「慶弔休暇」は6～8割程度、「定期的な昇給」「人事評価・考課」「賞与」は4～6割程度の実施となっている。一方、「無期雇用パートタイム」では「役職手当」「家族手当」「住宅手当」「企業年金」、「有期雇用パートタイム」では「役職手当」「住宅手当」「退職金」は正社員と比べて1割程度の実施、「有期雇用フルタイム」では「役職手当」「企業年金」は3割程度、「退職金」は2割程度の実施となっている。（表3）

表3 就業形態、手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計		各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）															
			定期的な昇給		人事評価・考課		手当の種類（複数回答）										賞与	
							通勤手当		精勤手当		役職手当		家族手当		住宅手当			
			正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	100.0	64.0	37.4	49.4	29.2	76.9	60.7	24.6	7.3	61.4	7.1	35.8	3.4	22.5	2.0	72.6	36.6	
	(100.0)	(58.5)	(100.0)	(59.1)	(100.0)	(78.9)	(100.0)	(29.7)	(100.0)	(11.6)	(100.0)	(9.5)	(100.0)	(8.9)	(100.0)	(50.4)		
有期雇用パートタイム	100.0	76.0	32.3	67.4	31.0	86.5	73.3	19.8	4.7	76.5	9.0	53.2	6.9	36.6	3.1	83.4	36.8	
	(100.0)	(42.5)	(100.0)	(46.0)	(100.0)	(84.7)	(100.0)	(23.9)	(100.0)	(11.7)	(100.0)	(12.9)	(100.0)	(8.4)	(100.0)	(44.1)		
有期雇用フルタイム	100.0	77.9	32.3	71.5	38.7	88.6	78.1	19.5	11.5	79.6	24.7	58.5	20.6	41.0	13.7	86.0	53.8	
	(100.0)	(41.5)	(100.0)	(54.1)	(100.0)	(88.2)	(100.0)	(59.1)	(100.0)	(31.0)	(100.0)	(35.3)	(100.0)	(33.4)	(100.0)	(62.5)		

就業形態	各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）															
	退職金		企業年金		人間ドックの補助		法定外の休暇（夏季冬季休暇や病気休暇など）		慶弔休暇		給食施設（食堂）の利用		休憩室の利用		更衣室の利用	
	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	54.9	10.9	9.1	1.0	36.4	18.7	56.3	38.1	71.7	44.8	21.3	19.5	59.4	53.4	53.2	48.8
	(100.0)	(20.0)	(100.0)	(11.0)	(100.0)	(51.3)	(100.0)	(67.7)	(100.0)	(62.5)	(100.0)	(91.4)	(100.0)	(89.9)	(100.0)	(91.8)
有期雇用パートタイム	73.4	7.5	17.7	2.5	40.6	22.0	68.3	45.6	84.2	52.0	29.8	27.5	66.8	60.8	64.6	58.7
	(100.0)	(10.2)	(100.0)	(14.1)	(100.0)	(54.1)	(100.0)	(66.8)	(100.0)	(61.8)	(100.0)	(92.2)	(100.0)	(91.0)	(100.0)	(90.9)
有期雇用フルタイム	77.7	15.5	20.2	5.9	43.7	35.7	69.6	60.2	86.8	71.7	30.8	29.8	67.6	63.6	66.3	60.3
	(100.0)	(19.9)	(100.0)	(29.4)	(100.0)	(81.6)	(100.0)	(86.6)	(100.0)	(82.6)	(100.0)	(96.7)	(100.0)	(94.0)	(100.0)	(91.0)

注：1）（ ）は「正社員に実施」割合を100とした「うち当該労働者にも実施」の割合である。

(2) 教育訓練の実施状況

正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業が行っている教育訓練の種類（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している企業の割合をみると、いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」が40.6%、47.8%、46.9%と最も高くなっている。

また、正社員との比較でみると、いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」、「入職時のガイダンス（Off-JT）」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off-JT）」は4割を下回っている。

（表4）

表4 就業形態、教育訓練の実施状況別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	教育訓練の種類（複数回答）									
		日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）		入職時のガイダンス（Off-JT）		職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練（Off-JT）		将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off-JT）		自己啓発費用の補助 ¹⁾	
		正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	100.0	53.6	40.6	34.6	24.0	36.7	19.4	23.3	8.3	19.2	8.7
		(100.0)	(75.8)	(100.0)	(69.3)	(100.0)	(52.7)	(100.0)	(35.7)	(100.0)	(45.3)
有期雇用パートタイム	100.0	64.1	47.8	50.6	33.0	50.8	25.0	36.7	10.7	31.4	13.6
		(100.0)	(74.7)	(100.0)	(65.2)	(100.0)	(49.2)	(100.0)	(29.2)	(100.0)	(43.2)
有期雇用フルタイム	100.0	62.9	46.9	55.0	36.1	53.6	32.1	40.2	14.3	34.7	20.4
		(100.0)	(74.6)	(100.0)	(65.8)	(100.0)	(59.9)	(100.0)	(35.6)	(100.0)	(58.9)

注：1) 「自己啓発費用の補助」とは、従業員が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない）に対する費用を援助することをいう。

2) () は「正社員に実施」割合を100とした「うち当該労働者にも実施」の割合である。

4 パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度

パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換について「制度有り」とする企業の割合は、「無期雇用パートタイム」41.8%、「有期雇用パートタイム」42.2%、「有期雇用フルタイム」50.1%となっている（表5）。

また、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれかの就業形態に適用される正社員転換制度がある企業について、正社員に転換するに当たっての基準（複数回答）別企業の割合をみると、「人事評価の結果」が67.7%と最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」が48.8%、「（一定の）職務経験年数」が41.1%の順となっている。なお、「職場内の格付け等級制度における（一定の）位置づけ」と「筆記試験の結果」については、5.9%、6.0%と低くなっている（表6）。

過去3年間における正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者の有無については、「無期雇用パートタイム」28.1%、「有期雇用パートタイム」26.9%、「有期雇用フルタイム」33.8%の企業で正社員への転換を希望した労働者がおり、「実際に正社員に転換した者がいた」割合は、それぞれ17.2%、14.4%、25.6%となっている（表7）。

表5 就業形態、正社員転換制度の有無別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	正社員転換制度の有無		
		制度有り	制度無し	不明
無期雇用パートタイム	100.0	41.8	47.1	11.0
有期雇用パートタイム	100.0	42.2	49.1	8.6
有期雇用フルタイム	100.0	50.1	42.9	7.0

表6 正社員への転換の基準別企業割合

（単位：％）令和3年

	いずれかの就業形態に正社員転換制度が有る企業計	正社員への転換の基準（複数回答）								
		人事評価の結果	パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦	筆記試験の結果	人事部門などによる面接の結果	（一定の）職務経験年数	職場内の格付け等級制度における（一定の）位置づけ	パートタイム・有期雇用労働者の保有する資格	その他	不明
総数	[45.1] 100.0	67.7	48.8	6.0	31.9	41.1	5.9	17.2	20.7	1.3

注：1) [] は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100としたいずれかの就業形態に正社員転換制度が有る企業の割合である。

表7 就業形態、過去3年間における正社員への転換希望者、転換者の有無別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	過去3年間における正社員への転換希望の有無						
		正社員への転換を希望した当該労働者がいた	転換者の有無			正社員への転換を希望した当該労働者はいなかった	正社員への転換を希望した当該労働者がいたかわからない	不明
			実際に正社員に転換した者がいた	正社員に転換した者はいなかった	正社員に転換した者がいたかどうかかわからない			
無期雇用パートタイム	100.0	28.1	17.2	10.5	0.5	48.1	3.0	20.7
有期雇用パートタイム	100.0	26.9	14.4	12.1	0.4	49.5	3.3	20.3
有期雇用フルタイム	100.0	33.8	25.6	7.8	0.4	43.8	3.3	19.0

5 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の状況

正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者の有無についてみると、「正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる」企業の割合は21.5%となっている（表8）。

正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業について、1時間当たりの基本賃金（基本給）を正社員と比べてみると、「正社員と同じ（賃金差はない）」企業の割合は46.9%、「正社員より低い」企業の割合は41.3%、「正社員より高い」企業の割合は7.4%となっている。また、「正社員より低い」企業のうち、正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金（基本給）に対する割合をみると、「正社員の8割以上」が20.9%と最も高く、次いで「正社員の6割以上8割未満」17.6%、「正社員の4割以上6割未満」2.7%、「正社員の4割未満」0.2%の順となっている（表9）。

表8 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無別企業割合

(単位：%) 令和3年

	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無 ¹⁾		
		正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる	正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいない	不明
総数	100.0	21.5	71.2	7.3

注：1) 「正社員と職務が同じ」とは、業務の内容及び責任の程度が正社員と同じことをいう。通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル（難易度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含め、トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上での必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含めて判断したもの。

表9 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合階級（状況）別企業割合

(単位：%) 令和3年

	正社員とパートタイム・有期雇用労働者がいる企業計	正社員の基本賃金に対する割合							不明
		正社員より高い	正社員と同じ（賃金差はない）	正社員より低い	正社員の8割以上	正社員の8割未満以上	正社員の6割未満以上	正社員の4割未満	
総数	[21.5] 100.0	7.4	46.9	41.3	20.9	17.6	2.7	0.2	4.4

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100とした正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業の割合である。

6 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

(1) パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、項目①、②、③、④は「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた企業の割合は7割を超えているが、項目⑤は5割に、項目⑥は6割に達していない。企業規模別にみると、いずれの項目も企業規模が大きくなるほど「よく知っている」企業の割合が高く、「聞いたことはあるがよくわからない」「知らない」企業の割合が低くなっている（表10）。

表10 項目、企業規模、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別企業割合

項目、企業規模		正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度				
			よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるがよくわからない	知らない	不明
	総数	100.0	25.4	49.6	12.5	4.0	8.5
①事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	1,000人以上	100.0	66.4	28.7	0.9	0.4	3.5
	500～999人	100.0	56.6	40.4	1.6	0.4	1.0
	300～499人	100.0	49.6	45.7	2.4	0.2	2.1
	100～299人	100.0	40.7	51.6	3.9	0.6	3.1
	50～99人	100.0	34.5	54.8	6.2	1.1	3.5
	30～49人	100.0	29.1	54.7	8.3	2.2	5.7
	5～29人	100.0	22.1	48.6	14.6	4.8	9.9
	総数	100.0	22.9	48.5	14.5	5.7	8.4
②事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	1,000人以上	100.0	67.6	25.7	2.5	0.4	3.8
	500～999人	100.0	56.5	39.4	2.6	0.1	1.3
	300～499人	100.0	53.0	41.2	3.1	0.5	2.3
	100～299人	100.0	41.2	49.7	4.6	1.1	3.4
	50～99人	100.0	32.1	54.4	7.8	2.2	3.5
	30～49人	100.0	28.6	52.7	9.7	3.1	5.9
	5～29人	100.0	19.1	47.7	16.7	6.9	9.7
	総数	100.0	31.2	47.6	10.5	2.5	8.2
③事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	1,000人以上	100.0	74.3	21.1	1.0	-	3.7
	500～999人	100.0	65.8	31.6	1.1	-	1.5
	300～499人	100.0	59.9	36.2	1.2	-	2.6
	100～299人	100.0	48.0	46.2	2.4	0.2	3.2
	50～99人	100.0	41.5	50.2	4.2	0.8	3.4
	30～49人	100.0	36.3	51.4	5.0	1.5	5.8
	5～29人	100.0	27.4	47.5	12.6	3.0	9.5
	総数	100.0	29.2	48.2	10.7	3.1	8.8
④事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇としてはならない。	1,000人以上	100.0	73.7	21.5	0.9	0.3	3.6
	500～999人	100.0	63.4	34.4	1.0	-	1.3
	300～499人	100.0	58.5	36.5	2.5	-	2.5
	100～299人	100.0	47.3	46.5	2.8	0.3	3.1
	50～99人	100.0	40.2	51.1	3.9	1.1	3.7
	30～49人	100.0	33.9	53.0	5.3	1.9	6.0
	5～29人	100.0	25.4	47.9	12.8	3.7	10.2
	総数	100.0	14.7	31.8	26.2	18.8	8.5
⑤事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、待遇に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	1,000人以上	100.0	51.1	28.4	13.4	3.7	3.4
	500～999人	100.0	39.9	34.8	18.0	6.0	1.3
	300～499人	100.0	32.2	38.2	19.4	7.9	2.3
	100～299人	100.0	24.2	39.3	23.3	10.0	3.1
	50～99人	100.0	19.6	39.3	23.7	13.8	3.6
	30～49人	100.0	18.3	37.1	25.1	13.6	5.8
	5～29人	100.0	12.4	29.9	27.0	20.8	9.8
	総数	100.0	25.7	32.7	17.7	15.3	8.6
⑥有期労働契約を更新して通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	1,000人以上	100.0	83.9	12.0	0.4	0.4	3.3
	500～999人	100.0	74.4	20.5	3.3	0.3	1.5
	300～499人	100.0	68.9	25.3	2.6	0.8	2.4
	100～299人	100.0	55.3	35.1	3.8	2.1	3.6
	50～99人	100.0	41.6	40.2	9.2	5.6	3.4
	30～49人	100.0	34.2	39.9	10.1	9.7	6.1
	5～29人	100.0	19.7	31.4	20.8	18.2	9.9

(2) 採用時等における待遇についての説明

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）の採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者への待遇の説明の実施状況をみると、パートタイム・有期雇用労働者の採用等があった企業のうち「説明をしている」企業の割合は96.8%となっており、説明方法（複数回答）は、「個々の当該労働者に文書を交付している」が64.5%、「個々の当該労働者に口頭で説明している」が48.9%となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「説明している」割合が高くなっている。なお、小規模な企業においては、「新たに雇い入れた（更新含む）当該労働者がいない」企業の割合が高くなっている（表11）。

表11 企業規模、採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者への待遇の説明実施状況別企業割合

（単位：％）令和3年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	待遇の説明実施状況								不明
		新たに雇入れた（更新含む）パートタイム・有期雇用労働者はいない	パートタイム・有期雇用労働者の採用等があった企業（①と②の計）	待遇の説明を実施している （①）	説明方法（複数回答）				待遇の説明を実施していない （②）	
					雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	雇入れ時に説明会等で複数のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	雇用労働者に対して、文書を交付している		
総数	100.0	21.1	68.3 (100.0)	(96.8)	(48.9)	(9.2)	(64.5)	(3.2)	10.6	
企業規模										
1,000人以上	100.0	0.9	95.8 (100.0)	(99.7)	(52.4)	(15.7)	(87.5)	(0.3)	3.3	
500～999人	100.0	1.6	97.4 (100.0)	(99.3)	(47.4)	(11.7)	(84.3)	(0.7)	1.0	
300～499人	100.0	3.2	95.3 (100.0)	(98.3)	(50.1)	(10.6)	(79.1)	(1.7)	1.6	
100～299人	100.0	5.6	91.1 (100.0)	(99.2)	(46.8)	(8.8)	(80.2)	(0.8)	3.3	
50～99人	100.0	9.4	87.2 (100.0)	(97.6)	(45.4)	(9.2)	(74.8)	(2.4)	3.4	
30～49人	100.0	15.5	78.0 (100.0)	(97.0)	(49.7)	(7.9)	(66.3)	(3.0)	6.6	
5～29人	100.0	24.5	63.0 (100.0)	(96.4)	(49.5)	(9.3)	(60.4)	(3.6)	12.6	

注：1) () は「待遇の説明を実施している（①）」と「待遇の説明を実施していない（②）」の合計を100とした割合である。

(3) 正社員との待遇差についての説明

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の待遇差の説明の有無をみると、「説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である」企業の割合が46.5%と最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている」が19.8%、「説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない」が16.0%、「パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている」が5.6%となっている。企業規模別にみると、「パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている」は企業規模が大きくなるほど割合が高くなっており、逆に「説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない」は企業規模が大きくなるほど低くなっている（表12）。

また、正社員との待遇差を説明した（する予定の）企業の正社員との待遇差の説明方法（複数回答）については、「個別の問合せに応じて口頭で説明」の企業の割合が76.2%と最も高く、次いで「個別の問合せに応じて書面等を発行」が29.9%となっている（表13）。

表12 企業規模、パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明の有無別企業割合
(単位：%) 令和3年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	正社員との待遇差の説明の有無					不明
		パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている	パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている	説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である	説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない		
総数	100.0	5.6	19.8	46.5	16.0	12.0	
企業規模							
1,000人以上	100.0	16.7	18.9	56.9	3.4	4.1	
500～999人	100.0	11.8	22.0	62.1	2.4	1.8	
300～499人	100.0	12.1	23.3	58.7	3.4	2.5	
100～299人	100.0	9.8	22.2	59.7	4.8	3.6	
50～99人	100.0	8.8	25.4	53.8	6.8	5.1	
30～49人	100.0	7.1	20.8	53.2	10.2	8.8	
5～29人	100.0	4.6	19.0	43.8	18.7	13.9	

表13 パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明方法別企業割合

	正社員との待遇差についてパートタイム・有期雇用労働者に説明した（求められれば説明する予定である）企業計	正社員との待遇差の説明方法（複数回答）					不明
		個別の問合せに応じて書面等を発行	個別の問合せに応じて口頭で説明	説明会を開催	説明資料（冊子等）を作成・配布、社内システム等で掲載・周知	その他	
総数	[72.0] 100.0	29.9	76.2	3.6	6.7	3.8	1.5

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100とした正社員との待遇差についてパートタイム・有期雇用労働者に説明した（求められれば説明する予定である）企業の割合である。

(4) 不合理な待遇差の禁止に対応するための見直し状況

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者と正社員との「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応するための企業の見直し状況をみると、「見直しを行った」企業の割合が28.5%、「待遇差はない」が28.2%となっており、両者を合わせて6割近くになっている。「見直しを行った」企業のうち、その実施内容（複数回答）をみると、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し」が19.4%と最も高くなっている。

企業規模別にみると、企業規模300人以上は「見直しを行った」と「待遇差はない」を合わせて8割程度となっているが、50人から299人は7割を切っており、49人以下は6割を切っている。また、実施内容については「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し」はじめ、パートタイム・有期雇用労働者の待遇の改善に係る項目は企業規模が大きくなるほどおおむね高くなっているが、「正社員の待遇の見直し」「正社員の職務内容等の見直し」については、企業規模ごとにも差があまりない状況となっている。（表14）

表14 企業規模、不合理な待遇差の禁止に対応するための見直し状況別企業割合

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応するための見直し状況											不明
		待遇差はない	見直しを行った	実施内容（複数回答）								見直しは特にしていない	
				パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し	正社員の待遇の見直し	パートタイム・有期雇用労働者の職務内容等の見直し	正社員の職務内容等の見直し	パートタイム・有期雇用労働者の正社員化	正社員転換制度の導入・拡充	パートタイム・有期雇用労働者の活用を縮小（外注化、機械化、自動化など）	その他の見直し		
総数	100.0	28.2	28.5	19.4	6.2	6.1	4.2	4.0	3.2	1.8	1.6	36.0	7.3
企業規模													
1,000人以上	100.0	8.3	72.0	61.5	8.9	11.4	5.1	9.2	7.1	2.8	3.3	16.3	3.5
500～999人	100.0	11.0	69.0	52.4	7.3	16.3	5.4	9.6	8.5	1.4	1.9	17.8	2.3
300～499人	100.0	14.6	62.4	46.5	6.1	13.7	7.6	8.0	8.0	1.9	4.0	21.2	1.8
100～299人	100.0	15.5	52.8	34.6	6.4	13.1	6.4	8.5	8.3	2.8	2.8	27.5	4.2
50～99人	100.0	22.9	42.6	29.2	7.2	10.0	5.2	6.5	5.7	1.9	1.7	31.5	3.0
30～49人	100.0	25.2	31.7	19.1	5.5	6.5	4.6	5.4	4.1	1.7	2.4	37.1	6.0
5～29人	100.0	30.5	23.9	16.5	6.1	5.0	3.8	3.2	2.4	1.7	1.4	37.4	8.2

(5) パートタイム・有期雇用労働者の見直した待遇

パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業のうち、見直した待遇（複数回答）の内容をみると、「基本給」が45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が35.3%、「賞与」が26.0%の順となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「扶養手当」「その他の手当」は高くなっているが、逆に「基本給」は低くなっている。（表15）

表15 企業規模、パートタイム・有期雇用労働者の見直した待遇別企業割合

企業規模	パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業計	見直した待遇（複数回答）									不明
		基本給	賞与	退職金	通勤手当	扶養手当	その他の手当	有給の休暇制度	その他の待遇		
総数	[19.4]	100.0	45.1	26.0	3.1	20.4	6.1	25.7	35.3	15.7	1.2
企業規模											
1,000人以上	[61.5]	100.0	18.3	25.1	5.4	22.1	16.1	40.6	48.4	39.3	0.7
500～999人	[52.4]	100.0	26.7	23.8	6.1	25.4	16.3	32.9	39.4	33.2	-
300～499人	[46.5]	100.0	23.6	28.8	6.7	25.1	16.0	32.8	31.8	26.9	0.4
100～299人	[34.6]	100.0	31.3	26.4	6.0	30.8	15.8	32.8	30.5	25.2	-
50～99人	[29.2]	100.0	41.9	25.4	4.8	23.9	12.6	29.0	31.0	17.8	0.4
30～49人	[19.1]	100.0	36.6	21.4	3.2	21.8	2.9	23.6	40.2	16.2	0.5
5～29人	[16.5]	100.0	50.8	26.6	2.0	17.8	3.1	23.6	35.8	12.4	1.6

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100としたパートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業の割合である。

【個人調査】

1 パートタイム・有期雇用労働者の属性

(1) 年齢階級

年齢階級別の割合を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」では男女とも「65歳以上」がそれぞれ27.1%、17.2%、「有期雇用パートタイム」では男が「65歳以上」で54.6%、女が「45～49歳」で16.9%、「有期雇用フルタイム」では男女とも「60～64歳」でそれぞれ39.5%、15.7%と最も高くなっている（表16）。

表16 就業形態、性、年齢階級別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	年齢階級											不明
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
パートタイム・有期雇用労働者	(100.0) 100.0	1.5	3.5	4.5	6.8	6.6	9.1	12.1	10.0	10.3	16.9	18.8	0.1
男	(30.2) 100.0	3.4	3.9	5.6	7.2	3.4	2.9	5.2	2.6	6.5	24.0	35.1	0.0
女	(69.8) 100.0	0.7	3.3	4.0	6.6	8.0	11.8	15.0	13.3	11.9	13.9	11.7	0.1
無期雇用パートタイム	(100.0) 100.0	2.9	4.3	3.5	8.7	5.7	8.7	11.0	11.4	13.4	10.8	19.5	0.1
男	(22.4) 100.0	11.2	7.6	6.4	18.7	1.2	2.0	2.5	3.3	10.6	9.3	27.1	-
女	(77.6) 100.0	0.6	3.3	2.7	5.8	7.1	10.6	13.5	13.7	14.2	11.2	17.2	0.2
有期雇用パートタイム	(100.0) 100.0	0.9	3.5	4.1	5.6	7.6	9.8	13.9	9.9	9.1	16.0	19.6	0.0
男	(24.3) 100.0	1.1	3.3	4.4	2.5	2.0	2.2	4.5	2.5	5.3	17.6	54.6	-
女	(75.7) 100.0	0.9	3.6	4.0	6.6	9.4	12.2	16.9	12.2	10.3	15.5	8.4	0.0
有期雇用フルタイム	(100.0) 100.0	0.2	2.1	6.8	5.9	5.9	8.5	10.1	8.2	7.6	28.7	15.9	0.1
男	(54.8) 100.0	0.3	2.1	6.2	3.7	6.2	4.3	7.6	2.1	4.9	39.5	23.1	0.1
女	(45.2) 100.0	0.1	2.1	7.6	8.5	5.5	13.5	13.2	15.5	10.8	15.7	7.3	0.1
参考													
令和3年													
パートタイム 2)	(100.0) 100.0	1.8	3.8	3.8	7.0	6.8	9.3	12.6	10.6	11.0	13.7	19.6	0.1
男	(23.5) 100.0	5.4	5.1	5.3	9.4	1.7	2.1	3.7	2.9	7.6	14.1	42.8	-
女	(76.5) 100.0	0.7	3.4	3.4	6.3	8.3	11.5	15.3	12.9	12.0	13.6	12.4	0.1
平成28年													
パートタイム労働者総合実態調査													
パート 2)	(100.0) 100.0	2.8	7.5	5.8	6.0	9.6	13.4	12.5	11.8	8.4	9.6	12.3	0.2
男	(25.9) 100.0	9.8	18.2	7.9	7.2	3.5	5.1	4.1	3.0	4.0	13.1	23.9	0.0
女	(74.1) 100.0	0.3	3.8	5.1	5.6	11.7	16.3	15.5	14.9	9.9	8.3	8.2	0.3

注：1) ()は、各就業形態を100とした男女別の割合である。

2) 令和3年の「パートタイム」と「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」の「パート」とは定義が異なるため比較の際は注意を要する（以下同じ。）。

(2) 配偶者の有無及び就業状況

配偶者の有無について就業形態、男女別にみると、「配偶者がいる」は「無期雇用パートタイム」は男が35.9%、女が76.4%、「有期雇用パートタイム」は男が61.6%、女が72.0%、「有期雇用フルタイム」は男が66.2%、女が57.5%となっている。

「配偶者がいる」労働者を100とした配偶者の就業状況等についてみると、男の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の配偶者は「無職(専業主婦(夫)を含む)」がそれぞれ49.2%、48.3%と最も高くなっているが、「有期雇用フルタイム」の配偶者は「非正規雇用労働者(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等)」が46.7%と最も高くなっている。女の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の配偶者はいずれの就業形態においても「正社員(正職員)」がそれぞれ62.1%、67.5%、66.1%と最も高くなっている。(表17)

表17 就業形態、性、年齢階級、配偶者の有無、配偶者の就業状況等別労働者割合

(単位: %) 令和3年

就業形態、性、年齢階級	計	配偶者の有無 配偶者の就業状況等 3)									配偶者がいない	不明
		配偶者がいる		正社員(正職員)	非正規雇用労働者(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等)	経営者・役員	自営業・自由業	学生	無職(専業主婦(夫)を含む)	不明		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	67.2	(100.0)	(51.3)	(18.5)	(1.8)	(8.9)	(0.1)	(17.0)	(2.6)	31.4	1.5
男	100.0	56.7	(100.0)	(10.9)	(43.3)	(0.1)	(1.8)	(0.0)	(43.6)	(0.3)	41.6	1.7
女	100.0	71.7	(100.0)	(65.1)	(9.9)	(2.4)	(11.3)	(0.1)	(7.9)	(3.3)	26.9	1.4
無期雇用パートタイム	100.0	67.3	(100.0)	(55.3)	(16.7)	(1.6)	(7.4)	(0.2)	(14.1)	(4.7)	31.6	1.1
男	100.0	35.9	(100.0)	(5.3)	(44.1)	(-)	(1.1)	(-)	(49.2)	(0.3)	63.3	0.8
15 ~ 24 歳	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0	-
25 ~ 34 歳	100.0	0.9	(100.0) *	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	99.1	-
35 ~ 44 歳	100.0	27.3	(100.0)	(8.6)	(79.7)	(-)	(-)	(-)	(11.6)	(-)	69.9	2.8
45 ~ 54 歳	100.0	11.3	(100.0)	(23.5)	(75.3)	(-)	(-)	(-)	(1.2)	(-)	88.6	0.1
55 ~ 64 歳	100.0	70.7	(100.0)	(10.7)	(39.6)	(-)	(1.3)	(-)	(48.4)	(-)	26.4	3.0
65 歳以上	100.0	74.0	(100.0)	(0.9)	(45.1)	(-)	(1.1)	(-)	(52.4)	(0.5)	25.6	0.5
女	100.0	76.4	(100.0)	(62.1)	(13.0)	(1.8)	(8.3)	(0.2)	(9.4)	(5.3)	22.4	1.2
15 ~ 24 歳	100.0	0.2	(100.0) *	(72.5)	(27.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	99.8	-
25 ~ 34 歳	100.0	72.3	(100.0)	(90.8)	(1.9)	(1.8)	(5.1)	(0.0)	(-)	(0.3)	27.7	-
35 ~ 44 歳	100.0	82.2	(100.0)	(91.2)	(0.3)	(0.9)	(5.7)	(1.1)	(-)	(0.9)	17.8	0.0
45 ~ 54 歳	100.0	89.3	(100.0)	(79.9)	(4.0)	(3.2)	(5.4)	(-)	(5.5)	(1.9)	10.4	0.3
55 ~ 64 歳	100.0	83.0	(100.0)	(38.2)	(32.6)	(1.4)	(15.7)	(-)	(10.1)	(2.0)	16.7	0.2
65 歳以上	100.0	59.1	(100.0)	(10.8)	(18.1)	(0.4)	(5.5)	(-)	(36.2)	(29.1)	34.5	6.3
有期雇用パートタイム	100.0	69.5	(100.0)	(55.5)	(14.6)	(2.4)	(11.5)	(-)	(15.2)	(0.7)	28.7	1.9
男	100.0	61.6	(100.0)	(11.7)	(38.9)	(0.0)	(1.1)	(-)	(48.3)	(0.0)	36.2	2.2
15 ~ 24 歳	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0	-
25 ~ 34 歳	100.0	23.4	(100.0) *	(59.0)	(3.0)	(-)	(-)	(-)	(38.0)	(-)	73.6	3.0
35 ~ 44 歳	100.0	16.1	(100.0)	(88.0)	(5.0)	(2.4)	(-)	(-)	(4.6)	(-)	79.0	4.9
45 ~ 54 歳	100.0	38.8	(100.0)	(72.5)	(27.2)	(-)	(0.2)	(-)	(0.2)	(-)	61.2	-
55 ~ 64 歳	100.0	66.4	(100.0)	(18.4)	(45.3)	(-)	(2.5)	(-)	(33.7)	(0.0)	29.5	4.1
65 歳以上	100.0	75.8	(100.0)	(2.1)	(39.3)	(-)	(0.7)	(-)	(57.9)	(0.0)	22.7	1.5
女	100.0	72.0	(100.0)	(67.5)	(8.0)	(3.1)	(14.3)	(-)	(6.2)	(0.9)	26.2	1.8
15 ~ 24 歳	100.0	1.0	(100.0) *	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	99.0	-
25 ~ 34 歳	100.0	60.9	(100.0)	(76.9)	(1.6)	(1.7)	(19.9)	(-)	(-)	(0.0)	28.9	10.2
35 ~ 44 歳	100.0	72.5	(100.0)	(86.9)	(2.8)	(0.5)	(8.8)	(-)	(0.6)	(0.4)	27.3	0.3
45 ~ 54 歳	100.0	83.5	(100.0)	(84.8)	(3.5)	(4.0)	(5.0)	(-)	(2.0)	(0.7)	15.5	1.0
55 ~ 64 歳	100.0	77.4	(100.0)	(40.7)	(17.1)	(3.7)	(24.9)	(-)	(11.5)	(2.1)	21.4	1.2
65 歳以上	100.0	66.1	(100.0)	(22.5)	(17.0)	(5.9)	(26.3)	(-)	(28.1)	(0.2)	33.7	0.3
有期雇用フルタイム	100.0	62.2	(100.0)	(34.7)	(30.1)	(0.6)	(5.5)	(0.0)	(26.0)	(3.0)	36.5	1.3
男	100.0	66.2	(100.0)	(12.2)	(46.7)	(0.2)	(2.7)	(0.1)	(37.6)	(0.6)	31.9	2.0
15 ~ 24 歳	100.0	0.1	(100.0) *	(-)	(33.3)	(-)	(-)	(-)	(66.7)	(-)	99.9	-
25 ~ 34 歳	100.0	11.5	(100.0)	(38.6)	(25.1)	(-)	(1.6)	(0.7)	(34.0)	(-)	88.3	0.2
35 ~ 44 歳	100.0	42.1	(100.0)	(14.8)	(30.5)	(-)	(1.6)	(-)	(53.0)	(-)	57.2	0.7
45 ~ 54 歳	100.0	47.4	(100.0)	(21.5)	(68.9)	(-)	(1.8)	(-)	(7.8)	(-)	47.7	5.0
55 ~ 64 歳	100.0	82.5	(100.0)	(15.2)	(46.8)	(0.3)	(1.8)	(0.0)	(35.3)	(0.6)	14.8	2.6
65 歳以上	100.0	83.7	(100.0)	(2.2)	(46.3)	(-)	(4.9)	(0.2)	(45.5)	(1.0)	15.3	1.0
女	100.0	57.5	(100.0)	(66.1)	(7.0)	(1.3)	(9.4)	(0.0)	(10.0)	(6.2)	42.1	0.4
15 ~ 24 歳	100.0	10.1	(100.0) *	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	89.8	0.1
25 ~ 34 歳	100.0	45.6	(100.0)	(89.3)	(1.7)	(0.2)	(2.1)	(-)	(4.4)	(2.2)	54.2	0.2
35 ~ 44 歳	100.0	52.1	(100.0)	(87.3)	(1.5)	(1.3)	(4.7)	(-)	(2.2)	(2.9)	47.6	0.3
45 ~ 54 歳	100.0	70.1	(100.0)	(68.8)	(4.9)	(1.6)	(8.7)	(0.0)	(6.9)	(9.2)	29.5	0.4
55 ~ 64 歳	100.0	65.0	(100.0)	(49.0)	(12.5)	(1.3)	(16.6)	(-)	(13.5)	(7.1)	34.6	0.4
65 歳以上	100.0	36.4	(100.0)	(8.7)	(24.1)	(1.9)	(7.2)	(-)	(55.9)	(2.2)	62.8	0.9
参考 令和3年												
パートタイム	100.0	68.5	(100.0)	(55.4)	(15.5)	(2.1)	(9.7)	(0.1)	(14.8)	(2.5)	30.0	1.5
男	100.0	50.6	(100.0)	(9.7)	(40.5)	(0.0)	(1.1)	(-)	(48.6)	(0.1)	47.8	1.6
女	100.0	74.0	(100.0)	(65.0)	(10.3)	(2.5)	(11.5)	(0.1)	(7.7)	(3.0)	24.5	1.5
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査												
パート	100.0	67.3	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	32.7	0.0
男	100.0	41.8	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	58.2	0.0
女	100.0	76.2	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	23.8	0.0

注: 1) ()は、「配偶者がいる」労働者を100とした割合である。

2) 表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。

3) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「配偶者の就業状況等」を調査していない。

(3) 主な収入源

主な収入源について就業形態、男女別にみると、男は「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態でも「主に自分の収入で暮らしている」がそれぞれ76.9%、83.0%、88.5%と最も高くなっている。女は「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」では「主に配偶者の収入で暮らしている」がそれぞれ64.4%、66.7%と最も高くなっているが、「有期雇用フルタイム」では「主に自分の収入で暮らしている」が45.5%と最も高くなっている（表18）。

表18 就業形態、性、主な収入源別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	主な収入源					
		主に自分の収入で暮らしている	主に配偶者の収入で暮らしている	主に親の収入で暮らしている	主に子どもの収入で暮らしている	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	43.7	44.2	7.6	0.2	3.0	1.2
男	100.0	83.5	1.9	10.4	0.0	2.8	1.4
女	100.0	26.5	62.5	6.4	0.3	3.1	1.1
無期雇用パートタイム	100.0	37.5	50.3	8.5	0.2	3.0	0.5
男	100.0	76.9	1.4	17.9	0.0	2.9	0.8
女	100.0	26.2	64.4	5.8	0.3	3.0	0.3
有期雇用パートタイム	100.0	36.2	51.1	7.8	0.3	3.2	1.4
男	100.0	83.0	2.4	9.9	0.0	3.3	1.5
女	100.0	21.1	66.7	7.2	0.4	3.2	1.4
有期雇用フルタイム	100.0	69.0	20.4	5.7	0.1	2.7	2.1
男	100.0	88.5	1.8	5.8	0.1	2.2	1.7
女	100.0	45.5	42.8	5.6	0.2	3.3	2.5
参考							
令和3年							
パートタイム	100.0	36.8	50.7	8.1	0.3	3.1	1.0
男	100.0	80.4	2.0	13.3	0.0	3.1	1.2
女	100.0	23.4	65.7	6.5	0.4	3.1	0.9
平成28年							
パートタイム労働者総合実態調査							
パート	100.0	30.2	53.2	12.4	1.1	2.4	0.9
男	100.0	63.8	3.9	27.5	0.5	2.4	1.8
女	100.0	18.4	70.4	7.1	1.3	2.3	0.5

2 現在の就業形態を選んだ理由及び就業調整

(1) 現在の就業形態を選んだ理由

現在の就業形態を選んだ理由（複数回答）を就業形態、男女別にみると、男では、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」は「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」がそれぞれ 66.6%、44.2%、「有期雇用フルタイム」は「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が 44.4%と最も高くなっている。女では、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」がそれぞれ 58.4%、56.9%、28.1%と最も高くなっている。

男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の男女と「有期雇用パートタイム」の女はすべての年齢階級で「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」が最も高くなっている。また「有期雇用フルタイム」の「55歳以上」については、男女とも「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が最も高くなっている。（図2、表19）

図2 現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合（複数回答）

（性、就業形態別パートタイム・有期雇用労働者＝100）令和3年

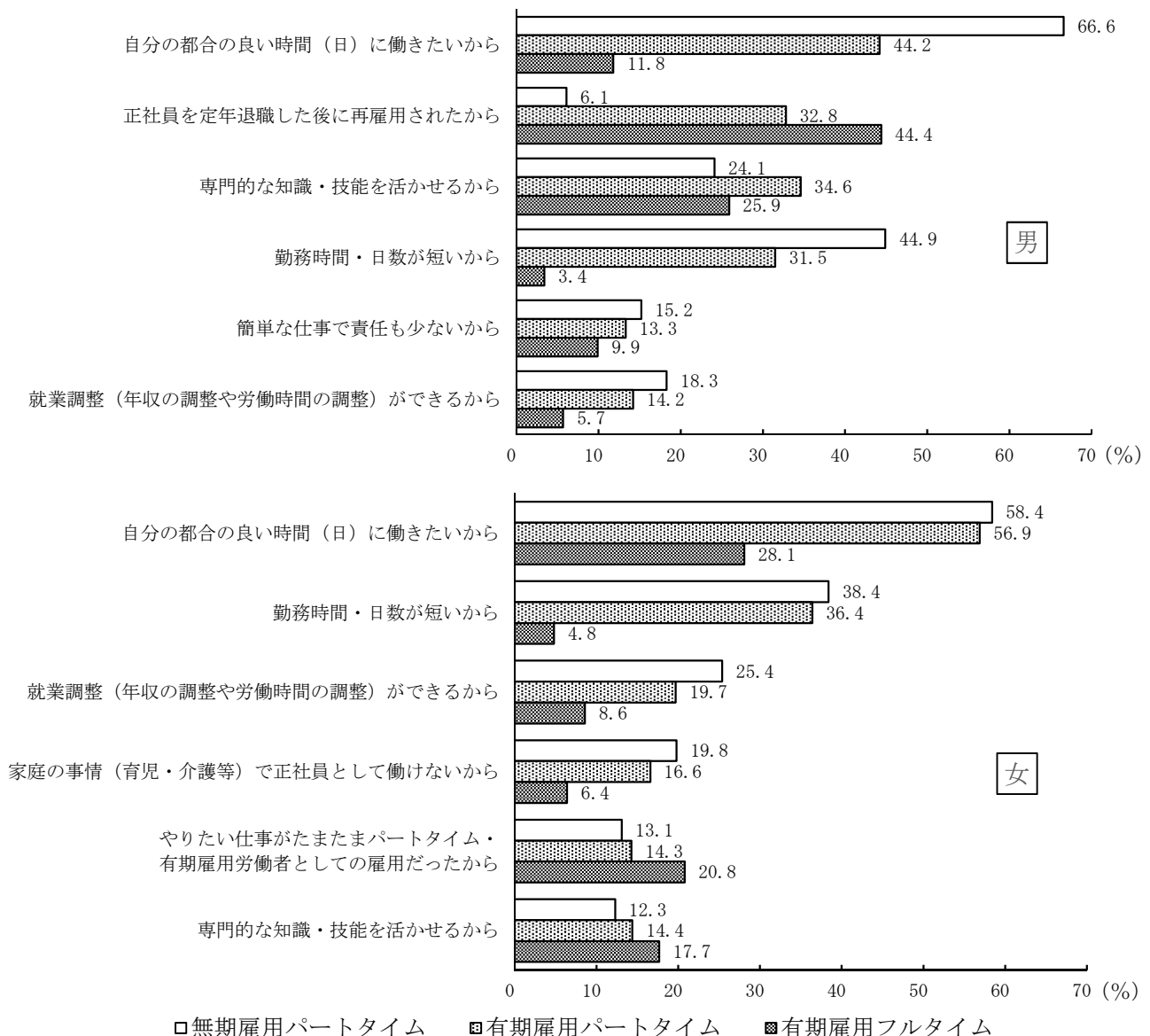


表19 就業形態、性、年齢階級、現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性、年齢階級	計	現在の就業形態を選んだ理由 (複数回答)																	
		自分の都合の良い時間(日)に働きたいから	勤務時間・日数が短いから	就業調整(年収の調整や労働時間の調整)ができるから	正社員を定年退職した後に再雇用されたから	専門的な知識・技能を活かせるから	簡単な仕事で責任も少ないから	すぐ辞められるから	正社員として採用されなかったから	正社員としての募集が見つからなかったから	家庭の事情(育児・介護等)で正社員として働けないから	仕事を辞めてからの期間が長く正社員として働く自信がないから	正社員として働くことが、体力的に難しいから	課税されて働くことが困難・負担だから	正社員のような責任や人事異動を課されたこと	やりたい仕事があったためパートタイム・有期雇用労働者としての雇	転動がないから	その他	不明
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	48.6	30.2	17.8	11.3	18.4	10.7	6.0	4.3	7.9	12.5	4.5	9.4	10.6	13.6	8.5	13.3	2.9	
男	100.0	37.4	24.0	12.0	30.4	28.5	12.5	5.1	6.4	7.5	3.3	2.3	4.0	6.2	11.1	6.9	11.4	2.5	
女	100.0	53.5	32.8	20.4	3.1	14.0	9.9	6.4	3.4	8.1	16.4	5.4	11.7	12.5	14.7	9.2	14.1	3.1	
無期雇用パートタイム	100.0	60.3	39.9	23.8	1.9	14.9	11.9	10.5	2.2	2.9	17.1	4.0	10.6	9.1	12.6	8.0	11.6	4.9	
男	100.0	66.6	44.9	18.3	6.1	24.1	15.2	12.8	4.9	6.2	7.8	3.1	4.2	4.4	11.0	4.9	9.8	3.7	
15歳～24歳	100.0	90.4	31.3	36.4	-	6.2	20.3	54.5	8.6	0.2	-	0.3	-	2.6	11.1	2.2	0.1	-	
25歳～34歳	100.0	74.8	70.7	0.1	-	15.0	3.9	0.2	0.6	2.9	-	4.0	2.7	1.8	2.8	2.3	3.3	-	
35歳～44歳	100.0	52.9	19.0	1.5	-	4.3	16.8	3.5	14.0	14.1	4.0	4.3	2.4	9.0	21.1	21.5	29.2	0.1	
45歳～54歳	100.0	75.3	26.2	14.1	-	55.9	1.9	4.1	11.6	13.2	16.6	4.1	11.9	11.0	22.4	8.1	4.7	-	
55歳～64歳	100.0	71.2	45.2	33.6	9.6	42.0	24.1	0.3	3.6	7.8	30.9	1.2	0.7	3.4	11.6	2.7	30.8	2.3	
65歳以上	100.0	39.0	37.2	14.3	15.4	27.3	18.1	7.7	4.7	10.0	2.2	5.1	9.7	6.7	14.6	8.2	6.1	12.1	
女	100.0	58.4	38.4	25.4	0.7	12.3	11.0	9.8	1.5	1.9	19.8	4.3	12.5	10.5	13.1	8.9	12.1	5.2	
15歳～24歳	100.0	77.0	-	0.8	-	9.4	9.5	27.0	-	-	0.1	-	9.0	-	7.0	-	4.9	-	
25歳～34歳	100.0	53.2	25.5	16.6	-	8.2	35.5	15.1	0.5	0.2	32.5	2.0	5.6	20.8	17.7	3.0	3.1	25.3	
35歳～44歳	100.0	64.5	45.8	32.4	-	9.9	16.7	14.1	0.8	1.8	24.1	7.1	8.2	8.0	18.7	3.9	11.9	0.3	
45歳～54歳	100.0	67.6	39.9	26.2	-	11.4	4.9	3.2	2.9	2.7	22.3	5.9	11.5	10.9	12.3	10.1	12.2	2.1	
55歳～64歳	100.0	54.3	41.0	26.1	0.2	11.6	5.6	10.3	1.5	3.1	19.2	3.5	17.8	16.0	15.3	8.7	14.9	1.6	
65歳以上	100.0	42.7	39.7	25.5	3.8	19.9	10.4	8.8	0.8	0.3	10.3	2.3	15.0	1.8	4.4	17.5	14.1	11.2	
有期雇用パートタイム	100.0	53.9	35.2	18.4	9.7	19.3	10.0	3.8	3.1	10.0	13.0	5.9	11.2	12.0	13.9	8.6	14.9	1.3	
男	100.0	44.2	31.5	14.2	32.8	34.6	13.3	1.5	5.1	5.3	1.7	2.9	7.1	4.5	12.4	6.5	14.1	0.8	
15歳～24歳	100.0	77.9	7.4	2.6	-	24.9	0.2	-	2.9	12.2	-	0.0	0.2	0.3	28.3	-	38.6	0.9	
25歳～34歳	100.0	46.6	17.3	5.7	-	33.7	11.3	5.7	15.8	11.0	-	0.4	6.1	0.7	21.4	8.0	31.8	1.0	
35歳～44歳	100.0	30.6	5.0	2.3	-	9.7	2.8	0.6	6.8	11.5	21.1	0.3	3.7	9.6	30.8	19.9	18.8	0.2	
45歳～54歳	100.0	31.2	26.9	0.8	-	47.7	4.4	3.1	38.1	5.7	0.6	32.1	32.3	6.9	7.6	11.1	17.2	-	
55歳～64歳	100.0	24.4	25.4	3.3	38.5	24.1	13.8	0.7	2.5	5.7	1.8	2.3	7.3	11.1	12.0	5.3	16.7	0.3	
65歳以上	100.0	52.3	40.5	23.5	44.0	40.1	16.4	1.3	0.7	3.3	0.6	0.1	4.7	1.9	9.4	5.6	8.2	1.1	
女	100.0	56.9	36.4	19.7	2.2	14.4	8.9	4.6	2.4	11.5	16.6	6.9	12.5	14.4	14.3	9.3	15.1	1.4	
15歳～24歳	100.0	79.4	37.7	3.7	-	8.9	0.4	12.1	1.3	0.0	0.7	0.9	8.4	0.2	0.4	2.6	13.3	0.7	
25歳～34歳	100.0	68.1	23.4	11.0	-	8.1	21.8	4.1	1.4	5.3	12.0	4.3	8.1	25.8	7.8	3.6	2.1	2.4	
35歳～44歳	100.0	64.4	30.8	23.2	-	18.6	3.4	12.0	0.9	4.9	37.7	2.5	8.9	10.0	9.4	16.6	7.2	1.3	
45歳～54歳	100.0	58.0	42.7	23.5	-	14.4	7.9	1.6	2.8	10.6	14.0	17.9	12.6	17.9	21.9	10.2	12.4	1.5	
55歳～64歳	100.0	40.6	33.4	21.6	4.3	11.9	6.0	0.5	4.2	25.1	7.9	1.7	15.7	12.1	14.3	2.1	28.6	0.4	
65歳以上	100.0	58.3	54.8	11.4	13.1	22.3	23.9	4.4	1.6	3.1	11.6	1.8	19.9	13.7	16.5	19.9	20.6	4.3	
有期雇用フルタイム	100.0	19.1	4.0	7.0	30.0	22.2	10.1	3.3	10.2	12.0	3.9	2.4	3.6	10.3	14.9	9.2	12.9	2.9	
男	100.0	11.8	3.4	5.7	44.4	25.9	9.9	3.2	8.6	10.4	1.7	1.2	1.1	9.0	10.0	8.6	9.9	3.1	
15歳～24歳	100.0	32.7	0.4	17.2	-	6.8	0.7	17.1	10.4	27.9	-	6.0	0.5	6.7	13.6	0.3	18.6	0.6	
25歳～34歳	100.0	39.8	3.9	6.0	-	21.3	32.7	3.4	16.5	22.4	-	3.2	1.5	33.0	12.5	7.8	13.2	1.9	
35歳～44歳	100.0	10.7	3.8	7.3	-	29.3	12.8	4.6	12.9	22.6	1.8	4.3	1.7	19.6	23.2	3.9	17.3	0.4	
45歳～54歳	100.0	9.9	1.8	2.9	-	18.5	13.2	7.2	18.8	19.5	13.3	1.8	0.7	18.3	13.8	22.4	7.8	6.3	
55歳～64歳	100.0	6.8	3.4	4.8	69.2	26.9	4.3	1.0	5.6	4.5	0.6	0.1	0.9	3.4	6.4	9.7	8.0	2.5	
65歳以上	100.0	8.5	3.7	6.8	59.0	29.6	9.1	3.7	4.7	5.4	0.0	0.1	1.0	0.9	7.8	4.1	8.8	5.0	
女	100.0	28.1	4.8	8.6	12.6	17.7	10.4	3.3	12.1	14.0	6.4	3.9	6.6	12.0	20.8	9.9	16.5	2.6	
15歳～24歳	100.0	8.8	1.1	1.6	-	22.3	6.5	3.7	13.7	3.4	0.7	9.3	14.5	3.3	34.9	3.9	32.9	1.1	
25歳～34歳	100.0	32.7	5.6	15.8	-	16.9	19.8	7.7	12.5	14.3	7.1	3.1	2.4	11.2	23.3	9.9	18.5	0.8	
35歳～44歳	100.0	23.3	9.2	11.2	-	11.8	13.6	1.9	20.6	15.3	10.2	1.5	14.2	22.4	27.7	12.5	12.4	1.2	
45歳～54歳	100.0	43.3	5.1	10.8	-	15.2	5.8	1.1	12.0	18.7	8.8	4.9	4.9	10.9	19.7	13.6	11.5	3.8	
55歳～64歳	100.0	17.0	1.4	2.0	34.1	25.4	8.7	4.6	8.1	10.1	2.1	4.8	5.8	9.1	16.4	5.5	22.9	2.8	
65歳以上	100.0	16.9	4.2	3.2	49.2	15.7	7.7	1.0	4.5	8.6	3.7	2.7	3.3	3.8	13.2	6.6	13.5	4.3	
参考 令和3年																			
パートタイム	100.0	56.7	37.3	20.8	6.2	17.4	10.8	6.8	2.7	6.8	14.8	5.1	11.0	10.7	13.3	8.3	13.4	2.9	
男	100.0	53.8	37.2	16.0	21.4	30.1	14.1	6.4	5.0	5.7	4.3	3.0	5.9	4.5	11.8	5.8	12.3	2.1	
女	100.0	57.6	37.4	22.3	1.5	13.5	9.8	6.9	2.0	7.1	18.0	5.7	12.5	12.6	13.8	9.1	13.7	3.1	
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査																			
パート	100.0	56.8	39.3	20.0	10.2	3.9	7.5	11.8	16.5	6.3	10.3	10.6	10.7	8.5	12.5	0.9	
男	100.0	47.5	28.1	12.5	12.6	5.6	12.3	13.2	1.9	2.4	6.8	5.8	9.4	5.7	23.6	1.5	
女	100.0	60.0	43.2	22.6	9.3	3.3	5.8	11.3	21.6	7.6	11.5	12.3	11.2	9.5	8.7	0.7	

注：1) 表例「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」「専門的な知識・技能を活かせるから」を調査していない。

(2) 過去1年間の就業調整の有無

過去1年間（令和2年10月～令和3年9月）の就業調整（年収の調整や労働時間の調整）の有無について「配偶者がいる」労働者を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態においても、男女とも「就業調整をしていない」が「就業調整をしている」を大きく上回っている。また、「就業調整をしている」労働者は、「無期雇用パートタイム」では男が18.7%、女が16.7%、「有期雇用パートタイム」では男が7.1%、女が26.4%、「有期雇用フルタイム」では男が2.6%、女が7.5%となっている（表20）。

表20 配偶者の有無、就業形態、性、過去1年間の就業調整の有無及び就業調整をしていない理由別労働者割合

配偶者の有無、就業形態、性	計	就業調整の有無						
		就業調整をしている	就業調整をしていない	就業調整をしていない理由			わからない	不明
				年収、所定労働時間が要件に達していないため就業調整の必要がなかった	年収等を確保するため	その他		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	13.4	68.0	38.3	18.2	11.5	16.2	2.4
無期雇用パートタイム	100.0	13.6	65.2	41.4	13.3	10.5	17.2	4.0
有期雇用パートタイム	100.0	17.8	68.0	39.7	17.4	10.8	13.0	1.2
有期雇用フルタイム	100.0	4.3	72.5	30.3	27.8	14.4	21.2	2.1
配偶者がいる	100.0	16.8	69.9	40.6	18.2	11.1	10.7	2.5
男	100.0	6.9	75.8	39.0	22.1	14.6	14.8	2.5
女	100.0	20.2	67.9	41.2	16.8	10.0	9.3	2.6
無期雇用パートタイム	100.0	16.9	68.5	43.6	14.1	10.8	10.2	4.4
男	100.0	18.7	67.0	35.3	21.7	10.1	11.5	2.8
女	100.0	16.7	68.7	44.7	13.1	10.8	10.0	4.6
有期雇用パートタイム	100.0	22.2	67.7	41.7	16.8	9.2	8.8	1.3
男	100.0	7.1	75.2	45.3	16.7	13.2	16.1	1.7
女	100.0	26.4	65.7	40.8	16.8	8.1	6.8	1.2
有期雇用フルタイム	100.0	4.6	77.3	32.8	28.4	16.1	16.1	2.0
男	100.0	2.6	79.4	35.2	26.8	17.4	15.1	3.0
女	100.0	7.5	74.4	29.5	30.6	14.3	17.5	0.6
配偶者がいない	100.0	6.7	65.2	34.6	18.3	12.4	27.2	0.9
男	100.0	6.3	56.0	26.1	15.7	14.2	36.7	1.0
女	100.0	7.0	71.3	40.2	20.0	11.1	20.7	0.9
無期雇用パートタイム	100.0	7.1	59.7	38.1	11.7	9.8	32.8	0.5
有期雇用パートタイム	100.0	8.2	70.7	37.1	18.6	15.0	20.4	0.6
有期雇用フルタイム	100.0	3.9	64.3	25.5	27.1	11.8	29.9	2.0
参考								
令和3年								
パートタイム	100.0	15.9	66.8	40.5	15.6	10.7	14.9	2.4
配偶者がいる	100.0	19.9	68.1	42.6	15.6	9.9	9.4	2.7
男	100.0	10.6	72.7	42.3	18.2	12.2	14.7	2.0
女	100.0	21.8	67.1	42.6	15.1	9.4	8.3	2.8
配偶者がいない	100.0	7.7	65.5	37.6	15.3	12.6	26.2	0.5
平成28年								
パートタイム労働者総合実態調査								
パート	100.0	15.3	66.8	36.7	18.6	11.5	16.5	1.5
配偶者がいる	100.0	20.0	69.0	39.6	20.3	9.0	9.3	1.7
男	100.0	6.9	79.5	38.1	23.5	18.0	11.3	2.3
女	100.0	22.5	66.9	39.9	19.7	7.3	8.9	1.6
配偶者がいない	100.0	5.5	62.4	30.7	15.0	16.6	31.2	1.0

注：1) 表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、配偶者の有無不明が含まれる。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「年収、所定労働時間が要件を超えているため就業調整の必要がなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

(3) 就業調整をした理由

就業調整をしているパートタイム・有期雇用労働者の就業調整をした理由（複数回答）を「配偶者がいる」労働者について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」では、男は「その他」が86.6%で最も高く、女は「一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから」が60.7%で最も高くなっている。「有期雇用パートタイム」では、男は「自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を払わなければならないから」が43.4%、女は「一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから」が55.4%で最も高くなっている。「有期雇用フルタイム」では、男は「現在、支給されている年金の減額率を抑える、又は減額を避けるため」が58.5%、女は「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が50.4%と最も高くなっている（表21）。

表21 配偶者の有無、就業形態、性、就業調整をした理由別労働者割合

		(単位：%) 令和3年									
配偶者の有無、就業形態、性	就業調整をしている労働者計	就業調整をした理由（複数回答）									
		自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を払わなければならないから	一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	3)	会社の都合により雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入要件に該当しないようにしているため	現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[13.4] 100.0	45.1	27.9	12.7	42.8	18.0	3.2	2.8	16.4	1.6	
無期雇用パートタイム	[13.6] 100.0	46.7	26.9	16.2	44.4	18.0	1.7	1.2	16.7	1.4	
有期雇用パートタイム	[17.8] 100.0	45.8	29.2	9.5	44.8	19.2	4.4	2.3	15.1	0.9	
有期雇用フルタイム	[4.3] 100.0	31.4	22.9	20.9	17.8	8.0	0.8	15.1	25.2	8.5	
配偶者がいる	[16.8] 100.0	46.3	33.2	15.0	50.8	18.8	1.5	3.0	11.5	0.3	
男	[6.9] 100.0	18.5	1.3	1.1	1.3	2.9	4.0	22.0	52.5	1.2	
女	[20.2] 100.0	49.5	36.9	16.7	56.6	20.6	1.2	0.8	6.7	0.2	
無期雇用パートタイム	[16.9] 100.0	43.9	32.2	19.4	53.0	18.9	1.8	1.3	14.4	0.1	
男	[18.7] 100.0	2.9	2.4	2.3	2.3	2.3	0.5	9.6	86.6	0.4	
女	[16.7] 100.0	50.1	36.7	22.0	60.7	21.4	2.0	0.0	3.4	-	
有期雇用パートタイム	[22.2] 100.0	48.9	33.7	10.9	51.6	20.3	1.5	2.5	9.3	0.2	
男	[7.1] 100.0	43.4	0.1	-	-	4.7	9.7	20.4	22.2	0.4	
女	[26.4] 100.0	49.3	36.2	11.8	55.4	21.4	0.9	1.1	8.4	0.2	
有期雇用フルタイム	[4.6] 100.0	33.4	34.4	31.5	26.7	1.9	0.0	20.5	16.2	2.7	
男	[2.6] 100.0	2.6	1.0	0.1	1.5	0.3	0.1	58.5	32.2	5.2	
女	[7.5] 100.0	48.1	50.4	46.4	38.8	2.6	-	2.3	8.6	1.5	
配偶者がいない	[6.7] 100.0	39.1	-	-	-	13.9	12.3	1.4	42.4	8.5	
男	[6.3] 100.0	47.5	-	-	-	13.2	28.3	1.8	33.5	0.9	
女	[7.0] 100.0	34.1	-	-	-	14.3	2.7	1.1	47.8	13.1	
無期雇用パートタイム	[7.1] 100.0	61.4	-	-	-	13.2	1.3	0.3	28.7	8.0	
有期雇用パートタイム	[8.2] 100.0	25.4	-	-	-	12.4	23.7	1.2	53.1	5.4	
有期雇用フルタイム	[3.9] 100.0	28.0	-	-	-	20.8	2.3	4.6	41.8	20.4	
参考											
令和3年											
パートタイム	[15.9] 100.0	46.1	28.3	12.1	44.6	18.8	3.4	1.9	15.8	1.1	
配偶者がいる	[19.9] 100.0	47.0	33.1	14.1	52.1	19.7	1.6	2.0	11.2	0.1	
男	[10.6] 100.0	21.8	1.3	1.2	1.2	3.4	4.8	14.6	56.6	0.4	
女	[21.8] 100.0	49.6	36.4	15.4	57.3	21.4	1.3	0.7	6.6	0.1	
配偶者がいない	[7.7] 100.0	41.0	-	-	-	12.8	14.0	0.8	42.5	6.5	
平成28年											
パートタイム労働者総合実態調査											
パート	[15.3] 100.0	52.2	37.5	19.5	45.5	...	3.7	3.3	6.4	2.4	
配偶者がいる	[20.0] 100.0	52.7	42.5	22.1	51.6	...	2.6	3.7	5.1	0.5	
男	[6.9] 100.0	11.3	4.4	2.3	8.9	...	6.2	47.9	16.6	2.7	
女	[22.5] 100.0	55.1	44.7	23.3	54.1	...	2.4	1.1	4.4	0.3	
配偶者がいない	[5.5] 100.0	48.2	-	-	-	...	11.7	0.7	16.9	17.4	

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした就業調整をしている労働者の割合である。

2) 表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、配偶者の有無不明が含まれる。

3) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから」を調査していない。

3 利用できる福利厚生及び教育訓練

(1) 利用できる福利厚生

現在の企業でパートタイム・有期雇用労働者が利用可能な福利厚生別の割合（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても、「休憩室の利用」がそれぞれ 54.9%、61.8%、66.3%と最も高い割合となっており、次いで「更衣室の利用」がそれぞれ 44.0%、60.4%、61.4%となっている（表 22）。

表 22 就業形態、パートタイム・有期雇用労働者が利用できる福利厚生別労働者割合

就業形態	計	利用できる福利厚生（複数回答）						不明
		給食施設 （社員食堂 等）の利用	更衣室の利 用	休憩室の利 用	人間ドック の補助	社外の活動 （スポーツ クラブの利 用など）の 補助	その他	
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	27.6	54.9	60.4	28.8	10.2	17.4	9.4
無期雇用パートタイム	100.0	18.3	44.0	54.9	22.2	5.6	21.8	13.3
有期雇用パートタイム	100.0	29.5	60.4	61.8	26.4	10.9	16.0	8.1
有期雇用フルタイム	100.0	38.8	61.4	66.3	44.4	16.3	13.2	5.7
参考 令和3年 パートタイム	100.0	24.5	53.1	58.7	24.5	8.5	18.6	10.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パ	100.0	27.0	65.2	61.2	17.4	6.8	17.4	10.7

(2) 教育訓練の状況

現在の企業での「日常的な業務を通じた指導やアドバイス（OJT）」の実施状況別のパートタイム・有期雇用労働者の割合をみると「ある程度してもらっている」が 56.7%と最も高い割合となっており、次いで「十分にしてもらっている」が 31.4%、「全くしてもらっていない」が 10.1%の順となっている。「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態別にみても、ほぼ同様の割合となっている。

また、「通常の仕事を一時的に離れた研修（Off-JT）」の実施状況別のパートタイム・有期雇用労働者の割合をみると、「Off-JTがあった」が 34.8%、「Off-JTはなかった」が 62.5%となっている。いずれの就業形態別にみても、ほぼ同様の割合となっている。（表 23）

表 23 就業形態、教育訓練（OJT）の状況・教育訓練（Off-JT）の有無及び内容別労働者割合

就業形態	計	日常的な業務を通じた指導やアドバイス（OJT）				通常の仕事を一時的に離れた研修（Off-JT）				
		十分に もらって いる	ある程度 してもら っている	全くして もらって いない	不明	Off-JTが あった	内容（複数回答）		Off-JTはな かった	不明
							今の仕事 を行う上 で必要 な知識 等につ いての Off-JT	今の仕事 には直 接関係 のない 、将来 のキャ リアッ プのた めのOff- JT		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	31.4	56.7	10.1	1.8	34.8	33.6	2.0	62.5	2.7
無期雇用パートタイム	100.0	32.0	56.9	8.7	2.3	30.1	29.7	0.9	65.6	4.3
有期雇用パートタイム	100.0	33.2	55.6	10.2	1.0	36.6	35.6	1.4	61.9	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	27.0	58.5	12.0	2.5	38.6	36.1	5.0	58.6	2.8
参考 令和3年 パートタイム	100.0	32.7	56.2	9.5	1.6	33.7	32.9	1.2	63.6	2.7
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パ	100.0	39.2	48.9	10.2	1.7	33.4	32.4	2.2	64.6	2.0

4 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無及び賃金水準

(1) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無

パートタイム・有期雇用労働者自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の男女及び「有期雇用フルタイム」の女は、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」より「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいない」が高くなっているが、「有期雇用フルタイム」の男では、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいない」より「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」が高くなっている（表24）。

表24 就業形態、性、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無別労働者割合

就業形態、性	計	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無 ¹⁾				
		業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる	このうち、人事異動等の有無や範囲が同じ正社員がいる ²⁾	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいない	わからない	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	21.1	3.3	51.1	24.5	3.3
男	100.0	27.4	1.5	42.3	27.8	2.5
女	100.0	18.4	4.1	54.9	23.1	3.6
無期雇用パートタイム	100.0	11.9	1.7	54.4	29.4	4.3
男	100.0	16.3	0.9	38.4	44.4	0.9
女	100.0	10.6	1.9	59.0	25.0	5.3
有期雇用パートタイム	100.0	19.3	4.5	56.5	21.8	2.4
男	100.0	16.5	0.4	56.5	25.6	1.4
女	100.0	20.2	5.8	56.6	20.5	2.7
有期雇用フルタイム	100.0	39.8	3.6	34.7	22.1	3.4
男	100.0	44.5	3.0	32.3	18.6	4.6
女	100.0	34.1	4.4	37.6	26.2	2.0
参考						
令和3年						
パートタイム	100.0	16.0	3.2	55.6	25.2	3.2
男	100.0	16.4	0.6	48.8	33.7	1.2
女	100.0	15.9	4.0	57.7	22.6	3.9
平成28年						
パートタイム労働者総合実態調査						
パート	100.0	16.6	1.3	55.7	25.8	1.8
男	100.0	15.9	0.5	48.5	34.6	1.0
女	100.0	16.9	1.5	58.2	22.8	2.1

注：1) 「業務の内容及び責任の程度が同じ」とは、通常従事する業務の内容だけでなく、作業レベル（困難度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含め、トラブル発生時などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的な負担なども含めて判断したもの。

2) 「人事異動等の有無や範囲が同じ」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署や他の職種への異動の有無や範囲を含め、実際に異動・転勤したかどうかだけでなく、将来にわたって異動・転勤をする見込みがあるかについて、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断したもの。また、転勤の範囲について全国転勤、エリア限定などの違いがあるかどうかも含めて判断したもの。

(2) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較したパートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態も男女ともに「賃金水準は低く、納得していない」が最も高くなっている。

現在の就業形態での現在の会社における勤続期間階級にみると、勤続年数が「1年1か月～2年」「2年1か月～3年」の階級では「賃金水準は低いが、納得している」が「賃金水準は低く、納得していない」より高くなっているが、それ以外のすべての階級で「賃金水準は低く、納得していない」が「賃金水準は低いが、納得している」よりも高くなっている。(表25)

表25 就業形態、性・現在の会社における勤続期間階級、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についての意識別労働者割合

就業形態、性・ 現在の会社における勤続期間階級	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員 がいる労働者計		業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についての意識 (単位：%) 令和3年				
			同等若しくはそれ以上の賃金水準である	賃金水準は低いが、納得している	賃金水準は低く、納得していない	わからない(考えたことがない)	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[21.1]	100.0	12.5	25.5	45.0	14.6	2.4
男	[27.4]	100.0	14.6	29.8	41.9	11.8	2.0
女	[18.4]	100.0	11.2	22.8	46.9	16.4	2.7
無期雇用パートタイム	[11.9]	100.0	8.8	27.0	39.5	22.0	2.7
男	[16.3]	100.0	10.3	23.7	56.7	7.6	1.7
女	[10.6]	100.0	8.1	28.4	31.9	28.4	3.1
有期雇用パートタイム	[19.3]	100.0	11.7	25.5	51.4	9.3	2.1
男	[16.5]	100.0	9.5	37.0	42.3	8.0	3.1
女	[20.2]	100.0	12.3	22.5	53.7	9.6	1.9
有期雇用フルタイム	[39.8]	100.0	15.2	24.8	41.4	16.2	2.6
男	[44.5]	100.0	17.3	28.8	38.2	14.1	1.6
女	[34.1]	100.0	11.9	18.3	46.4	19.4	4.0
現在の会社における勤続期間階級 ³⁾							
1か月～6か月	[19.2]	100.0	15.2	21.7	32.9	26.2	4.0
7か月～1年	[25.4]	100.0	12.9	25.5	45.1	12.1	4.4
1年1か月～2年	[24.9]	100.0	10.7	40.7	29.0	17.1	2.6
2年1か月～3年	[22.0]	100.0	31.4	32.6	22.5	12.4	1.0
3年1か月～4年	[19.5]	100.0	10.8	18.1	51.6	16.1	3.3
4年1か月～5年	[17.0]	100.0	14.5	20.3	50.1	13.4	1.7
5年1か月～10年	[17.4]	100.0	8.8	26.0	49.0	14.6	1.7
10年1か月～15年	[29.0]	100.0	5.9	18.6	63.5	11.0	0.9
15年1か月～20年	[19.5]	100.0	5.4	13.2	56.2	21.5	3.7
20年1か月以上	[13.9]	100.0	4.3	33.0	55.1	6.7	0.8
参考 令和3年							
パートタイム	[16.0]	100.0	10.7	26.0	47.4	13.5	2.3
男	[16.4]	100.0	9.8	31.4	48.4	7.9	2.5
女	[15.9]	100.0	11.0	24.3	47.1	15.3	2.3
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査							
パート	[16.6]	100.0	11.6	30.8	34.0	17.9	5.7
男	[15.9]	100.0	12.4	50.6	26.7	8.3	2.0
女	[16.9]	100.0	11.3	24.3	36.4	21.1	7.0

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる労働者の割合である。

2) 表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、「現在の会社における勤続期間階級」不明が含まれる。

3) 表側「現在の会社における勤続期間階級」は、現在の就業形態で働いている期間をいう（現在の会社で他の就業形態で働いている期間は含まれない。）。

5 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

(1) パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた割合は、項目①は「無期雇用パートタイム」は半数近く、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね6割となっている。項目②は「無期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は4割を超えている。項目③は「無期雇用パートタイム」は4割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね半数程度、項目④は「無期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は半数近くとなっている。項目⑤は「無期雇用パートタイム」と「有期雇用パートタイム」は2割程度、「有期雇用フルタイム」は3割程度となっている。項目⑥は「無期雇用パートタイム」は2割程度、「有期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用フルタイム」は4割程度となっている（表26）。

表26 項目、就業形態、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別労働者割合

		(単位：%) 令和3年					
項目、就業形態		計	パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度				
			よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるが、よくわからない	知らない	不明
①事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	14.3	41.1	22.6	19.3	2.7
	無期雇用パートタイム	100.0	11.1	35.5	24.6	23.8	5.0
	有期雇用パートタイム	100.0	16.0	43.9	21.4	17.8	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	16.0	44.7	21.7	15.1	2.6
②事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	7.8	32.2	26.7	31.3	2.0
	無期雇用パートタイム	100.0	5.1	30.5	29.4	32.1	2.9
	有期雇用パートタイム	100.0	8.6	32.9	25.3	32.3	0.9
	有期雇用フルタイム	100.0	10.5	33.5	25.1	28.2	2.8
③事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	9.3	36.0	23.3	29.2	2.2
	無期雇用パートタイム	100.0	5.4	34.1	23.8	33.4	3.3
	有期雇用パートタイム	100.0	11.1	35.7	22.9	29.4	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	12.1	39.8	23.3	22.1	2.7
④事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇としてはならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	8.4	34.0	26.1	29.3	2.2
	無期雇用パートタイム	100.0	4.2	28.5	29.9	34.1	3.4
	有期雇用パートタイム	100.0	9.4	37.3	24.6	27.7	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	13.3	36.4	22.9	24.6	2.9
⑤事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、待遇に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	5.9	21.1	24.6	46.3	2.1
	無期雇用パートタイム	100.0	3.0	21.1	26.8	46.0	3.0
	有期雇用パートタイム	100.0	7.4	18.9	22.7	50.1	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	7.4	25.6	25.1	39.1	2.8
⑥有期労働契約を更新して通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	9.5	22.0	21.1	45.4	2.1
	無期雇用パートタイム	100.0	6.0	20.0	22.5	48.4	3.1
	有期雇用パートタイム	100.0	10.2	21.0	19.4	48.5	0.9
	有期雇用フルタイム	100.0	13.6	27.1	22.4	34.2	2.8

(2) 採用時等における待遇についての説明状況

採用時等における待遇についての説明状況をみると、「無期雇用パートタイム」については、「説明があった」が66.2%となっているが、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は83.4%と81.5%と「無期雇用パートタイム」と比べて高くなっている。「説明があった」のうち、「説明内容を理解した」割合については、いずれの就業形態においてもほぼ全員が理解したとなっている（表27）。

表27 就業形態、採用時等における待遇についての説明状況別労働者割合

就業形態	計	採用時等における待遇についての説明状況					
		説明があった	説明内容を理解した	説明内容を理解できなかった	特に説明はなかった	更新のタイミングがなかった （令和2年4月（中小企業で働いていた、又は令和2年4月（中小企業で働いている場合は、令和3年4月）以降に働いていない））	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	77.0	74.1	2.8	15.9	4.1	3.1
無期雇用パートタイム	100.0	66.2	63.8	2.4	20.2	8.0	5.6
有期雇用パートタイム	100.0	83.4	80.4	3.0	13.3	1.8	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	81.5	78.2	3.2	14.2	2.4	2.0
参考							
令和3年 パートタイム	100.0	75.7	73.0	2.7	16.4	4.6	3.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	66.6	64.6	2.0	19.6	12.4	1.4

注：1) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「平成27年4月より前に雇われていた、又は平成27年4月以降に更新のタイミングがなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

(3) 待遇についての説明の要求及び結果

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）の待遇についての説明の要求の有無と結果については、いずれの就業形態においても「説明を求めたことがない」割合が「説明を求めたことがある」割合を大きく上回っている。「無期雇用パートタイム」の「説明を求めたことがある」の割合は9.2%であり、「有期雇用パートタイム」の17.1%、「有期雇用フルタイム」の20.6%と比べておおむね半分となっている。また「説明を求めたことがある」のうち、その結果「説明してもらえなかった」割合が「有期雇用パートタイム」4.2%、「有期雇用フルタイム」6.9%に対し、「無期雇用パートタイム」は19.3%と高くなっている（表28）。

また、「待遇についての説明を求めたことがない理由」については、いずれの就業形態においても「納得しているから」の割合が最も高く、半数を超えているが、「自分の労働条件に関心がないから」の割合が「有期雇用パートタイム」が6.8%、「有期雇用フルタイム」が7.0%に対し、「無期雇用パートタイム」が13.2%と高くなっている。また「説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから」の割合は「無期雇用パートタイム」1.5%、「有期雇用パートタイム」2.1%に対し、「有期雇用フルタイム」は5.7%と高くなっている（表29）。

表28 就業形態、待遇についての説明の要求の有無及び結果別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態	計	待遇についての説明の要求の有無及び結果						不明
		説明を求めたことがある	説明があり納得した	説明はあったが納得しなかった	説明してもらえなかった	説明を求めたことはない		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	15.1	(100.0)	(79.7)	(12.1)	(8.2)	82.3	2.6
無期雇用パートタイム	100.0	9.2	(100.0)	(66.2)	(14.4)	(19.3)	87.1	3.7
有期雇用パートタイム	100.0	17.1	(100.0)	(86.3)	(9.6)	(4.2)	80.9	1.9
有期雇用フルタイム	100.0	20.6	(100.0)	(78.5)	(14.7)	(6.9)	77.0	2.4
参考 令和3年 パートタイム	100.0	13.6	(100.0)	(80.2)	(11.0)	(8.7)	83.7	2.7
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	22.1	(100.0)	(84.2)	(11.4)	(4.4)	76.6	1.3

注：1) ()は、説明を求めたことがある労働者を100とした割合である。

表29 就業形態、待遇についての説明を求めたことがない理由別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態	待遇について説明を求めたことがない労働者計	待遇についての説明を求めたことがない理由						不明
		納得しているから	自分の労働条件に関心がないから	説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから	説明を求めやすい雰囲気がないから	誰に説明を求めれば良いかわからないから	その他	
パートタイム・有期雇用労働者	[82.3] 100.0	55.8	9.2	2.6	10.3	5.6	14.0	2.5
無期雇用パートタイム	[87.1] 100.0	52.5	13.2	1.5	7.1	6.2	15.7	3.6
有期雇用パートタイム	[80.9] 100.0	59.8	6.8	2.1	13.2	5.0	11.4	1.8
有期雇用フルタイム	[77.0] 100.0	53.4	7.0	5.7	9.9	5.6	16.5	2.0
参考 令和3年 パートタイム	[83.7] 100.0	56.4	9.8	1.8	10.4	5.6	13.4	2.6
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	[76.6] 100.0	60.1	4.3	1.9	7.8	2.4	13.3	10.2

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした待遇について説明を求めたことがない労働者の割合である。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「雇われる時の説明で納得したから」として調査しているため比較の際は注意を要する。

6 会社や仕事に対する不満・不安

現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無について就業形態、男女別にみると、「不満・不安がある」労働者は「無期雇用パートタイム」で男 59.8%、女 55.6%、「有期雇用パートタイム」で男 42.3%、女 60.6%、「有期雇用フルタイム」で男 62.5%、女 77.1%となっている。

「不満・不安がある」と回答した労働者の不満・不安の内容（複数回答）については、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態でも男女とも「賃金が少ない」が最も高く、半数を超えている。女ではいずれの就業形態でも「業務量が多い」がそれぞれ 22.4%、20.1%、23.6%と 2 番目に高くなっているが、男の 2 番目以降に高いものをみると、「無期雇用パートタイム」は「休暇がとりにくい」が 43.2%、「業務量が多い」が 24.6%、「有期雇用パートタイム」は「雇用が不安定」が 21.6%、「労働時間が不規則」が 14.9%、「有期雇用フルタイム」は「業務量が多い」が 15.2%、「正社員になれない」が 14.6%となっている。（図 3、表 30）

図 3 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無別労働者割合
（就業形態、男女別パートタイム・有期雇用労働者＝100）令和 3 年

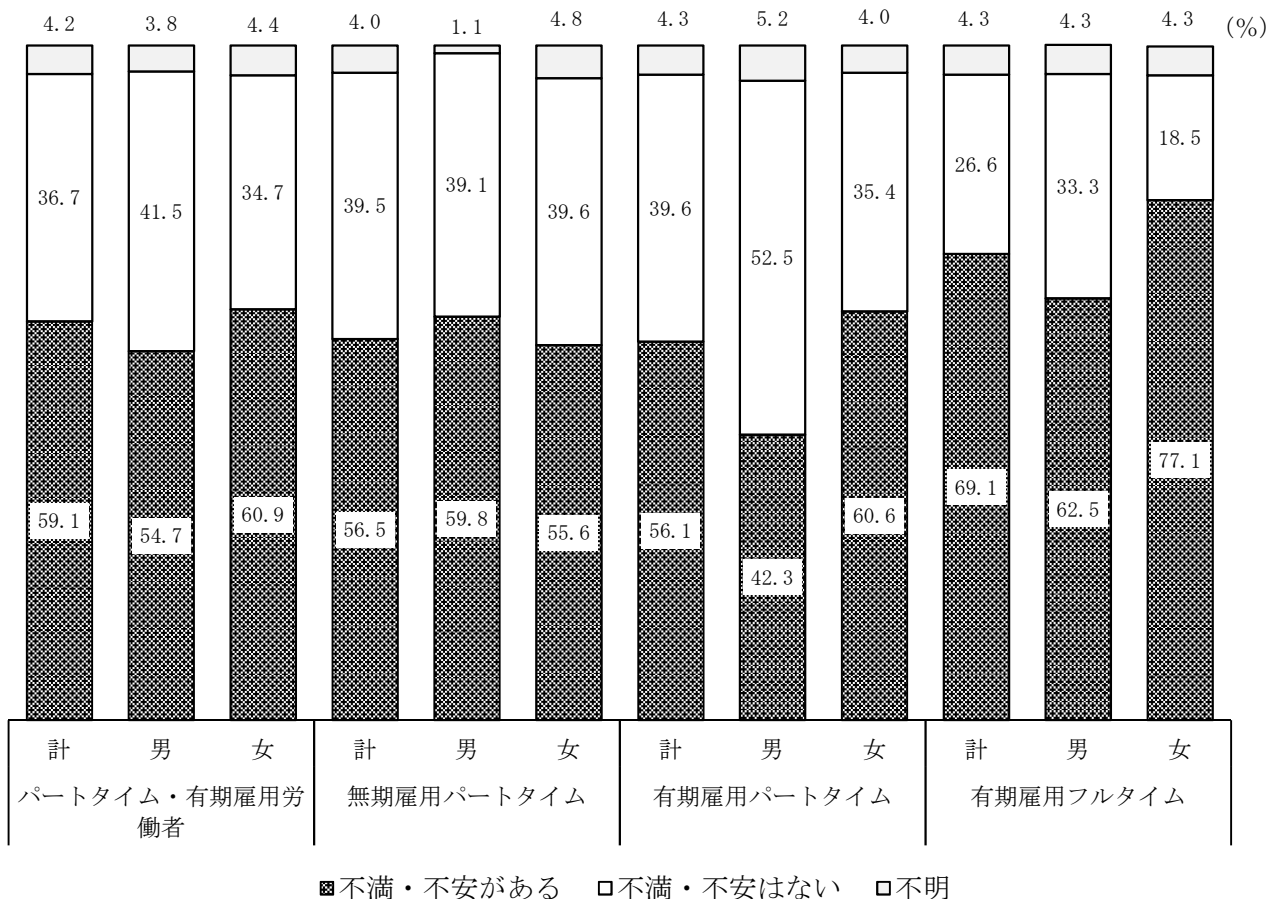


表 30 就業形態、性、現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無									
		不満・不安がある	不満・不安の内容（複数回答）								
			雇用が不安定	勤続が長いのに有期契約である	賃金が少ない ²⁾	所定労働時間が希望に合わない	労働時間が不規則	所定外労働（残業）が多い	休暇がとりにくい	業務量が多い	
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	59.1 (100.0)	(13.3)	(6.4)	(69.8)	(6.9)	(8.7)	(5.7)	(15.4)	(20.3)	
男	100.0	54.7 (100.0)	(16.3)	(7.7)	(67.6)	(6.5)	(11.7)	(6.0)	(18.6)	(17.2)	
女	100.0	60.9 (100.0)	(12.2)	(5.9)	(70.6)	(7.1)	(7.6)	(5.6)	(14.2)	(21.5)	
無期雇用パートタイム	100.0	56.5 (100.0)	(11.3)	(-)	(67.1)	(10.4)	(10.4)	(5.7)	(22.9)	(22.9)	
男	100.0	59.8 (100.0)	(18.8)	(-)	(52.7)	(12.7)	(12.9)	(7.0)	(43.2)	(24.6)	
女	100.0	55.6 (100.0)	(9.0)	(-)	(71.5)	(9.7)	(9.6)	(5.3)	(16.5)	(22.4)	
有期雇用パートタイム	100.0	56.1 (100.0)	(14.9)	(8.2)	(72.5)	(6.3)	(8.2)	(5.3)	(13.6)	(18.7)	
男	100.0	42.3 (100.0)	(21.6)	(8.3)	(76.6)	(5.7)	(14.9)	(5.3)	(12.0)	(12.6)	
女	100.0	60.6 (100.0)	(13.4)	(8.1)	(71.6)	(6.4)	(6.7)	(5.2)	(13.9)	(20.1)	
有期雇用フルタイム	100.0	69.1 (100.0)	(13.5)	(12.2)	(68.9)	(3.3)	(7.3)	(6.4)	(8.6)	(19.5)	
男	100.0	62.5 (100.0)	(11.5)	(12.3)	(71.6)	(3.0)	(9.0)	(5.8)	(6.8)	(15.2)	
女	100.0	77.1 (100.0)	(15.5)	(12.1)	(66.3)	(3.6)	(5.7)	(7.0)	(10.3)	(23.6)	
参考 令和3年											
パートタイム	100.0	56.3 (100.0)	(13.3)	(4.5)	(70.1)	(8.1)	(9.2)	(5.5)	(17.7)	(20.6)	
男	100.0	49.8 (100.0)	(20.2)	(4.0)	(64.3)	(9.3)	(13.9)	(6.2)	(28.0)	(18.7)	
女	100.0	58.3 (100.0)	(11.5)	(4.6)	(71.6)	(7.8)	(8.0)	(5.3)	(15.0)	(21.1)	
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査											
パート	100.0	50.3 (100.0)	(13.7)	(10.2)	(…)	(6.4)	(11.7)	(5.3)	(19.3)	(25.6)	
男	100.0	38.2 (100.0)	(14.3)	(13.3)	(…)	(5.5)	(9.8)	(2.8)	(15.4)	(31.0)	
女	100.0	54.5 (100.0)	(13.5)	(9.4)	(…)	(6.7)	(12.1)	(5.9)	(20.2)	(24.3)	

就業形態、性	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無										
	不満・不安の内容（複数回答）									不満・不安はない	不明
	仕事の責任が大きい	自分の能力が活かされない	昇進機会に恵まれない	適正な評価を得られない	正社員になれない	教育訓練を受けられない	福利厚生が正社員と同様の扱いはない	職場の人間関係が良くない	その他		
パートタイム・有期雇用労働者	(16.7)	(4.0)	(6.9)	(12.9)	(9.7)	(1.2)	(5.6)	(14.1)	(10.2)	36.7	4.2
男	(17.3)	(7.4)	(6.6)	(14.0)	(10.2)	(0.8)	(4.0)	(10.7)	(9.6)	41.5	3.8
女	(16.5)	(2.7)	(7.0)	(12.5)	(9.5)	(1.4)	(6.3)	(15.4)	(10.4)	34.7	4.4
無期雇用パートタイム	(17.9)	(3.2)	(7.4)	(15.2)	(6.8)	(0.4)	(4.2)	(13.7)	(9.9)	39.5	4.0
男	(24.2)	(10.9)	(5.8)	(22.0)	(2.7)	(0.1)	(2.7)	(7.6)	(12.1)	39.1	1.1
女	(15.9)	(0.8)	(7.9)	(13.1)	(8.1)	(0.5)	(4.7)	(15.5)	(9.2)	39.6	4.8
有期雇用パートタイム	(15.6)	(3.8)	(5.8)	(11.2)	(8.6)	(2.0)	(6.5)	(13.8)	(10.7)	39.6	4.3
男	(14.8)	(5.5)	(4.1)	(12.3)	(10.9)	(0.8)	(4.8)	(8.4)	(7.8)	52.5	5.2
女	(15.8)	(3.4)	(6.2)	(10.9)	(8.1)	(2.3)	(6.9)	(14.9)	(11.3)	35.4	4.0
有期雇用フルタイム	(17.0)	(5.4)	(8.0)	(12.9)	(15.5)	(1.1)	(6.1)	(15.3)	(9.7)	26.6	4.3
男	(14.5)	(6.3)	(8.6)	(9.9)	(14.6)	(1.2)	(4.2)	(14.0)	(9.1)	33.3	4.3
女	(19.5)	(4.6)	(7.5)	(15.8)	(16.3)	(1.0)	(7.9)	(16.6)	(10.4)	18.5	4.3
参考 令和3年											
パートタイム	(16.6)	(3.5)	(6.5)	(13.0)	(7.8)	(1.3)	(5.5)	(13.7)	(10.3)	39.5	4.2
男	(19.6)	(8.2)	(5.0)	(17.3)	(6.7)	(0.4)	(3.7)	(8.0)	(10.0)	46.7	3.5
女	(15.8)	(2.3)	(6.9)	(11.8)	(8.1)	(1.5)	(5.9)	(15.2)	(10.4)	37.3	4.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査											
パート	(17.9)	(4.0)	(8.0)	(11.0)	(13.7)	(4.5)	(10.9)	(16.1)	(14.2)	47.4	2.3
男	(8.1)	(4.3)	(10.5)	(10.8)	(22.5)	(5.7)	(11.2)	(8.8)	(8.3)	59.3	2.5
女	(20.3)	(4.0)	(7.4)	(11.0)	(11.6)	(4.2)	(10.8)	(17.9)	(15.6)	43.3	2.2

注：1) ()は、「不満・不安がある」労働者を100とした割合である。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「賃金が少ない」ではなく「業務内容や仕事の責任は正社員と同じなのに正社員と比較して賃金が安い」で調査し、比較できないため平成28年の数値はここでは表章していない。

7 今後の働き方

(1) 今後の働き方の希望

今後の働き方の希望について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態でも男女ともに「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。

男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の「15～24歳」の男、「有期雇用パートタイム」の「25～34歳」の男と「15～24歳」の女、「有期雇用フルタイム」の「25～34歳」の男では、「別の会社で」「正社員になりたい」が最も高くなっている。それ以外は男女、年齢階級を問わず「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。（表31）

表31 就業形態、性、年齢階級、今後の働き方の希望別労働者割合

（単位：％）令和3年

就業形態、性、年齢階級	計	今後の働き方の希望						その他（自営業をしたい、正社員以外で正社員と同じくらいの時間働きたい等）	仕事をやめたい	不明
		正社員になりたい	現在の会社で	別の会社で	現在の雇用形態で仕事を続けたい	現在の会社で	別の会社で			
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	16.0	7.0	9.0	73.9	69.9	3.9	3.0	4.3	2.8
男	100.0	18.9	9.1	9.7	70.1	66.2	4.0	2.6	5.6	2.7
女	100.0	14.8	6.1	8.6	75.5	71.6	3.9	3.2	3.8	2.8
無期雇用パートタイム	100.0	12.2	4.3	8.0	79.7	77.8	1.9	1.3	3.3	3.5
男	100.0	20.7	4.5	16.1	74.1	70.9	3.2	1.1	3.6	0.6
15～24歳	100.0	54.6	9.6	45.0	45.4	44.4	1.0	-	-	-
25～34歳	100.0	8.2	4.0	4.2	91.6	89.5	2.1	0.2	0.0	-
35～44歳	100.0	32.3	22.9	9.4	62.7	62.4	0.3	3.7	1.4	-
45～54歳	100.0	7.8	4.9	2.9	58.0	48.9	9.1	1.1	33.0	0.1
55～64歳	100.0	30.8	0.9	29.9	64.9	64.7	0.3	4.2	0.0	-
65歳以上	100.0	2.6	2.0	0.6	89.3	82.4	6.9	0.0	6.0	2.1
女	100.0	9.8	4.2	5.6	81.3	79.7	1.6	1.4	3.2	4.3
15～24歳	100.0	31.6	8.9	22.7	64.2	64.2	-	0.5	0.1	3.5
25～34歳	100.0	6.1	4.1	2.1	82.7	80.5	2.2	2.5	8.3	0.4
35～44歳	100.0	24.5	5.9	18.7	70.7	68.4	2.3	3.7	1.0	0.1
45～54歳	100.0	9.6	5.9	3.8	84.4	82.4	2.0	1.1	1.3	3.5
55～64歳	100.0	3.7	2.8	0.9	89.1	87.4	1.7	0.6	3.8	2.7
65歳以上	100.0	0.8	0.8	-	79.2	79.1	0.0	0.0	5.7	14.2
有期雇用パートタイム	100.0	14.0	4.9	9.1	75.5	69.7	5.8	4.4	4.2	1.9
男	100.0	11.6	6.3	5.3	74.0	68.9	5.1	4.6	5.7	4.2
15～24歳	100.0	48.0	20.6	27.4	28.6	28.6	-	20.2	3.3	-
25～34歳	100.0	62.6	22.2	40.4	20.1	20.0	0.2	14.9	1.0	1.3
35～44歳	100.0	20.6	12.5	8.1	69.9	69.9	-	7.4	2.1	-
45～54歳	100.0	42.3	32.2	10.1	39.2	37.9	1.3	13.9	4.6	-
55～64歳	100.0	3.4	2.4	1.0	80.3	75.0	5.3	5.4	7.4	3.5
65歳以上	100.0	1.0	1.0	0.0	86.5	79.6	6.9	0.3	6.1	6.0
女	100.0	14.8	4.5	10.3	76.0	69.9	6.1	4.3	3.7	1.2
15～24歳	100.0	68.4	0.4	67.9	24.4	24.4	0.0	3.4	2.4	1.5
25～34歳	100.0	12.7	5.0	7.7	81.6	67.0	14.6	5.4	0.1	0.2
35～44歳	100.0	21.0	8.0	13.0	61.4	57.0	4.4	11.0	6.3	0.1
45～54歳	100.0	17.1	6.5	10.5	75.2	63.8	11.3	3.0	3.5	1.2
55～64歳	100.0	2.8	0.7	2.0	90.7	90.1	0.6	1.4	3.2	1.9
65歳以上	100.0	1.7	1.6	0.2	91.4	90.1	1.4	0.1	4.1	2.7
有期雇用フルタイム	100.0	26.3	15.8	10.5	61.1	57.7	3.4	2.9	6.4	3.3
男	100.0	24.2	14.7	9.5	64.0	60.6	3.4	1.9	6.9	2.9
15～24歳	100.0	52.8	28.1	24.7	45.8	40.7	5.1	-	1.4	-
25～34歳	100.0	75.1	32.0	43.1	19.2	19.2	0.0	1.8	2.4	1.5
35～44歳	100.0	47.4	28.5	18.9	43.2	38.1	5.0	2.3	3.7	3.4
45～54歳	100.0	43.6	33.1	10.5	53.3	46.9	6.4	1.0	1.8	0.2
55～64歳	100.0	12.1	8.7	3.4	77.6	74.7	2.9	2.4	7.0	1.0
65歳以上	100.0	4.1	3.6	0.5	73.2	69.4	3.8	1.3	13.0	8.4
女	100.0	28.9	17.2	11.7	57.5	54.2	3.3	4.1	5.7	3.8
15～24歳	100.0	41.1	27.9	13.2	49.6	49.1	0.5	5.3	4.0	-
25～34歳	100.0	44.7	21.1	23.6	32.4	26.3	6.0	10.2	5.1	7.6
35～44歳	100.0	46.4	26.3	20.0	45.6	42.2	3.4	3.3	4.2	0.5
45～54歳	100.0	30.2	20.0	10.3	59.8	57.7	2.2	2.8	5.7	1.4
55～64歳	100.0	11.3	8.3	3.0	74.1	70.5	3.6	3.5	6.5	4.7
65歳以上	100.0	3.2	2.8	0.4	76.5	74.8	1.6	0.4	8.7	11.3
参考 令和3年 パートタイム	100.0	13.2	4.6	8.6	77.4	73.3	4.1	3.0	3.8	2.6
男	100.0	15.5	5.6	9.9	74.0	69.7	4.3	3.1	4.8	2.6
女	100.0	12.5	4.4	8.1	78.4	74.4	4.0	3.0	3.5	2.6
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査	100.0	19.1	8.0	11.1	71.7	66.4	5.4	3.5	3.8	1.8
男	100.0	26.7	10.8	15.9	60.1	54.7	5.4	4.7	5.8	2.7
女	100.0	16.5	7.0	9.5	75.8	70.4	5.3	3.1	3.1	1.5

注：1) 表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。

(2) 正社員になりたいと考える理由

正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者の正社員になりたいと考える理由（3つまでの複数回答）を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても男女ともに「より多くの収入を得たいから」、「正社員の方が雇用が安定しているから」の割合が高くなっているが、それに次いで高い割合となっているのは、男では、いずれの就業形態においても「専門的な資格・技能を活かしたいから」がそれぞれ46.1%、34.8%、24.3%、女では、「無期雇用パートタイム」は「キャリアを高めたいから」33.2%、「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」は「より経験を深め、視野を広げたいから」がそれぞれ17.7%、22.9%となっている（表32）。

表32 就業形態、性、正社員になりたいと考える理由別労働者割合

就業形態、性	正社員になりたい労働者計	正社員になりたいと考える理由（3つまでの複数回答）								
		より多くの収入を得たいから	正社員の方が雇用が安定しているから	キャリアを高めたいから	より経験を深め、視野を広げたいから	自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	専門的な資格・技能を活かしたいから	等（なくなった）から	家庭の事情（育児・介護）による制約がなくなる	その他
パートタイム・有期雇用労働者	[16.0] 100.0	76.9	63.4	16.3	21.2	16.1	19.0	9.6	5.1	2.3
男	[18.9] 100.0	69.8	68.8	16.6	23.5	14.2	32.8	1.1	9.9	1.8
女	[14.8] 100.0	80.9	60.5	16.2	19.9	17.0	11.5	14.3	2.4	2.5
無期雇用パートタイム	[12.2] 100.0	81.9	67.0	26.0	23.2	11.8	23.4	14.6	1.8	2.2
男	[20.7] 100.0	92.8	81.0	14.2	27.4	4.0	46.1	-	0.3	-
女	[9.8] 100.0	75.3	58.4	33.2	20.6	16.5	9.5	23.4	2.7	3.6
有期雇用パートタイム	[14.0] 100.0	79.8	57.4	12.4	19.4	15.6	17.8	10.2	3.1	2.1
男	[11.6] 100.0	55.1	68.7	24.3	25.7	18.3	34.8	1.0	8.1	2.9
女	[14.8] 100.0	86.1	54.5	9.4	17.7	14.9	13.5	12.6	1.8	2.0
有期雇用フルタイム	[26.3] 100.0	70.1	67.2	13.2	21.6	19.8	17.1	5.1	9.7	2.5
男	[24.2] 100.0	63.0	61.8	14.7	20.2	18.3	24.3	1.7	16.1	2.4
女	[28.9] 100.0	77.2	72.8	11.8	22.9	21.4	9.8	8.5	3.2	2.6
参考										
令和3年										
パートタイム	[13.2] 100.0	80.7	61.4	18.0	20.9	14.0	20.1	12.0	2.5	2.2
男	[15.5] 100.0	76.6	75.7	18.5	26.7	10.2	41.3	0.4	3.6	1.3
女	[12.5] 100.0	82.3	55.9	17.8	18.7	15.4	12.1	16.4	2.1	2.5
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査										
パート	[19.1] 100.0	75.9	59.4	12.8	19.8	19.0	10.4	12.6	5.9	3.0
男	[26.7] 100.0	76.6	63.0	13.1	19.8	17.4	8.4	0.7	9.5	3.0
女	[16.5] 100.0	75.4	57.4	12.6	19.7	20.0	11.5	19.3	4.0	3.0

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした正社員になりたい労働者の割合である。

(3) 正社員になった場合に希望する制度

正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者が正社員になった場合の「多様な正社員（限定正社員）」制度希望の有無については、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても「選ばれる」が半数を上回っている。

選ばれると思う制度（複数回答）を就業形態・男女別にみると、「無期雇用パートタイム」の男では「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」が55.2%、女では「勤務時間を限定した（短時間）正社員」が55.8%と最も高く、「有期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」は男女ともに「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」が、それぞれ48.7%、43.7%、49.2%、52.9%と最も高くなっている。（表33）

表33 就業形態、性、正社員になった場合に希望する制度別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	正社員になりたい労働者計	正社員になった場合「多様な正社員（限定正社員）」制度希望の有無					不明
		選ばれる	選ばれると思う制度（複数回答）			選ばれるとは思わない（通常の正社員がいい）	
			勤務時間を限定した（短時間）正社員 1)	勤務地を限定した（転勤のない）正社員 2)	職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員 3)		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	68.2	34.1	44.5	26.8	30.2	1.6
男	100.0	63.4	25.3	48.5	36.2	35.8	0.8
女	100.0	70.8	38.9	42.3	21.7	27.1	2.0
無期雇用パートタイム	100.0	72.5	52.7	35.6	31.0	24.6	2.9
男	100.0	72.3	47.6	47.3	55.2	27.4	0.3
女	100.0	72.7	55.8	28.5	16.2	22.8	4.5
有期雇用パートタイム	100.0	66.7	35.0	44.7	26.1	32.4	0.9
男	100.0	61.3	28.1	48.7	44.9	37.2	1.5
女	100.0	68.1	36.8	43.7	21.3	31.2	0.8
有期雇用フルタイム	100.0	66.5	18.9	51.0	24.5	32.1	1.3
男	100.0	59.3	11.4	49.2	21.6	40.0	0.7
女	100.0	73.9	26.5	52.9	27.5	24.2	1.9
参考							
令和3年							
パートタイム	100.0	69.1	42.3	41.0	28.1	29.2	1.7
男	100.0	67.5	39.3	47.9	50.8	31.6	0.8
女	100.0	69.7	43.5	38.3	19.5	28.2	2.1
平成28年							
パートタイム労働者総合実態調査							
パートタイム	100.0	61.0	28.1	44.4	24.4	37.4	1.7
男	100.0	34.8	10.9	24.2	18.7	64.8	0.4
女	100.0	75.7	37.7	55.8	27.7	21.9	2.4

注：1) 「勤務時間を限定した（短時間）正社員」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間（日数）が短い正社員をいう。
 2) 「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」とは、事業所において、正社員に対して勤務地の変更（転勤）を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ないなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいう。
 3) 「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」とは、無期労働契約ではあるが、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されているなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいう。

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人あたり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和4年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（令和5年）（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・	17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・	18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係		
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・	19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・	20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・	21
11	企業の業況判断及び収益		
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益		
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・	22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・	23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・	23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・	26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・	27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・	28
12	労働生産性		
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・	30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・	32
II 都道府県統計資料編			
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・	33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・	34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・	35
4	賃金・労働時間の実情と推移		
	(1) 賃金		
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・	36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・	37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・	38
(2)	労働時間		
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕	・・・	39
	(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))		
5	消費者物価指数等の推移		
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・	40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・	41
	消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・	42
6	消費支出額の推移		
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・	43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・	44
7	労働者数等の推移		
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	47

Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況		
(1)	令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況		
	(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・	48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・	51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・	52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果		
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・	54
(2)	業種別法違反の状況(令和5年1月～3月、全国計)	・・・	55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.1	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2 年	5,390,824	△ 3.4	-	5,288,946	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
3 年	5,494,531	1.9	-	5,403,097	2.2	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
4 年	5,565,525	1.3	-	5,459,556	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 3 年 1~3 月	5,481,915	△ 0.0	△ 0.1	5,381,040	△ 0.3	106.3	2.7	110.1	3.1	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4~6 月	5,510,533	0.5	2.1	5,405,031	0.4	107.5	1.1	110.8	0.6	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7~9 月	5,477,198	△ 0.6	△ 2.4	5,383,554	△ 0.4	103.3	△ 3.9	104.2	△ 6.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10~12 月	5,516,904	0.7	2.9	5,450,189	1.2	104.6	1.3	109.0	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1~3 月	5,525,134	0.1	0.6	5,412,917	△ 0.7	105.4	0.8	108.1	△ 0.8	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
4~6 月	5,593,863	1.2	5.1	5,487,500	1.4	103.9	△ 1.4	104.3	△ 3.5	1,556	4.4	189	△ 21	2.7
7~9 月	5,543,482	△ 0.9	△ 3.6	5,467,409	△ 0.4	107.1	3.1	109.5	5.0	1,585	9.5	180	△ 13	2.6
10~12 月	5,607,604	1.2	4.7	5,473,068	0.1	105.3	△ 1.7	111.2	1.6	1,783	15.9	167	△ 13	2.4
5 年 1~3 月	5,719,870	2.0	8.3	5,510,007	0.7	103.4	△ 1.8	106.6	△ 4.1	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
令和 5 年 1 月	-	-	-	-	-	100.8	△ 3.9	103.9	△ 5.6	570	26.1	167	△ 4	2.4
2 月	-	-	-	-	-	104.5	3.7	108.0	3.9	577	25.7	180	13	2.6
3 月	-	-	-	-	-	104.8	0.3	107.9	△ 0.1	809	36.4	195	15	2.8
4 月	-	-	-	-	-	105.5	0.7	111.1	3.0	610	25.5	180	△ 15	2.6
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	706	34.7	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月			106.0	0.1	119.1	△ 0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	令和5年			
												1月	2月	3月	4月
全国		0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.35	1.34	1.32	1.32
	Aランク	0.92	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.19	1.18	1.19
	Bランク	0.96	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.44	1.42	1.40	1.39
	Cランク	0.82	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.47	1.45	1.43	1.42

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

区分	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3	4.3	7.6	5.7	3.6	3.4	4.4	2.8	3.7	6.2	4.9	3.9	3.1	2.8	1.2
26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5
27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
令和5年 1月	2.4	4.5	3.0	2.5	2.1	2.1	1.6	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	2.4	…	2.2	4.3	2.7	2.3	1.9	1.6	…
2月	2.6	5.2	3.5	2.2	2.0	2.5	2.0	2.9	5.5	4.3	1.9	2.2	2.9	…	2.3	4.9	2.7	2.5	1.9	2.2	…
3月	2.8	4.7	4.2	2.2	2.4	2.7	1.9	3.0	4.9	4.4	2.3	2.3	3.1	…	2.5	4.2	3.8	2.1	2.5	2.3	…
4月	2.6	3.8	3.9	2.3	2.3	2.4	1.7	2.7	4.1	3.9	2.3	2.3	2.5	…	2.4	3.7	3.6	2.3	2.2	2.0	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	2.1	1.4	1.4	1.0
	500人以上	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.4	△ 0.2	0.5	0.6
	100～499人	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	3.7	3.2	3.0	2.0
	30～99人	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	0.7	0.4	0.2	△ 0.3
	5～29人	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.9	0.3	1.5	0.9
定期給与額	30人以上	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.7 (1.7)	1.4 (1.5)	1.0 (1.0)	1.0 (1.2)
	500人以上	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.3 (0.4)	0.3 (0.5)	0.1 (0.3)	0.4 (0.7)
	100～499人	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	2.7 (3.2)	2.5 (2.9)	1.7 (2.0)	2.1 (2.5)
	30～99人	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.1 (0.9)	0.4 (0.1)	0.2 (△ 0.2)	△ 0.2 (△ 0.4)
	5～29人	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	△ 0.1 (△ 0.1)	0.4 (0.2)	0.3 (0.1)	0.9 (0.8)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.54	24.71	24.65	24.29	
	500人以上	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.34	15.51	15.13	14.90	
	100～499人	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.69	23.56	23.49	23.21	
	30～99人	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.38	30.83	30.94	30.54	
	5～29人	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	41.98	42.05	42.05	41.39	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

区分 年度	高校卒			高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)		(現業)			(事務・技術)				
	一律	差あり				一律	差あり			
		基幹職					補助職	基幹職		補助職
平成25年度	162,195 141 (0.1)	166,122 187 (0.1)	158,603 125 (0.1)	163,781 38 (0.0)	182,112 153 (0.1)	173,599 223 (0.1)	204,149 132 (0.1)	205,698 461 (0.2)	182,228 175 (0.1)	219,981 161 (0.1)
26年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	182,401 842 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)
27年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	184,173 1,579 (0.9)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)
28年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	185,186 995 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)
29年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)
30年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)
令和元年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)
2年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)
3年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)
4年度	174,214 1,967 (1.1)	177,922 2,050 (1.2)	167,016 2,109 (1.3)	172,803 1,871 (1.1)	192,547 1,883 (1.0)	185,158 1,669 (0.9)	212,129 1,789 (0.9)	216,397 1,375 (0.6)	190,808 1,275 (0.7)	228,266 1,817 (0.8)
5年度	183,388 6,627 (3.7)	195,257 7,855 (4.2)	182,478 7,936 (4.5)	180,095 7,389 (4.3)	203,358 7,024 (3.6)	195,227 6,570 (3.5)	225,686 6,825 (3.1)	231,882 7,912 (3.5)	204,472 6,685 (3.4)	243,953 7,483 (3.2)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。

4 令和5年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.5	265,540	135.8	1,955
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
令和3年1～3月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132
4～6月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.9	274,127	132.9	2,063
7～9月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.5	273,185	130.0	2,101
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.7	274,251	133.0	2,062
4年1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.8	276,252	127.2	2,172
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	2.0	279,689	133.2	2,100
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	0.9	278,813	131.5	2,120
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	2.6	279,989	132.3	2,116
5年1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
4年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
令和3年1～3月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.4	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
5年1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
3年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
4年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
4年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和5年1月	123.9	△ 0.9	110.9	△ 1.7	11.8	0.0	14.5	△ 6.5	7.0	3.0	8.3	2.4
2月	127.7	2.4	117.7	2.4	12.0	0.8	15.6	△ 6.1	7.3	4.3	9.8	1.0
3月	133.3	1.1	120.0	0.9	12.5	△ 0.9	15.8	△ 6.0	7.9	4.0	9.6	△ 4.0
4月	135.7	△ 0.3	123.2	△ 0.4	12.6	△ 2.3	15.5	△ 7.1	7.7	0.0	9.4	△ 1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	384組合 1,664,963人 11,573円(6,637円) 3.73%(2.18%)	27組合 85,118人 6,265円(2,308円) 1.82%(0.67%)	26組合 106,770人 3,917円(1,147円) 1.39%(0.40%)
300～999人	727組合 391,612人 10,185円(6,063円) 3.69%(2.24%)	43組合 25,656人 6,682円(3,002円) 2.28%(1.02%)	37組合 20,459人 5,282円(1,666円) 2.07%(0.67%)
100～299人	952組合 172,747人 9,467円(5,847円) 3.65%(2.27%)	61組合 10,749人 5,383円(2,197円) 2.03%(0.82%)	57組合 9,923人 4,413円(2,067円) 1.83%(0.85%)
～99人	856組合 43,640人 8,354円(5,446円) 3.37%(2.22%)	76組合 3,856人 3,926円(1,629円) 1.59%(0.63%)	81組合 4,213人 3,511円(1,454円) 1.51%(0.62%)
規模計	2,919組合 2,272,962人 11,094円(6,447円) 3.71%(2.20%)	207組合 125,379人 5,233円(2,192円) 1.90%(0.78%)	201組合 141,365人 4,145円(1,639円) 1.69%(0.66%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

		単純平均		加重平均	
		賃上げ額	引上げ率	賃上げ額	引上げ率
時給	373組合 808,237人	39.53円(22.15円)	—	52.78円(23.75円)	5.01%(2.32%)
		平均時給	1,094.11円(1,064.19円)	平均時給	1,095.65円(1,048.50円)
月給	132組合 28,256人	賃上げ額	6,703円(3,737円)	賃上げ額	6,982円(3,989円)
		賃上げ率	3.11%(1.76%)	賃上げ率	3.24%(1.85%)

- (注) ()内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円(7,430円) 3.91%(2.27%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和4年5月20日付第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円(5,219円) 2.94%(1.97%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和4年6月10日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
4 年	5,534	4,818	1.9	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改訂率である。
 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(92.4)	(0.9)	(6.6)
企業業績	40.4	23.5	51.6
世間相場	3.2	-	4.1
雇用の維持	11.0	21.7	3.0
労働力の確保・定着	12.0	-	3.6
物価の動向	1.2	-	-
労使関係の安定	2.1	-	2.2
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.3	16.0	0.5
前年度の改定の実績	2.8	8.1	-
その他の要素	3.1	-	2.5
重視した要素はない	16.4	5.7	18.9
不詳	3.6	25.0	13.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

一時金		2023年回答			2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.38ヶ月		△0.01ヶ月	2.39ヶ月	
		1,984組合	1,564,783人		1,844組合	1,558,435人
	回答額	738,357円		11,995円	726,362円	
		1,340組合	915,694人		1,303組合	842,816人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		△0.01ヶ月	4.88ヶ月	
		1,968組合	1,862,317人		1,806組合	1,698,233人
	回答額	1,595,525円		16,741円	1,578,784円	
		1,070組合	955,648人		1,055組合	964,564人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年6月3日付 第6回 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8
Aランク		0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0
Bランク		0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7
Cランク		0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯		
消費支出額		消費支出額				世帯人員	等価消費支出額	
平成20年	171,602	195,254	261,306	2.52	164,607	291,498	2.82	173,585
21年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
22年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
23年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
24年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
25年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
26年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
27年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
28年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
29年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
30年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和元年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
3年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
4年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
前年比								
平成20年	1.4%	1.9%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	0.3%	0.6%	▲ 0.4%	0.8%
21年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
22年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
23年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
24年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
25年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
26年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
27年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
28年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
29年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
30年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和元年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
3年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
4年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
地域別 最低賃金 (円)	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—
影響率	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

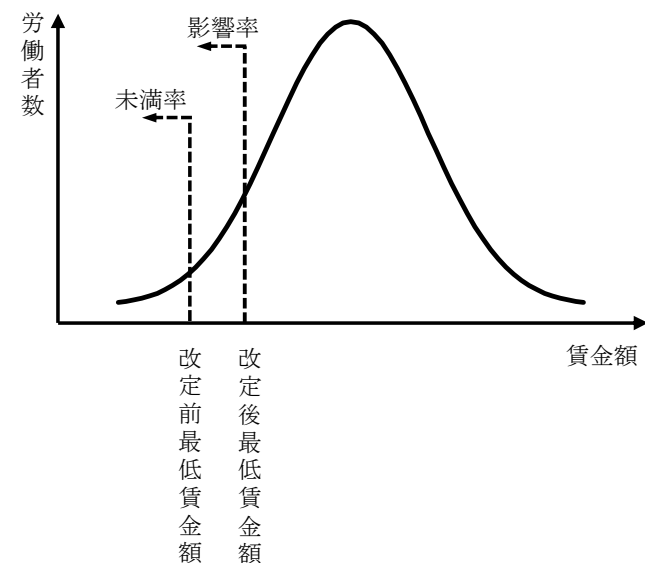
(単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3
影響率	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成25年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与
①	②	③	④=②/③	①/④	⑤	⑥	⑦=⑤/⑥	①/⑦		
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
見直し前の集計方法	平成25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
	26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
	27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の集計方法	平成25年	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
	26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
	27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2	
4年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額) 時間額 ①	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	平成25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し 後の 集計 方法	平成25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5
	26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	
4年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成27年	798	240,820	18.7	133.5	12,878	1,804	44.2
28年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
29年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
30年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和元年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
3年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
4年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		令和2年				令和3年				令和4年				令和5年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-3
	非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	6
大企業	製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7	1	3
	非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	15
中堅企業	製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	-4
	非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	8
中小企業	製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-4
	非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	3

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年3月調査の時点で、9,199社である。

	資 本 金
大企業	10 億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	2.4	-2.7
	非製造業	-30.4	35.8	13.3	-2.6
大企業	製造業	-1.4	53.7	5.5	-2.7
	非製造業	-37.9	44.4	19.5	-3.5
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-4.9	-6.6
	非製造業	-23.9	31.6	9.5	-2.8
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-14.2	3.5
	非製造業	-16.1	21.8	1.7	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.22	7.86
	非製造業	3.61	4.85	5.12	4.95
大企業	製造業	7.48	10.48	9.96	9.57
	非製造業	4.22	6.31	6.86	6.56
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.49	4.94
	非製造業	3.03	3.73	3.84	3.69
中小企業	製造業	3.70	4.87	3.99	4.04
	非製造業	3.18	3.70	3.59	3.58

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

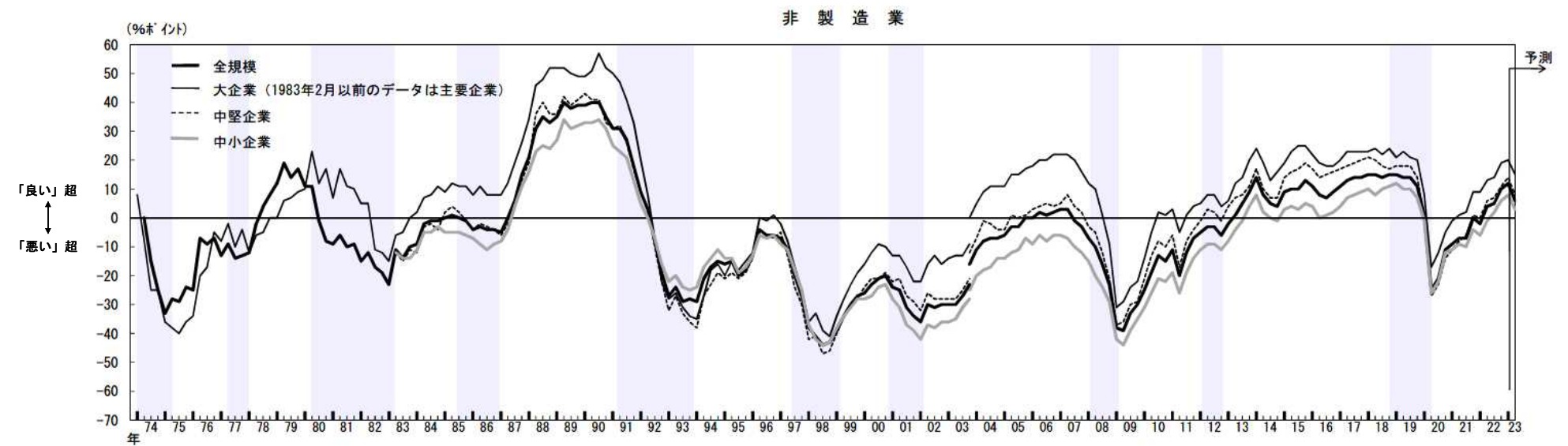
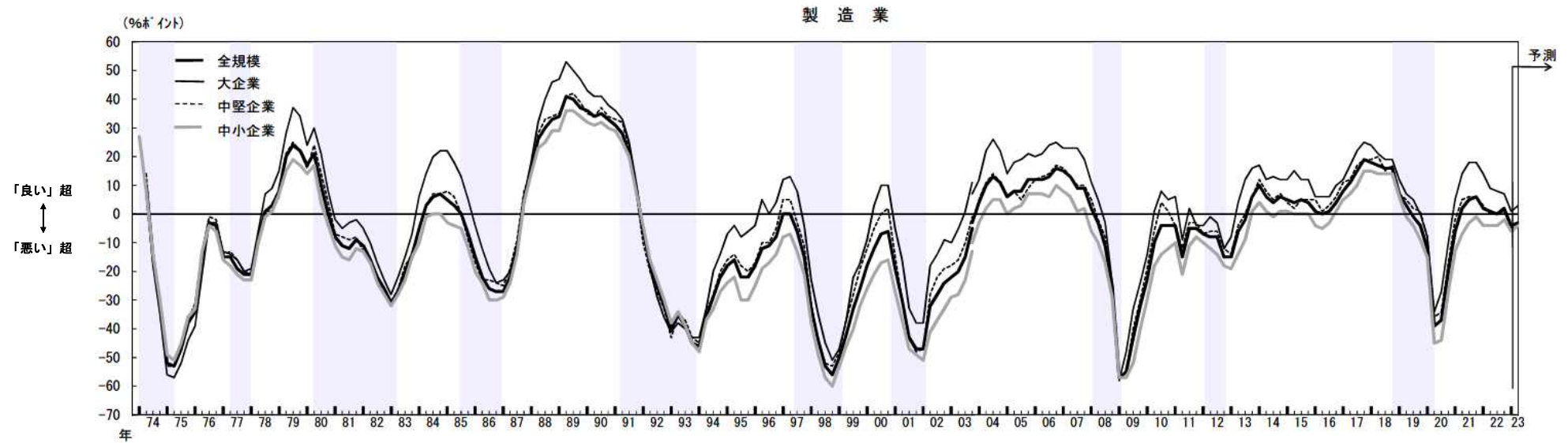
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

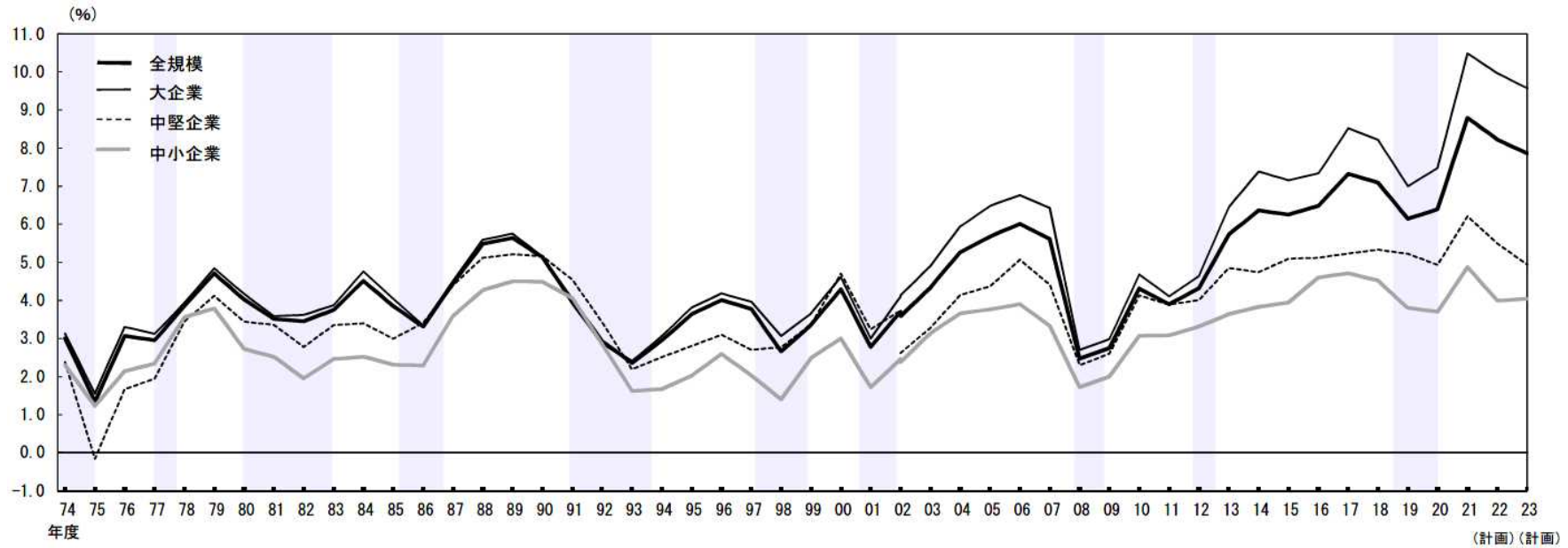
▽業況判断の推移



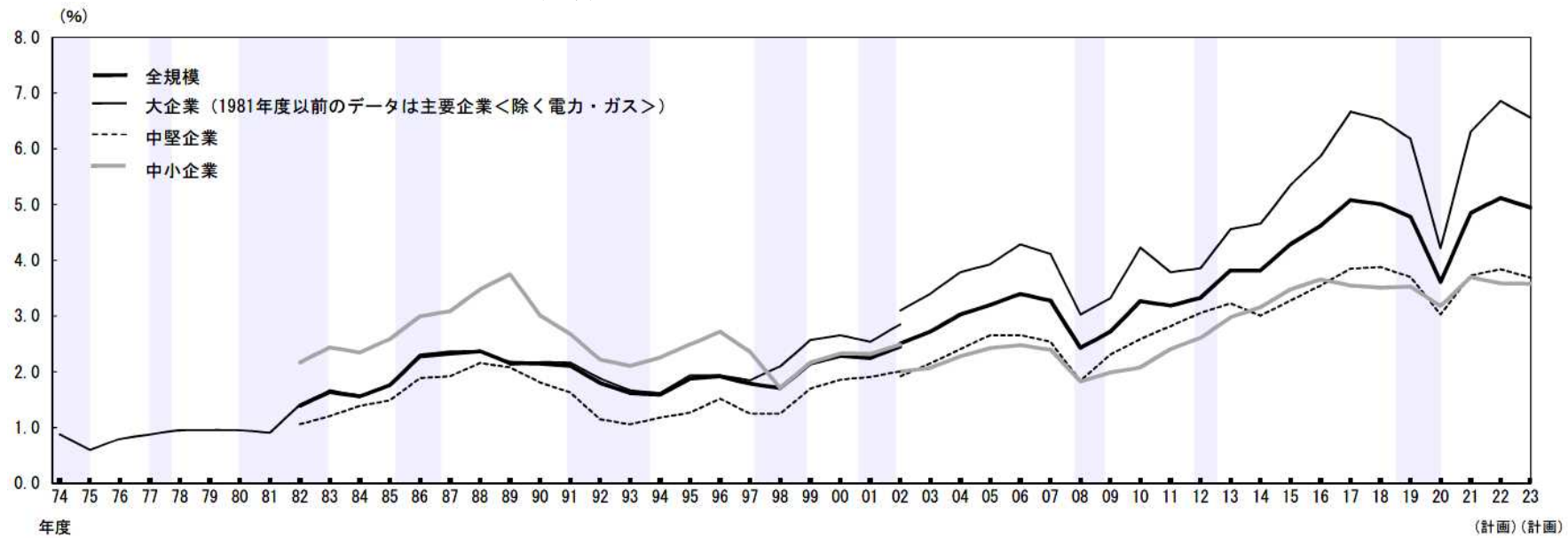
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2023年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常利益	規模計	596,381	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247
	前年度比	23.1	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5
	資本金規模1,000万円以上	577,379	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644
	前年度比	24.1	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6
	〃 10億円以上	348,183	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341
	前年度比	34.1	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6
	〃 1億円～10億円	84,496	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200
	前年度比	8.7	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5
	〃 1,000万円～1億円	144,700	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103
	前年度比	13.3	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1
〃 1,000万円未満	19,002	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	
前年度比	▲ 2.1	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	
売上高経常利益率	規模計	4.2	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8
	資本金規模1,000万円以上	4.5	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2
	〃 10億円以上	6.2	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1
	〃 1億円～10億円	3.7	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0
	〃 1,000万円～1億円	2.9	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6
	〃 1,000万円未満	1.6	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益② (四半期)

(単位：億円、%)

		令和3年				令和4年				令和5年
		1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	資本金規模1,000万円以上	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230
	前年同期比	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3
	〃 10億円以上	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862
	前年同期比	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2
	〃 1億円～10億円	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747
	前年同期比	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3
	〃 1,000万円～1億円	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621
前年同期比	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
	〃 10億円以上	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9
	〃 1億円～10億円	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8
	〃 1,000万円～1億円	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

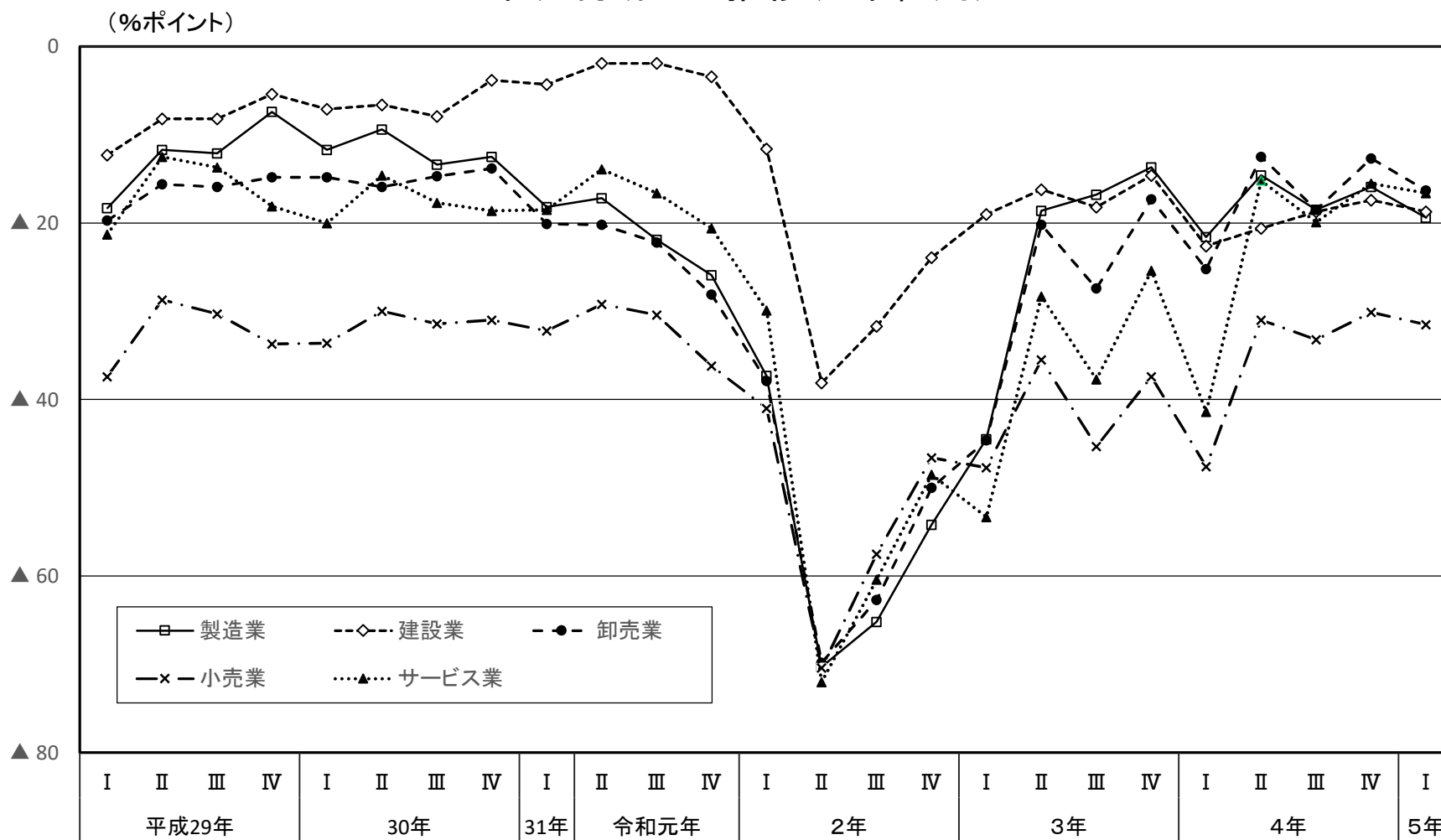
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」-「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

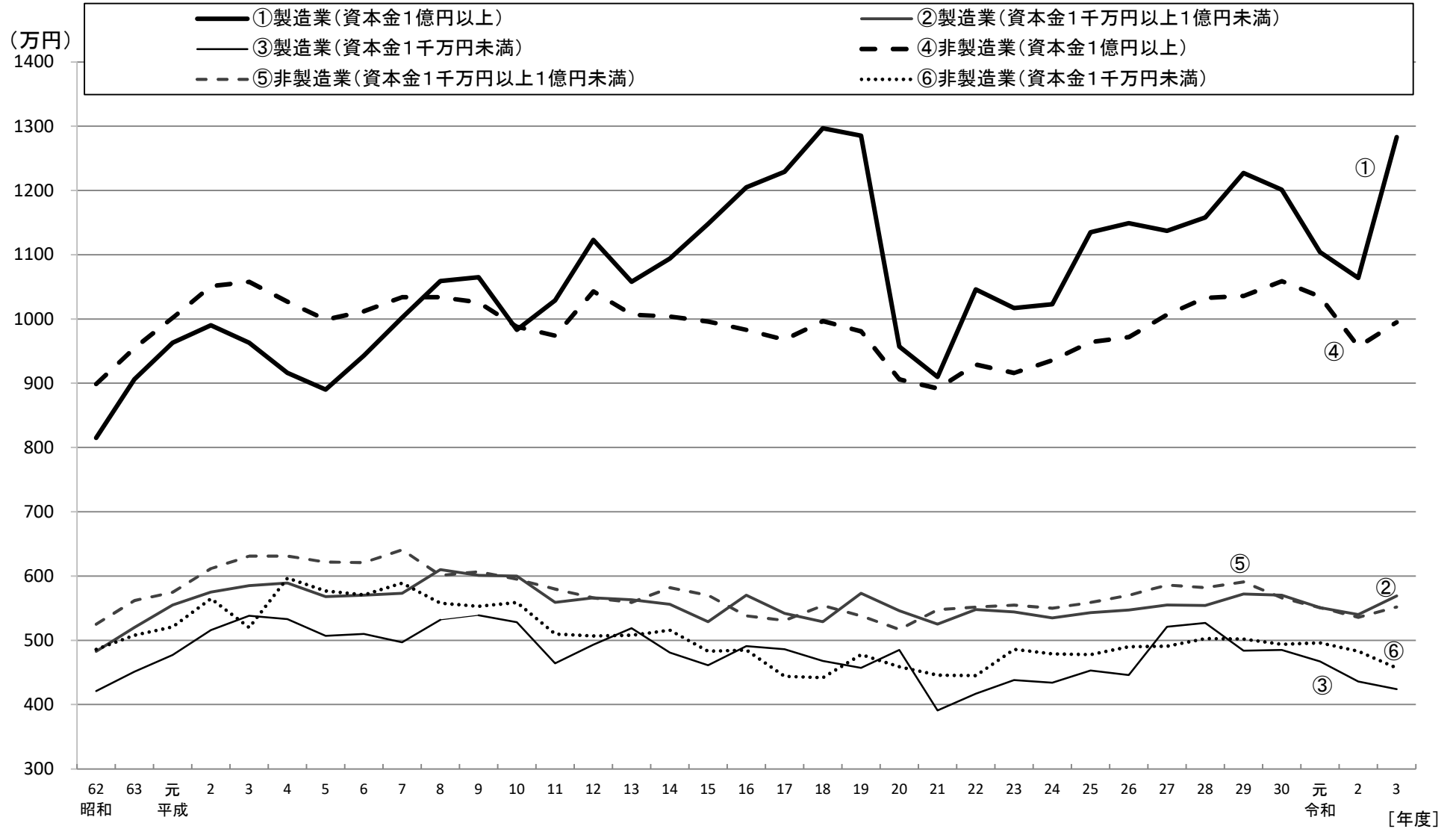
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

		平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
就業1時間当たり労働生産性(円)	全産業	4,299	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,771	4,861	
	農林水産業	937	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,439	1,362	
	鉱業	3,397	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,445	5,251	
	製造業	4,897	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,540	5,849	
	電気・ガス・水道	12,734	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,418	13,574	
	建設業	2,347	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,075	3,163	3,299	3,304
	卸売・小売業	3,447	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,271	4,632	
	運輸・郵便業	3,164	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,158	3,057	
	宿泊・飲食サービス業	2,632	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,167	2,030	
	情報通信業	8,047	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,279	6,911	
	金融・保険業	8,050	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,736	7,989	
	不動産業	34,171	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,708	29,165	
	専門・業務支援サービス業	3,285	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,696	3,668	
	公務	7,492	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,308	
	教育	6,449	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,265	
	保健衛生・社会事業	3,059	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,187	3,330	
その他のサービス	2,459	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,239	2,251		
前年比	全産業	▲ 2.5%	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.4%	1.9%	
	農林水産業	2.6%	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	1.0%	▲ 5.4%	
	鉱業	▲ 7.1%	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.9%	▲ 3.6%	
	製造業	▲ 5.1%	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.5%	5.6%	
	電気・ガス・水道	8.6%	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.3%	▲ 12.0%	
	建設業	2.5%	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.3%	0.2%	
	卸売・小売業	▲ 5.9%	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.2%	8.4%	
	運輸・郵便業	▲ 9.6%	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.9%	▲ 3.2%	
	宿泊・飲食サービス業	▲ 1.4%	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 23.0%	▲ 6.3%	
	情報通信業	▲ 1.0%	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.8%	▲ 5.1%	
	金融・保険業	▲ 3.4%	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.4%	3.3%	
	不動産業	3.4%	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 1.8%	
	専門・業務支援サービス業	▲ 4.3%	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.1%	▲ 0.8%	
	公務	▲ 2.5%	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.3%	
	教育	0.5%	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.1%	
	保健衛生・社会事業	1.1%	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.2%	4.5%	
その他のサービス	▲ 4.1%	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.9%	0.6%		

(資料出所) 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2021年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和元年度）			標準生計費（月額、令和4年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和4年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	（円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
A ランク	東京	5,757	100.0	1	240,370	100.0	5	199.0	100.0	1	202.1	100.0	2
	神奈川	3,199	55.6	11	216,890	90.2	17	189.7	95.3	6	202.6	100.2	1
	大阪	3,055	53.1	16	181,520	75.5	39	187.8	94.4	10	179.0	88.6	14
	愛知	3,661	63.6	2	230,510	95.9	10	188.9	94.9	8	192.7	95.3	4
	埼玉	3,038	52.8	17	251,380	104.6	2	193.4	97.2	3	187.3	92.7	6
B ランク	千葉	3,058	53.1	15	207,220	86.2	26	196.4	98.7	2	191.2	94.6	5
	兵庫	3,038	52.8	18	260,350	108.3	1	185.6	93.3	13	186.7	92.4	7
	京都	3,005	52.2	21	247,030	102.8	4	184.1	92.5	18	184.1	91.1	8
	茨城	3,247	56.4	10	195,945	81.5	32	184.2	92.6	17	179.1	88.6	13
	静岡	3,407	59.2	3	219,481	91.3	14	188.8	94.9	9	183.5	90.8	9
	富山	3,316	57.6	7	213,316	88.7	20	182.1	91.5	20	173.5	85.8	19
	広島	3,153	54.8	12	187,068	77.8	35	179.4	90.2	26	173.4	85.8	20
	滋賀	3,323	57.7	6	203,110	84.5	29	181.2	91.1	24	179.2	88.7	12
	栃木	3,351	58.2	4	221,249	92.0	12	187.2	94.1	12	181.6	89.9	10
	群馬	3,288	57.1	8	251,180	104.5	3	187.4	94.2	11	173.0	85.6	22
	宮城	2,943	51.1	27	203,061	84.5	30	174.7	87.8	34	169.5	83.9	32
	山梨	3,125	54.3	14	220,030	91.5	13	169.3	85.1	43	167.7	83.0	34
	三重	2,989	51.9	22	212,380	88.4	21	181.9	91.4	22	175.7	86.9	16
	石川	2,973	51.6	24	234,490	97.6	8	176.1	88.5	30	171.4	84.8	24
	福岡	2,838	49.3	32	177,580	73.9	42	184.3	92.6	16	169.9	84.1	29
	香川	3,021	52.5	20	222,885	92.7	11	181.9	91.4	22	169.8	84.0	31
	岡山	2,794	48.5	34	212,010	88.2	22	185.1	93.0	14	173.4	85.8	20
	福井	3,325	57.8	5	165,670	68.9	44	191.9	96.4	4	171.4	84.8	24
	奈良	2,728	47.4	36	215,970	89.8	18	191.2	96.1	5	197.1	97.5	3
	山口	3,249	56.4	9	231,446	96.3	9	182.0	91.5	21	162.1	80.2	43
	長野	2,924	50.8	29	191,230	79.6	33	175.5	88.2	32	175.1	86.6	17
	北海道	2,832	49.2	33	205,320	85.4	28	172.6	86.7	39	167.6	82.9	35
	岐阜	3,035	52.7	19	208,050	86.6	25	178.8	89.8	28	176.5	87.3	15
	徳島	3,153	54.8	13	206,390	85.9	27	179.6	90.3	25	169.9	84.1	29
	福島	2,942	51.1	28	237,450	98.8	6	173.3	87.1	38	160.1	79.2	46
	新潟	2,951	51.3	25	215,560	89.7	19	174.1	87.5	36	171.0	84.6	28
	和歌山	2,986	51.9	23	180,241	75.0	40	174.2	87.5	35	168.3	83.3	33
	愛媛	2,717	47.2	37	160,000	66.6	45	182.5	91.7	19	171.1	84.7	26
	島根	2,951	51.3	26	236,350	98.3	7	176.0	88.4	31	160.9	79.6	45
	C ランク	大分	2,695	46.8	40	210,060	87.4	23	178.2	89.5	29	181.1	89.6
熊本		2,714	47.1	38	182,070	75.7	38	174.1	87.5	36	171.1	84.7	26
山形		2,909	50.5	30	185,180	77.0	36	168.7	84.8	44	164.5	81.4	39
佐賀		2,854	49.6	31	209,770	87.3	24	175.2	88.0	33	166.6	82.4	36
長崎		2,655	46.1	42	218,650	91.0	15	179.1	90.0	27	163.2	80.8	41
岩手		2,781	48.3	35	182,880	76.1	37	170.1	85.5	41	173.9	86.0	18
高知		2,663	46.3	41	217,400	90.4	16	167.5	84.2	45	164.1	81.2	40
鳥取		2,439	42.4	45	167,250	69.6	43	172.0	86.4	40	166.5	82.4	37
秋田		2,713	47.1	39	156,762	65.2	46	165.4	83.1	47	172.7	85.5	23
鹿児島		2,558	44.4	44	178,870	74.4	41	169.7	85.3	42	165.4	81.8	38
宮崎		2,426	42.1	46	189,230	78.7	34	189.3	95.1	7	130.3	64.5	47
青森		2,628	45.7	43	154,450	64.3	47	165.7	83.3	46	162.7	80.5	42
沖縄	2,396	41.6	47	195,970	81.5	31	185.0	93.0	15	161.0	79.7	44	
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京都	1.00	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05
	神奈川県	0.81	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02
	大阪府	0.83	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04
	愛知県	1.26	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33
	埼玉県	0.73	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12
B ランク	千葉県	0.87	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13
	兵庫県	0.84	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14
	京都府	0.91	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18
	茨城県	0.91	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61
	静岡県	0.90	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37
	富山県	1.25	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73
	広島県	0.97	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43
	滋賀県	0.94	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32
	栃木県	0.90	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.30	1.16	1.29
	群馬県	0.96	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56
	宮城県	1.33	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37
	山梨県	0.81	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58
	三重県	1.15	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59
	石川県	1.10	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54
	福岡県	0.77	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08
	香川県	1.23	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64
	岡山県	1.21	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54
	福井県	1.30	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04
	奈良県	0.88	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36
	山口県	0.99	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72
	長野県	0.93	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65
	北海道	0.74	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18
	岐阜県	1.12	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72
	徳島県	1.04	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.37
	福島県	1.43	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53
新潟県	0.98	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	
和歌山県	0.93	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	
愛媛県	1.00	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	
島根県	1.11	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	
C ランク	大分県	0.83	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47
	熊本県	0.90	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55
	山形県	1.04	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68
	佐賀県	0.88	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54
	長崎県	0.77	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32
	岩手県	1.09	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46
	高知県	0.71	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18
	鳥取県	0.90	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68
	秋田県	0.75	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64
	鹿児島県	0.75	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43
	宮崎県	0.83	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54
	青森県	0.73	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29
	沖縄県	0.57	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年1月～3月
A ランク	東京都	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.6
	神奈川県	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9
	大阪府	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.7
	愛知県	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0
	埼玉県	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.8
B ランク	千葉県	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.4
	兵庫県	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6
	京都府	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.7	2.4	2.6
	茨城県	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.4
	静岡県	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.3
	富山県	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0
	広島県	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	滋賀県	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.3	2.5	2.3	2.1
	栃木県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.1
	群馬県	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	1.9	1.9
	宮城県	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8	3.0
	山梨県	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	1.8
	三重県	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.1	1.8	1.8
	石川県	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1	2.1	2.3
	福岡県	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.6
	香川県	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.2	2.1
	岡山県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	福井県	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.7
	奈良県	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.5
	山口県	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.2
	長野県	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.4	2.0	2.2
	北海道	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.6
	岐阜県	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.8	1.6	1.8
	徳島県	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	2.2	2.2
	福島県	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.4	2.3	2.2	2.5
	新潟県	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.5
	和歌山県	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.3	1.7
愛媛県	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.7	2.0	2.2	1.9	2.0	
島根県	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.3	1.7	
C ランク	大分県	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	2.2
	熊本県	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.5
	山形県	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.0	1.9	2.1
	佐賀県	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3
	長崎県	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.8
	岩手県	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.4	2.4	2.5	2.7
	高知県	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	1.9	2.0
	鳥取県	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.1
	秋田県	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	3.0
	鹿児島県	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.3	1.8
	宮崎県	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.1	2.3	1.8
	青森県	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	3.0
沖縄県	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.4	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	東京	330,137	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	
	神奈川	266,691	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	
	大阪	272,182	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	
	愛知	269,971	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	
	埼玉	237,004	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	
B ランク	千葉	246,455	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	
	兵庫	246,516	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	
	京都	238,170	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	
	茨城	254,640	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	
	静岡	258,399	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	
	富山	249,607	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	
	広島	242,980	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	
	滋賀	251,904	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	
	栃木	256,394	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	
	群馬	250,428	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	
	宮城	247,896	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	
	山梨	242,668	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	
	三重	260,417	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	
	石川	239,058	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	
	福岡	246,244	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
	香川	251,249	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
	岡山	254,020	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
	福井	246,034	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
	奈良	222,481	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
	山口	243,500	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
	長野	248,673	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	
	北海道	227,606	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
	岐阜	235,575	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
	徳島	243,855	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
	福島	245,368	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
	新潟	238,112	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
	和歌山	236,695	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
	愛媛	225,542	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
	島根	232,844	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
	C ランク	大分	224,937	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077
		熊本	231,614	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428
		山形	234,226	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381
佐賀		228,190	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎		213,212	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手		230,402	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知		238,293	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取		218,876	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田		216,354	224,748	219,566	221,805	235,880	225,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島		213,839	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎		210,546	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森		219,838	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄		210,369	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
B ランク	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,063	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
	福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093
	香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077
	岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057
	福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056
	奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126
	山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060
	長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063
	北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072
	岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091
	徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053
	福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030
	新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053
	和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073
	愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033
	島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027
C ランク	大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026
	熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040
	山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007
	佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028
	長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011
	岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989
	高知県	920	941	971	982	997	1,026	1,015
	鳥取県	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028
	秋田県	894	915	938	956	977	1,006	995
	鹿児島県	899	929	955	973	993	1,018	1,019
	宮崎県	902	929	946	960	989	1,018	1,009
	青森県	880	901	928	942	960	982	967
	沖縄県	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059
全 国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,056	1,083	1,090	1,112	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
B ランク	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	東京都	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
	富山県	941	964	983	996	1,011	1,031	1,033
	広島県	949	970	987	993	1,011	1,047	1,039
	滋賀県	970	993	1,024	1,028	1,047	1,070	1,082
	栃木県	961	982	1,011	1,017	1,034	1,047	1,059
	群馬県	951	971	990	995	1,013	1,029	1,025
	宮城県	931	953	974	982	1,000	1,012	1,017
	山梨県	945	963	983	987	1,012	1,030	1,022
	三重県	969	992	1,013	1,017	1,043	1,064	1,050
	石川県	932	956	970	970	991	1,000	1,011
	福岡県	930	954	973	1,001	1,018	1,045	1,037
	香川県	927	945	968	974	989	1,021	1,013
	岡山県	932	949	968	975	996	1,008	1,010
	福井県	915	937	955	963	984	1,001	1,003
	奈良県	975	989	1,015	1,030	1,044	1,073	1,064
	山口県	917	939	958	964	989	1,026	1,010
	長野県	924	947	971	976	998	1,020	1,016
	北海道	925	949	969	982	1,007	1,046	1,033
	岐阜県	943	969	988	996	1,017	1,033	1,037
	徳島県	935	958	970	982	997	1,026	996
	福島県	918	935	950	944	964	989	982
	新潟県	913	933	954	960	977	1,012	1,004
	和歌山県	938	955	977	986	1,002	1,039	1,020
	愛媛県	896	917	936	945	969	986	986
島根県	899	917	932	942	958	968	981	
C ランク	大分県	880	899	924	934	957	996	982
	熊本県	892	919	935	949	975	1,005	987
	山形県	873	899	923	928	948	967	962
	佐賀県	886	914	925	936	958	983	984
	長崎県	870	896	917	934	951	977	968
	岩手県	860	877	901	906	928	975	948
	高知県	888	910	930	942	958	986	972
	鳥取県	903	918	935	941	961	979	984
	秋田県	860	880	900	917	941	966	956
	鹿児島県	858	887	909	925	948	972	974
	宮崎県	861	888	902	916	946	975	962
	青森県	847	868	893	906	927	946	938
	沖縄県	899	928	957	973	994	1,048	1,008
	全国	982	1,003	1,025	1,035	1,054	1,080	1,074

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することになっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	146.2	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.1	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7
	神 奈 川	137.6	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	10.4	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7
	大 阪	142.8	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.2	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0
	愛 知	145.8	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.0	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7
	埼 玉	137.7	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	9.8	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9
B ランク	千 葉	139.8	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.6	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0
	兵 庫	140.9	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.0	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2
	京 都	140.9	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8
	茨 城	150.0	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	13.9	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8
	静 岡	147.3	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.3	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3
	富 山	151.1	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.3	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5
	広 島	146.4	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	11.2	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9
	滋 賀	145.8	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	12.0	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8
	栃 木	150.1	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4
	群 馬	150.9	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3
	宮 城	150.8	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	10.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7
	山 梨	147.2	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	9.9	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4
	三 重	148.4	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	12.6	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3
	石 川	148.3	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	9.5	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3
	福 岡	148.4	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	10.3	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4
	香 川	152.6	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.5	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4
	岡山	153.1	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.4	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5
	福 井	152.1	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	9.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9
	奈 良	137.1	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.2	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1
	山 口	148.9	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	10.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2
	長 野	149.9	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	9.8	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9
	北 海 道	149.3	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	10.5	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0
	岐 阜	145.9	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	9.6	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6
德 島	151.1	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	7.9	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	
福 島	156.2	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	11.2	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	
新 潟	150.2	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	9.8	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	
和 歌 山	144.3	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	8.7	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	
愛 媛	147.9	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	8.8	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	
島 根	152.7	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	9.7	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	
C ランク	大 分	150.8	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	8.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0
	熊 本	152.1	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.0	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
	山 形	155.5	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	10.8	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9
	佐 賀	155.0	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.4	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1
	長 崎	149.9	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	9.5	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0
	岩 手	158.4	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.0	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8
	高 知	149.6	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	8.8	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7
	鳥 取	149.6	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.4	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5
	秋 田	151.3	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.1	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0
	鹿 児 島	151.0	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0
	宮 崎	150.4	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.4	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4
	青 森	154.4	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.0	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9
	沖 縄	150.9	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0
	神奈川県	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9
	大阪府	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2
	愛知県	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4
B ランク	千葉県	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5
	兵庫県	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2
	京都府	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0
	茨城県	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0
	静岡県	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9
	富山県	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9
	広島県	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4
	滋賀県	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9
	栃木県	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1
	群馬県	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8
	宮城県	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0
	山梨県	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0
	三重県	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7
	石川県	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5
	福井県	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6
	香川県	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4
	岡山県	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7
	福岡県	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1
	奈良県	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0
	山口県	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9
	長野県	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0
	岐阜県	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1
	徳島県	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1
	福島県	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3
	新潟県	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6
	和歌山県	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2
愛媛県	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	
島根県	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	
C ランク	熊本県	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6
	大分県	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8
	山形県	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2
	佐賀県	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0
	長崎県	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8
	岩手県	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9
	高知県	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8
	鳥取県	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1
	秋田県	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6
	鹿児島県	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9
	宮崎県	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3
	沖縄県	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7
	沖縄県	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	
	神 奈 川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	
	大 阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	
	愛 知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	
	埼 玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	
B ラ ン ク	千 葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	
	兵 庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	
	京 都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	
	茨 城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	
	静 岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	
	富 山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	
	広 島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	
	滋 賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	
	栃 木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	
	群 馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	
	宮 城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	
	山 梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	
	三 重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	
	石 川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	
	福 岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	
	香 川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	
	岡 山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	
	福 井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	
	奈 良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	
	山 口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	
	長 野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	
	北 海 道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	
	岐 阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	
	徳 島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	
	福 島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	
	新 潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	
	和 歌 山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	
愛 媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6		
島 根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2		
C ラ ン ク	大 分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	
	熊 本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	
	山 形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	
	佐 賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	
	長 崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	
	岩 手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	
	高 知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	
	鳥 取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	
	秋 田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	
	鹿 児 島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	
	宮 崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	
	青 森	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	
沖 縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	-	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	
	神 奈 川	-	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	
	大 阪	-	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	
	愛 知	-	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	
	埼 玉	-	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	
B ラ ン ク	千 葉	-	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	
	兵 庫	-	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	
	京 都	-	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	
	茨 城	-	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	
	静 岡	-	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	
	富 山	-	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	
	広 島	-	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	
	滋 賀	-	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	
	栃 木	-	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	
	群 馬	-	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	
	宮 城	-	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	
	山 梨	-	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	
	三 重	-	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	
	石 川	-	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	
	福 岡	-	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	
	香 川	-	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	
	岡 山	-	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	
	福 井	-	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	
	奈 良	-	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	
	山 口	-	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	
	長 野	-	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	
	北 海 道	-	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	
	岐 阜	-	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	
	徳 島	-	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	
	福 島	-	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	
	新 潟	-	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	
	和 歌 山	-	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	
愛 媛	-	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2		
島 根	-	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9		
C ラ ン ク	大 分	-	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	
	熊 本	-	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	
	山 形	-	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	
	佐 賀	-	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	
	長 崎	-	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	
	岩 手	-	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	
	高 知	-	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	
	鳥 取	-	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	
	秋 田	-	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	
	鹿 児 島	-	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	
	宮 崎	-	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	
	青 森	-	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	
沖 縄	-	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	271,655	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	183,988	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295
	神 奈 川	270,741	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	179,303	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839
	大 阪	213,587	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	144,329	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321
	愛 知	252,534	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	167,983	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859
	埼 玉	247,653	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	173,392	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007
	千 葉	236,657	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	174,466	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693
B ラ ン ク	兵 庫	174,844	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	127,859	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431
	京 都	207,753	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	138,195	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619
	茨 城	271,915	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	178,137	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316
	静 岡	236,737	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	159,247	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791
	富 山	268,389	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	167,092	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948
	広 島	236,764	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	159,626	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063
	滋 賀	244,241	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	162,827	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608
	栃 木	281,887	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	179,360	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038
	群 馬	257,099	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	165,269	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931
	宮 城	209,708	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	151,739	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421
	山 梨	230,066	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	156,904	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655
	三 重	249,284	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	164,732	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048
	石 川	291,966	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	181,770	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379
	福 岡	234,407	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	161,756	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292
	香 川	259,842	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	174,789	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349
	岡 山	233,006	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	160,029	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061
	福 井	221,484	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	143,869	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325
	奈 良	274,635	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	173,004	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049
	山 口	207,128	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	156,574	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128
	長 野	247,415	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	156,479	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140
	北 海 道	237,320	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	160,001	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645
	岐 阜	276,099	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	169,287	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492
	徳 島	217,736	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	147,132	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145
	福 島	268,292	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	175,014	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397
	新 潟	230,288	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	152,512	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000
	和 歌 山	214,731	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	136,354	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860
	愛 媛	229,179	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	141,587	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167
	島 根	234,258	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	162,429	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186
C ラ ン ク	大 分	260,158	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	175,001	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890
	熊 本	223,677	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	155,092	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436
	山 形	264,864	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	171,326	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374
	佐 賀	232,159	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	164,573	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158
	長 崎	200,908	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	142,420	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904
	岩 手	220,481	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	150,367	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155
	高 知	237,236	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	158,157	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255
	鳥 取	202,275	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	138,597	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087
	秋 田	229,434	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	147,791	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874
	鹿 児 島	245,584	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	163,723	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944
	宮 崎	221,005	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	145,726	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110
	青 森	211,107	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	135,986	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659
	沖 縄	190,116	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	122,976	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785
	全国計	243,456	246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	159,493	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917

（資料出所）総務省「家計調査」

（注）1. 各都道府県の数値は都道府県所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	303,494	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	197,141	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889
	神 奈 川	290,940	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	182,194	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383
	大 阪	238,658	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	150,941	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345
	愛 知	248,974	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	165,615	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581
	埼 玉	310,708	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	190,866	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451
	千 葉	244,607	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	169,198	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742
	兵 庫	167,640	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	122,920	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711
	京 都	252,234	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	147,862	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892
	茨 城	317,926	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	190,679	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726
	静 岡	263,198	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	165,799	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791
B ラ ン ク	富 山	302,698	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	176,537	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777
	広 島	259,924	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	164,390	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759
	滋 賀	264,425	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	151,409	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490
	栃 木	317,706	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	187,863	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311
	群 馬	280,714	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	166,867	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703
	宮 城	255,822	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	162,447	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551
	山 梨	249,614	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	162,830	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957
	三 重	289,087	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	176,918	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095
	石 川	323,792	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	187,254	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788
	福 岡	249,637	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	163,895	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414
	香 川	286,102	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	178,466	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096
	岡 山	264,481	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	170,015	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809
	福 井	268,182	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	157,211	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346
	奈 良	307,654	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	169,102	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256
	山 口	240,601	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	173,639	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431
	長 野	262,771	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	157,317	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666
	北 海 道	249,985	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	158,104	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352
	岐 阜	307,870	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	176,576	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932
	徳 島	271,784	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	160,709	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518
	福 島	319,989	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	197,314	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260
新 潟	285,109	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	167,422	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185	
和 歌 山	273,260	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	150,425	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165	
愛 媛	271,998	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	151,344	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039	
島 根	255,371	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	162,161	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751	
C ラ ン ク	大 分	291,906	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	183,520	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661
	熊 本	309,783	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	174,543	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367
	山 形	293,883	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	181,216	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242
	佐 賀	295,834	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	179,376	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556
	長 崎	217,266	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	147,831	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484
	岩 手	255,599	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	157,609	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585
	高 知	278,239	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	168,090	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276
	鳥 取	228,065	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	139,574	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324
	秋 田	272,054	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	158,936	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088
	鹿 児 島	287,585	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	176,330	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560
	宮 崎	263,402	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	156,300	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478
	青 森	248,292	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	148,119	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354
	沖 縄	239,552	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	139,948	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488
	全国計	271,136	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	166,244	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924

(資料出所) 総務省「家計調査」

- (注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。
2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（％）					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京	750	797	812	806	800	797	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神奈川	276	299	303	302	299	306	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大阪	392	389	394	394	394	379	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛知	302	319	320	319	318	318	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼玉	209	211	214	215	214	222	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千葉	169	174	172	172	172	177	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
B ランク	兵庫	172	180	182	180	178	182	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京都	88	92	95	95	96	95	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨城	100	99	99	98	98	102	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静岡	140	140	141	141	141	142	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富山	42	42	42	42	42	43	1.1	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広島	101	105	107	107	107	112	0.4	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋賀	49	51	51	50	50	50	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃木	71	70	70	70	71	74	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群馬	71	73	73	71	72	73	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮城	83	81	80	80	80	77	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山梨	28	29	29	29	29	29	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
	三重	63	65	65	65	66	67	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	石川	44	43	44	43	42	43	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	福岡	166	180	180	182	182	187	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	香川	34	34	35	34	34	35	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岡山	68	68	68	68	67	68	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	福井	29	30	30	30	30	30	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	奈良	33	39	39	39	39	39	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	山口	50	48	49	48	48	47	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長野	73	75	74	75	76	76	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北海道	177	177	179	180	179	181	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	岐阜	66	68	68	68	67	68	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	徳島	23	24	23	24	25	24	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	福島	68	65	66	66	65	67	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
	新潟	81	80	82	82	81	83	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	和歌山	28	29	29	29	28	29	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
	愛媛	43	45	46	45	45	46	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3
島根	24	23	24	23	23	24	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	
C ランク	大分	39	38	38	38	38	37	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
	熊本	54	57	58	57	56	56	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
	山形	38	38	38	38	38	39	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
	佐賀	25	28	28	28	28	29	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
	長崎	42	43	43	42	42	41	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
	岩手	41	42	42	42	42	41	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
	高知	22	23	23	23	23	23	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
	鳥取	18	18	18	18	18	19	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
	秋田	32	33	33	33	32	32	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
	鹿児島	47	51	53	53	53	57	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
	宮崎	31	34	35	35	34	35	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
	青森	41	42	42	42	42	40	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
沖縄	41	46	47	47	48	49	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	
全国計	5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	1,006	1,028	1,039	1,056	1,065	2.3	2.2	1.0	1.6	0.9
	神 奈 川	220	223	226	228	229	2.0	1.4	1.3	1.0	0.8
	大 阪	362	368	370	373	375	2.2	1.7	0.7	0.9	0.4
	愛 知	286	291	293	294	294	1.9	1.8	0.5	0.4	0.1
	埼 玉	151	154	156	159	159	2.4	1.7	1.5	1.7	0.2
	千 葉	122	124	126	128	128	2.4	2.0	1.5	1.3	0.2
B ランク	兵 庫	141	142	143	144	143	1.8	1.3	0.6	0.3	△ 0.4
	京 都	75	76	77	77	77	1.4	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	茨 城	79	80	81	82	82	1.8	1.3	0.9	1.0	0.6
	静 岡	117	118	118	119	119	1.5	1.2	0.2	0.5	0.1
	富 山	37	37	37	37	37	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5
	広 島	101	102	102	103	102	1.5	0.9	0.3	0.8	△ 0.7
	滋 賀	39	40	40	40	40	2.1	1.8	0.3	△ 0.0	0.3
	栃 木	57	58	58	59	59	1.8	1.3	0.8	1.0	0.3
	群 馬	61	62	63	63	64	2.2	1.6	0.8	0.2	1.1
	宮 城	73	74	74	74	73	1.4	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	山 梨	22	22	23	23	23	2.2	1.5	0.7	0.6	0.6
	三 重	50	50	51	51	51	2.3	1.2	0.1	0.4	0.6
	石 川	38	39	39	39	38	1.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7
	福 岡	172	174	177	178	177	2.0	1.5	1.4	0.6	△ 0.1
	香 川	32	33	33	32	32	1.4	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
	岡 山	60	60	61	60	60	1.1	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5
	福 井	26	26	26	26	26	1.1	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6
	奈 良	25	25	25	25	25	1.9	1.3	0.8	0.2	△ 0.1
	山 口	41	41	41	41	40	1.0	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8
	長 野	63	64	64	64	64	1.6	1.0	0.2	0.3	0.1
	北 海 道	154	156	157	157	156	1.2	1.1	0.8	0.1	△ 0.6
	岐 阜	60	60	61	61	61	1.6	1.2	0.4	0.3	△ 0.1
	徳 島	20	20	20	20	20	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3
福 島	58	58	58	58	58	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	
新 潟	73	73	73	73	72	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	
和 歌 山	24	24	24	25	24	1.2	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	
愛 媛	41	41	41	41	40	1.2	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	
島 根	21	21	21	20	20	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	
C ランク	大 分	34	34	33	33	33	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
	熊 本	49	49	50	50	50	2.4	1.1	0.7	0.7	0.1
	山 形	33	33	32	32	32	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6
	佐 賀	24	24	24	24	24	1.2	0.6	0.4	0.2	△ 0.4
	長 崎	37	37	37	37	36	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0
	岩 手	37	37	37	37	36	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9
	高 知	20	20	20	20	19	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7
	鳥 取	16	16	16	16	16	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	秋 田	29	29	29	29	29	0.3	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2
	鹿 児 島	46	46	46	46	46	0.9	0.8	0.3	0.3	△ 0.1
	宮 崎	30	30	30	30	30	1.5	0.9	0.3	0.2	△ 0.4
青 森	36	36	36	35	35	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	
沖 縄	42	43	44	45	45	2.7	2.2	2.0	1.2	0.2	
全国計		4,335	4,399	4,430	4,461	4,469	1.8	1.5	0.7	0.7	0.2

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 (=雇用保険における一括適用)
- 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
- 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
- 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
- 5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	795	810	816	823	833	3.2	1.9	0.7	0.9	1.2
	神奈川	496	509	505	500	503	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6
	大 阪	443	459	463	463	465	2.0	3.6	0.7	0.0	0.6
	愛 知	408	414	414	417	418	2.9	1.6	0.0	0.6	0.4
	埼 玉	392	398	396	399	403	2.7	1.4	△ 0.4	0.7	1.0
	千 葉	333	337	337	337	339	1.6	1.1	0.2	0.0	0.3
B ラ ン ク	兵 庫	275	276	275	277	278	1.2	0.3	△ 0.2	0.6	0.4
	京 都	135	136	136	136	135	0.8	0.8	0.0	△ 0.4	△ 0.4
	茨 城	150	151	150	150	150	0.9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0
	静 岡	200	200	198	198	197	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	富 山	56	56	56	56	55	0.5	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7
	広 島	144	145	145	145	145	0.6	0.7	0.3	△ 0.2	△ 0.2
	滋 賀	76	77	76	75	76	3.1	1.6	△ 0.8	△ 1.6	1.6
	栃 木	103	103	103	103	103	0.7	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.1
	群 馬	102	103	103	103	103	1.7	0.5	0.0	0.0	0.0
	宮 城	122	123	122	122	121	1.8	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7
	山 梨	45	45	44	44	44	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9
	三 重	96	99	96	95	94	3.6	3.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.1
	石 川	62	62	61	61	61	1.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
	福 岡	258	260	261	261	261	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0
	香 川	49	49	49	49	48	1.7	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.4
	岡 山	95	96	96	96	96	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
	福 井	42	43	42	42	41	1.2	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
	奈 良	66	66	66	66	66	1.2	0.5	0.0	0.2	△ 0.3
	山 口	70	69	68	68	67	1.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.6	△ 2.1
	長 野	114	114	114	112	111	1.5	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2
	北海道	264	267	263	261	260	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
	岐 阜	112	112	112	112	112	0.6	0.2	0.0	0.0	△ 0.1
	徳 島	36	36	36	36	36	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福 島	98	98	98	97	96	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.6
	新 潟	119	118	117	116	116	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4
和歌山	47	48	48	46	46	△ 2.7	2.1	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.9	
愛 媛	68	69	68	68	68	1.3	0.6	△ 0.4	△ 1.2	0.1	
島 根	36	36	35	35	37	4.9	△ 0.3	△ 3.9	0.0	5.7	
C ラ ン ク	大 分	59	59	59	59	58	1.2	1.0	0.0	△ 1.2	△ 0.5
	熊 本	91	92	92	92	91	1.1	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山 形	58	59	58	58	58	1.8	1.7	△ 1.9	0.2	0.9
	佐 賀	44	43	44	44	44	0.5	△ 3.0	2.8	1.1	0.0
	長 崎	68	68	67	66	66	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.1
	岩 手	67	66	66	64	64	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.2
	高 知	36	36	35	35	35	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	鳥 取	30	30	30	30	30	1.3	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3
	秋 田	50	50	49	49	48	0.8	0.0	△ 1.6	△ 0.2	△ 2.3
	鹿児島	81	80	80	80	79	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3	△ 0.5
	宮 崎	56	56	56	55	54	0.7	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8
	青 森	65	65	65	64	64	0.3	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
	沖 縄	71	73	74	74	75	2.4	3.0	0.4	0.5	0.8
全国計	6,682	6,750	6,710	6,713	6,723	2.1	1.0	△ 0.6	0.0	0.1	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去の過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1041	1072	103	31	2.98%	8月5日	● 使側3名反対	10月1日
A	神奈川	1040	1071	103	31	2.98%	8月5日	●	10月1日
A	大阪	992	1023	103	31	3.13%	8月4日	○	10月1日
A	愛知	955	986	103	31	3.25%	8月4日	○	10月1日
A	埼玉	956	987	103	31	3.24%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	953	984	103	31	3.25%	8月5日	●	10月1日
B	京都	937	968	103	31	3.31%	8月10日	●	10月9日
B	兵庫	928	960	103	32	3.45%	8月5日	○	10月1日
B	静岡	913	944	103	31	3.40%	8月9日	●	10月5日
B	滋賀	896	927	103	31	3.46%	8月10日	●	10月6日
B	茨城	879	911	104	32	3.64%	8月5日	●	10月1日
B	栃木	882	913	104	31	3.51%	8月5日	▲	10月1日
B	広島	899	930	103	31	3.45%	8月5日	●	10月1日
B	長野	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	富山	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	三重	902	933	103	31	3.44%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	866	898	104	32	3.70%	8月23日	●	10月20日
C	群馬	865	895	103	30	3.47%	8月12日	○	10月8日
C	岡山	862	892	103	30	3.48%	8月5日	●	10月1日
C	石川	861	891	103	30	3.48%	8月12日	○	10月8日
C	香川	848	878	104	30	3.54%	8月5日	▲	10月1日
C	奈良	866	896	103	30	3.46%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	853	883	104	30	3.52%	8月5日	○	10月1日
C	福岡	870	900	103	30	3.45%	8月12日	●	10月8日
C	山口	857	888	104	31	3.62%	8月17日	●	10月13日
C	岐阜	880	910	103	30	3.41%	8月5日	▲○ 労側1名反対 使側2名反対	10月1日
C	福井	858	888	103	30	3.50%	8月8日	● 使側2名反対	10月2日
C	和歌山	859	889	103	30	3.49%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	889	920	103	31	3.49%	8月8日	●	10月2日
C	新潟	859	890	104	31	3.61%	8月5日	●	10月1日
C	徳島	824	855	104	31	3.76%	8月10日	○	10月6日
D	福島	828	858	104	30	3.62%	8月10日	○	10月6日
D	大分	822	854	104	32	3.89%	8月9日	●	10月5日
D	山形	822	854	104	32	3.89%	8月10日	●	10月6日
D	愛媛	821	853	104	32	3.90%	8月9日	●	10月5日
D	島根	824	857	104	33	4.00%	8月9日	●	10月5日
D	鳥取	821	854	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
D	熊本	821	853	104	32	3.90%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	821	853	104	32	3.90%	8月12日	●	10月8日
D	高知	820	853	104	33	4.02%	8月15日	●	10月9日
D	岩手	821	854	104	33	4.02%	8月23日	●	10月20日
D	鹿児島	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	佐賀	821	853	104	32	3.90%	8月8日	●	10月2日
D	青森	822	853	104	31	3.77%	8月9日	●	10月5日
D	秋田	822	853	104	31	3.77%	8月5日	●	10月1日
D	宮崎	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	沖縄	820	853	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
全国加重平均額		930	961	103	31	3.33%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 961円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対33件 ▲労働者側反対 2件
○使用者側一部反対 2件 ▲○使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 6件 前年より遅い 22件 前年と同じ 19件
- 4 発効日 前年より早い 5件 前年より遅い 19件 前年と同じ 23件
- 5 目安との比較 目安を上回る22件
- 6 異議申出状況 46局（前年度44局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	都道府県名	
A ラ ン ク	東京都			-1					+1			東京都	
	神奈川県			+1					+1			神奈川県	
	大阪府			+1					+1			大阪府	
	愛知県	+3	+1		+1				+1			愛知県	
B ラ ン ク	千葉県	+2	+1				+1	+1	+1		+1	千葉県	
	東京都	+2	+1						+2		+1	東京都	
	茨城県	+2	+1						+1			茨城県	
	静岡県		+1									静岡県	
	富山県	+2	+2	+1					+1			富山県	
	広島県	+2	+1						+2			広島県	
	滋賀県	+1					+1	+1	+2			滋賀県	
	群馬県	+1							+1			群馬県	
	宮城県	+1	+1						+1		+1	宮城県	
	梨川	+1	+1						+1			梨川	
	重川	+1		+1					+1			重川	
	福岡	+1	+1		+1				+1			福岡	
	香川	+2	+2	+1	+1			+1	+2			香川	
	岡山	+2	+2					+1	+1			岡山	
	山井	+1	+1						+1			山井	
	長良	+1							+1		+1	長良	
	口野	+1									+1	口野	
	北海道											北海道	
	北											北	
岐阜	+1								+1		+1	岐阜	
徳島	+2						+1	+1	+3		+1	徳島	
福新	+1	+1					+1	+2	+1		+1	福新	
和歌山	+2							+1	+1		+1	和歌山	
愛媛	+1	+1					+1	+3	+1		+2	愛媛	
根	+2	+2	+1	+1			+1	+2	+2	+4	+3	根	
C ラ ン ク	大分	+1		+1			+2	+2	+2	+2	+2	大分	
	熊本	+1		+1			+2	+2	+3	+2	+2	熊本	
	山形	+1	+2				+1	+1	+3	+1	+2	山形	
	佐賀	+1	+1				+2	+2	+2	+1	+2	佐賀	
	長崎	+1		+1			+2	+2	+3		+2	長崎	
	岩手	+2		+1			+1	+2	+3		+3	岩手	
	知取	+2		+1			+2	+2	+2		+3	知取	
	高島	+1			+1		+1	+2	+2	+1	+3	高島	
	秋田	+1	+1				+1	+2	+2	+2	+1	+1	秋田
	鹿島	+1					+1	+3	+3		+2	+2	鹿島
	児島	+1					+2	+2	+3		+2	+2	児島
青森	+1	+1				+1	+2	+3	+1	+1	+1	青森	
沖	+1					+1	+2	+2		+3	+3	沖	

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	都道府県名	
A ラ ン ク	東 京	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	東 京	
	神奈川	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川	
	大 阪	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	大 阪	
	愛 知	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 知	
	埼 玉	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼 玉	
	千 葉	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千 葉	
B ラ ン ク	兵 庫	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵 庫	
	京 都	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.9	京 都	
	茨 城	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	茨 城	
	静 岡	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	10.5	静 岡	
	富 山	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富 山	
	広 島	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	広 島	
	滋 賀	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6	滋 賀	
	栃 木	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃 木	
	群 馬	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	群 馬
	宮 城	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	宮 城
	山 梨	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	10.20	山 梨
	三 重	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三 重
	石 川	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	石 川
	福 岡	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	福 岡
	香 川	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香 川
	山 崎	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1	山 崎
	福 井	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	福 井
	奈 良	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	奈 良
	山 口	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		10.1	10.13	山 口
長 野	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4		10.1	10.1	長 野	
海 道	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3		10.1	10.2	海 道	
岐 阜	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐 阜	
徳 島	10.30	10.1	10.4	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	徳 島	
福 島	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	福 島	
新 潟	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	新 潟	
和 歌 山	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和 歌 山	
愛 媛	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	愛 媛	
島 根	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	島 根	
C ラ ン ク	大 分	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	大 分
	熊 本	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊 本
	山 形	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	山 形
	佐 賀	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	佐 賀
	長 崎	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	長 崎
	岩 手	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	岩 手
	高 知	10.26	10.26	10.16	10.16	10.13	10.5	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	高 知
	鳥 取	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	鳥 取
	秋 田	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	秋 田
	鹿 児 島	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	鹿 児 島
宮 崎	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	宮 崎	
青 森	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	青 森	
沖 縄	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	沖 縄	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位:円)

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
全 国	764 (3.66)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)
Aランク	836 (3.98)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)
Bランク	747 (3.03)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)
Cランク	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)
Dランク	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
 2 ()内は引上げ率(%)を示す。
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
 4 平成29年度はランク区分の入替え(埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
① 最高額 (円)	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京
② 最低額 (円)	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	
A ラ ン ク	東京都	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98	
	神奈川県	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98	
	大阪府	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13	
	愛知県	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25	
	埼玉県	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24	
	千葉県	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25	
B ラ ン ク	兵庫県	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45	
	京都府	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31	
	茨城県	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	
	静岡県	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	
	富山県	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	
	広島県	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45	
	滋賀県	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46	
	栃木県	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	
	群馬県	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	
	宮城県	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52	
	山梨県	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	
	三重県	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44	
	石川県	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	
	福岡県	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45	
	香川県	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	
	岡山県	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48	
	福井県	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50	
	奈良県	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46	
	山口県	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62	
	長野県	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	
北海道	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49		
ク	岐阜県	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	
	徳島県	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	
	福島県	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	
	新潟県	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	
	和歌山県	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	
	愛媛県	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	
	島根県	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00	
	C ラ ン ク	大分県	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89
		熊本県	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
		山形県	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89
佐賀県		1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	
長崎県		1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	
岩手県		1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02	
高知県		1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	
鳥取県		1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02	
秋田県		1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77	
鹿児島県		1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90	
宮崎県		1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	
青森県		1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	
沖縄県		1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
5	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和5年1月～3月、全国計)

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,814	398	10.4%	3,437	357	10.4%	377	41	10.9%
01 食料品製造業	966	97	10.0%	965	97	10.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	267	19	7.1%	262	19	7.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	356	40	11.2%	356	40	11.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	80	6	7.5%	80	6	7.5%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	38	0	0.0%	38	0	0.0%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	107	15	14.0%	107	15	14.0%	0	0	-
07 印刷・製本業	154	21	13.6%	154	21	13.6%	0	0	-
08 化学工業	240	32	13.3%	240	32	13.3%	0	0	-
09 窯業土石製品製造業	41	4	9.8%	28	3	10.7%	13	1	7.7%
10 鉄鋼業	23	2	8.7%	18	1	5.6%	5	1	20.0%
11 非鉄金属製造業	16	2	12.5%	14	1	7.1%	2	1	50.0%
12 金属製品製造業	217	20	9.2%	211	20	9.5%	6	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	204	21	10.3%	123	12	9.8%	81	9	11.1%
14 電気機械器具製造業	298	38	12.8%	99	15	15.2%	199	23	11.6%
15 輸送用機械等製造業	105	5	4.8%	48	1	2.1%	57	4	7.0%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	699	76	10.9%	691	74	10.7%	8	2	25.0%
02 鉱業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	241	22	9.1%	240	22	9.2%	1	0	0.0%
01 土木工事業	55	7	12.7%	55	7	12.7%	0	0	-
02 建築工事業	102	8	7.8%	101	8	7.9%	1	0	0.0%
03 その他の建設業	84	7	8.3%	84	7	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	52	6	11.5%	52	6	11.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	16	3	18.8%	16	3	18.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	33	2	6.1%	33	2	6.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	-
05 貨物取扱業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	-
1号～5号 計	4,115	428	10.4%	3,737	387	10.4%	378	41	10.8%
06 農林業	92	20	21.7%	92	20	21.7%	0	0	-
01 農業	89	20	22.5%	89	20	22.5%	0	0	-
02 林業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	23	8	34.8%	23	8	34.8%	0	0	-
01 畜産業	19	7	36.8%	19	7	36.8%	0	0	-
02 水産業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
08 商業	5,853	573	9.8%	5,815	570	9.8%	38	3	7.9%
01 卸売業	1,046	93	8.9%	1,044	93	8.9%	2	0	0.0%
02 小売業	3,942	411	10.4%	3,907	408	10.4%	35	3	8.6%
03 理美容業	705	54	7.7%	704	54	7.7%	1	0	0.0%
04 その他の商業	160	15	9.4%	160	15	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
02 広告・あっせん業	72	7	9.7%	72	7	9.7%	0	0	-
10 映画・演劇業	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	90	10	11.1%	90	10	11.1%	0	0	-
13 保健衛生業	1,069	115	10.8%	1,069	115	10.8%	0	0	-
01 医療保健業	318	32	10.1%	318	32	10.1%	0	0	-
02 社会福祉施設	725	78	10.8%	725	78	10.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	26	5	19.2%	26	5	19.2%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,997	307	10.2%	2,997	307	10.2%	0	0	-
01 旅館業	564	60	10.6%	564	60	10.6%	0	0	-
02 飲食店	2,261	230	10.2%	2,261	230	10.2%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	172	17	9.9%	172	17	9.9%	0	0	-
15 清掃・と畜業	349	43	12.3%	349	43	12.3%	0	0	-
16 官公署	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	-
17 その他の事業	421	43	10.2%	421	43	10.2%	0	0	-
01 派遣業	18	1	5.6%	18	1	5.6%	0	0	-
02 その他の事業	403	42	10.4%	403	42	10.4%	0	0	-
6号～17号 計	10,990	1,130	10.3%	10,952	1,127	10.3%	38	3	7.9%
合計	15,105	1,558	10.3%	14,689	1,514	10.3%	416	44	10.6%

足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2023年1月～6月)

○ 2023年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

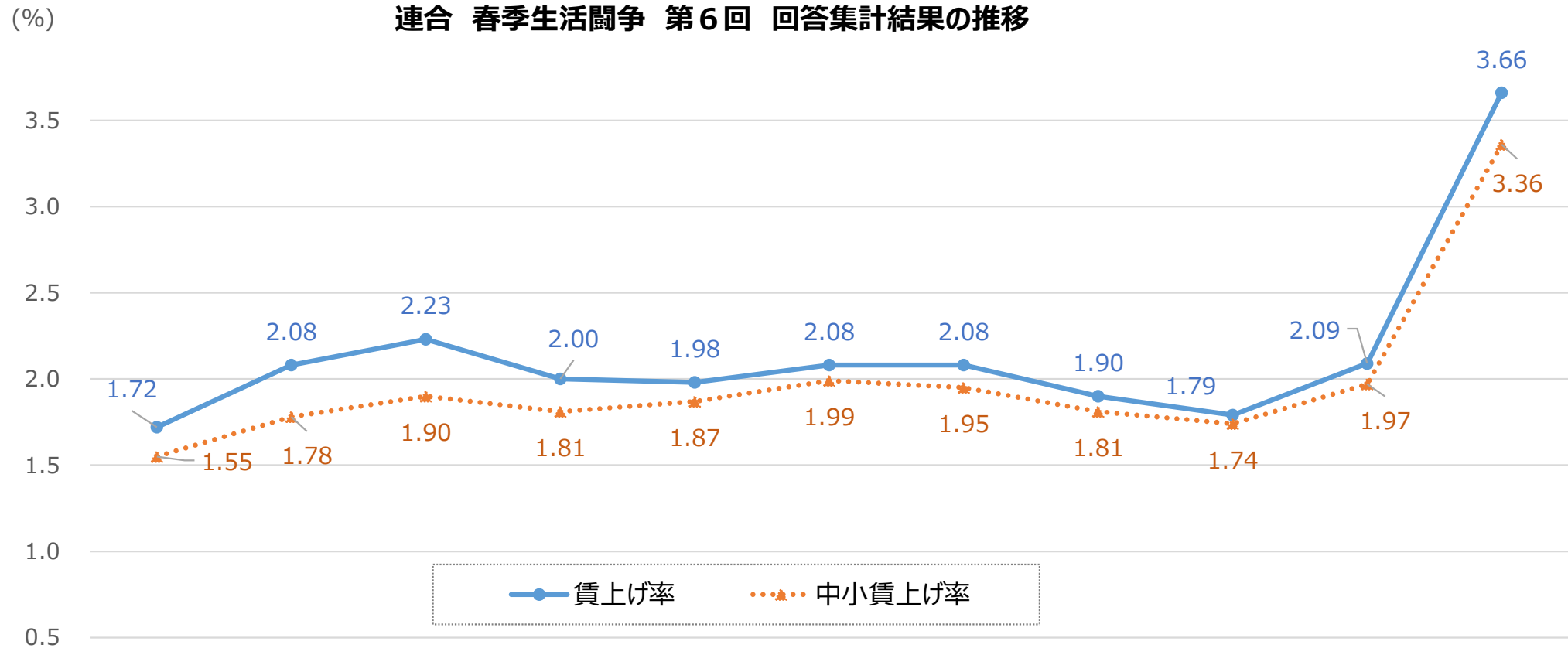
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、 <u>このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。</u>	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
2 月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
3 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
4 月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、 <u>緩やかな回復が続くことが期待される。</u> ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、 <u>緩やかな回復が続くことが期待される。</u> ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	<u>このところ改善の動きがみられる</u>	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.66%(中小3.36%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

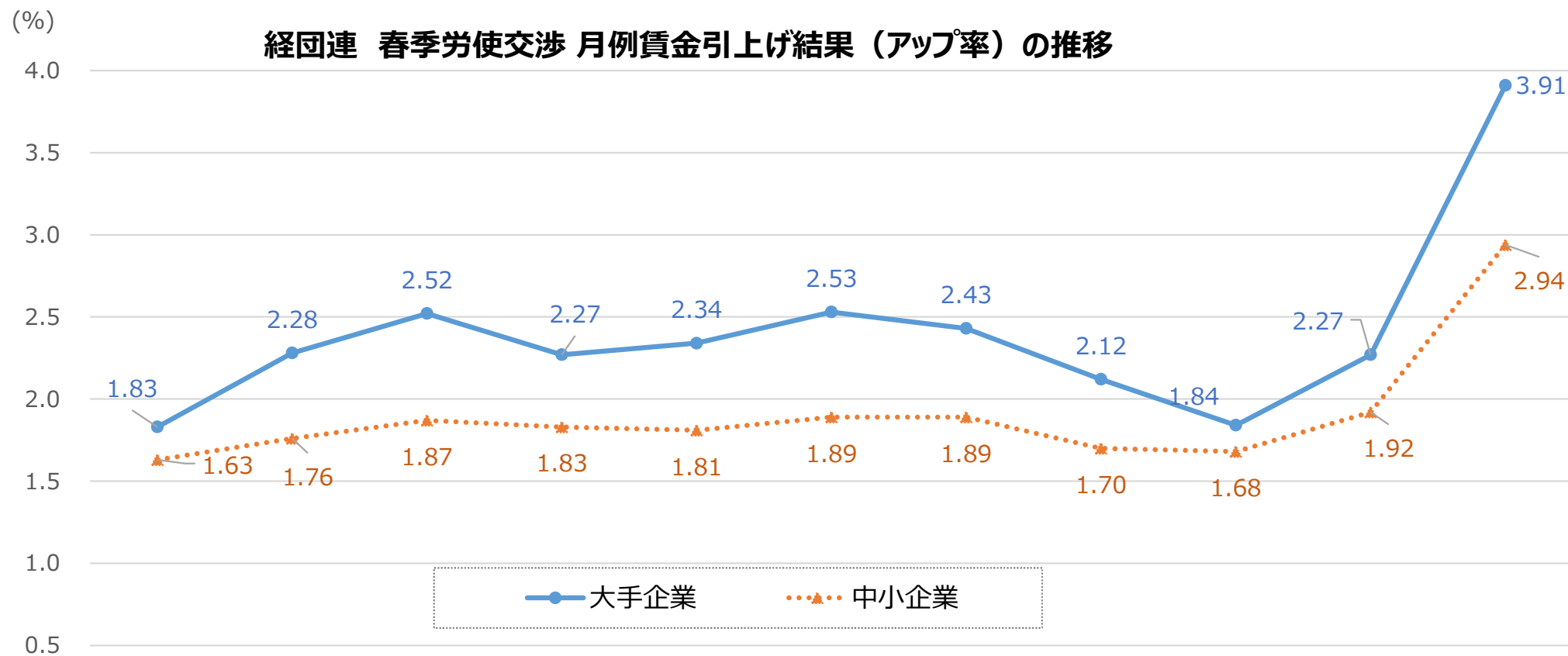


	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第6回回答集計結果」(2023年6月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
● 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
● 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

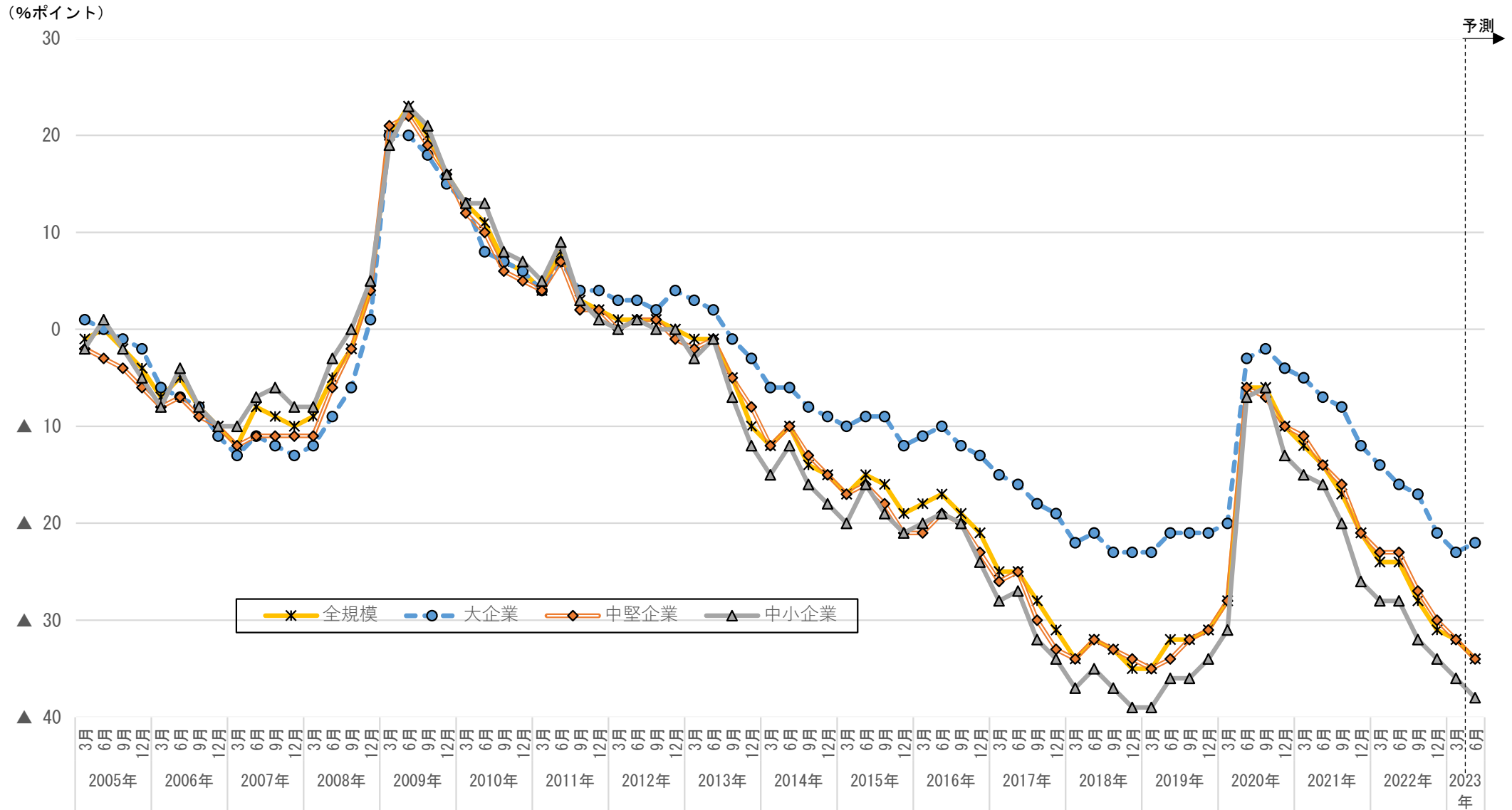
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

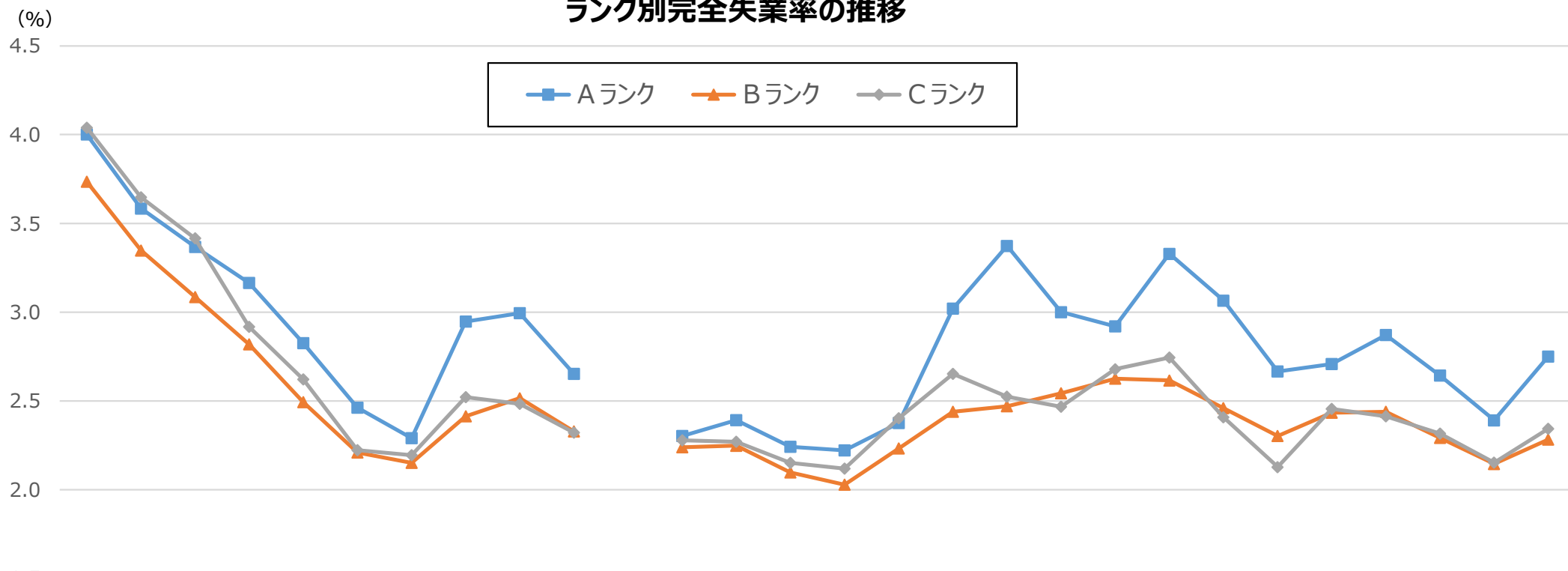
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
■ Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7
▲ Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3
◆ Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

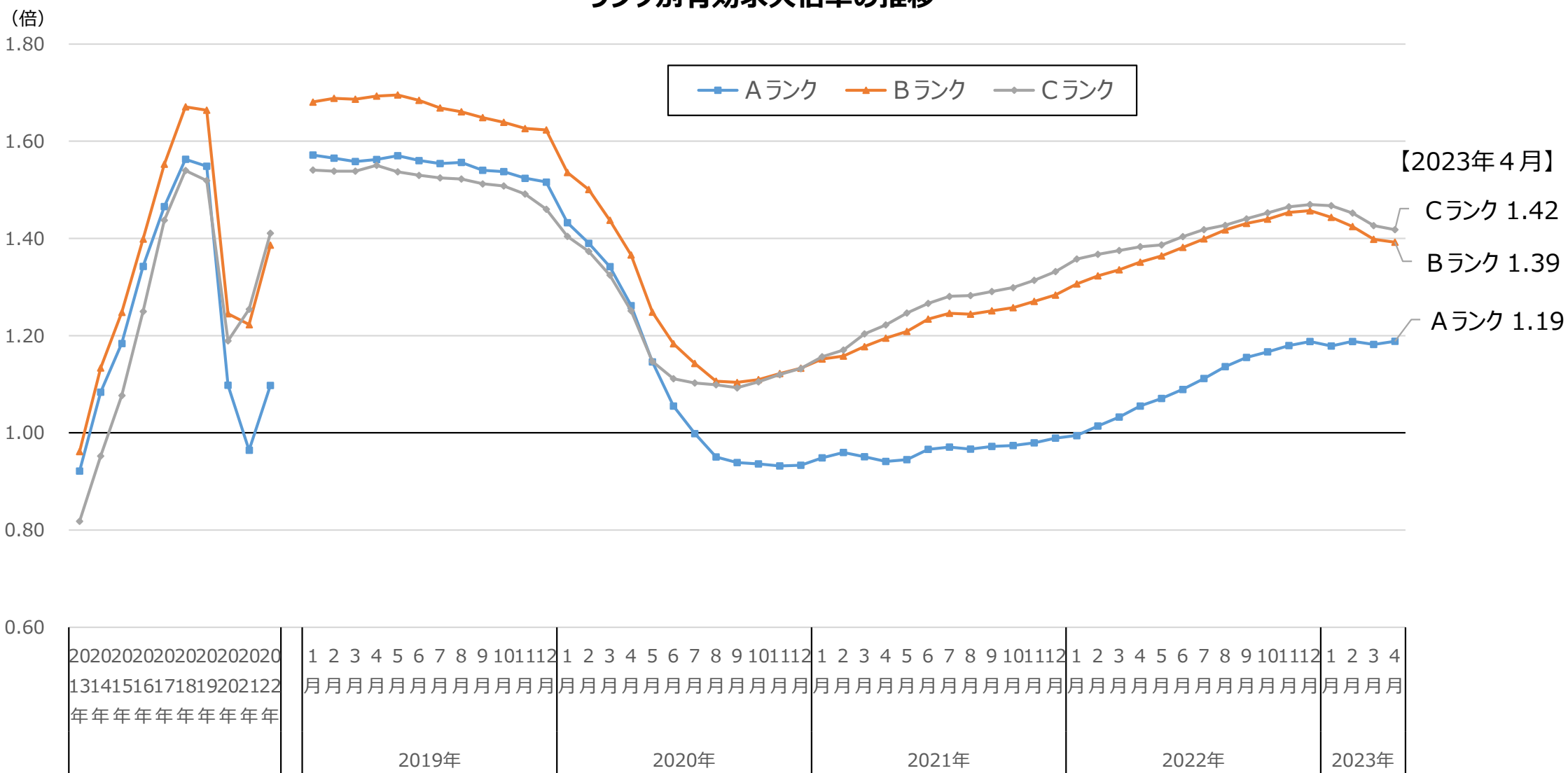
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

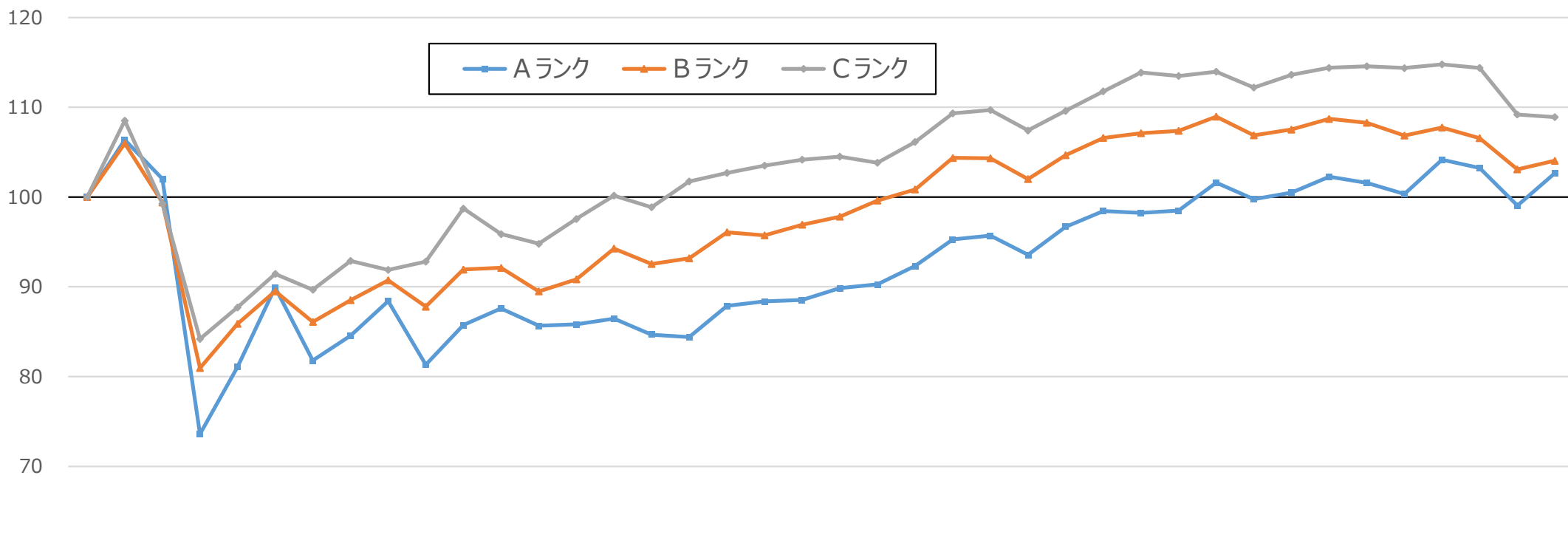
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
	2020年												2021年												2022年												2023年			
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	109	107	108	109	108	107	108	107	103	104
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	112	114	114	115	114	115	114	109	109

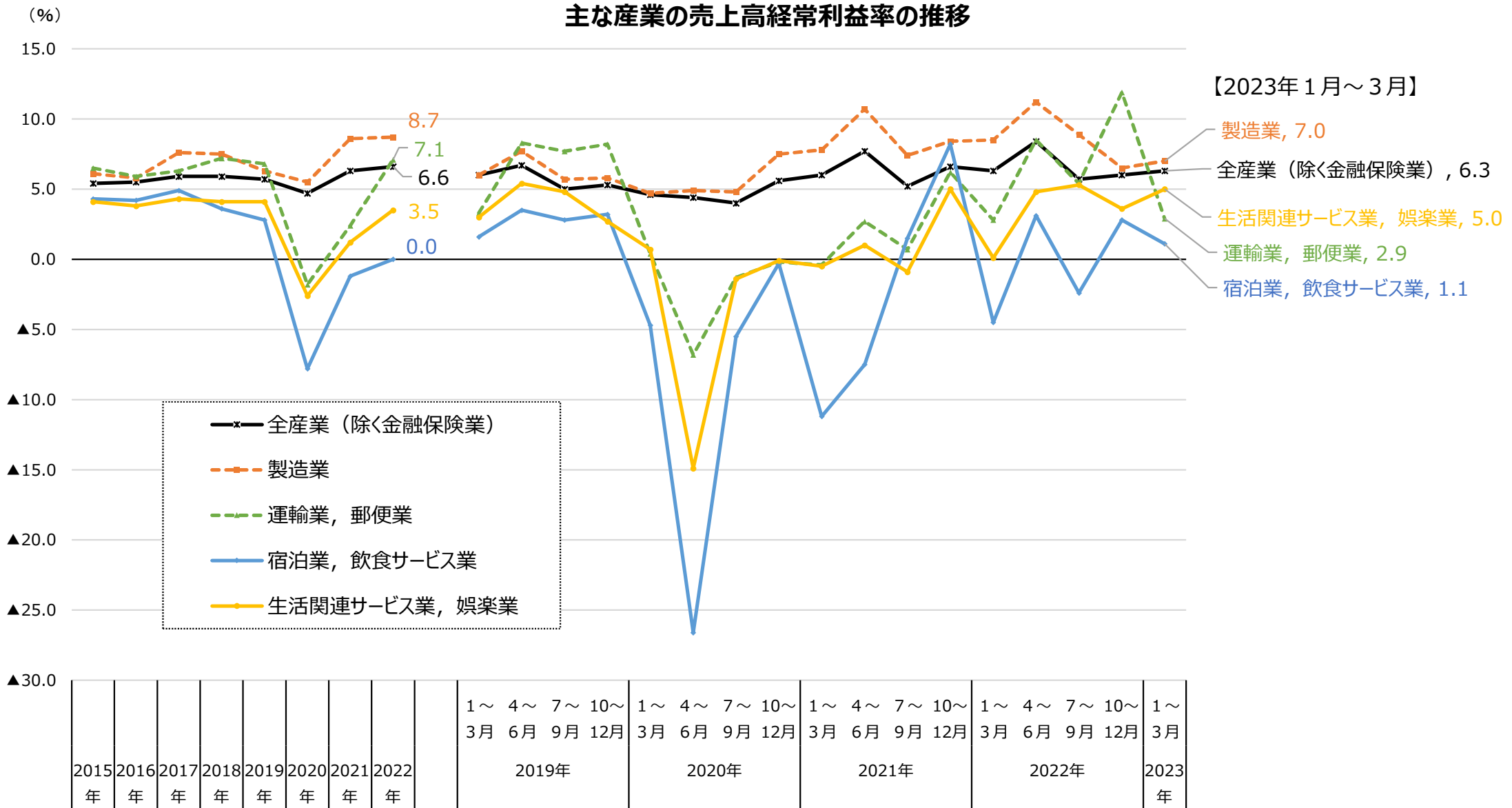
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年					2020年					2021年					2022年					2023年
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
全産業(除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

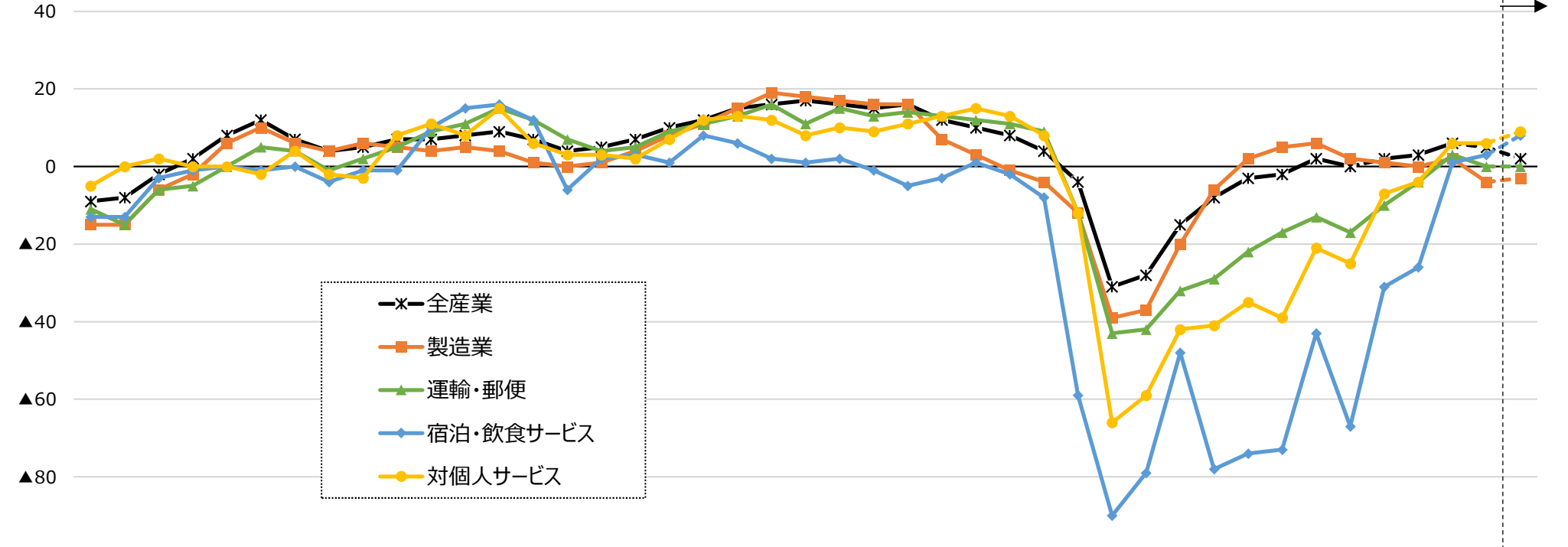
- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント:「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移



	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	2023年															
	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
全産業	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	2
製造業	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲3
運輸・郵便	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	0
宿泊・飲食サービス	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	8
対個人サービス	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	9

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

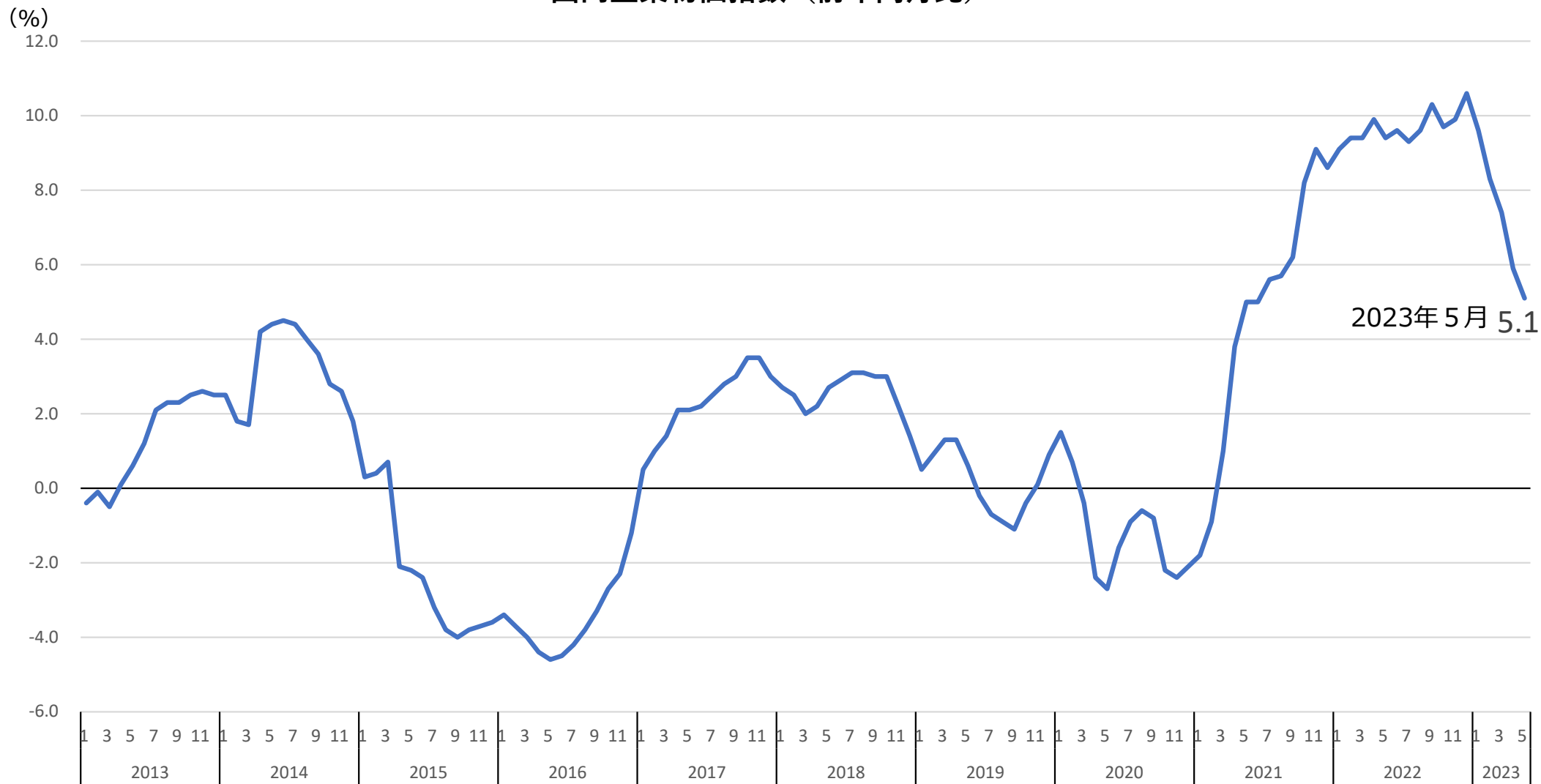
2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年5月は速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年5月には、-5.4%となった、

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年5月は速報値。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

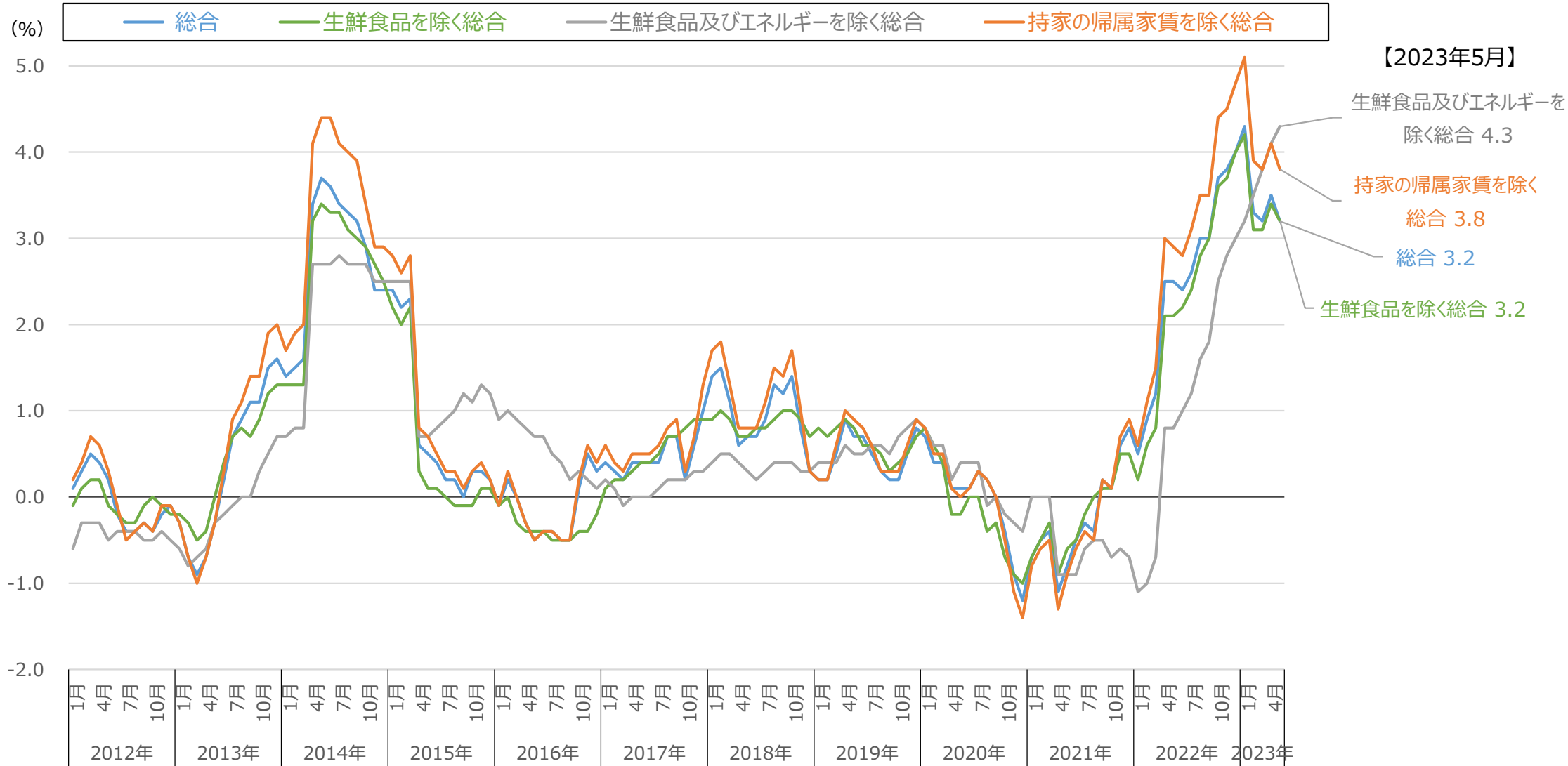
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.2%、「生鮮食品を除く総合」は+3.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.8%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)

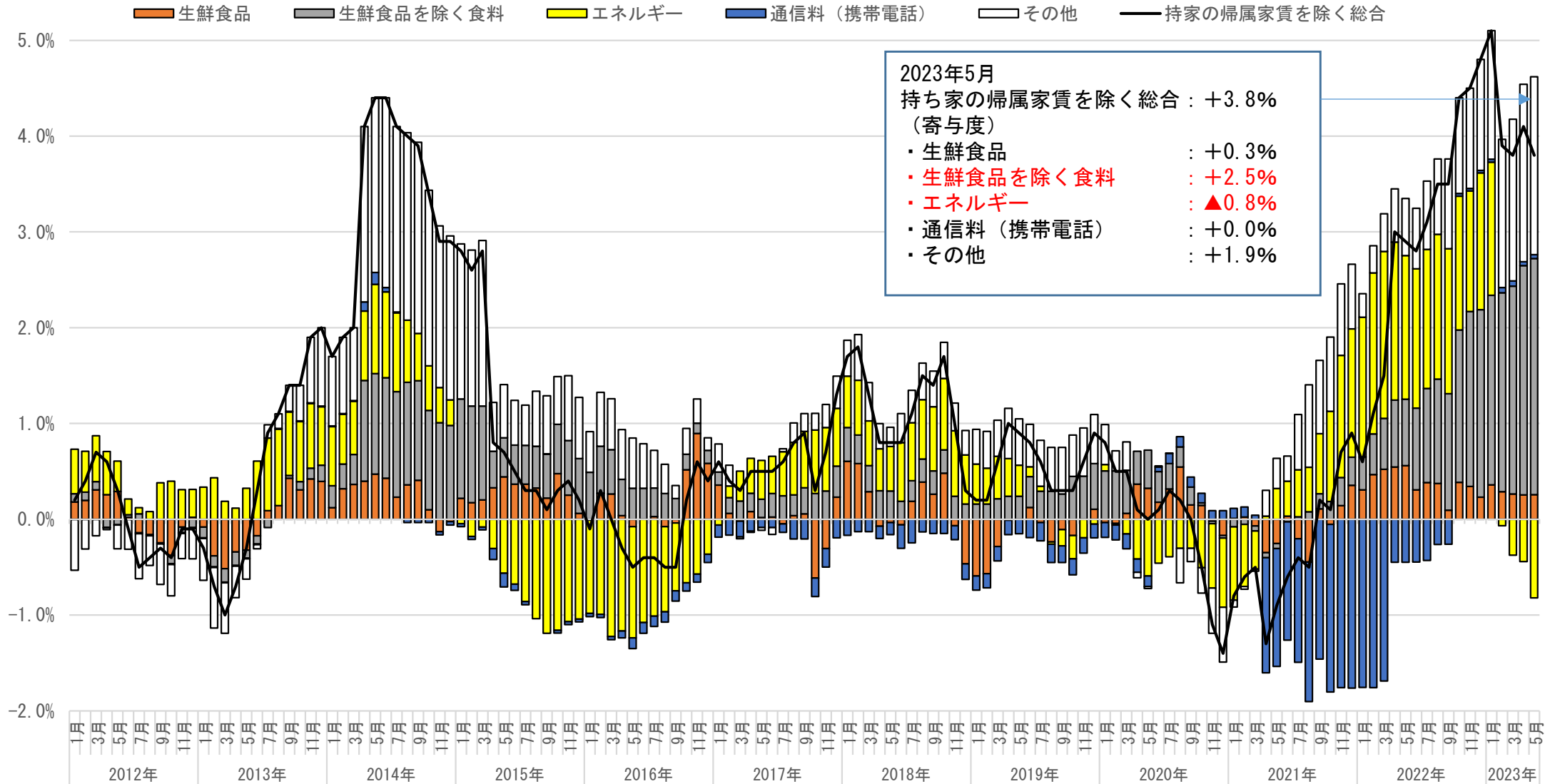


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年5月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.8%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

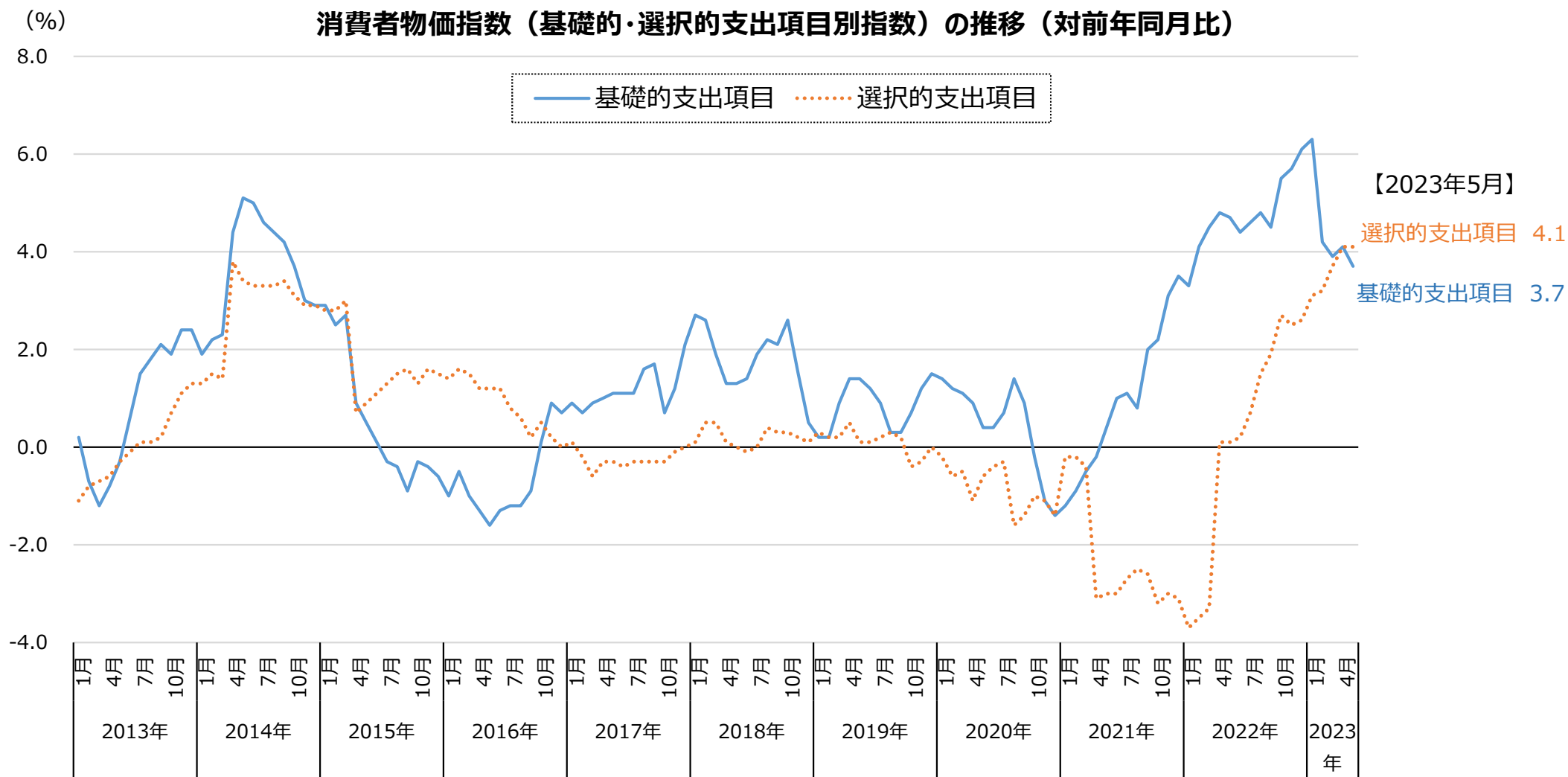
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

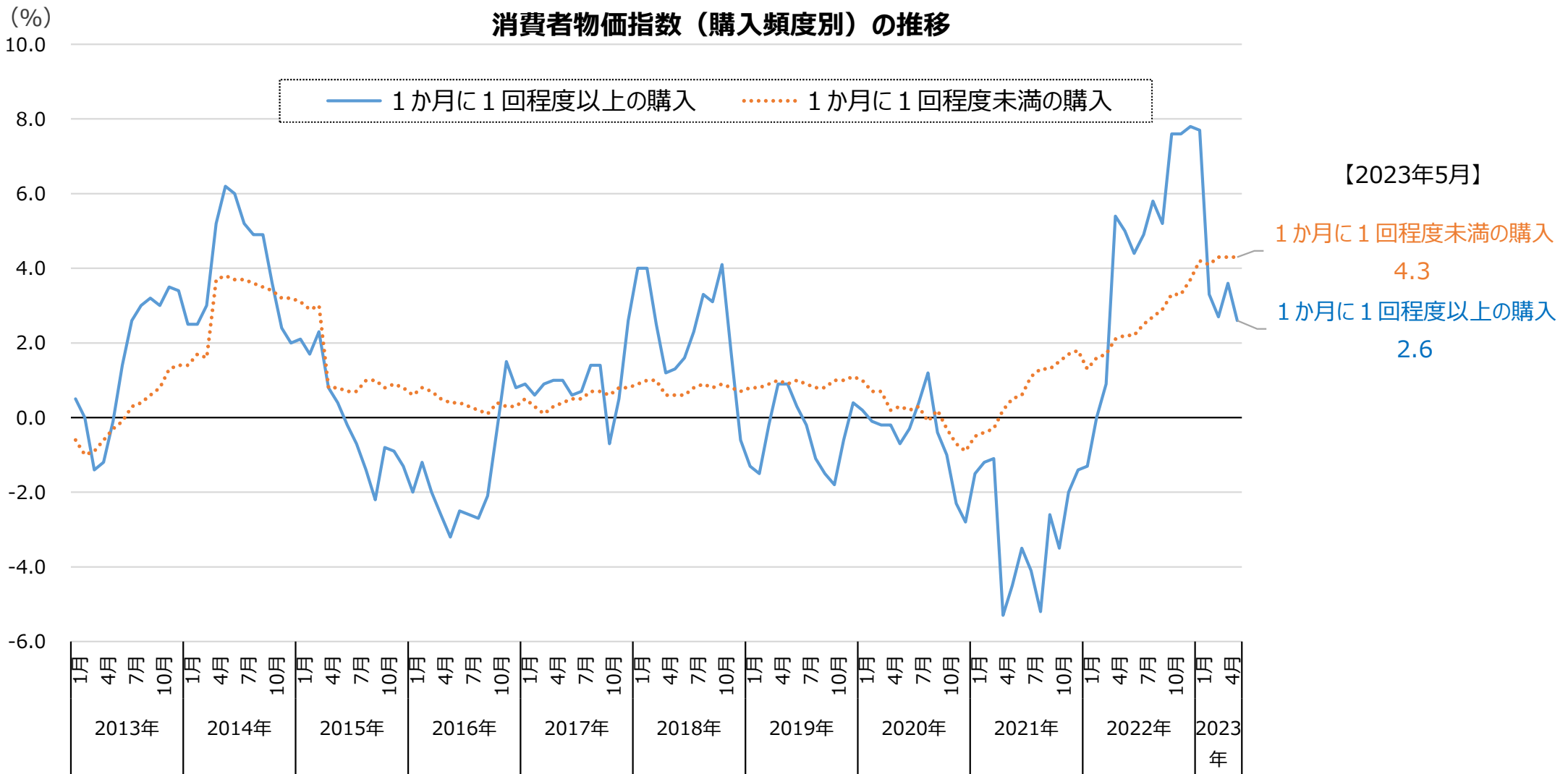


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.6%、「1か月に1回程度未満の購入」は+4.3%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。
 2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

倒産の動向

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2023年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

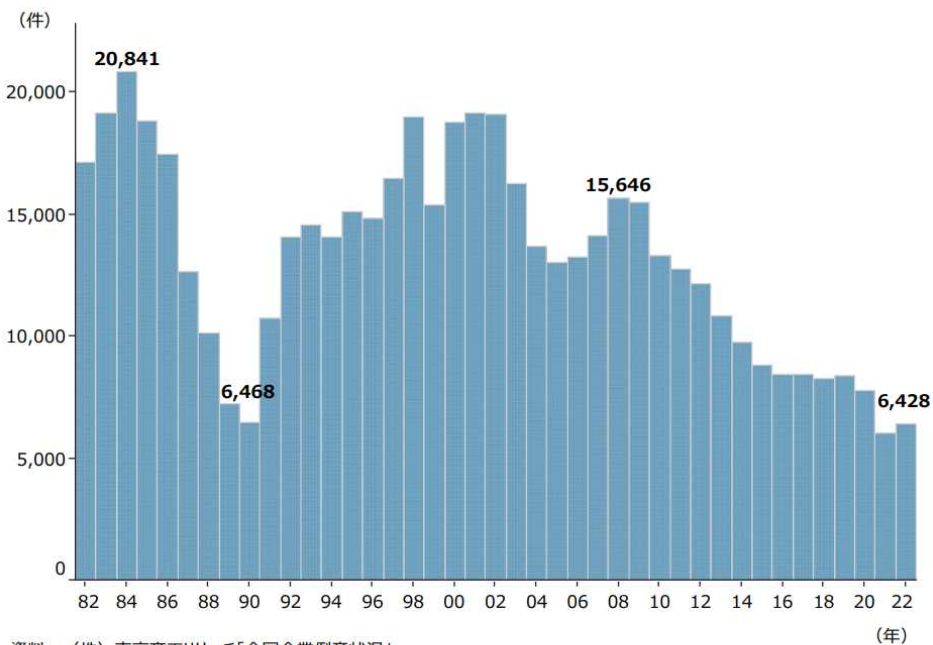
第1部 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向

続いて、我が国の倒産件数の推移について確認する（第1-1-15図）。倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。

「物価高倒産」動向調査（2023年4月）（抜粋）（右図）

仕入価格の上昇を価格転嫁できないほど「物価高」が最後の追い打ちとなる倒産も増加の一途をたどっており、2023年4月の物価高倒産は75件となった。急増した前月からさらに増加し、10カ月連続で最多を更新、2018年1月に集計を開始以降、累計で1000件を突破した。全体の倒産件数も増加基調のなか、「物価高」に起因した倒産はハイペースで増加しており、今後も高水準で推移していくものとみられる。

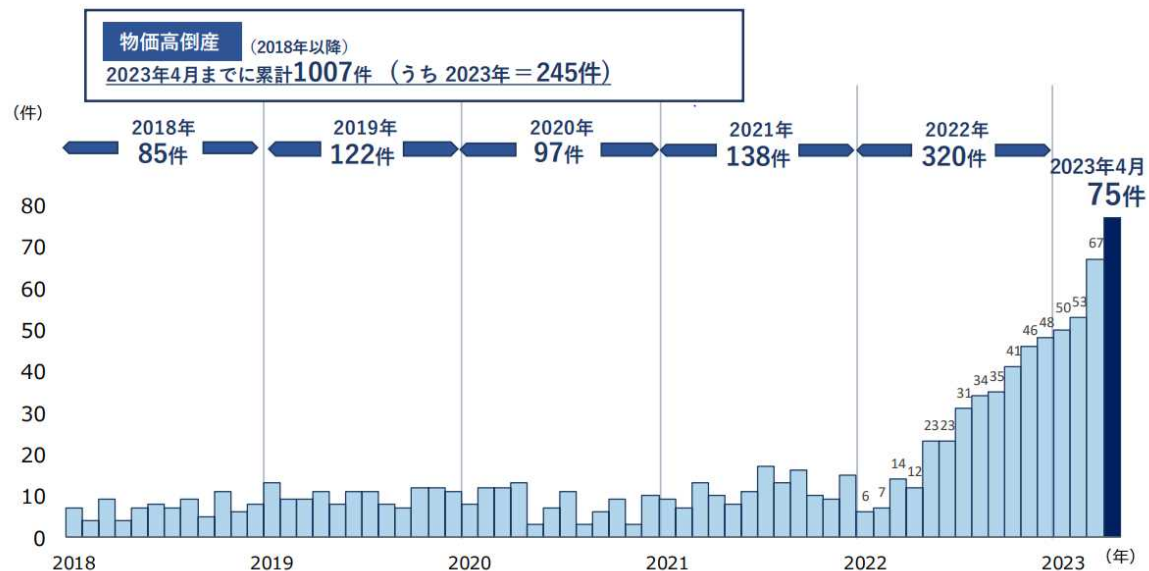
倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

（注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

物価高倒産 月別発生件数 推移



物価高倒産[定義] = 法的整理（倒産）企業のうち、原油や燃料、原材料などの「仕入れ価格上昇」、取引先からの値下げ圧力等で価格転嫁できなかった「値上げ難」などにより、収益が維持できずに倒産した企業を集計

（資料出所）中小企業庁「2023年版中小企業白書」、帝国データバンク「物価高倒産」動向調査（2023年4月） ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

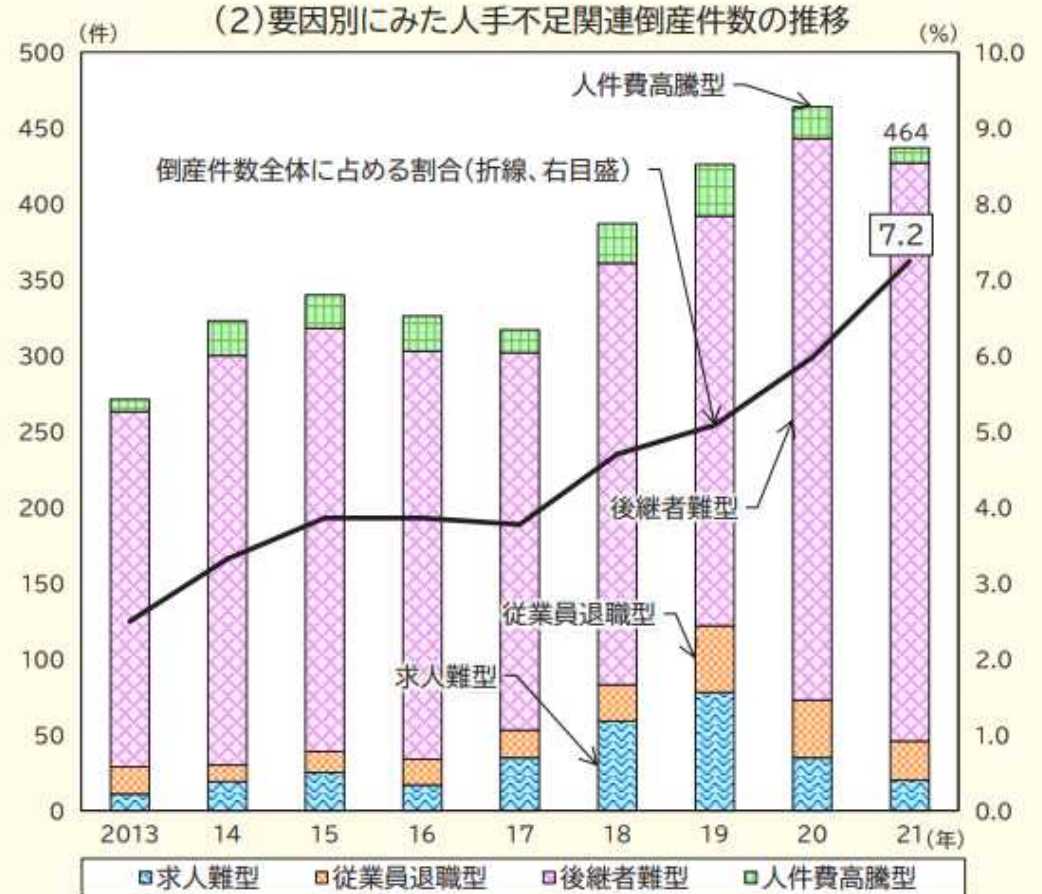
	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm> 令和5年5月17日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したものの。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 令和5年度当初予算額（令和4年度当初予算額） | <令和4年度補正予算額>

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～5,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～250万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3）

…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引き継ぎに関連する廃業費用等を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 37億円の内数(40.0億円の内数) | <113億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 <5,800億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.9億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 9.9億円(11.9億円) | <100億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 68.4億円(66.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 36.7億円(43.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 829億円(839億円) |

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.4億円(7.5億円) |

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.4億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 528億円の内数(498億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 5.6億円(19.4億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 2.3億円(1.7億円) |

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

生活衛生業関連施策

・日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組を行う事業者に対し特別利率を適用。

・デジタル化推進事業 <1.7億円> 生活衛生関係営業活性化支援事業 <3.8億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進、生衛組合連合会による継続的な集客等を図る取組の支援

・生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(0.9億円) |

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和4年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和4年度 実績（件） ※一部暫定値	令和4年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	15,700	9,288	805
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	64,714	41,779	380.8
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	70,235	51,889	716.5
中小企業等事業再構築促進事業	52,432	25,121	5,611.8
業務改善助成金	7,264	5,672	45.8
働き方改革推進支援助成金	6,417	5,789	53.7
キャリアアップ助成金	85,279	75,267	589.3
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇等付与コース、特別育成訓練コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	33,148	26,943	151.9
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワークコース	71	99	0.8

業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和4年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	18	120	201
青森	11	37	62
岩手	11	68	124
宮城	10	45	59
秋田	5	37	55
山形	16	65	74
福島	9	53	84
茨城	11	90	101
栃木	10	46	104
群馬	7	56	76
埼玉	15	75	105
千葉	17	115	121
東京	30	219	440
神奈川	27	171	274
新潟	6	55	86
富山	3	61	58
石川	18	54	78
福井	6	80	91
山梨	4	17	33
長野	10	102	106
岐阜	4	55	101
静岡	17	164	181
愛知	32	197	361
三重	11	58	72

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀	14	95	131
京都	16	60	85
大阪	21	238	358
兵庫	22	108	260
奈良	8	49	72
和歌山	5	59	89
鳥取	10	52	94
島根	13	35	45
岡山	26	93	104
広島	20	137	169
山口	7	72	107
徳島	2	54	84
香川	7	72	98
愛媛	9	65	96
高知	10	14	37
福岡	36	195	219
佐賀	17	38	32
長崎	11	44	83
熊本	22	93	123
大分	9	125	161
宮崎	16	43	54
鹿児島	9	25	42
沖縄	8	53	82
全国計	626	3,859	5,672

令和3年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充について

業務改善助成金については、令和3年夏以降、以下のとおり、累次の要件緩和・拡充を実施。

<令和3年度>

令和3年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円） ● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）
令和3年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和</u>（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円） ● <u>手続の簡素化</u>（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）
令和4年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」</u>（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。（※）

<令和4年度>

令和4年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等） ● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u>
令和4年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に最賃引上げが困難と考えられる「<u>事業場規模30人未満の事業者</u>」に対して、<u>助成上限額を引上げ</u> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u> ● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u>

※ 特例コースについては、令和5年1月31日で申請受付を終了。

中小企業に対する支援措置

● 資金繰り支援

- 新たな借換保証制度を創設し、2023年1月10日から運用開始。借換実績については、6月16日時点で約4万9千件の保証承諾。
- 日本公庫のスーパー低利融資や資本性劣後ローン等の申込期限を3月末から9月末まで延長。

● 価格転嫁対策

→**2023年3月の「価格交渉促進月間」**では、**これまでの倍の中小企業30万社**に**調査票を送付し**、

6月20日に**西村経済産業大臣よりフォローアップ調査結果を公表**。

今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。

- ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備
(全国のよろず支援拠点に「**価格転嫁サポート窓口**」の設置(7月)等)
- ② 発注側企業ごとの**価格交渉・転嫁状況のリストの公表**(8月以降)。
- ③ 下請振興法に基づき、**事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言**(8月以降)
- ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による**取引適正化の取組状況フォローアップ**

→「**パートナーシップ構築宣言**」について、大企業への宣言の拡大と、調査とフィードバックを通じた実効性の向上に引き続き取り組むとともに、地域への普及を推進。(6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業は、約1,500社が宣言済み。)

● 賃上げに係る予算措置

- 事業再構築補助金において、給与支給総額を年率3%以上増加させる事業者に対し、第10回公募(3月30日～6月30日)より新たな加点を措置。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

● 新規輸出1万者支援プログラム

- 全国各地の自治体、主要な商工会、商工会議所、地域金融機関等の創業支援担当が集まるブロック会議で中企庁から協力を依頼済み。さらに開催を希望する地域の商工会議所に中企庁、ジエトロが出向いて説明を実施。(3月12日までに、2,261者の登録)

新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設 【令和4年度第二次補正予算】

- 今後、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中する見込み。
- この状況を踏まえ民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設。2023年1月10日から運用開始。
- 借換実績については、6月16日時点で約49,000件の保証承諾。

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要**。
 - ① **セーフティネット4号の認定**（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号の認定**（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

コロナ資金繰り支援継続プログラム

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を2023年9月末まで延長する。

3月末

6月末

9月末

2023年度末

政府系金融機関

公庫のスーパー低利融資
(売上▲5%等 金利▲0.9%)

(注) 5年貸付
中小事業：0.17%
国民事業：0.22%

6ヶ月延長

公庫の資本性劣後ローン

6ヶ月延長

セーフティネット貸付の金利引下げ
(利益率▲5% 金利▲0.4%)

※貸付期間5年の場合 中小事業：0.67%
国民事業：1.37%
(原油価格・物価高騰対策)

6ヶ月延長

セーフティネット保証4号

(売上▲20%、100%保証
金利 原則0.8~2.2% (コロナ借換保証に
対応した都道府県等の制度融資の場合))

3ヶ月延長

※3ヶ月毎に見直し

借換保証

(売上・利益率▲5%等、保証料0.2%)

民間金融機関
(信用保証制度)

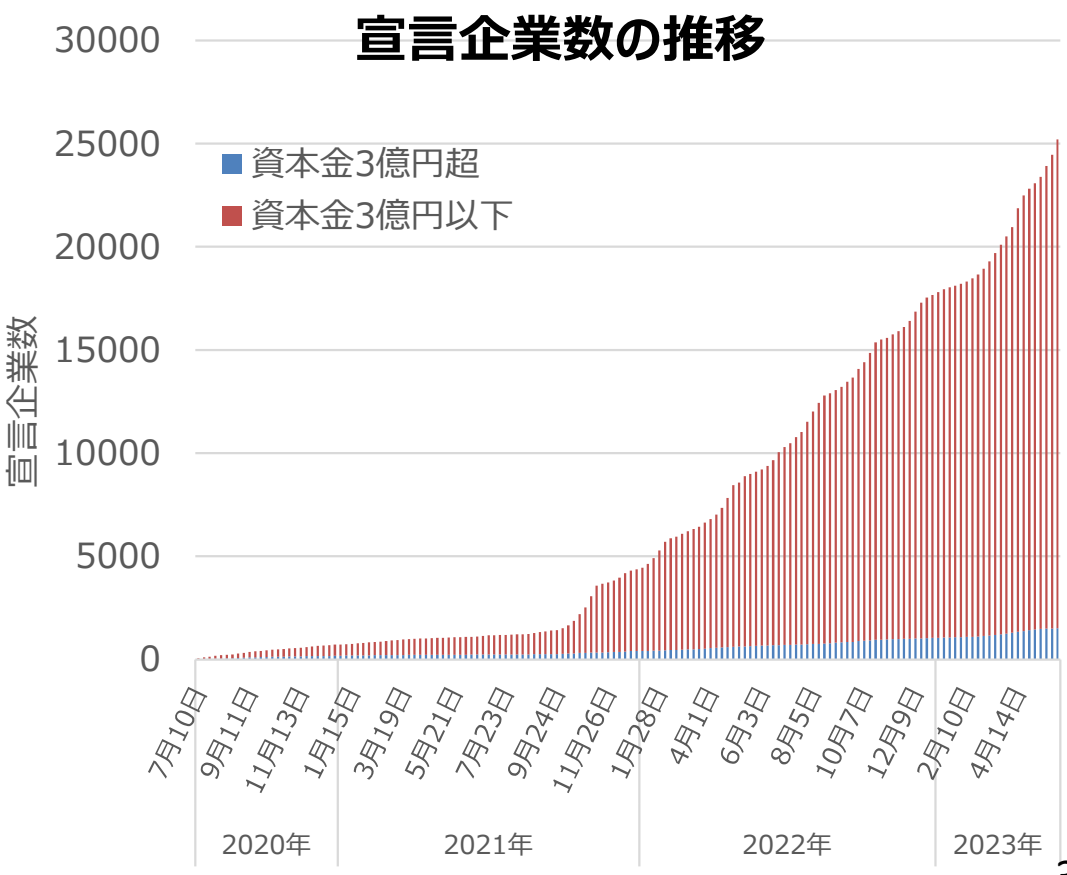
地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業（資本金3億円超）は、約1,500社。
- 宣言の更なる拡大に向けて、2月に西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加点措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広げていく。

「パートナーシップ構築宣言」の概要

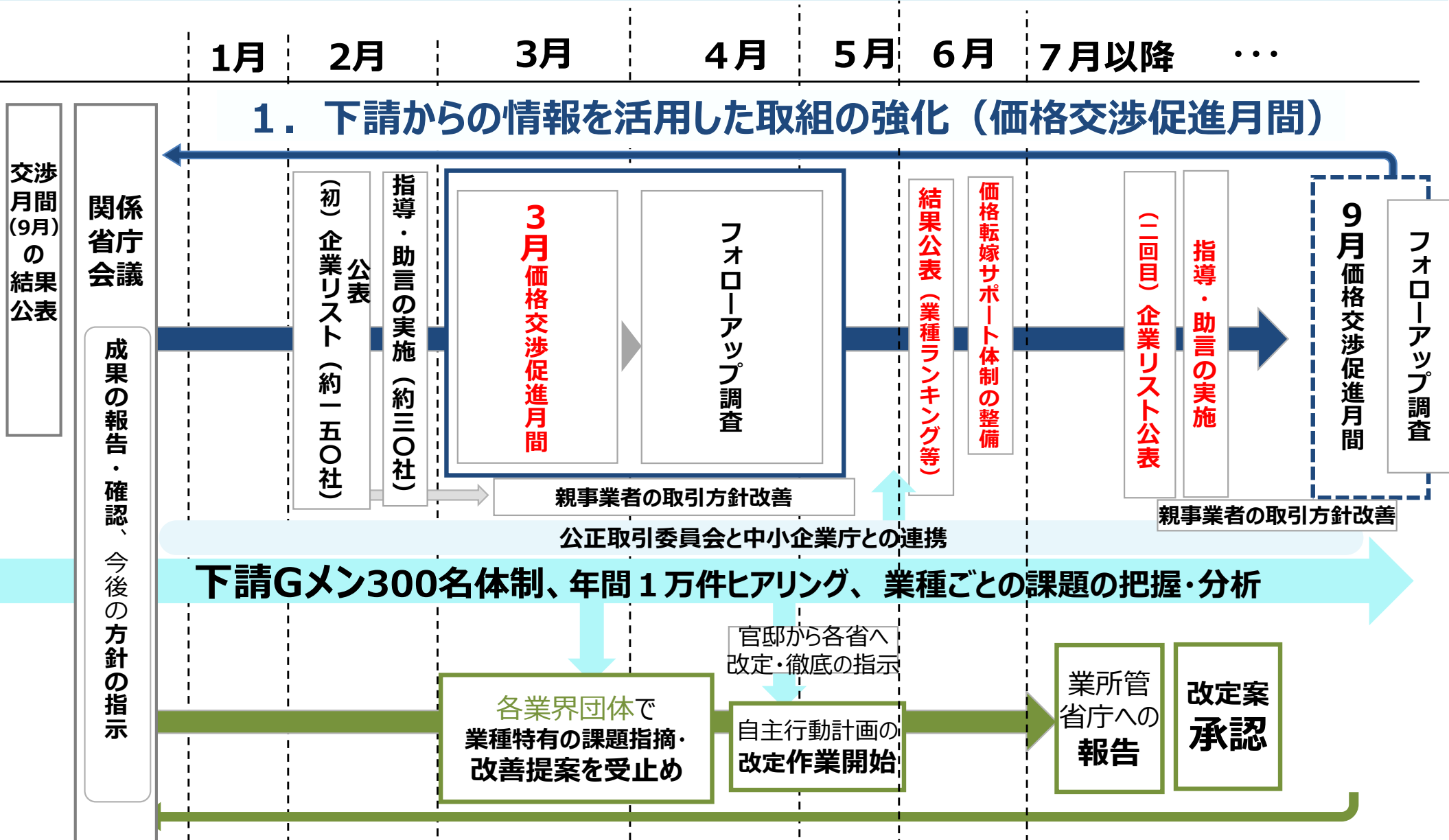
- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。



今後の価格転嫁対策

- 1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
- 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁



2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月目途】

- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）

- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

②下請法の執行強化等

1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

賃上げを後押しする予算措置【令和4年度第二次補正予算】

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を拡充。
- 3～5%の賃上げに取り組む事業者に事業再構築補助金の加点措置を新設。
- 事業再構築補助金については、3月30日より第10回公募を開始（6月30日締切）。
- ものづくり補助金については、4月19日より第15次公募を開始。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

<事業再構築補助金> 【令和4年度第二次補正 5,800億円】

- 事業概要：新市場進出や事業・業種転換等に係る設備投資等への補助
- 補助率：事業実施期間内に大規模賃上げ達成で中小1/2→2/3、中堅1/3→1/2に引上げ
- 補助上限：最大1.5億円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大1.8億円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額3%以上増加の場合実施

<ものづくり・商業・サービス補助金>【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大4,000万円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大5,000万円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額2%以上の増加の場合実施

<事業承継・引継ぎ補助金> 【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】 (経営革新事業)

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大800万円に引上げ

中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）について

- 新分野展開や業態展開等を支援する事業再構築補助金は、令和2年度3次補正で措置された1兆1,485億円に加え、令和3年度補正及び令和4年度予備費で計7,123億円を積み増し、グリーン分野へ進出する事業者や物価高等の影響を受ける事業者に対する特別枠の創設等を行ってきた。
- さらに、令和4年度2次補正予算で5,800億円を積み増し、成長分野への事業再構築や大胆な賃上げに取り組む事業者への更なるインセンティブの強化等を行い、強力に支援していく。

予算額	令和2年度3次補正：1兆1,485億円 令和3年度補正：6,123億円 令和4年度予備費：1,000億円 令和4年度2次補正：5,800億円
-----	---

申請要件 (共通)	①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。
--------------	---

支援類型 ※令和4年度 2次補正予算	対象者	類型	補助上限※2	補助率	(※1) 中堅企業も申請可能 (補助上限、補助率は異なる) (※2) 一部類型では従業員数 により補助上限額が異なる (※3) 事業終了後3～5年で、 ①大規模賃金引上げで上限 3,000万円上乗せ、②規模 拡大により中小企業等から卒 業した場合、上限額を2倍に 上乗せ。 (※4) 事業期間内に賃上げ 要件（給与支給総額6%増 加等の場合等）を達成した 場合、補助率を2/3に引上げ	
	中小企業、 個人事業 主等 ※1	成長枠		2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 ※3		1/2※4
		グリーン成長枠		【エントリー】中小4,000万円,6,000万円, 8,000万円、中堅1億円 ※3		1/2※4
				【スタンダード】中小1億円,中堅1.5億円		
		産業構造転換枠		2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ		2/3
		最低賃金枠		500万円,1,000万円,1,500万円		3/4
		物価高騰対策 ・回復再生応援枠		1,000万円,1,500万円,2,000万円,3,000万円		2/3 (一部3/4)
サプライチェーン強靱化枠		最大5億円	1/2			

対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等 ※従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外 ※一部の経費については上限等の制限あり
------	--

スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回公募8,016者、第2回公募9,336者、第3回公募9,021者、第4回公募8,810者、第5回公募9,707者、第6回公募7,669者、第7回公募7,745者、第8回公募6,456者、第9回公募4,259者で合計71,019者を採択済。 ● 第10回公募を3月30日に開始、6月9日に受付開始、6月30日締切予定。
--------	--

ものづくり・商業・サービス補助金（通称：ものづくり補助金）について

- 中小企業等の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。
- 令和4年度2次補正では、温室効果ガス排出削減の取組に応じたグリーン枠の補助上限額の拡充、大幅な賃上げに取り組む事業者への補助上限額引き上げ、海外市場開拓の取組へのブランディング・プロモーション等費用の支援を行う。

予算額	令和元年度補正3,600億円+2年度補正4,000億円+3年度補正2,001億円+4年度補正2,000億円 の内数			
支援実績	1次公募～13次公募までの実績 申請件数：64,911者 採択件数：32,268者			
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 <ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値額 + 3%以上/年 ● 給与支給総額 + 1.5%以上/年 ● 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円 	補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費(グローバル市場開拓枠のみ)、広告宣伝・販売促進費(グローバル市場開拓枠のうち海外市場開拓(JAPANブランド) 類型のみ)	
支援類型	申請類型	補助上限額 ※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円		補助率
	通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援	750万円～1,250万円		1/2、2/3(小規模・再生事業者)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援			2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援			
	グリーン枠 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援	エントリー	750万円～1,250万円	2/3
		スタンダード	1,000万円～2,000万円	
	アドバンス	2,000万円～4,000万円		
	グローバル市場開拓枠 ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援	3,000万円		1/2、2/3(小規模事業者)
	➡ 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例 (回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く) 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者(給与支給総額年率6%増加等)に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。			
スケジュール	15次公募開始：令和5年4月19日(水)、電子申請システムでの応募受付開始：5月12日(金)、申請締切：7月28日(金)、採択公表：9月下旬頃			

令和4年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置。
- 令和4年度補正予算からの変更点としては、経営革新事業において、事業承継後の事業者による取組に加え、事業承継を予定している後継者候補の取組みも補助対象に追加し、また一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を200万円引上げる。

<要件・経費> (R4年度補正)

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

<補助率・補助額> (R4年度補正)

支援類型	補助率	補助額
①事業承継・M&Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新	1/2・2/3	~600万円
	1/2	600~800万円
②M&A時の土業等専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	~600万円
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	~150万円

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)

○ 令和4年10月に、足元の物価高騰等に対応し、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安心・安全の確保などを内容とする「総合経済対策」を決定。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

令和4年10月28日
閣議決定

- ◆ 我が国経済は、ウイズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等による**エネルギー・食料品等の価格上昇**が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている。また、**世界規模の物価高騰**がみられる中、各国・地域における金融引締めの影響などから**世界的な景気後退懸念**が高まっている。
- ◆ 世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、新しい資本主義の旗印の下、「**物価高・円安への対応**」、「**構造的な賃上げ**」、「**成長のための投資と改革**」を重点分野とし、予算・税制、規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した本総合経済対策を速やかに実行し、**足元の難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていき、日本経済を再生する。**

I 物価高騰・賃上げへの取組

- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援**
 - 電力料金の激変緩和事業（家庭に対しては、23年度春初旬にも想定される電気料金の上昇による平均的な負担増を軽減するべく、前年度に比べて負担増を抑制するべく、都市ガス料金の激変緩和事業（料金の上限による負担の増加に対応する額を支援）
燃料油価格の高騰の激変緩和事業（23年1月以降も補助上限を繰り下げ調整しつつ実施）
食品ロス削減、フードバンク・こども宅食に対する支援
- 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換**
 - ◆ **危機に強いエネルギー供給体制の構築**
 - LNG安定供給体制強化（企業の省エネ機器・設備導入支援を3年間で集中支援、住宅リフォーム省エネ支援）、ゼロエミッション電源活用（再エネ・蓄電池導入加速、原発10数基再稼働、次世代革新炉開発・建設について、年末に向け議論加速）
 - ◆ **危機に強い食料品供給体制の構築**
 - 肥料（下水汚泥資源・堆肥等活用等）、飼料（稲作農家と畜産農家の連携等）国産化、大豆・小麦等の国内産への切替
- 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援**
 - ◆ **賃上げの促進**
 - 来春の賃金交渉では、物価上昇をカバーする賃上げを目標
 - 中堅・中小企業等の賃上げ支援大幅拡充（事業再構築補助金、中小企業生産性革命事業等）、同一労働同一賃金遵守徹底
 - ◆ **中小企業等の賃上げ環境整備**
 - 適切な価格転嫁に向けた整備（公取委等の体制強化、独禁法・下請代金法より厳正な執行等）
 - 弾力的かつ複数年度にわたって継続的な事業再構築・生産性向上への挑戦・円安事業承継・引継ぎを強力に支援
 - 信用保証制度において、借入れ需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設

II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- 1. コロナ禍からの需要回復、地域活性化**
 - ◆ **観光立国の復活**
 - インバウンド消費年間5兆円超の速やかな達成に向けた集中パッケージ推進、新たな「観光立国推進基本計画」策定
 - 観光地・観光産業の再生・高付加価値化、戦略的な訪日プロモーション、コンテンツ海外展開促進、国内観光活性化
 - ◆ **地域活性化**
 - エンターテインメントや商店街等の各種イベントへの支援等による需要喚起
 - 文化芸術活動・こどもの文化芸術鑑賞・体験支援、文化資源の戦略的活用、スポーツ振興
 - 農業産地・畜産・水産業等の生産基盤の維持・強化、木材産業国際競争力強化対策
 - インフラの戦略的・計画的整備、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、都市再生、条件不利地域の振興
- 2. 円安を活かした経済構造の強靱化**
 - ◆ **海外から我が国が期待される物資の供給力強化と輸出拡大**
 - 日米共同の次世代半導体技術開発、先端半導体など重要先端技術分野で国際協調による投資拡大、重要物資の国内生産能力強化
 - ◆ **企業の国内投資回復と対内直接投資拡大**
 - サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部材材等の国内生産拠点整備支援、対内直接投資促進
 - ◆ **中小企業等の輸出拡大**
 - 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の推進
 - ◆ **農林水産物の輸出拡大**
 - 2025年2兆円輸出目標の前倒し（専門人材による伴走支援や輸出のための施設整備支援、品目団体による輸出力強化、輸出手援体制確立、農林水産・食品関連スタートアップ支援、品種流出防止等）

III 「新しい資本主義」の加速

- 1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動・構造的賃上げに向けた一体改革**
 - ◆ **人への投資の強化と労働移動の円滑化、多様な働き方などの推進、人的資本に関する企業統治改革**
 - 「人への投資」の施策パッケージを5年1兆円へ拡充（企業間・産業界の労働移動の円滑化、在職者のキャリアアップのための訓練から転職まで一貫通過で支援、労働者のリスキリング支援）、労働移動円滑化の指針を来年6月までに策定
 - 若手研究者への支援強化、デジタル推進人材育成230万人拡大、成長分野への大学・専攻の学部再編等支援
 - 非財務情報開示の充実、生産性を高める働き方改革、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備、就職氷河期世代支援
 - ◆ **資産所得の倍増**
 - 「資産所得倍増プラン」の策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討やiDeCo制度改革の検討、金融教育の充実
- 2. 成長分野における大胆な投資の促進**
 - ◆ **科学技術・イノベーション**
 - 重要技術の育成、国際共同研究強化（量子、AI等）、若手研究者による挑戦的・国際的研究の支援、宇宙・海洋・原子力・核融合の研究開発、地域の中核大学や特色ある大学の強化、2025年大阪・関西万博の円滑な実施
 - ◆ **スタートアップの起業加速**
 - 5年10倍増を視野に5か年計画策定。立上げ期の人的・ネットワーク面での支援（未踏事業拡大、若手人材の海外派遣、海外における起業家育成拠点創設、1大学1IPO運動、グローバル・スタートアップキャンパス構想具体化等）、成長に向けた資金供給強化と事業展開・出口戦略の多様化（研究開発型スタートアップへの支援、SBI Rの拡充等）
 - ◆ **GX（グリーン・トランスフォーメーション）**
 - GI基金拡充、革新的GX技術の研究開発促進、アジア・ゼロエミッション共同体構想推進
 - 成長に資する施策は、足元のエネルギー価格高騰への対応の必要性も踏まえつつ、年末までにまとめる「10年ロードマップ」に基づく政府施策の一環として先行実施
 - ◆ **DX（デジタル・トランスフォーメーション）**
 - Beyond 5G（6G）研究開発、マイナンバーカード普及促進（健康保険証等と一体化加速等）、中小企業DX、医療・介護DX（オンライン資格確認用途拡大等）、教育DX、デジタル田園都市国家構想推進、日米共同の次世代半導体技術開発
- 3. 包摂社会の実現**
 - ◆ **少子化対策、こども・子育て世代への支援**
 - 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施、出産育児一時金大幅増額（令和5年度当初予算）、こども食堂等こどもの居場所・食への支援
 - ◆ **女性活躍、孤独・孤立、就職氷河期世代など困難に直面する方々への支援**
 - 女性デジタル人材・女性起業家育成、同一労働同一賃金の遵守の徹底、正社員化や待遇改善
 - 孤独・孤立対策の強化、就職氷河期世代支援、障害者支援

IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安心・安全の確保

- 1. ウイズコロナ下での感染症対応の強化**
 - ◆ **保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援**
 - 病床確保・宿泊療養施設確保・医療人材確保、PCR検査体制の整備、抗原定性検査キットの確保
 - ◆ **ワクチン等による感染拡大防止と次の感染症危機への備え**
 - ワクチン接種体制整備、ワクチン・治療薬の研究開発、国際機関への協力
- 2. 防災・減災、国土強靱化の推進**
 - 次期基本計画検討、5か年加速化対策推進、流域治水推進、線状降水帯・台風等による大雨等予測精度向上
- 3. 自然災害からの復旧・復興の加速**
 - 東日本大震災からの復旧・復興、ALPS処理水放出に伴う持続可能な漁業実現への支援、自然災害からの復旧・復興
- 4. 外交・安全保障環境の変化への対応**
 - ◆ **外交・安全保障**
 - G7広島サミット開催や安保理入りを見据えた機動的で力強い外交の展開、ウクライナ及び周辺国への支援、自衛隊等の変化する安全保障環境への対応、戦略的海上保安体制の強化、総合的な海洋の安全保障の推進
 - ◆ **経済安全保障・食料安全保障**
 - 量子・AI等先端的な重要技術育成、重要物資のサプライチェーン強靱化（重要物資の早期指定、物資の特性に応じた生産・供給・備蓄・代替物資の開発等への支援を基金の設置・活用もいながら実施）、食料安全保障の強化
- 5. 国民の安心・安全の確保**
 - 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進（送迎バスの安全装置改修支援等）、消費者契約関連法の見直しなど悪質商法等の対策強化、G7広島サミットを見据えた警備・警戒・警備等の強化

V 今後への備え：「新型コロナウイルス感染症及び他の感染症、物価高騰対策予備費」の増額、「ウクライナ情勢対応緊急予備費」（仮称）の創設

本経済対策の規模						本経済対策の効果	
	I	II	III	IV	V	合計	
財政支出	12.2	4.8	6.7	10.6	4.7	39.0	直接的なGDP押し上げ効果： 実質GDP換算 4.6%程度
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	物価抑制効果： 消費者物価（総合）1.2%pt程度以上（※）
事業規模	37.5	8.9	9.8	10.7	4.7	71.6	※電気・ガス料金や燃料油価格等の負担軽減効果は除く
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

値引き単価

<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者
（家庭・企業）

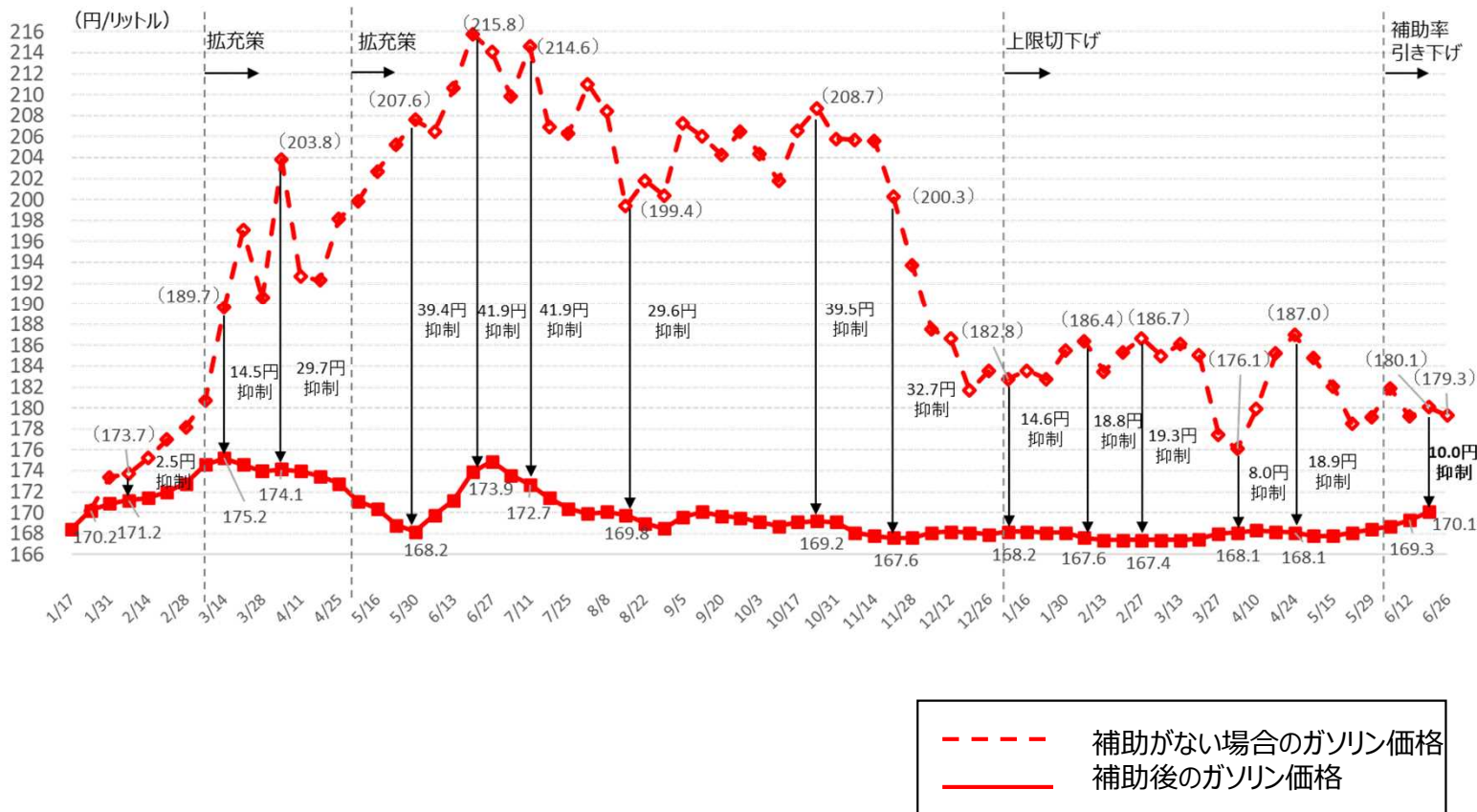
・補助を原資に料金を値引き
・検針票・請求書等に値引きを反映

燃料油価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、今年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

レギュラーガソリン・全国平均価格



実施スキーム

国

造成・積み増し

基金設置法人

抑制原資の支給

元売事業者等

卸価格の抑制

小売事業者
(ガソリンスタンド)

小売価格の抑制

燃料油の消費者
(家庭・企業)

LPガス小売価格の低減に資する配送合理化等の取組

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- LPガス価格は、人件費・輸送費等の比率が大きいことから、零細事業者を含め、配送合理化への取組を、前例のない補助率で推進する。

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金【令和4年度2次補正：138億円】

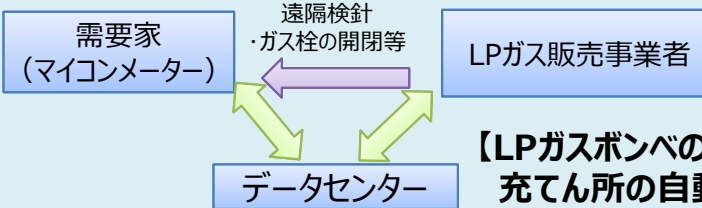
事業概要

LPガスの小売価格低減に資する人手不足解消、配送業務の効率化を図る設備導入を支援。

- (1) 遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーターの導入支援。
- (2) LPバルクローリー、配送車両等の導入支援。
- (3) 充てん所の自動化等に資する設備の導入支援。

事業イメージ

【スマートメーター】



【LPガスボンベの充てん所の自動化】



【LPガスの配送車両】



LPガス運搬車

実施スキーム

国

公募・交付

事務局

公募・交付

小売事業者等

小売価格の低減

LPガス消費者
(家庭・企業)

小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金【令和4年度2次補正：16億円】

事業概要

- LPガスを利用する需要家が、大型のLPガスタンクでの供給を受ける際に必要となるLPガスタンクや付属設備等の購入や設置工事費に要する経費の一部を支援。

事業イメージ

【LPガスタンク、付属設備の例】



標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前 ^{※1} (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値 ^{※2}	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果 ^{※2}	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円 ^{※3}
改定後 ^{※2} (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前 ^{※1} (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

令和5年7月12日（水）15時～
於 航空会館201号室（2階）

第2回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和5年賃金改定状況調査結果

資料 No. 2 生活保護と最低賃金

資料 No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 4 賃金分布に関する資料

資料 No. 5 最新の経済指標の動向

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

令和5年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,489 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.8 %	3.2 %	5.3 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.3 %	3.8 %	7.0 %	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R 4 年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4 %	3.0 %	4.8 %	0.57	1.0 %	3.0 %	7.6 %	1.10	1.2 %	2.3 %	5.0 %	0.83	1.7 %	2.8 %	5.0 %	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R 4 年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年					
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R 4 年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

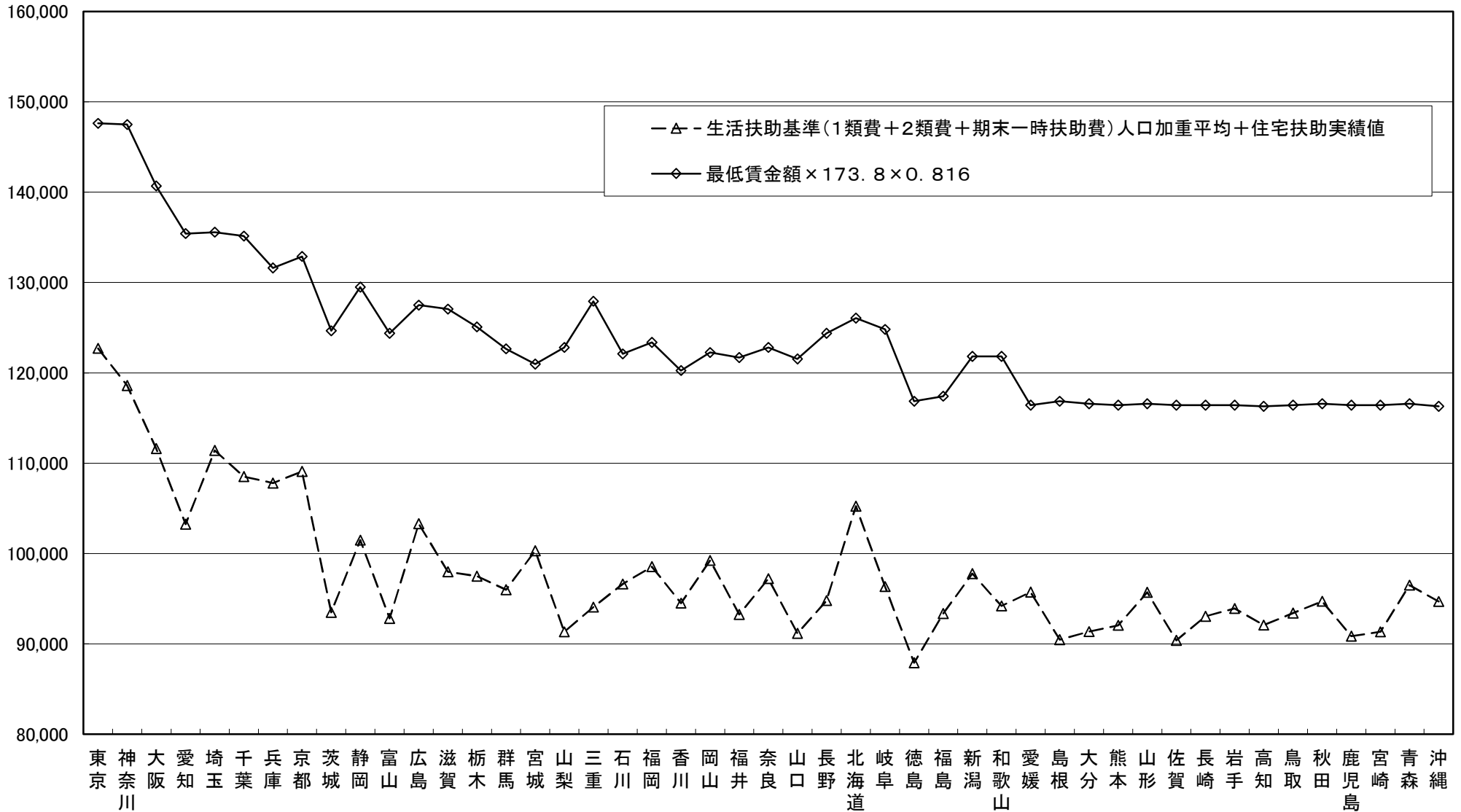
(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

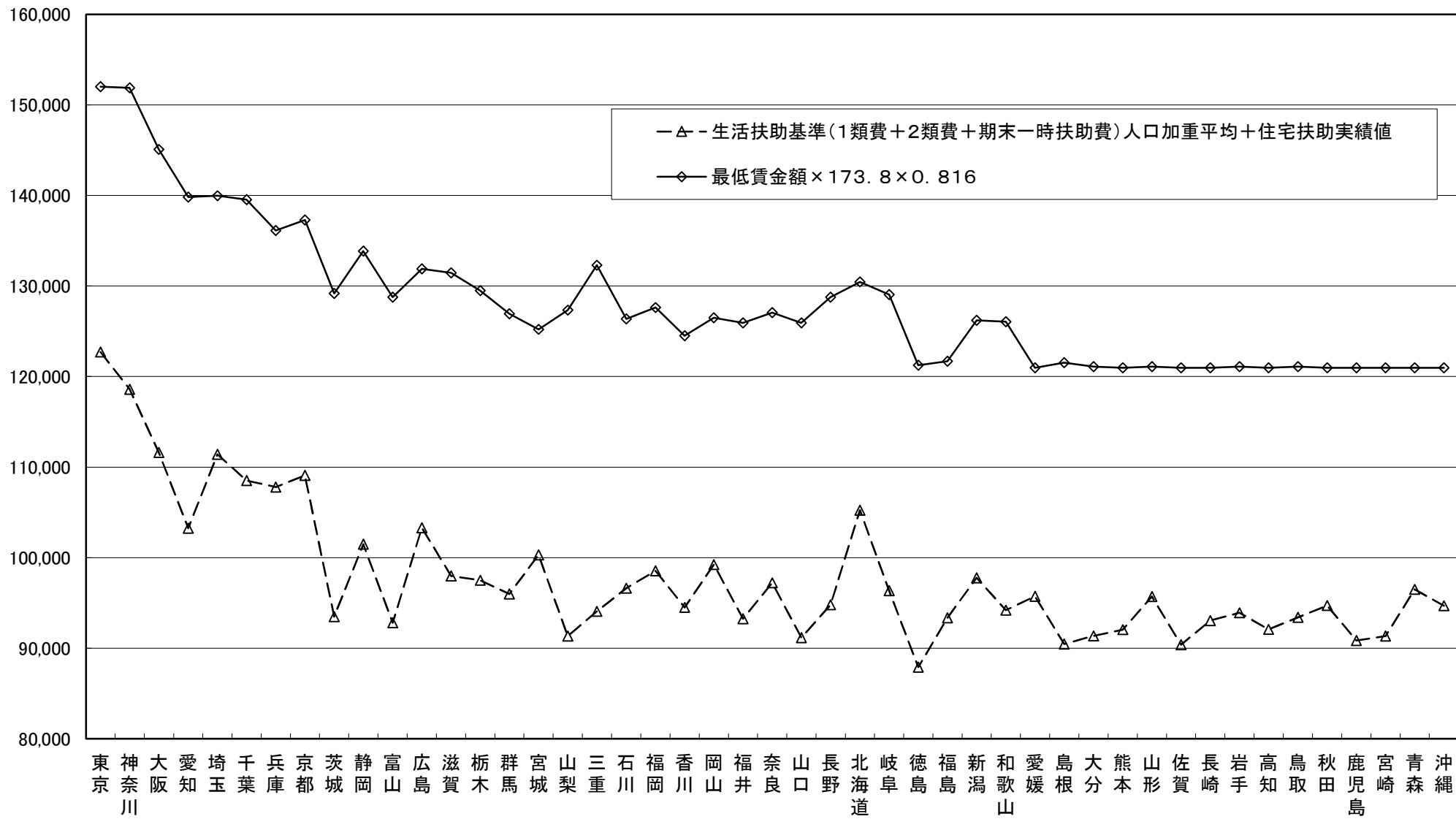
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。
 注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△30	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

		年度									
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)
Aランク	未満率 (%)	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
	影響率 (%)	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
Bランク	未満率 (%)	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%)	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
Cランク	未満率 (%)	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
	影響率 (%)	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
	影響率 (%)	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
計	未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

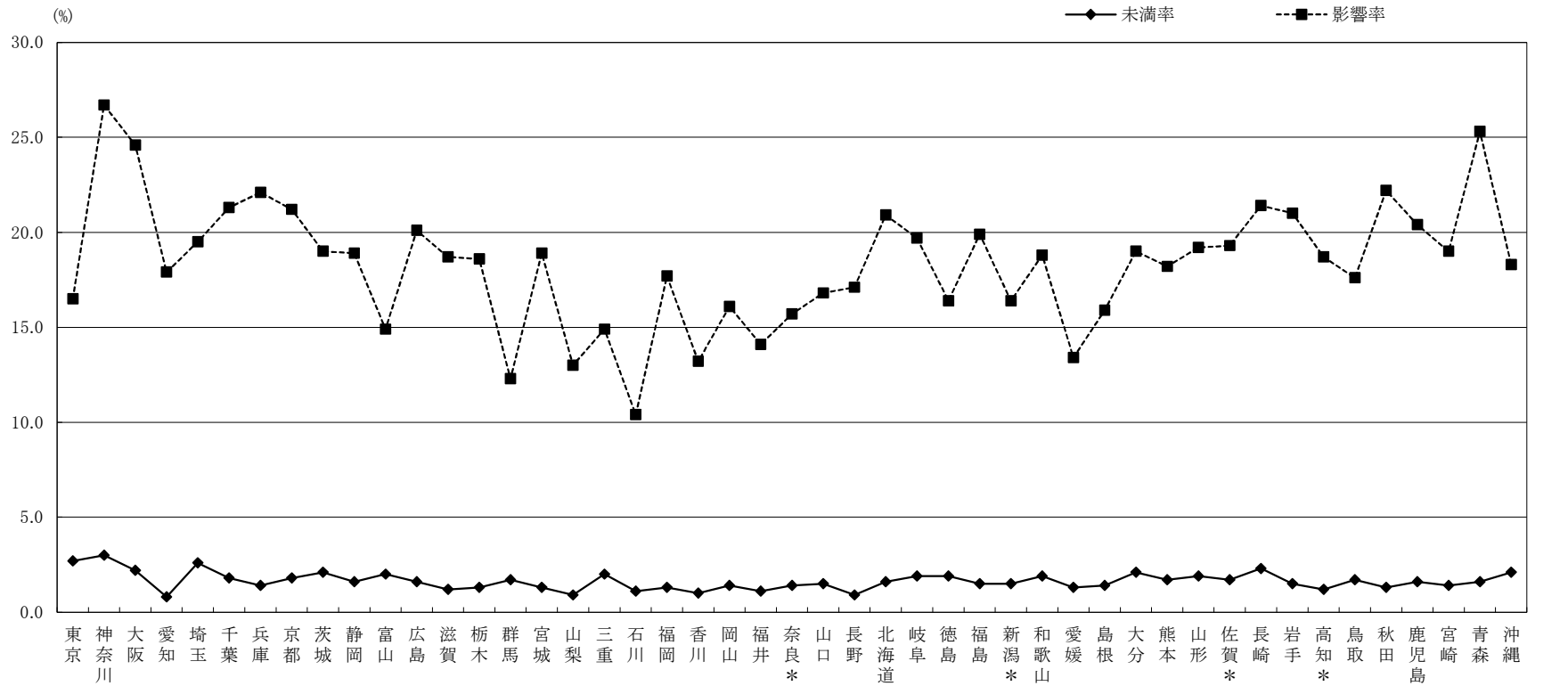
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 1.8%

影響率(全国加重平均) 19.2%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良 *	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟 *	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀 *	長 崎	岩 手	高 知 *	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.7	3.0	2.2	0.8	2.6	1.8	1.4	1.8	2.1	1.6	2.0	1.6	1.2	1.3	1.7	1.3	0.9	2.0	1.1	1.3	1.0	1.4	1.1	1.4	1.5	0.9	1.6	1.9	1.9	1.5	1.5	1.9	1.3	1.4	2.1	1.7	1.9	1.7	2.3	1.5	1.2	1.7	1.3	1.6	1.4	1.6	2.1	1.8
影響率	16.5	26.7	24.6	17.9	19.5	21.3	22.1	21.2	19.0	18.9	14.9	20.1	18.7	18.6	12.3	18.9	13.0	14.9	10.4	17.7	13.2	16.1	14.1	15.7	16.8	17.1	20.9	19.7	16.4	19.9	16.4	18.8	13.4	15.9	19.0	18.2	19.2	19.3	21.4	21.0	18.7	17.6	22.2	20.4	19.0	25.3	18.3	19.2

資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

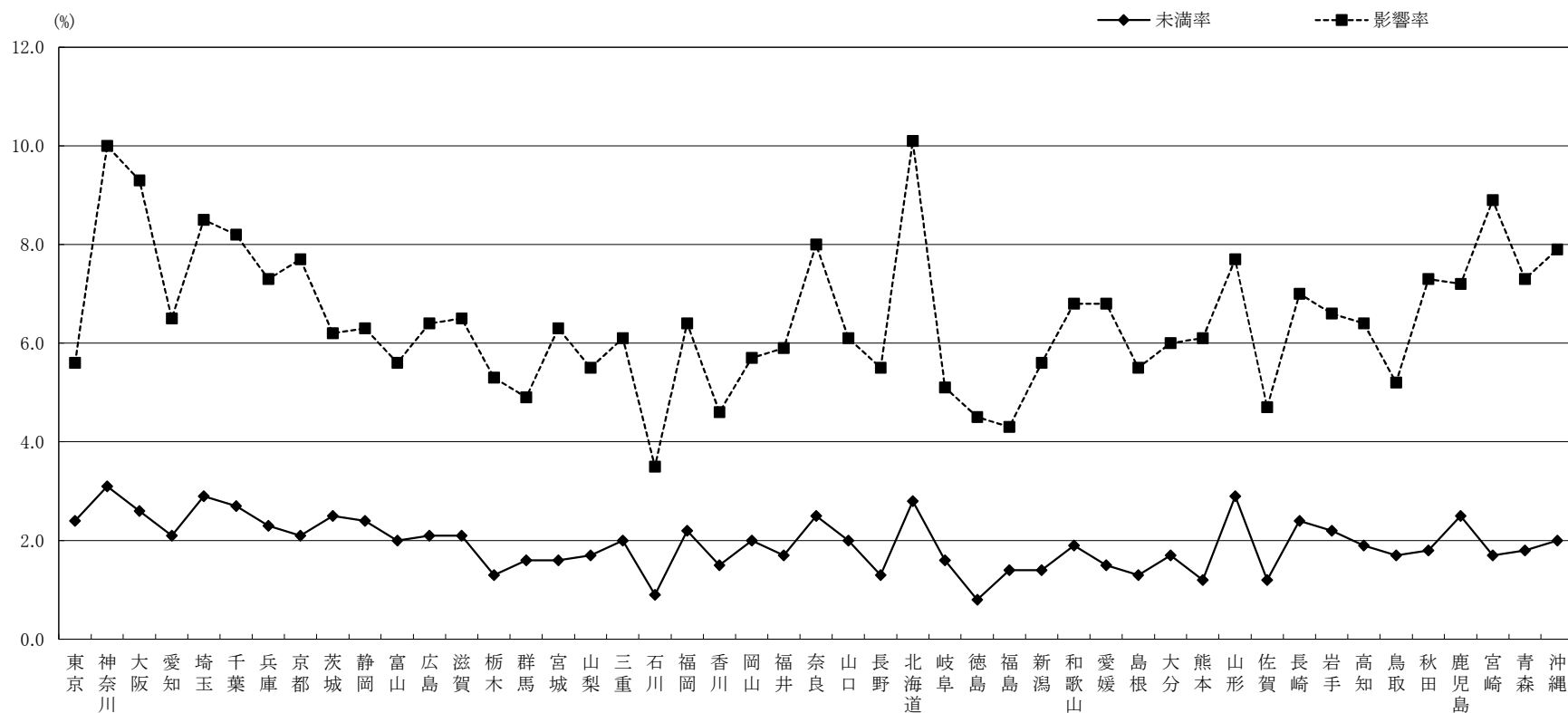
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%

影響率(全国加重平均) 6.9%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.4	3.1	2.6	2.1	2.9	2.7	2.3	2.1	2.5	2.4	2.0	2.1	2.1	1.3	1.6	1.6	1.7	2.0	0.9	2.2	1.5	2.0	1.7	2.5	2.0	1.3	2.8	1.6	0.8	1.4	1.4	1.9	1.5	1.3	1.7	1.2	2.9	1.2	2.4	2.2	1.9	1.7	1.8	2.5	1.7	1.8	2.0	2.3
影響率	5.6	10.0	9.3	6.5	8.5	8.2	7.3	7.7	6.2	6.3	5.6	6.4	6.5	5.3	4.9	6.3	5.5	6.1	3.5	6.4	4.6	5.7	5.9	8.0	6.1	5.5	10.1	5.1	4.5	4.3	5.6	6.8	6.8	5.5	6.0	6.1	7.7	4.7	7.0	6.6	6.4	5.2	7.3	7.2	8.9	7.3	7.9	6.9

資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

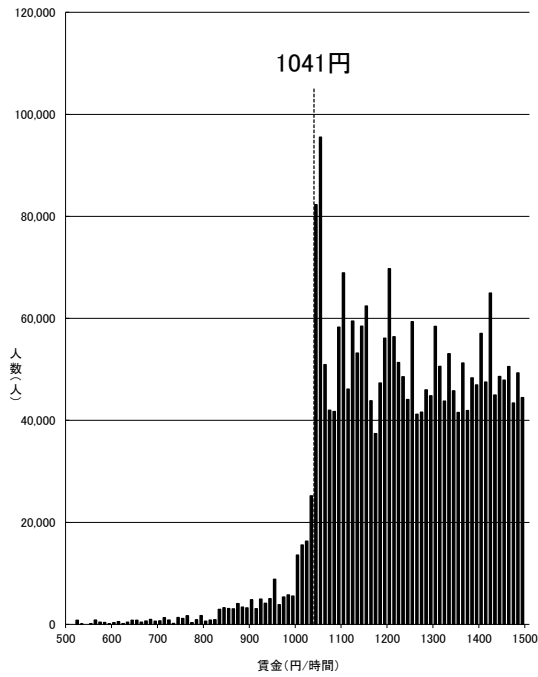
(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・ 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・ 27

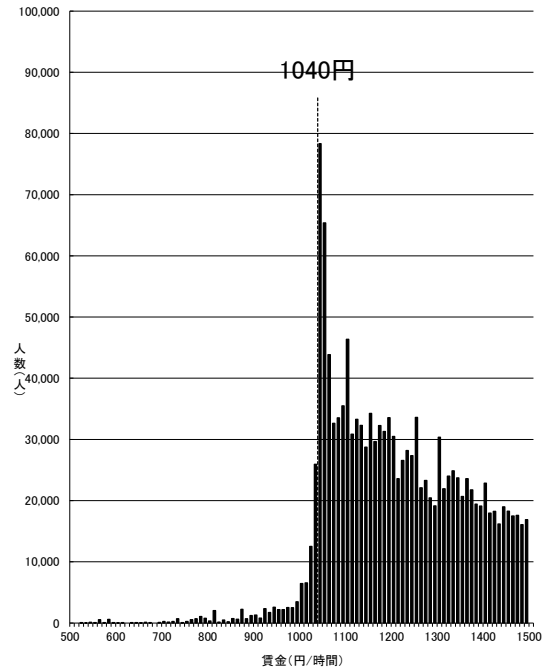
時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

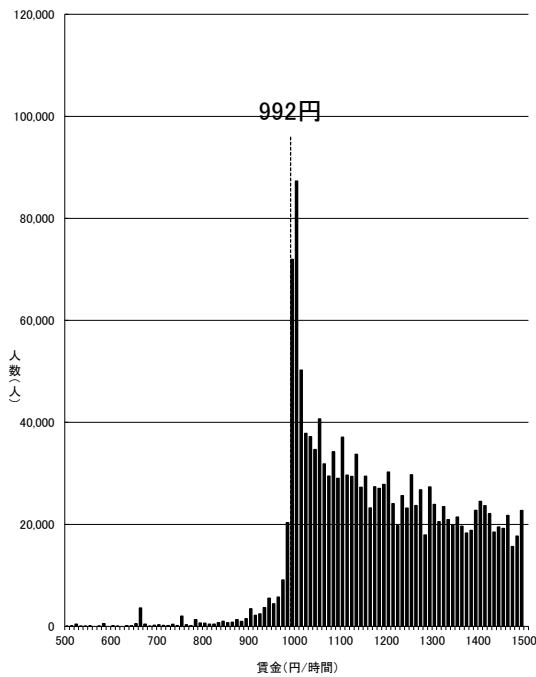
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

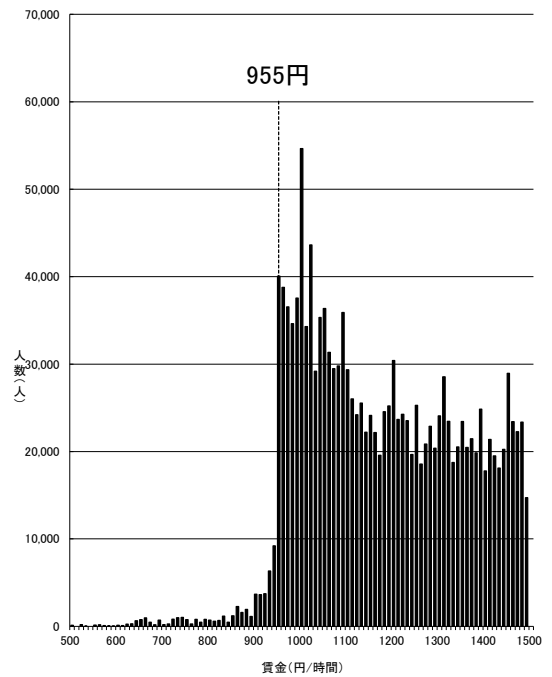
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

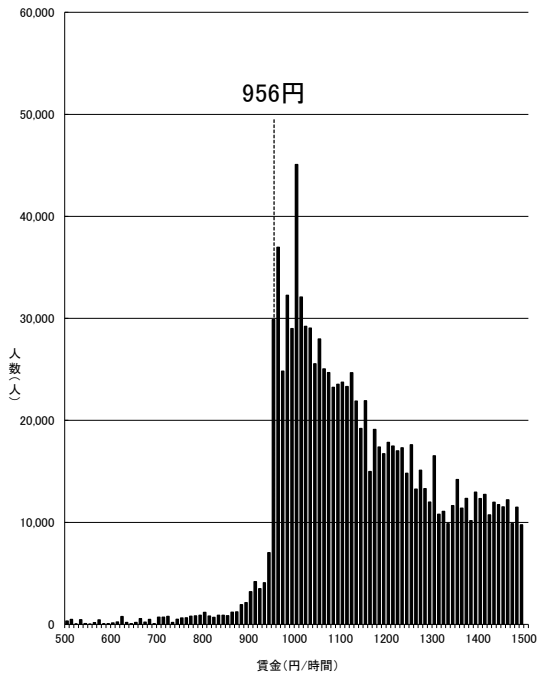
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

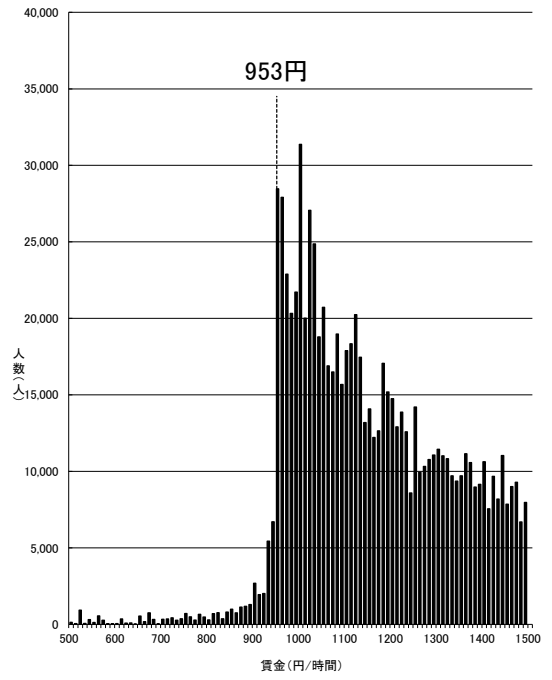


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

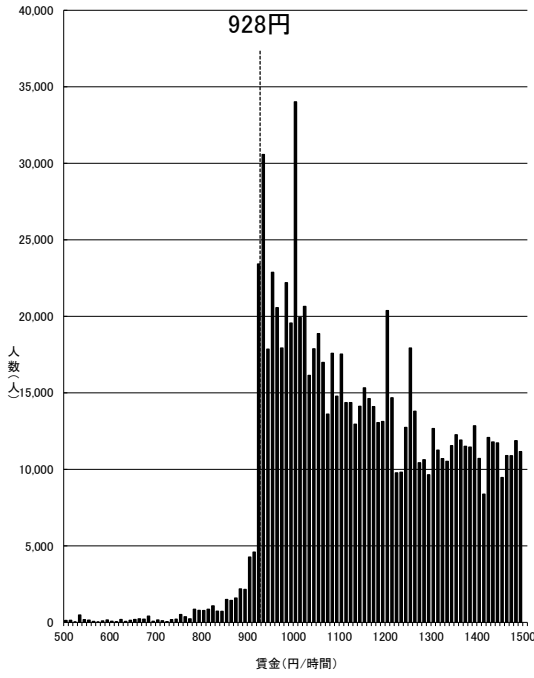


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

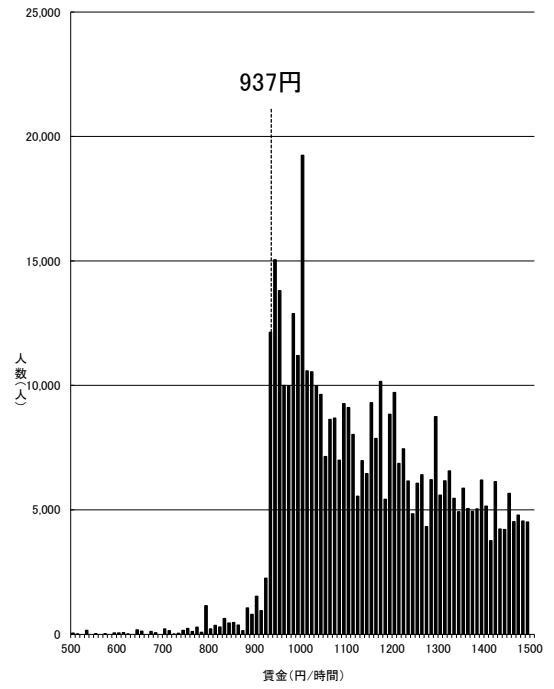


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

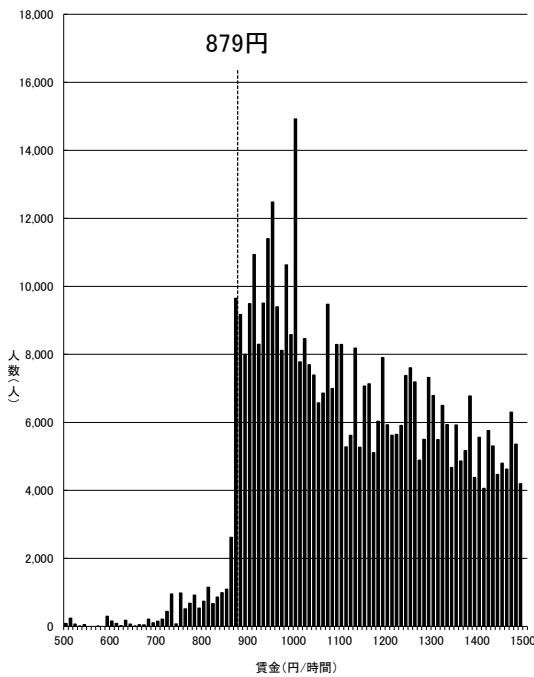


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

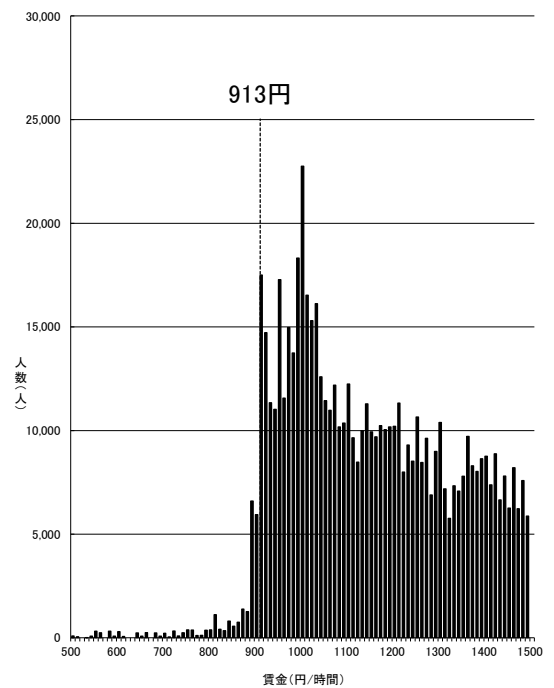


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

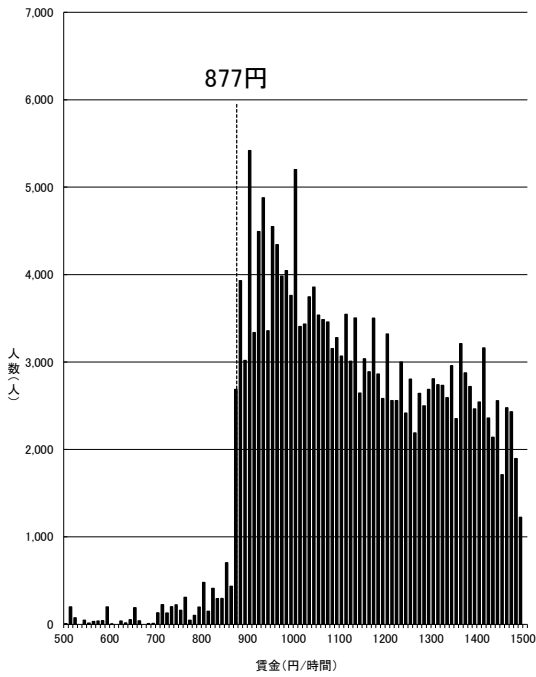


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

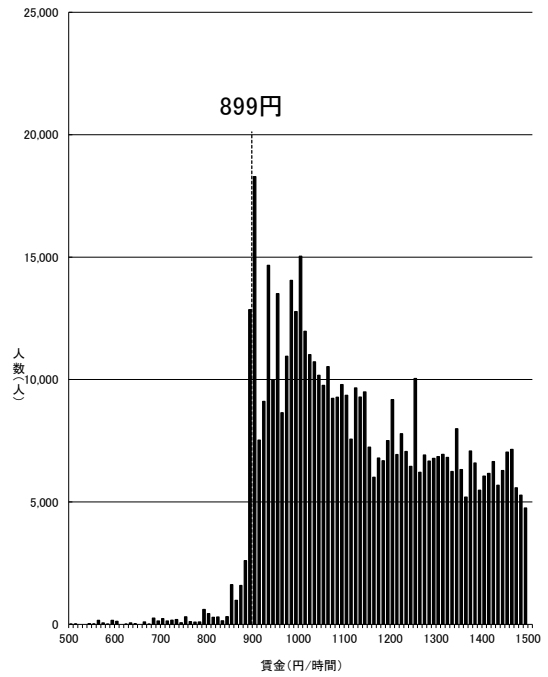


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

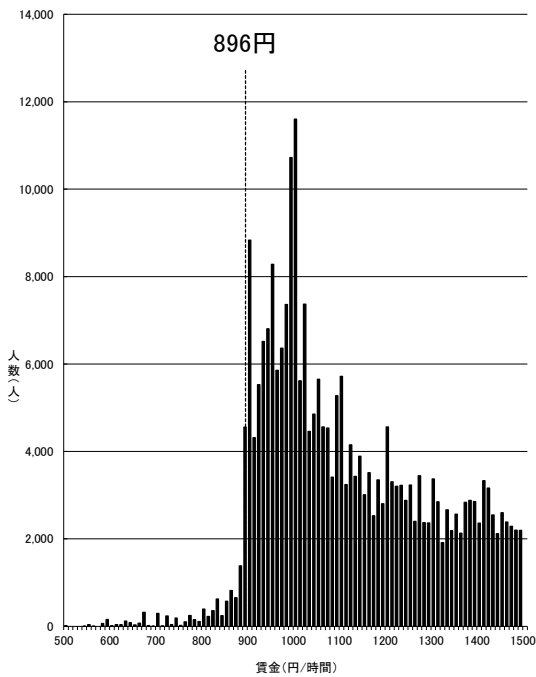


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

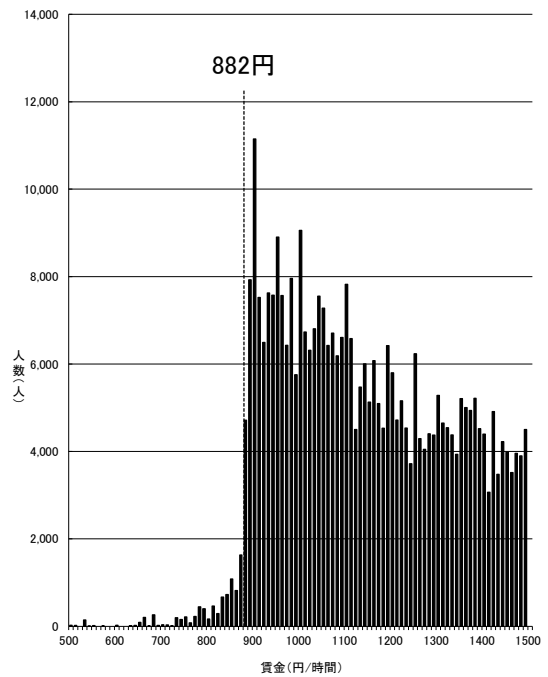


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

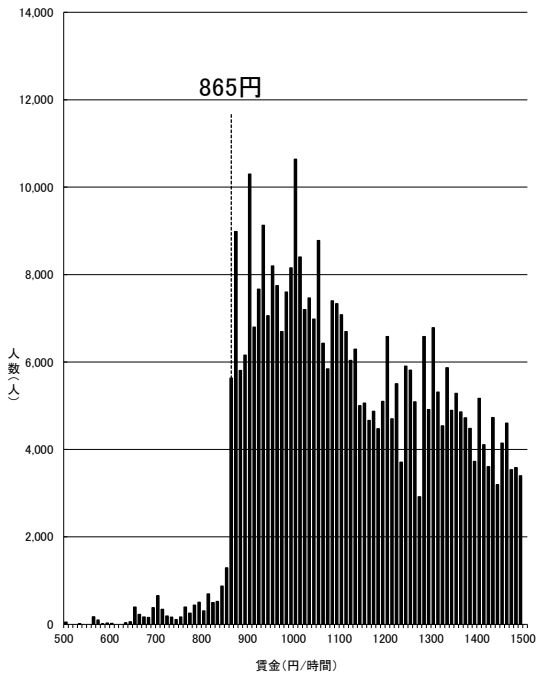


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

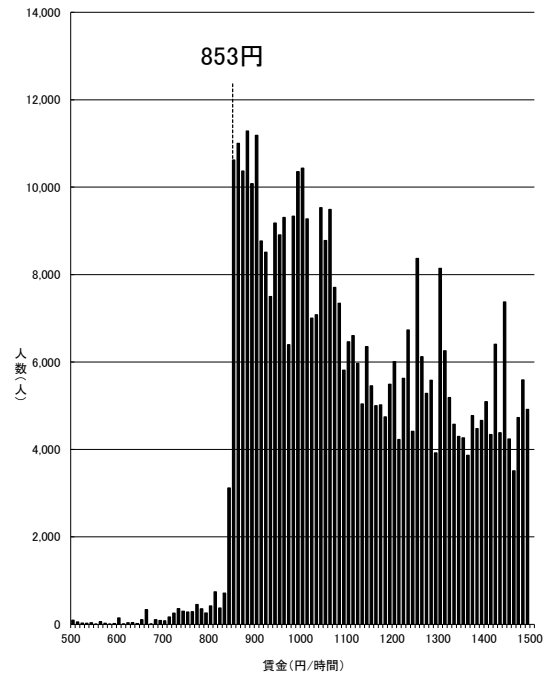


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

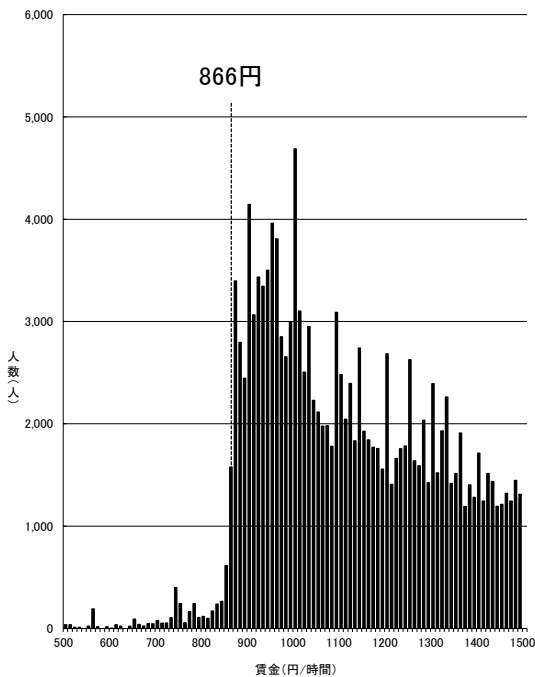


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

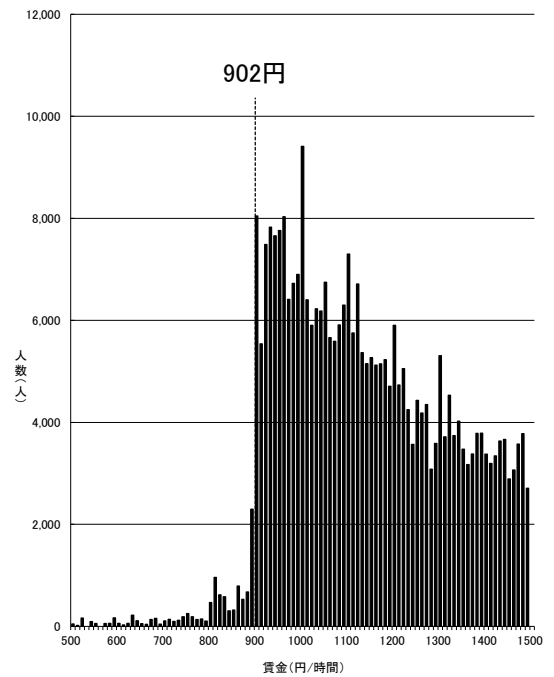


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

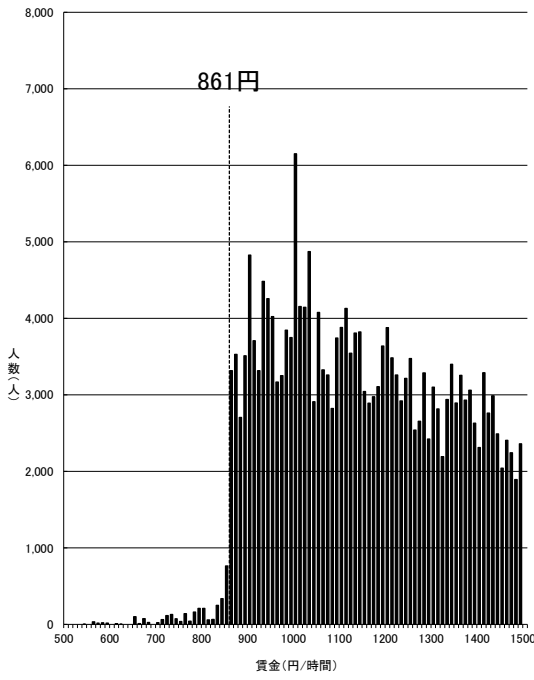


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

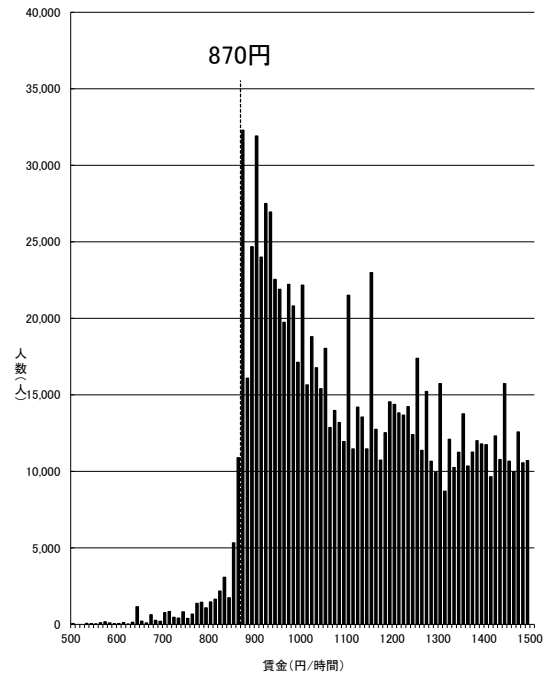


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

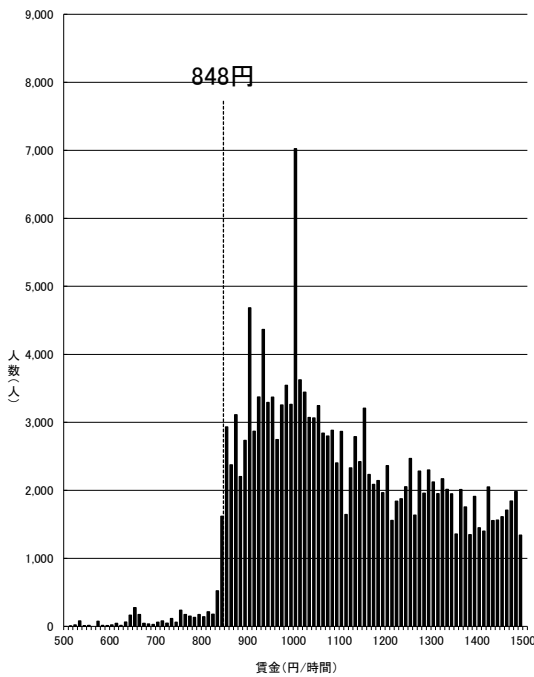


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

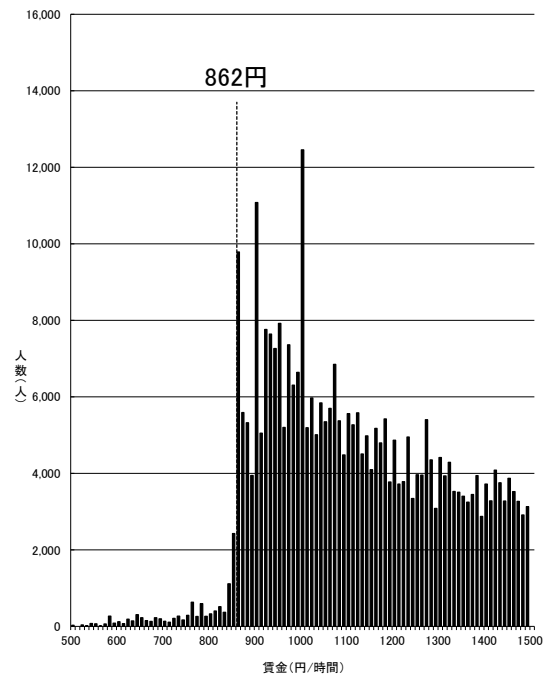


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

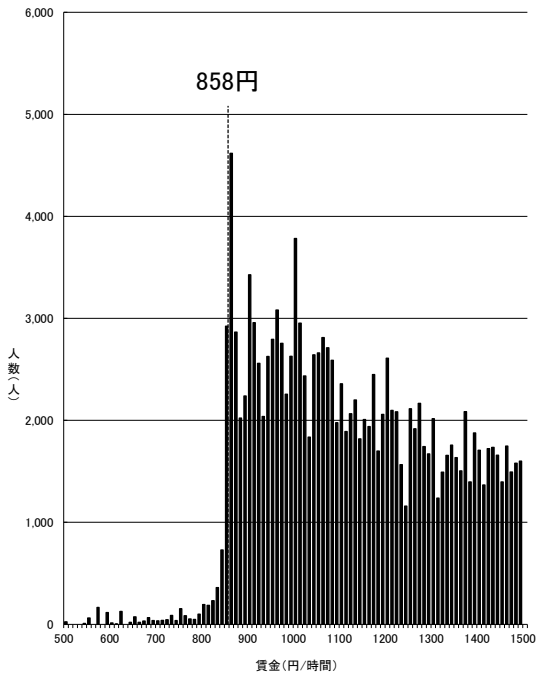


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

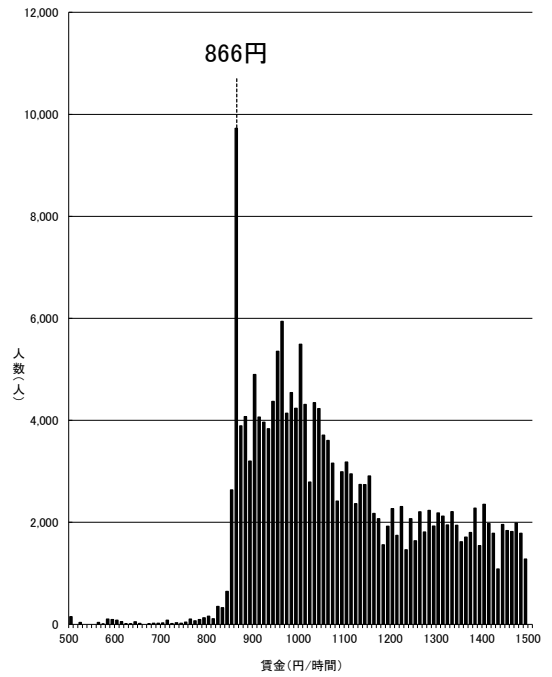


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

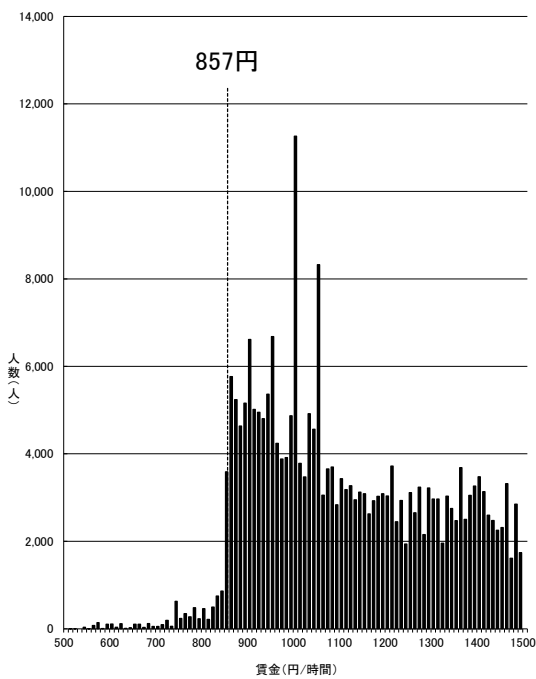


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

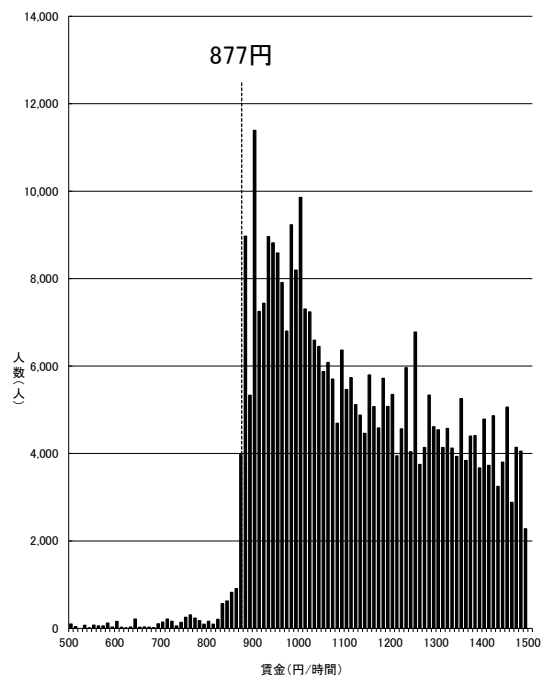


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

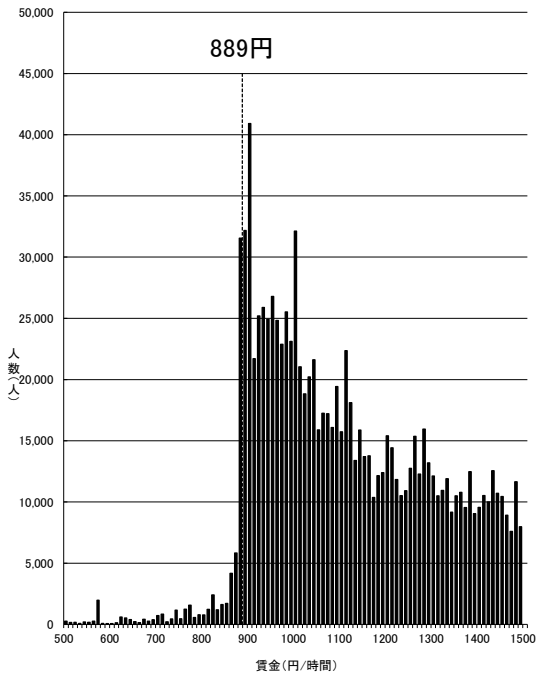


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

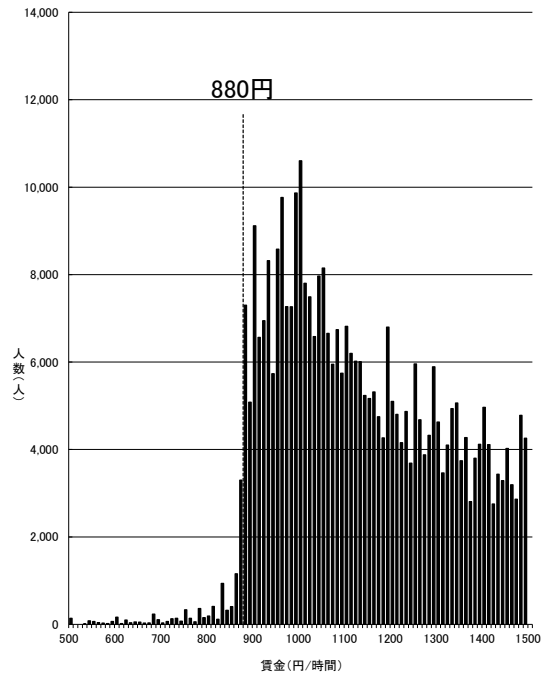


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

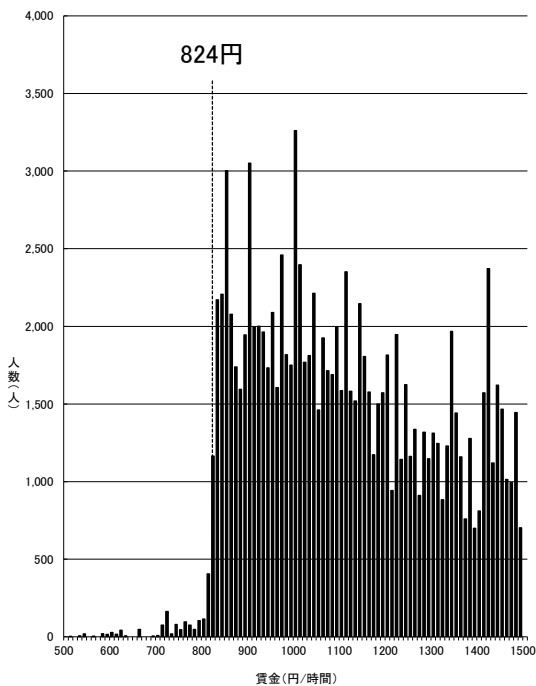


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

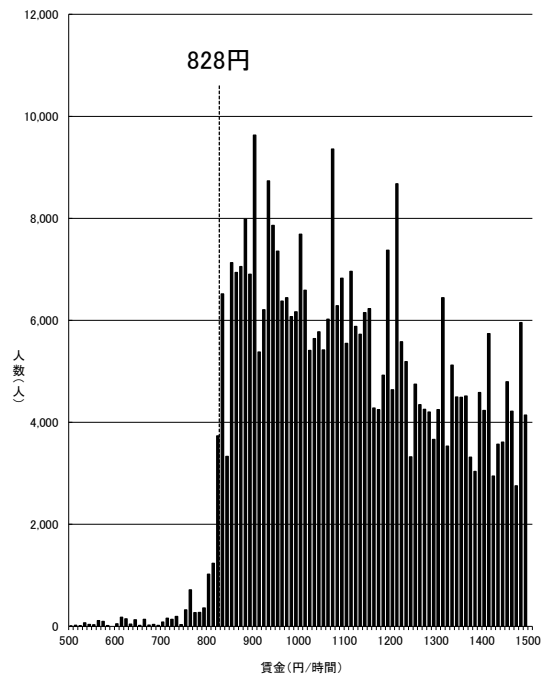


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

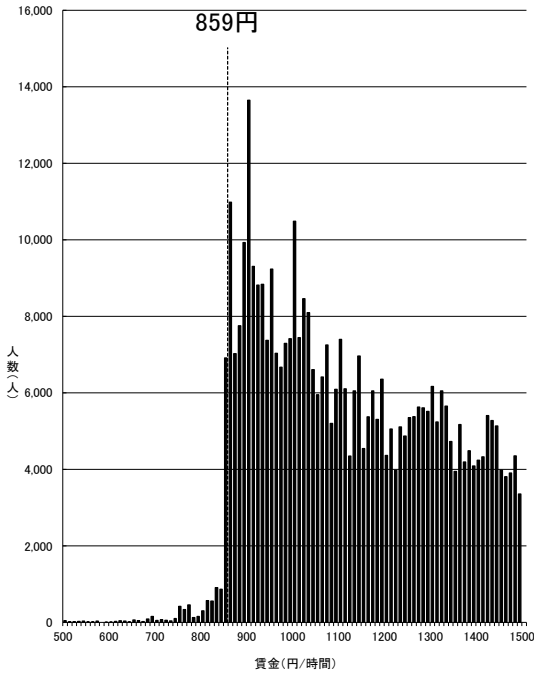


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

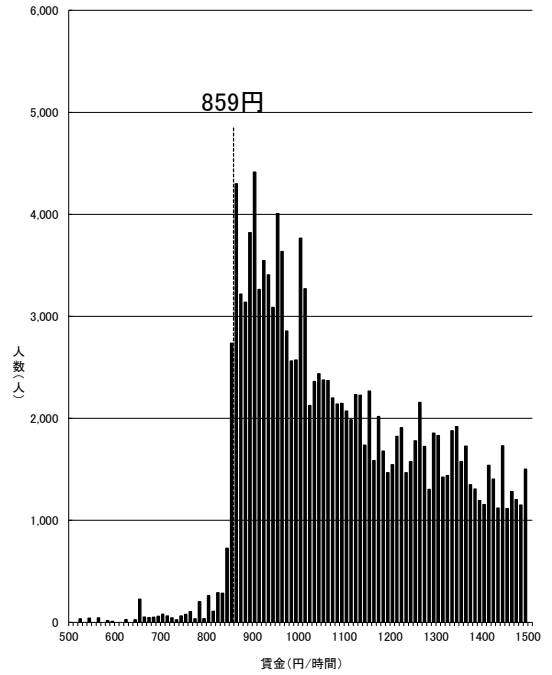


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

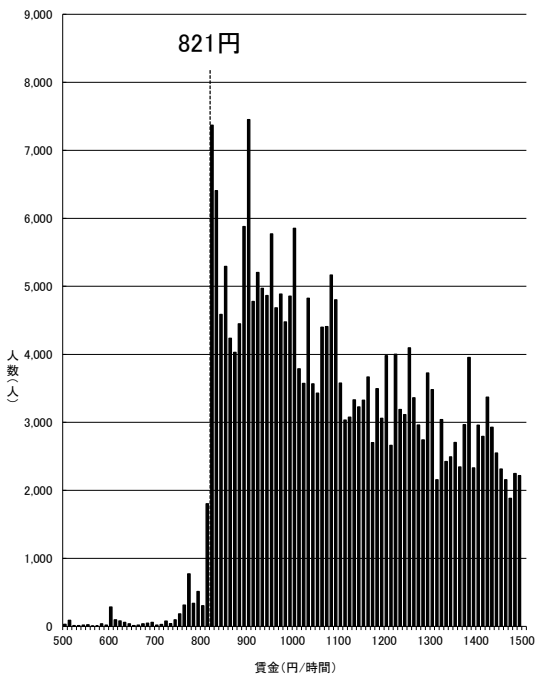


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

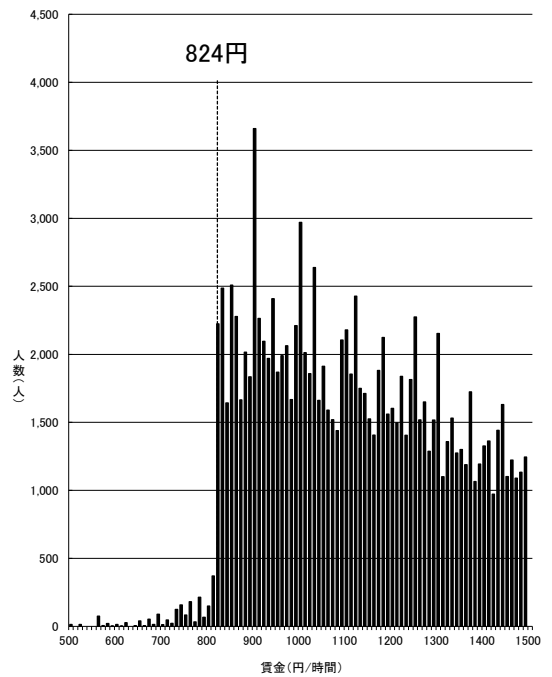


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

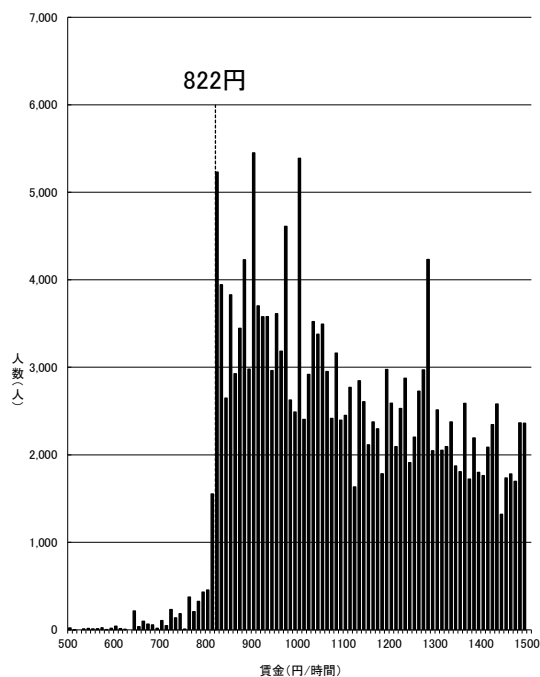


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

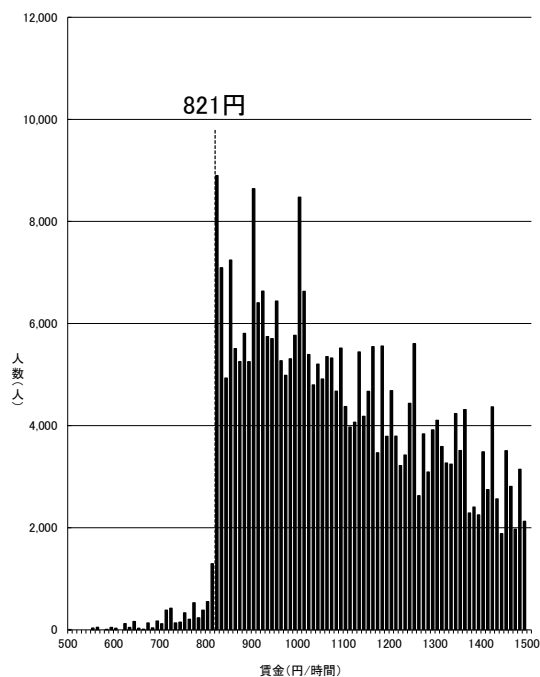


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

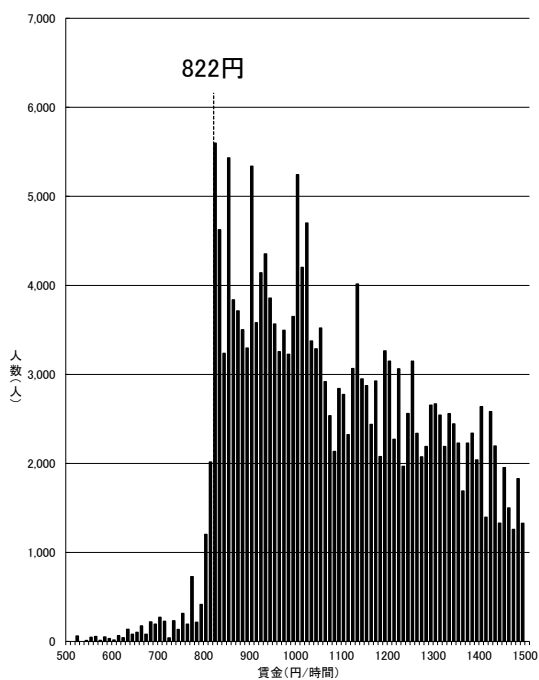


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

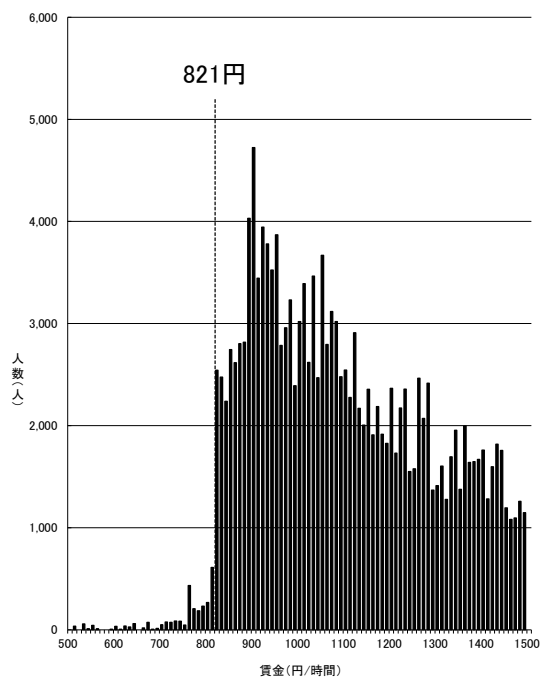


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

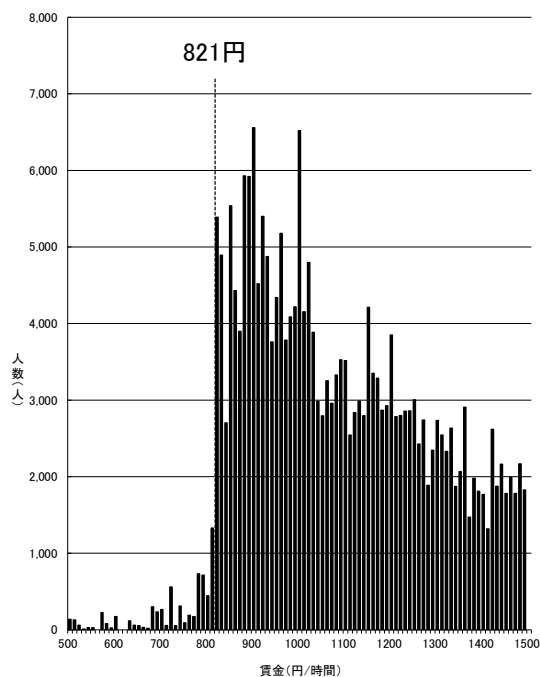


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

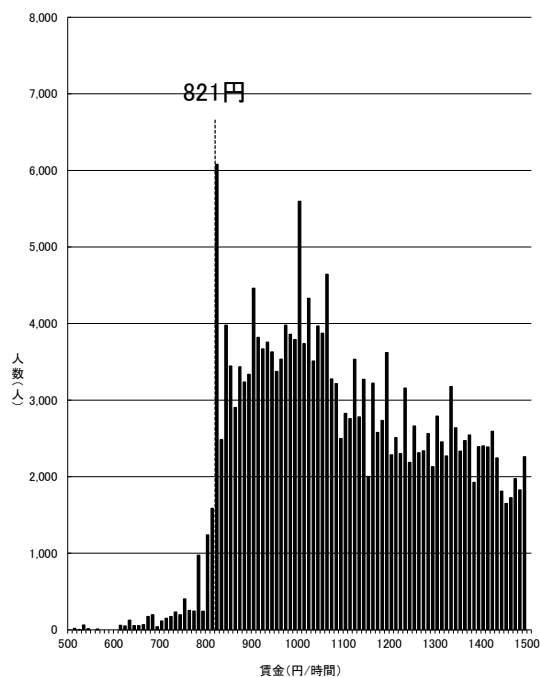


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

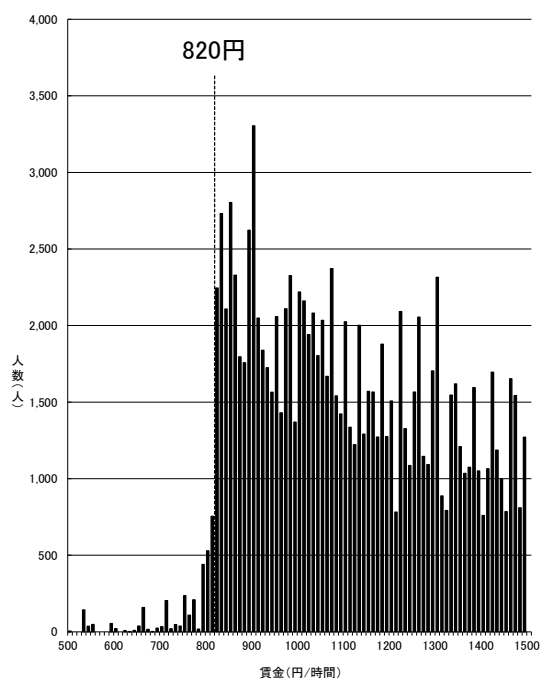


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

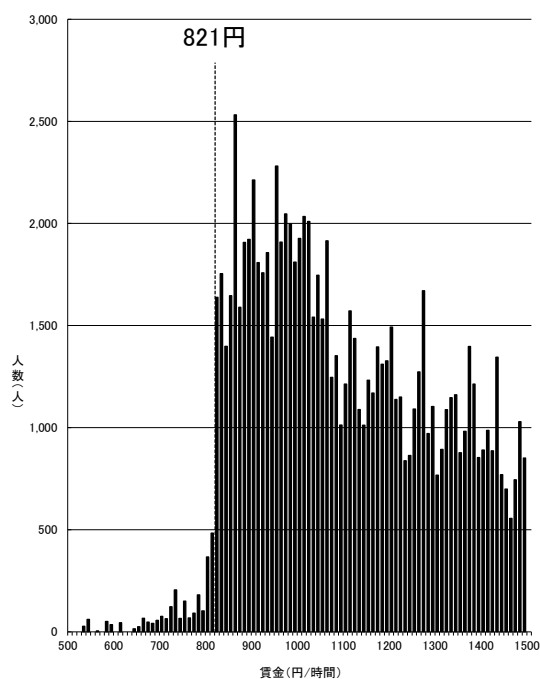


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

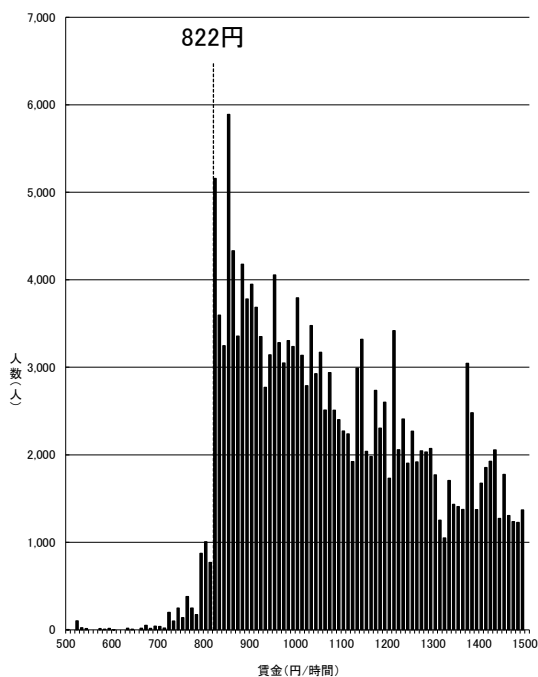


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

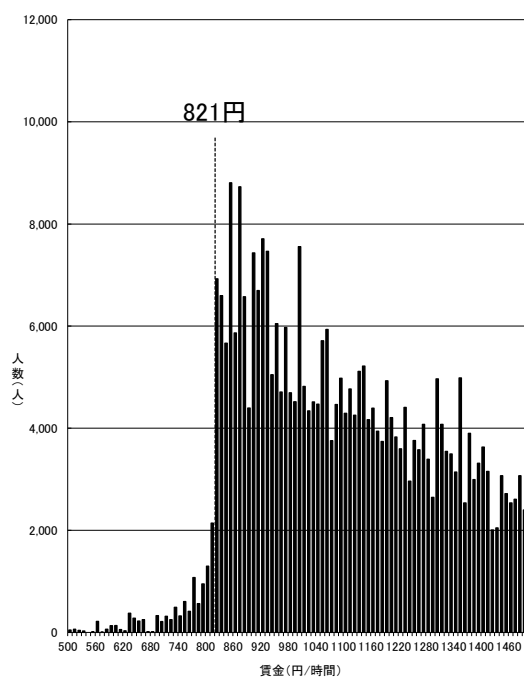


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

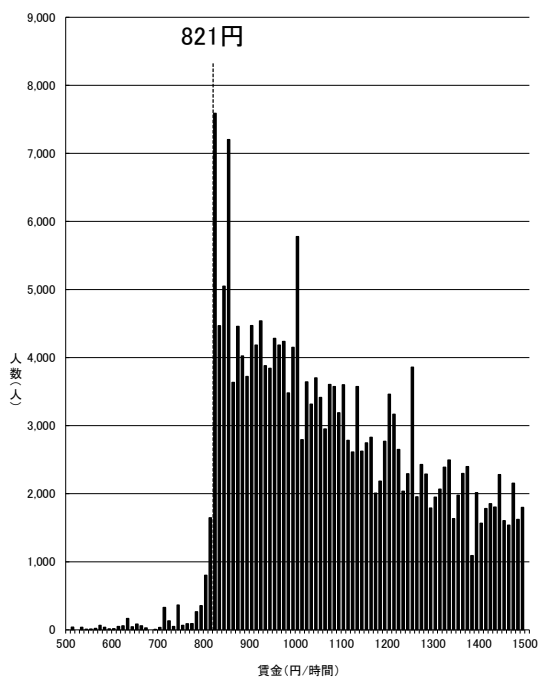


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

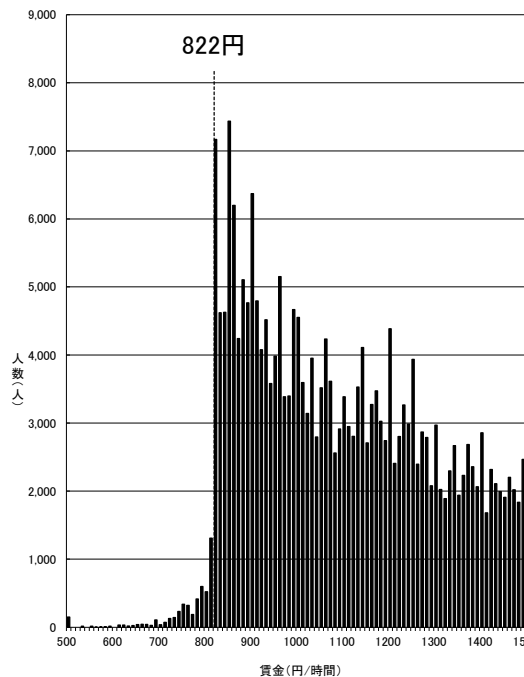


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

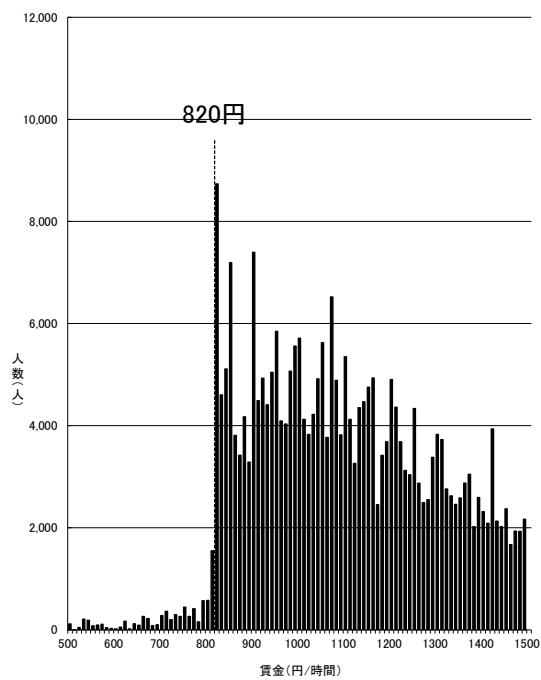


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

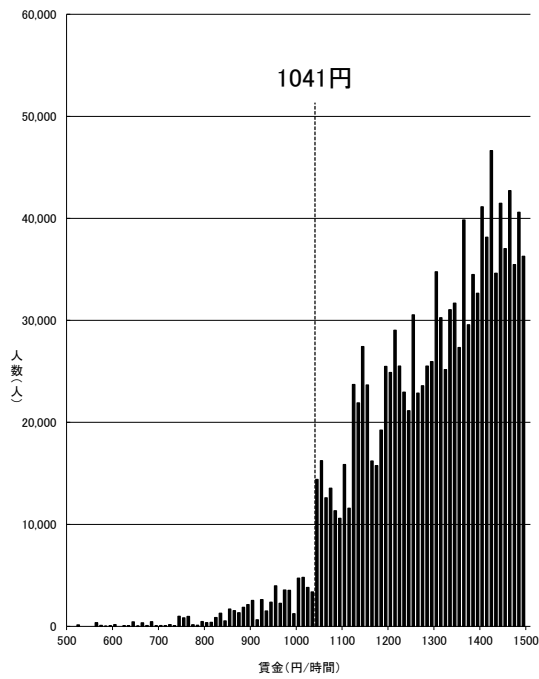
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

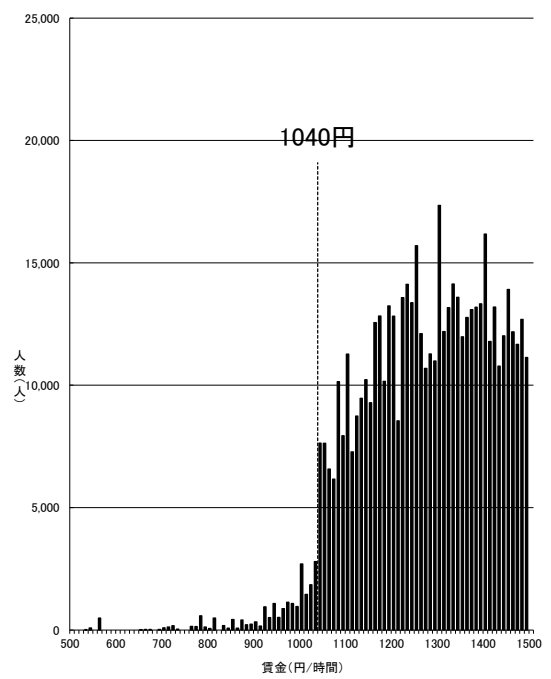
時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

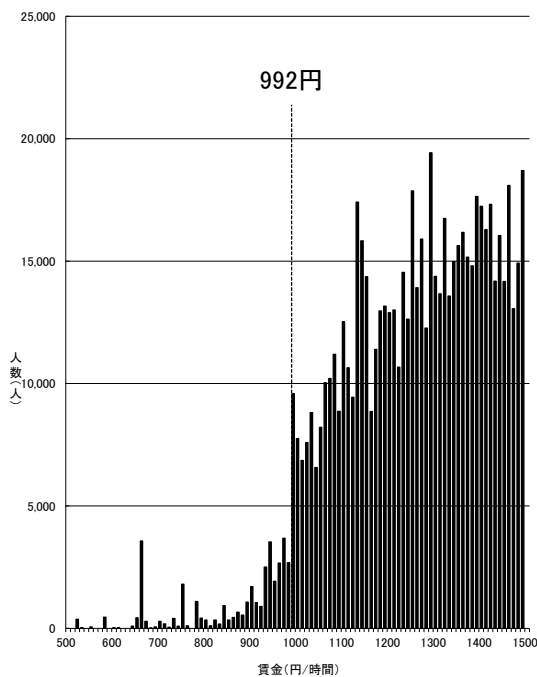
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

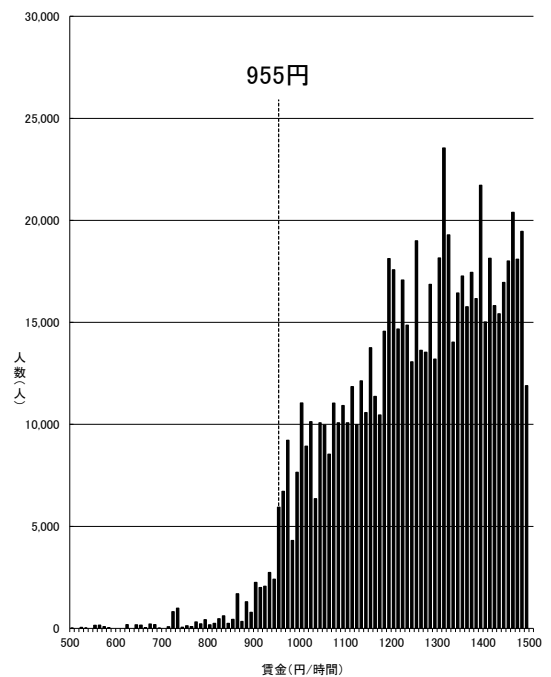
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

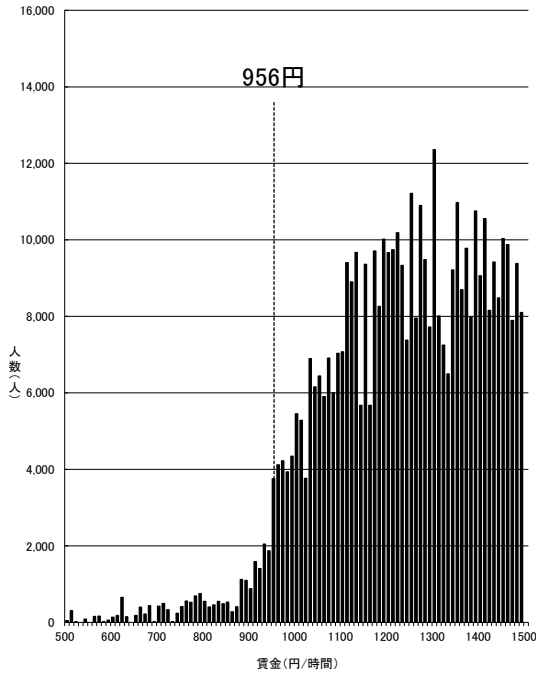
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

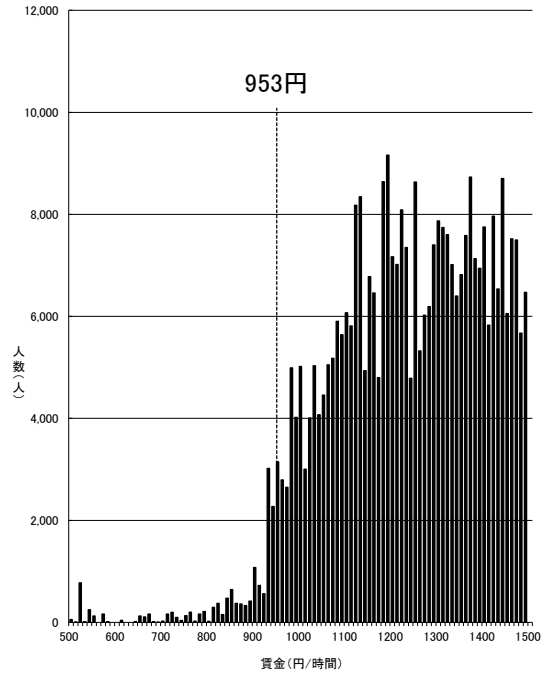


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

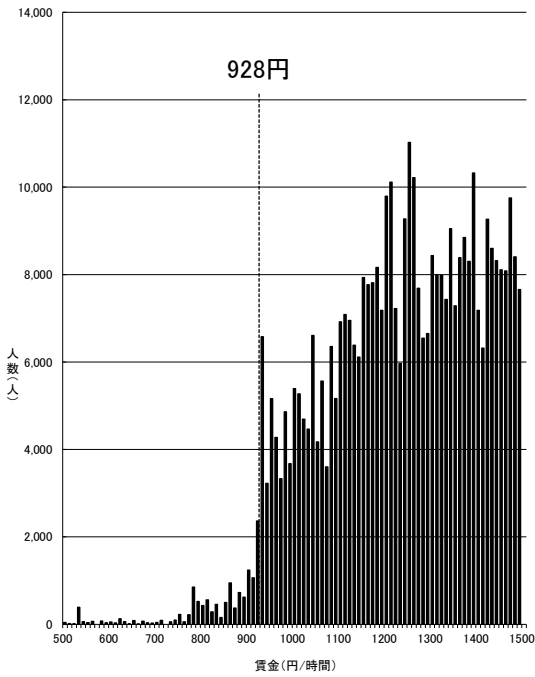


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

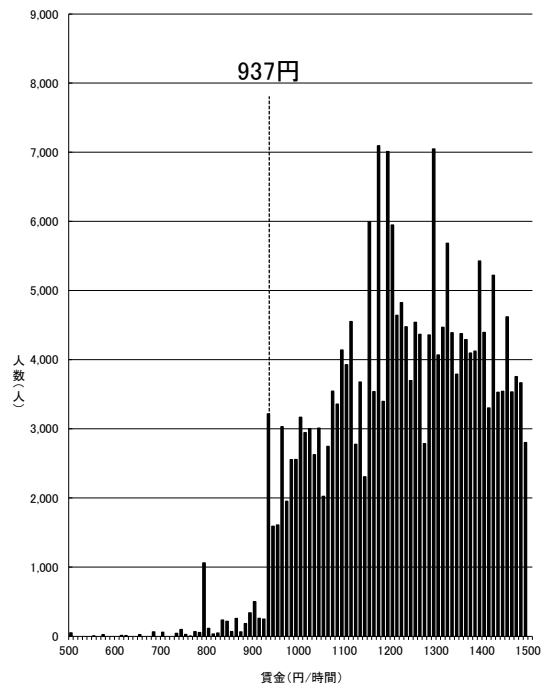


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

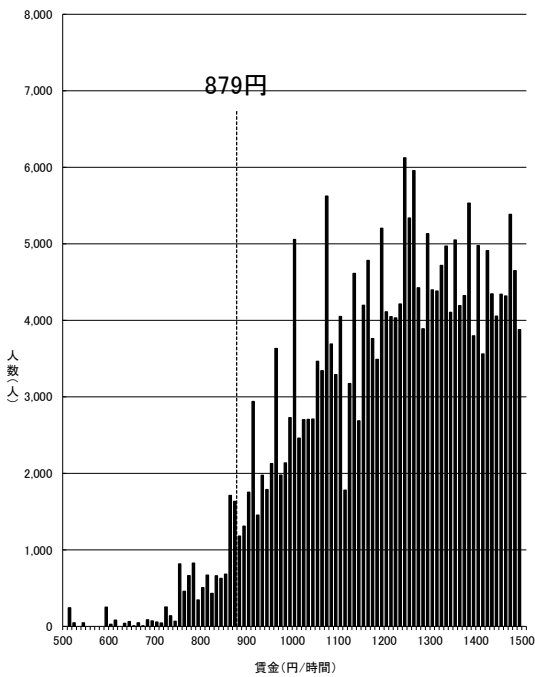


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

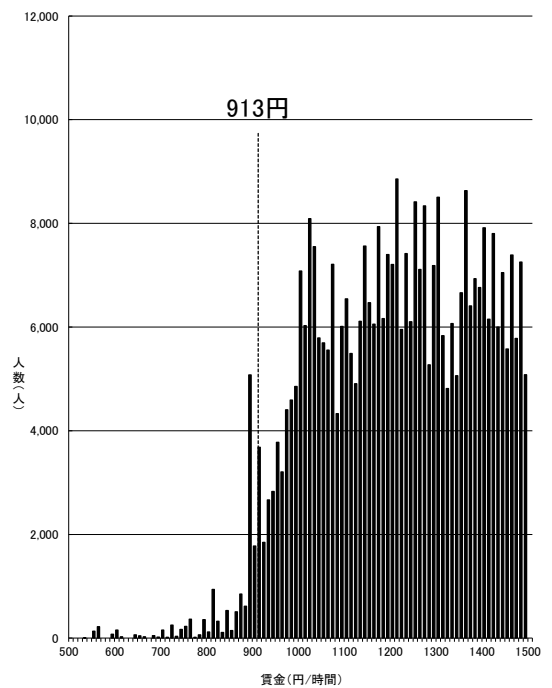


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

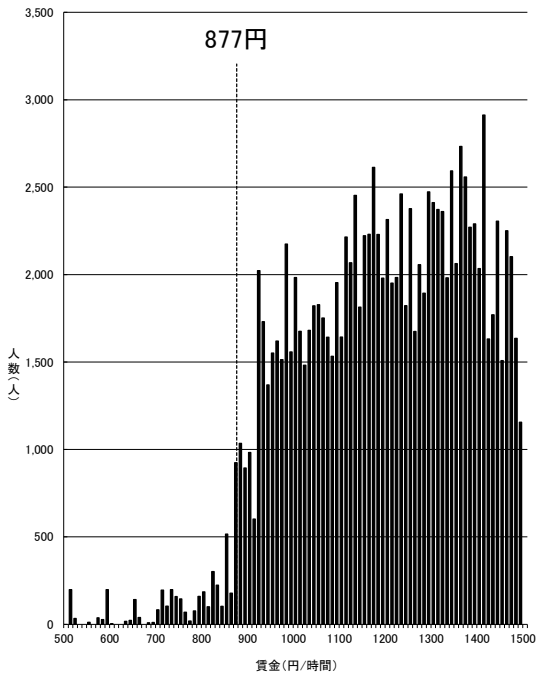


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

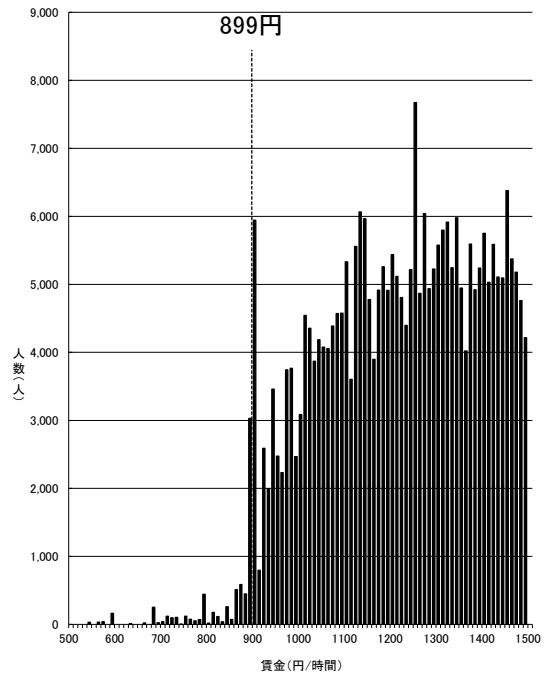


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

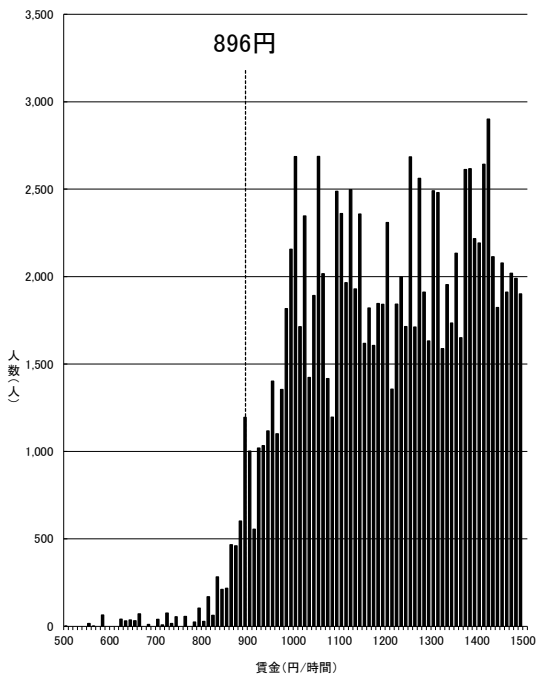


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

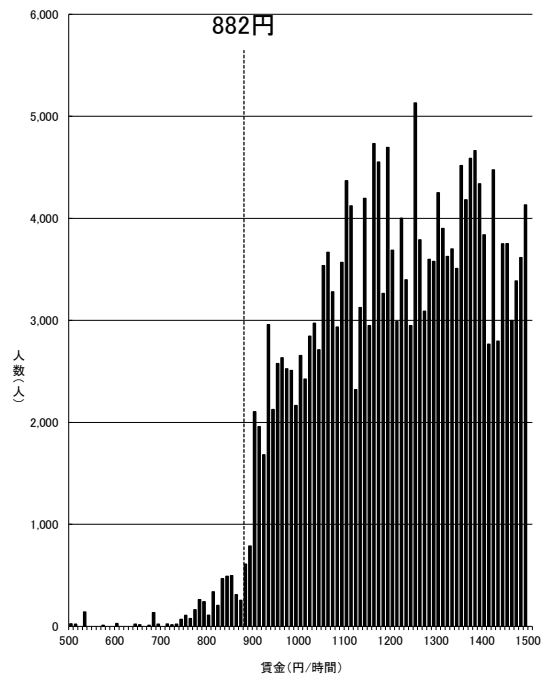


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

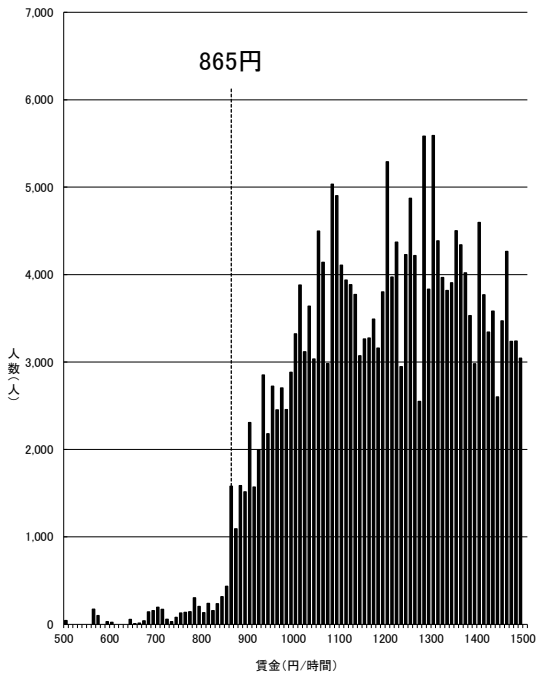


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

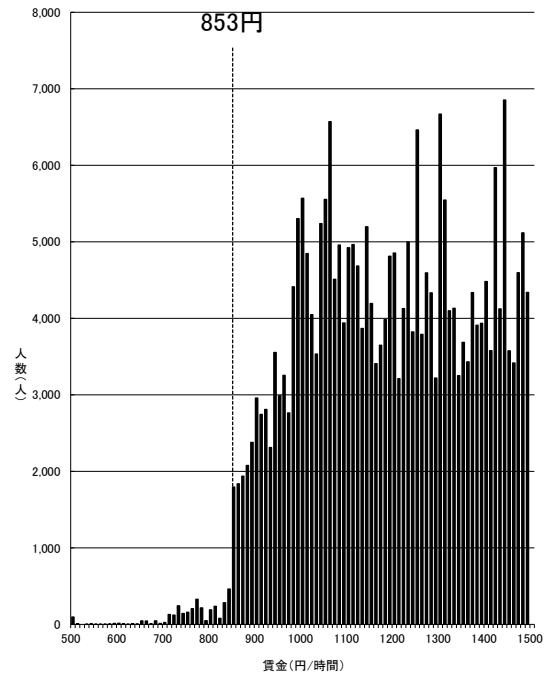


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

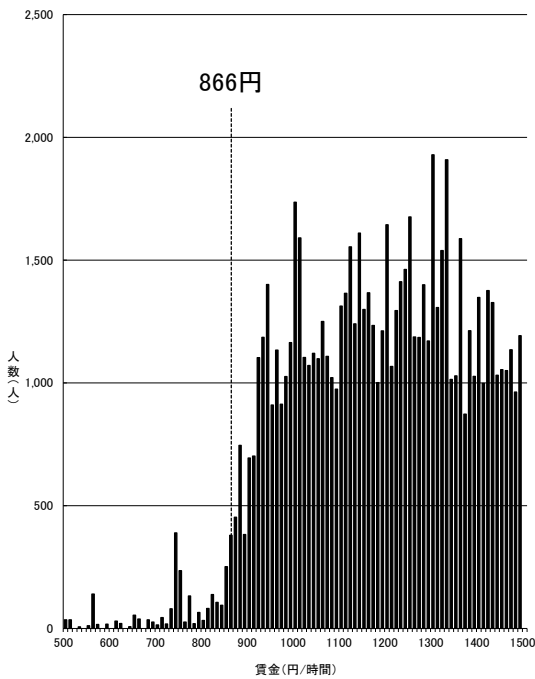


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

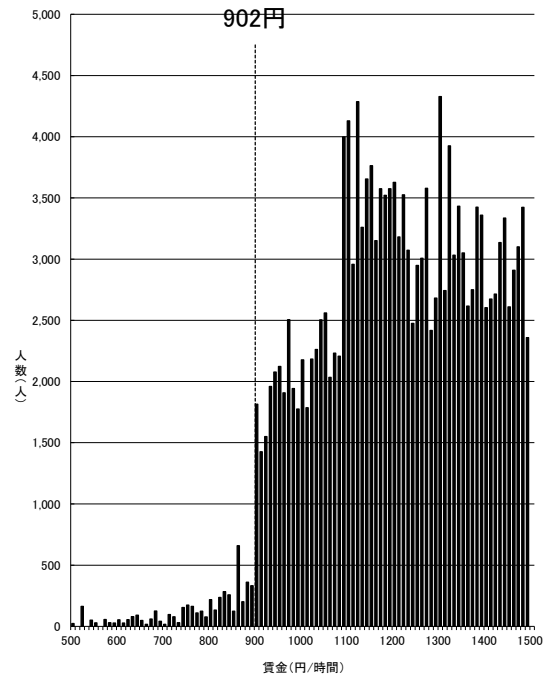


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

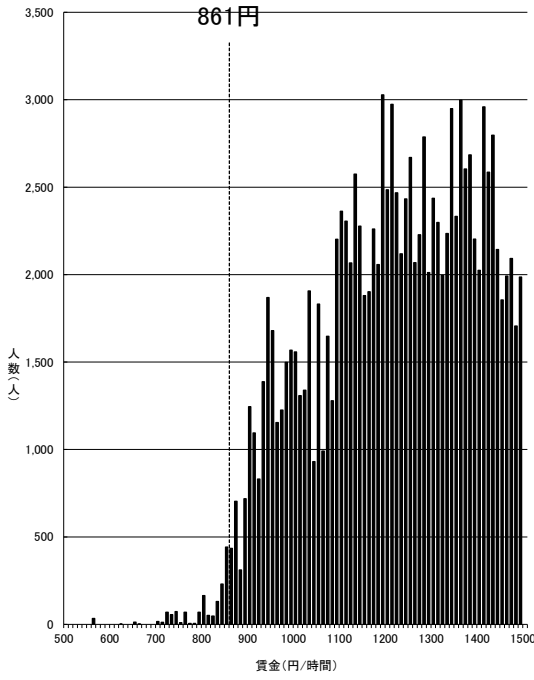


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

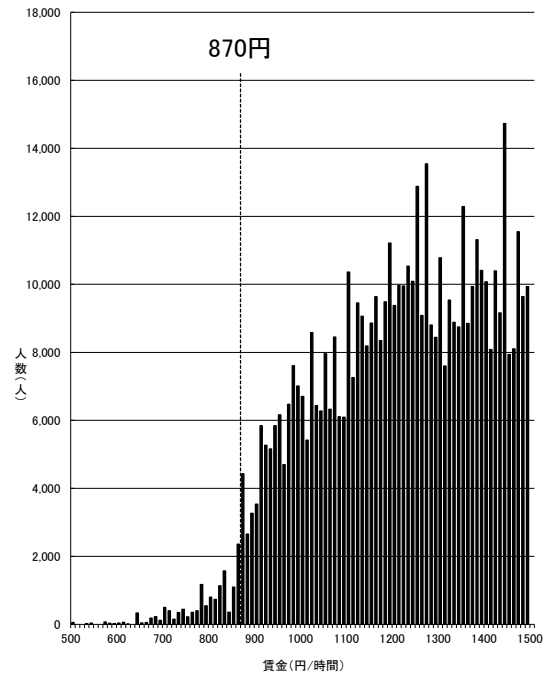


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

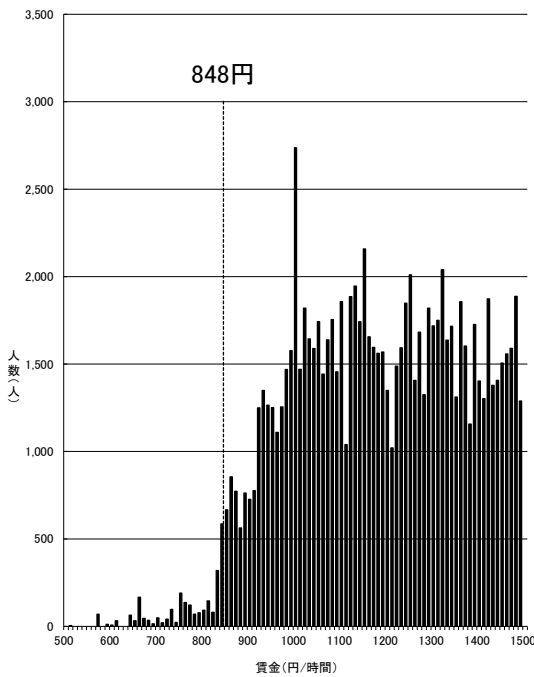


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

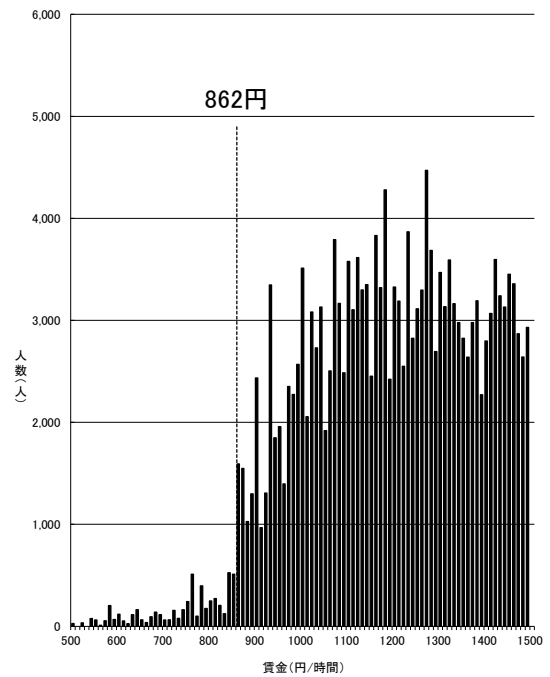


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

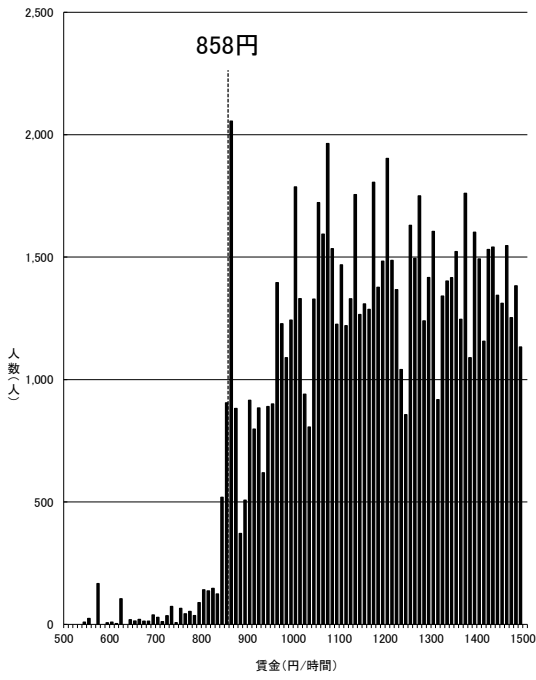


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

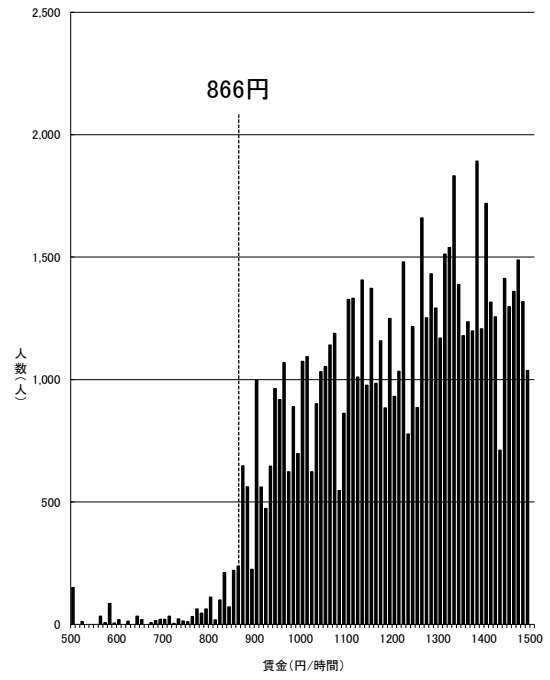


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

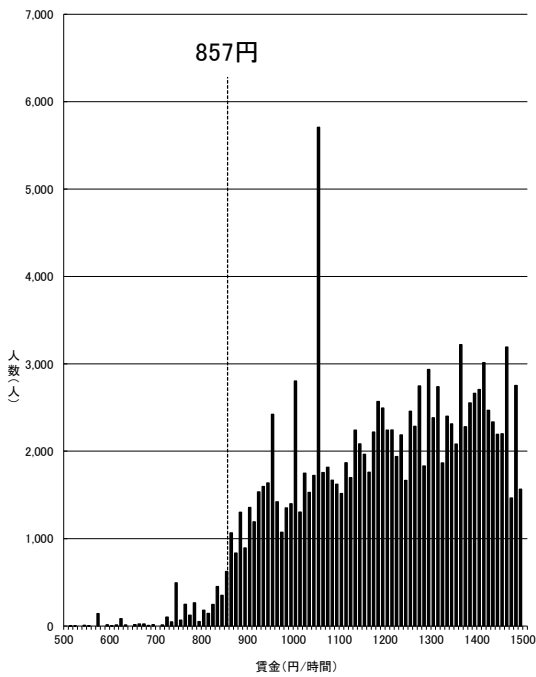


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

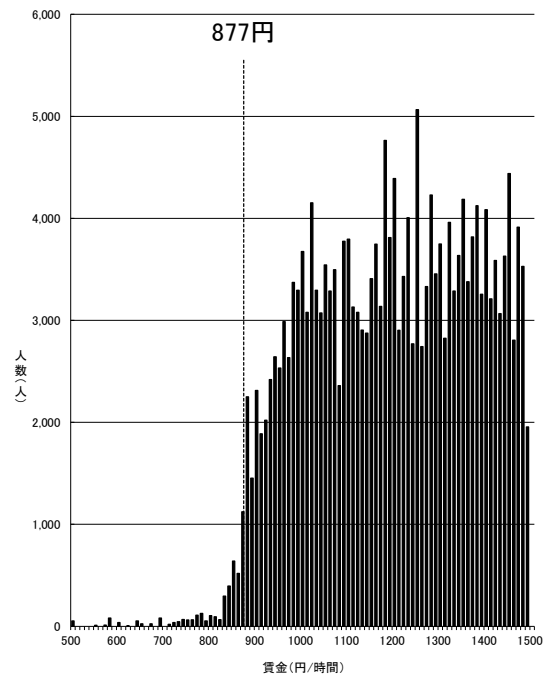


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

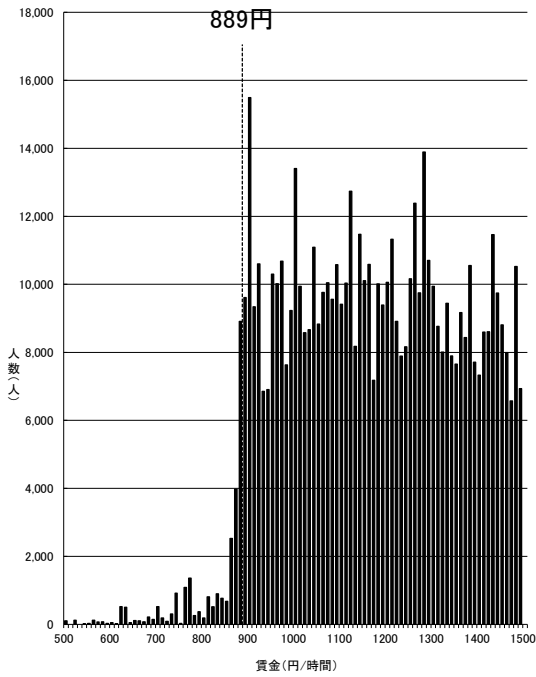


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

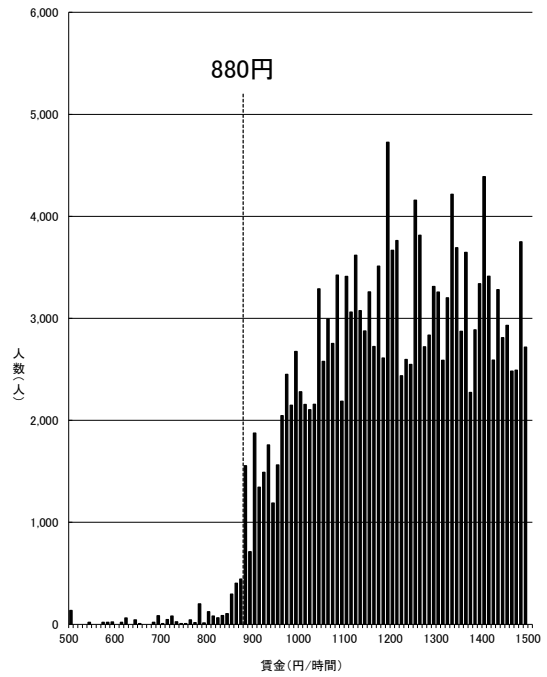


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

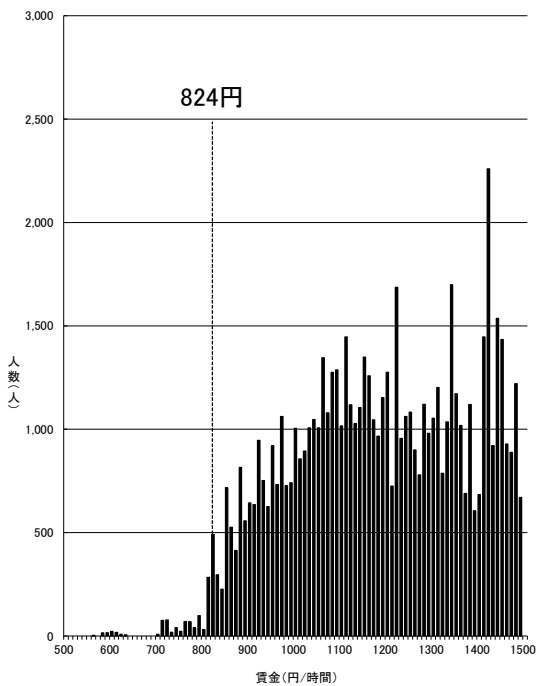


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

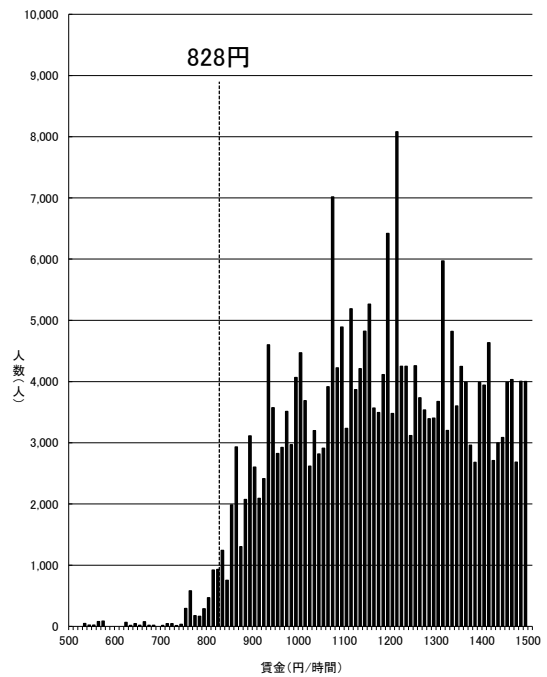


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

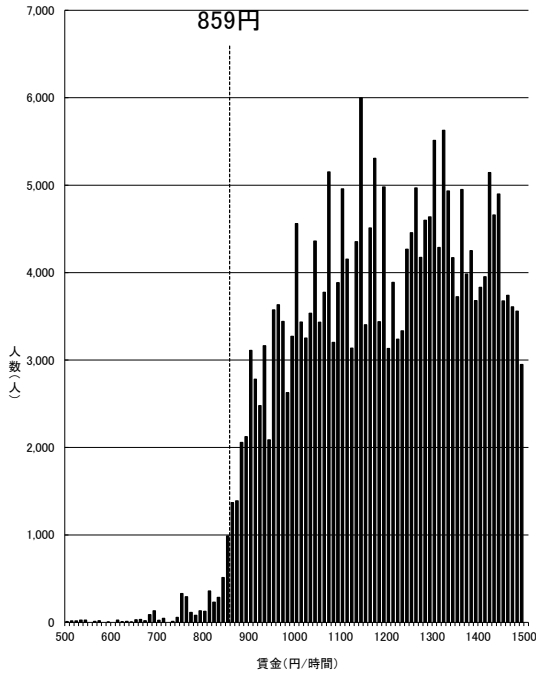


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

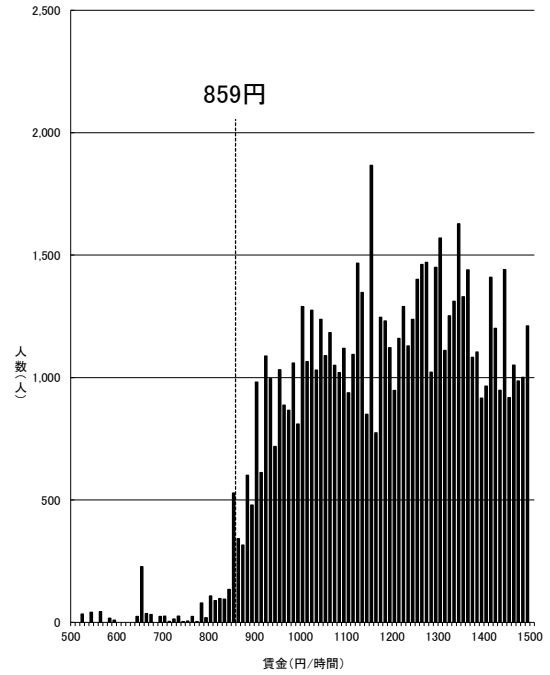


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

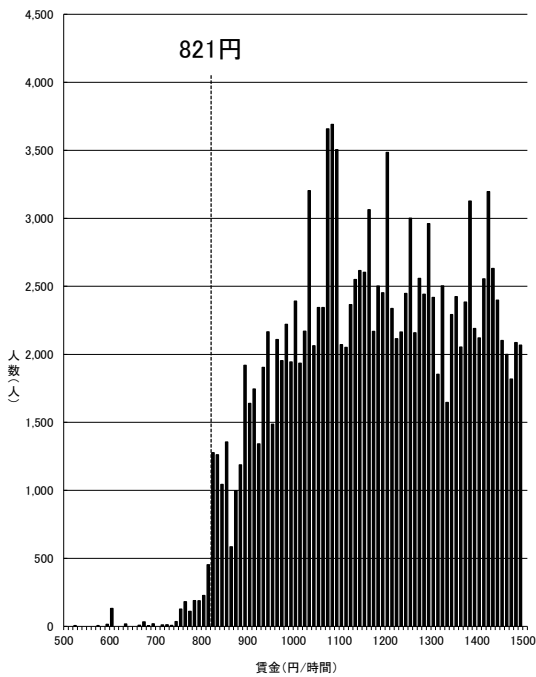


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

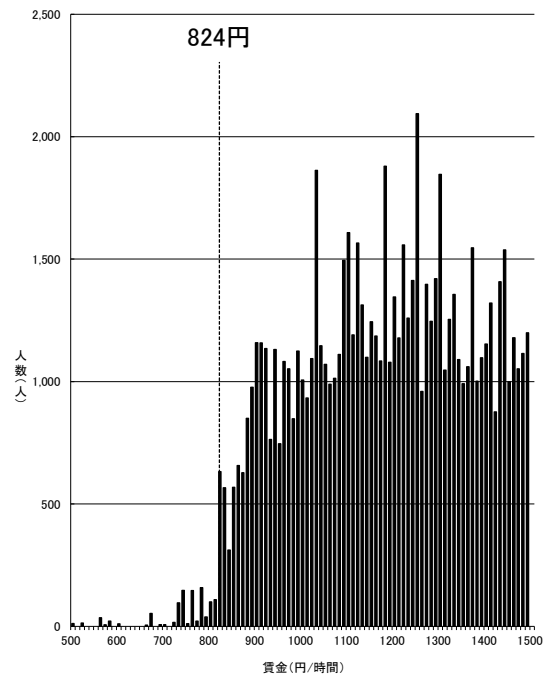


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

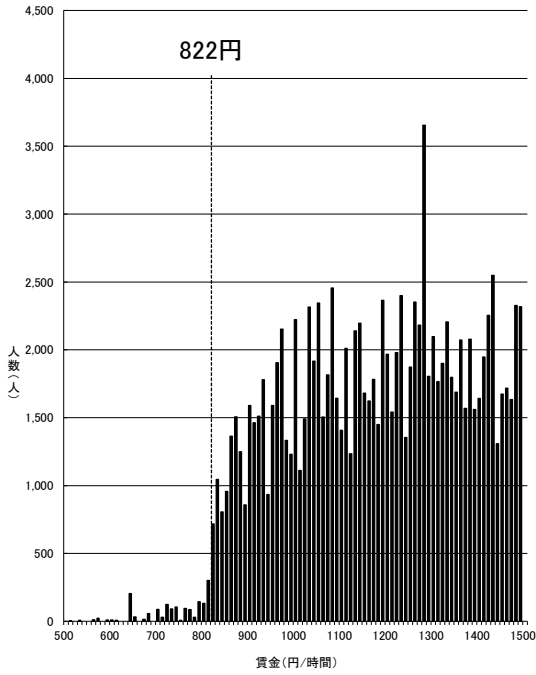


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

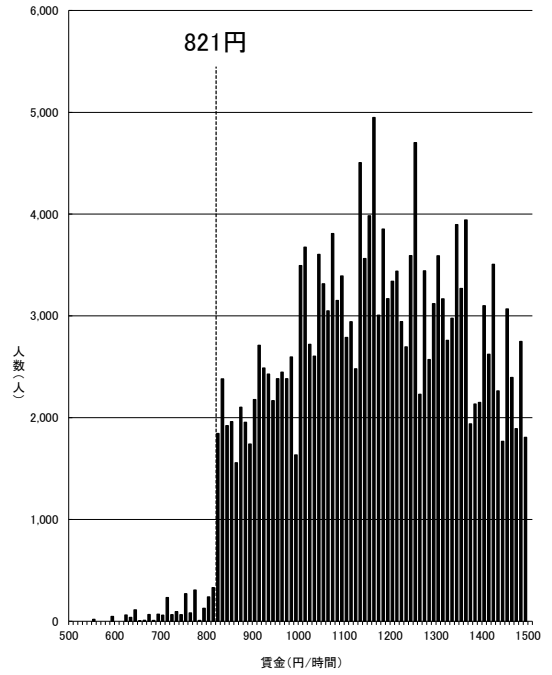


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

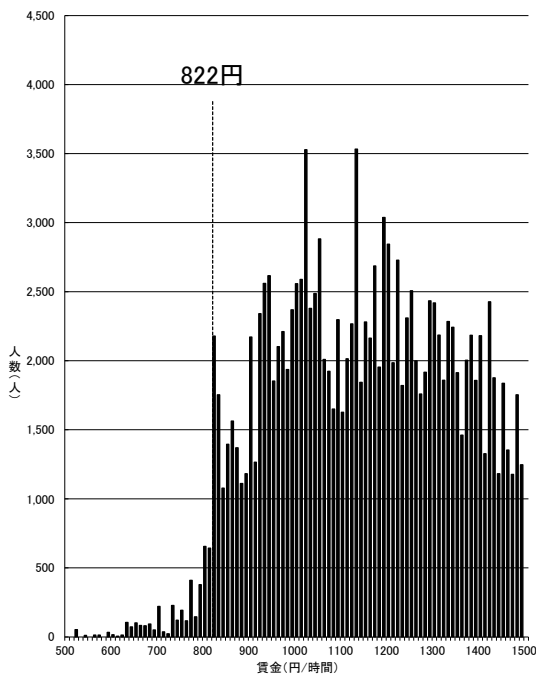


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

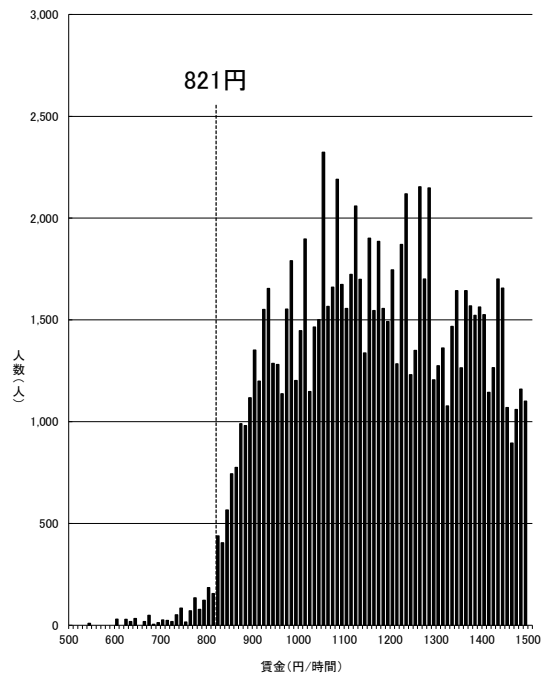


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

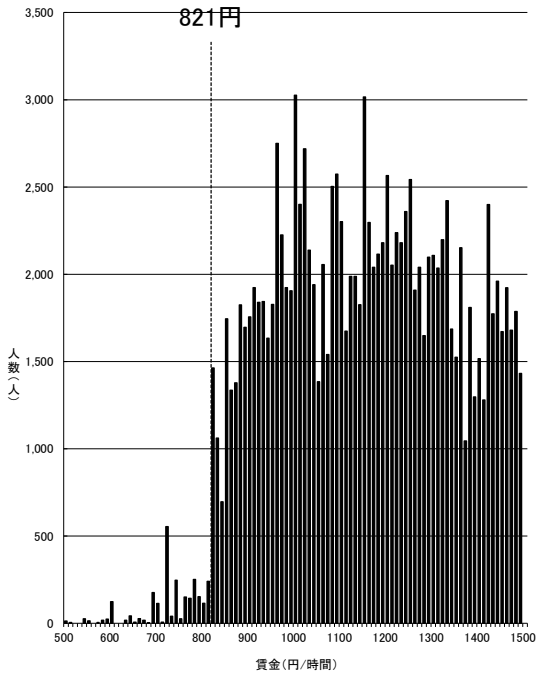


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

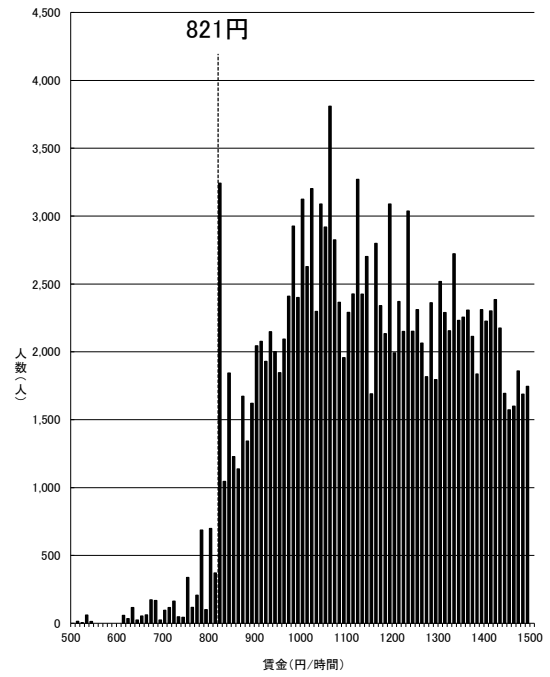


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

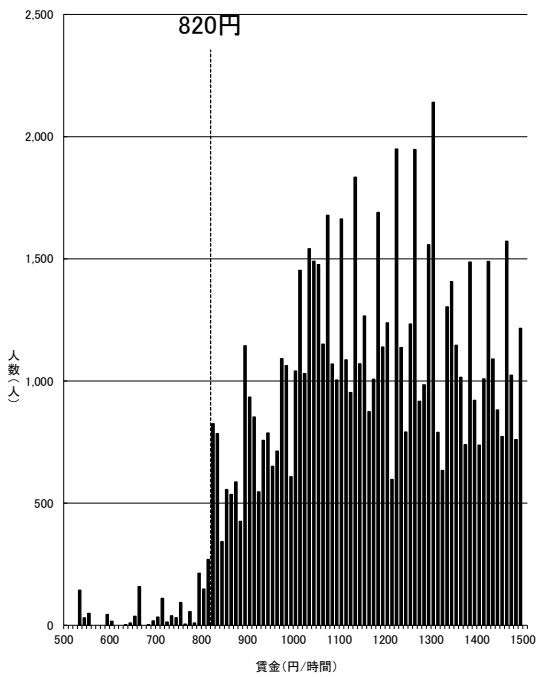


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

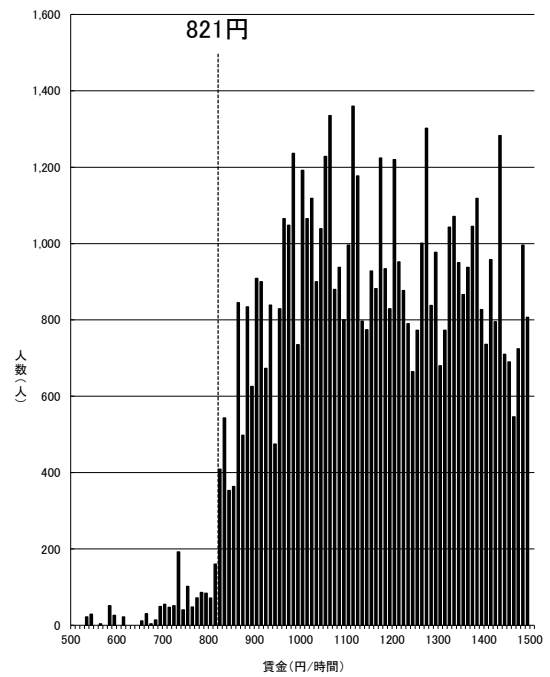


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

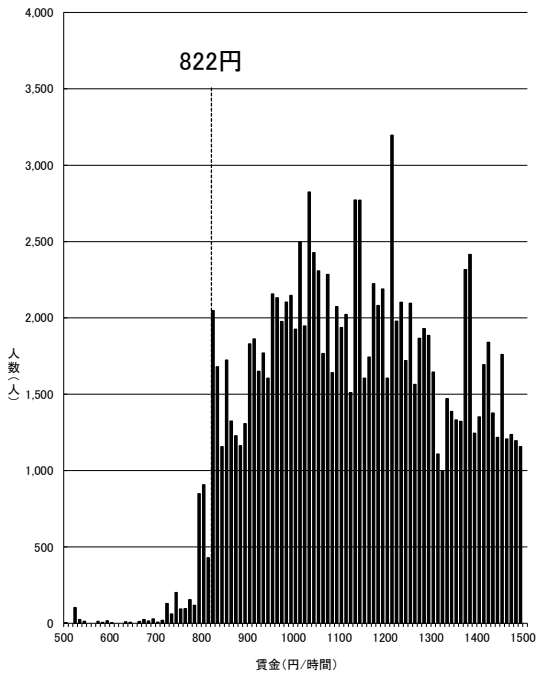


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

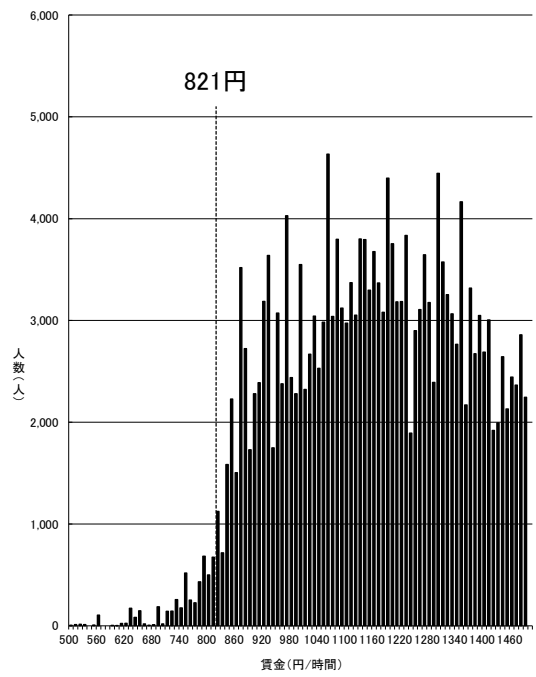


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

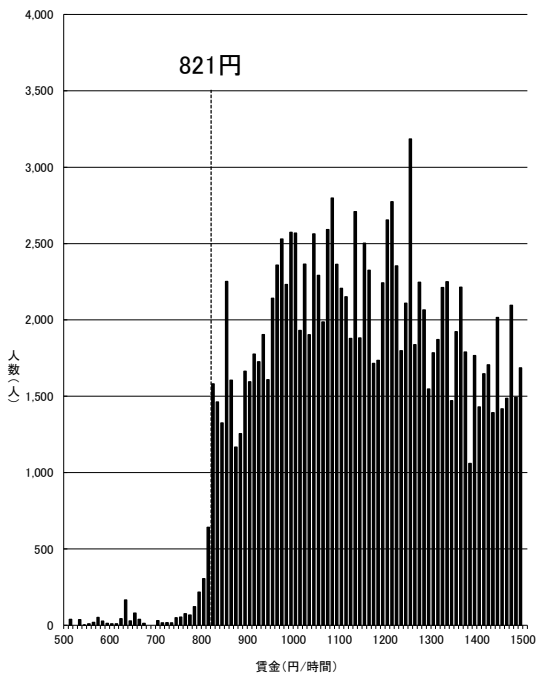


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

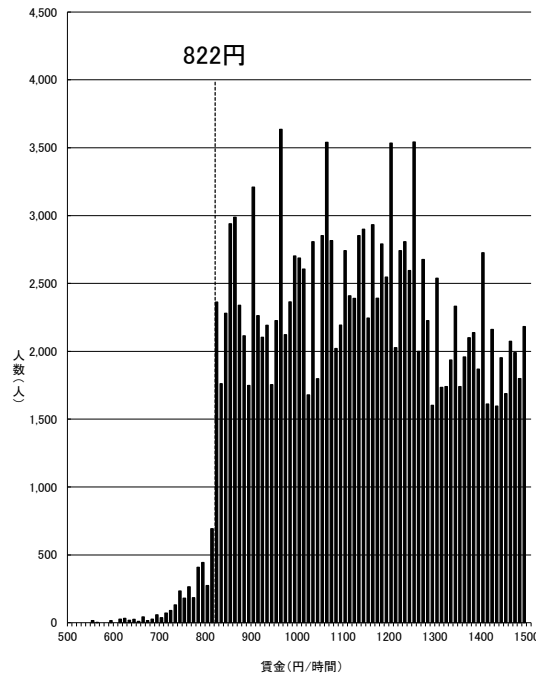


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

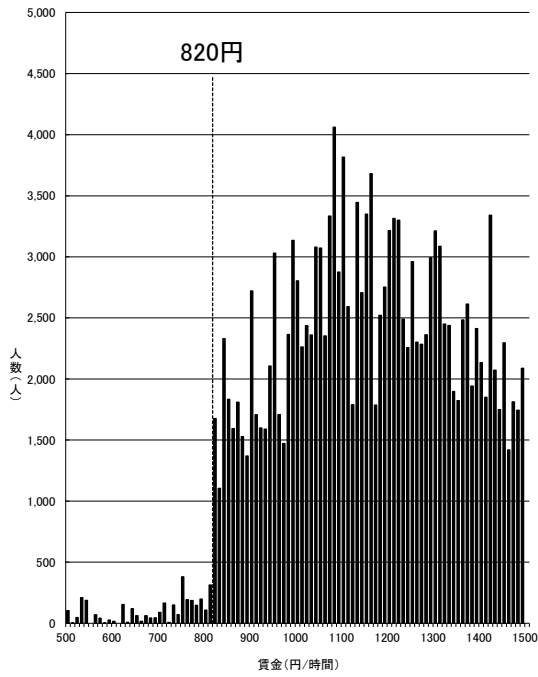


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

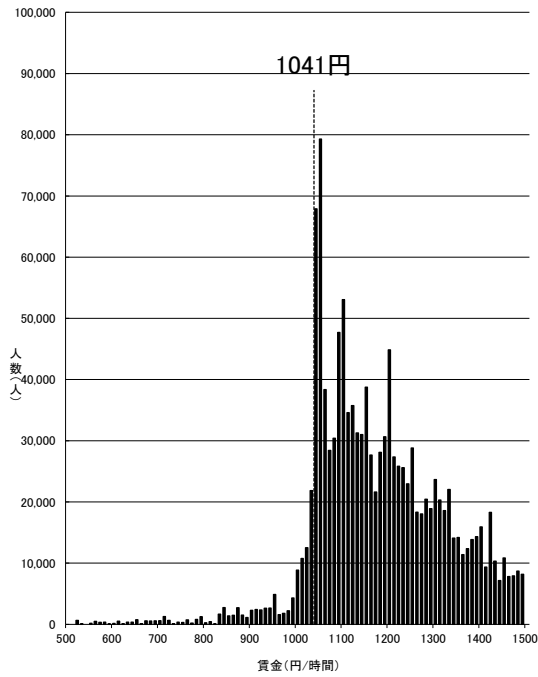
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

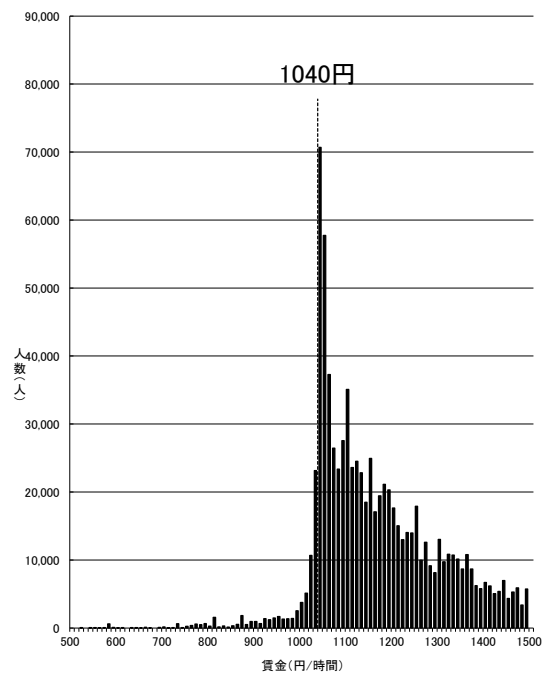
時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

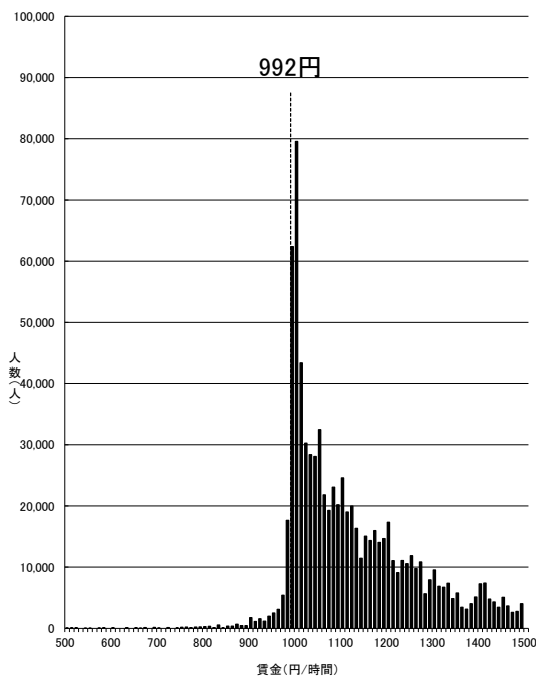
短時間労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

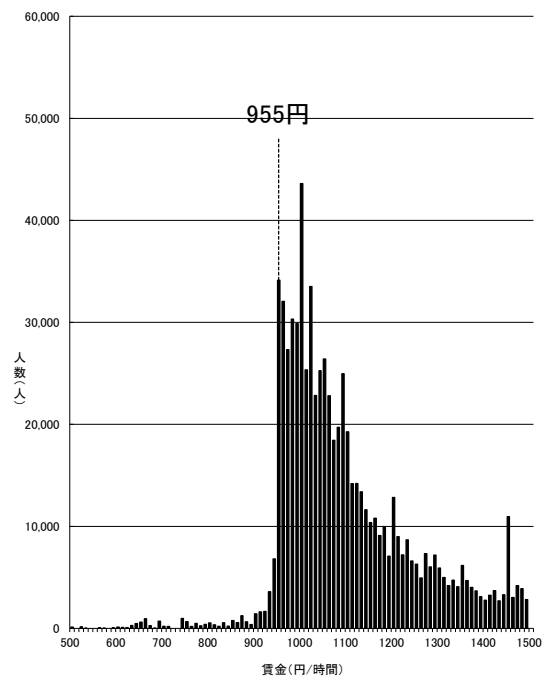
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

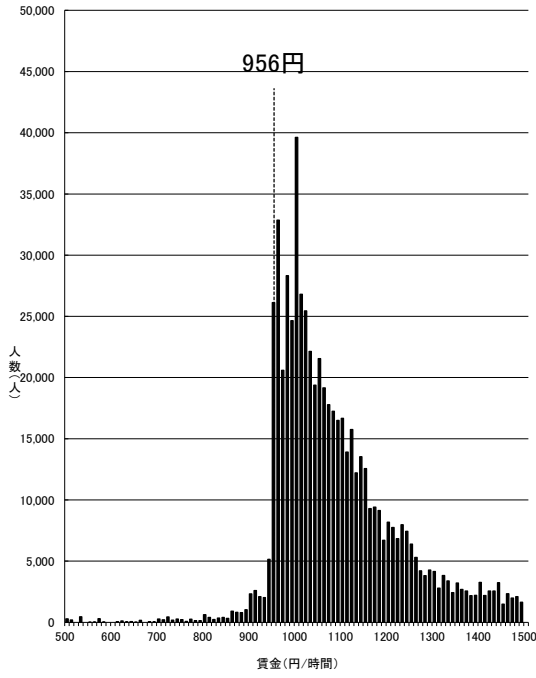
短時間労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

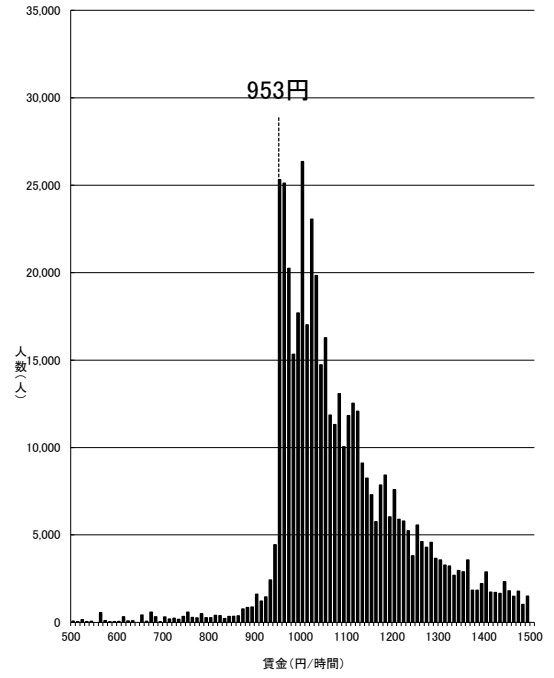


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

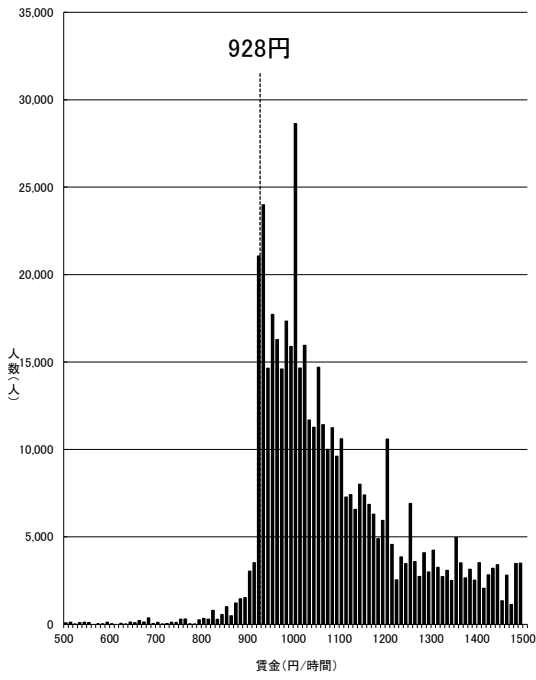


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

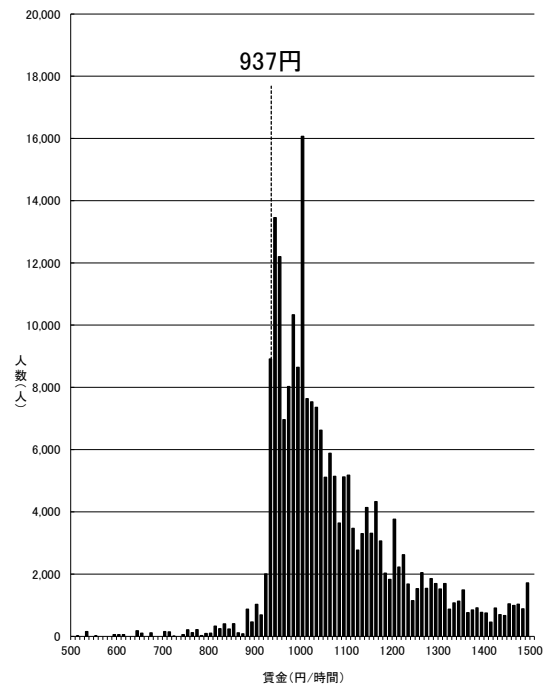


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

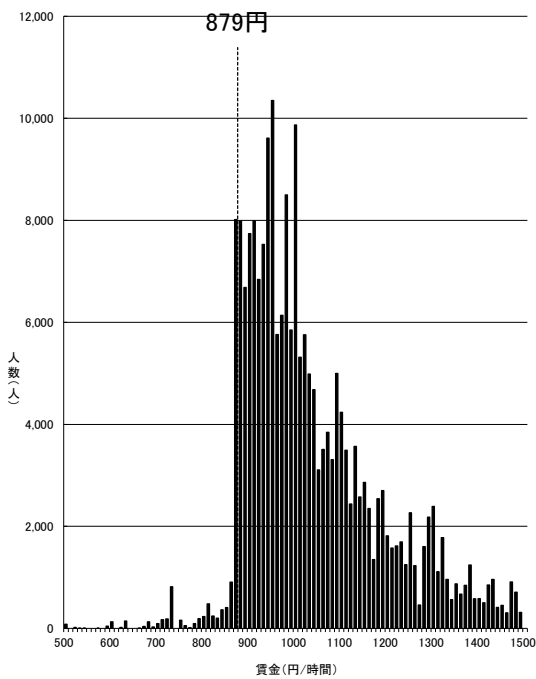


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

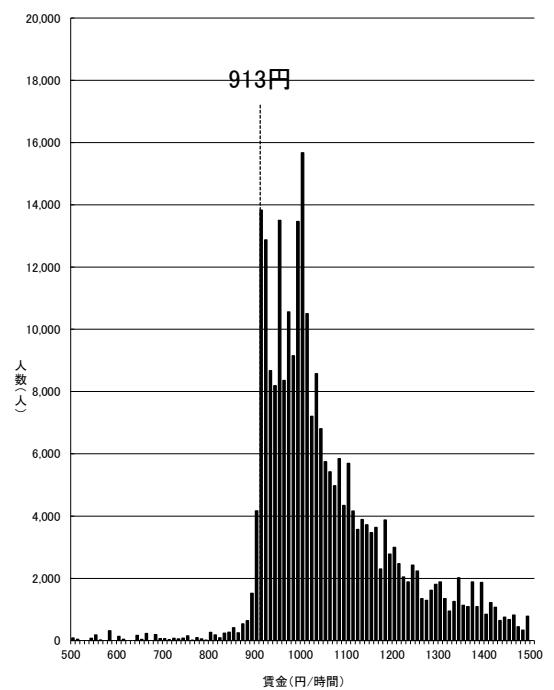


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

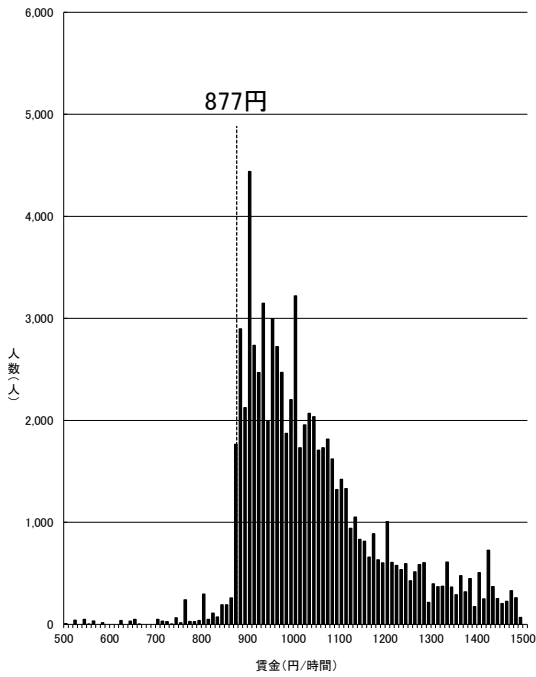


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

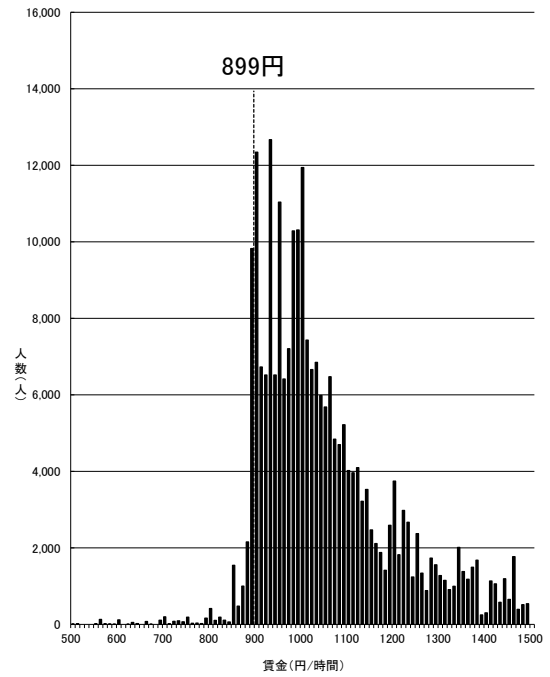


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

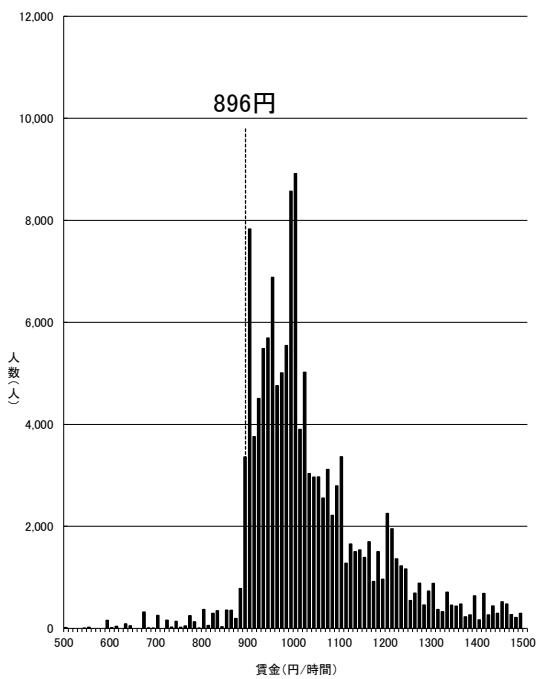


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

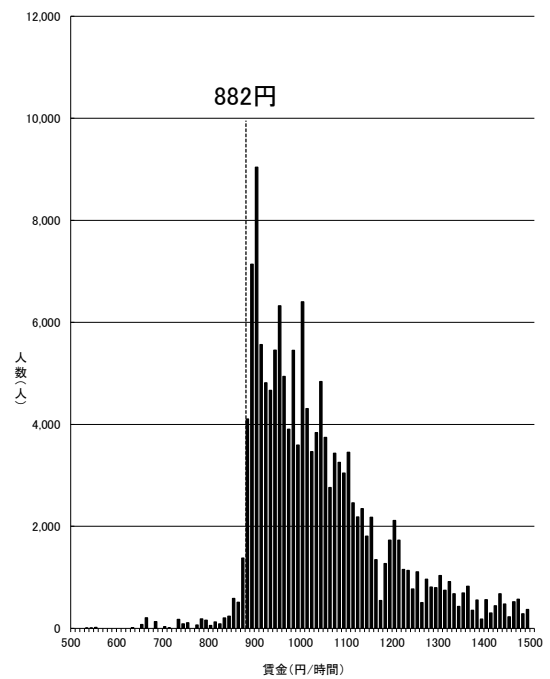


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

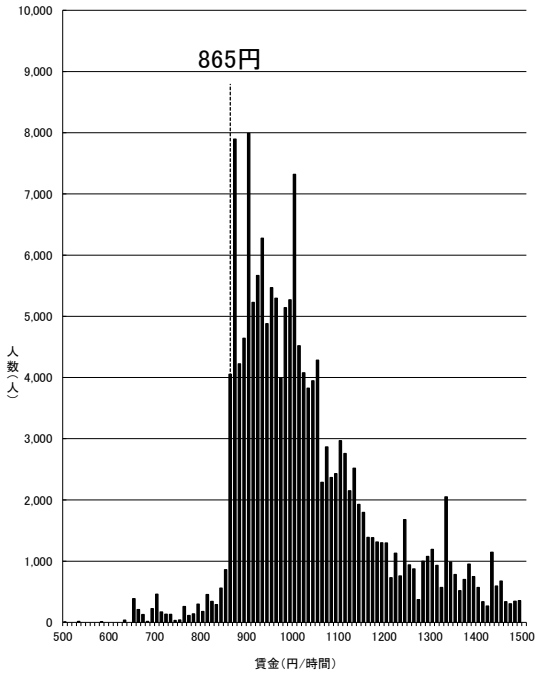


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

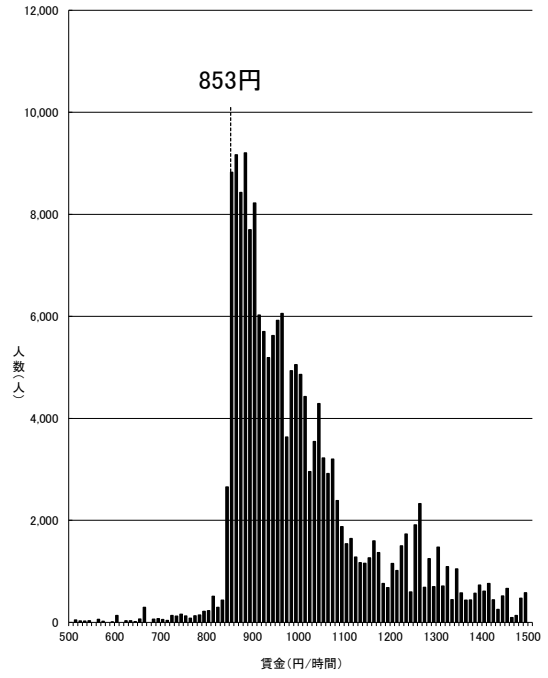


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

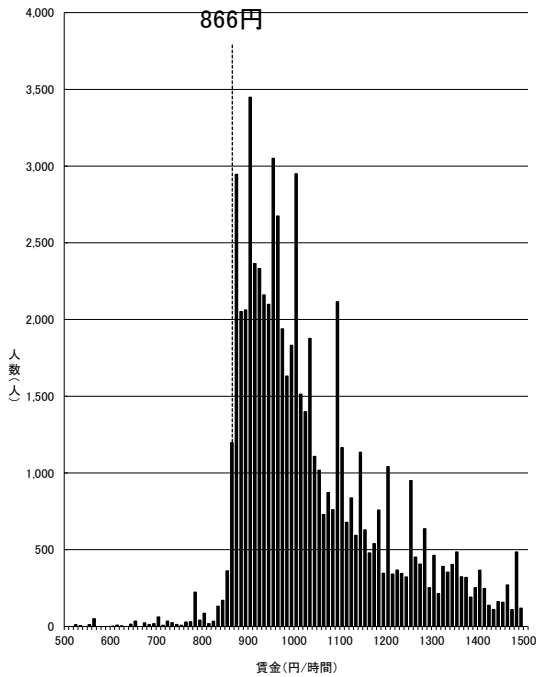


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

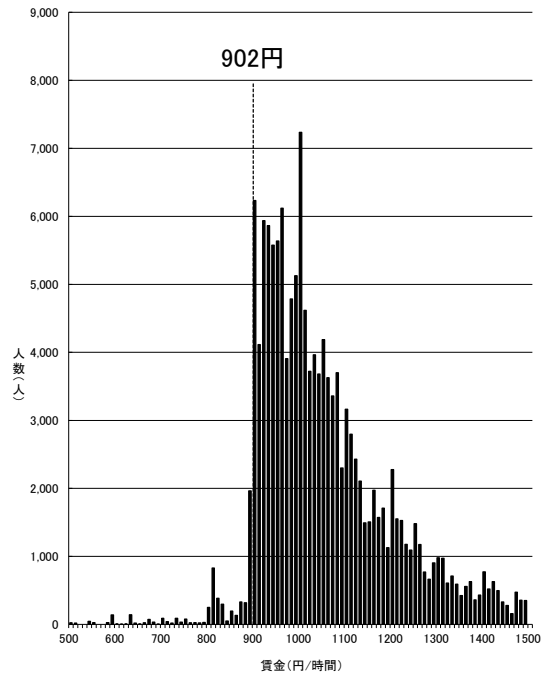


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

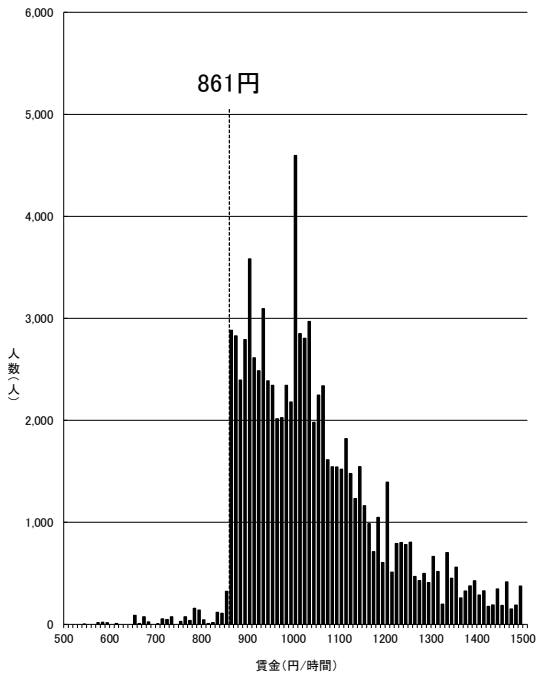


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

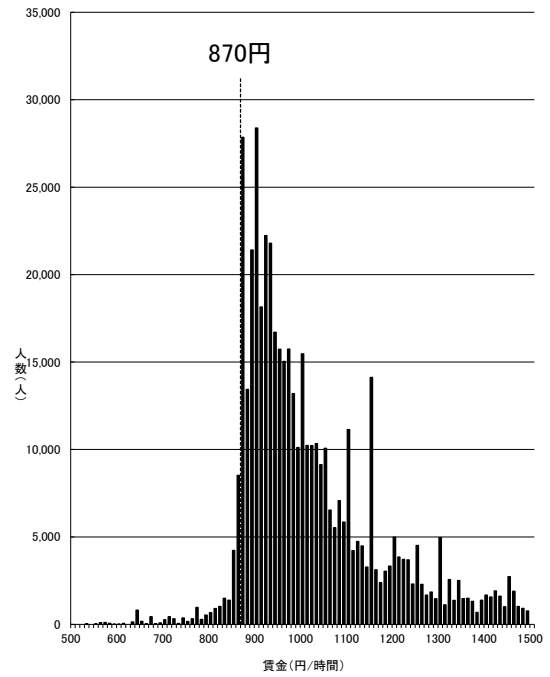


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

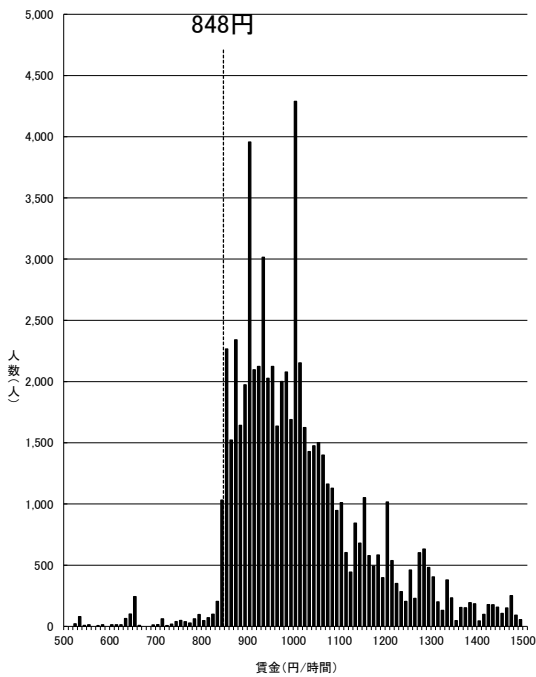


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

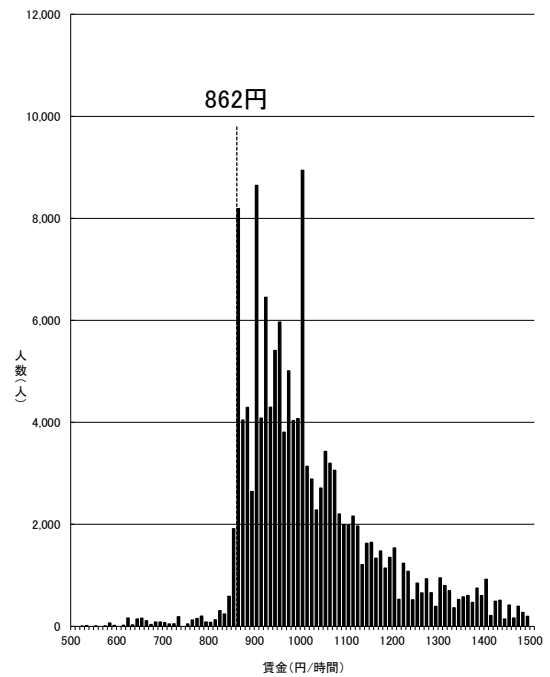


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

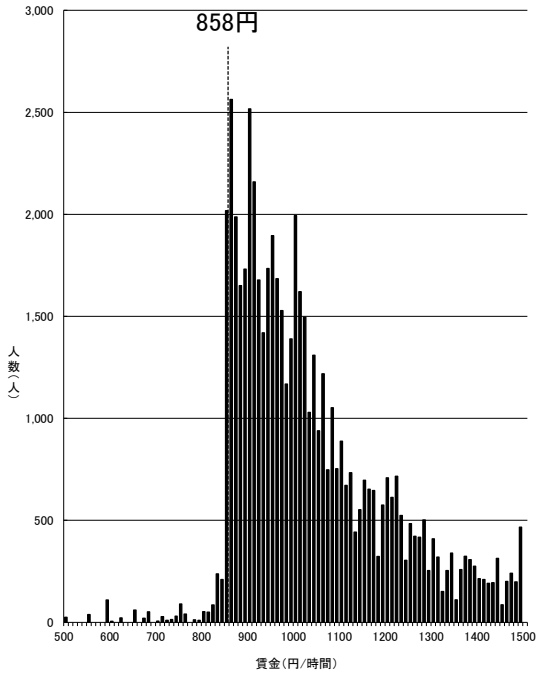


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

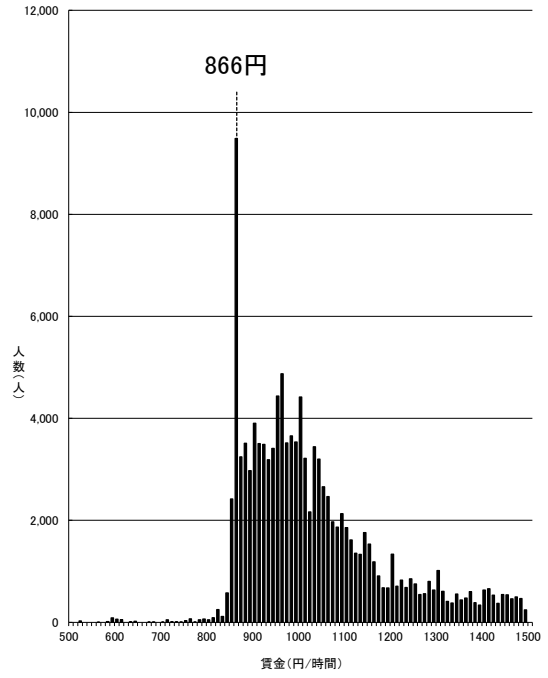


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

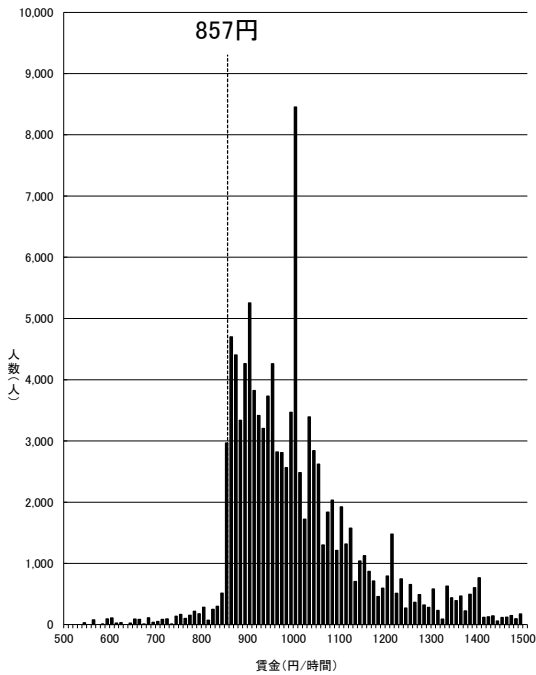


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

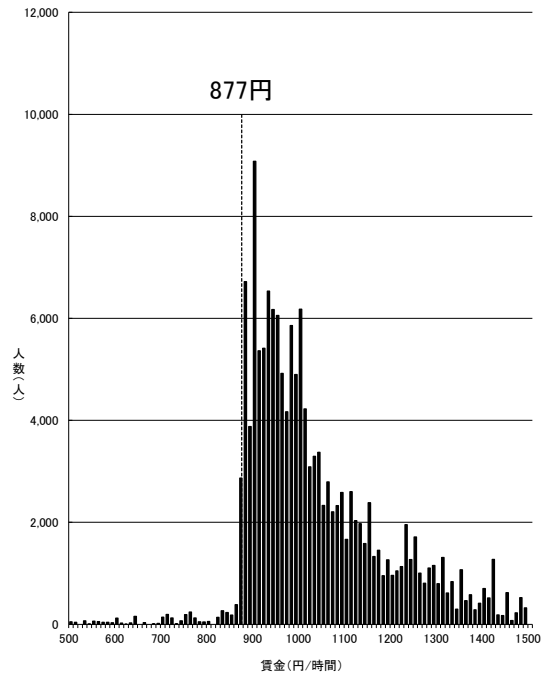


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

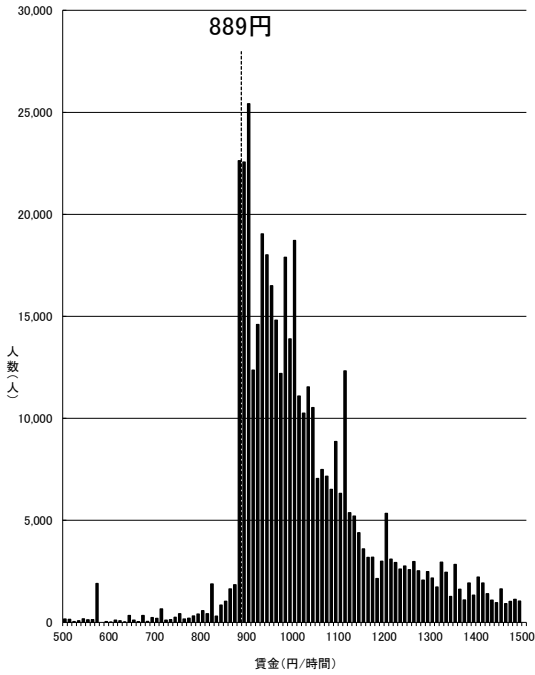


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

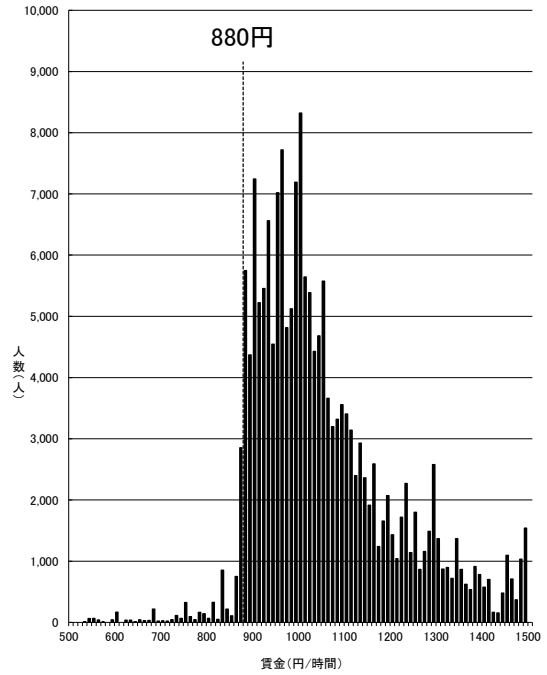


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

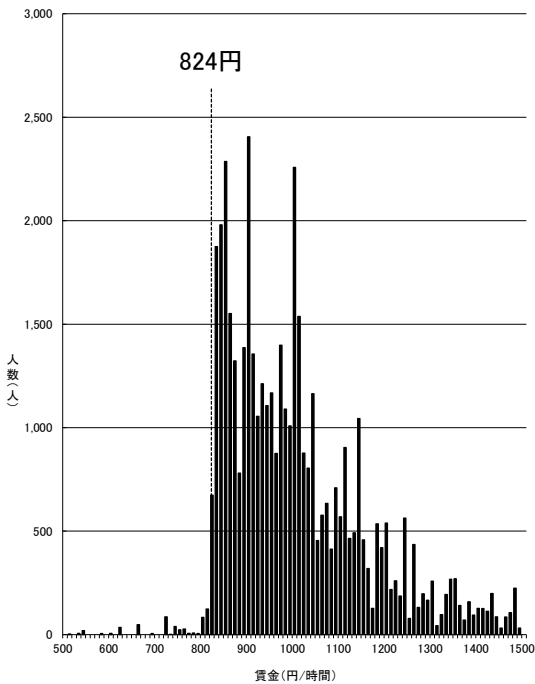


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

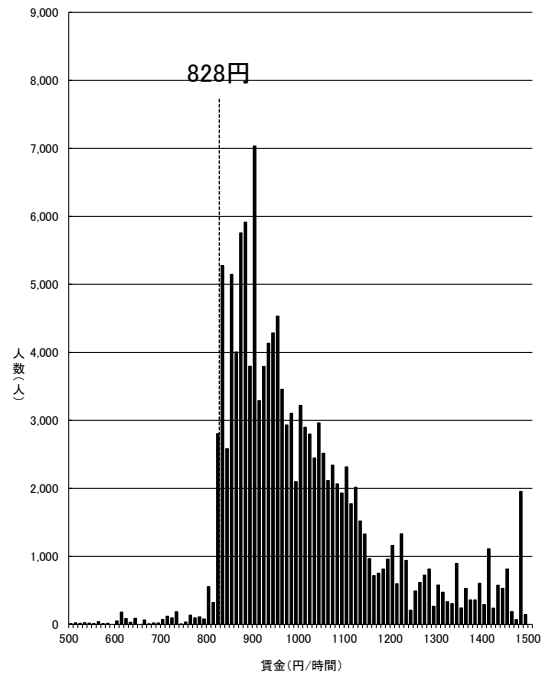


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

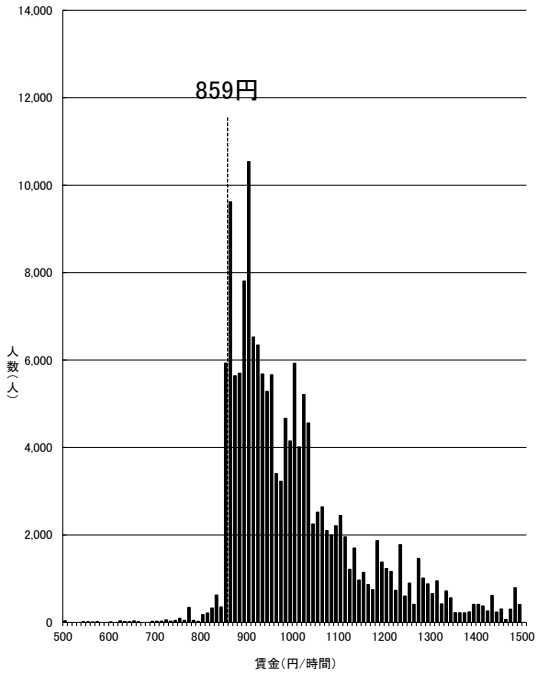


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

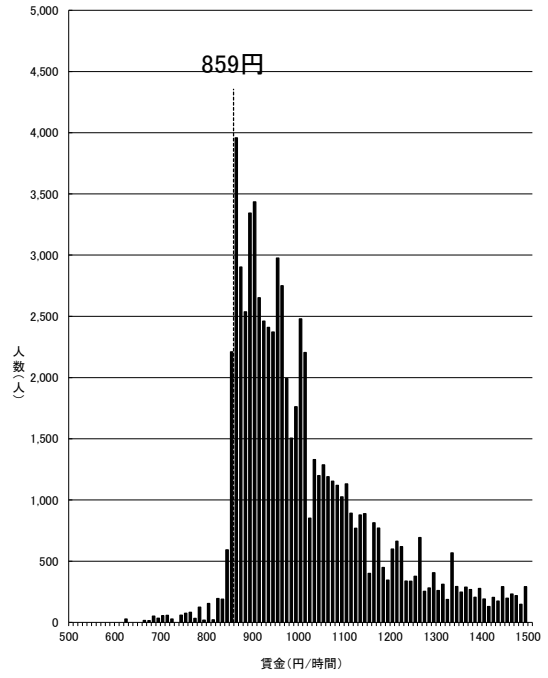


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

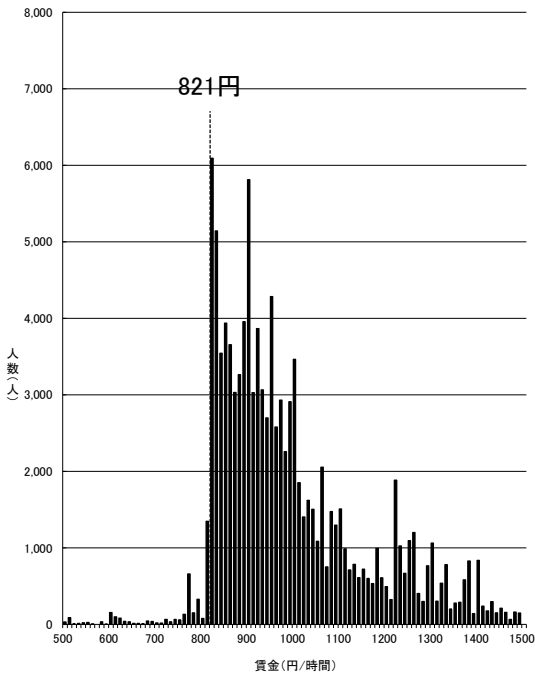


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

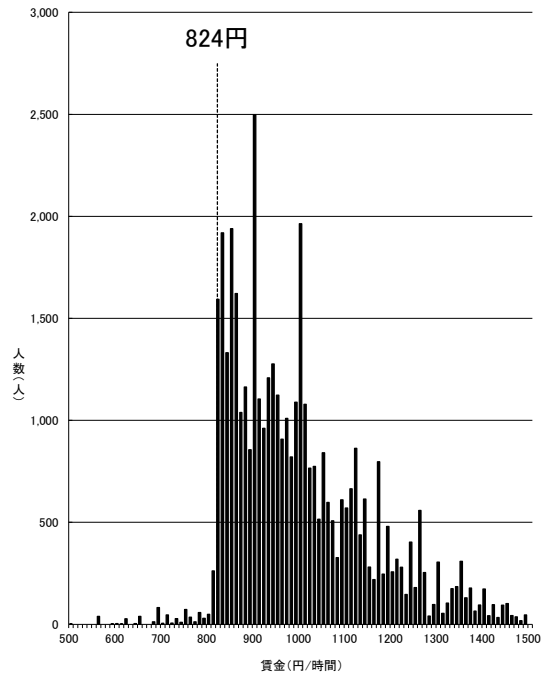


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

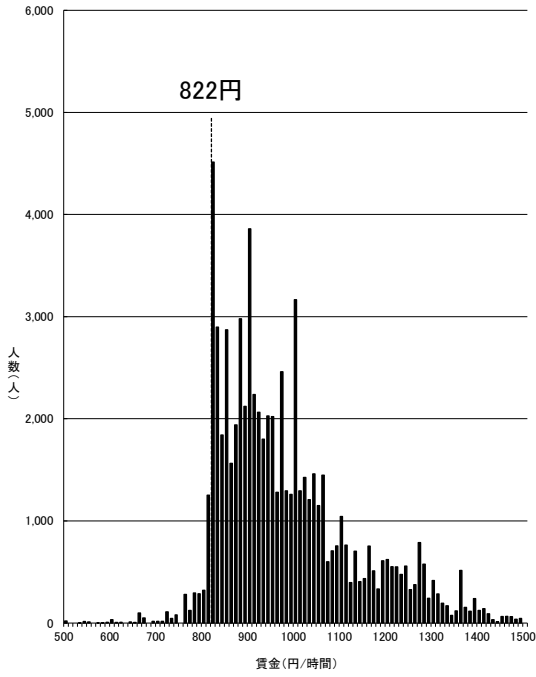


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

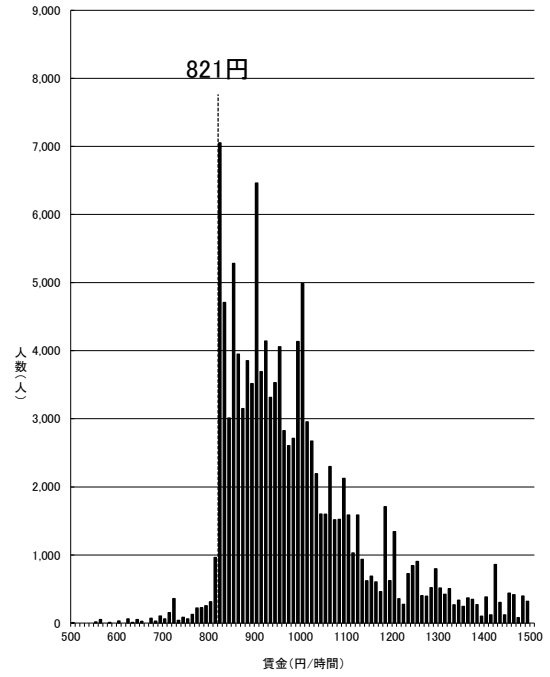


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

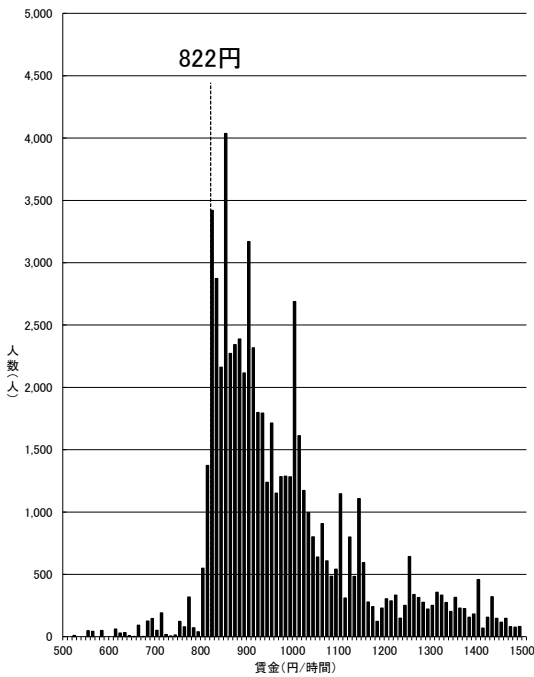


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

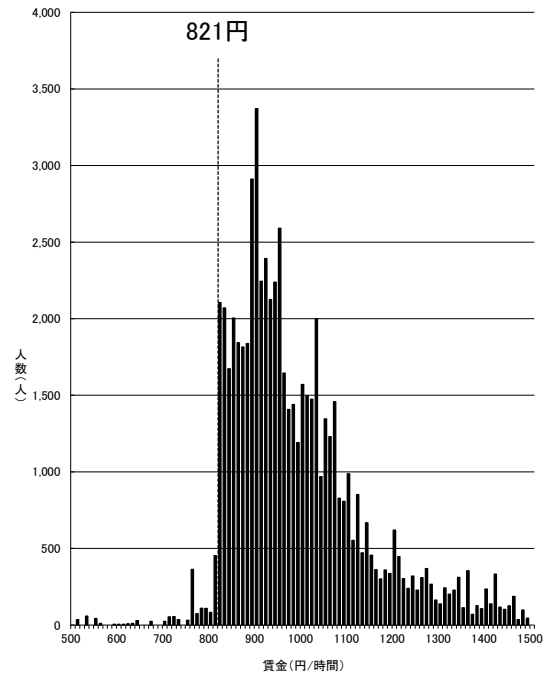


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

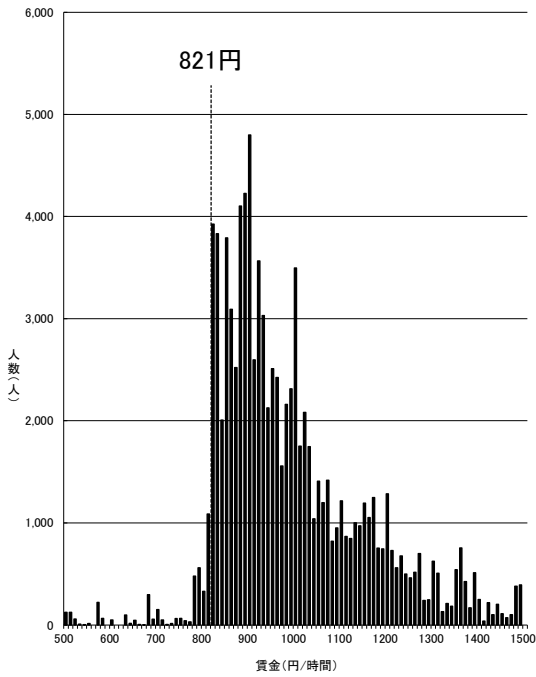


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

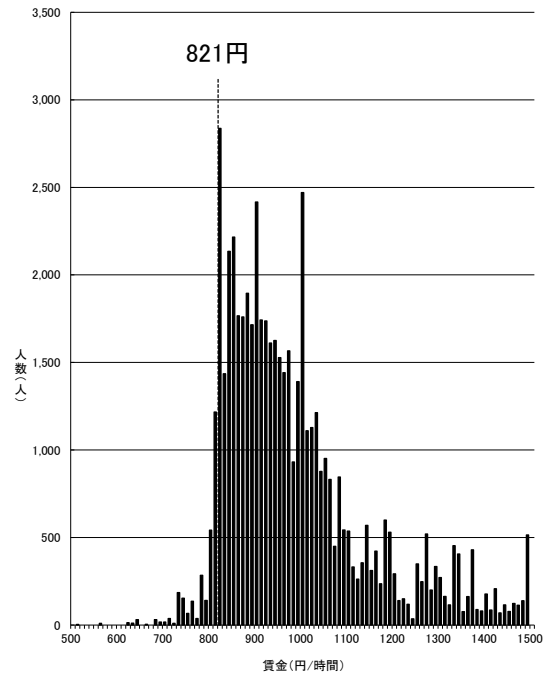


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

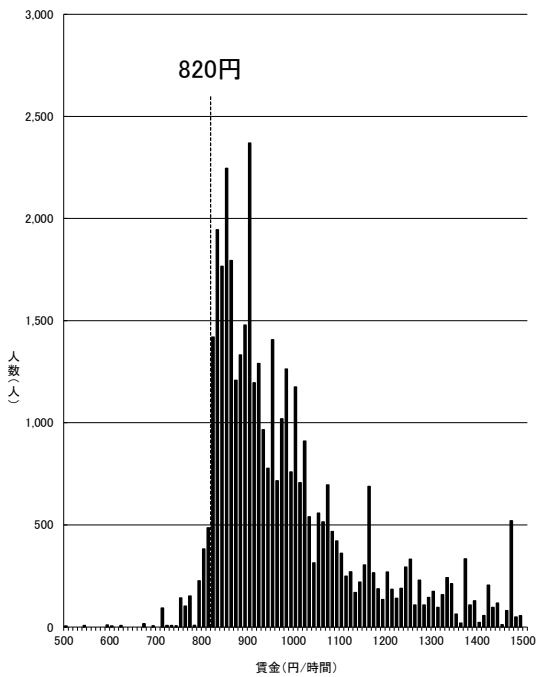


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

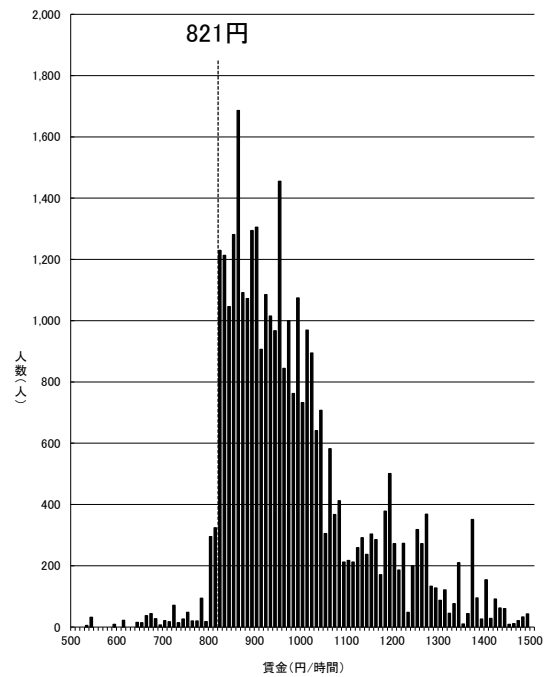


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

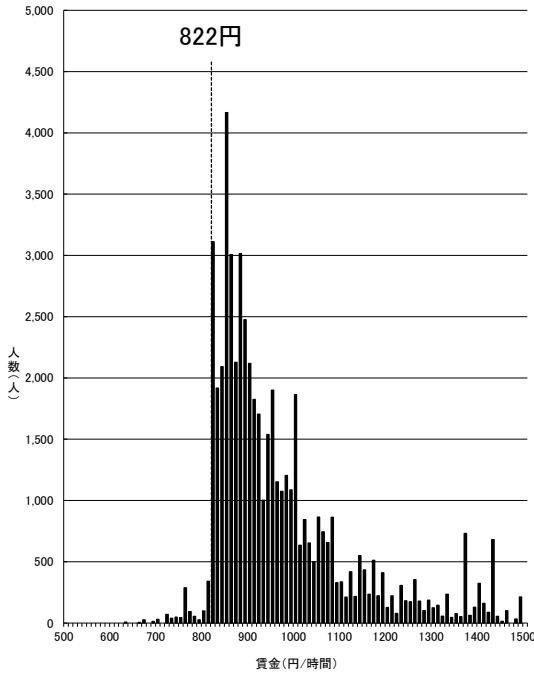


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

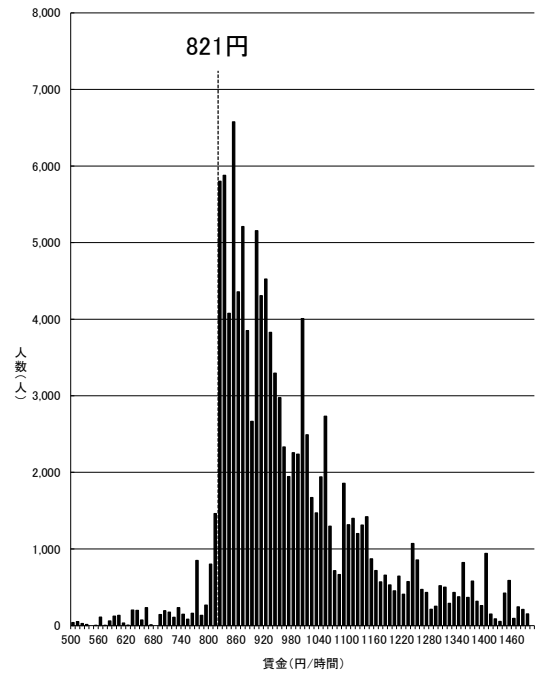


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

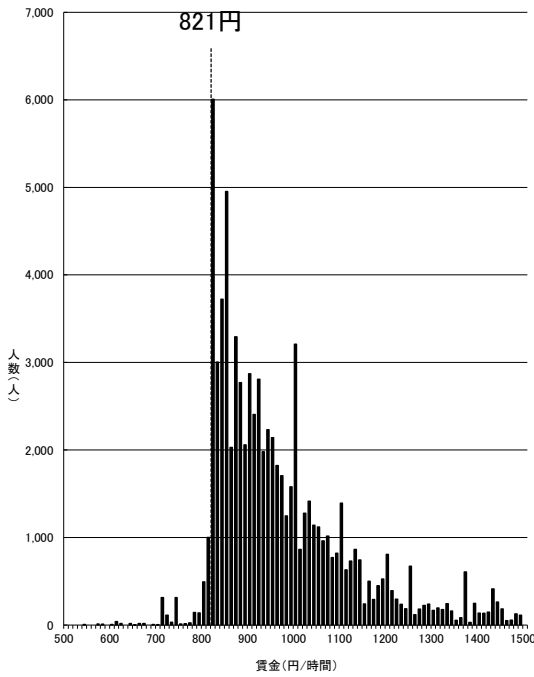


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

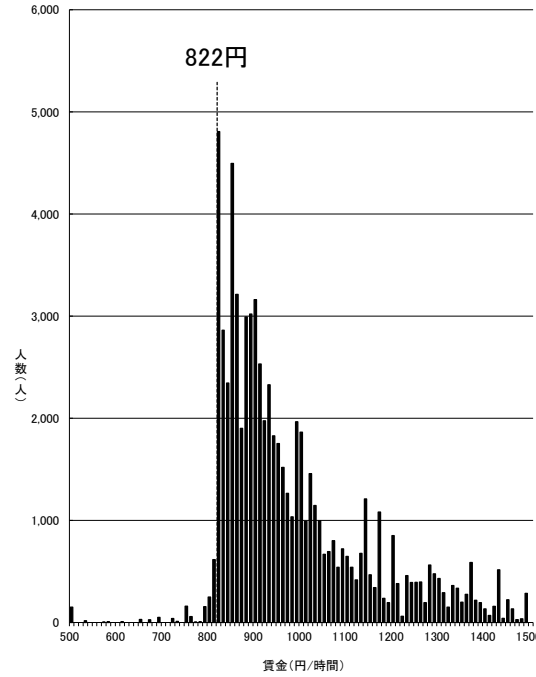


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

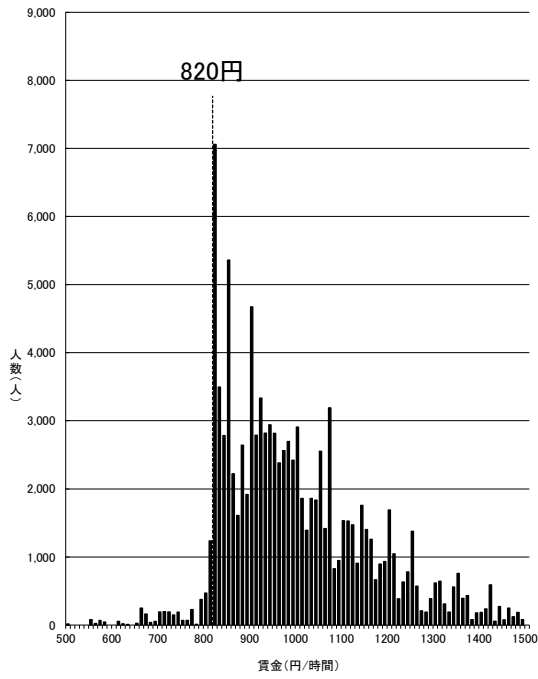


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和5年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2023年1-3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.7%増（年率2.7%増）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.7	1.4	▲ 0.4	0.1	0.7	—
（前期比年率）	2.2	1.0	2.6	1.4	▲ 2.7	5.6	▲ 1.5	0.4	2.7	—
（前年同期比）					0.5	1.8	1.5	0.4	1.9	—
国内需要	(1.1)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(▲ 0.2)	(1.3)	(0.3)	(▲ 0.3)	1.0	(1.0)
民間需要	(0.5)	(1.7)	(1.4)	(1.9)	(▲ 0.2)	(1.1)	(0.2)	(▲ 0.4)	1.2	(0.9)
民間最終消費支出	0.4	2.0	1.5	2.4	▲ 1.1	1.7	0.1	0.2	0.5	(0.3)
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.6	▲ 1.1	▲ 4.4	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 0.5	0.1	▲ 0.1	(▲ 0.0)
民間企業設備	0.8	1.8	2.1	3.1	▲ 0.3	2.2	1.5	▲ 0.6	1.4	(0.2)
民間在庫変動	(0.2)	(0.5)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.4)	—	(0.4)
公的需要	(0.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	0.3	(0.1)
政府最終消費支出	3.5	1.5	3.4	1.1	0.7	0.7	0.0	0.2	0.1	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 1.9	▲ 7.0	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 3.8	0.7	0.9	0.0	1.5	(0.1)
財貨・サービスの純輸出	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(▲ 0.6)	(▲ 0.5)	(0.1)	(▲ 0.6)	(0.4)	—	(▲ 0.3)
財貨・サービスの輸出	11.9	5.1	12.4	4.4	1.2	1.5	2.5	2.0	▲ 4.2	(▲ 0.9)
財貨・サービスの輸入	5.1	8.0	7.1	7.2	3.7	1.0	5.6	▲ 0.0	▲ 2.3	(0.6)
最終需要	2.0	0.6	2.3	1.2	▲ 1.2	1.5	▲ 0.3	0.5	0.3	—
実質国民総所得(GNI)	1.9	0.2	2.2	0.5	▲ 0.4	0.7	▲ 0.7	1.0	0.0	—
実質雇用者報酬	1.1	▲ 1.5	0.6	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 1.3	—

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	1.9	1.3	2.4	2.0	0.1	1.2	▲ 0.9	1.2	2.0	—	—
(前年同期比)					0.9	1.5	1.2	1.6	3.9	—	—
(実額)					549.5	556.6	550.7	561.9	552.5	559.4	554.3
国内需要	(2.2)	(4.6)	(3.6)	(5.1)	(1.1)	(2.2)	(0.9)	(0.4)	1.5	(1.6)	594.0
民間需要	(1.3)	(4.2)	(2.8)	(4.5)	(0.9)	(2.1)	(0.6)	(0.1)	1.8	(1.4)	440.0
民間最終消費支出	1.0	4.9	2.7	5.5	0.5	2.5	0.4	0.9	1.7	(0.9)	318.2
民間住宅	4.0	1.9	6.3	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.5	(▲ 0.0)	21.1
民間企業設備	2.4	5.9	4.7	7.4	0.7	3.7	2.6	0.3	1.5	(0.3)	98.4
民間在庫変動	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)	—	(0.2)	2.2
公的需要	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(0.6)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	0.7	(0.2)	154.0
政府最終消費支出	4.0	3.0	4.5	2.5	1.4	▲ 0.2	1.6	0.5	0.5	(0.1)	123.3
公的固定資本形成	0.4	▲ 2.7	▲ 3.3	1.3	▲ 2.8	2.5	1.9	0.6	1.5	(0.1)	30.7
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(▲ 3.3)	(▲ 1.2)	(▲ 3.0)	(▲ 0.9)	(▲ 0.9)	(▲ 1.8)	(0.8)	—	(0.4)	▲ 22.0
財貨・サービスの輸出	19.5	20.0	23.0	18.2	4.3	8.3	5.6	2.4	▲ 6.8	(▲ 1.6)	119.3
財貨・サービスの輸入	20.8	37.3	30.3	32.1	8.4	11.5	12.2	▲ 0.9	▲ 7.2	(2.0)	141.3
最終需要	1.7	0.8	2.0	1.8	▲ 0.4	1.1	▲ 0.7	1.5	1.8	—	—
GDPデフレーター	▲ 0.2	0.2	▲ 0.2	0.6	0.8	▲ 0.1	▲ 0.5	1.1	1.3	—	—
(前年同期比)					0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	1.2	2.0	—	—

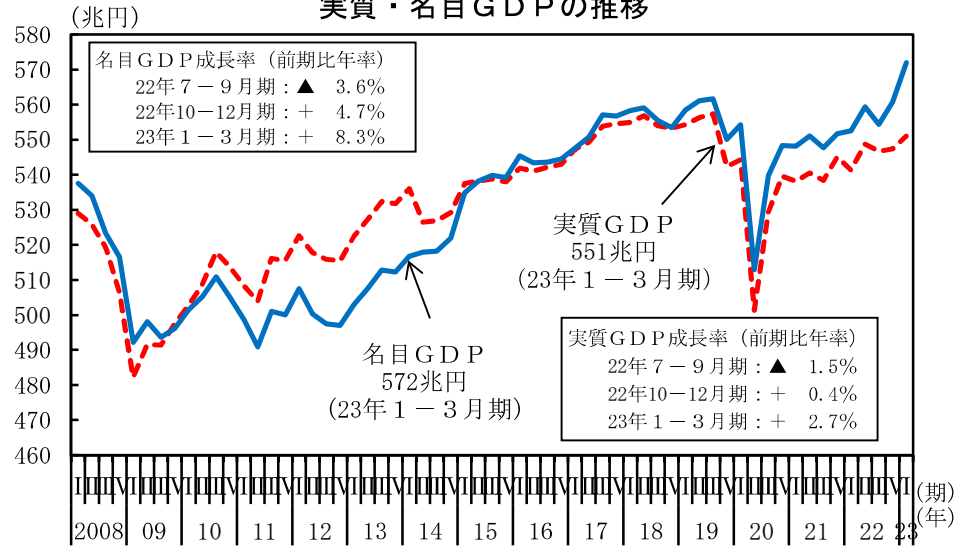
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年) : 2015年

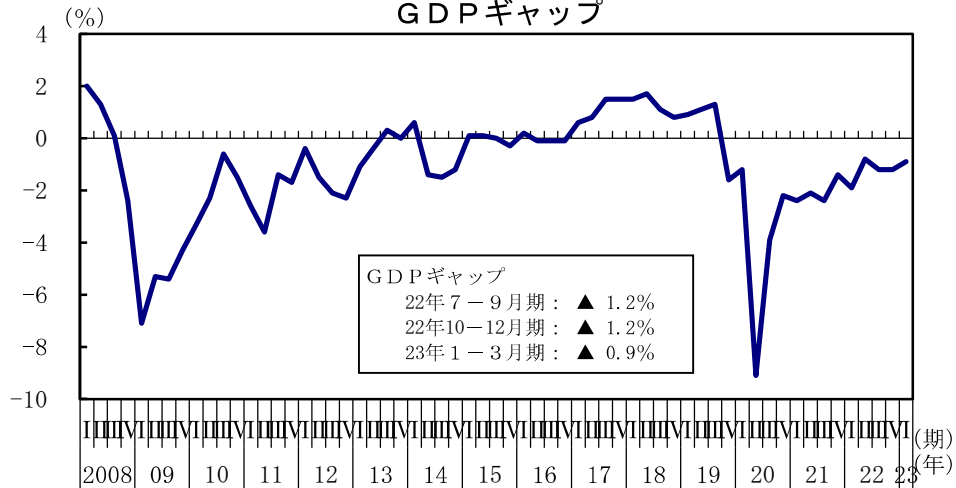
基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年) : 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2023年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。
 下図：内閣府「2023年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

(())内は寄与度

	2021年度 (令和3年度) 実績 (%)	2022年度 (令和4年度) 実績見込み (%程度)	2023年度 (令和5年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	2.5	1.7	1.5
国内需要	(1.8)	(2.3)	(1.6)
民間需要	(1.4)	(2.3)	(2.1)
民間最終消費支出	1.5	2.8	2.2
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.0	1.1
民間企業設備	2.1	4.3	5.0
公的需要	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)
政府最終消費支出	3.4	1.0	▲ 2.3
公的固定資本形成	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 0.5
財貨・サービスの純輸出	(0.8)	(▲ 0.5)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	12.3	4.7	2.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	6.9	2.5
名目国内総生産	2.4	1.8	2.1
GDPデフレーター	▲ 0.1	0.0	0.6
消費者物価上昇率	0.1	3.0	1.7

(備考) 内閣府「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

個人消費は、持ち直している。

(金額等)

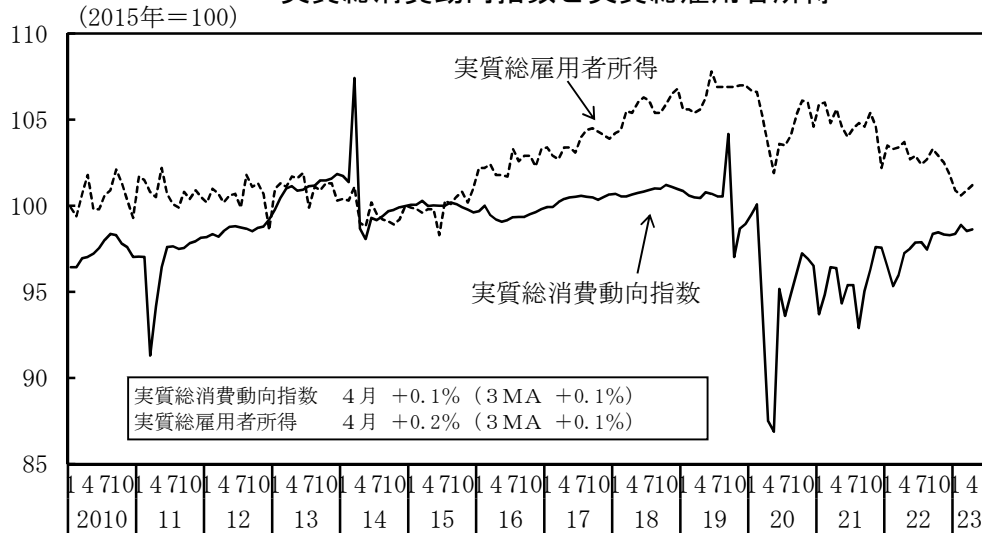
(前年同期比 (%)、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前期比 (%)、< >は季調済前月差 (ポイント))

	[2022年] 2022年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月	5月
実質総消費動向指数	—	[0.7] 1.7	[2.0] 2.5	(0.4)	(0.5)	(0.2)	(0.5)	(▲0.3)	(0.1)	—
実質総雇用者所得	—	[▲0.1] ▲0.4	[▲1.6] ▲1.8	(▲0.3) ▲1.9	(▲0.4) ▲1.4	(▲1.5) ▲2.4	(▲0.3) ▲2.6	(0.3) ▲1.7	(0.2) ▲3.1	—
名目総雇用者所得	—	[0.7] 1.0	[1.8] 1.9	(0.1) 1.6	(0.4) 2.9	(0.0) 1.2	(▲0.5) 0.6	(0.8) 1.2	(0.8) 1.0	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<0.0>	<2.6>	<1.5>	<0.6>

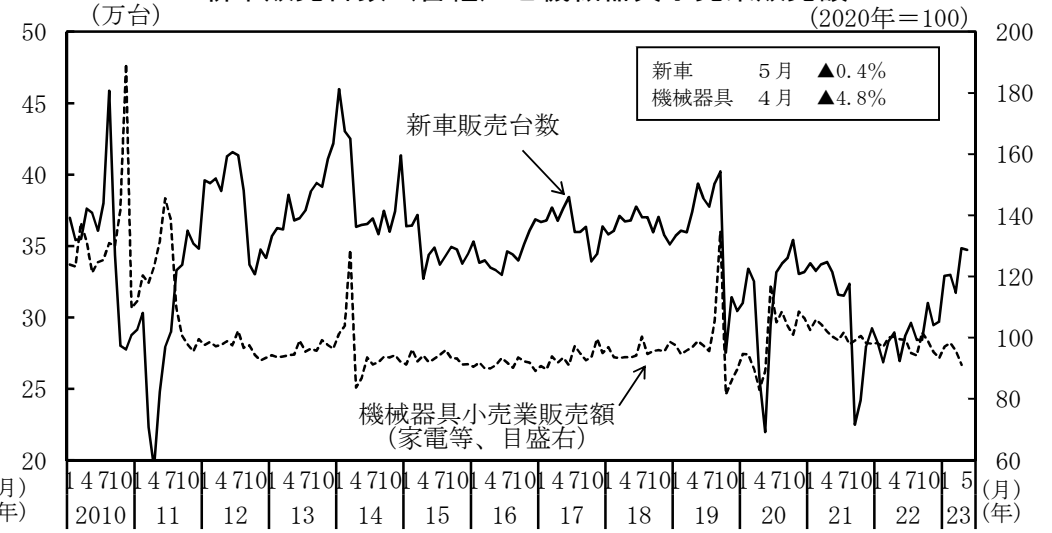
家計調査	実質消費支出	—	[0.7] 1.6	[1.2] 0.7	(▲1.0) 3.6	(0.2) ▲0.5	(▲0.3) ▲0.4	(▲2.4) 1.6	(▲0.8) ▲1.9	(▲1.3) ▲4.4	—
	実質消費支出 (除く住居等)	—	[0.4] 1.2	[1.4] 1.3	(▲0.7) 3.2	(0.7) 0.4	(▲0.4) 1.0	(0.2) 2.0	(▲0.3) ▲0.2	(▲0.7) ▲2.1	—
販売側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[154.4兆円] 156.8兆円	[1.9] 1.8	[2.6] 4.1	(1.3) 3.7	(1.2) 3.6	(2.4) 6.4	(2.1) 7.3	(0.3) 6.9	(▲1.1) 5.1	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[5.5兆円] 5.7兆円	[4.5] 8.9	[12.3] 14.2	(3.2) 16.6	(2.3) 5.8	(▲1.5) 13.5	(6.0) 18.8	(▲2.0) 8.6	(0.7) 7.6	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[15.2兆円] 15.2兆円	[▲0.3] ▲0.3	[1.0] 1.3	(1.1) 0.4	(1.8) 3.3	(▲0.1) 1.8	(▲0.3) 1.1	(▲0.8) 1.7	(1.5) 4.4	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[12.2兆円] 12.4兆円	[1.3] 2.4	[3.8] 4.6	(▲0.2) 3.7	(4.5) 6.0	(0.5) 5.4	(0.8) 6.2	(0.0) 6.0	(▲0.4) 5.3	—
	機械器具小売業販売額	[9.7兆円] 9.7兆円	[0.7] ▲3.7	[▲2.9] ▲2.1	(▲2.7) ▲3.1	(▲1.1) ▲2.6	(1.1) ▲2.2	(1.2) 1.4	(▲2.6) ▲3.9	(▲4.8) ▲7.2	—
	新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[344.8万台] 361.4万台	[▲3.5] ▲10.1	[▲6.2] 4.2	(2.1) 2.1	(4.3) 10.7	(8.2) 16.7	(0.2) 22.9	(▲3.8) 12.1	(9.8) 18.5	(▲0.4) 28.4

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、「消費動向指数(CTI)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。なお、総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター(除く持ち家の帰属家賃)(月次の値は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合))で除することにより作成。
3. 総消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2022年の名目消費支出は290,865円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。

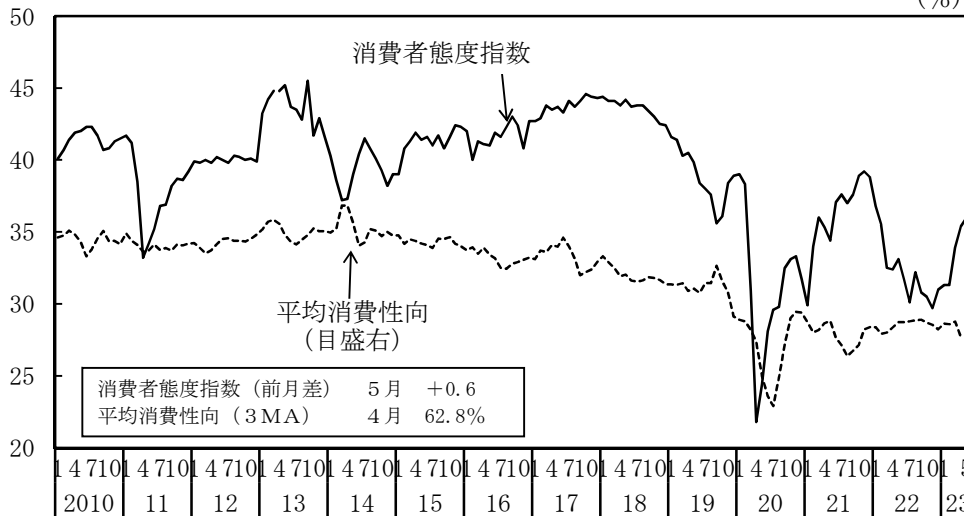
実質総消費動向指数と実質総雇用者所得



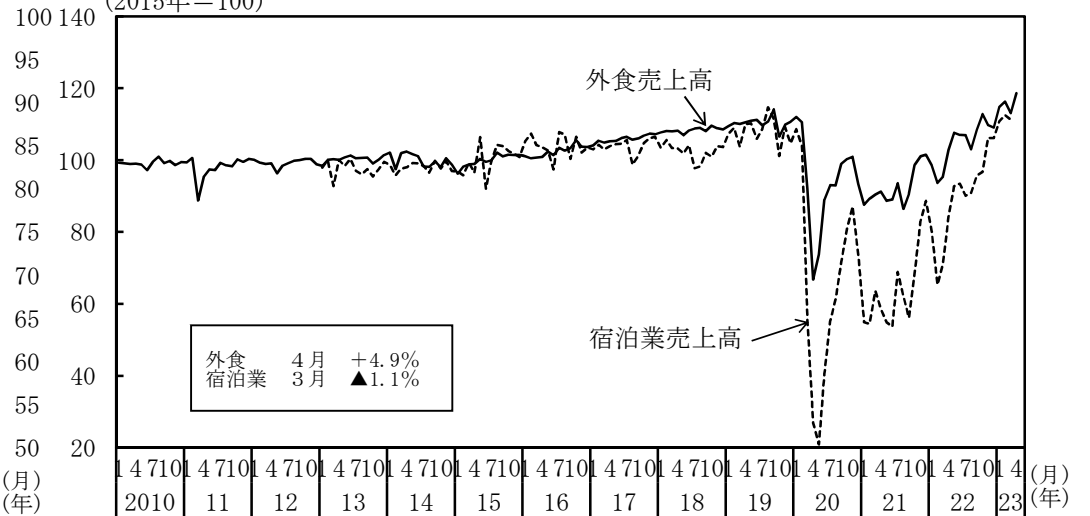
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者態度指数と平均消費性向



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (CTI)」により作成。実質季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
 平均消費性向 (季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
 消費者態度指数 (季節調整値、二人以上の世帯) は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高は、総務省「サービス産業動向調査」(2013年1月からの調査結果)により作成。2023年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直している。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年度 上期	2022年度 下期	2022年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期
全産業	[50.0兆円] 51.6兆円	[▲ 0.2] 3.4	[6.1] 8.5	7.3	9.5	(5.2) 4.6	(2.1) 9.8	(0.8) 7.7	(2.3) 11.0
製造業	[17.3兆円] 17.9兆円	[0.3] 4.1	[8.1] 9.8	10.7	8.9	(9.4) 13.7	(▲ 4.0) 8.2	(1.0) 6.0	(4.8) 11.3
非製造業	[32.6兆円] 33.7兆円	[▲ 0.5] 3.0	[5.0] 7.9	5.5	9.9	(3.0) ▲ 0.0	(5.6) 10.7	(0.7) 8.6	(1.0) 10.8
大中堅企業	[36.8兆円] 38.0兆円	[▲ 3.7] 0.7	[4.7] 7.5	6.9	7.9	(7.8) 8.9	(▲ 4.1) 5.2	(1.5) 4.2	(5.4) 10.5
中小企業	[13.2兆円] 13.6兆円	[11.5] 12.0	[10.0] 11.7	8.3	14.9	(▲ 2.2) ▲ 5.7	(22.3) 22.9	(▲ 1.0) 17.3	(▲ 5.8) 12.6

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[11.7] 12.1	[6.4] 4.8	(8.1) 13.8	(▲ 5.1) 5.5	(▲ 6.5) ▲ 0.8	(7.2) 2.2	(▲ 1.8) ▲ 0.1	(1.1) ▲ 2.9
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[11.3] 12.4	[4.6] 1.5	(5.0) 7.2	(▲ 4.5) 1.0	(▲ 1.3) ▲ 3.1	(0.5) 3.4	(▲ 6.1) ▲ 2.3	P P ▲ 6.8
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.7兆円] 10.8兆円	[6.8] 9.3	[5.2] 4.1	(▲ 1.6) 7.9	(▲ 4.7) ▲ 3.6	(2.6) 1.8	(▲ 4.5) 9.8	(▲ 3.9) ▲ 3.5	(5.5) ▲ 5.9
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[10.2兆円] 10.4兆円	[12.2] 9.5	[4.3] 8.1	(▲ 3.4) 34.9	(▲ 13.2) ▲ 15.1	(▲ 7.2) 9.8	(▲ 13.3) 3.6	(▲ 17.2) ▲ 8.4	(63.3) 1.5

4－6月期見通し
(4.6)

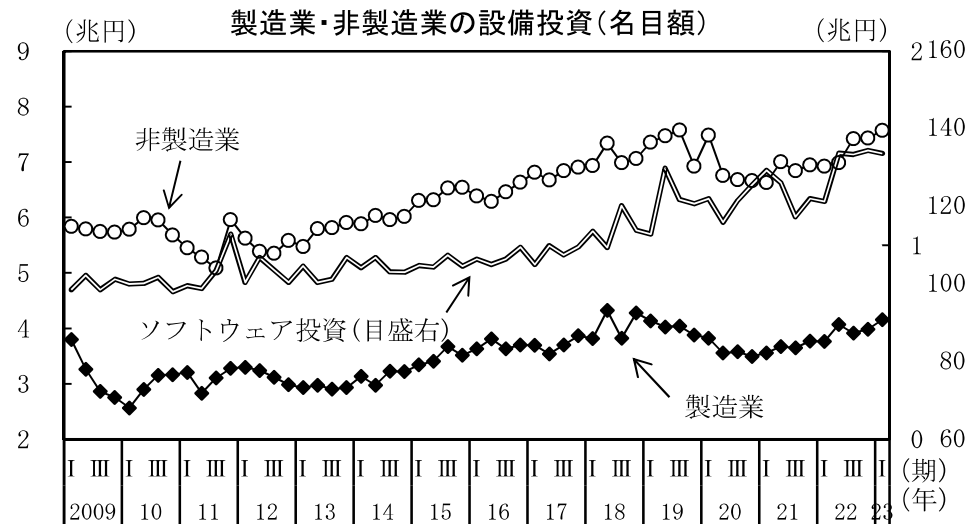
(備考) 1. Pは速報値。
2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

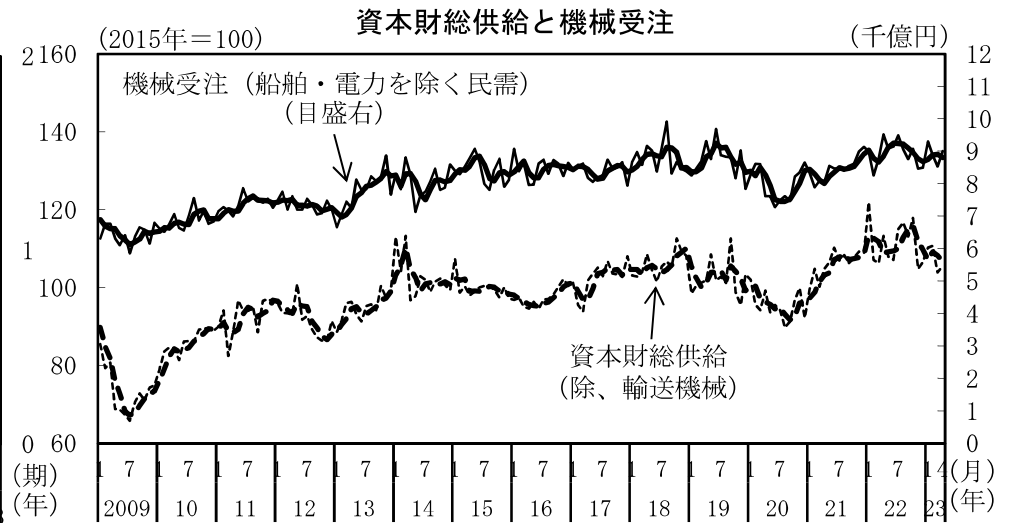
(前年度比、%)

機関名	日本銀行				日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省			
調査名	全国企業短期経済観測調査				全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査			
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度
全産業	11.0	4.4	13.5	3.2	1.0	5.6	▲ 3.8	26.8	10.8	25.1	8.6	11.2
(除く電力)	11.5	4.7	14.4	3.4	1.0	5.6	▲ 2.7	25.2	—	—	8.5	11.4
製造業	13.2	4.6	13.9	3.2	8.8	5.4	3.5	30.7	16.3	28.2	16.3	21.8
非製造業	8.6	4.3	13.0	3.1	▲ 3.9	5.7	▲ 7.2	24.8	3.2	20.6	4.7	6.6
(除く電力)	9.3	4.8	15.1	3.7	▲ 3.9	5.7	▲ 6.3	21.9	—	—	4.4	6.7
電力	3.5	0.3	2.8	▲ 0.6	▲ 2.0	▲ 0.1	▲ 10.9	49.5	—	—	10.4	4.2
調査時点	2023年2月～3月						2022年6月		2022年10月		2023年5月	
発表時期	2023年4月						2022年8月		2022年12月		2023年6月	
回答社数	9,199		1,814		4,823		1,758		950		11,042	

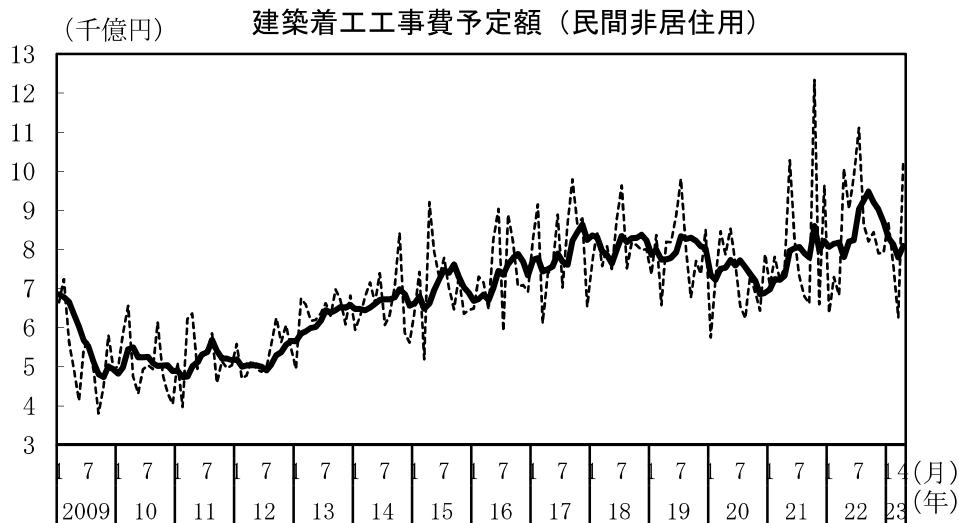
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



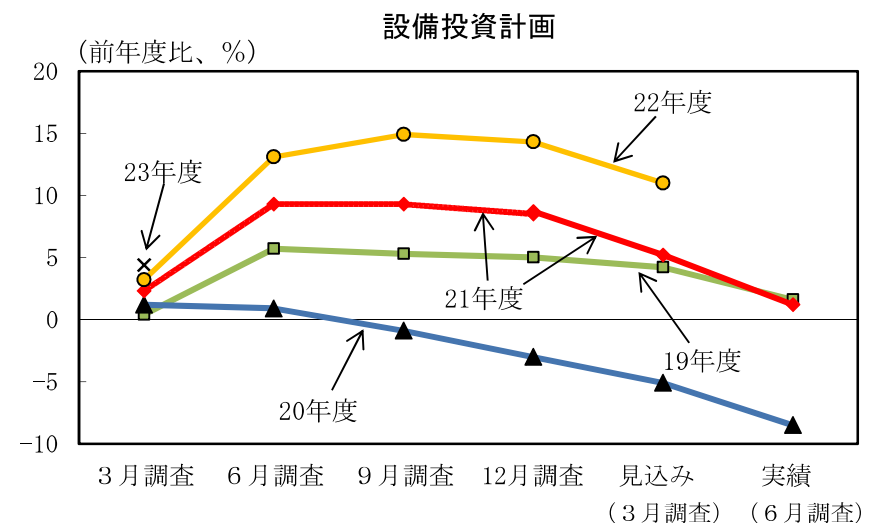
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[85.6] 86.6	[86.0] 86.1	86.3	85.1	87.6	85.9	87.7	77.1
	[5.0] 6.6	[0.4] ▲ 0.6	(1.2) 0.0	(▲ 1.3) ▲ 1.6	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.3	(2.0) ▲ 3.2	(▲ 12.1) ▲ 11.9
建築主が民間	[5.2] 6.6	[0.5] ▲ 0.6	(1.2) 0.2	(▲ 1.4) ▲ 2.0	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.1	(▲ 0.7) ▲ 4.1	(▲ 11.9) ▲ 13.0
持家	[9.4] 6.9	[▲ 11.3] ▲ 11.8	(▲ 2.0) ▲ 12.8	(▲ 3.9) ▲ 15.7	(▲ 1.3) ▲ 8.9	(3.6) ▲ 4.6	(▲ 8.0) ▲ 13.6	(▲ 0.8) ▲ 11.6
貸家	[4.8] 9.2	[7.4] 5.0	(1.7) 6.3	(1.2) 8.4	(2.5) 3.0	(1.0) 4.7	(9.8) 0.9	(▲ 12.9) ▲ 2.8
分譲	[1.5] 3.9	[4.7] 4.5	(3.2) 7.1	(▲ 2.3) 1.8	(8.4) 6.5	(▲ 15.1) ▲ 1.8	(0.1) ▲ 0.4	(▲ 19.8) ▲ 21.8
一戸建て	[7.8] 11.4	[3.5] 0.2	(2.0) 4.4	(▲ 3.6) ▲ 1.9	(▲ 3.2) ▲ 4.8	(2.5) ▲ 3.5	(▲ 1.5) ▲ 6.8	(5.2) ▲ 0.8
マンション	[▲ 6.1] ▲ 5.0	[6.4] 10.5	(5.0) 11.0	(▲ 0.6) 7.5	(23.6) 20.8	(▲ 29.6) 0.2	(2.1) 7.1	(▲ 48.5) ▲ 42.6
着工床面積	[6.3] 7.3	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.2	(▲ 2.4) ▲ 5.9	(2.3) ▲ 2.2	(▲ 1.9) ▲ 1.5	(▲ 3.0) ▲ 6.5	(▲ 9.2) ▲ 13.9
建築主が民間	[6.5] 7.4	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.1	(▲ 2.4) ▲ 6.1	(2.3) ▲ 2.3	(▲ 1.9) ▲ 1.4	(▲ 4.6) ▲ 7.1	(▲ 9.1) ▲ 14.6
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[20.1] 20.3	[21.0] 21.3	21.1	21.3	22.2	21.9	21.9	22.9
	[0.4] 1.0	[4.4] 5.0	5.3	5.3	6.0	4.9	6.9	8.6

(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

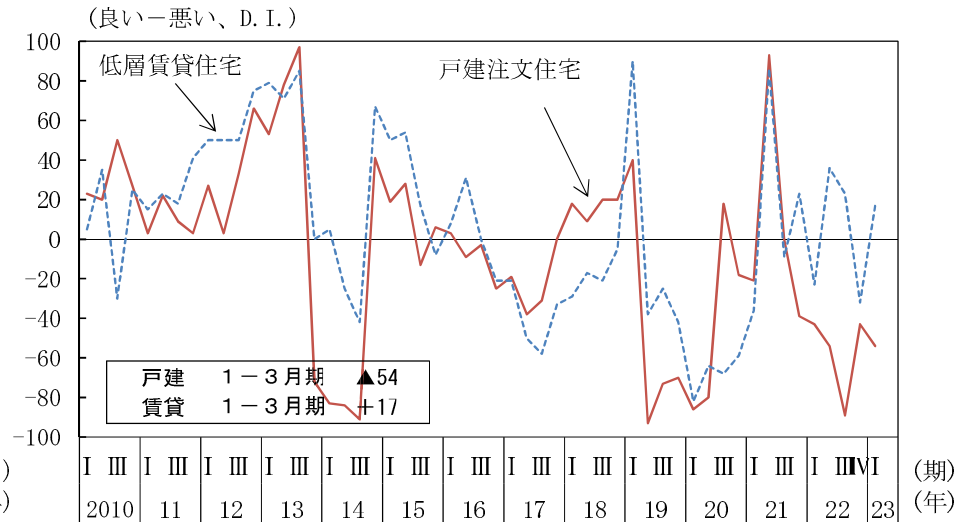
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

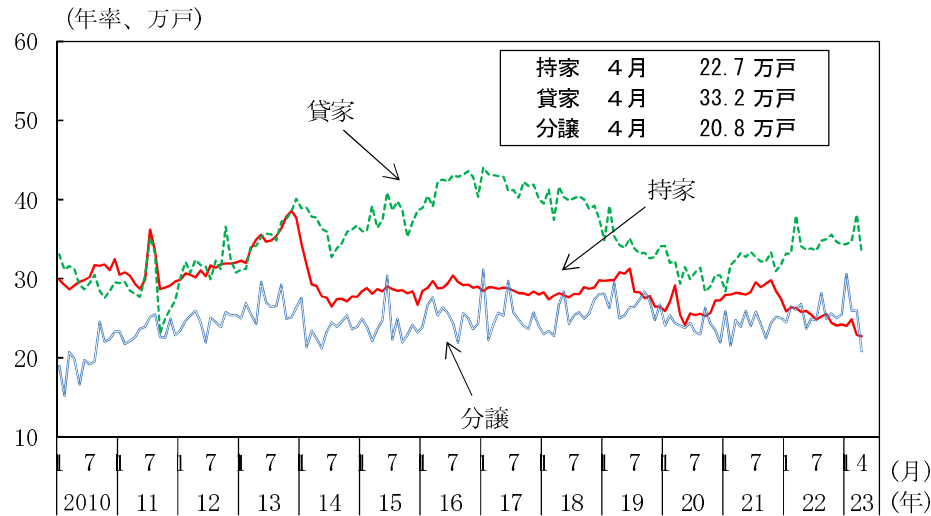
住宅着工戸数（季節調整値）



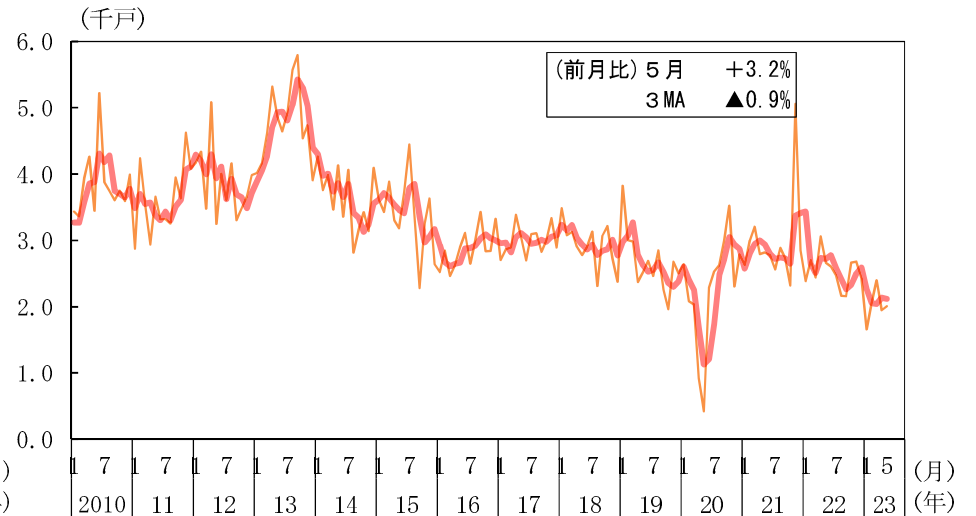
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実績)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月	2023年1-3月	2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.6] ▲ 7.1	[▲ 1.4] 7.2	(2.4) 13.0	(18.5) 18.9	(46.9) 80.1	(▲ 32.7) ▲ 0.3	(▲ 8.2) ▲ 12.8	—
公共工事受注額 (大手50社)	[7.4] ▲ 14.2	[▲ 12.1] 10.6	(▲ 12.3) 6.1	(25.2) 32.1	(66.7) 119.8	(▲ 36.8) 21.7	(21.9) ▲ 11.7	—
公共工事請負金額	[▲ 7.2] ▲ 8.6	[▲ 4.7] ▲ 0.4	(▲ 6.3) ▲ 5.4	(21.8) 14.7	(51.7) 52.2	(▲ 22.8) 5.5	(▲ 4.1) 1.9	(3.0) 11.8
公共工事出来高	[▲ 1.2] ▲ 5.9	[▲ 4.5] 0.9	(▲ 0.0) 1.8	(1.5) 7.3	(▲ 0.7) 8.2	(0.3) 6.9	(2.9) 8.3	—
公的固定資本形成 (名目)	[0.4] ▲ 3.3	[▲ 2.7] 1.3	(0.6) 1.9	(1.5) 6.5				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、2021年(度)の前年(度)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年(度)の額に対する比。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

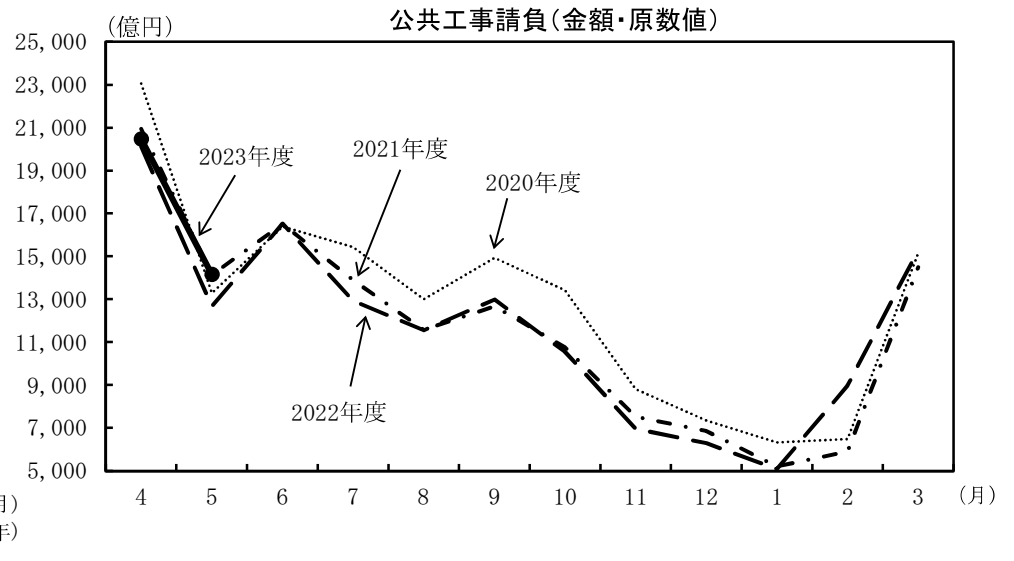
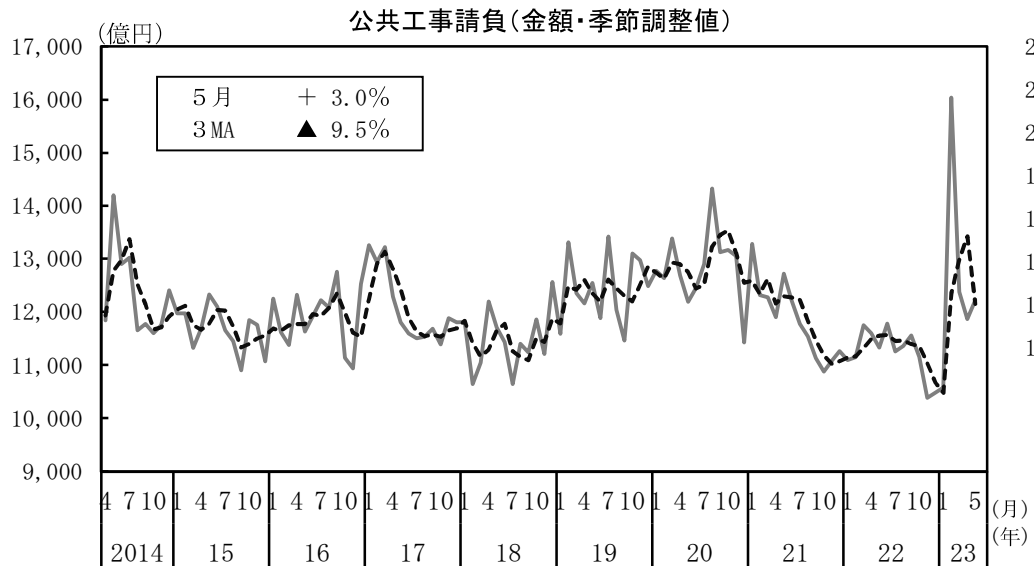
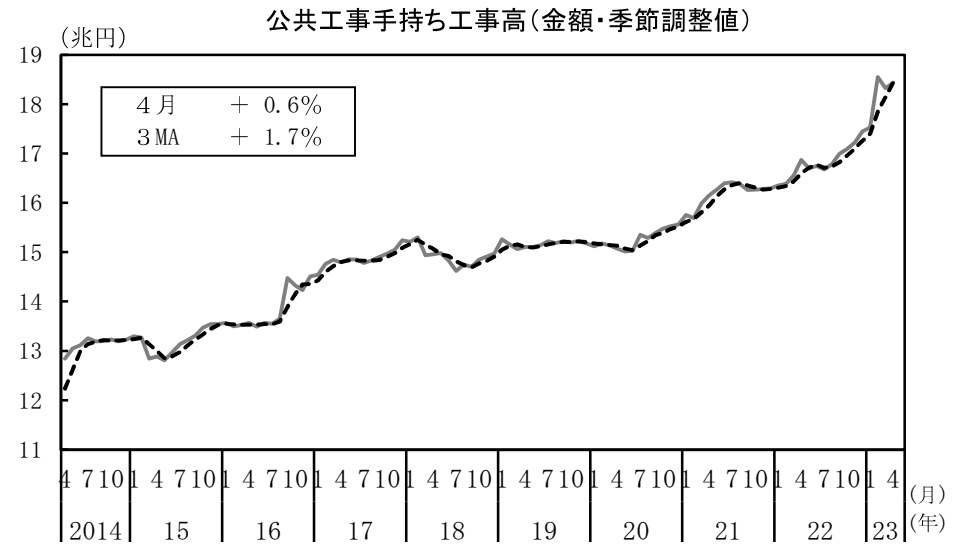
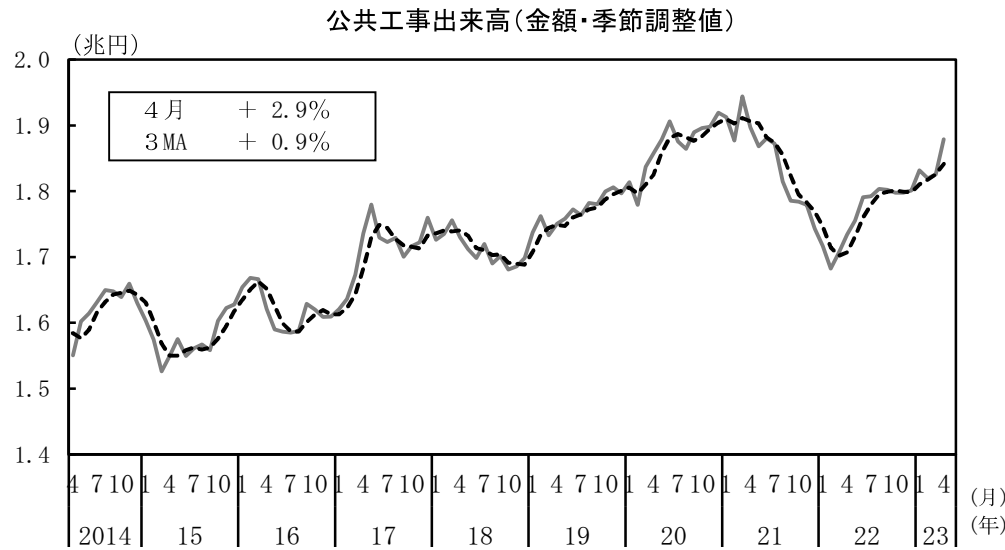
年 度	2020	2021	2022	2023
当初予算 (億円)	68,571	60,549 [60,695]	60,574 [60,575]	60,600
(前年度比、%)		▲ 0.8	▲ 11.5	0.0
補正後予算 (億円)	92,692	80,518	80,531	—
(前年度比、%)		9.4	▲ 13.0	0.0

②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
普通建設事業費	▲ 10.9	0.6	1.4	2.9	2.4	5.4
うち補助事業費	▲ 18.1	▲ 1.1	▲ 1.5	3.4	2.8	4.4
うち単独事業費	▲ 0.9	1.8	4.2	3.3	1.9	7.0
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度と2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数。2020年度の当初予算は「臨時・特別の措置」分を含む。
 3. ②の日経グローバルのうち2022年度における補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、底堅い動きとなっている。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

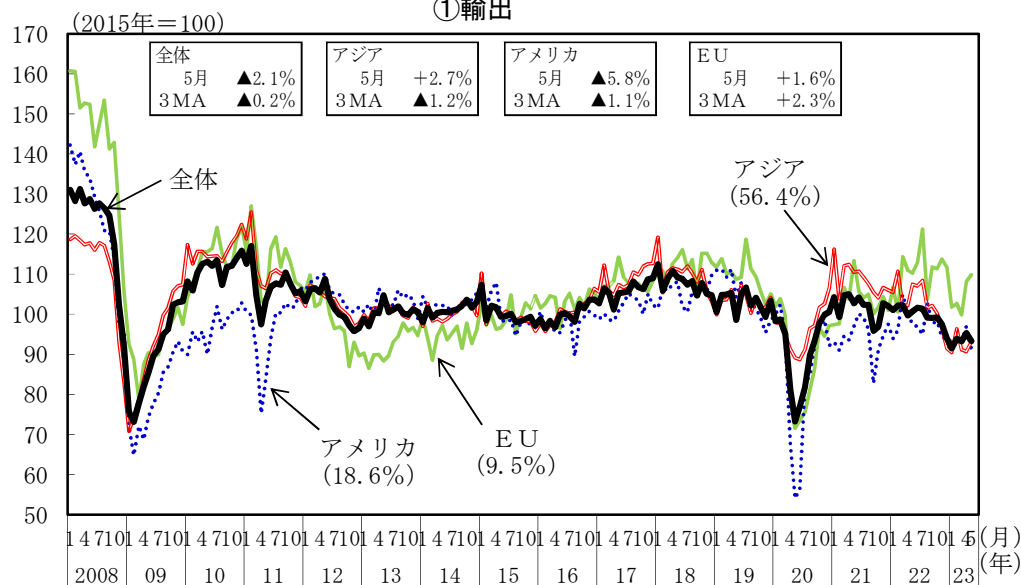
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

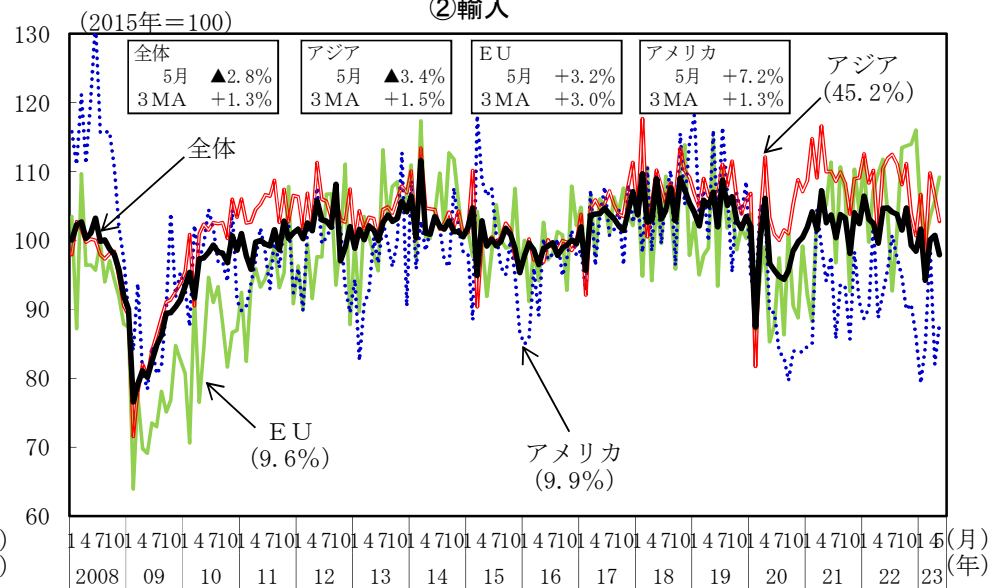
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月
輸出数量	[12.0] 10.3	[▲1.9] ▲3.9	(▲3.0) ▲3.7	(▲4.2) ▲8.8	(▲0.7) ▲8.1	(2.3) ▲6.0	P (▲2.1) P ▲6.4
輸入数量	[5.1] 3.8	[▲0.3] ▲1.6	(▲2.3) ▲2.0	(▲2.2) ▲4.1	(6.2) ▲2.6	P (0.7) P ▲0.3	P (▲2.8) P ▲5.2
貿易・サービス収支(億円)	[▲24,834] ▲64,202	[▲211,638] P ▲233,367	▲61,776	P ▲50,746	P ▲13,893	P ▲3,545	—
貿易収支(億円)	[17,623] ▲15,432	[▲157,436] P ▲180,602	▲51,616	P ▲37,552	P ▲9,706	P ▲3,804	—
第一次所得収支(億円)	[263,788] 290,083	[351,857] P 355,591	93,732	P 87,835	P 27,232	P 26,761	—
経常収支(億円)	[215,363] 201,522	[115,466] P 92,256	24,690	P 25,416	P 10,090	P 18,996	—
金融収支(億円)(原数値)	[168,376] 180,787	[64,922] P 87,713	▲1,248	P 73,547	P 21,915	P 30,039	—

地域別輸出入数量指数

①輸出



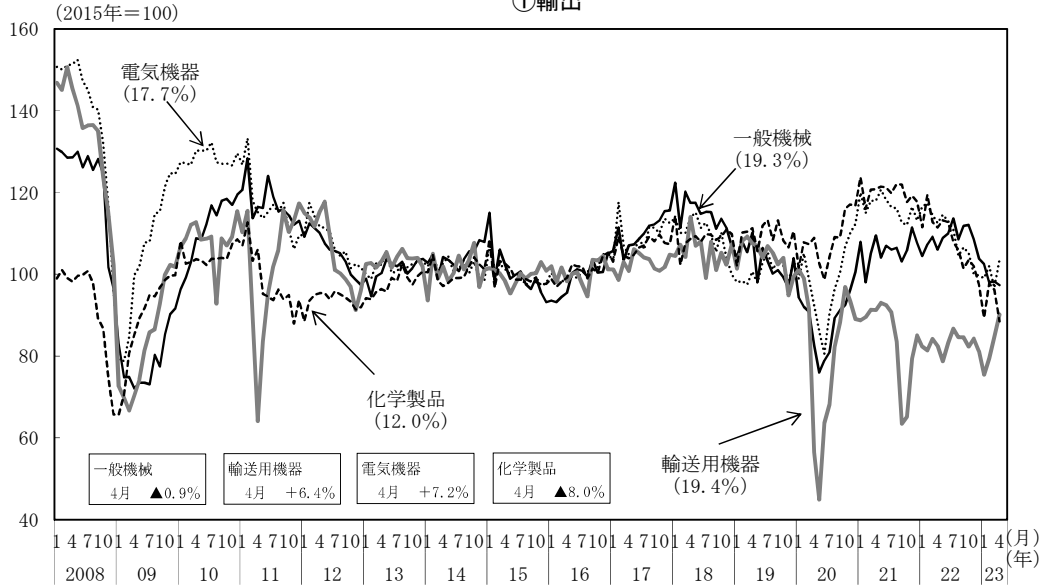
②輸入



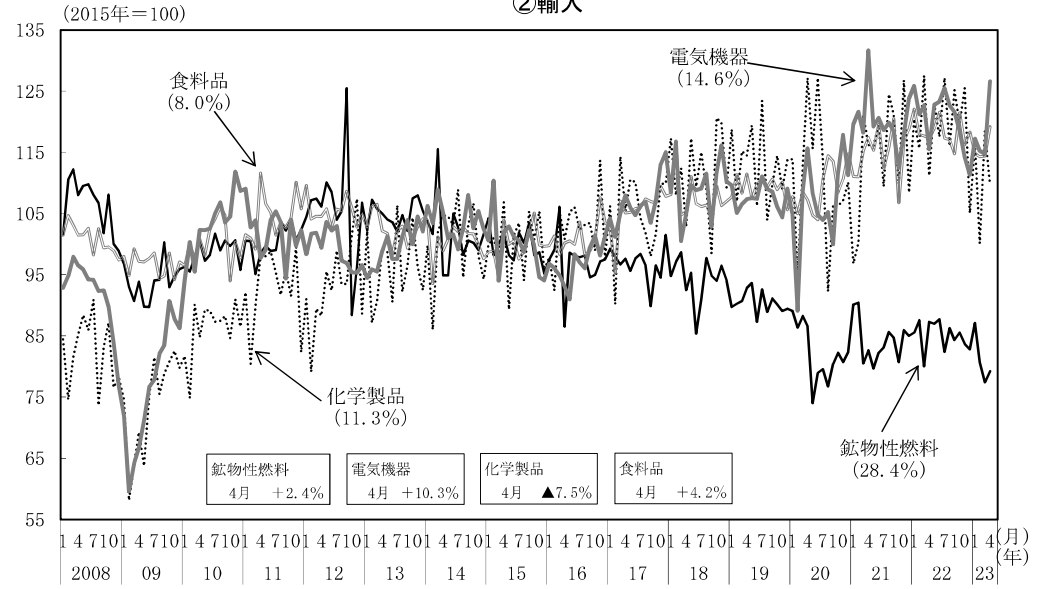
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

①輸出



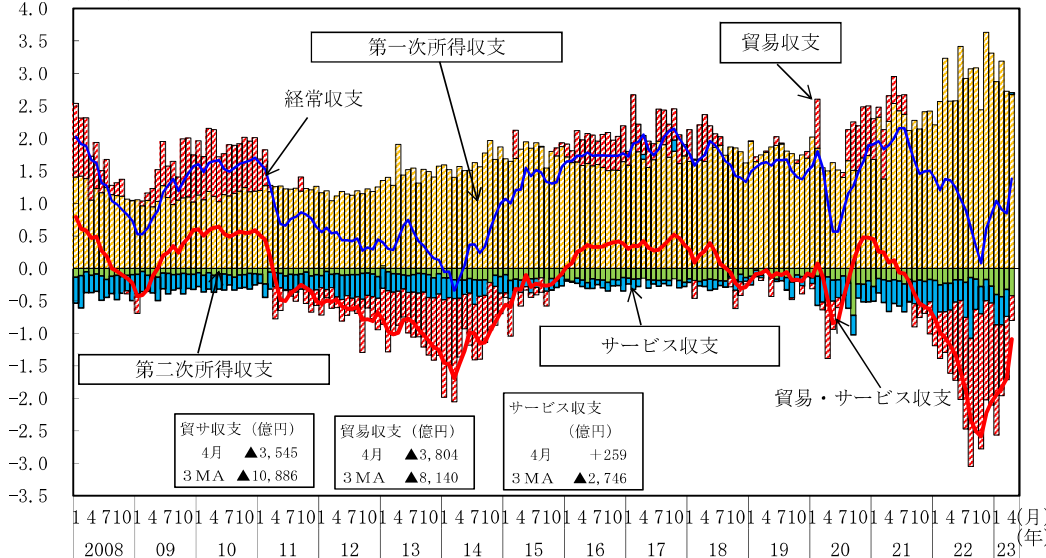
②輸入



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。

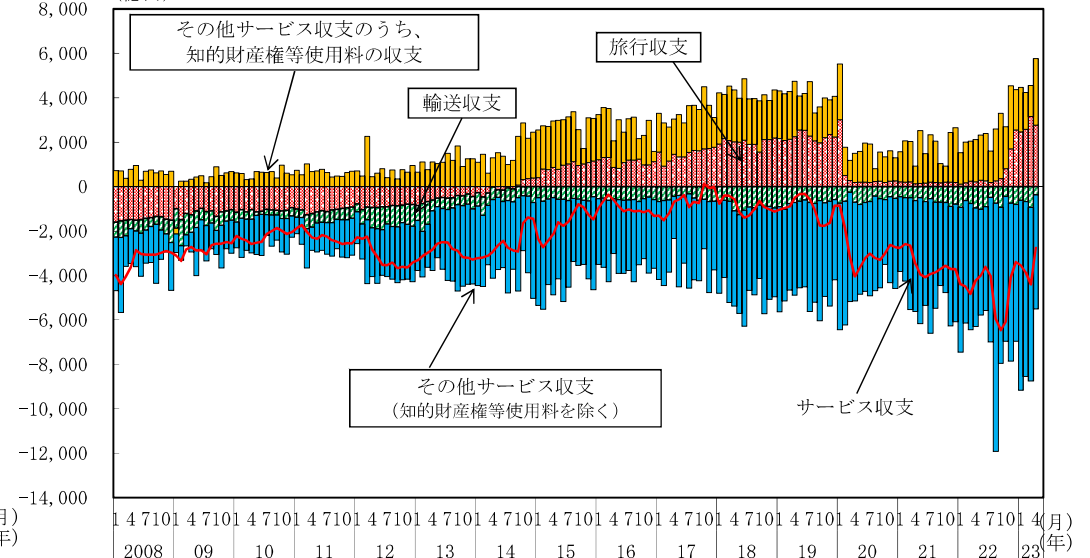
経常収支

(兆円)



サービス収支

(億円)



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

7. 生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

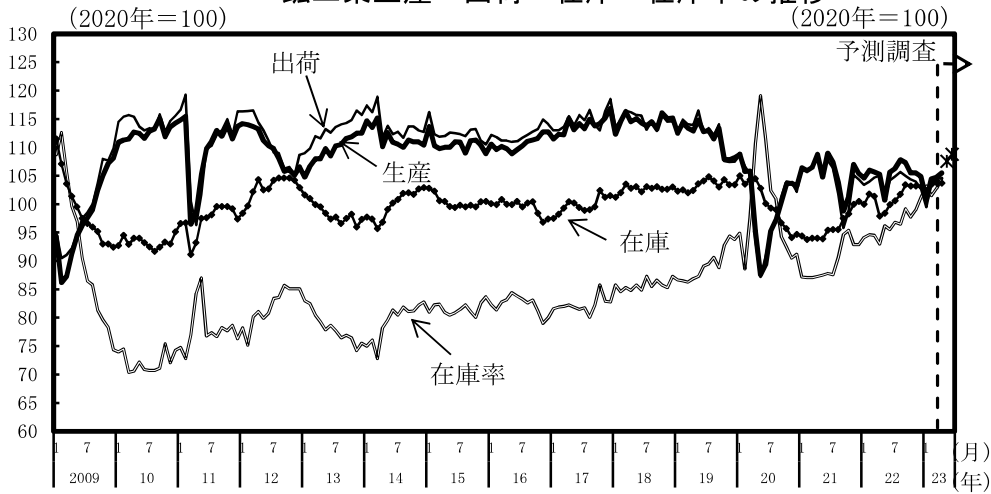
(%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期	2023年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[5.4]	[▲ 0.1]	(3.1)	(▲ 1.7)	(▲ 1.8)	(3.7)	(0.3)	(0.7)
	5.5	▲ 0.3	4.0	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.7
鉱工業出荷指数	[4.4]	[▲ 0.5]	(1.7)	(▲ 1.4)	(▲ 1.0)	(4.3)	(0.9)	(▲ 0.2)
	4.1	▲ 0.1	4.1	0.1	▲ 0.7	0.7	0.0	▲ 1.3
鉱工業在庫指数	[6.4]	[2.7]	(3.5)	(▲ 0.3)	(0.7)	(1.0)	(0.4)	(▲ 0.1)
	7.9	2.3	6.2	2.7	2.3	1.6	2.3	6.0
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.9]	[98.2]						
	98.8	98.4	98.4	98.2	98.4	98.3	98.4	98.1
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.5]	[108.1]	(109.5)	(111.2)	(106.6)	(103.0)	(107.9)	(111.1)
	108.0	107.9						
第3次産業 活動指数	[1.5]	P [1.6]	(▲ 0.1)	(0.0)	P (1.0)	(1.3)	P (▲ 1.5)	P (1.2)
	2.3	P 2.2	2.8	1.4	P 2.3	4.1	P 1.6	P 2.0

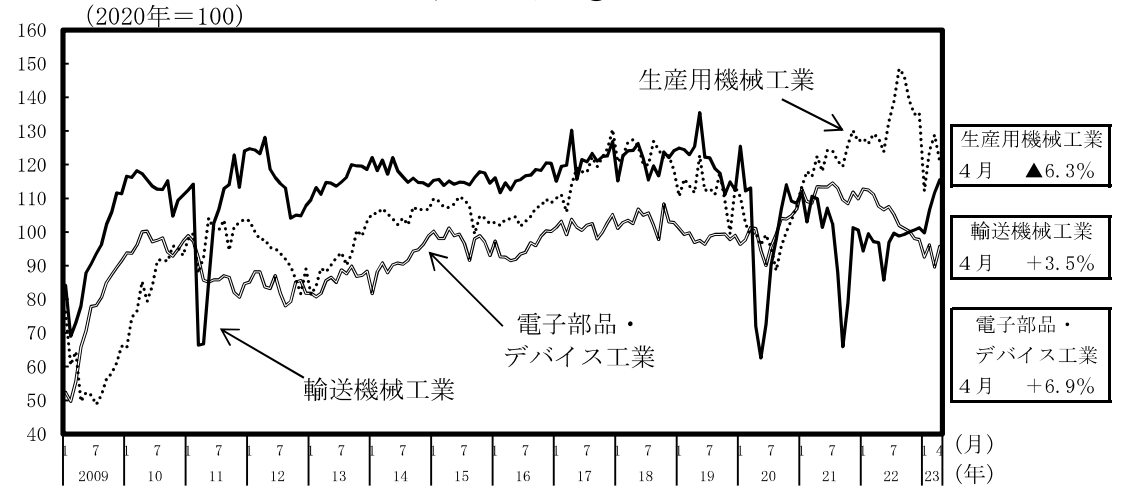
予測調査
5月 1.9%
6月 1.2%

- (備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
 2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の () 内は季節調整済前期(月)比。
 3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の [] 内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。
 4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の [] 内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整済値。

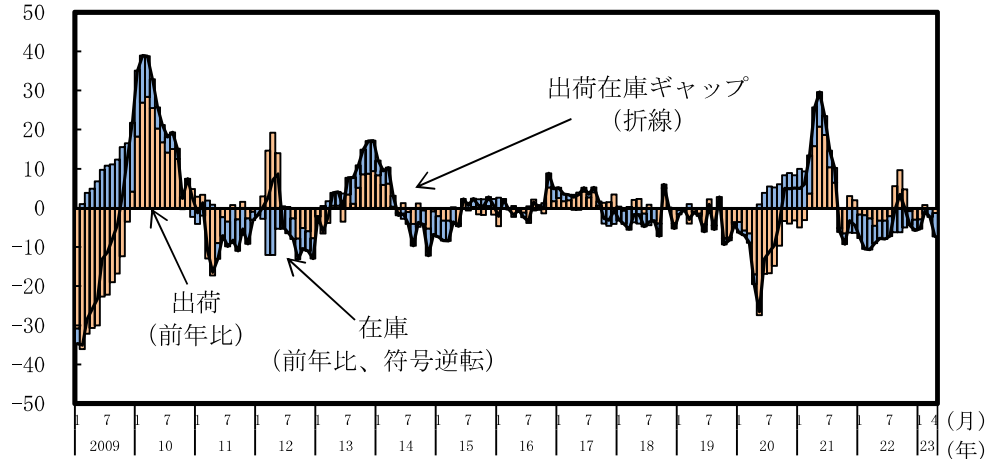
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



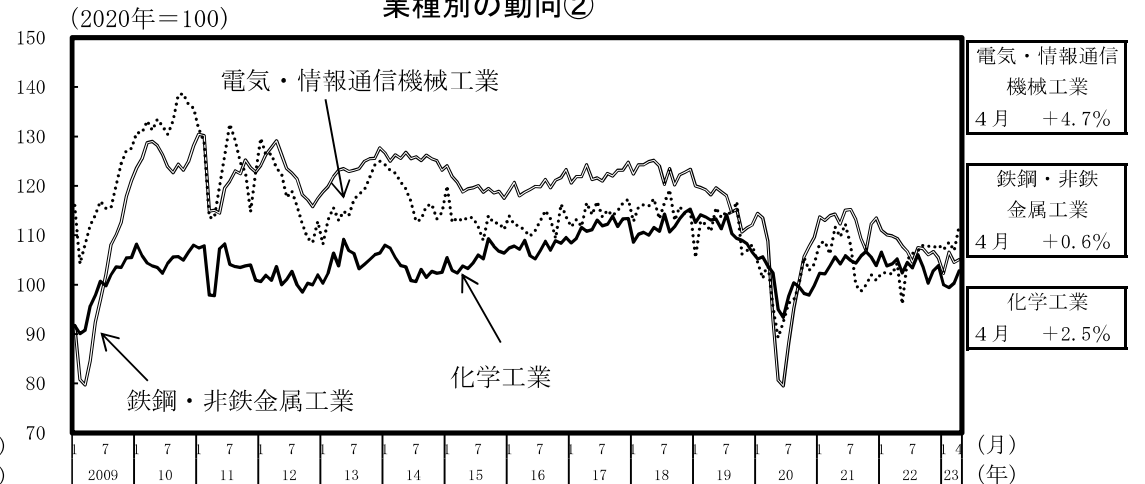
業種別の動向①



(%ポイント) 出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比)-在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」

(前年同期比、%)

経常利益		2020年度	2021年度	2022年度 実績見込み		2023年度 計画			
		実績	実績	上期	下期	上期	下期		
全規模	全産業	▲ 20.1	42.7	7.9	23.0	▲ 5.9	▲ 2.6	▲ 5.7	1.0
大企業	製造業	▲ 1.4	53.7	5.5	25.3	▲ 15.0	▲ 2.7	▲ 7.3	4.3
	非製造業	▲ 37.9	44.4	19.5	31.1	8.4	▲ 3.5	▲ 1.1	▲ 6.4
中小企業	製造業	▲ 10.2	45.0	▲ 14.2	▲ 4.3	▲ 23.5	3.5	▲ 8.9	18.2
	非製造業	▲ 16.1	21.8	1.7	13.6	▲ 6.4	0.1	▲ 0.4	0.6

財務省「法人企業統計季報」

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経常利益	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年4-6月	7-9月	10-12月	2023年1-3月
全規模全産業	41.8	11.2	36.8	8.8	17.6 (6.8)	18.3 (▲ 7.2)	▲ 2.8 (▲ 1.2)	4.3 (6.2)
製造業	68.7	11.1	53.2	2.6	11.7 (0.9)	35.4 (5.3)	▲ 15.7 (▲ 23.5)	▲ 15.7 (5.0)
非製造業	28.2	11.3	27.7	13.0	21.9 (11.0)	5.6 (▲ 15.2)	5.2 (16.6)	17.2 (6.8)
大中堅企業	45.0	17.0	37.9	12.2	22.1 (11.2)	23.8 (▲ 9.0)	4.0 (▲ 1.5)	▲ 0.5 (0.4)
中小企業	33.4	▲ 5.0	33.8	▲ 1.0	▲ 1.6 (▲ 7.2)	1.3 (▲ 0.2)	▲ 18.0 (▲ 0.1)	16.8 (26.1)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」

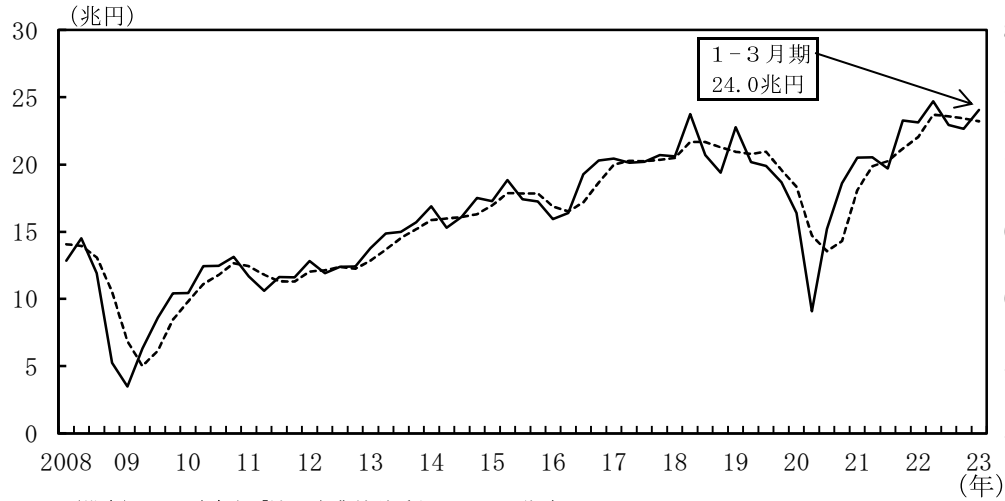
(%ポイント)

→ 見込み

業況判断D I		2021年9月	12月	2022年3月	6月	9月	12月	2023年3月	6月
全規模	全産業	▲ 2	+ 2	+ 0	+ 2	+ 3	+ 6	+ 5	+ 2
	製造業	+ 5	+ 6	+ 2	+ 1	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 3
	非製造業	▲ 7	+ 0	▲ 2	+ 4	+ 5	+ 10	+ 12	+ 6
大企業	製造業	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9	+ 8	+ 7	+ 1	+ 3
	非製造業	+ 2	+ 9	+ 9	+ 13	+ 14	+ 19	+ 20	+ 15
中小企業	製造業	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 4
	非製造業	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 1	+ 2	+ 6	+ 8	+ 3

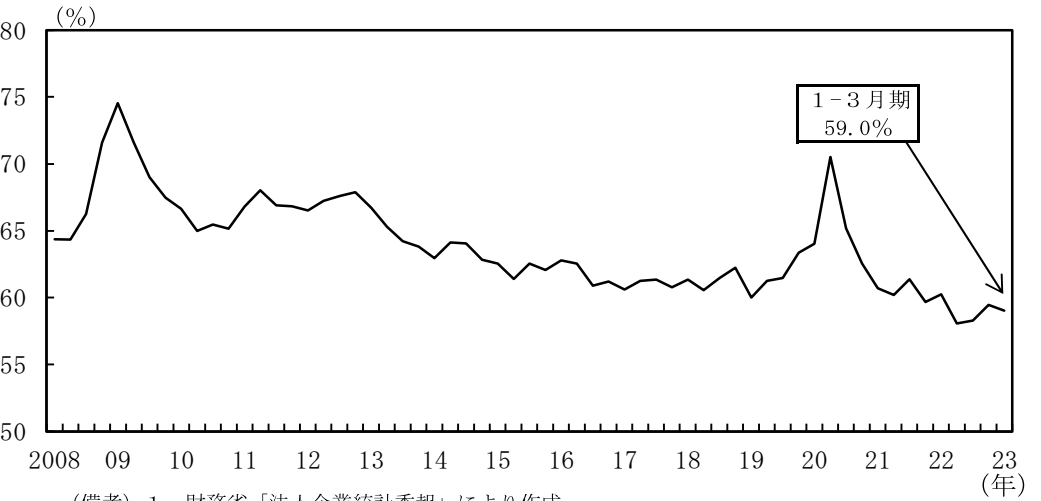
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益> 経常利益額の推移



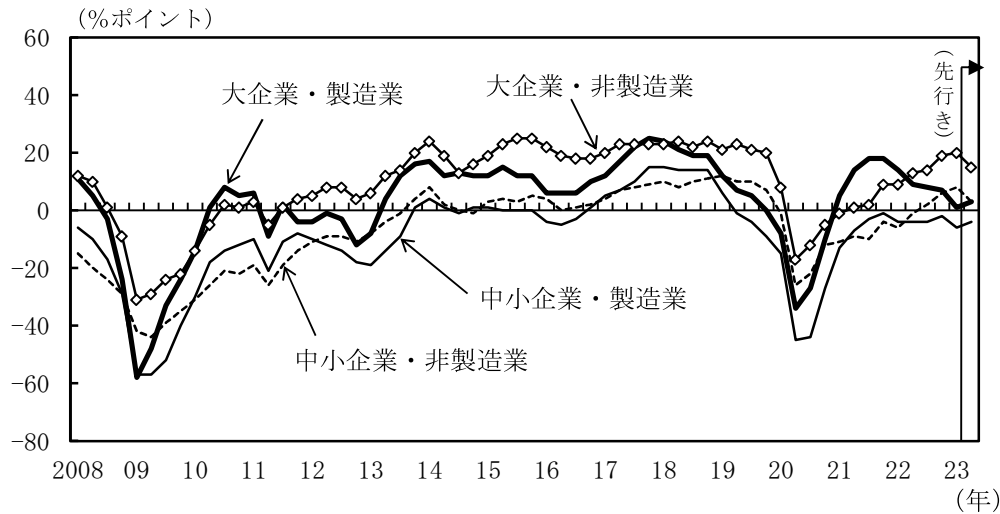
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



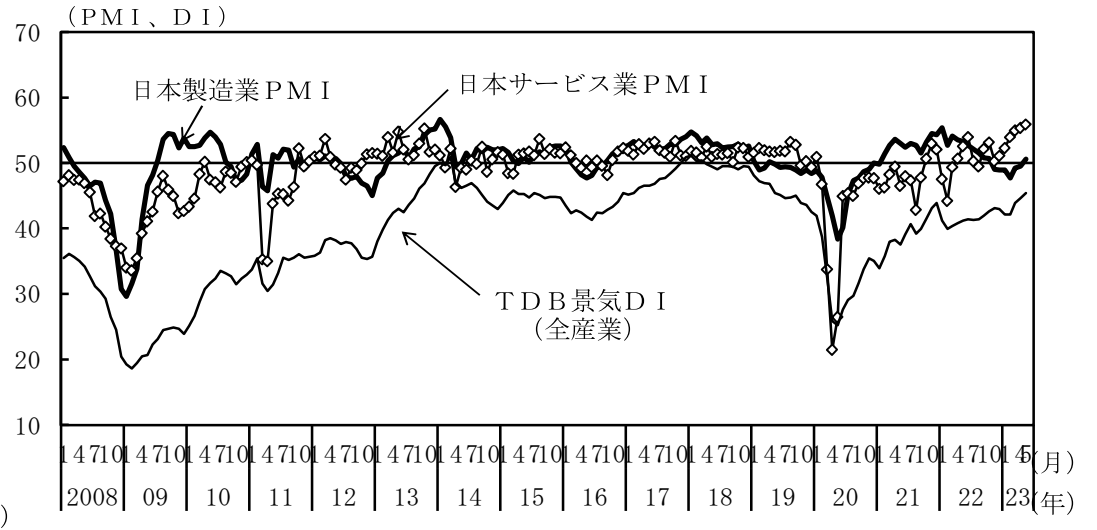
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感> 日銀短観の業況判断D Iの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

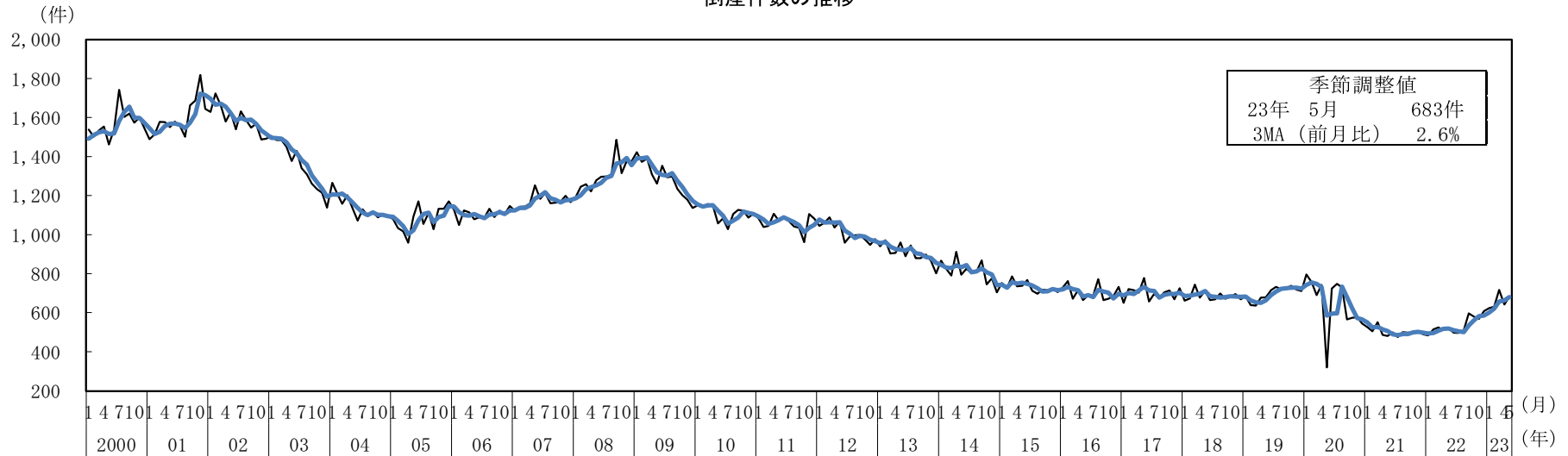
9. 倒産
倒産件数は、増加がみられる。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

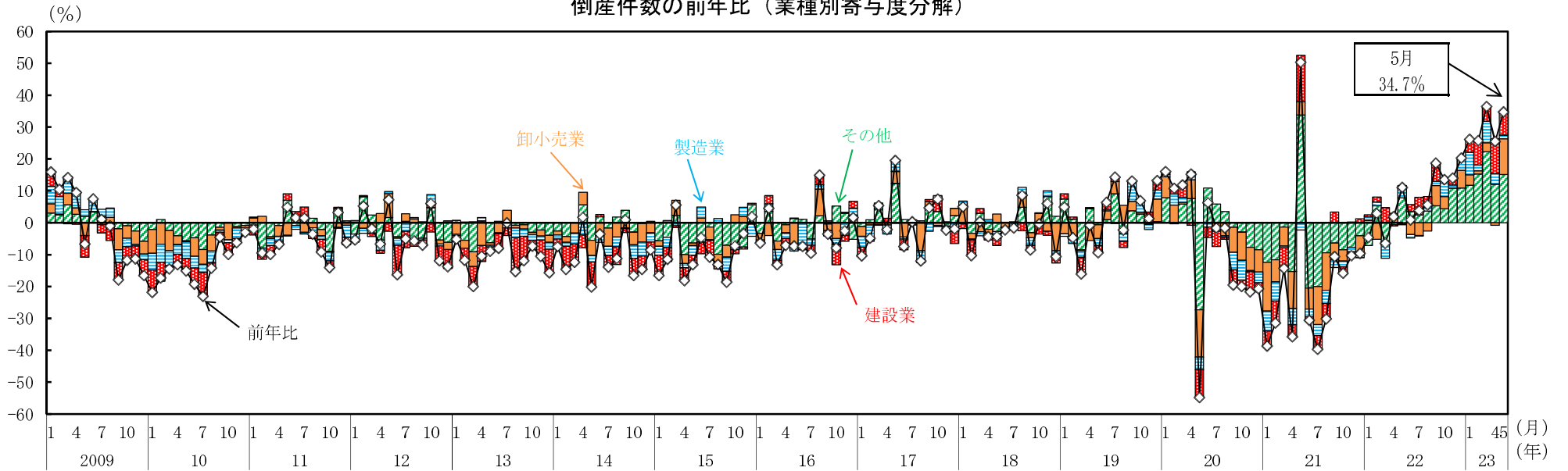
	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月期	2023年1-3月期	2023年3月	4月	5月
企業倒産件数	[7,773] 7,163	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	1,783	1,956	809	610	706
前年比(%)	[▲7.2] ▲17.0	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	15.8	30.0	36.4	25.5	34.7
前月比(%)				(9.5)	(12.3)	(13.6)	(▲10.5)	(6.4)
負債金額(億円)	[12,200] 12,084	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	2,817	3,005	1,474	2,038	2,787
前年比(%)	[▲14.2] ▲4.4	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	▲1.3	▲2.2	▲13.1	150.8	218.9
大型倒産除く(億円)	[6,112] 5,563	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	1,598	1,597	697	501	618
前年比(%)	[▲12.1] ▲21.2	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	24.4	26.6	43.9	9.9	37.0

倒産件数の推移



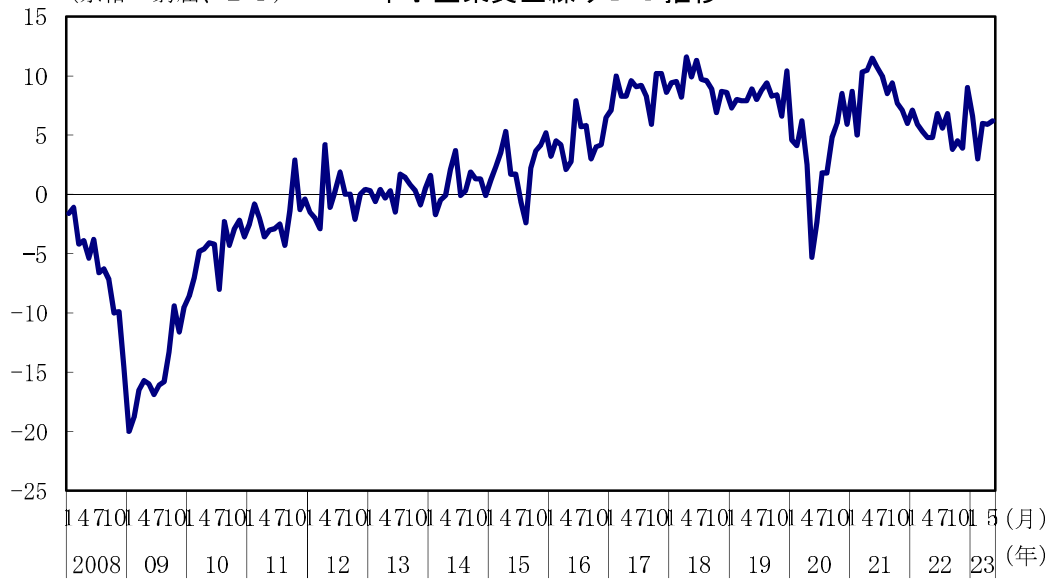
(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



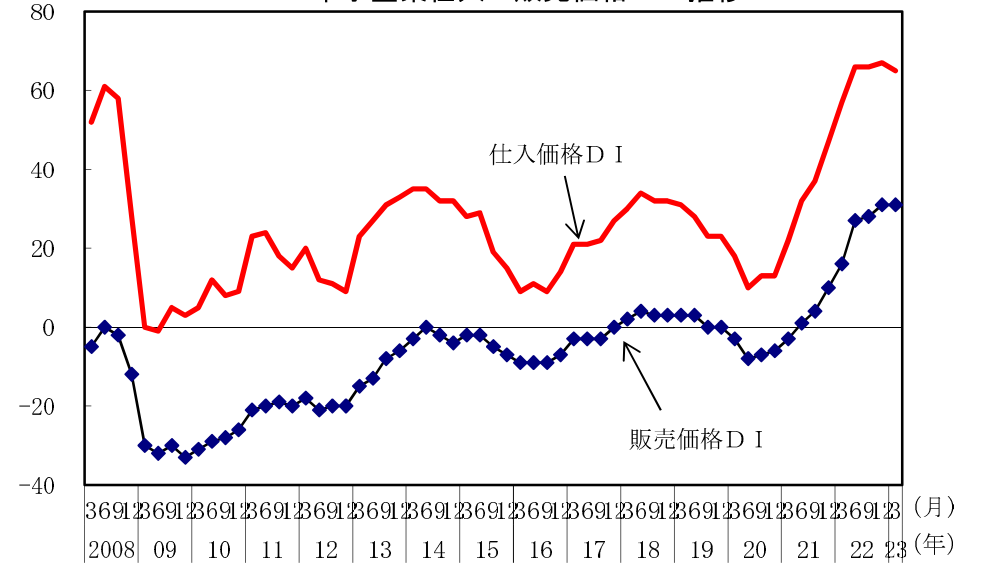
(備考) (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。

（余裕－窮屈、D I） 中小企業資金繰りD I 推移



(備考) (株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

（上昇－下落、D I） 中小企業仕入・販売価格D I 推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

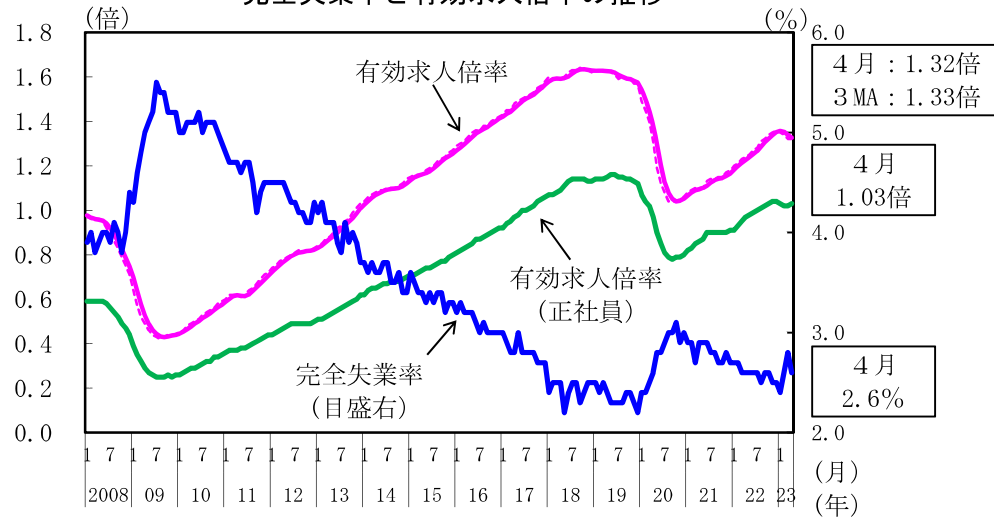
雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

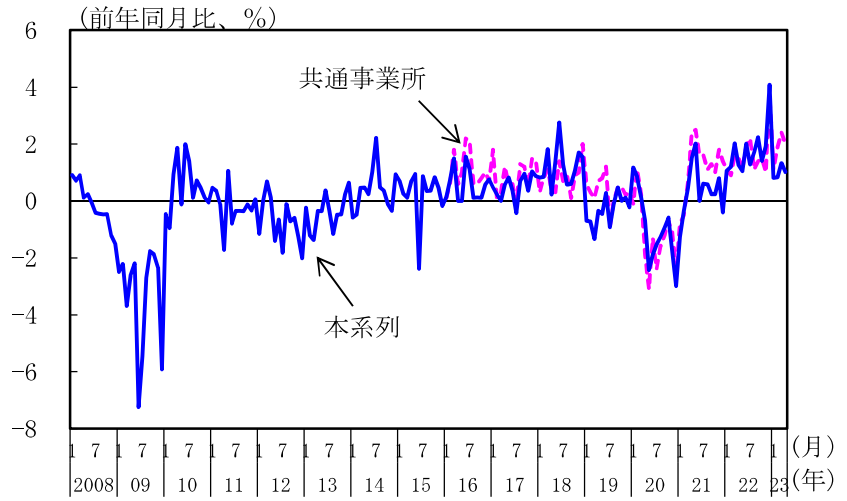
	2021年度[年]	2022年度[年]	2022年7-9月	10-12月	2023年1-3月	2023年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.8 [2.8]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.8	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.6]	4.4 [4.4]	4.2	4.7	4.7	5.2	4.7	3.8
完全失業者数総数 (万人)	191 [195]	178 [179]	178	174	181	180	195	180
うち非自発的な離職による者	56 [57]	44 [46]	43	41	46	45	52	44
雇用者数	0.3 [0.2]	0.6 [0.4]	0.5 (0.0)	0.7 (0.0)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.6)	0.2 (0.4)	0.1 (0.2)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [1.2]	1.2 [0.9]	1.1 (0.5)	1.1 (0.1)	1.7 (0.5)	1.8 (0.2)	1.7 (0.1)	P 1.7 (0.2)
新規求人数	9.8 [4.1]	9.3 [10.8]	12.5 (0.2)	7.1 (1.2)	5.0 (0.2)	10.4 (▲0.4)	0.7 (▲4.6)	▲0.9 (1.5)
有効求人数	9.5 [1.6]	10.8 [12.7]	14.4 (2.3)	9.9 (1.0)	6.1 (▲0.0)	7.0 (0.8)	4.9 (▲1.5)	2.8 (▲0.6)
有効求人倍率 (倍)	1.16 [1.13]	1.31 [1.28]	1.30	1.35	1.34	1.34	1.32	1.32
正社員 (倍)	0.90 [0.88]	1.01 [0.99]	1.01	1.03	1.02	1.02	1.02	1.03
求人広告掲載件数 (万件)	99.1 [90.8]	130.9 [126.2]	123.9	133.3	139.4	135.0	154.1	151.9
所定外労働時間(残業時間等)	8.2 [5.1]	3.9 [4.6]	5.2 (▲0.6)	3.7 (▲2.0)	1.4 (▲0.3)	2.1 (2.1)	1.0 (0.5)	P ▲1.9 (0.0)
製造業	18.9 [14.1]	2.2 [6.2]	4.0 (1.1)	5.1 (▲4.0)	▲4.8 (▲5.0)	▲4.7 (0.5)	▲5.3 (0.6)	P ▲6.1 (0.5)
現金給与総額(1人当たり・名目)	0.7 [0.3]	1.9 [2.0]	1.7 (0.2)	2.9 (0.2)	0.9 (0.5)	0.8 (0.4)	1.3 (1.8)	P 1.0 (▲1.0)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.8	2.4	P 2.0
定期給与(名目)	0.8 [0.5]	- [1.4]	1.5 (0.0)	1.6 (0.3)	0.8 (0.0)	0.9 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	P 1.1 (0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.9	1.2	P 1.5

- (備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

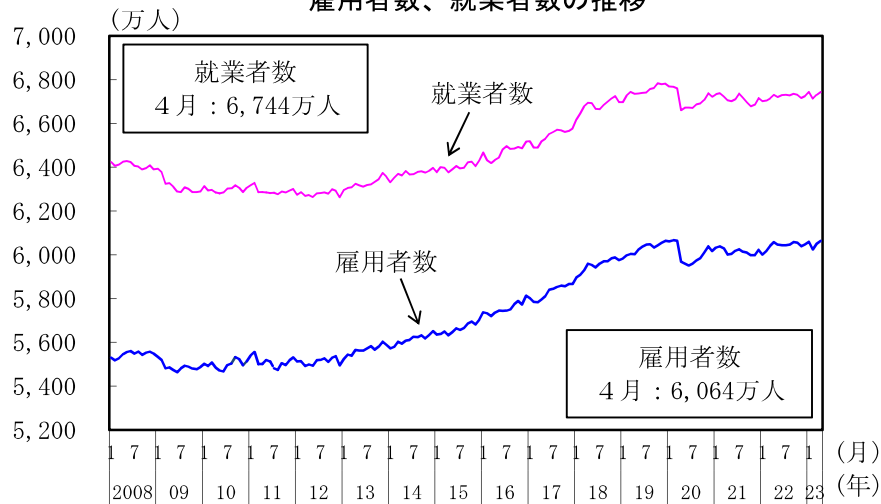
完全失業率と有効求人倍率の推移



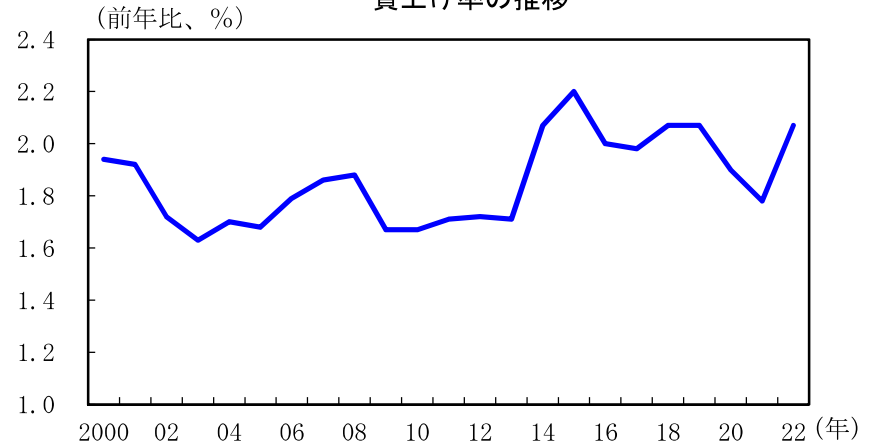
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



- (備考)
1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考)
1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

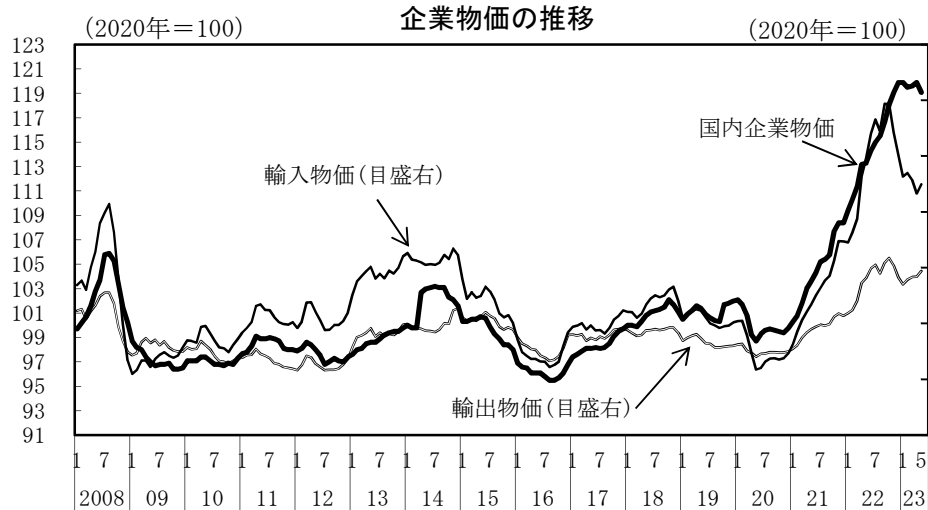
		[2021年] [2021年度]	[2022年] [2022年度]	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月			
国内企業物価		[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(2.0) 9.6	(2.7) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) 5.1			
夏季電力料金調整後		[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(1.8) 9.7	(2.9) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) 5.1			
輸出物価		[8.3] 11.3	[16.2] 15.1	(2.7) 18.9	(0.0) 15.3	(▲ 3.7) 8.6	(0.7) 7.2	(0.1) 1.8	P (1.7) 2.0			
輸入物価		[21.6] 31.3	[39.0] 33.2	(8.1) 46.8	(▲ 2.5) 30.6	(▲ 9.2) 13.7	(▲ 1.5) 9.4	(▲ 3.0) ▲ 3.8	P (2.2) ▲ 5.4			
契約通貨ベース		[18.7] 25.5	[21.2] 15.6	(2.8) 23.3	(▲ 3.9) 10.7	(▲ 4.2) 3.3	(▲ 2.1) 0.1	(▲ 2.9) ▲ 7.5	P (▲ 0.1) ▲ 9.6			
企業向けサービス価格		[0.9] 1.2	[1.7] 1.8	(0.3) 2.0	(0.4) 1.7	(0.3) 1.8	(0.6) 1.7	P (0.2) 1.6	(-) -			
国際運輸を除くベース		[0.7] 0.9	[1.3] 1.5	< 0.5 > 1.4	< 0.2 > 1.3	< 0.6 > 1.7	< 0.1 > 1.7	P < 0.4 > 1.8	< - > -			
消費者物価	総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.5] 3.2	< 0.9 > 2.9	< 1.1 > 3.9	< 0.5 > 3.6	< 0.3 > 3.2	< 0.6 > 3.5	< - > -	< 0.5 > 3.5	< ▲ 0.1 > 3.2
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[2.5] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 3.4	< 0.6 > 3.7	< - > -		
	生鮮食品	[▲ 1.2] 1.1	[8.1] 7.2	(0.2) 6.0	(0.8) 6.8	(5.1) 6.1	(▲ 1.5) 5.4	(▲ 0.1) 5.3	(-) -			
	エネルギー	[3.9] 10.7	[17.1] 12.8	(2.4) 16.6	(2.6) 14.6	(▲ 5.1) 3.2	(▲ 0.7) ▲ 3.8	(▲ 0.2) ▲ 4.4	(-) -			
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.3] 3.0	< 1.1 > 2.7	< 1.2 > 3.7	< 0.4 > 3.5	< 0.3 > 3.1	< 0.5 > 3.4	< - > -	< 0.5 > 3.5	< ▲ 0.1 > 3.2
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[2.3] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 3.3	< 0.5 > 3.6	< - > -		
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[▲ 0.5] ▲ 0.8	[1.1] 2.2	< 0.9 > 1.5	< 0.9 > 2.8	< 1.1 > 3.5	< 0.5 > 3.8	< 0.5 > 4.1	< - > -	< 0.6 > 3.8	< 0.2 > 3.9
		連鎖基準	[▲ 0.5] -	[1.1] -	- -	- -	- -	< 0.5 > 3.9	< 0.5 > 4.3	< - > -		
		(政策等による特殊要因を除く)	[0.3] -	[1.4] -	- -	- -	- -	< 0.5 > 3.8	< 0.4 > 4.1	< - > -		

(備考) 1. 企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Pは速報値。

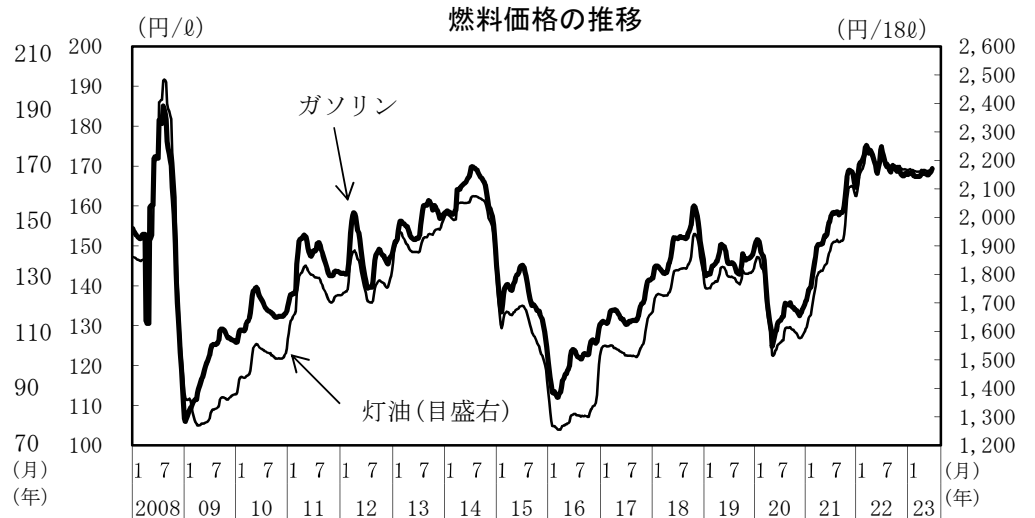
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。

3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。

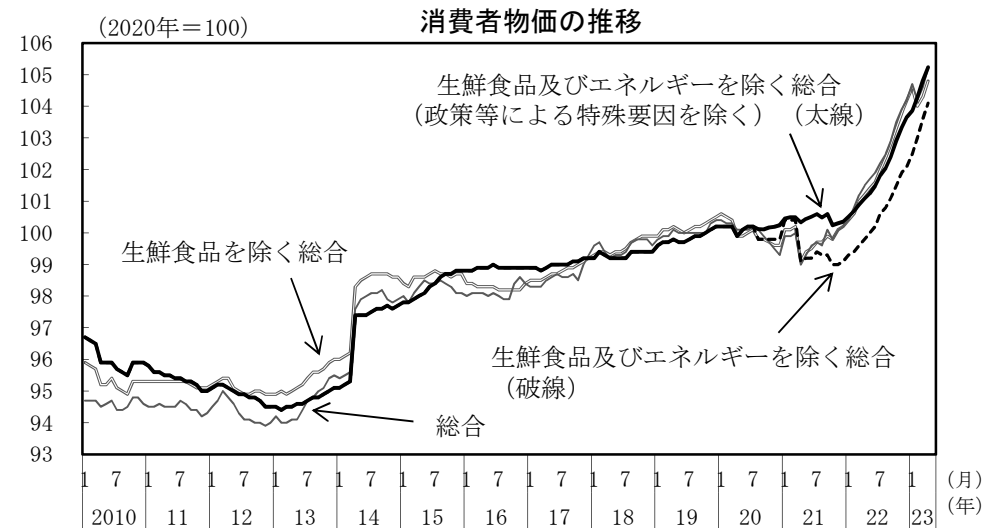
4. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o事業、2021年4月の通信料(携帯電話)下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



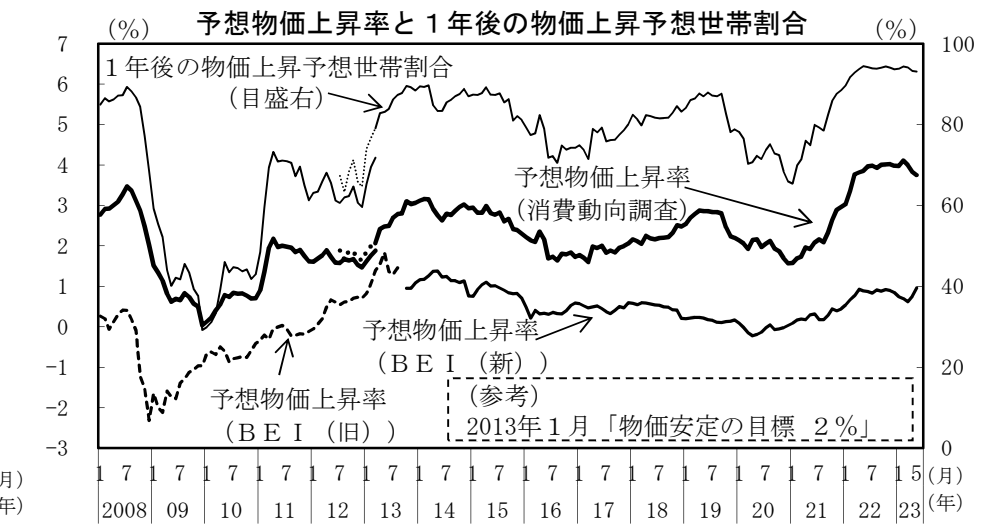
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。



(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o 事業、2021年4月の通話料(携帯電話)下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4. BEI(ブレイク・イーブン・インフレーション)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの(BEI(旧)は旧物価連動国債、BEI(新)は新物価連動国債(残存10年物))を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

(%、ポイント、円)

	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年		2023年	2023年			
					7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.024	-0.032	-0.024	-0.032	-0.026	-0.061	-0.019	-0.017	-0.015	-0.051	6/20 -0.069
ユーロ円TIBOR (3か月物)	-0.064	-0.028	-0.063	-0.017	-0.013	-0.014	-0.003	0.000	-0.005	-0.003	6/20 -0.019
国債流通利回り	0.061	0.225	0.086	0.292	0.218	0.280	0.436	0.366	0.452	0.404	6/20 0.385
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,953	1,919	1,956	1,931	1,932	1,932	1,968	1,989	2,016	2,125	6/20 2,283
日経平均株価	28,836	27,257	28,389	27,290	27,610	27,362	27,290	27,693	28,275	30,147	33,388
円相場 (対米ドル)	109.89	131.57	112.38	135.43	138.24	141.25	132.33	133.85	133.33	137.37	6/20 142.18
(対ユーロ)	129.90	138.12	130.53	140.97	139.28	144.17	142.16	143.37	146.27	149.02	155.16
(韓国ウォン・1円当たり)	10.42	9.84	10.39	9.66	9.69	9.61	9.64	9.76	9.91	9.68	6/19 9.03
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,237,058 18.5	5,265,526 0.5	5,347,929 14.6	5,232,251 ▲2.2	5,204,661 ▲2.7	4,926,460 ▲8.1	5,263,298 ▲2.5	5,413,393 ▲1.9	5,503,500 ▲1.9	5,394,730 ▲1.3	
マネタリーベース (億円、前年比)	6,434,962 15.9	6,532,030 1.5	6,557,140 13.0	6,496,940 ▲0.9	6,553,763 (▲10.6)	6,164,351 (▲15.9)	6,466,383 (22.2)	6,557,809 (13.5)	6,759,281 (▲7.5)	6,727,323 (▲0.7)	
マネーストック M2 (億円、前年比)	11,626,650 6.4	12,012,019 3.3	11,727,820 5.0	12,088,902 3.1	12,083,906 (2.8)	12,105,881 (2.1)	12,119,316 (2.0)	12,134,108 (3.2)	12,326,526 (4.1)	12,364,043 (3.7)	
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	19,801,290 5.6	20,550,628 3.8	20,004,568 5.2	20,724,945 3.6	20,740,139 (3.4)	20,768,418 (2.2)	20,800,697 (2.9)	20,828,257 (3.1)	21,053,011 (3.6)	21,121,334 (▲0.7)	
銀行貸出	2.3	1.7	1.0	2.5	2.3	3.0	3.5	3.3	3.5	3.8	
普通社債発行額	▲2.6	▲16.4	▲2.3	▲10.9	▲9.9	▲20.1	31.4	114.4	▲6.2	4.9	

(備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

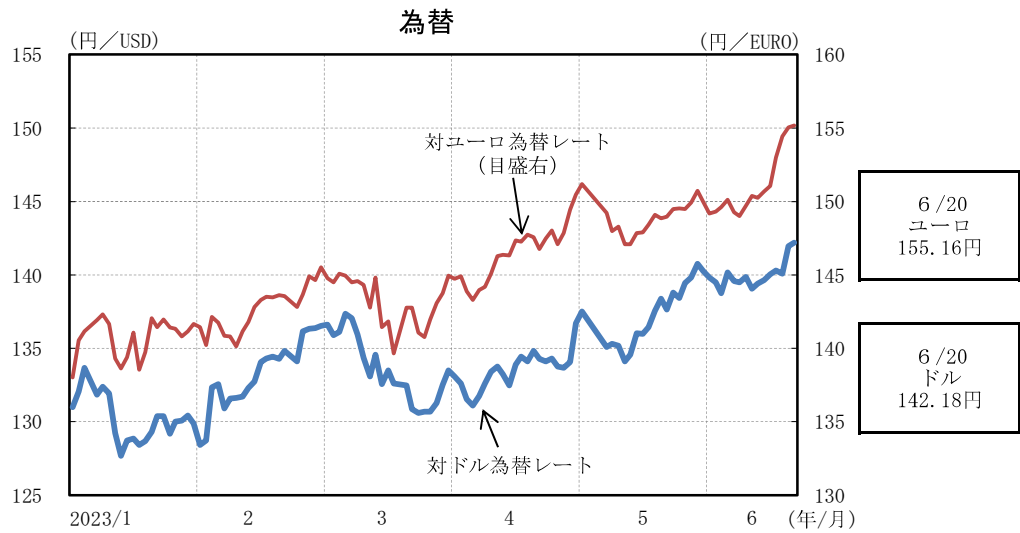
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。

6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。

7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。

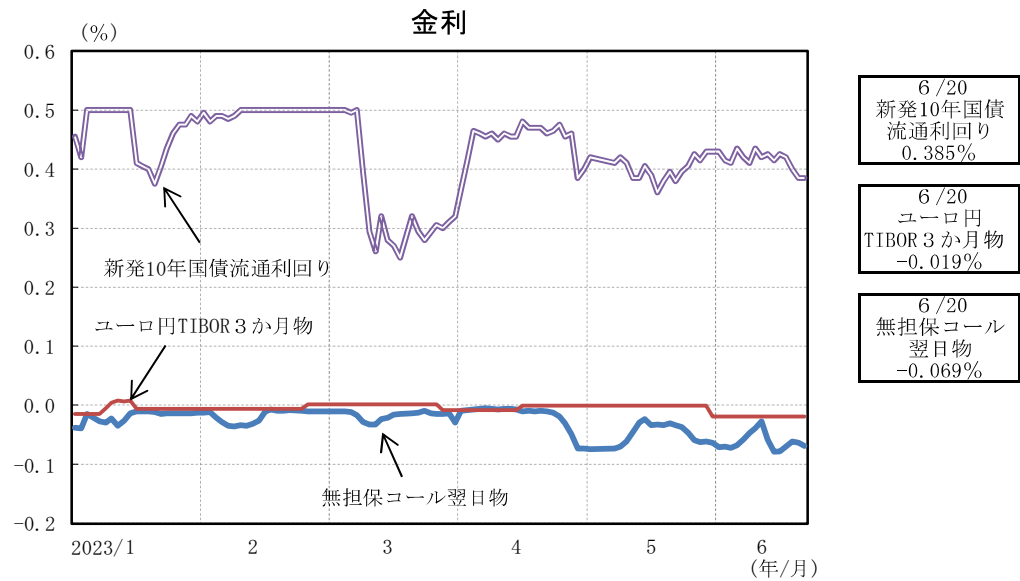
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。



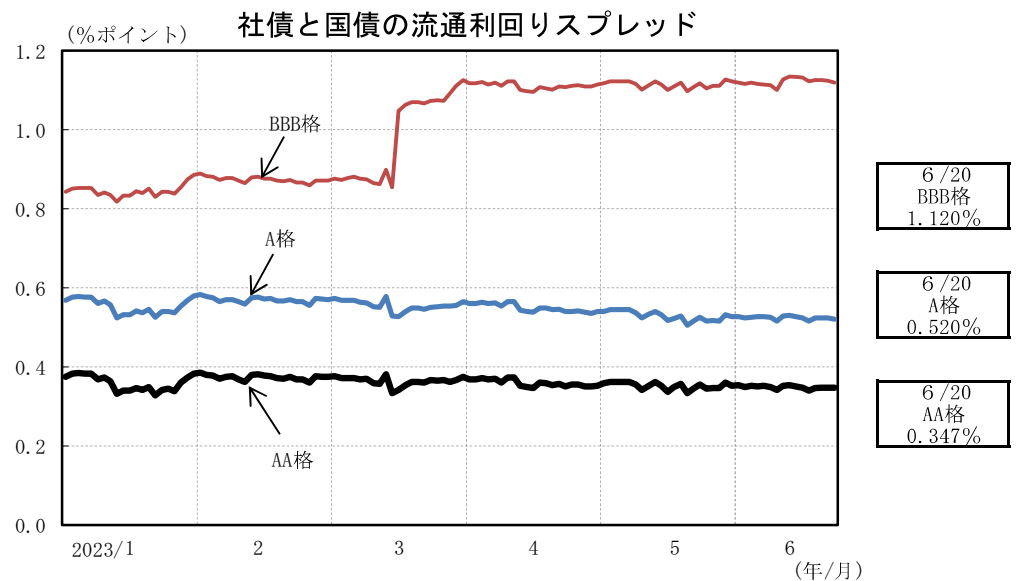
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



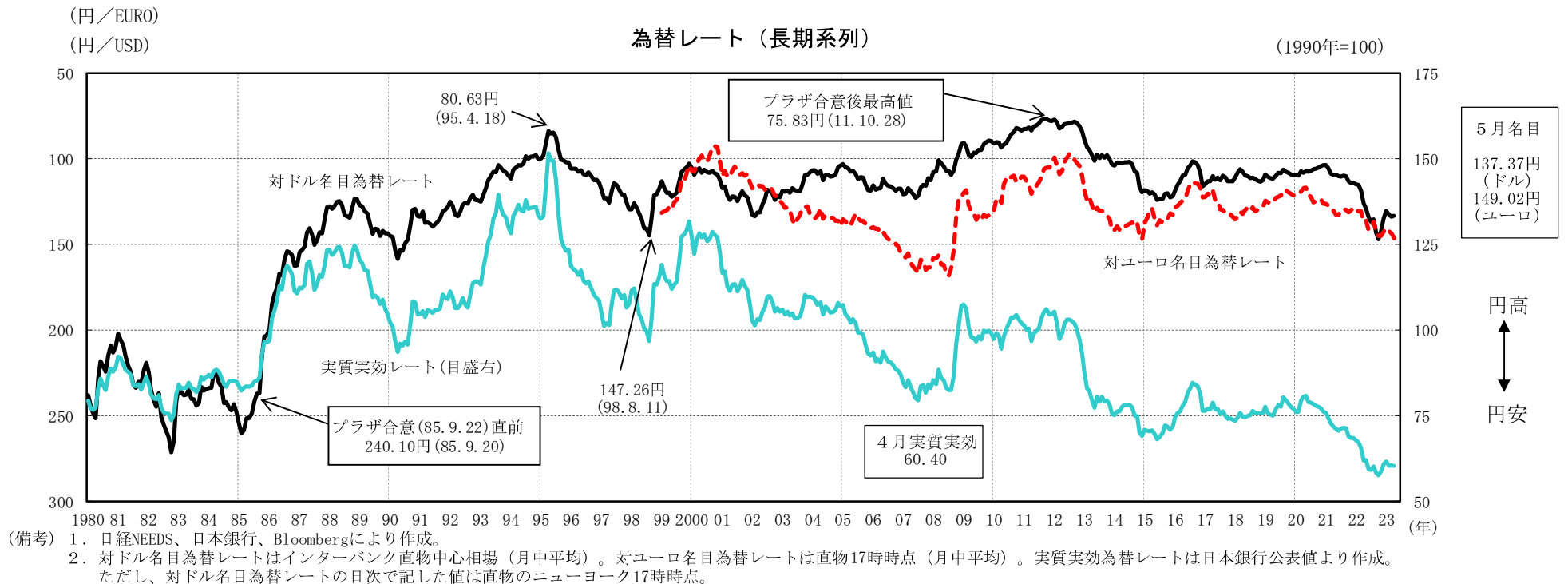
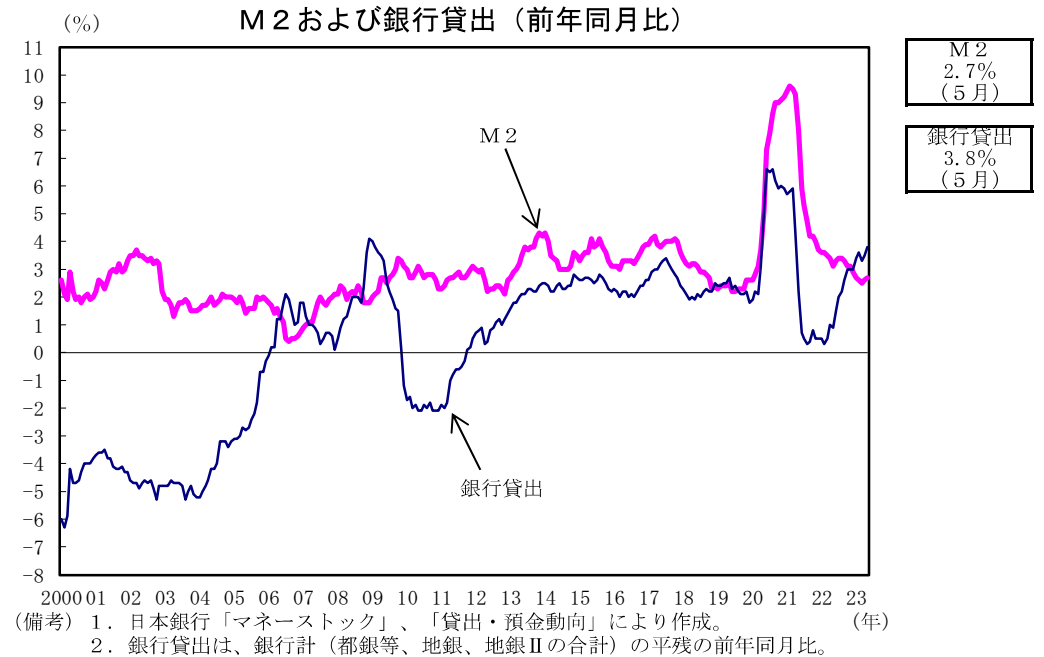
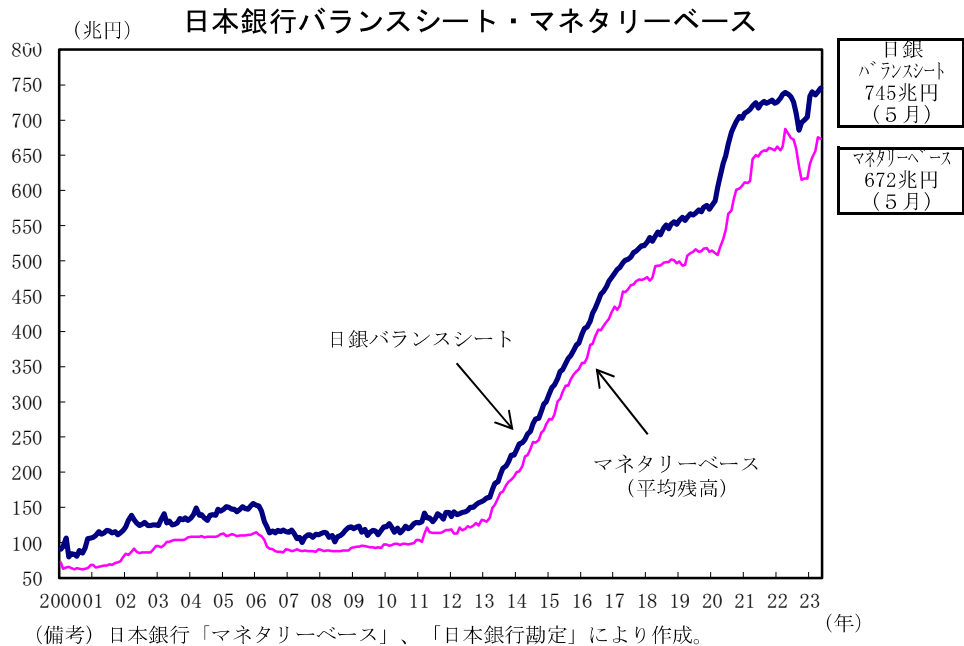
(備考) 日経NEEDSにより作成。

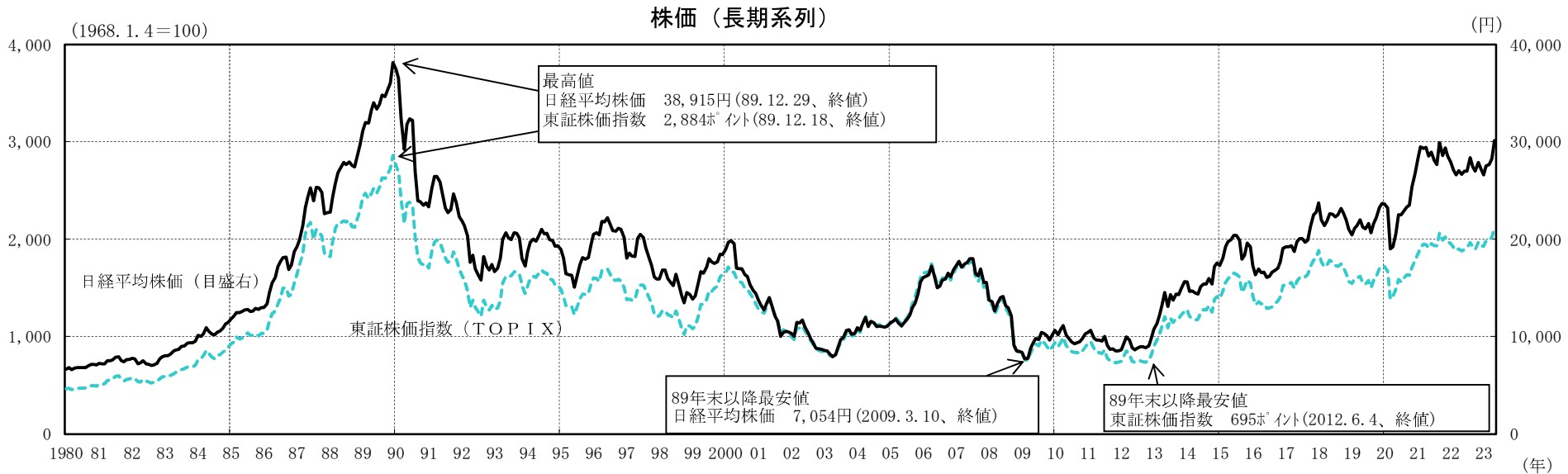


(備考) 日経NEEDSにより作成。

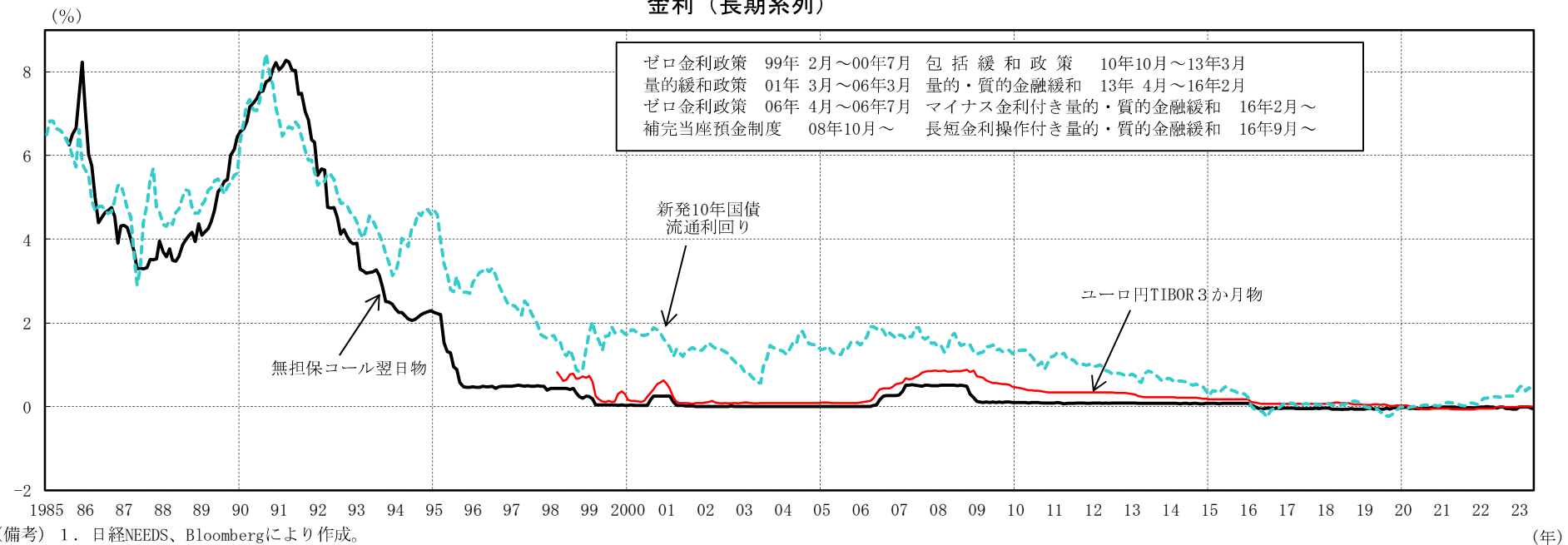


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R & I) ベース。



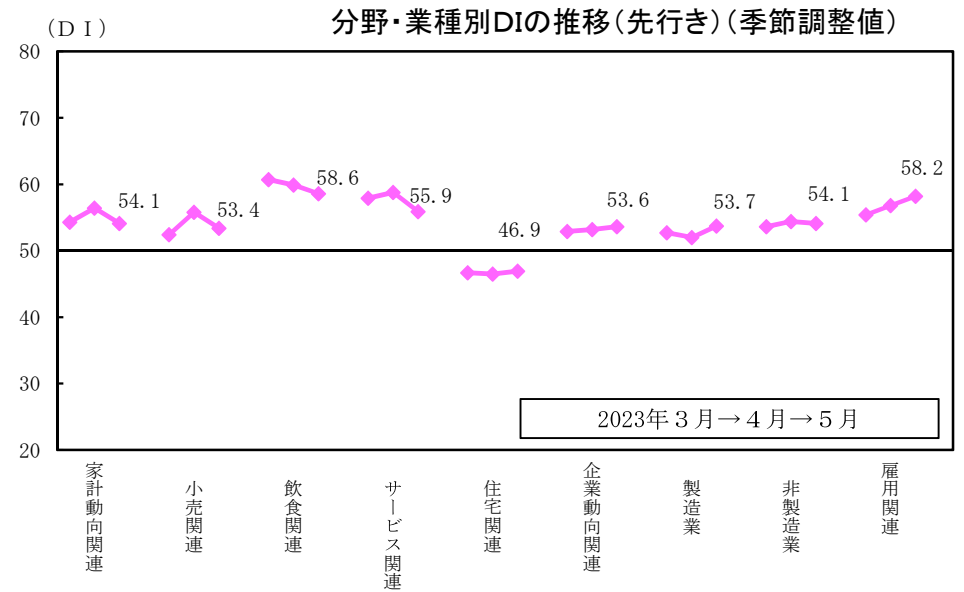
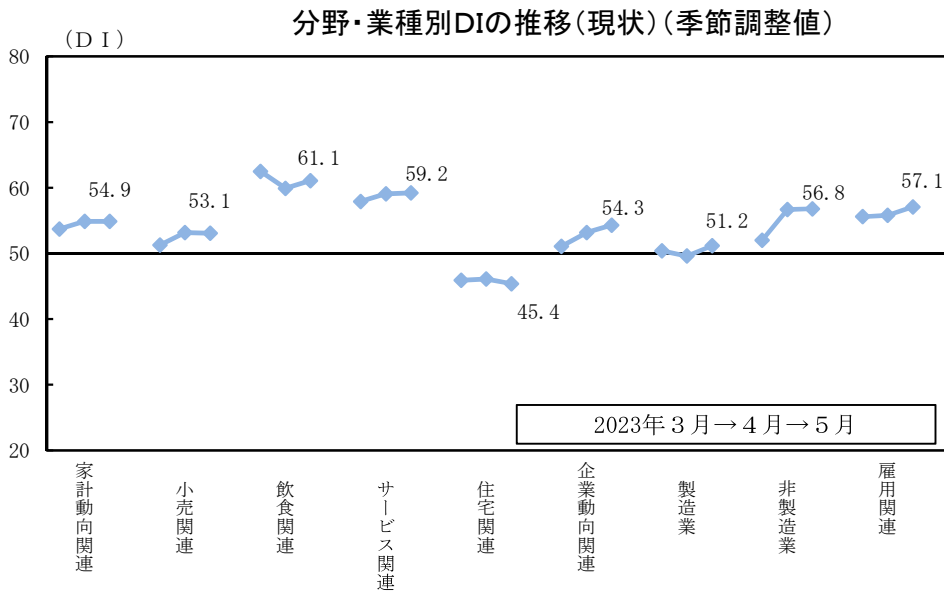
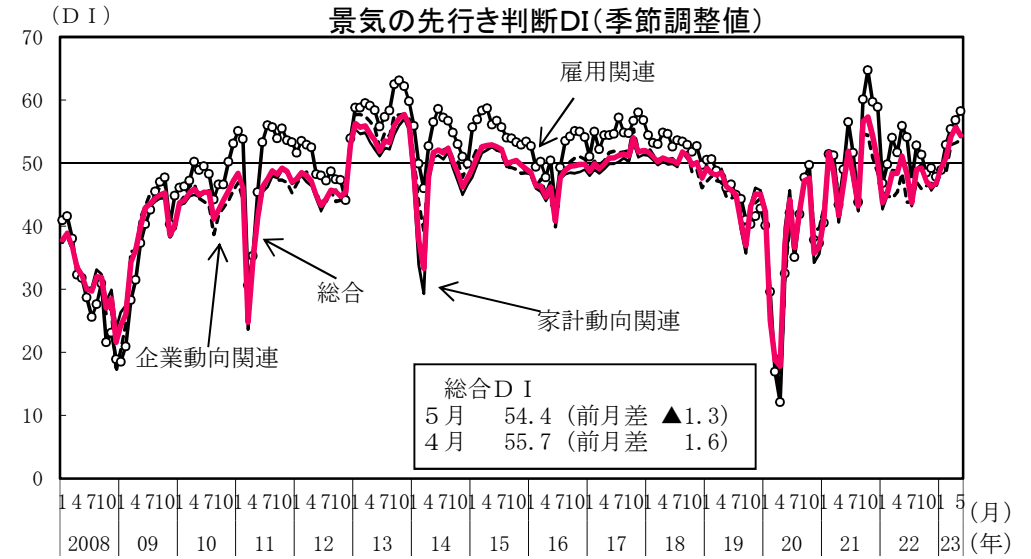
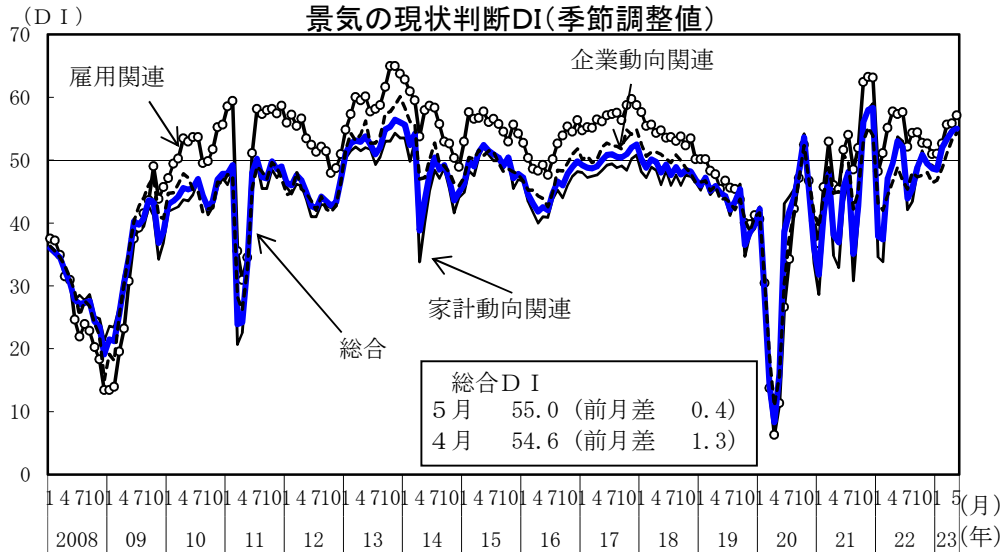


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
 2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
 2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

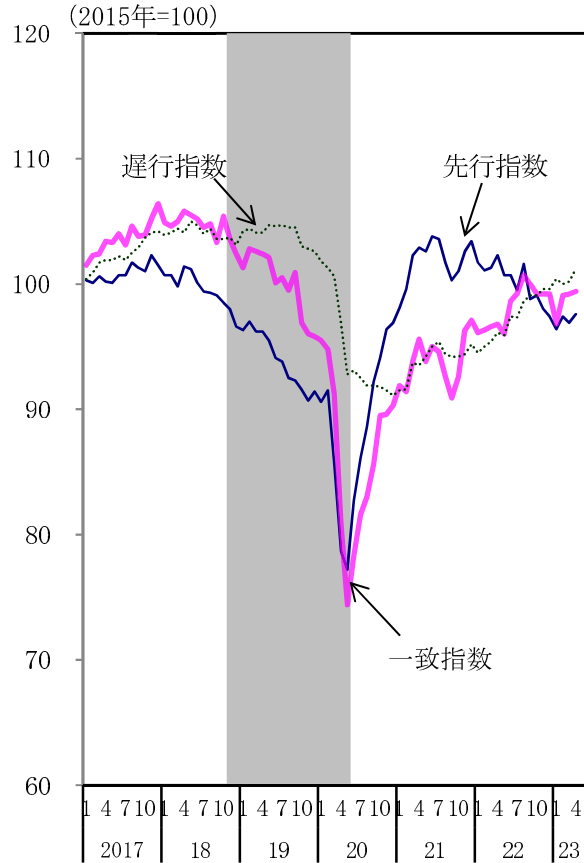
13. 景気ウォッチャー調査



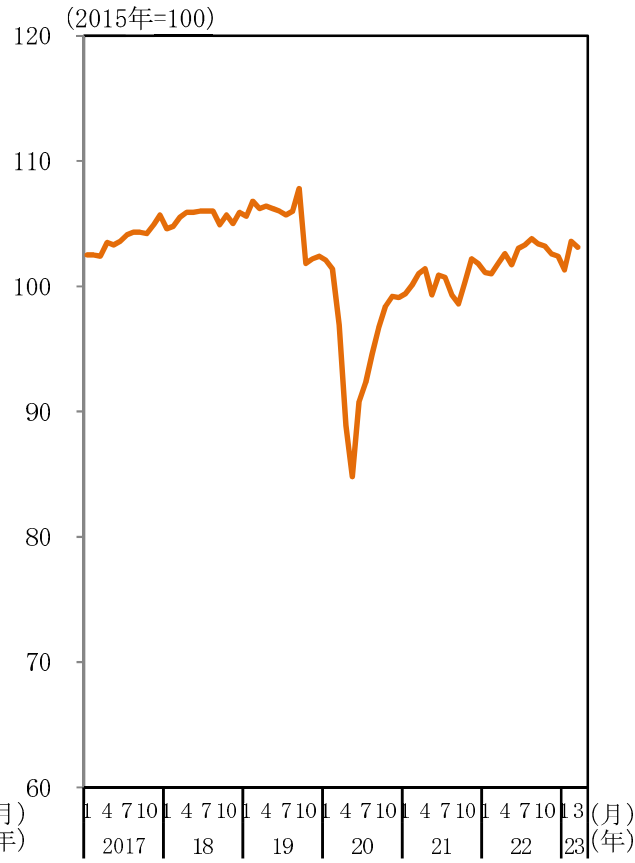
(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



CI一致指数採用系列の寄与度

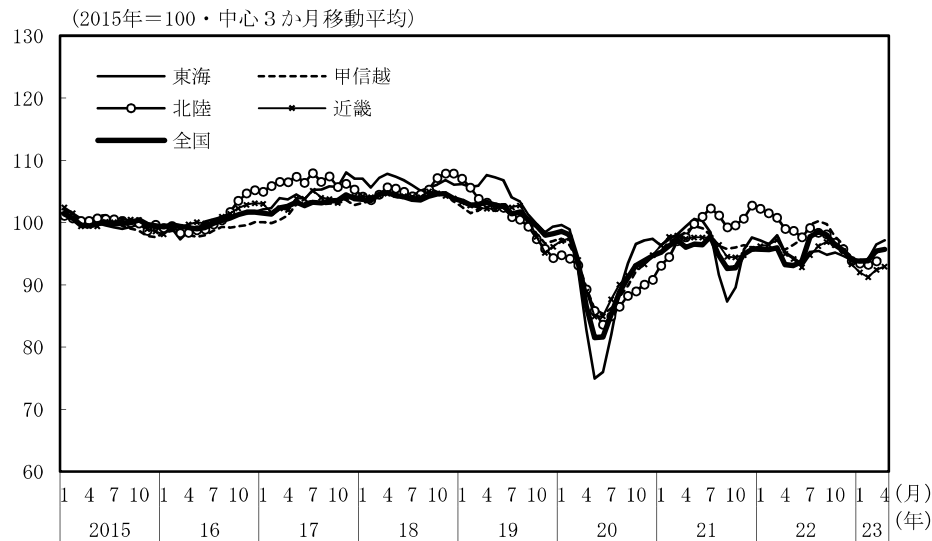
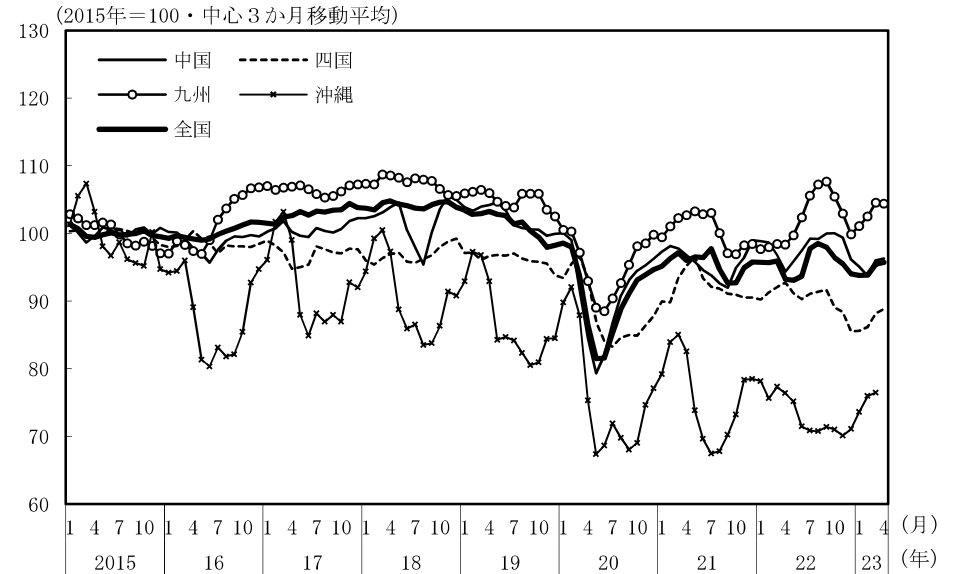
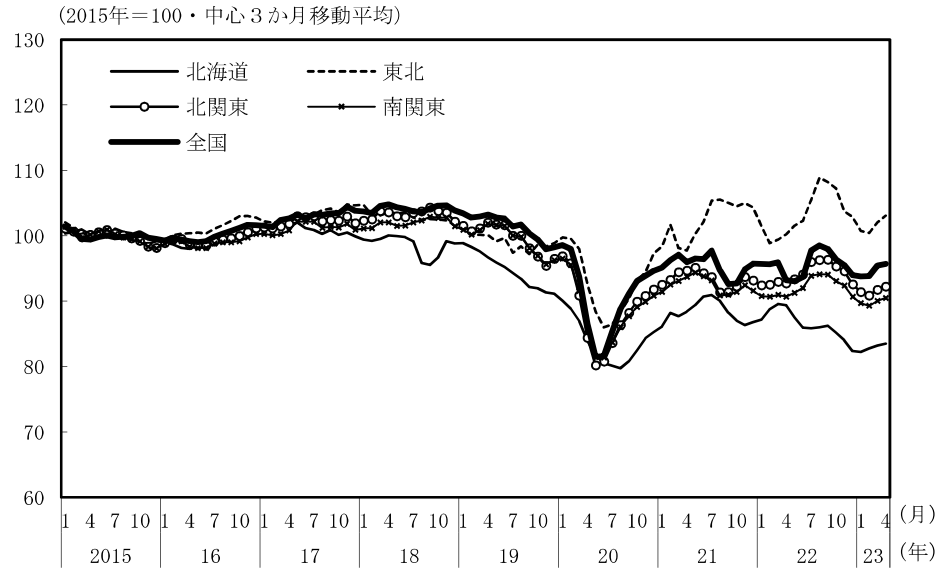
		23年1月	2月	3月	4月
CI一致指数		96.8	99.1	99.2	99.4
寄与度	生産指数(鉱工業)	-0.44	0.47	0.13	-0.06
	鉱工業用生産財出荷指数	-0.45	0.48	0.00	0.00
	耐久消費財出荷指数	-0.58	0.48	0.34	0.13
	労働投入量指数(調査産業計)	-0.08	0.15	0.06	-0.01
	投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.54	0.21	-0.02	0.11
	商業販売額(小売業、前年比)	0.11	0.21	-0.03	-0.22
	商業販売額(卸売業、前年比)	-0.16	0.08	-0.11	-0.06
	営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.01
	有効求人倍率(除学卒)	-0.10	-0.10	-0.22	0.03
輸出数量指数	-0.24	0.22	-0.07	0.25	

景気基準日付

循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2~第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の高谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

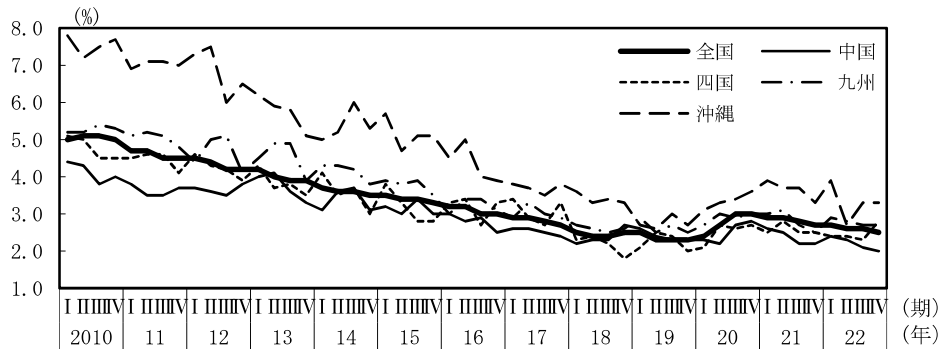
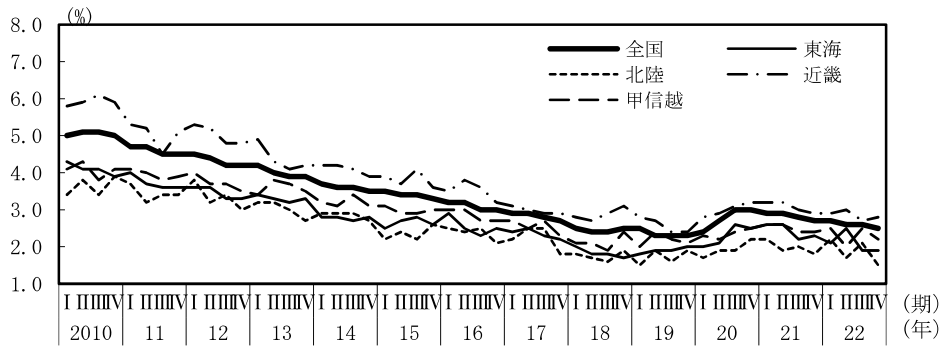
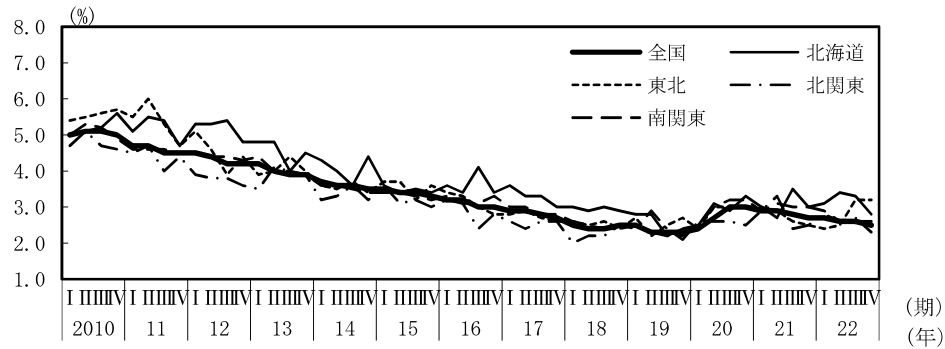


(備考)

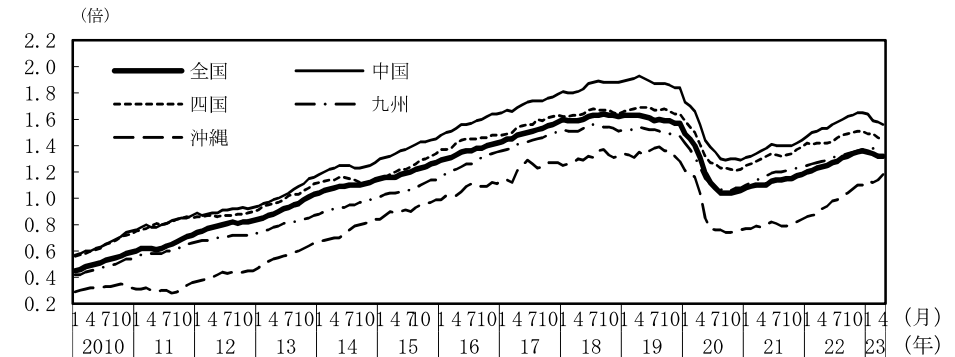
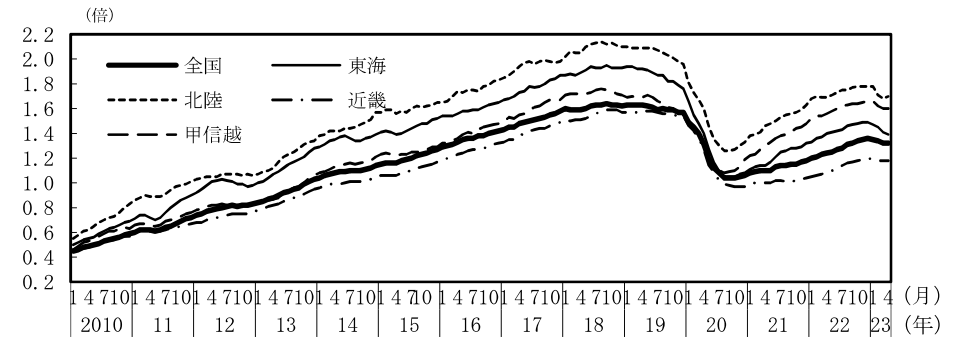
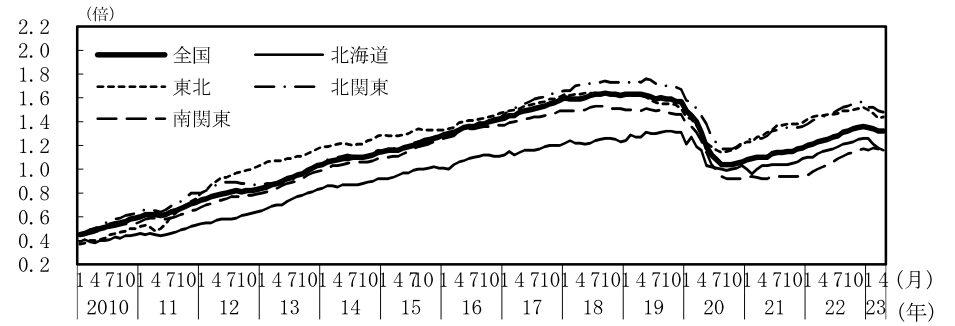
1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、沖縄は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

(2) 完全失業率



(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人人数、新規求人人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

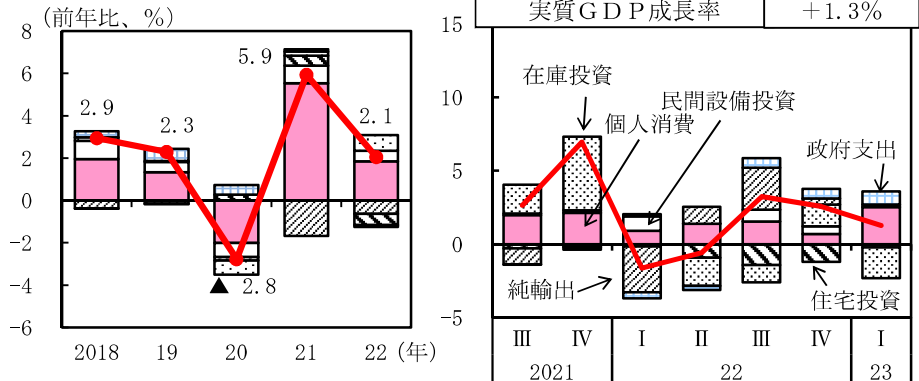
		5月月例	6月月例
世界経済		世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>持ち直している</u> 。	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>緩やかに回復している</u> 。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は <u>持ち直しに足踏みがみられる</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、 <u>緩やかな持ち直しが続くことが期待される</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	ユーロ圏では、景気は <u>足踏み状態にある</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、 <u>足踏み状態が続くことが見込まれる</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

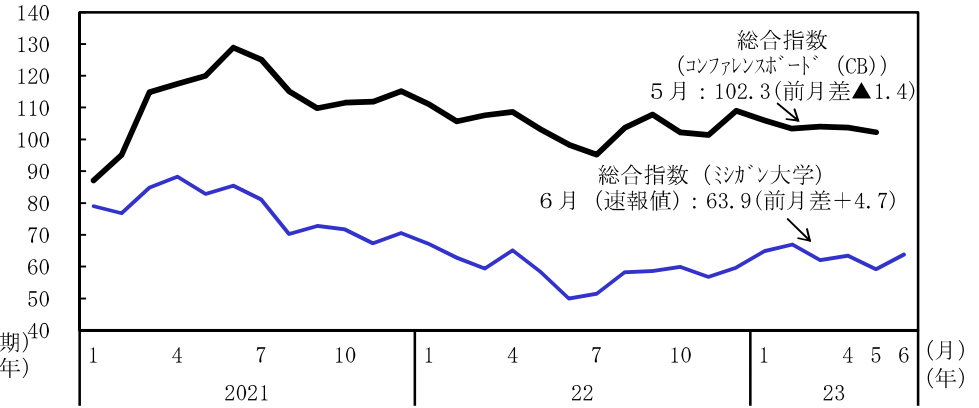
○アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

①実質GDP成長率（第2次推計値）
2023年1-3月期は前期比年率+1.3%成長
(前期比年率、%)

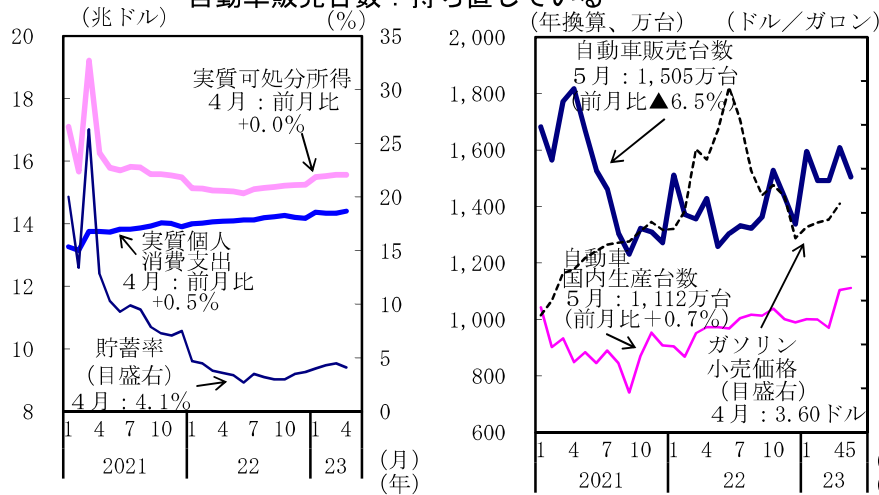


(備考) 2023年1-3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費：+2.5、民間設備投資：+0.2、住宅投資：▲0.2、在庫投資：▲2.1、政府支出：+0.9、純輸出：+0.0。

消費者信頼感指数

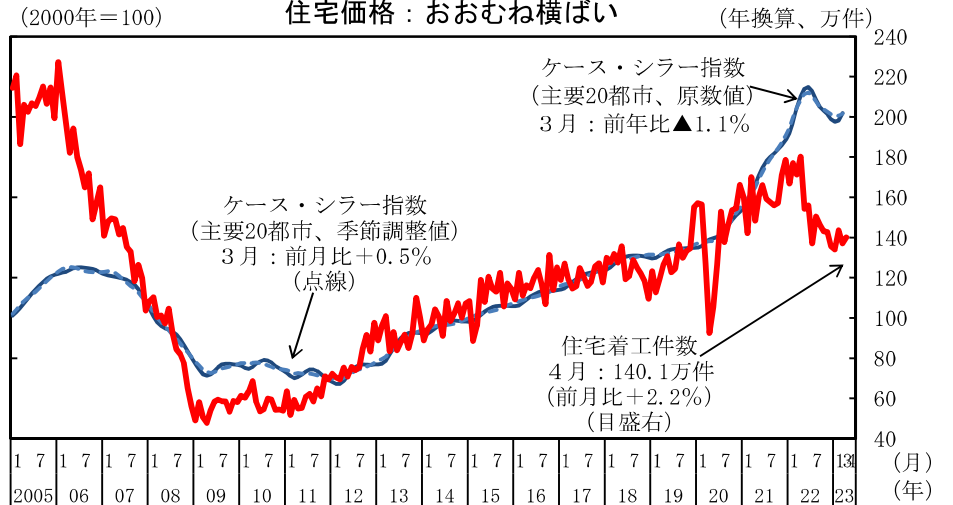


②消費：緩やかに増加している
自動車販売台数：持ち直している

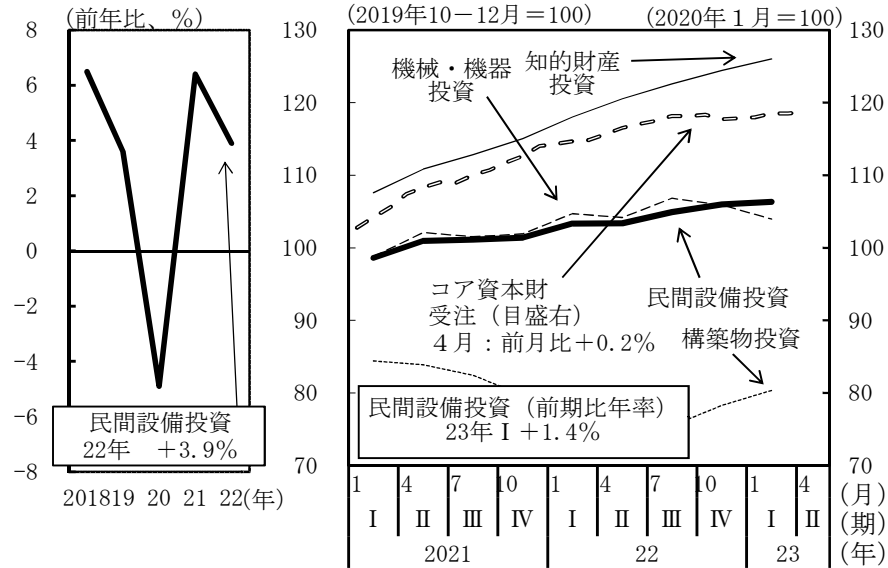


(備考) 月次の値は年率換算。

③住宅着工：おおむね横ばい
住宅価格：おおむね横ばい

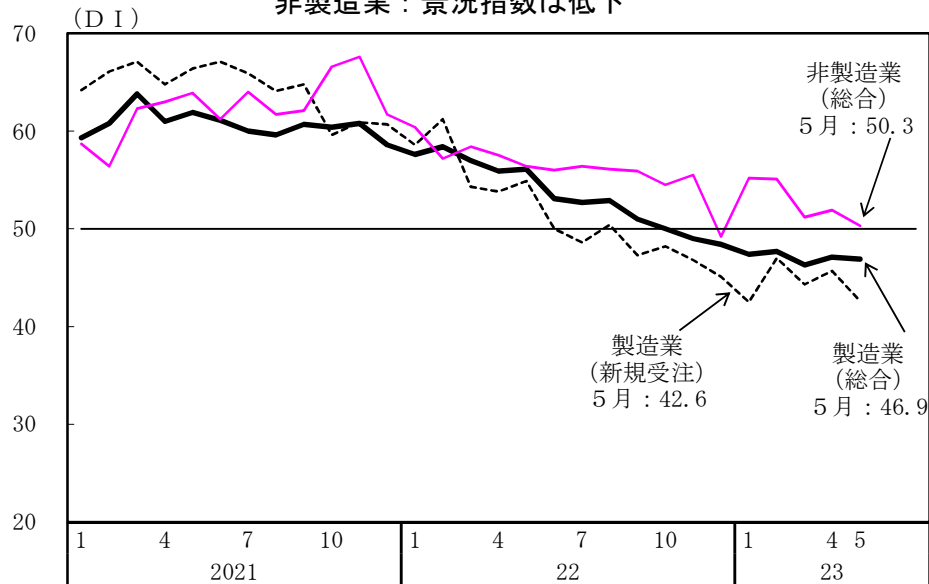


④設備投資は緩やかに持ち直し

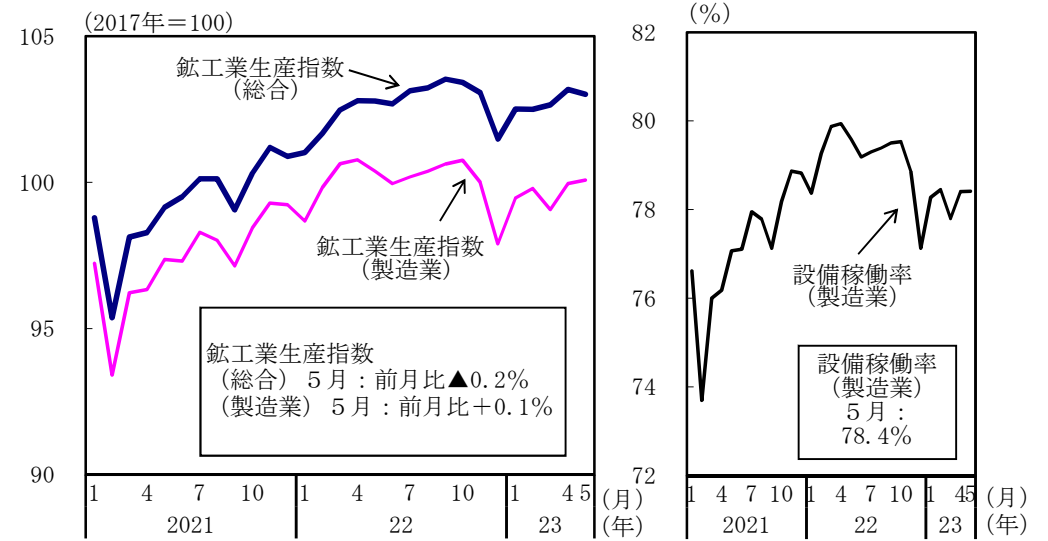


(備考) コア資本財受注は3か月移動平均値。

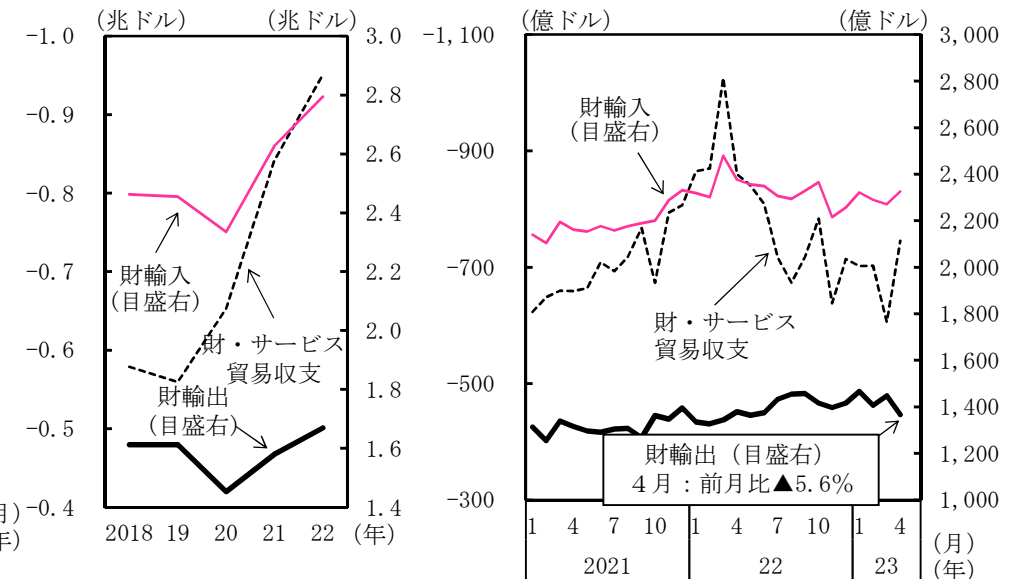
製造業：景況指数は低下
非製造業：景況指数は低下



⑤生産はおおむね横ばい

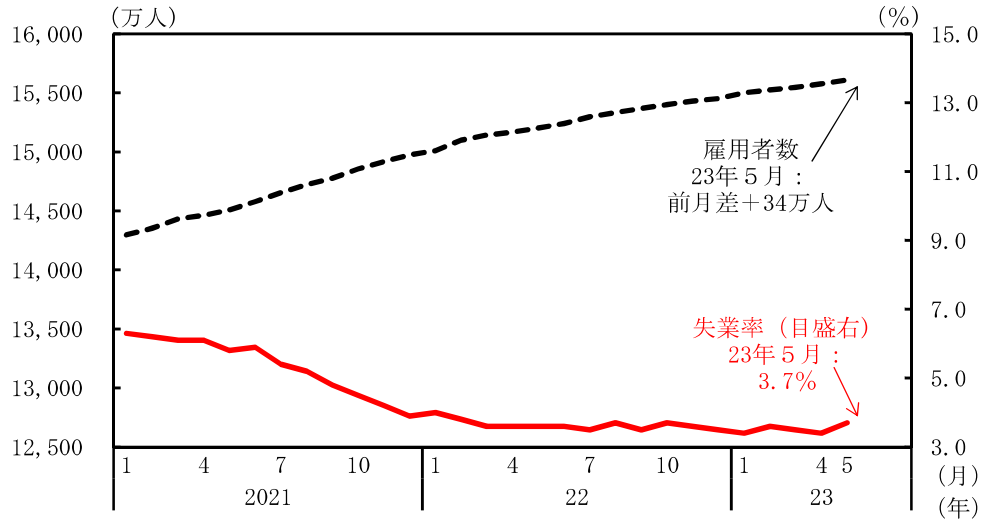


⑥財輸出はおおむね横ばい



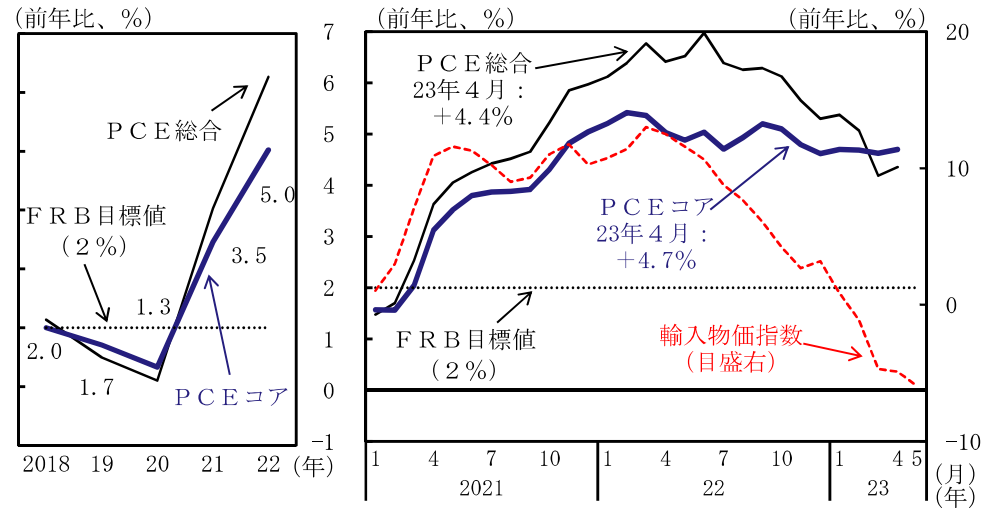
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



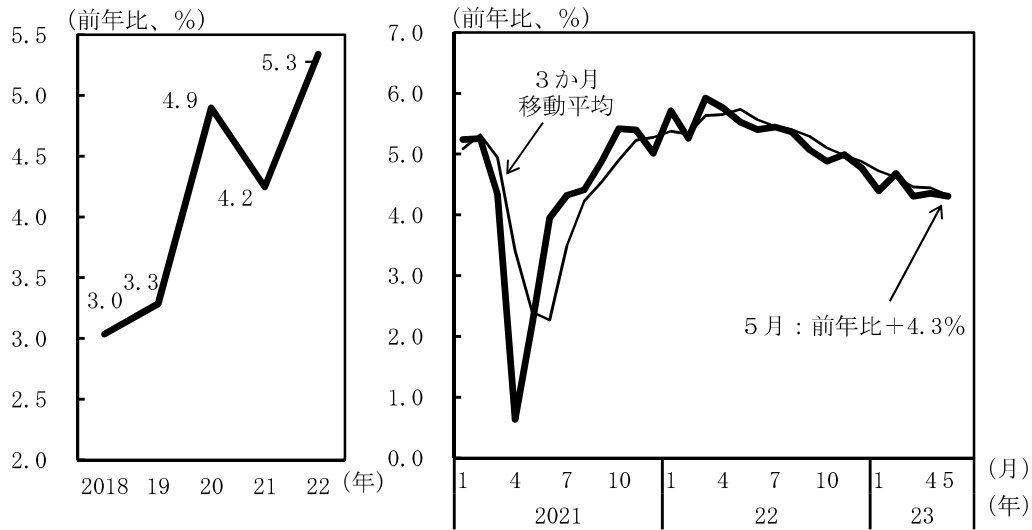
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率はおおむね横ばい



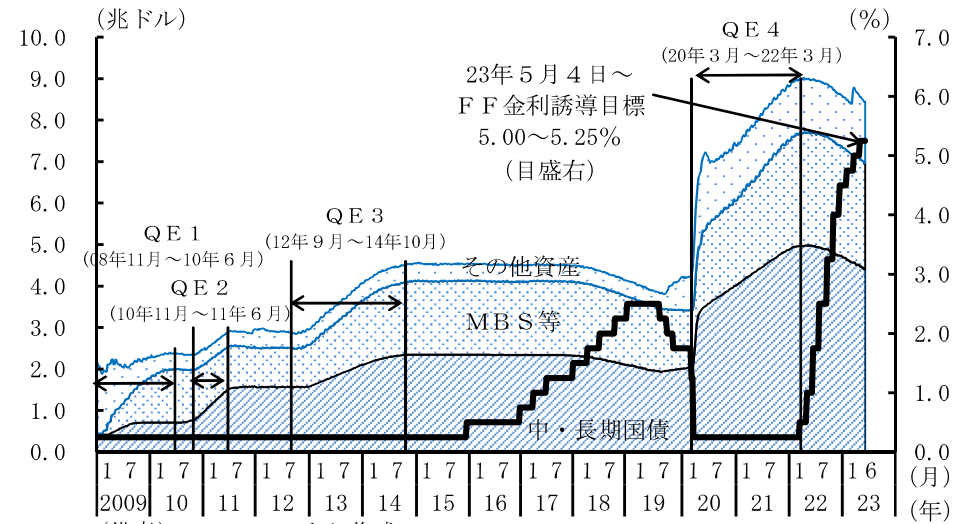
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



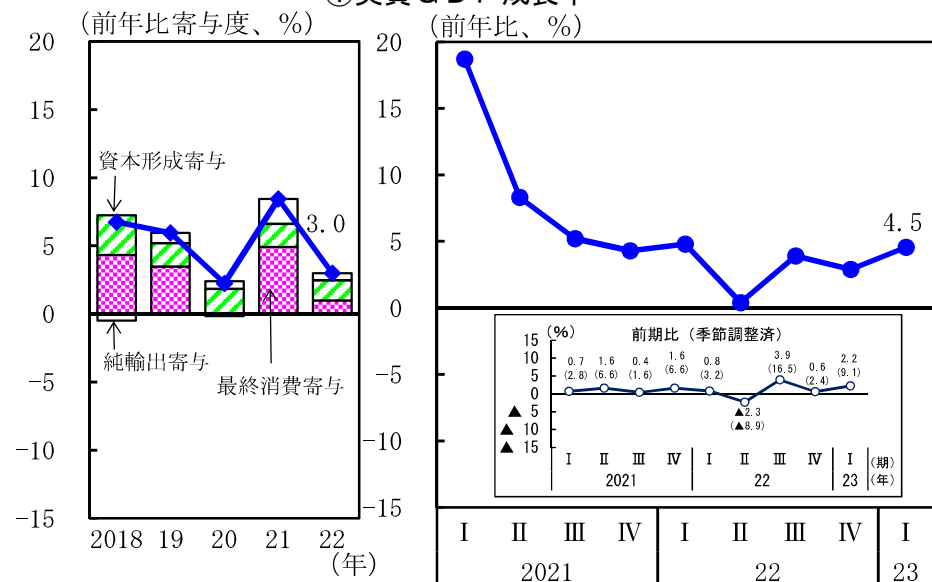
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

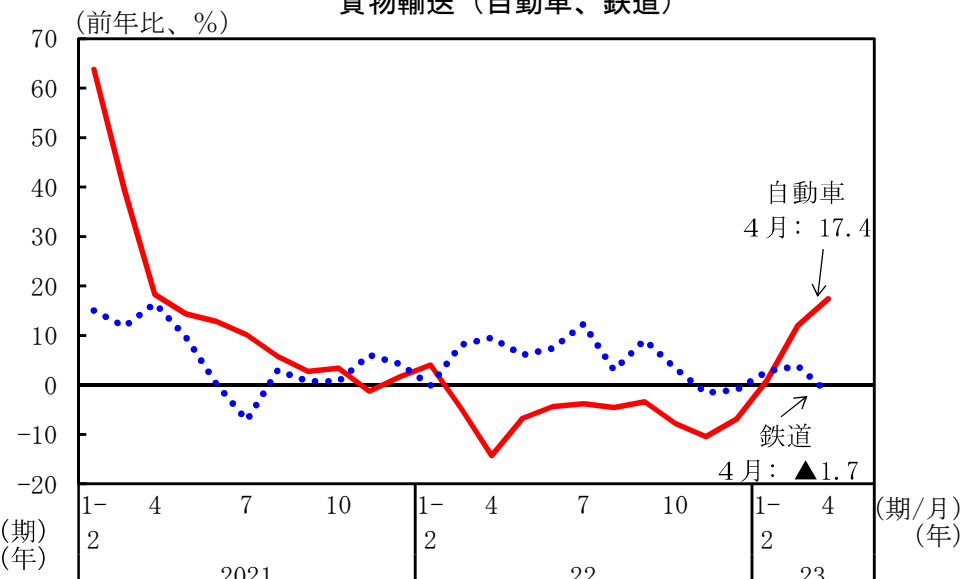
中国：

○中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

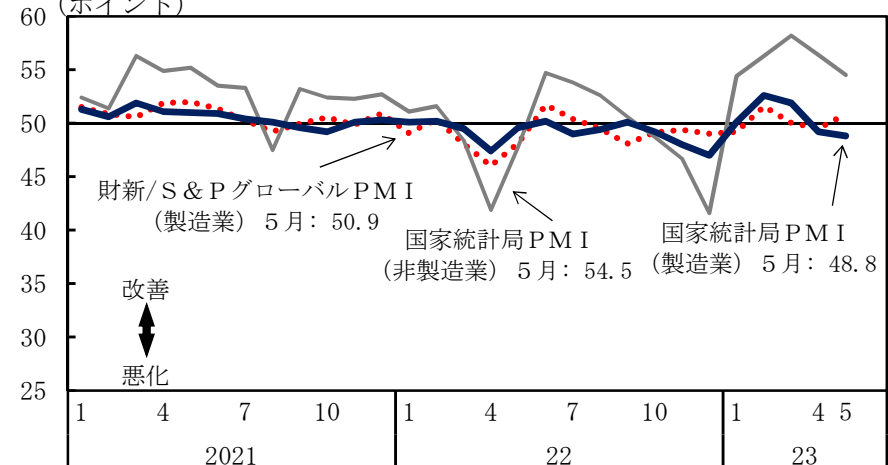
①実質GDP成長率



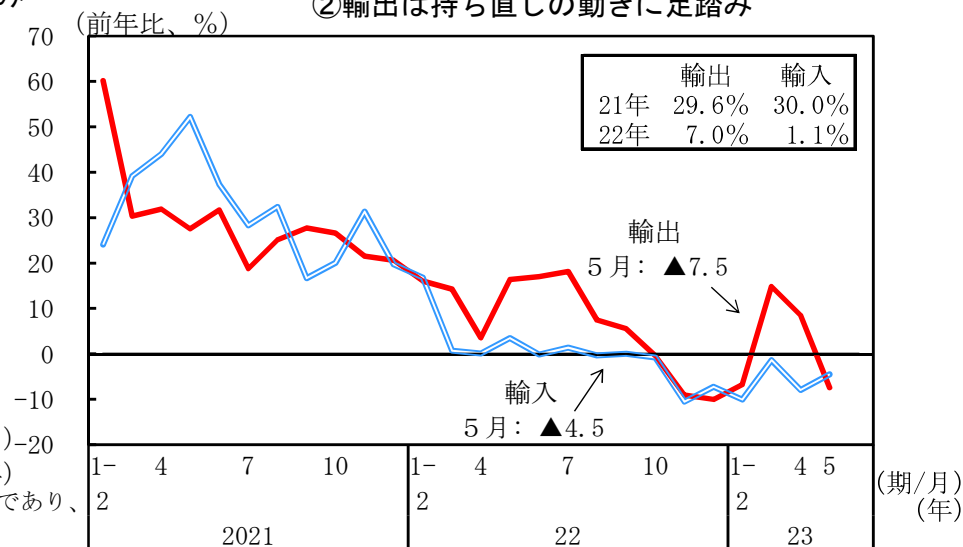
貨物輸送（自動車、鉄道）



②輸出は持ち直しの動きに足踏み



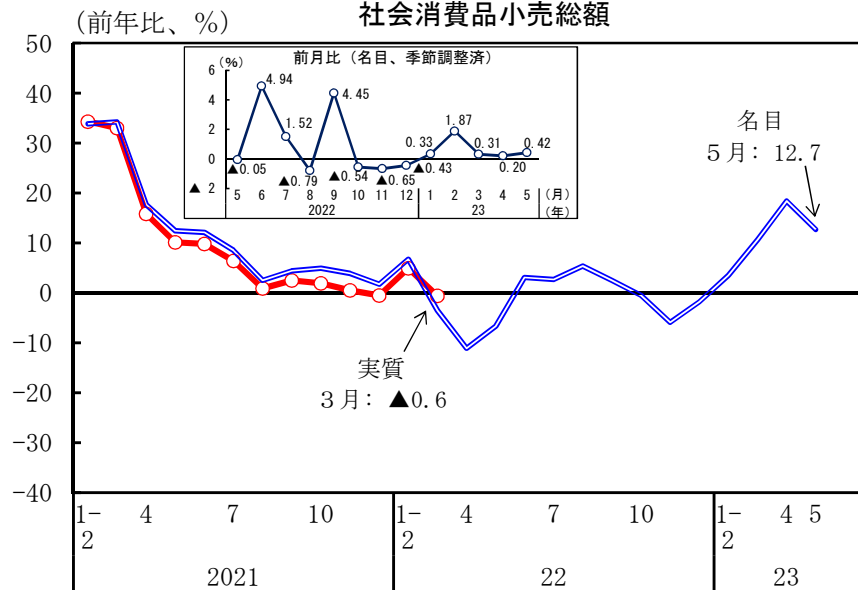
②輸出は持ち直しの動きに足踏み



2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社（製造業）、4,000社（非製造業）、財新/S&Pグローバルが500社以上。

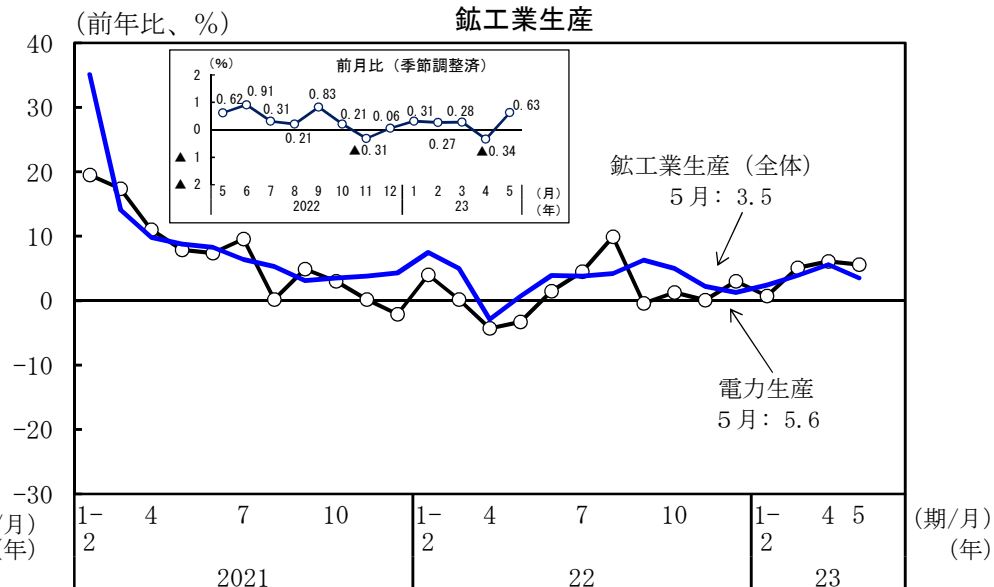
2. 春節（旧正月）休暇は、19年2月4～10日、20年1月24～2月2日、21年2月11～17日、22年1月31日～2月6日、23年1月21日～27日。

③消費は持ち直している
社会消費品小売総額

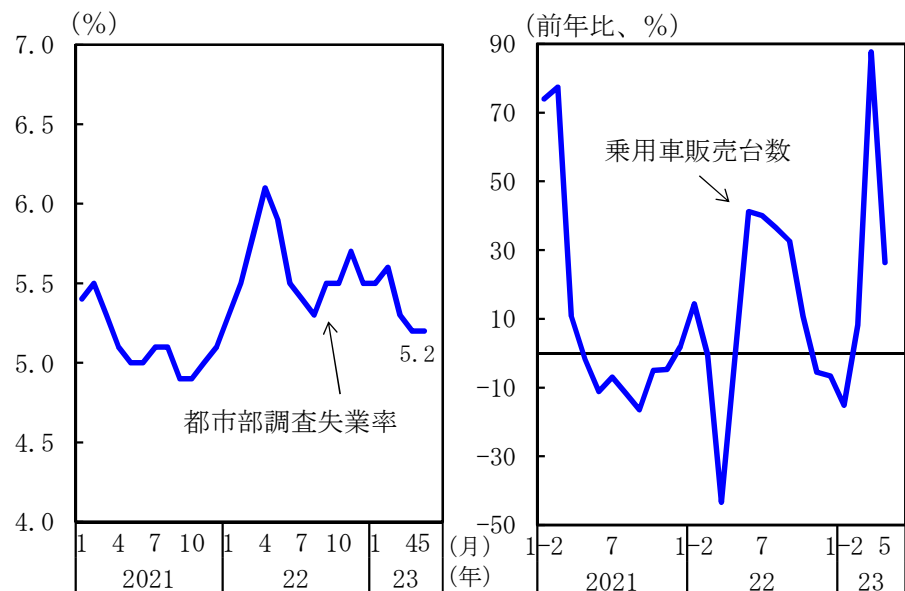


(備考) 22年4月以降の実質値は未公表。

④生産は持ち直しの動き
鉱工業生産

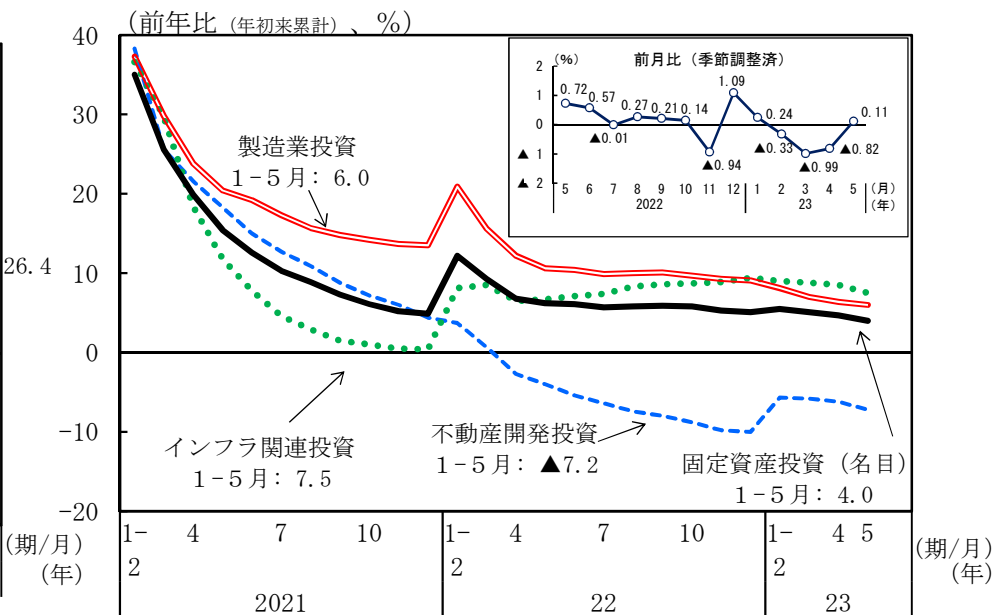


都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は持ち直しの動き

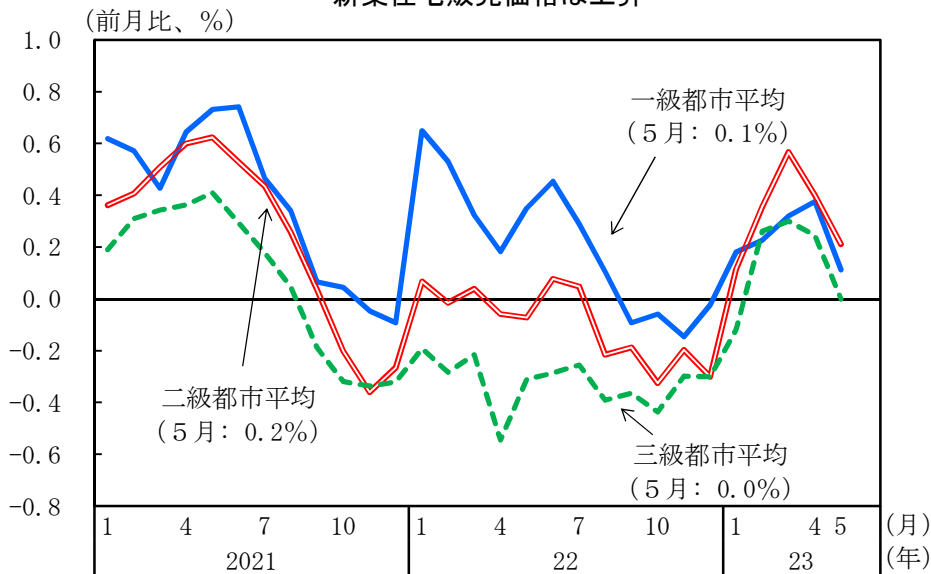


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、20年6.0%減、21年6.5%増、22年9.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びが低下

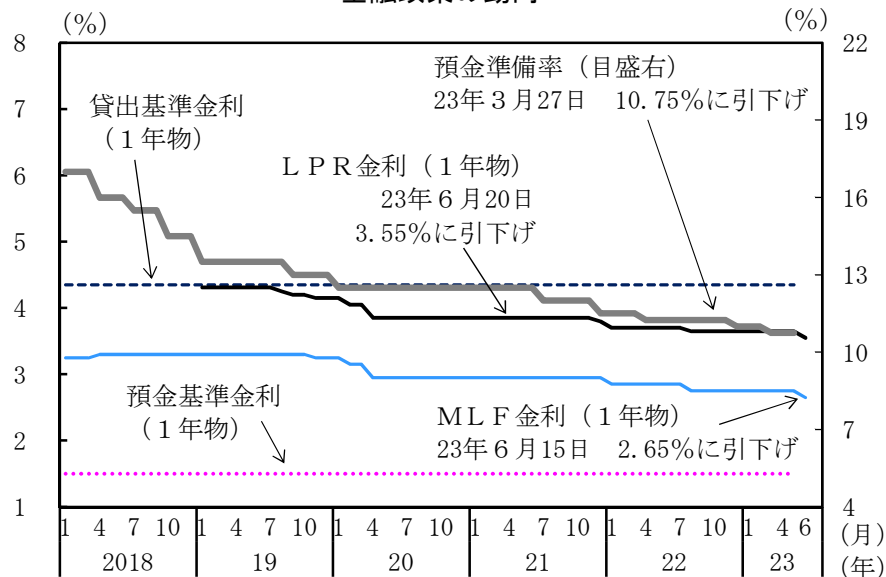


新築住宅販売価格は上昇



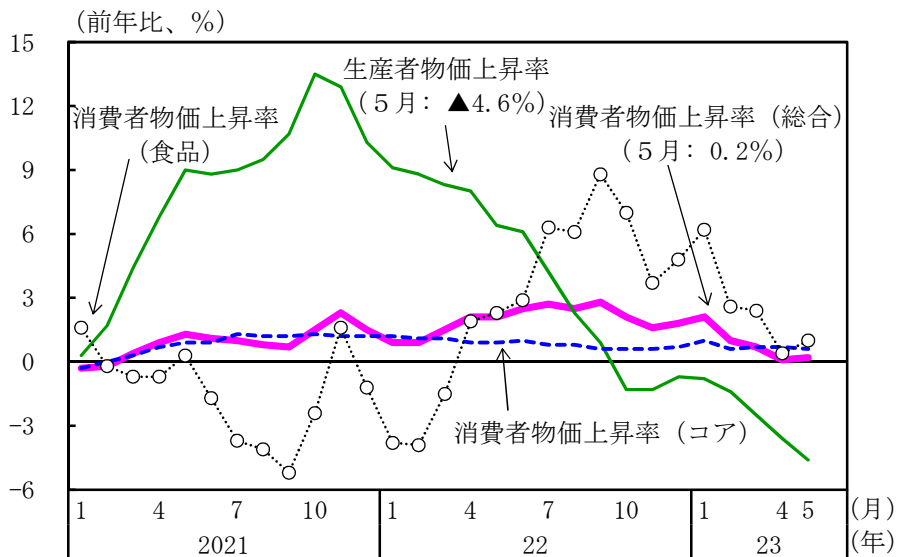
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はおおむね横ばい



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

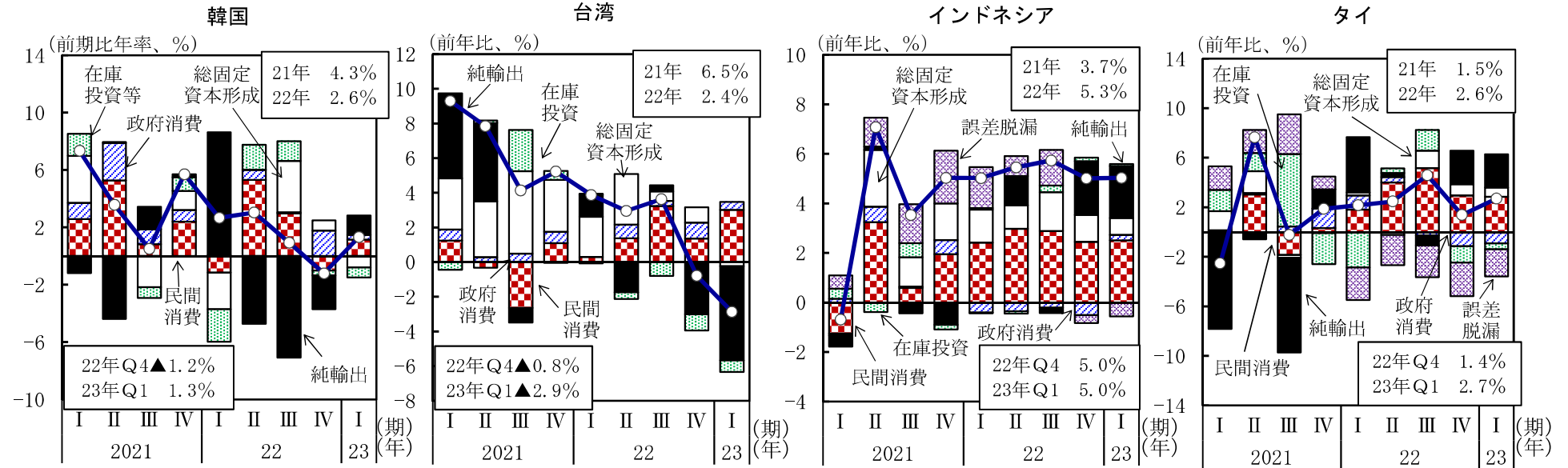
人民元名目為替レート



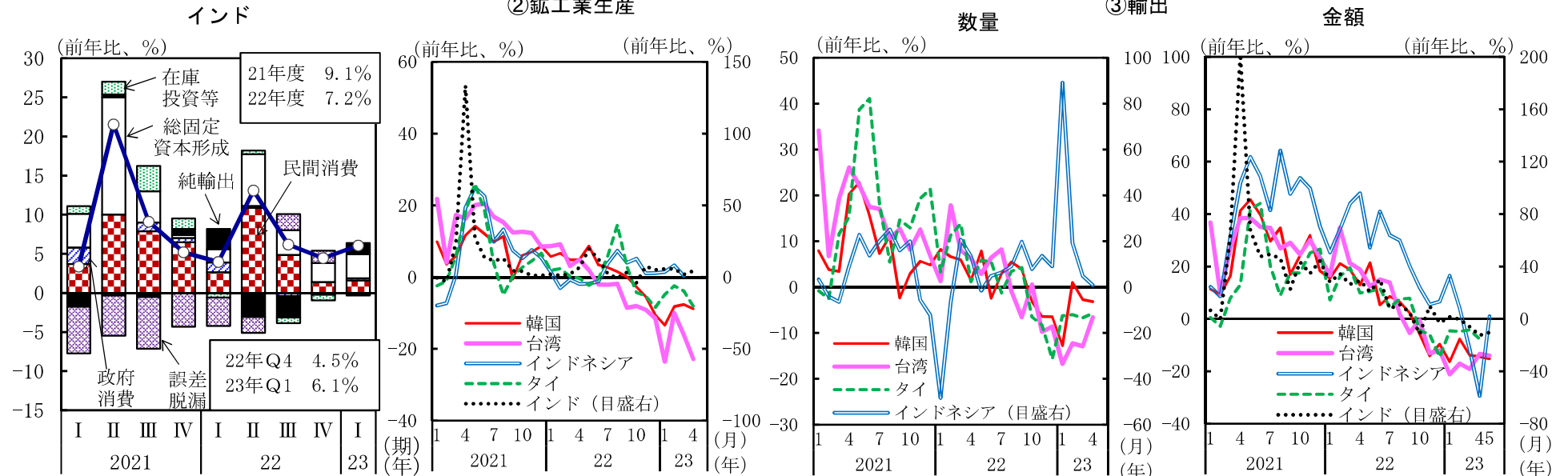
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。
 インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。
 タイでは、景気はこのところ持ち直している。
 インドでは、景気は緩やかに回復している。

①実質GDP成長率



②鉱工業生産



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

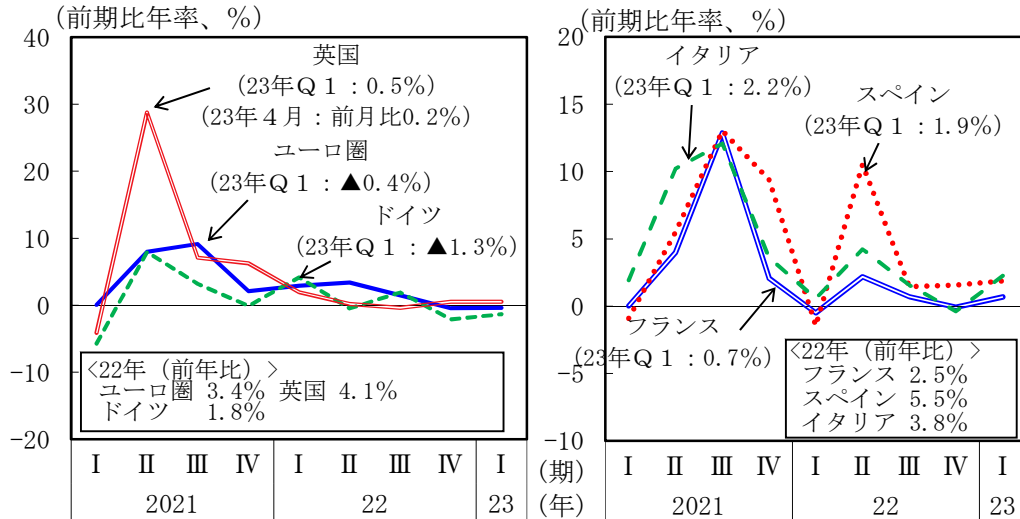
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。

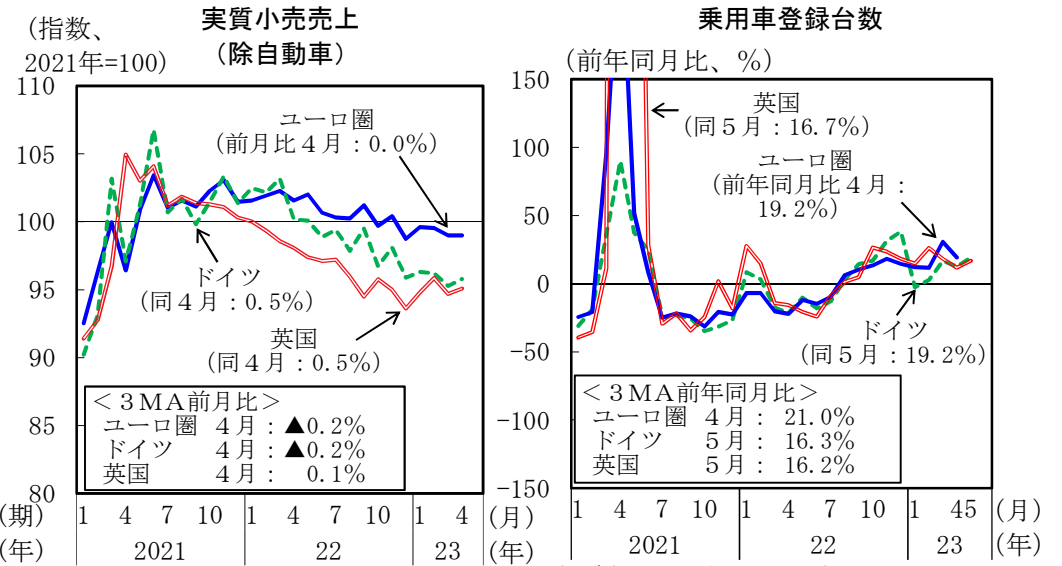
ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。

英国では、景気は足踏み状態にある。

- ①GDP ユーロ圏：23年1-3月期は前期比年率▲0.4%成長
 英国：23年1-3月期は前期比年率0.5%成長

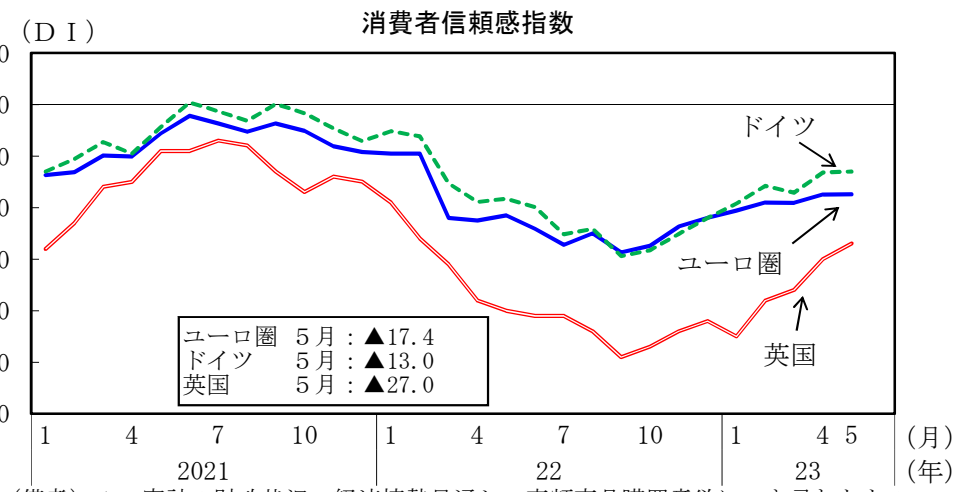
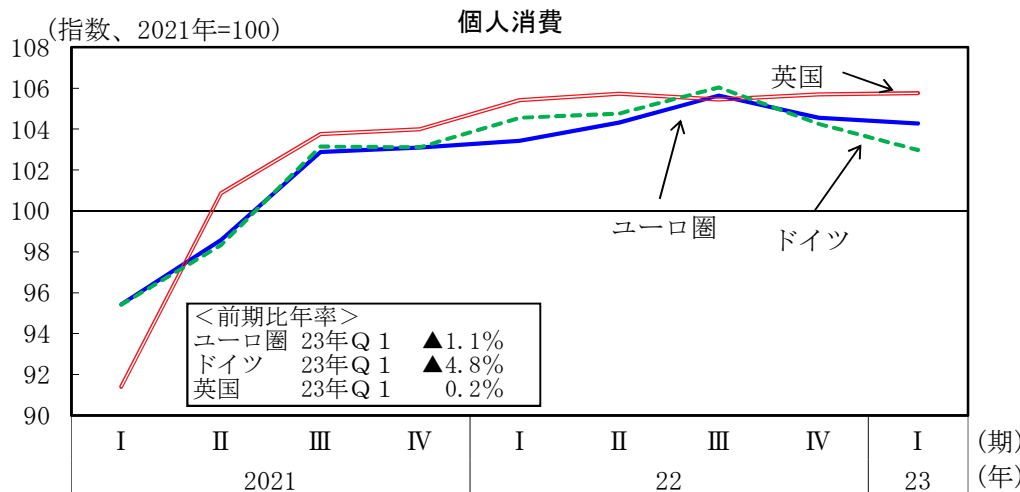


- ②個人消費



(備考) ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

- ②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている
 英国：弱含んでいる

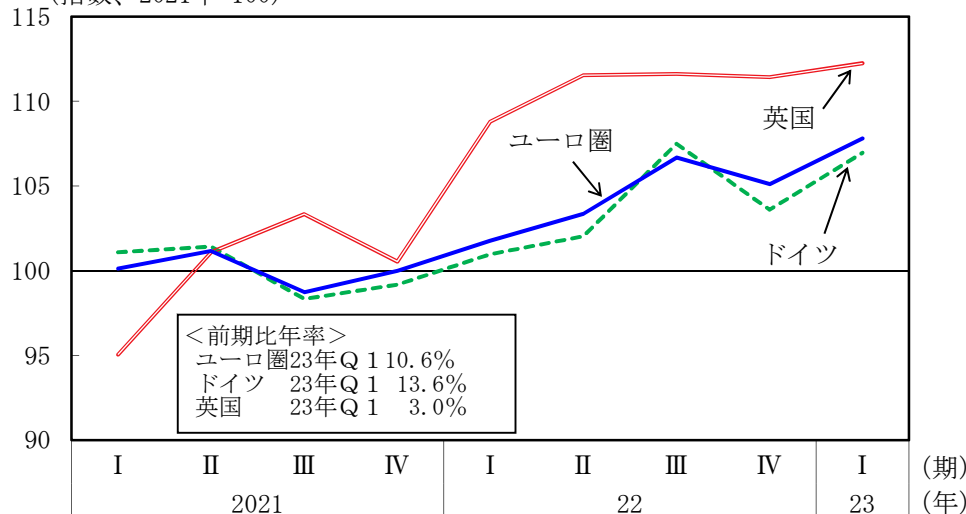


(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
 2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
 英 国：設備投資はこのところ持ち直している

(指数、2021年=100)

設備投資

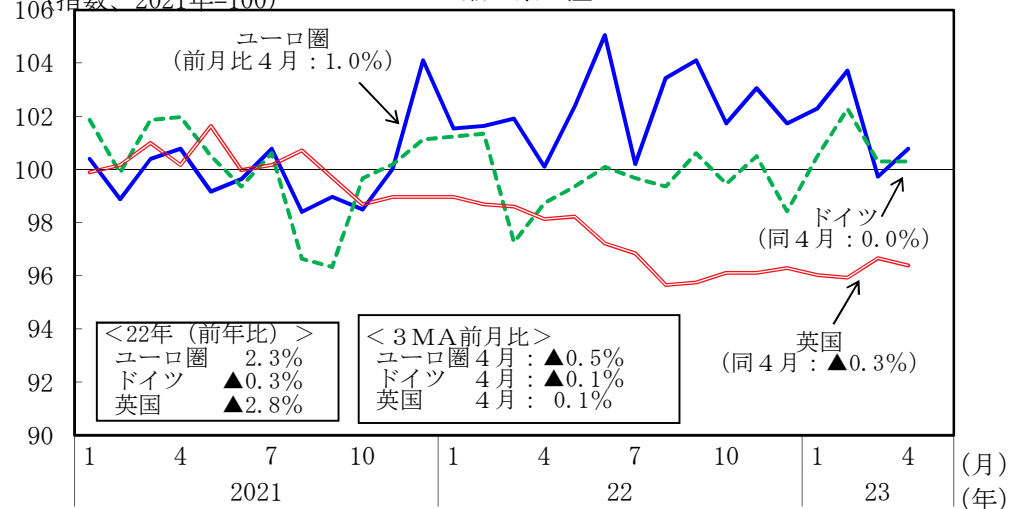


(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
 2. 英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
 英 国：生産はおおむね横ばい

(指数、2021年=100)

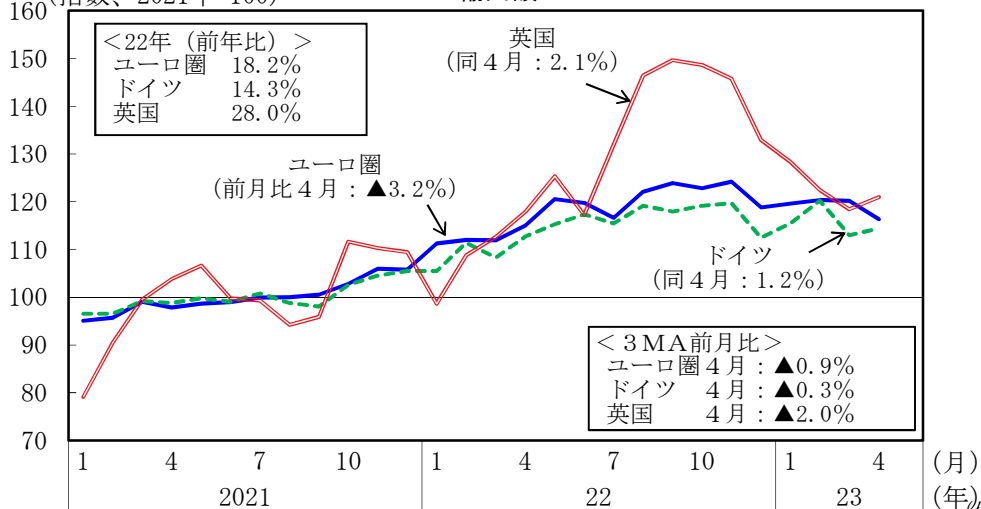
鉱工業生産



④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直しに足踏み
 英 国：輸出はおおむね横ばい

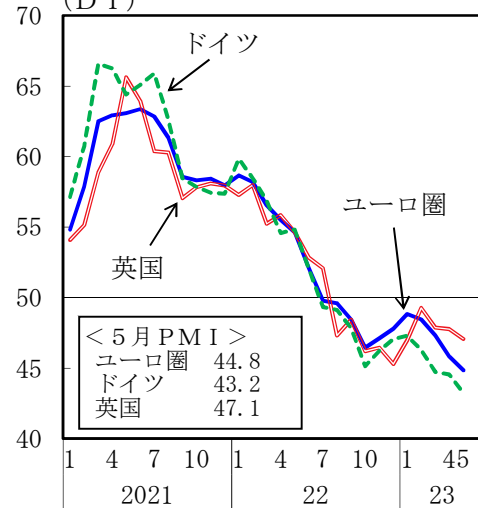
(指数、2021年=100)

輸出額

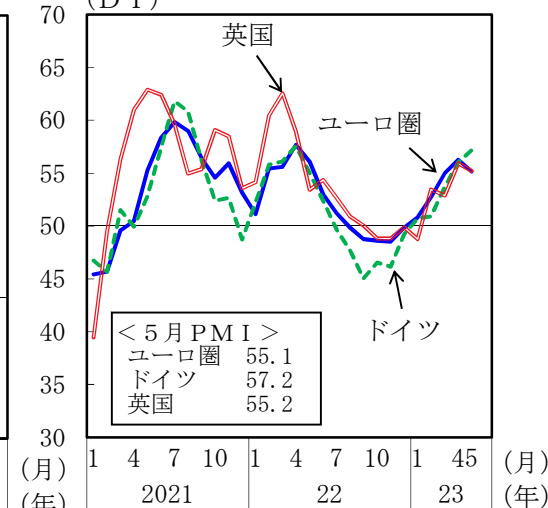


(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けの。
 2. 英国の21年10月及び11月の輸出増、22年1月の輸出減は非貨幣用金等の寄与によるものが大きい。

⑥製造業購買担当者指数 (PMI) (D I)

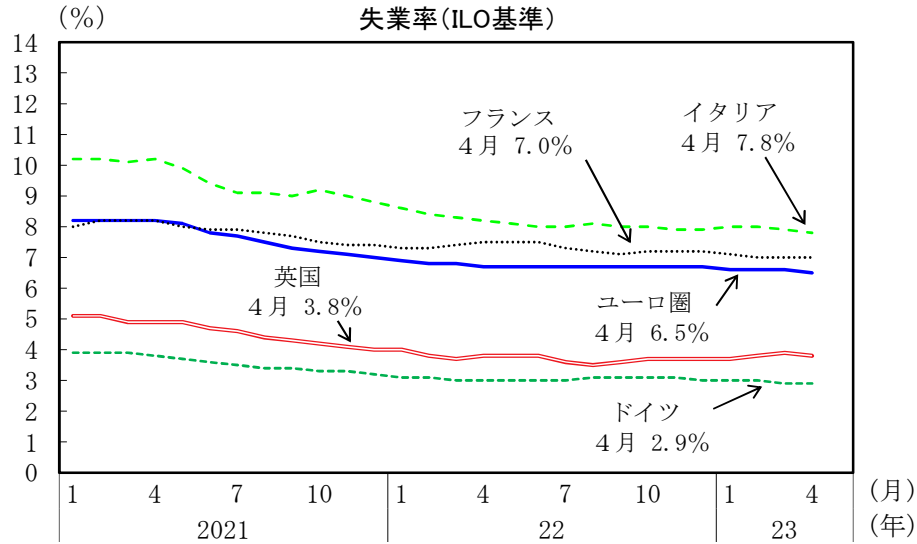


⑦サービス業購買担当者指数 (PMI) (D I)

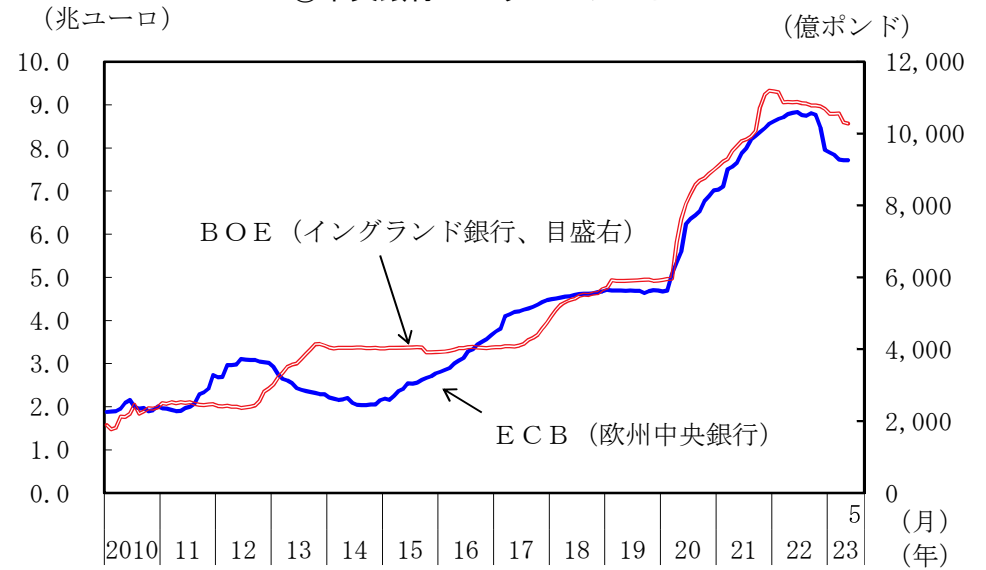


(備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善 (1p)、変化なし (0.5p)、悪化 (0p)」として指数化。
 2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

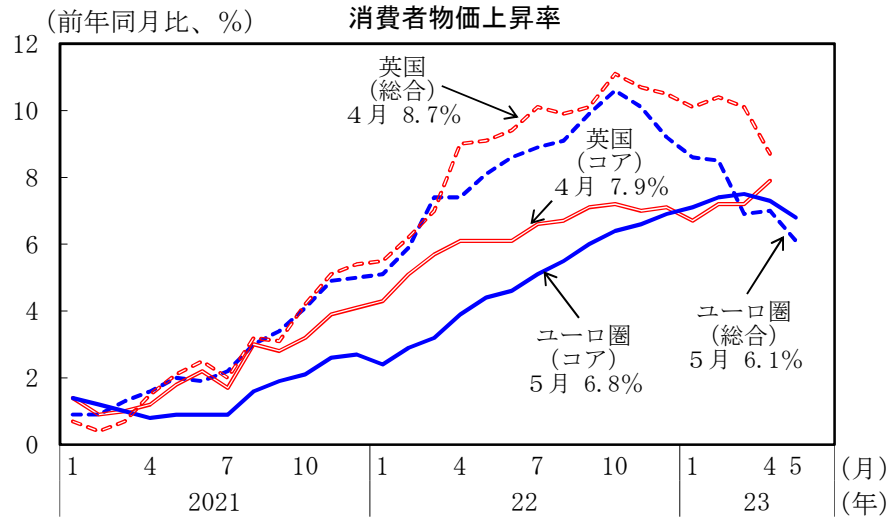
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばい
 英国：失業率はおおむね横ばい
 失業率(ILO基準)



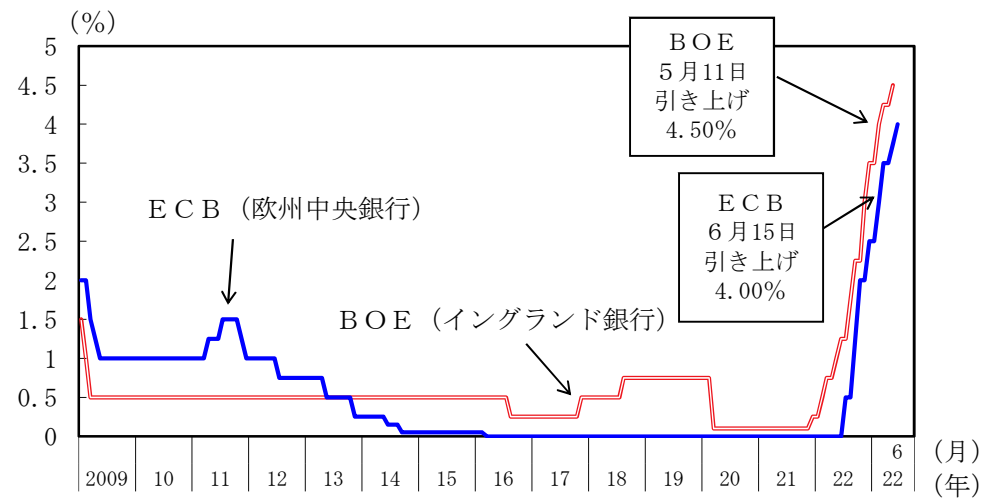
⑧中央銀行のバランスシート



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばい
 英国：コア物価上昇率は上昇している
 消費者物価上昇率



⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引き上げ
 英国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

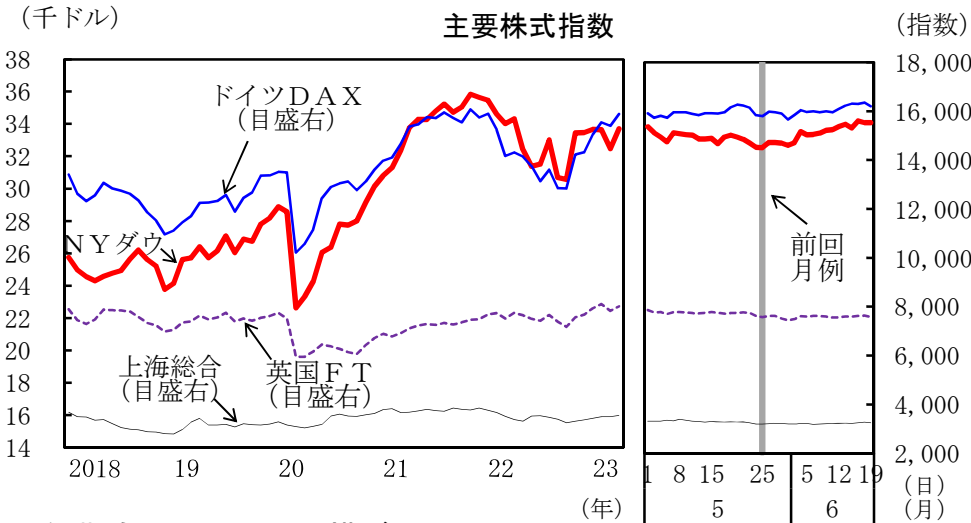


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
 2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

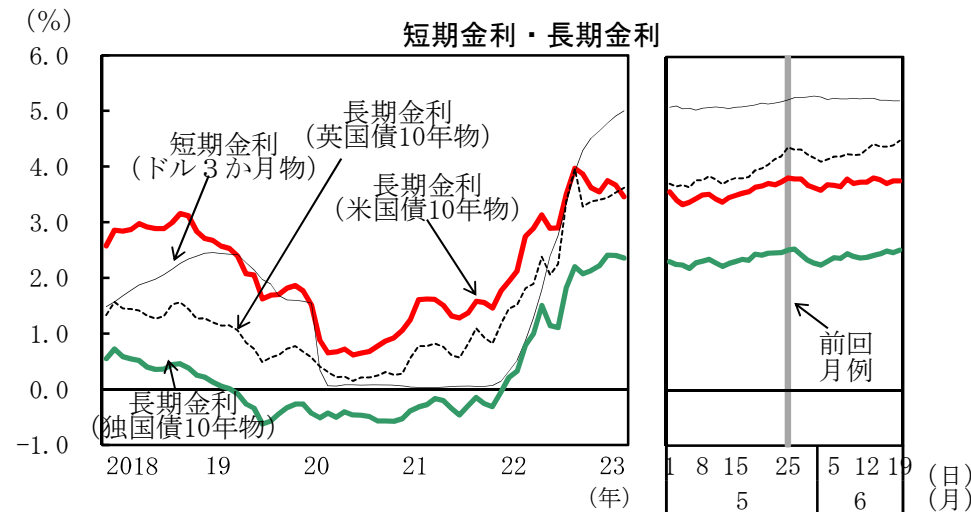
(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

株価：アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばい

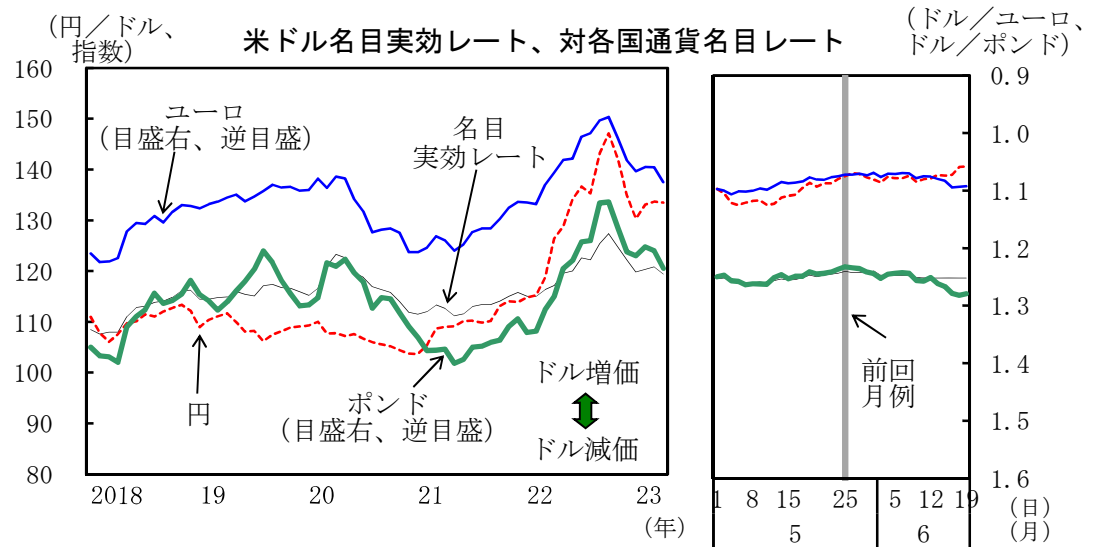


短期金利：おおむね横ばい
 長期金利：アメリカ、ドイツではおおむね横ばい、
 英国では大幅に上昇

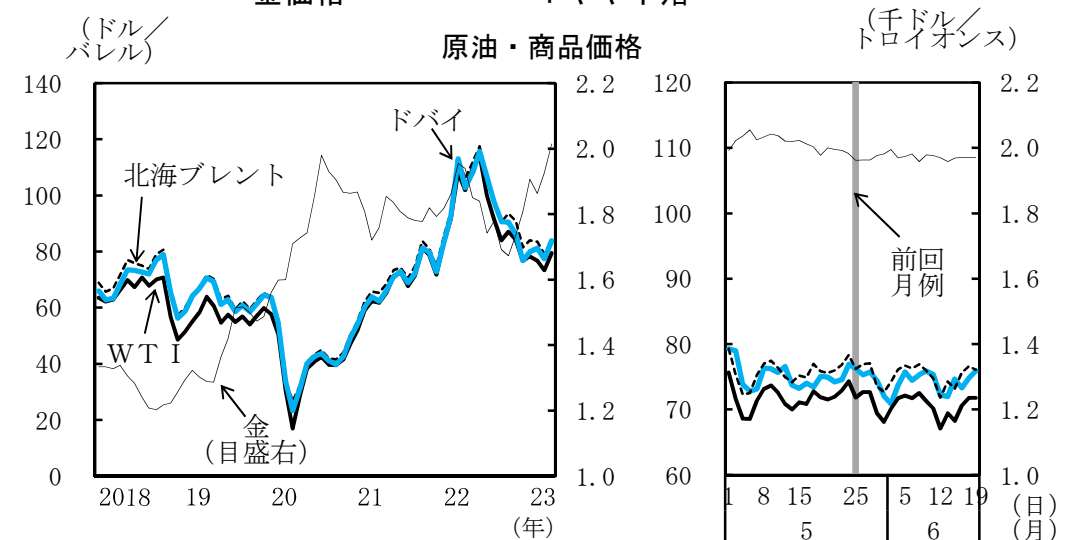


(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

為替：ドルは、ユーロに対しておおむね横ばい、
 ポンドに対して減価、円に対して増価



原油価格 (WT I)：おおむね横ばい
 金価格：やや下落



主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				鉱工業生産(%)					失業率(%)							
				2022年	2022年	2022年	2021年	2022年	23年			備考	2021年	2022年	23年			備考		
									10-12月	1-3月	備考				3月	4月	5月		2021年	2022年
日本	12,517	4,234	33.8	2.2	1.0	0.4	2.7	前期比年率	5.6	▲0.1	0.3	0.7		前期比	2.8	2.6	2.8	2.6		
アメリカ	33,353	25,464	76.3	5.9	2.1	2.6	1.3	前期比年率	4.4	3.4	0.1	0.5	▲0.2	前期比	5.4	3.6	3.5	3.4	3.7	
カナダ	3,885	2,140	55.1	5.0	3.4	▲0.1	3.1	前期比年率	4.5	3.8	0.1			前期比	7.5	5.3	5.0	5.0	5.2	
ユーロ圏	34,667	14,128	40.8	5.3	3.4	▲0.5	▲0.4	前期比年率	8.9	2.3	▲3.8	1.0		前期比	7.7	6.7	6.6	6.5		
ドイツ	8,379	4,075	48.6	2.6	1.8	▲2.1	▲1.3	前期比年率	4.6	▲0.3	▲1.9	0.0		前期比	3.6	3.1	2.9	2.9	ILO基準	
フランス	6,565	2,784	42.4	6.4	2.5	▲0.1	0.7	前期比年率	5.7	▲0.1	▲1.1	0.8		前期比	7.9	7.3	7.0	7.0		
イタリア	5,898	2,012	34.1	7.0	3.8	▲0.4	2.2	前期比年率	11.7	0.4	▲0.6	▲1.9		前期比	9.5	8.1	7.9	7.8		
スペイン	4,760	1,401	29.4	5.5	5.5	1.6	1.9	前期比年率	7.3	2.8	1.3	▲1.8		前期比	14.8	12.9	12.8	12.7		
英国	6,779	3,071	45.3	7.6	4.1	0.5	0.5	前期比年率	7.3	▲2.8	0.7	▲0.3		前期比	4.5	3.7	3.9	3.8	後方3か月平均	
スイス	874	807	92.4	4.2	2.0	▲0.2	1.1	前期比年率	9.1	6.4	5.2			前年比	3.0	2.2	1.9	1.9	2.0	
ロシア	14,344	2,215	15.4	5.6	▲2.1	▲2.7	▲1.8	前年比	6.3	▲0.3	1.2	5.2		前年比	4.8	3.9	3.5	3.3		
オーストラリア	2,597	1,702	65.5	5.2	3.7	2.3	0.9	前期比年率	1.2	1.7	-	-	-	四半期のみ 前期比	5.1	3.7	3.5	3.7	3.6	
中国	141,255	18,100	12.8	8.4	3.0	2.9	4.5	前年比	9.6	3.6	3.9	5.6	3.5	前年比	5.1	5.6	5.3	5.2	5.2	
韓国	5,164	1,665	32.3	4.3	2.6	▲1.2	1.3	前期比年率	8.2	1.4	5.3	▲1.2		前期比	3.7	2.9	2.7	2.6	2.5	
台湾	2,333	762	32.6	6.5	2.4	▲0.8	▲2.9	前年比	14.7	▲1.7	▲1.2	▲4.8		前期比	4.0	3.7	3.6	3.6		
香港	733	361	49.2	6.4	▲3.5	0.1	23.0	前期比年率	5.5	0.2	-		-	四半期のみ	5.2	4.3	3.1	3.0	3.0	
シンガポール	564	467	82.8	8.9	3.6	0.3	▲1.6	前期比年率	13.3	2.6	9.7	▲1.9		前期比	2.7	2.1	1.8	1.8		
インドネシア	27,486	1,319	4.8	3.7	5.3	5.0	5.0	前年比	7.5	1.3	0.4			前年比	6.5	5.9	-	-	-	原数値 2.8月のみ
マレーシア	3,299	408	12.4	3.3	8.7	7.1	5.6	前年比	7.4	6.7	0.0	▲5.6		前期比	4.6	3.8	3.5	3.5		
フィリピン	11,157	404	3.6	5.7	7.6	8.3	4.6	前期比年率	49.2	22.5	6.0	10.7		前年比	8.0	5.5	-	-	-	四半期のみ
タイ	7,008	536	7.7	1.5	2.6	▲4.2	7.8	前期比年率	5.8	0.4	▲3.9	▲8.1		前年比	1.9	1.3	-	-	-	四半期のみ
ベトナム	9,946	406	4.1	2.6	8.0	5.9	3.3	前年比	4.8	7.8	▲1.6	0.5	0.1	前年比	3.2	2.3	-	-	-	四半期のみ
インド	142,333	3,386	2.4	9.1	7.2	4.5	6.1	前年比	11.4	5.2	1.7	4.2		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	21,391	1,924	9.0	5.0	2.9	1.9	4.0	前年比	3.9	▲0.7	0.9	▲2.7		前年比	13.5	9.5	8.8	8.5		
メキシコ	13,012	1,414	10.9	4.7	3.0	3.5	3.7	前年比	5.6	3.2	1.5	0.7		前年比	4.3	3.5	2.8	3.0	2.7	原数値
アルゼンチン	4,630	632	13.7	10.4	5.2	1.9		前年比	-	-	3.5	1.7		前年比	8.8	6.8	-	-	-	四半期のみ
トルコ	8,528	906	10.6	11.4	5.6	3.5	4.0	前年比	17.8	5.7	0.7	▲1.0		前年比	12.0	10.5	10.3	10.0		原数値
サウジアラビア	3,479	1,108	31.8	3.9	8.7	5.5	3.8	前年比	-	-	-	-	-	前年比	6.6	-	-	-	-	四半期のみ
南アフリカ	6,060	406	6.7	4.7	1.9	▲1.1	0.4	前期比年率	6.5	▲0.2	▲2.1	4.2		前年比	34.3	33.5	-	-	-	暦年のみ

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年および2022年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支（名目GDP比％）		一般政府債務残高（名目GDP比％）		経常収支（名目GDP比％）		IMF, 2023年4月		OECD, 2023年6月	
	2021年	2022年	22年		23年	23年			2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2023年	2024年	2023年	2024年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月										
日本	▲ 0.2	2.5	2.9	3.9	3.6	3.2	3.5		▲ 6.2 (▲5.5)	▲ 7.8 (▲8.8)	255.4 (212.3)	261.3 (217.0)	3.9	2.1	1.3	1.0	1.3	1.1
アメリカ	4.7	8.0	8.3	7.1	5.8	5.0	4.9	4.0	▲ 11.6	▲ 5.5	126.4	121.7	▲ 3.6	▲ 3.6	1.6	1.1	1.6	1.0
カナダ	3.4	6.8	7.2	6.7	5.2	4.3	4.4		▲ 4.4	▲ 0.7	115.1	106.6	▲ 0.3	▲ 0.4	1.5	1.5	1.4	1.4
ユーロ圏	2.6	8.4	9.3	10.0	8.0	6.9	7.0	6.1	▲ 5.4	▲ 3.8	94.9	90.9	2.3	▲ 0.7	0.8	1.4	0.9	1.5
ドイツ	3.1	6.9	7.3	8.6	8.3	7.4	7.2	6.1	▲ 3.7	▲ 2.6	68.6	66.5	7.7	4.2	▲ 0.1	1.1	▲ 0.0	1.3
フランス	1.6	5.2	5.9	6.1	6.0	5.7	5.9	5.1	▲ 6.5	▲ 4.9	112.6	111.1	0.4	▲ 1.7	0.7	1.3	0.8	1.3
イタリア	1.9	8.1	8.4	11.8	9.0	7.6	8.2	7.6	▲ 9.0	▲ 8.0	149.8	144.7	3.0	▲ 0.7	0.7	0.8	1.2	1.0
スペイン	3.1	8.4	10.1	6.6	5.0	3.3	4.1	3.2	▲ 6.9	▲ 4.5	118.4	112.0	1.0	1.1	1.5	2.0	2.1	1.9
英国	2.6	9.1	10.0	10.8	10.2	10.1	8.7		▲ 8.3	▲ 6.3	108.1	102.6	▲ 1.5	▲ 5.6	▲ 0.3	1.0	0.3	1.0
スイス	0.6	2.8	3.4	2.9	3.2	2.9	2.6	2.2	▲ 0.5	0.2	41.5	39.1	7.9	9.8	0.8	1.8	0.6	1.2
ロシア	6.7	13.8	14.3	12.2	8.6	3.5	2.3	2.5	0.8	▲ 2.2	16.5	19.6	6.7	10.3	0.7	1.3	▲ 1.5	▲ 0.4
オーストラリア	2.9	6.6	7.3	7.8	7.0	6.3	6.8		▲ 6.3	▲ 3.3	57.6	55.7	3.0	1.2	1.6	1.7	1.8	1.4
中国	0.9	2.0	2.7	1.8	1.3	0.7	0.1	0.2	▲ 6.0	▲ 7.5	71.8	77.1	1.8	2.3	5.2	4.5	5.4	5.1
韓国	2.5	5.1	5.9	5.2	4.7	4.2	3.7	3.3	▲ 0.0	▲ 0.9	51.3	54.3	4.7	1.8	1.5	2.4	1.5	2.1
台湾	2.0	2.9	2.9	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 2.1	▲ 0.5	30.1	27.5	14.8	13.4	2.1	2.6	—	—
香港	1.6	1.9	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	2.0	0.0	▲ 7.1	1.9	4.3	11.8	10.7	3.5	3.1	—	—
シンガポール	2.3	6.1	7.3	6.6	6.1	5.5	5.7		1.2	0.4	147.7	134.2	18.0	19.3	1.5	2.1	—	—
インドネシア	1.6	4.2	5.2	5.5	5.2	5.0	4.3	4.0	▲ 4.5	▲ 2.3	41.1	39.9	0.3	1.0	5.0	5.1	4.7	5.1
マレーシア	2.5	3.4	4.5	3.9	3.6	3.4	3.3		▲ 5.8	▲ 5.3	69.3	66.3	3.8	2.6	4.5	4.5	—	—
フィリピン	3.9	5.8	6.5	7.9	8.3	7.6	6.6	6.1	▲ 6.3	▲ 5.2	57.0	57.5	▲ 1.5	▲ 4.4	6.0	5.8	—	—
タイ	1.2	6.1	7.3	5.8	3.9	2.8	2.7	0.5	▲ 7.0	▲ 5.5	58.4	60.5	▲ 2.1	▲ 3.3	3.4	3.6	—	—
ベトナム	1.8	3.2	3.3	4.4	4.2	3.4	2.8	2.4	▲ 3.4	▲ 2.5	39.3	37.1	▲ 2.1	▲ 0.9	5.8	6.9	—	—
インド	5.5	6.7	7.0	6.1	6.2	5.7	4.7	4.3	▲ 9.6	▲ 9.6	84.7	83.1	▲ 1.2	▲ 2.6	5.9	6.3	6.0	7.0
ブラジル	8.3	9.3	8.6	6.1	5.3	4.7	4.2	3.9	▲ 4.3	▲ 4.6	90.7	85.9	▲ 2.8	▲ 2.9	0.9	1.5	1.7	1.2
メキシコ	5.7	7.9	8.5	8.0	7.5	6.9	6.3	5.8	▲ 3.9	▲ 4.4	58.7	56.0	▲ 0.6	▲ 0.9	1.8	1.6	2.6	2.1
アルゼンチン	48.1	70.7	77.5	91.7	101.9	104.3	108.8	114.2	▲ 4.3	▲ 3.9	80.9	84.5	1.4	▲ 0.7	0.2	2.0	▲ 1.6	1.1
トルコ	19.6	72.3	81.1	78.1	54.5	50.5	43.7	39.6	▲ 4.0	▲ 1.6	41.8	31.2	▲ 0.9	▲ 5.4	2.7	3.6	3.6	3.7
サウジアラビア	3.1	2.5	2.9	3.1	3.0	2.7	2.7	2.8	▲ 2.3	2.5	28.8	22.6	5.1	13.8	3.1	3.1	—	—
南アフリカ	4.6	6.9	7.6	7.4	7.0	7.1	6.8		▲ 5.6	▲ 4.5	69.0	71.0	3.7	▲ 0.5	0.1	1.8	0.3	1.0
世界															2.8	3.0	2.7	2.9

（備考） 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3. インドは年度（4月～3月）の数値。

（出所）IMF“World Economic Outlook”（23年4月）

OECD“Economic Outlook”（23年6月）

委員からの追加要望資料

価格交渉促進月間（2023年3月） フォローアップ調査の結果について

令和5年6月20日
中小企業庁

価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。**
- 「月間」において、価格交渉・転嫁の要請、広報、講習会等を実施。**本年3月、西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。**また、**約1700の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。**
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業から「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、「月間」の結果として取りまとめ。

①アンケート調査

○調査対象

中小企業等に、発注側の親事業者（最大3社分）との間の価格交渉や価格転嫁に関するアンケート票を送付。業種毎の調査票の配布先は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

- 配布先の企業数 30万社
- 調査期間 2023年4月7日～5月31日
- 回答企業数 17,292社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ20,722社）
- 回収率 5.76%（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年9月調査 15,195社 10.1%）
（ 2022年3月調査 13,078社 8.7%）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

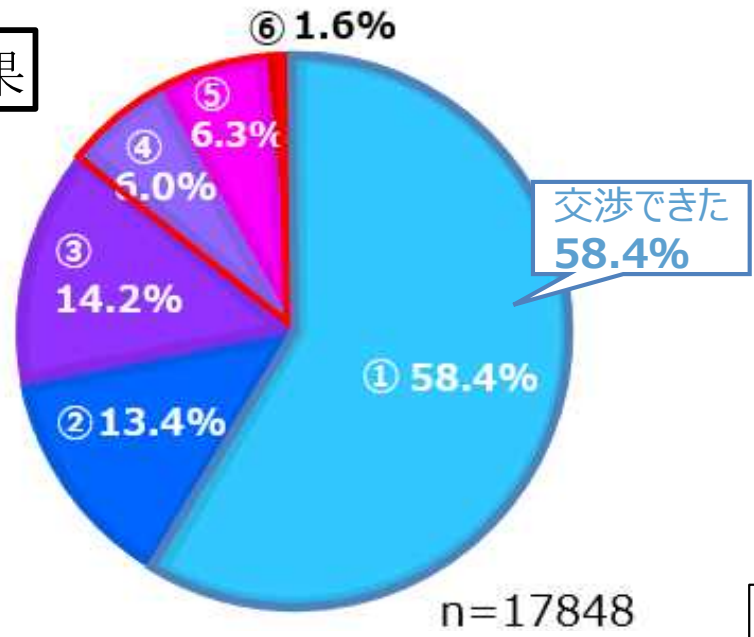
- 調査期間 2023年4月17日～4月28日
- 調査方法 電話調査
- ヒアリング件数 約2,243社

価格交渉の状況

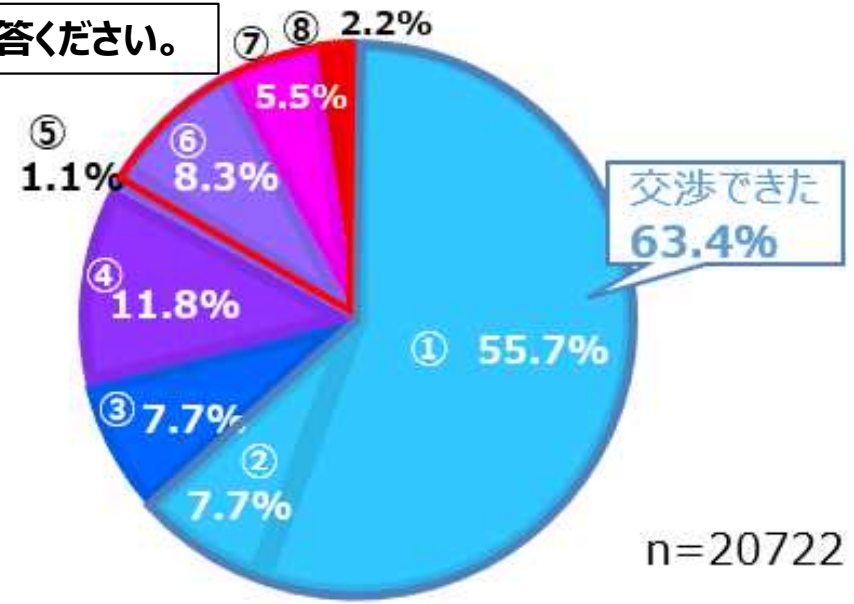
- 「価格交渉を申し入れて応じて貰えた／発注側からの声かけで交渉できた」割合は前回調査（昨年9月）より**増加**（58.4%→63.4%）するなど、**価格交渉の実施状況は一部では好転**。
- 一方、「発注側から交渉の申し入れが無かった（⑥）、協議に応じて貰えなかった（⑦）、減額のために協議申し入れがあった（⑧）」が**依然として約16%あり、二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず価格交渉を申し入れなかった」割合（③）は**減少**（13.4%→7.7%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

9月結果



3月結果



交渉できた
58.4%

交渉できた
63.4%

- ①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じて貰えた。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ②コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ③コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ④発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑥取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

- ① コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じて貰えた。
- ② コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、発注側企業からの声かけがあり、話し合いが行われた。
- ③ コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④ コストが上昇しているが、自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤ コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無いか」との声かけはあったが、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑥ コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの声かけも受けておらず、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑦ コストが上昇しているため、発注側企業に協議を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかった。
- ⑧ 取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

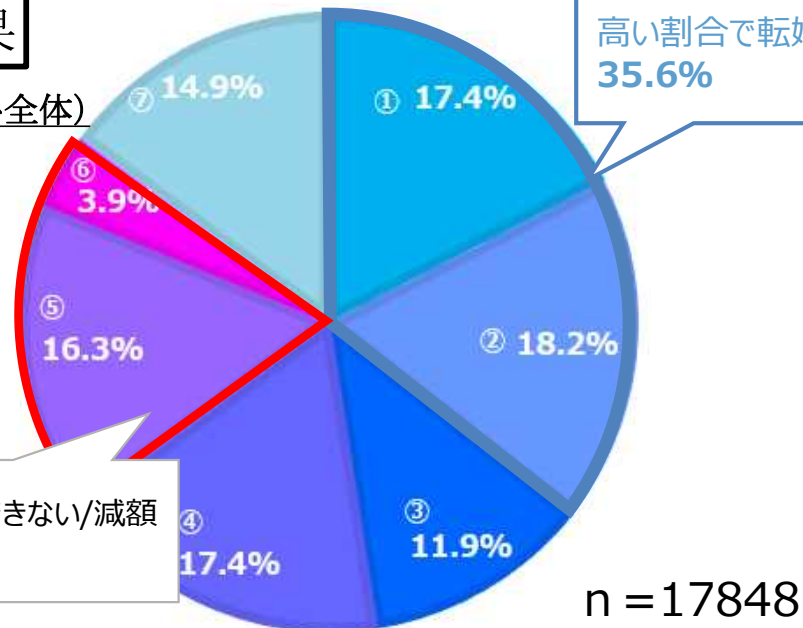
価格転嫁の状況① 【コスト全般】

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は**47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）**を価格転嫁できた回答（①・②）が**増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない（⑤） + 減額された（⑥）**」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

9月結果

転嫁率(コスト全体)
:46.9%

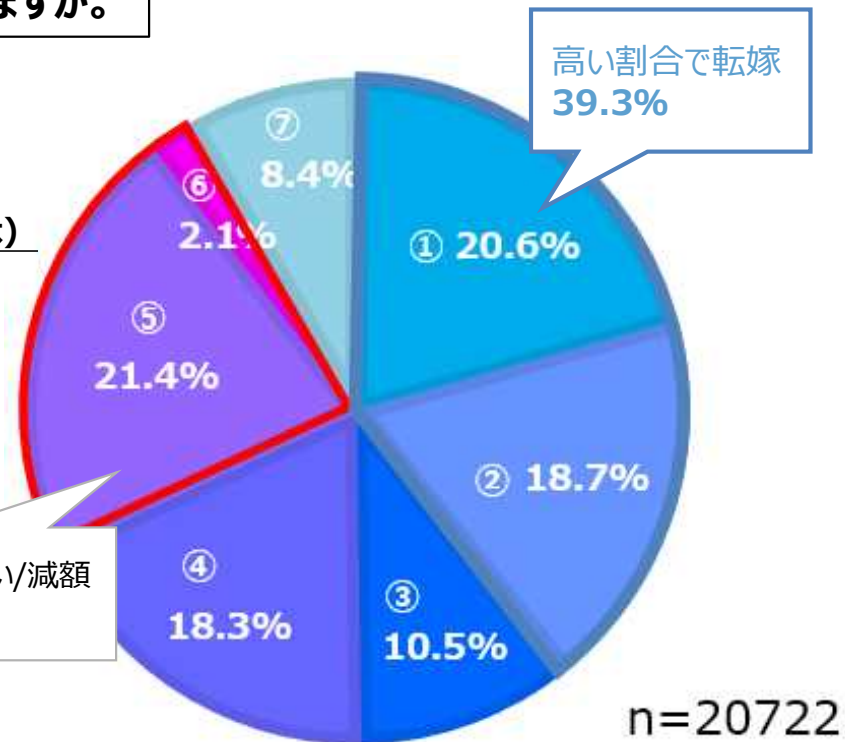


高い割合で転嫁
35.6%

3月結果

転嫁率(コスト全体)
:**47.6%**

全く価格転嫁できない/減額
23.5%



■ ①10割

■ ②9割、8割、7割

■ ③6割、5割、4割

■ ④3割、2割、1割

■ ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）

■ ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）

■ ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- エネルギーコスト、労務費の価格転嫁率は、それぞれ約5ポイントの上昇。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準。
- 原材料費の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、全体としては横ばい。

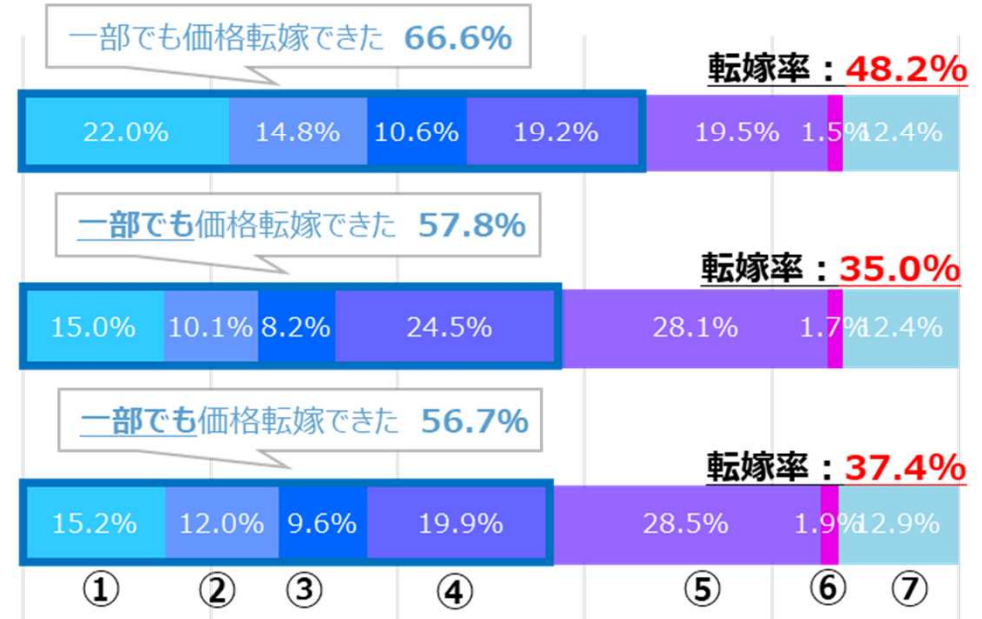
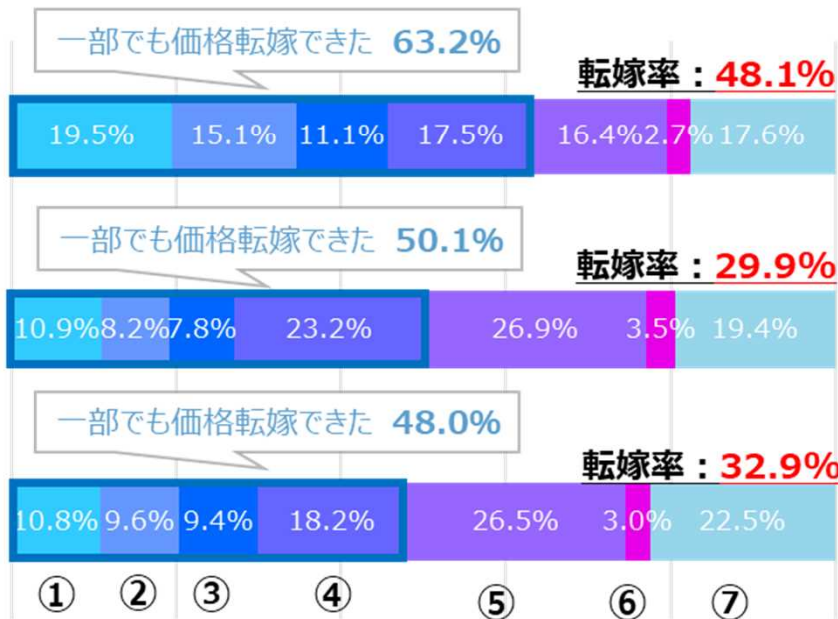
9月結果

n=17848

3月結果

n=20722

原材料費



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 価格交渉に応じたか、回答を点数評価し、発注側企業の業種別に集計。
- 相対的に価格交渉に応じている業種としては、造船、繊維。応じていない業種は通信、トラック運送、放送コンテンツ。

順位	2022年9月	順位	2023年3月
1位	石油製品・石炭製品製造	1位	造船↑
2位	鉱業・採石・砂利採取	2位	繊維↑
3位	卸売	3位	食品製造↑
4位	造船	4位	飲食サービス↑
5位	機械製造	5位	建材・住宅設備↑
6位	食品製造	6位	卸売↓
7位	繊維	7位	金属↑
8位	紙・紙加工	8位	電機・情報通信機器↑
9位	化学	9位	機械製造↓
10位	電機・情報通信機器	10位	紙・紙加工↓
11位	建材・住宅設備	11位	製薬↑
12位	金属	12位	化学↓
13位	小売	13位	石油製品・石炭製品製造↓
14位	製薬	14位	小売↓
15位	飲食サービス	15位	廃棄物処理↑
16位	印刷	16位	鉱業・採石・砂利採取↓
17位	自動車・自動車部品	17位	情報サービス・ソフトウェア↑
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	電気・ガス・熱供給・水道→
19位	建設	19位	建設→
20位	不動産・物品賃貸	20位	自動車・自動車部品↓
21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	印刷↓
22位	広告	22位	不動産・物品賃貸↓
23位	金融・保険	23位	金融・保険→
24位	通信	24位	広告↓
25位	廃棄物処理	25位	放送コンテンツ↑
26位	放送コンテンツ	26位	トラック運送↑
27位	トラック運送	27位	通信↓
—	その他	—	その他

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間の、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）における価格交渉の状況**について回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均し、ランキング化したもの。

回答欄選択肢	配点
①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。	10点
②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、 発注側企業からの声かけ があり、話し合いが行われた。	
③コストが 上昇していない ため、協議を申し入れなかった	5点
④コストが上昇しているが、 自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった	0点
⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無いか」との 声かけはあったが 、発注量の 減少や取引中止を恐れ 、自社から協議を申し入れなかった。	-3点
⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの 声かけも受けておらず 、発注量の 減少や取引中止を恐れ 、自社から協議を申し入れなかった。	-5点
⑦コストが上昇しているので、発注側企業に協議を申し入れたが、協議に すら応じてもらえなかった	-7点
⑧取引価格を 減額するために 、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく 一方的に取引価格を減額 された	-10点

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑↓→は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

- 価格転嫁の状況について、発注側企業の業種別に集計し、転嫁率順に並べた結果は下記の表のとおり。
- 相対的に価格転嫁に応じている業種としては、**石油製品・石炭製品、卸売**。応じていない業種は、**トラック運送、放送コンテンツ、通信**。

2023年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料	エネルギー	労務費
①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1位	石油製品・石炭製品製造→	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位	卸売↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位	造船↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位	食品製造↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位	飲食サービス↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位	電機・情報通信機器→	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位	繊維↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位	小売↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位	化学↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
9位	建材・住宅設備↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位	機械製造↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%
11位	紙・紙加工↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
13位	金属↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位	廃棄物処理↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位	製薬↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位	不動産・物品賃貸↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位	建設→	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位	電気・ガス・熱供給・水道↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位	印刷→	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位	自動車・自動車部品→	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位	金融・保険↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位	鉱業・採石・砂利採取↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位	情報サービス・ソフトウェア→	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
24位	広告↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位	通信↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位	放送コンテンツ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位	トラック運送→	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
-	その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間で、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたか**、回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均したものを「各業種の転嫁率」とし、ランキング化したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算（10点）
9割	90%（9点）
8割	80%（8点）
7割	70%（7点）
6割	60%（6点）
5割	50%（5点）
4割	40%（4点）
3割	30%（3点）
2割	20%（2点）
1割	10%（1点）
0割	0%（0点）
マイナス	-30%（-3点）

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑↓→は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

(参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

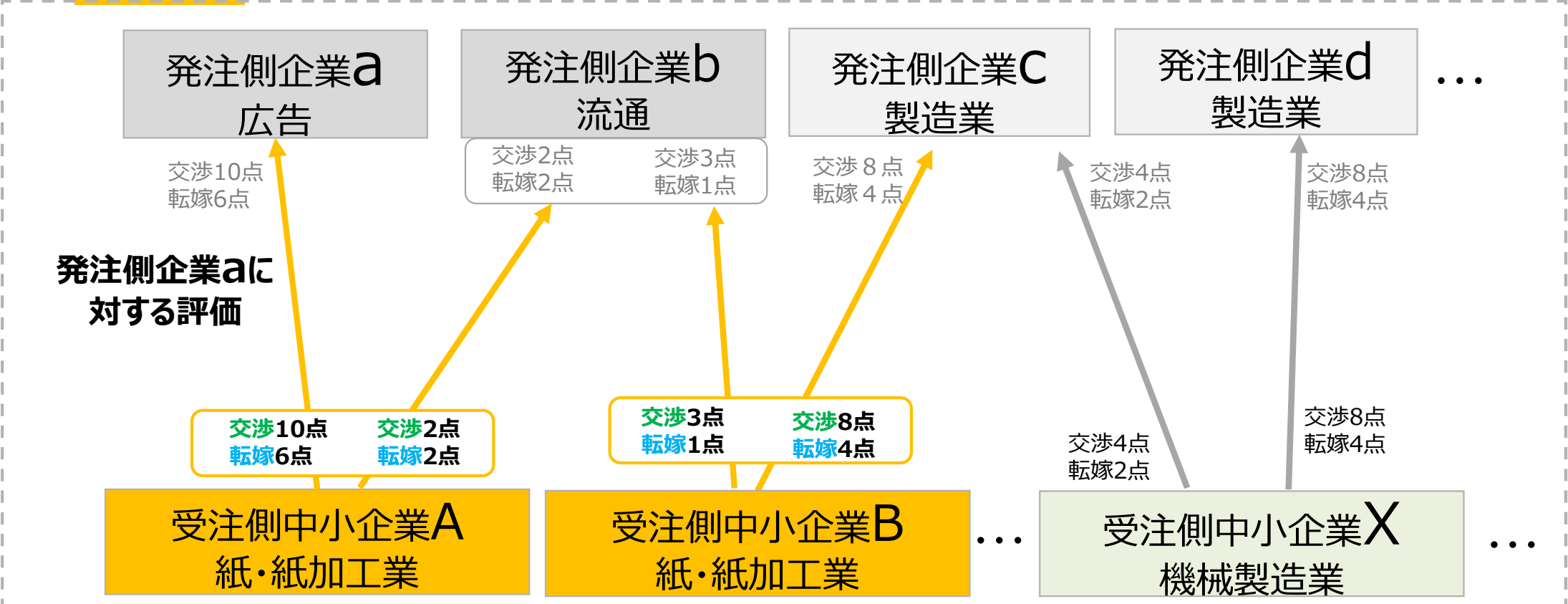
- **価格転嫁に応じている業種**である、**石油製品・石炭製品製造、卸売**では、コスト全体の転嫁率が**更に増加**。
- **価格転嫁に応じていない業種**である、**トラック運送、放送コンテンツ**では、コスト全体の転嫁率は**更に減少**。

2022年9月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費	
①全体		46.9%	48.1%	29.9%	32.9%	①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%	
1位	石油製品・石炭製品製造	56.2%	52.7%	41.5%	40.1%	1位	石油製品・石炭製品製造 →	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%	
2位	機械製造	55.5%	57.6%	33.3%	34.9%	2位	卸売 ↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%	
3位	製菓	55.3%	55.2%	40.0%	36.7%	3位	造船 ↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%	
4位	造船	54.4%	53.4%	39.3%	37.8%	4位	食品製造 ↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%	
5位	卸売	54.2%	53.8%	35.6%	35.0%	5位	飲食サービス ↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%	
6位	電機・情報通信機器	53.2%	56.3%	30.1%	35.6%	6位	電機・情報通信機器 →	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%	
7位	化学	53.1%	57.1%	31.1%	32.3%	7位	繊維 ↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%	
8位	建材・住宅設備	52.7%	53.4%	32.5%	33.4%	8位	小売 ↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%	
9位	鉱業・採石・砂利採取	52.0%	44.5%	37.3%	31.4%	9位	化学 ↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%	
10位	食品製造	51.2%	54.2%	35.2%	35.2%	9位	建材・住宅設備 ↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%	
11位	金属	49.1%	54.5%	30.2%	31.3%	11位	機械製造 ↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%	
12位	繊維	48.7%	47.2%	35.0%	34.2%	11位	紙・紙加工 ↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%	
②業種別	13位	紙・紙加工	48.5%	48.6%	30.7%	28.7%	13位	金属 ↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	48.9%	31.0%	34.1%	14位	廃棄物処理 ↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
	15位	飲食サービス	46.9%	50.1%	21.2%	22.3%	15位	製菓 ↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
	16位	小売	46.6%	48.0%	28.3%	29.5%	16位	不動産・物品賃貸 ↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
	17位	建設	44.8%	45.2%	31.5%	38.2%	17位	建設 →	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
	18位	不動産・物品賃貸	44.8%	46.9%	34.6%	36.7%	18位	電気・ガス・熱供給・水道 ↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
	19位	印刷	44.7%	46.6%	21.6%	22.6%	19位	印刷 →	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
	20位	自動車・自動車部品	43.0%	49.8%	23.9%	22.4%	20位	自動車・自動車部品 →	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
	21位	広告	38.9%	46.3%	27.7%	30.5%	21位	金融・保険 ↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
	22位	金融・保険	38.4%	43.2%	21.7%	28.6%	22位	鉱業・採石・砂利採取 ↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
	23位	情報サービス・ソフトウェア	37.1%	21.1%	17.5%	46.3%	23位	情報サービス・ソフトウェア →	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
	24位	廃棄物処理	32.1%	31.4%	33.0%	30.0%	24位	広告 ↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
	25位	放送コンテンツ	26.5%	22.6%	18.1%	39.1%	25位	通信 ↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
	26位	通信	21.3%	26.3%	17.9%	27.2%	26位	放送コンテンツ ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
	27位	トラック運送	20.6%	17.8%	19.2%	15.5%	27位	トラック運送 →	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
	-	その他	43.1%	42.6%	27.3%	31.4%	-	その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

受注側中小企業の視点での価格交渉、転嫁の状況

昨年9月の月間から、**受注側企業が、発注側企業**に対して**交渉、転嫁して貰えたか**についても調査し、そのスコアを業種ごとに集計。

例) **紙・紙加工業**に属する受注側企業が、様々な業種の発注側企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



【紙・紙加工業】
 交渉点数 → $(10+2+3+8) \div 4 = 5.75$
 転嫁点数 → $(6+2+1+4) \div 4 = 3.25$

業種別の価格転嫁ランキング（価格転嫁を要請して、応じて貰えた業種）

受注側企業サイドから見て、発注側企業に対して価格転嫁して貰えたか、という視点からも集計。

- 価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種は、卸売、紙・紙加工、小売
- 価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険

2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費
①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
②業種別	1 卸売	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
	2 小売	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
	3 紙・紙加工	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
	4 食品製造	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
	5 電機・情報通信機器	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
	6 機械製造業	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
	7 建材・住宅設備	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
	8 製薬	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
	9 繊維	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
	10 鉱業・採石・砂利採取	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
	11 化学	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
	12 金属	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
	13 印刷	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
	14 不動産・物品賃貸	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
	15 造船	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
	16 建設	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
	17 石油製品・石炭製品	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
	18 電気・ガス・熱供給・水道	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
	19 廃棄物処理	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
	20 広告	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
	21 情報サービス・ソフトウェア	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
	22 自動車・自動車部品	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
	23 飲食サービス	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
	24 通信	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
	25 金融・保険	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
	26 放送コンテンツ	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
	27 トラック運送	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
- その他	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%	

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、**1社ごとに、直近6ヶ月（2023年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか**について回答を依頼。得られた回答を受注側中小企業の業種ごとに名寄せし、**業種ごとの転嫁率を単純平均で算出**したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算 (10点)
9割	90% (9点)
8割	80% (8点)
7割	70% (7点)
6割	60% (6点)
5割	50% (5点)
4割	40% (4点)
3割	30% (3点)
2割	20% (2点)
1割	10% (1点)
0割	0% (0点)
マイナス	-30% (-3点)

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
 ※業界毎の順位や点数は、各業界に属する受注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
 ※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。
 ※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

(参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

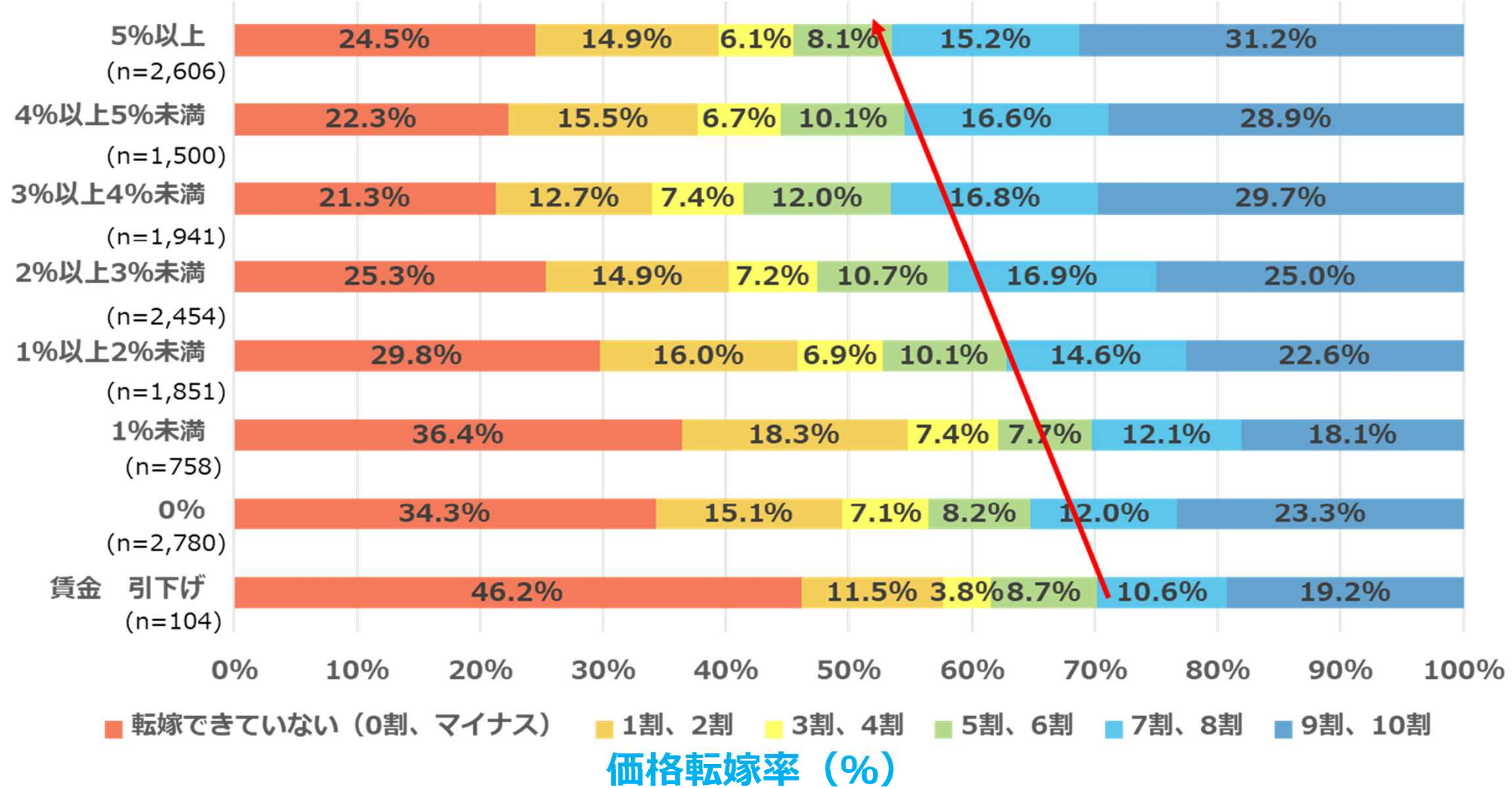
- **価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種**である卸売、小売では、コスト全体の転嫁率が更に増加。
- **価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種**であるトラック運送、放送コンテンツも全体の転嫁率が微増。

2022年9月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費
①全体		46.9%	48.1%	29.9%	32.9%	①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1位	卸売	64.6%	65.2%	38.7%	37.3%	1位	卸売	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
2位	紙・紙加工	61.8%	61.5%	34.3%	33.9%	2位	小売	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
3位	小売	57.4%	57.7%	35.1%	36.2%	3位	紙・紙加工	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
4位	機械製造業	55.7%	58.2%	36.1%	37.8%	4位	食品製造	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
5位	建材・住宅設備	52.7%	54.7%	30.4%	32.8%	5位	電機・情報通信機器	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
6位	電機・情報通信機器	52.3%	55.0%	27.4%	34.5%	6位	機械製造業	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
7位	化学	51.4%	59.8%	26.8%	26.8%	7位	建材・住宅設備	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
8位	金属	51.0%	58.0%	28.3%	28.5%	8位	製薬	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
9位	繊維	48.4%	44.3%	33.2%	31.8%	9位	繊維	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
10位	広告	45.2%	49.6%	34.5%	35.5%	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
11位	食品製造	45.0%	48.1%	32.9%	32.5%	11位	化学	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
12位	印刷	44.8%	47.1%	23.2%	24.4%	12位	金属	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
13位	建設	44.6%	45.1%	33.0%	40.1%	13位	印刷	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
14位	鉱業・採石・砂利採取	39.0%	33.5%	30.2%	27.2%	14位	不動産・物品賃貸	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
15位	電気・ガス・熱供給・水道	37.5%	43.0%	21.3%	27.7%	15位	造船	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
16位	情報サービス・ソフトウェア	37.0%	22.5%	17.6%	45.3%	16位	建設	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
17位	自動車・自動車部品	35.3%	45.7%	17.9%	14.1%	17位	石油製品・石炭製品	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
18位	通信	30.7%	33.8%	26.2%	37.4%	18位	電気・ガス・熱供給・水道	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
19位	不動産、物品賃貸	29.7%	33.4%	19.0%	29.7%	19位	廃棄物処理	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
20位	廃棄物処理	23.0%	19.9%	20.8%	20.9%	20位	広告	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
21位	放送コンテンツ	19.1%	19.7%	16.8%	30.7%	21位	情報サービス・ソフトウェア	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
22位	トラック運送	18.6%	13.1%	20.5%	15.4%	22位	自動車・自動車部品	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
-	その他	41.6%	39.9%	27.8%	33.5%	23位	飲食サービス	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
						24位	通信	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
						25位	金融・保険	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
						26位	放送コンテンツ	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
						27位	トラック運送	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
						-	その他	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%

価格転嫁率と賃上げ率との関係

- 今回は、中小企業に「賃上げ率」も照会しており、**価格転嫁（転嫁率）と賃上げとの関係**を整理。
- **価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向**。なお、「価格転嫁できなかったにも拘わらず、5%以上の賃上げを実施した企業」もあれば、「9～10割の転嫁できても、賃上げしない企業」もあり。

賃上げ率 (%)



(注) 1. ①価格転嫁率：直近6ヶ月のコスト全般の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたかという質問に対する回答。但し、「価格改定の必要性なし」とした回答は、計算から除外。
 ②賃上げ率：直近6ヶ月以内に実施した、ないし、今後予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）について回答があったもののみを集計。
 2. 上記グラフの作成に係る回答数は、13,994件。

今後の価格転嫁対策

- 今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。
 - ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備（全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」の設置（7月）等） **New!**
 - ② 発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表（8月以降）
 - ③ 下請振興法に基づき、事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言（8月以降）
 - ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による取引適正化の取組状況フォローアップ（公正取引委員会と合同で実施）
 - ⑤ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、実効性の向上

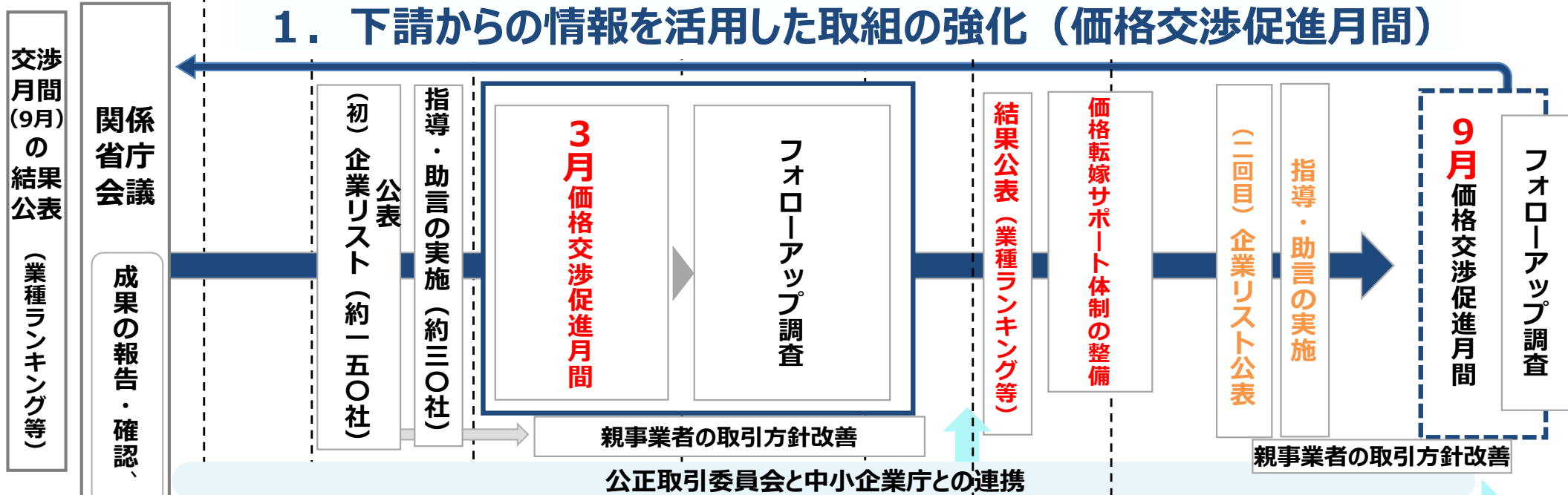
今後の価格転嫁対策 = 「2つの適正化プロセス」の継続、PDCAの確立

1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化
- の2つの適正化プロセスを着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

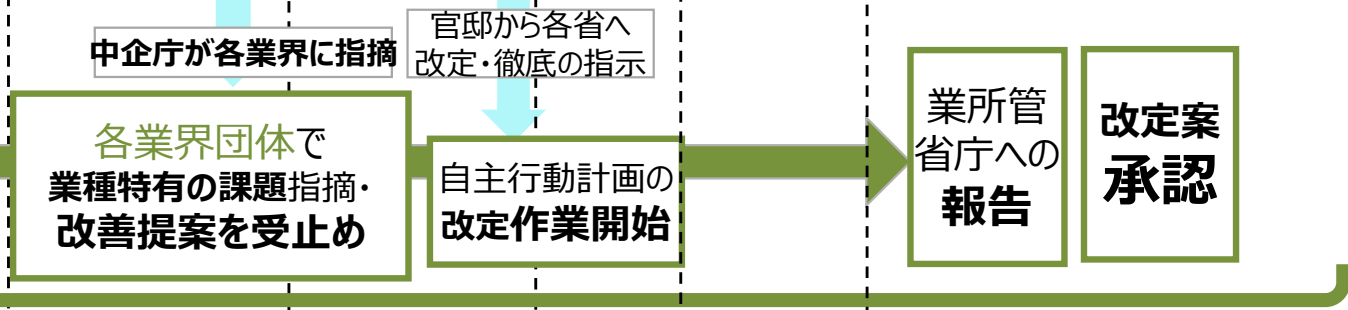
業所管省庁・中小企業庁

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月以降 …

1. 下請からの情報を活用した取組の強化（価格交渉促進月間）



下請Gメン300名体制、年間1万件ヒアリング、業種ごとの課題の把握・分析



2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

価格転嫁サポート体制の強化

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



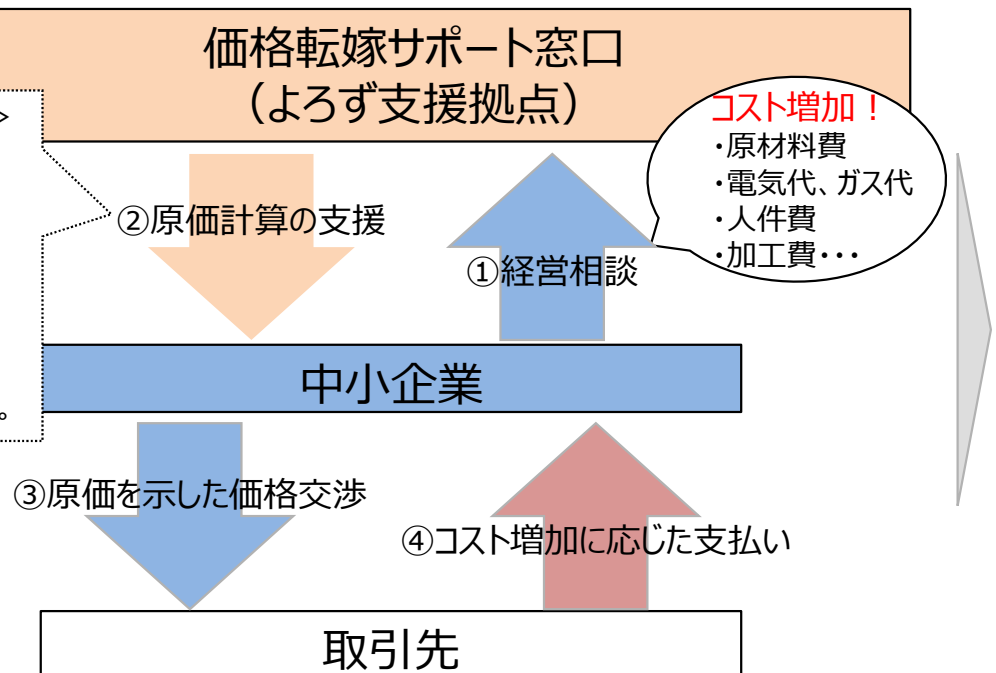
下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➢ 2023年3月に**原材料費、労務費高騰の資料を提示し**、4月中に**提示どおりの価格で決着した**。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

＜原価計算能力向上に係る主な支援内容＞

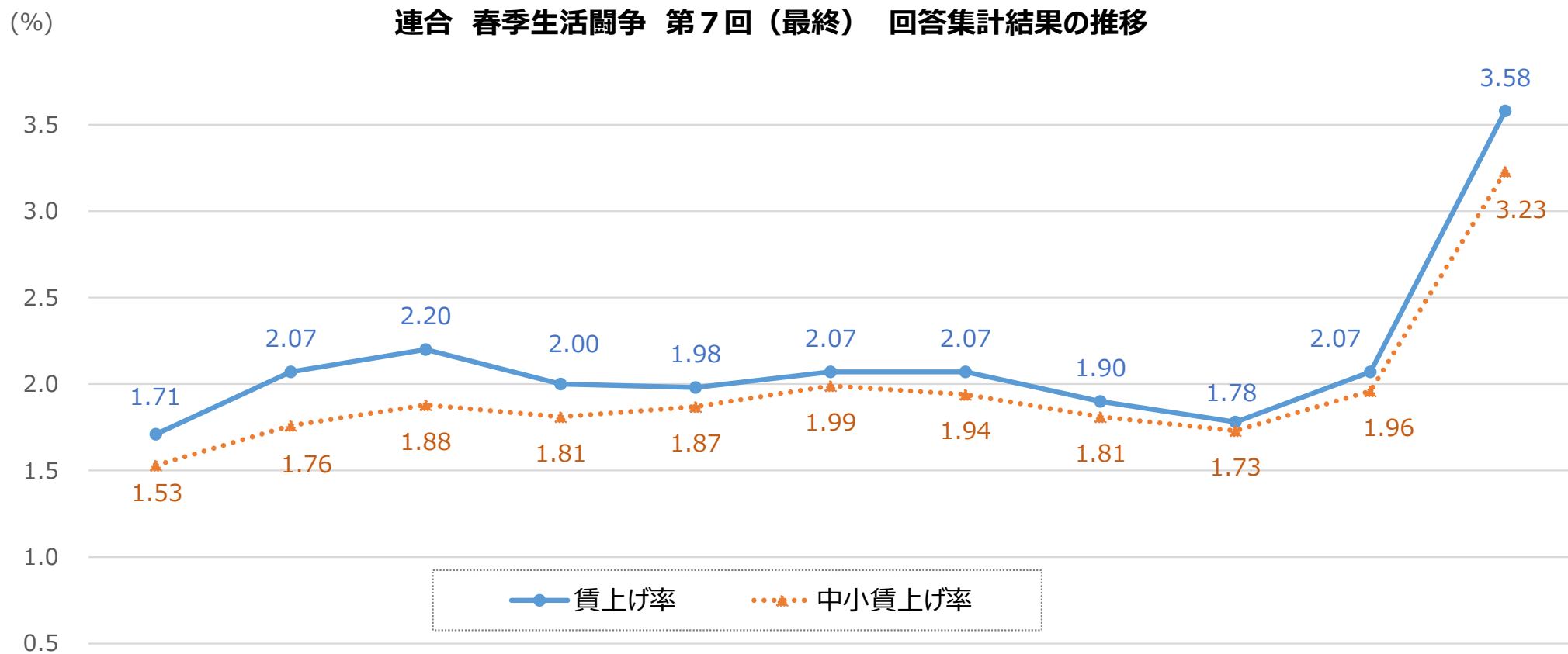
- ・原価管理に係る基礎支援
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る実践的な提案
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法等を提案。



足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



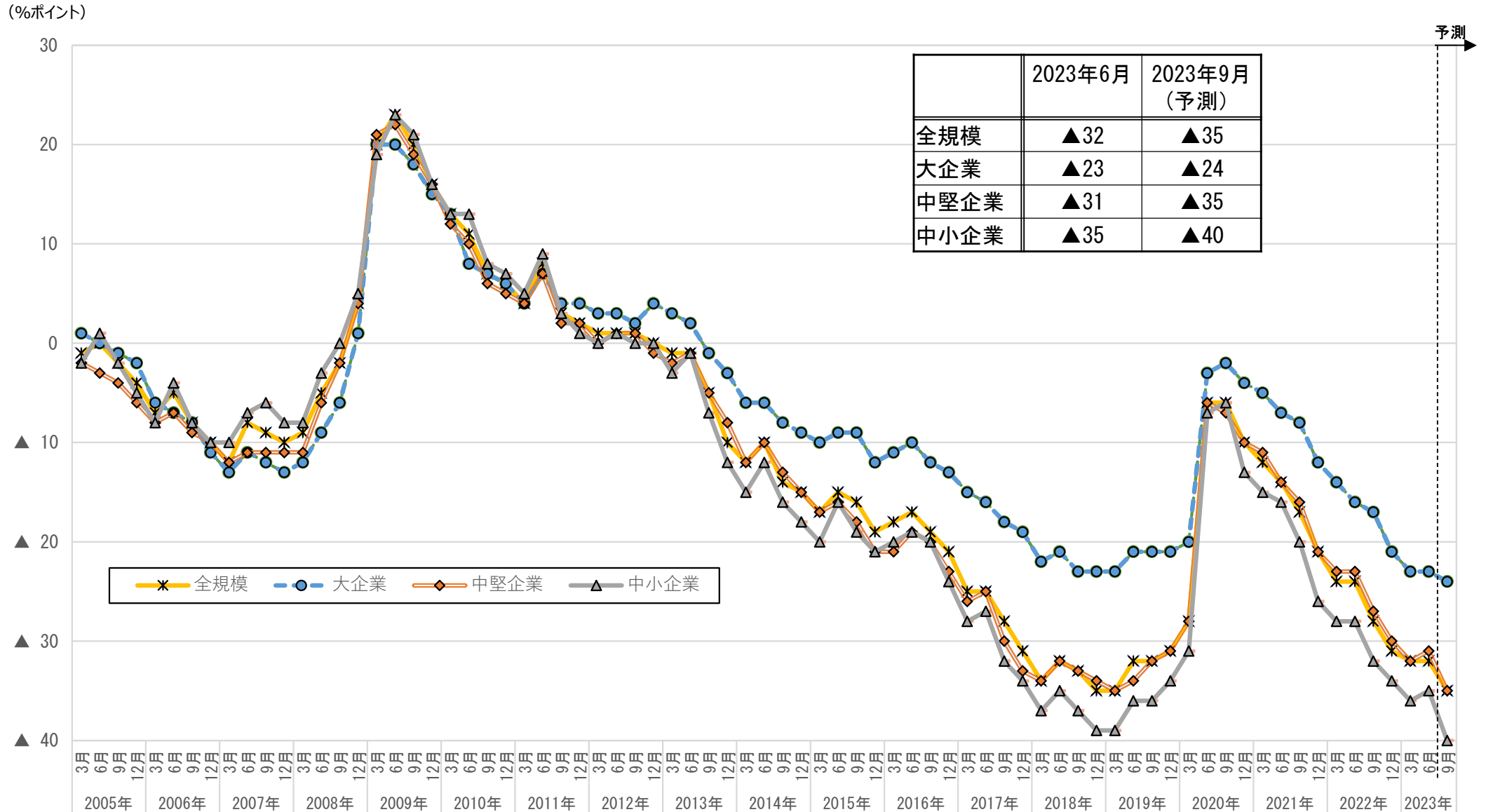
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2023年7月5日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

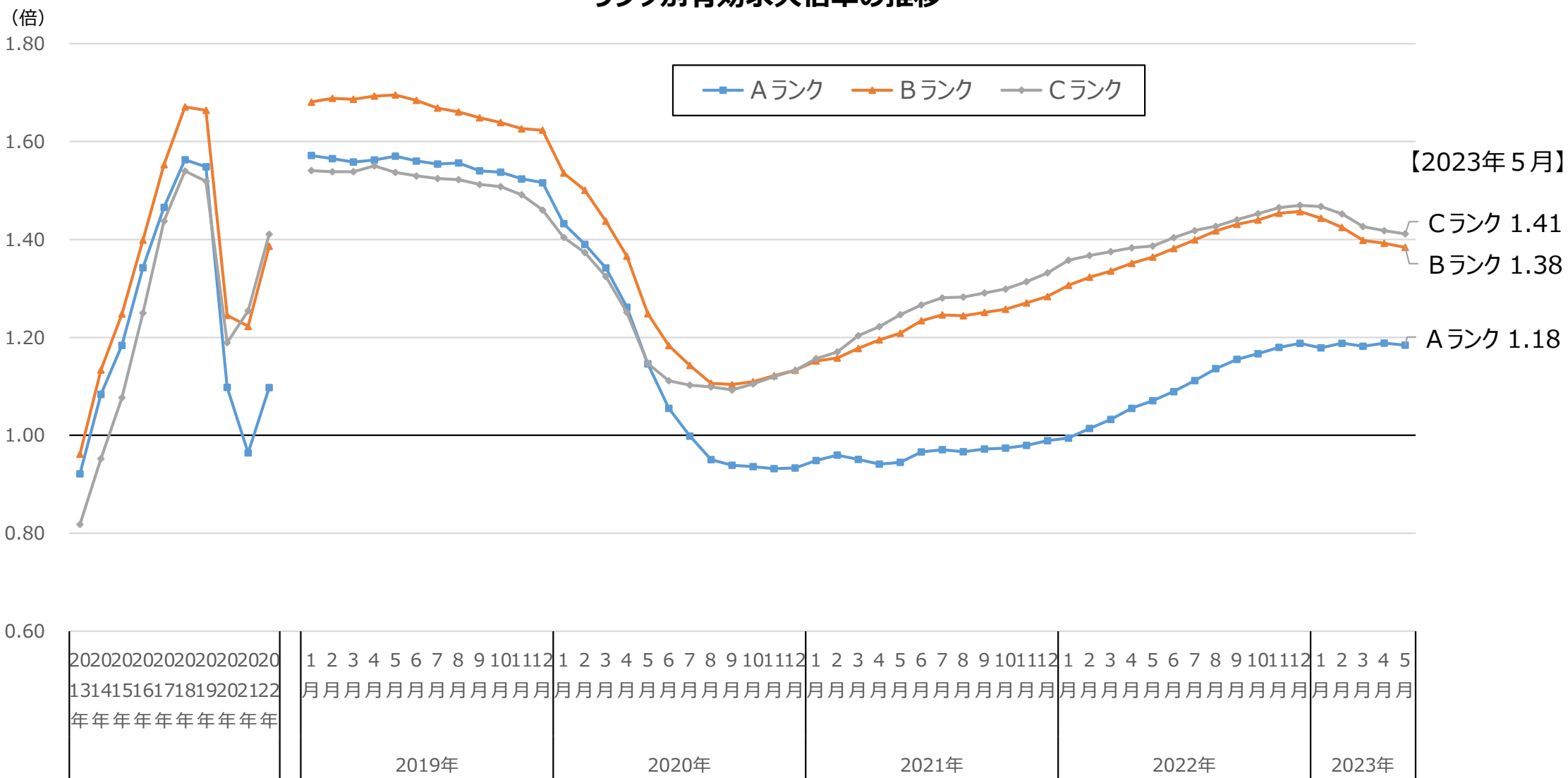
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

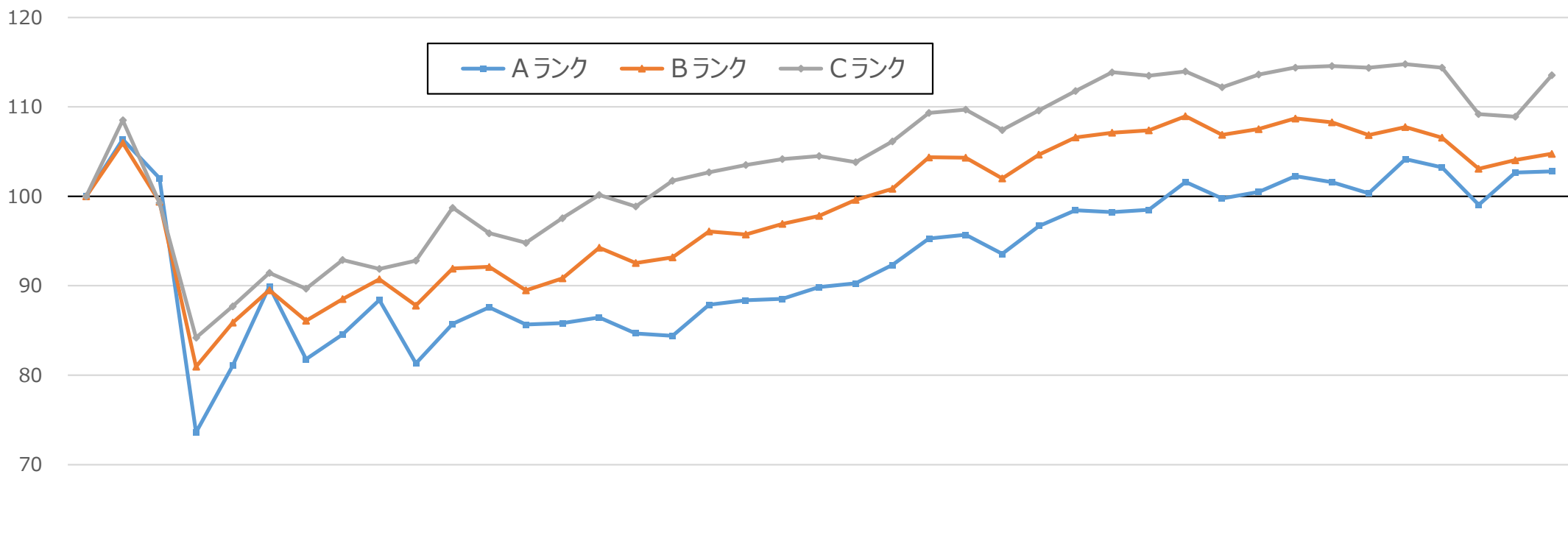
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
- 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
	2020年												2021年												2022年												2023年				
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103	103
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	109	107	108	109	108	107	108	107	103	104	105
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	112	114	114	115	114	115	114	109	109	114

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

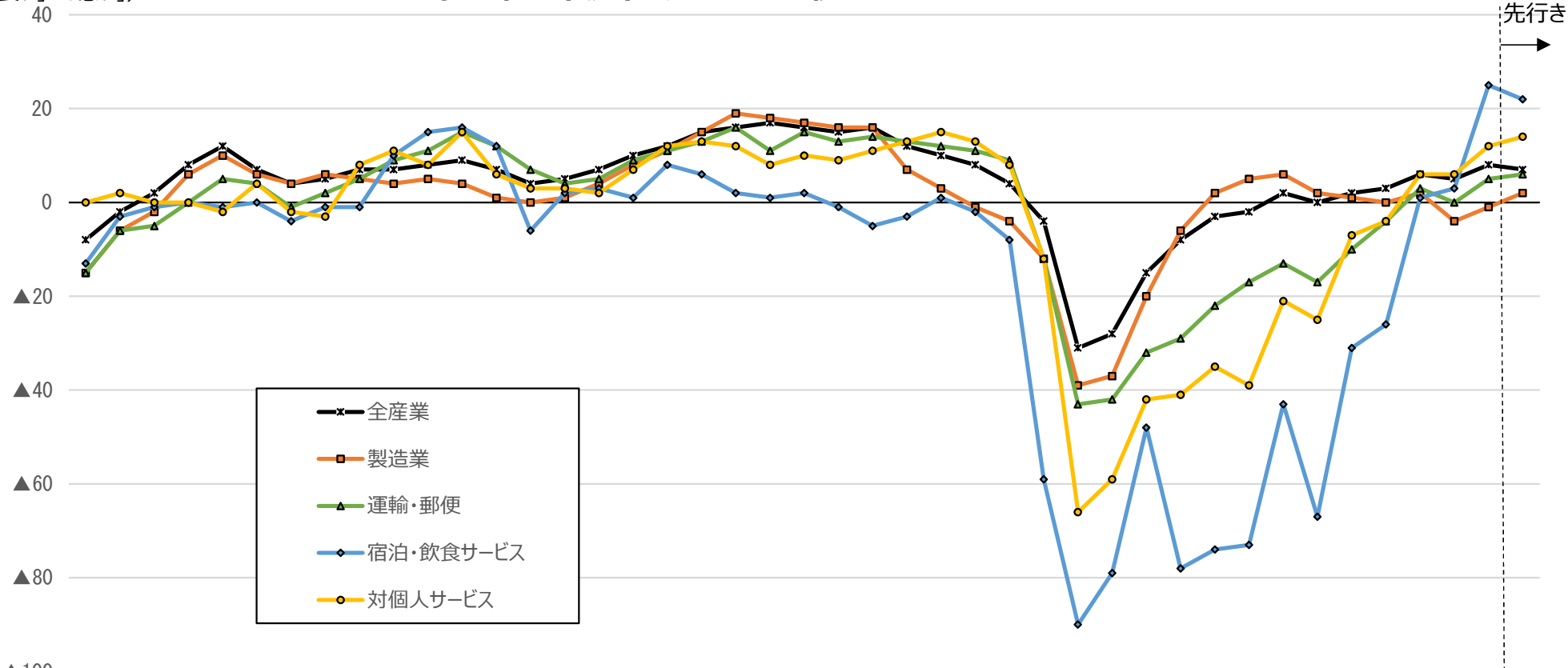
- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業，飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント：「良い」-「悪い」)
40

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月				
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粋持株会社」を除く）。
- 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。
- 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.1	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	31.84	104.7	1.0	98.6	0.8	13.55
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。5月は速報値である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合 第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	395組合 1,664,534人 11,502円(6,637円) 3.71% (2.18%)	29組合 91,205人 6,126円(2,308円) 1.77% (0.67%)	27組合 110,581人 3,883円(1,147円) 1.38% (0.40%)
300～999人	772組合 417,141人 10,139円(6,093円) 3.68% (2.25%)	48組合 28,120人 6,569円(3,002円) 2.23% (1.02%)	40組合 22,075人 5,511円(1,666円) 2.17% (0.67%)
100～299人	1,052組合 189,776人 9,387円(5,842円) 3.62% (2.27%)	72組合 12,395人 5,169円(1,861円) 1.96% (0.70%)	69組合 11,783人 4,280円(1,719円) 1.79% (0.71%)
～99人	967組合 49,072人 8,333円(5,461円) 3.36% (2.24%)	80組合 4,029人 3,967円(1,633円) 1.61% (0.64%)	84組合 4,292人 3,511円(1,464円) 1.52% (0.62%)
規模計	3,186組合 2,320,523人 10,995円(6,474円) 3.69% (2.20%)	229組合 135,749人 5,164円(2,090円) 1.88% (0.75%)	220組合 148,731人 4,162円(1,536円) 1.71% (0.62%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第7回 回答集計結果(令和5年7月5日)

		単純平均		加重平均		
		賃上げ額	引上げ率	平均時給	賃上げ額	賃上げ率
時給	377組合 808,108人	賃上げ額	39.74 (21.37円)	52.78円 (23.43円)		
		引上げ率	—	5.01% (2.29%)		
		平均時給	1,091.78円 (1,057.31円)	1,095.67円 (1,047.00円)		
月給	136組合 29,553人	賃上げ額	6,647円 (3,728円)	6,828円 (3,997円)		
		賃上げ率	3.09% (1.75%)	3.18% (1.85%)		

- (注) ()内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円(7,430円) 3.91% (2.27%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和4年5月20日付 第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円(5,219円) 2.94% (1.97%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和4年6月10日付 第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)

一時金		2023年回答			2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.34ヶ月		0.01ヶ月	2.33ヶ月	
		2,675組合	1,777,471人		2,509組合	1,820,757人
	回答額	717,421円		9,102円	708,319円	
		2,009組合	1,175,981人		1,862組合	1,030,274人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		0.00ヶ月	4.87ヶ月	
		2,213組合	1,960,479人		2,018組合	1,827,428人
	回答額	1,588,396円		28,351円	1,560,045円	
		1,344組合	1,127,836人		1,237組合	1,080,221人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		令和2年				令和3年				令和4年				令和5年		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	2
	非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	10
大企業	製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9
	非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	20
中堅企業	製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	2
	非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	12
中小企業	製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-1
	非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	7

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年6月調査の時点で、9,147社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	8.0	-6.8
	非製造業	-30.4	35.8	24.0	-4.9
大企業	製造業	-1.4	53.7	11.7	-7.0
	非製造業	-37.9	44.4	32.7	-5.3
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-3.4	-8.4
	非製造業	-23.9	31.6	18.0	-5.0
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-7.8	-2.2
	非製造業	-16.1	21.8	8.4	-3.5

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.64	7.88
	非製造業	3.61	4.85	5.57	5.21
大企業	製造業	7.48	10.48	10.52	9.59
	非製造業	4.22	6.31	7.61	7.05
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.55	4.93
	非製造業	3.03	3.73	4.11	3.81
中小企業	製造業	3.70	4.87	4.24	4.06
	非製造業	3.18	3.70	3.79	3.64

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	
	神奈川	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	
	大阪	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	
	愛知	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	
	埼玉	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	
B ランク	千葉	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	
	兵庫	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	
	京都	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	
	茨城	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	
	静岡	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	
	富山	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	
	広島	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	
	滋賀	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	
	栃木	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	
	群馬	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	
	宮城	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	
	山梨	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	
	三重	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	
	石川	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	
	福岡	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	
	香川	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	
	岡山	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	
	福井	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	
	奈良	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	
	山口	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	
	長野	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	
	北海道	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	
	岐阜	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	
	徳島	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	
	福島	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	
	新潟	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	
	和歌山	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	
愛媛	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7		
島根	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8		
C ランク	大分	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	
	熊本	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	
	山形	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	
	佐賀	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	
	長崎	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	
	岩手	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	
	高知	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	
	鳥取	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	
	秋田	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	
	鹿児島	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	
	宮崎	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	
	青森	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	
沖縄	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均＝100）										
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ラン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	
	神 奈 川	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	
	大 阪	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	
	愛 知	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	
	埼 玉	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	
B ラン ク	千 葉	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	
	兵 庫	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	
	京 都	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	
	茨 城	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	
	静 岡	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	
	富 山	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	
	広 島	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	
	滋 賀	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	
	栃 木	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	
	群 馬	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	
	宮 城	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	
	山 梨	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	
	三 重	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	
	石 川	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	
	福 岡	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	
	香 川	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	
	岡 山	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	
	福 井	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	
	奈 良	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	
	山 口	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	
長 野	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5		
北 海 道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1		
岐 阜	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2		
徳 島	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2		
福 島	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3		
新 潟	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4		
和 歌 山	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2		
愛 媛	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1		
島 根	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6		
C ラン ク	大 分	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	
	熊 本	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	
	山 形	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	
	佐 賀	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	
	長 崎	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	
	岩 手	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	
	高 知	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	
	鳥 取	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	
	秋 田	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	
	鹿 児 島	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	
	宮 崎	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	
	青 森	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	
沖 縄	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

令和5年7月20日（木）15時～
於 航空会館201号室（2階）

第3回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

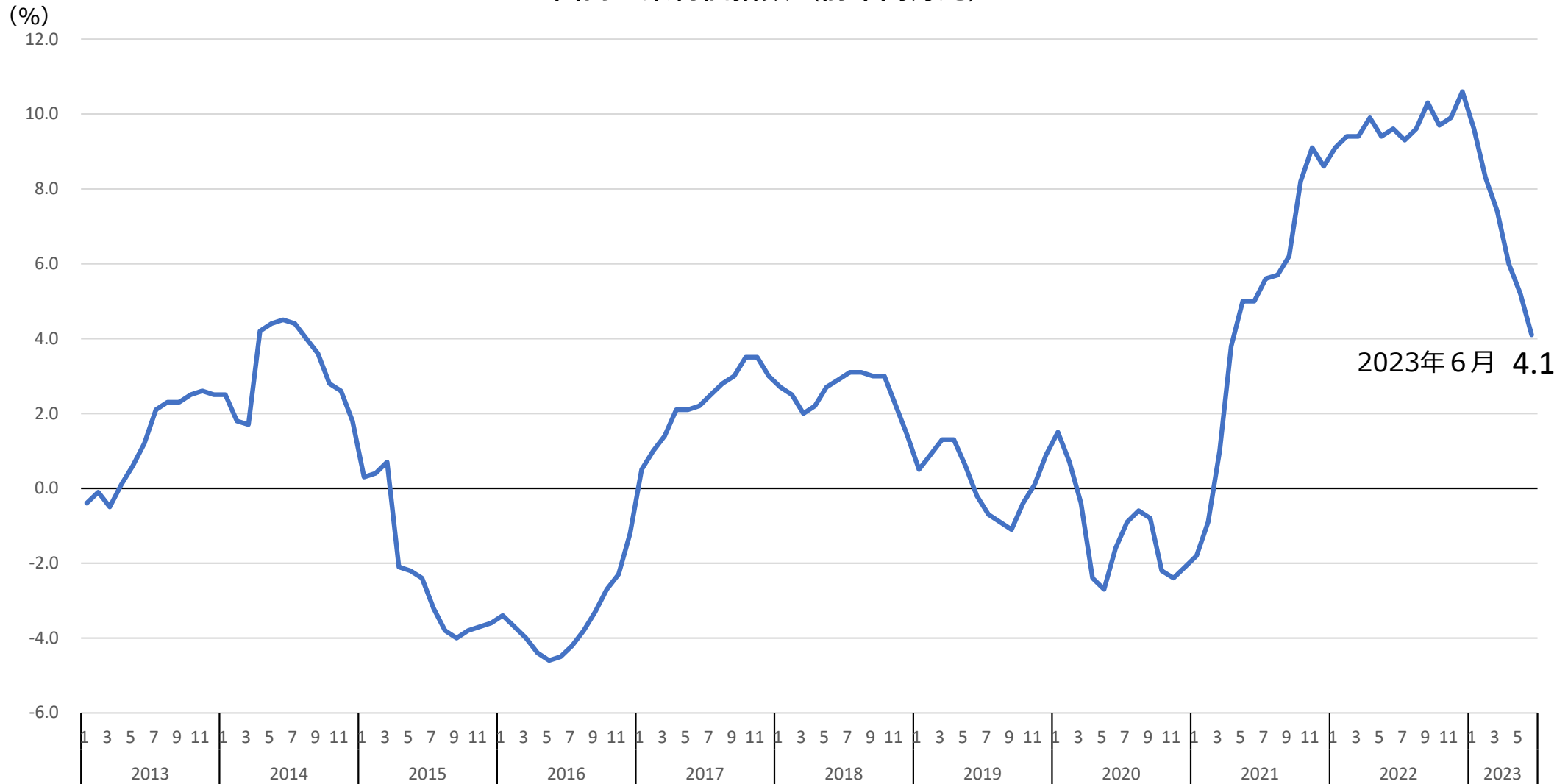
以上

足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年6月には、-11.3%となった。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1～3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4～6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7～9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10～12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
4～6月					119.4	△ 0.3										
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	31.84	104.7	1.0	98.6	0.8	13.55
6月					119.0	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。5月は速報値である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和5年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

令和5年7月26日（水）13時～
於 東京労働局1-2会議室（11階）

第4回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 委員からの追加要望資料

参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

委員からの追加要望資料

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

(単位：%)

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

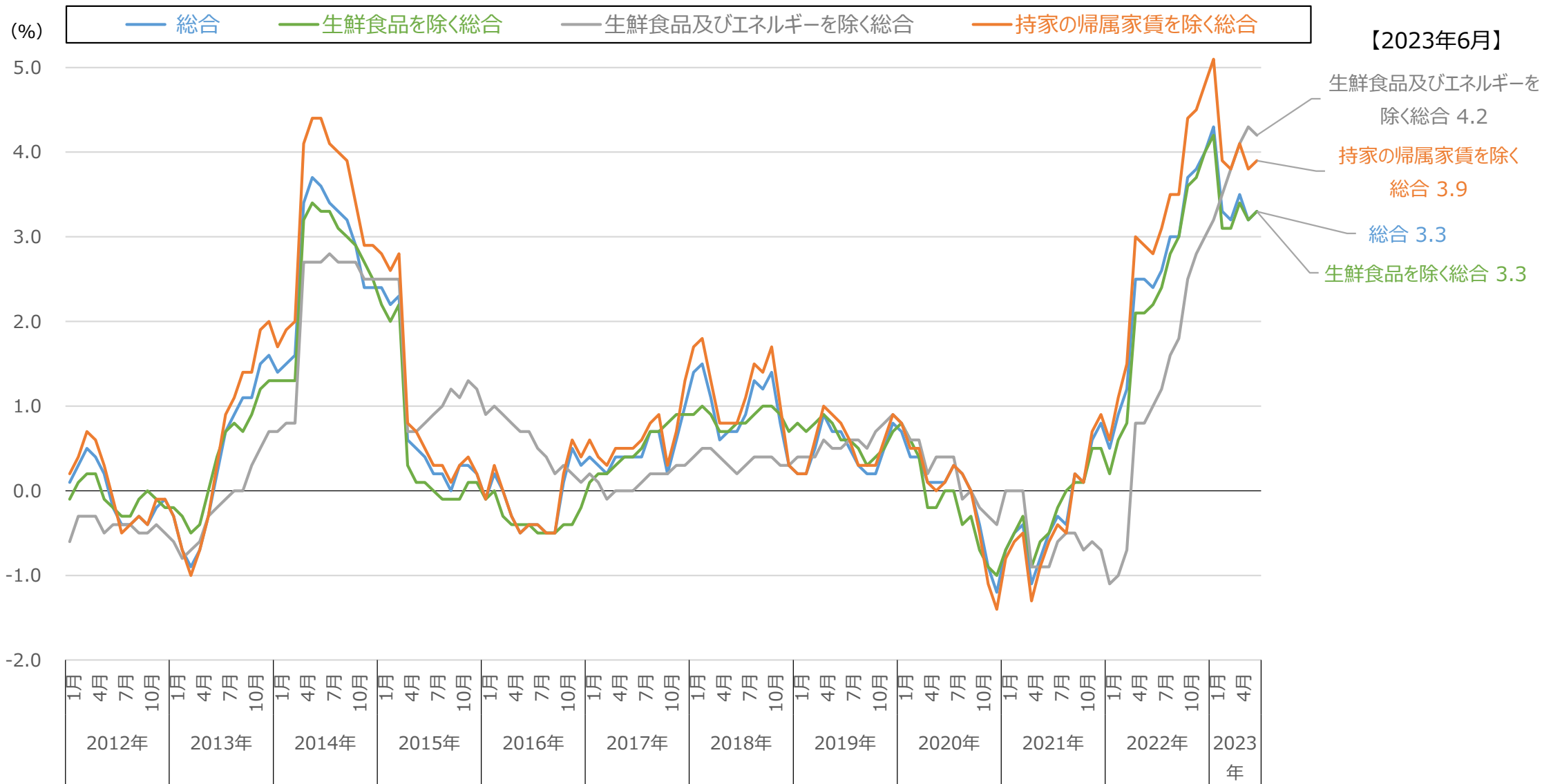
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

足下の経済状況等に関する補足資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



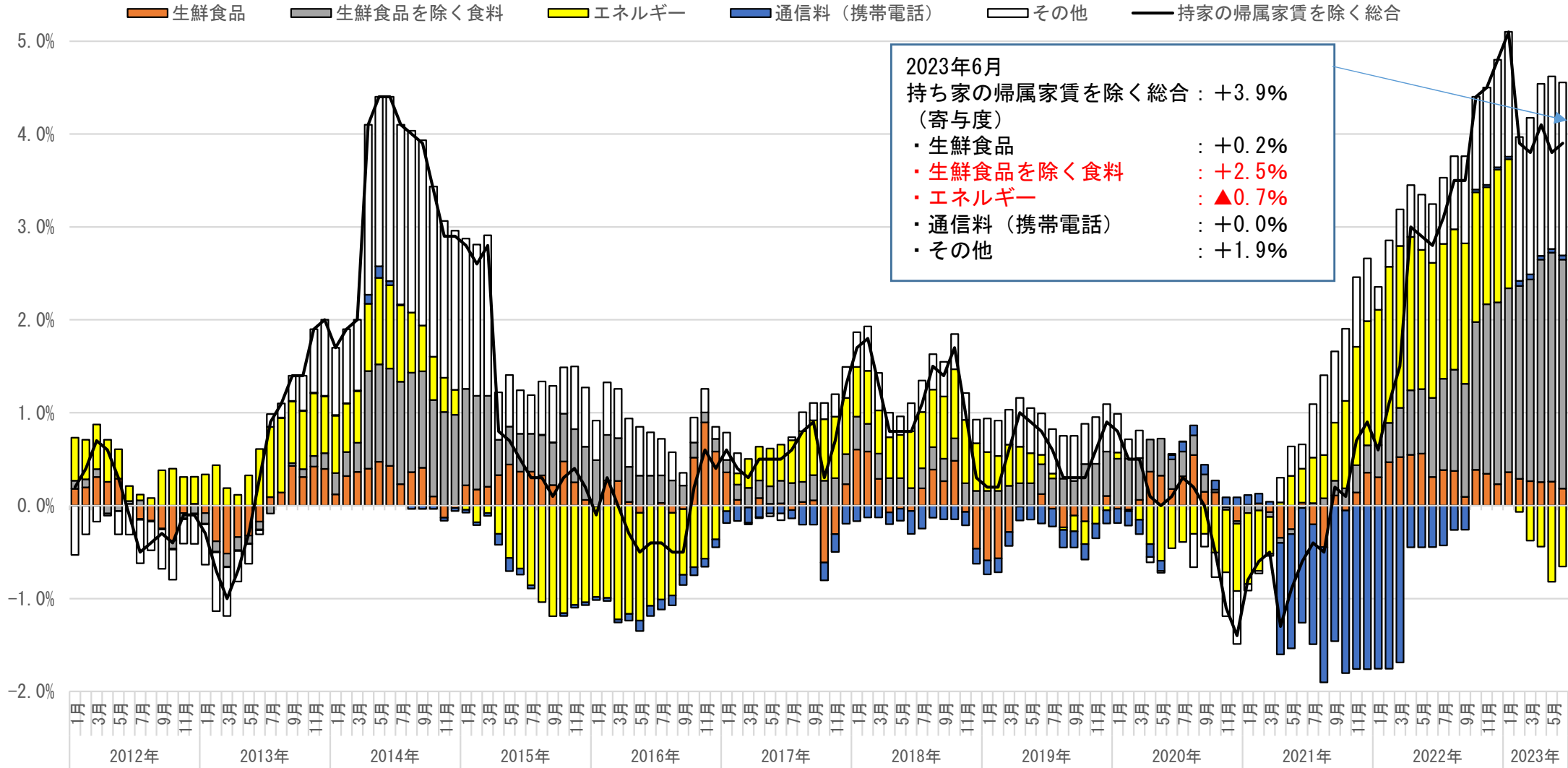
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

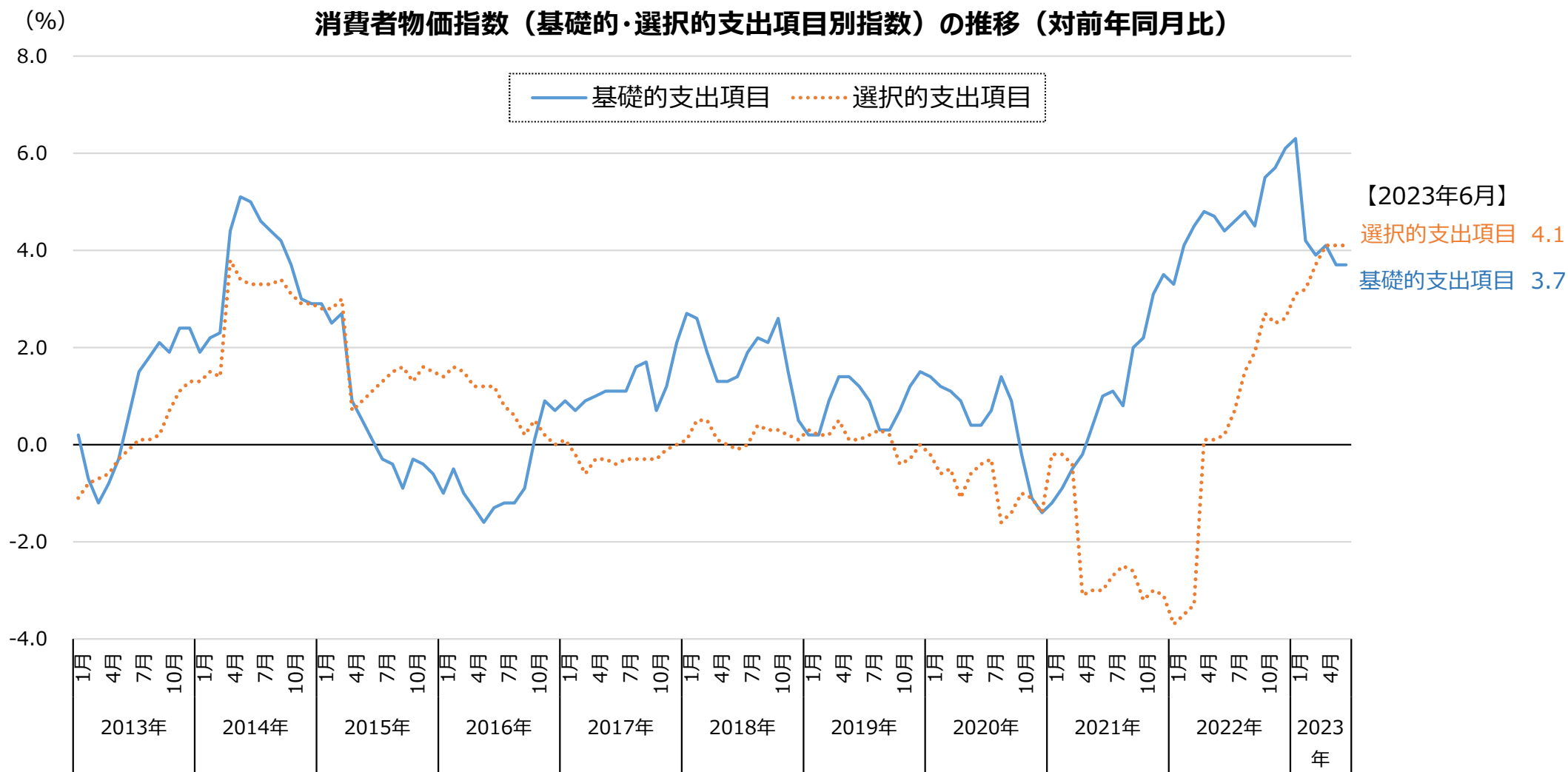


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

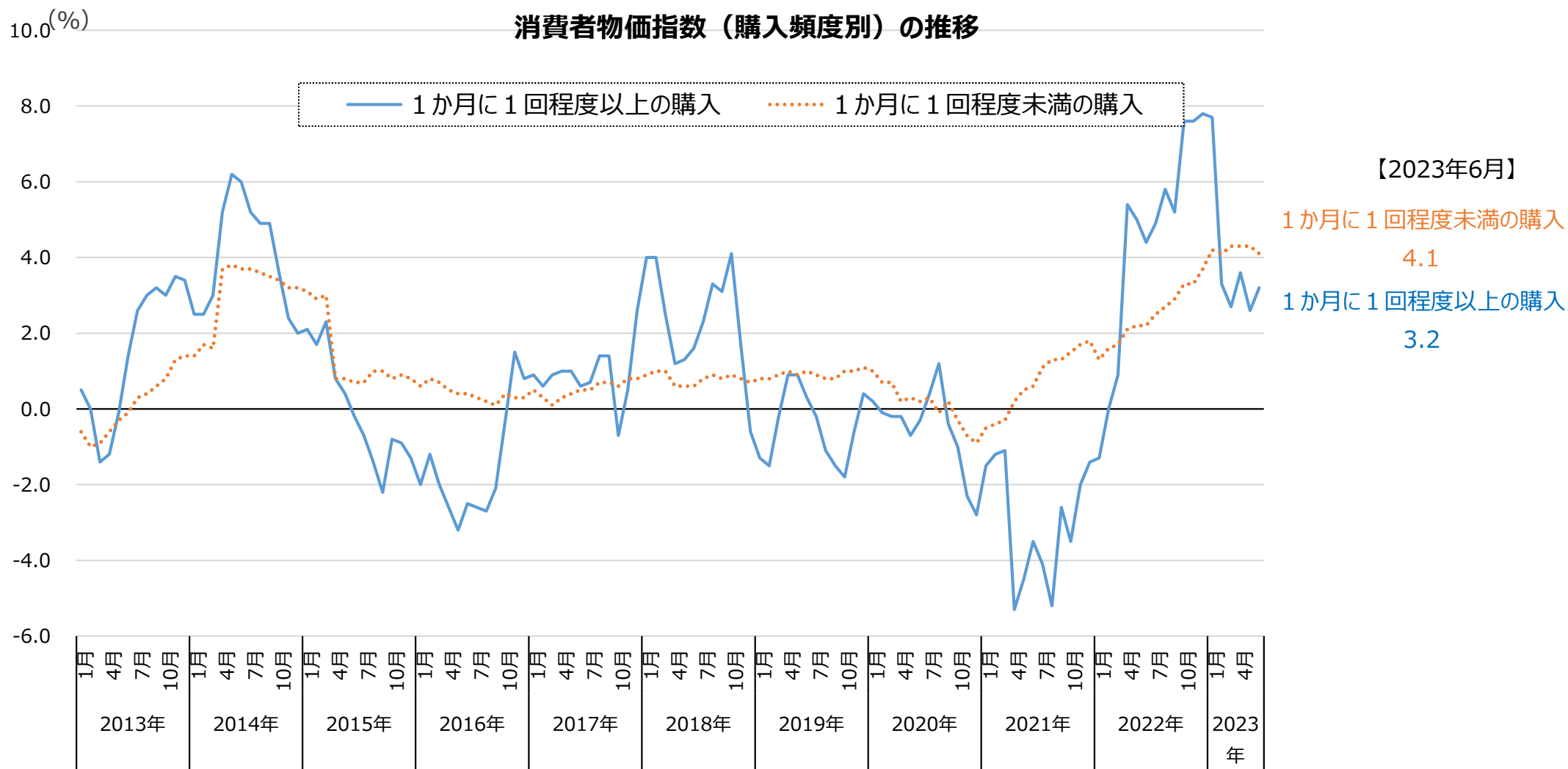


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+3.2%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+4.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
4~6月			106.0	0.9	119.4	△ 0.3										
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.8	1.6	98.7	1.5	31.81	106.4	2.6	100.3	2.6	13.55
6月			106.1	0.1	119.0	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和5年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年 平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ランク	東京	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0	3.9
	神奈川	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9	4.1
	大阪	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2	4.0
	愛知	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1	4.0
	埼玉	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8
B ランク	千葉	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5	4.4
	兵庫	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2	4.0
	京都	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0	3.7
	茨城	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0	4.2
	静岡	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9	3.9
	富山	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9	4.3
	広島	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4	3.7
	滋賀	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9	2.9
	栃木	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1	3.8
	群馬	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8	3.6
	宮城	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0	4.5
	山梨	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0	4.1
	三重	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7	3.3
	石川	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5	4.3
	福岡	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6	2.9
	香川	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	3.8
	岡山	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7	3.5
	福井	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1	4.5
	奈良	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0	3.5
	山口	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9	3.5
	長野	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6	3.6
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0	4.3
	岐阜	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1	3.9
	徳島	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	3.4
	福島	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3	4.0
	新潟	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	3.5
	和歌山	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2	2.9
愛媛	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	4.2	
大分	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	3.8	
C ランク	熊本	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6	3.1
	山形	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8	3.9
	佐賀	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	3.8
	長崎	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0	3.3
	岩手	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8	3.4
	高知	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9	4.1
	鳥取	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	4.3
	島根	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1	4.7
	秋田	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6	4.3
	鹿児島	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9	3.0
	宮崎	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3	3.4
	青森	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7	3.4
沖縄	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。